

平成 23 年度

外務省政策評価書

(平成 22 年度に実施した施策に係る評価書)

平成 23 年 8 月

外 務 省

目 次

[総括・概要]

平成 23 年度の政策評価の概観と評価の改善点	3
評価結果一覧	10

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

政策評価シートの記載内容	17
--------------	----

基本目標Ⅰ 地域別外交

Ⅰ—1 アジア大洋州地域外交	23
Ⅰ—2 北米地域外交	87
Ⅰ—3 中南米地域外交	117
Ⅰ—4 欧州地域外交	135
Ⅰ—5 中東地域外交	169
Ⅰ—6 アフリカ地域外交	189

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組	207
Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	255
Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	263
Ⅱ—4 国際経済に関する取組	283
Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組	331
Ⅱ—6 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	355

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

Ⅲ—1 海外広報，文化交流	361
Ⅲ—2 報道対策，国内広報，IT 広報	385

基本目標Ⅳ 領事政策

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1 経済協力	443
Ⅵ—2 地球規模の諸問題への取組	451

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

政府開発援助に係る未着手・未了案件

(1) 未着手案件	487
(2) 未了案件	493

[成果重視事業に関する政策評価]

○国際機関邦人職員の増強	529
(Ⅱ—1—5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現)	

○在外選挙人登録推進（Ⅳ―1 領事サービスの充実）	531
○領事業務の業務・システムの最適化事業（Ⅳ―1 領事サービスの充実）	536
○内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築	538
（Ⅴ―2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革）	
○在外経理システムの整備	540
（Ⅴ―2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革）	

[事前評価]

（1）無償資金協力	545
（2）有償資金協力	547

[総括・概要]

平成 23 年度の政策評価の概観と評価の改善点

1 はじめに

外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする（外務省設置法第3条）。

外務省は、平成 22 年度においても、限られた投入資源（予算、定員）を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施した。本書は、その政策評価を行ったものであるが、これを PDCA サイクルの中で予算・定員・機構要求へ反映し、また、後年における政策の展開に活用することを念頭に置いている。

外交政策は、必ずしも政策効果の定量的な把握になじむものでなく、むしろ定性的に説明せざるを得ない場合が多いが、可能なものについては定量的な把握を試みた。また、前回同様、国民へのサービス向上に向けた領事サービスの強化等の業務の改善について、「IV-1 領事サービスの充実」において最新のアンケート調査の成果も含めた評価を行い、より分かりやすい評価に努めた。平成 23 年度の外務省による政策評価については、下記 2 において概要を説明しており、平成 23 年度政策評価における改善点は 3 及び 4 を参照いただきたい。今回は、政府における他の類似の取組（例 行政事業レビュー）との役割分担を図りつつ政策評価の改善が検討されていることを踏まえ、評価作業の合理化を図る観点から、事務事業評価は行わないこととした。同時に、総務省から提案された政策評価の「標準様式」を参考にして、外務省における政策評価で取り入れられる項目を追加した。施策レベル評価における予算の状況についての記述はその一例である。

今後、東日本大震災関連業務の量が減少するのに伴い、平成 24 年度以降の政策評価の在り方について改めて議論が進んでいくと考えられる。その際、平成 23 年度における改善のための試行的取組から得られた教訓や改善すべき点等と共に行政事業レビューとの有機的な連携についても更に検討されていくと考えられる。外務省としても、よりよい政策評価に向けた中央省庁全体での取組に参加する一方、類似の作業の重複やいわゆる「評価疲れ」といった外務省の本来の業務に支障を来すことのないよう効率的な評価につながるようなやり方について、引き続き検討していきたい。

2 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成9年12月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成13(2001)年1月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入された。同年6月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、政策評価法)が制定され、平成14年4月1日から施行された。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられた。

(2) 政策評価に関する基本の方針(基本計画・実施計画)

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成14年度から政策評価を実施している。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」(現行の計画期間は平成20年度から平成24年度まで。以下「基本計画」。)及び「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」(平成22年4月1日から23年3月31日までに実施した施策を対象。以下「実施計画」。)を定めている。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されている。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めている。この基本計画は、5年間の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項等を定めている。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標、事務事業等を定めている。

(3) 外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、一次評価を個別の施策を所管する各局・部の課室(以下「施策所管局課」)が担当し、その二次評価を評価総括組織(考査・政策評価官、官房総務課、会計課及び総合外交政策局総務課、政策企画室)が担当することになっている。

ア 施策所管局課

各施策所管局課は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの局課が担当す

る外交政策について、年度末の時点で1年を振り返って自己評価を行う。施策所管局課は、主に過去1年間の取組実績やその成果を施策の目標（小目標）と照らし合わせ、目標に向けた進ちょく状況を中心に分析、評価する。

イ 評価総括組織（考査・政策評価官，官房総務課，会計課，総合外交政策局総務課，政策企画室）

評価シートについては各施策所管局課が作成している段階から考査・政策評価官室が助言・意見交換を行うとともに、取りまとめ作業を行う。取りまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課や会計課，総合外交政策局とともに、施策所管局課の評価結果に対する総合的な審査を行う。

ウ 第三者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっているが、評価の客観性を確保するために、第三者の知見を活用することが求められている。外務省でも、平成15年度から、政策評価法第3条第2項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ」（下記3（4）参照）を設置している。アドバイザー・グループに対しては、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改定について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取している。

また、施策所管局課が自己評価に基づき政策評価を行った際にも、当該評価又は評価対象施策について外部有識者からの意見聴取を行い（評価シートにおける「第三者の所見」参照）、客観性の確保に努めている。

3 平成23年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

（1）基本計画

今回の政策評価は、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする「基本計画」（平成23年3月31日改定が最新のもの）に基づき実施されている。この「基本計画」は、前の「基本計画」の内容をおおむね踏襲しながらも、計画期間の3年から5年への延長、規制の事前評価及び政策評価と予算・決算との連携等、政策評価をめぐる最近の動向も取り入れたものとなっている。

(2) 平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）外務省政策評価実施計画の概要

外務省は、平成 22 年 4 月、「平成 23 年度（平成 22 年度を対象とした）政策評価実施計画」を公表した。今回の政策評価は、この実施計画に基づいて行われている。実施計画は、前回に引き続き、政策評価と予算との連携^(注)を念頭に作成した。

(注) 予算の PDCA サイクルを確立し、政策評価の結果を予算編成に反映できるよう組み立てており、外務省の政策評価においては、政策評価の体系（基本目標－施策）と予算書・決算書の表示科目（項－事項）を合致させることとなっている。

(3) 政府開発援助（ODA）に関する政策評価

政府開発援助（ODA）に関しては、政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れて評価が行われている。

我が国の ODA に関する評価は、①我が国の ODA の基本政策（国別援助計画、重点課題別政策等）を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象としたプロジェクト評価がある。

一方、政策評価書では、政策評価と予算との連携を踏まえ、ODA 全体についての評価を行った（施策 VI－1）。また、従来同様、政策評価法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロにより事後評価が義務づけられている ODA に係る未着手・未了案件についても、当該案件の貸付を引き続き実施するか、貸付を中止するかを明らかにする形の評価を行った。

外務省以外にも、実施機関である JICA（独立行政法人国際協力機構）や ODA 関係省庁が ODA に関する評価を実施している。

（参考：外務省及び JICA のホームページ・アドレス）

外務省（ODA）→ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

JICA→ <http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(4) 外務省政策評価アドバイザー・グループについて

外務省では、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価及び外交に関わる有識者で構成される「外務省政策評価アドバイザー・グループ」会合を適時に開催し、意見聴取に努めている。今回の政策評価書作成に関しても、3 月、同会合を開催する予定であったが、直前に発生した東日本大震災により、見合わせざるを得なかった（ただし、今回の政策評価書の構成、フォーマット改善案等について、有識者に事前に送付していたところ、特に異論は出されなかった）。

4 評価書の構成・評価シートの改善点

平成 23 年度外務省政策評価書（平成 22 年度に実施した施策に係る政策評価）においては、今後の政策評価の改善に向けた動き等を踏まえつつ、評価書の構成や評価シートを以下のとおりとし、必要な改善を行った。

（１）評価書の構成

「施策レベル評価版」のみを作成し、より簡潔な政策評価の実施を目指した。

（２）[施策レベル評価] の評価シート

ア 施策レベルの評価の実施

評価は、課室単位（具体的施策）を基本として行っているが、概ね局単位でまとまっている施策については、各施策を構成する具体的施策の評価を基に施策レベルの評価も行っている。

なお、施策Ⅱ－２，Ⅱ－６，Ⅳ－１～３，Ⅴ－１～２，Ⅵ－１及びⅦ－１～３については、課室単位での評価がそのまま施策レベルの評価となっている。

総務省からの「標準様式」の提案を踏まえ、予算の状況や施策と関連する主要な演説の具体的な言及部分等を新たに追加した。

イ 評価シートの内容面での改訂

具体的施策に関連のある主要な演説等について、実際の文言を追加して記述することとした一方、「標準様式」との整合性や評価作業の簡素化も念頭に、「評価結果の政策への反映」に関する項目としては「今後の方針」を記述するに留めた。

5 評価の結果

施策所管局課による自己評価の結果は以下のとおりであった。今回の政策評価では、前回に引き続き、平成 22 年度（評価対象年度）の具体的な目標（小目標）を設定することにより、施策の進展状況がより具体的で分かりやすいものとなるよう工夫した。

内容に関しては、平成 22 年 11 月の日本 APEC の開催やその成果に関する広報及び発信活動で積極的な評価が行われた。また、COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）の日本開催も我が国が地球規模での環境問題に積極的に貢献する場となったとして前向きに評価された。核軍縮・不拡散分野における我が国の積極的な貢献、入国管理上問題のない外国人に対する査証発給要件の緩和や新たな種類のビザ発給の開始も前回以上の評価に結びついた。

その一方、尖閣諸島や北方領土をめぐる問題の影響により中国やロシアとの二国間関係の評価は、前年度より一段階低い結果となった。

平成 23 年 3 月の東日本大震災の影響も見られた。我が国で起こった未曾有の災害に対する支援等が米国、カナダ、ロシア等から表明・実施されたことや東京電力福島第一原発事故に係る我が国の IAEA との協力についても評価がなされた。また、これまで我が国が続けてきた地道な国際協力が今回の大震災に際しての国際的な支援に結びついたのではないかとの評価もあった。

（施策の評価）

施策数	「達成」	「相当な進展」	「進展」	「一定の進展」	「殆ど進展見られず」
57	—	25	29	3	—

6 今後の改善点

平成 23 年 2 月、総務省から、行政事業レビューとの有機的連携や役割分担また、政策の企画立案や予算要求等に際し、より使える政策評価となるよう、評価様式の統一、「事前分析表」の作成と事後評価への関連付け等、政策評価の改善のための方策が提案された。

その後、省庁間で検討していたが、3 月 11 日の東日本大震災の発生で協議が一時中断した。最終的に、4 月下旬、各府省において大震災への取組に支障が生じないように、政策評価については適切な対応に努めることとされ、平成 23 年度は、試行的取組として改善に向けた対応をとることとなった。

今後、平成 24 年度以降の政策評価の在り方について改めて議論が進んでいくと考えられる。その際、平成 23 年度における試行的取組を通じて得られた教訓や改善すべき点等とともに行政事業レビューとの有機的な連携についても検討されることとなろう。外務省としても、よりよい政策評価に向けた中央省庁全体での取組に参加するとともに、類似の作業の重複や一次評価を行

う各課室の負担増につながらないような効率的な評価のあり方について、引き続き検討していく必要がある。その際、政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティ）や業務の自己改革のための一助）について、省員各自の認識が深まり、より質の高い政策評価が実施されるよう、省員全体の意識を高めていくことが重要である。

【評価結果】一覧

「目標を達成した。」	★★★★★
「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」	★☆☆☆☆

基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１、Ⅱ－３～Ⅱ－５）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値（小数点以下四捨五入）である。

基本目標Ⅰ：地域別外交

施策Ⅰ－１	アジア大洋州地域外交	★★★☆☆
Ⅰ－１－１	東アジアにおける地域協力の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－２	朝鮮半島の安定に向けた努力	★★☆☆☆
Ⅰ－１－３	未来志向の日韓関係の推進	★★★☆☆
Ⅰ－１－４	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	★★☆☆☆
Ⅰ－１－５	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－６	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－７	南西アジア諸国との友好関係の強化	★★★★☆
Ⅰ－１－８	大洋州地域諸国との友好関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ－２	北米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－２－１	北米諸国との政治分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－２	北米諸国との経済分野での協力推進	★★★★☆
Ⅰ－２－３	米国との安全保障分野での協力推進	★★★☆☆

施策Ⅰ－３	中南米地域外交	★★★★☆
Ⅰ－３－１	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	★★★★☆
Ⅰ－３－２	南米諸国との協力及び交流強化	★★★★☆

施策Ⅰ—４	欧州地域外交	★★★★☆
Ⅰ—４—１	欧州地域との総合的な関係強化	★★★★☆
Ⅰ—４—２	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	★★★★☆
Ⅰ—４—３	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	★★☆☆☆
Ⅰ—４—４	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ—５	中東地域外交	★★★★☆
Ⅰ—５—１	中東地域安定化に向けた働きかけ	★★★★☆
Ⅰ—５—２	中東諸国との関係の強化	★★★★☆

施策Ⅰ—６	アフリカ地域外交	★★★★☆
Ⅰ—６—１	TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進	★★★★☆
Ⅰ—６—２	日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	★★★★☆

基本目標Ⅱ：分野別外交

施策Ⅱ—１	国際の平和と安定に対する取組	★★★★☆
Ⅱ—１—１	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	★★★★☆
Ⅱ—１—２	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	★★★★☆
Ⅱ—１—３	国際平和協力の拡充，体制の整備	★★★★☆
Ⅱ—１—４	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	★★★★☆
Ⅱ—１—５	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現	★★★★☆
Ⅱ—１—６	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ—２	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	★★★★☆
-------	-----------------	-------

施策Ⅱ—３	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	★★★★☆
Ⅱ—３—１	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	★★★★☆
Ⅱ—３—２	科学技術に係る国際協力の推進	★★★★☆

施策Ⅱ—4	国際経済に関する取組	★★★★☆
Ⅱ—4—1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	★★★★☆
Ⅱ—4—2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	★★★★☆
Ⅱ—4—3	重層的な経済関係の強化	★★★☆☆
Ⅱ—4—4	経済安全保障の強化	★★★☆☆
Ⅱ—4—5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	★★★☆☆
Ⅱ—4—6	アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展	★★★★☆

施策Ⅱ—5	国際法の形成・発展に向けた取組	★★★★☆
Ⅱ—5—1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	★★★★☆
Ⅱ—5—2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	★★★★☆
Ⅱ—5—3	経済・社会分野における国際約束の締結・実施	★★★☆☆

施策Ⅱ—6	的確な情報収集及び分析, 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	★★★☆☆
-------	------------------------------------	-------

基本目標Ⅲ：広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1	海外広報，文化交流	★★★☆☆
Ⅲ—1—1	海外広報	★★★☆☆
Ⅲ—1—2	国際文化交流の促進	★★★☆☆
Ⅲ—1—3	文化の分野における国際協力	★★★☆☆

施策Ⅲ—2	報道対策，国内広報，IT 広報	★★★★☆
Ⅲ—2—1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	★★★★☆
Ⅲ—2—2	効果的な IT 広報の実施	★★★★☆
Ⅲ—2—3	効果的な外国報道機関対策の実施	★★★☆☆

基本目標Ⅳ：領事政策

施策Ⅳ—1	領事サービスの充実	★★★★☆
施策Ⅳ—2	海外邦人の安全確保に向けた取組	★★★★☆
施策Ⅳ—3	外国人問題への対応強化	★★★★☆

基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化

施策Ⅴ—1	外交実施体制の整備・強化	★★★★☆
施策Ⅴ—2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	★★★★☆

基本目標Ⅵ：経済協力

施策Ⅵ—1	経済協力	★★★★☆
施策Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	★★★★☆
Ⅵ—2—1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	★★★★☆
Ⅵ—2—2	環境問題を含む地球規模問題への取組	★★★★☆

基本目標Ⅶ：分担金・拠出金

施策Ⅶ—1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	★★★★☆
施策Ⅶ—2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	★★★★☆
施策Ⅶ—3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	★★★★☆

[実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

評価シートの記事内容

(具体的) 施策レベル評価シート

〇-〇- (〇) (施策名)

(施策所管課名) (課室長名)

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	【小目標】 1 2
	(施策と関係ある施政方針演説等の名称, 実施日, 具体的な引用部分を記述)
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等 内閣の重要政策) (主なもの)	
施策の概要	

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて……………」

(理由)

課題

施策の必要性

施策の有効性

施策の効率性

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度

単位：人（本省職員）

外部要因**目標の達成状況**

評価の切り口 1：

評価の切り口 2：

今後の方針**事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）**

- ①
- ②
- ③

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）**政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報**

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

[(具体的) 施策レベル評価シート] における【評価結果】の記載

評価対象となる施策の目標として掲げたことが達成されたかどうかについて、下記の5つの表現を使い類型化して記述する。

- A 目標を達成した。
- B 目標の達成に向けて
- | | | |
|---|--------------|-------|
| { | (1) 相当な進展 | があった。 |
| | (2) (普通の) 進展 | |
| | (3) 一定の進展 | |
- C 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。

A 目標を達成した。

→この場合、今後の施策の目標を新たに設定する必要がある。今後の施策の方向性などについて要記述。

B 目標の達成に向けて

{	(1) 相当な進展	があった。
	(2) (普通の) 進展	
	(3) 一定の進展	

(1) 相当な進展

事前に想定していたよりも、大きな進展があった場合

→外交努力により、想定以上の成果が得られた。

例 [想定していた以上に交渉が進み] 条約締結に至った

国際的な問題に対する具体的な取組開始 (+我が国もその実現に向け大きく貢献した)

人的交流の倍増・大幅な増加

(2) (普通の) 進展

事前に想定していた通りの進展があった場合

→外交努力により、予想していた成果が得られた。

例 [順調に交渉が進み] 予定されていた条約を締結

国際的な問題に対する具体的な取組開始 (+我が国もその実現に向け大きく貢献した)

人的交流事業の円滑な実施

予定していた我が国提出の国連決議の採択

* 上記取組に対する各国要人の積極的な評価が見られたことへの言及も可

(3) 一定の進展

事前に想定していたよりも少ない進展しかなかった場合

→例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外部要因）などにより、条約の締結にまでは至らなかった。したがって、今後、・・・のような取組を強化するなど政策を見直していく方針。

C 目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。

事前に想定していたよりもはるかに少ない進展しかなかった場合

→例 成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外部要因）など、極めて困難な事情により、条約の交渉がほとんど進まなかった。（以下、今後の取組方針の見直しなど、改善を要する点について記述する。）

[(具体的) 施策レベル評価シート] における投入資源の記載

(1) 予算

予算	平成 22 年度	平成 23 年度

単位：百万円

当該評価対象施策を実施するために構成される予算を、共通経費を除いた形で百万円単位で記載する。なお、当該評価対象施策を構成する予算が(組織) 外務本省と(組織) 在外公館にそれぞれ計上されている場合は、双方を合算した金額で記載する。

平成 22 年度予算額は補正後予算額を、平成 23 年度予算額は当初予算額を記載する。

特に予算を計上していない場合は「－」と記載する。

(2) 人的投入資源

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度

単位：人（本省職員）

人的投入資源に含まれるもの

人的投入資源とは、各施策を実施するために投入された各施策所管課（室）の人的資源（定員ベース）を合計したもの（各施策所管課（室）全体の業務に占める割合も踏まえ記載）。本省の局幹部以上は含まれない。また、在外公館の定員も含まない。

なお、外務省においては施策所管課（室）に加え、他部局の協力・連携の下で実施する性格の施策が多いが、全体についての算出が困難なことから、施策所管課（室）の人数に限定する。

基本目標 I 地域別外交

施策 I — 1	アジア大洋州地域外交	25
----------	------------	----

具体的施策

I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	42
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	48
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進	53
I-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	58
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	64
I-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	70
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	76
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	82

I - 1 アジア大洋州地域外交

評価担当課室名	業務内容
アジア大洋州局 地域政策課	アジア地域における総合的な外交政策
北東アジア課	韓国, 北朝鮮に関する外交政策
中国・モンゴル課	中国, モンゴルに関する外交政策
南部アジア部 南東アジア第一課	ベトナム, カンボジア, タイ, ミャンマー, ラオスに関する外交政策
南東アジア第二課	インドネシア, シンガポール, 東ティモール, フィリピン, ブルネイ, マレーシアに関する外交政策
南西アジア課	インド, スリランカ, ネパール, パキスタン, バングラデシュ, ブータン, モルディブに関する外交政策
アジア大洋州局 大洋州課	バヌアツ, オーストラリア, キリバス, サモア, ソロモン諸島, ツバル, トンガ, ナウル, ニュージーランド, パプアニューギニア, パラオ, フィジー, マーシャル, ミクロネシアに関する外交政策

I-1 アジア大洋州地域外交

施策の概要

- I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化
- I-1-2 朝鮮半島の安定に向けた努力
- I-1-3 未来志向の日韓関係の推進
- I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
- I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
- I-1-6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
- I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化
- I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

評価の結果

施策 I-1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I-1-1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-1-2	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
I-1-3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I-1-4	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
I-1-5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-1-6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-1-7	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-1-8	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

人口減少、少子・高齢化、財政赤字などの国内課題が山積している中で、日本が発展し、成長を遂げて行くには、成長著しいアジアとともに平和、安定及び繁栄を目指していくことが必要である。他方で、東アジア地域においては、中国やインドをはじめとするアジアの新興国の台頭により地域環境の変化が生じており、また、北朝鮮による核・ミサイル開発問題といった懸念材料や、資源の争奪などを背景とした緊張関係や各国が自国の利益のみを追求する傾向など、不安定かつ不確実な要素をはらんでいる。さらに、災害、インフラ不足、環境問題、格差是正といった地域の課題も依然として存在する。このような中で、日本の平和、安定及び繁栄を実現していくには、開放的かつ透明性の高い地域協力を推進し、地域の予見可能性を高め、我が国が有する資金・技術・知恵・経験を活用して地域の課題解決に取り組み、地域の平和、安定及び繁栄の確保に努めていくことが必要である。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際社会の不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、

我が国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため全力を尽くして取り組む必要がある。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

日韓両国は、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的価値を共有する最も大切な隣国関係にあり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、ひいては国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化しており、両国の相互依存関係が強まっている。日中関係は両国にとってもっとも重要な二国間関係のひとつであるとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の内容の更なる充実、具体化を進展させることが重要である。他方、平成 22 年 9 月の尖閣諸島周辺領海内での中国漁船衝突事件をきっかけに悪化した両国の国民感情の問題など、両国間には様々な懸案が引き続き存在している。これらの解決のためには、両国ハイレベルから草の根まであらゆるレベル・分野での対話と交流が必要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアアースを豊富に有しており、資源外交の有力な相手国として、また国際場裏におけるパートナー国としての重要性が増しており、政治的及び経済的関係のさらなる強化が必要である。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民流出の源であり、アジア地域でのもっとも不安定な地域の一つであった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、2015 年の ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

6 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値をおおむね共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場、さらには大きなインフラ需要が見込まれるなど、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有する。さらに、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

- (1) 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約 16 億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。特に年率 8% を上回る経済成長を遂げているインドは、12 億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配と行った我が国と共通の価値を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での更なる関係強化が求められる。
- (2) 一方、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱である。こうした状況の中、我が国が南西アジア地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築を支援し、さらにはしばしば発生する自然災害に対して迅速な人道・復旧支援を行うことは、同地域の安定と繁栄に資するものであると同時に、我が国にとっても極めて重要である。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係を強化することは、国連改革等、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持を得るために極めて重要である。

施策の有効性

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジア地域では、ASEAN、EAS、ASEAN+3 等の地域の枠組が重層的に展開され、それぞれ機能的協力が進展している。また、2015 年までの ASEAN 統合や、平成 23（2011）年からの EAS への米国及びロシアの正式参加など、地域協力の拡大・深化が進んでいる。他方で、同地域は政治体制、経済の発展段階、文化、宗教を始め多様性に富んでいる。さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災をはじめとして、自然災害が域内で多発し、防災分野での協力の必要生が改めて浮き彫りとなった。そのため、アジア大洋州における地域協力の推進にあたっては、開放性と透明性を確保し、幅広いパートナーとの緊密な協力を確保するとともに、分野毎での機能的協力をより一層促進していくことが有効である。また、東アジア地域では、ASEAN を中心に、自由貿易協定（FTA）等の経済分野や、防災、環境等様々な分野での協力が進展しており、結束した ASEAN が中心となることが日本と ASEAN、さらには東アジア全体の安定と繁栄にとって重要であるとの考えの下、引き続き ASEAN を重要視しながら地域協力を進めていくことが、同地域における地域協力の推進にあたり有効である。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G 8 首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージを発出することで、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、

③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮に対して諸懸案の解決に向けた具体的行動をとることを促す観点から有効である。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるために必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

近年、日中両国の政治的・経済的関係が発展する一方で、両国の国民の間での相手に対する理解・信頼関係は深まっていない。両国の国民感情を改善させ、諸懸案を解決し、未来志向の日中関係を推進していくためには、あらゆるレベル・分野での交流の推進・強化や緊密な対話が不可欠であり、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施、新日中友好21世紀委員会の実施等、民間有識者を含む重層的な交流、各種招へい事業の重層的な実施等を通じ、両国民間の相互理解と相互信頼の強化に努めることが有効である。

モンゴルとの政治的・経済的関係を強化し、「戦略的パートナーシップ」を構築していくためには、ハイレベル対話のさらなる促進や文化・人的交流の強化とともに、経済連携協定（EPA）締結に向けたプロセスの促進に代表される経済関係の強化のための具体的な取組が有効である。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を行い、また、JENESYS を利用した青少年交流を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じてこれらの国々との間のビジネス環境を整備し、また、当該地域において、インフラ海外展開を始めとする経済外交を進めていくことは、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

6 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

東南アジア島嶼国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア地域の地政学的な意義や、潜在的な市場としての重要性に鑑みると、我が国が地域各国との二国間関係を強化し、同地域の安定と繁栄に協力していくことは、今後我が国の新興国外交を進展させていく上で有効である。このような施策は、要人往来、各種協議や招へい・交流事業を通じた

信頼醸成、個別事業の促進や、民主化定着、経済開発、自然災害に対する支援・協力などに重層的に取り組んでいくことにより、効果的に実施していくことが可能である。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために効果的である。また、第5回太平洋・島サミットを適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。さらに、各国との草の根レベルでの交流事業及び青年招へいの実施は、我が国に対する理解を深め、長期的な観点から友好的な関係を構築する上で効果的である。

施策の効率性

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記の枠組みにおいて各種共同声明が発出されるなど相当な進展が見られ、またこれらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施された。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

国際連合、G8首脳会合、関係国との首脳・外相会談等を通じて北朝鮮問題に対する我が国の立場を表明し、国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議が採択されG8首脳会合において力強いメッセージを含んだ首脳宣言が発出されるなど、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮の挑発的行為に対して、国際社会が一致して北朝鮮を非難し、さらに我が国としても独自の対北朝鮮措置を実施し、我が国を含む国際社会の断固たる姿勢を北朝鮮に示した。

上記取組を実施する上では、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、本件施策において投入資源量に見合った成果が得られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 政治分野の対話の促進

首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。

(2) 人的交流の拡大

近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）ともあいまって、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1600人を超える韓国の中高校生、大学生、教員等の訪日（平成22年）に加え、5月の日韓首脳会談では、第三期日韓・韓日文化交流会議の正式発足につき合意された。

(3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組

韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、菅総理談話が発表され、韓国政府、国民から高い評価を得た。談話においては、人道的観点から、今後とも朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援等に誠実に対応していく決意が表明され、また、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の図書の引き渡しについて定めた日韓図書協定が署名された。

(4) 日韓間の懸案への対応

EEZ 境界画定については、平成 22 年 6 月に第 10 回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成や外務省ホームページの活用などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成 20 年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成 22 年 5 月の日韓首脳会談においては、日韓 EPA 締結交渉再開に向けたハイレベル事前協議を開催することに合意し、9 月には局長級協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成 22 年度は、限られた予算及び人員を効果的に活用し、首脳・外相会談（10 回（電話会談除く））や各種事務レベル協議（日中戦略対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、日中人権対話（局長級）等）等を数多く実施した。さらに、新日中友好 21 世紀委員会等の民間有識者を含む重層的な交流や、次世代を担う青少年の交流事業（青少年相互訪問、日本青年団上海万博訪問等）、各種招へい事業等を通じて、各層・各分野における日中間の対話と交流を図った。これらは中国漁船衝突事件による日中関係の緊張により一時中断されたものの、平成 23 年に入って徐々に再開されており、今後の日中関係の再構築に向けて重要な役割を果たしている。このように、資源の投入量に見合う適切な成果が得られていることから、とられた手段は適切かつ効率的であったと評価できる。

また、日・モンゴル間においても、投入可能な人的資源が非常に限られている（モンゴル担当は 2 名のみ）なか、首脳会談と外相会談をそれぞれ 3 回実施し、両国関係を「総合的パートナーシップ」から「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた関係へと発展させることで一致した。さらに、両国経済関係の強化に向け日・モンゴル EPA 締結交渉の開始に向けた官民共同研究を立ち上げ、報告書を取りまとめるなど、資源の投入量に見合う適切な成果が得られており、とられた手段は適切かつ効率的であったと評価できる。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、メコン地域 5 か国との間で要人による活発な往来が行われた。また、平成 22 年 6 月に奈良において日メコン古都シンポジウムが開催され、12 月には東京においてメコン地域における官民協力・連携促進フォーラム日メコン全体会合が開催された。また、ハノイで開催された日メコン外相会議（平成 22 年 7 月）及び日メコン首脳会議（同年 11 月）では我が国の主導的な役割で協力のあり方について議論が進展し、成果をあげた。このように、投入資

源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往来を始めとする対話・交流の促進、各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、平和構築等地域及び国際的課題に対する協力を実施し、東南アジア島嶼部各国との友好関係を強化できた。具体的には、MJIT についての国内協力大学との会議について、地方の大学との会議はテレビ会議を積極的に活用した。また、1 回の出張でできるだけ複数の国を回り、複数の公務を効率的に実施できるよう努めた。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、シン・インド首相、ハシナ・バングラデシュ首相、ザルダリ・パキスタン大統領及びピーリス・スリランカ外相の訪日、岡田外務大臣（当時）のインド訪問等のハイレベルの要人往来を成功裏に実現するとともに、首脳会談 7 回（電話会談含む）、外相会談 5 回、次官級等各種協議を開催した他、パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合、パキスタン・フレンズ閣僚会合等の国際会議にも参加し、積極的に貢献を行った。また、各種招へいや 21 世紀青少年大交流計画（JENESYS）プログラムを通じて、国会議員や 700 人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日し、対日理解を深め、様々な分野で活発な交流を行った。以上の取組の結果、各国との二国間関係は一層強化され、南西アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) 豪州とは、安全保障分野では、2 + 2 の開催、ACSA の署名、秘密情報保護協定の交渉進展、核軍縮・不拡散における協力など関係強化が進み、経済分野では、日豪 EPA 交渉の進展に加え、資源・インフラ分野での協力も進展した。
- (2) ニュージーランドとは、TPP 協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。ニュージーランド南島で発生した地震では、迅速に国際緊急援助隊を派遣（邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施）するとともに、ニュージーランド赤十字社に対して 50 万ドルの緊急無償資金協力をを行い、ニュージーランドへの協力を実施した。
- (3) 太平洋島嶼国・地域とは、初めて太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第 5 回太平洋・島サミットのフォローアップを行った。さらに、活発な要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた。

達成すべき施策の目標

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、日モンゴル関係を強化すること等。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること。

6 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること。特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	2,379,373	2,262,731	1,977,899
	補正後予算額	2,366,012	2,934,080	1,977,899
	繰り越し等	0		
執行額		2,401,982		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

評価の切り口1：ASEANを中心とする各種地域協力の進展

1年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、EASの各枠組みにおいて、地域協力が具体的に進展し、10月、ベトナムで開催されたASEAN関連首脳会議でその成果が最も表れた。日・ASEAN首脳会議では、2015年のASEAN共同体構築を目指すASEANの統合努力を支援し、そのためにASEANが進める「連結性」強化に対しオールジャパンで貢献するという我が国の立場を明確に示した。各国からは高い評価を得るとともに、新たな「宣言」と行動計画の策定に向け、作業を開始することで合意するなど、日・ASEAN関係の強化、発展につながった。ASEAN+3では、チェンマイ・イニシアティブの多国間契約化、アジア債券市場育成イニシアティブなど、金融分野を中心に実務協力が進展した。EASで

は、平成 23 年からの米露の正式参加が決定するとともに、「EAS 5 周年記念に関するハノイ宣言」が採択されるなど、今後の EAS の強化・拡大に向け、進展があった。

評価の切り口 2：日中韓三か国協力の進展

日中韓の三国間協力についても、1 年を通じて継続的に地域協力が進展した。5 月に韓国で開催された日中韓サミットにおいては、今後 10 年間の協力の方向性を示す「日中韓協力ビジョン 2020」を採択したほか、「標準協力に関する共同声明」、「科学イノベーション協力の強化に関する共同声明」を発表するなど、既存の分野の協力の進展に加え、未来志向の協力関係強化につなげることができた。また、12 月には、日中韓協力事務局設立協定が署名され、日中韓協力事務局が今後設立されることとなり、広範囲にわたる三か国協力が今後一層促進されることが期待される。さらに、平成 23 年に入り我が国が議長国として主催した日中韓外相会議は、東日本大震災を受けて、防災や原子力安全等の分野での協力を推進していくことで合意した他、中韓両国の震災に対する支援を通じて、改めて三か国間協力の重要性を認識する機会となった。

評価の切り口 3：地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

アジア協力対話（ACD）では、第 9 回外相会合がイラン・テヘランにて開催され、会合内では ACD での取組に加え、食料安全保障や気候変動等についても議論が及んだ。また、平成 22 年 12 月には埼玉県所沢市で ACD 第 7 回環境教育推進対話が開催され、10 月に日本で開催された生物多様性条約 COP10 の際に採択された「愛知目標」に焦点を当て、意見交換等を行った。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

評価の切り口 1：核・ミサイル問題解決に向けた進展

北朝鮮は、平成 22 年 11 月に安保理決議第 1718 号及び 1874 号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

評価の切り口 2：拉致問題解決に向けた進展

平成 20 年 6 月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年 8 月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した。しかしながら、同年 9 月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があつて以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会を捉え、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成 22 年 12 月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の 106 か国の賛成で採択され、また、平成 22 年 6 月の G8 ムスコカ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。

3 「未来志向の日韓関係の推進」

評価の切り口1：更に高い次元での日韓関係の構築

韓国は、地理的に最も近いだけではなく、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的な価値を日本と共有している。また、共に米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。一層強固な未来志向の友好協力関係を発展させることが、日韓両国のみならず北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。平成22年には4回の首脳会談と7回の外相会談が行われ、民間分野での交流も活発に行われるなど、官民を問わず日韓間の対話・交流が深化している。

評価の切り口2：日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

日本と韓国の間には、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会、北朝鮮問題における協力等が実施されてきている。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」

評価の切り口1：「戦略的互惠関係」の充実に向けた取組

衝突事件を機に緊張した日中関係とその修復

平成22年度の日中関係は、9月の中国漁船衝突事件の発生を境に大きく変化した。中国側は、閣僚級以上の往来の一時停止、東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉の一方的「延期」、上海万博への日本青年1,000名派遣事業の延期等の措置を取るなど、事件発生までに進められていた戦略的互惠関係の充実化に向けた様々な取組はそのほとんどが延期ないし中止を余儀なくされ、日中関係は緊張の度合いを高めた。

この間、両国首脳は国際会議の場を利用して2度の懇談を行い、今後も戦略的互惠関係を推進させていくことで改めて合意した後、11月のAPEC首脳会議の際の日中首脳会談で、長期的に安定した「戦略的互惠関係」の発展は両国国民の利益に合致するとともに地域・世界の平和と発展にとっても重要との認識で一致した。この首脳会談をきっかけとして日中関係は改善の軌道に乗り始めており、日中安保対話の開催（平成23年1月）、伴野副大臣訪中（1月）、日中戦略対話の開催（2月）、日中韓外相会議の際の日中外相会談（3月）など、各種政府間対話が順次実施されており、日中関係の修復と戦略的互惠関係の更なる充実のための取組が進んでいる。さらに、3月の東日本大震災の発生を受け、防災、原子力安全、環境・省エネルギー、復興協力・観光促進などの分野における日中の協力も模索されている。

評価の切り口2：日モンゴル関係の着実な進展

平成22年度の日・モンゴル関係においては、11月のエルベグドルジ大統領来日をはじめ、両国間ではこれまでにないほど頻繁なハイレベル対話が行われた。その結果、両国は、これまで「総合的パートナーシップ」の下で発展してきた両国関係を、①ハイレベル対話促進、②経済関係の促進、③人的交流・文化交流の活性化、④地域・地球規模の課題への取組における連携強化、の4つを柱とする「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた関係へと発展させていくことで一致した。さらに、日・

モンゴル EPA の締結交渉開始に向けた官民共同研究が開始され、両国の産・官・学関係者が出席する会合が3回開催され、両国首脳に対し速やかな交渉開始を提言する内容の報告書が取りまとめられるなど、日・モンゴル間の経済関係促進に向けた取組も着実に進展した。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」

評価の切り口1：要人往来をはじめとする二国間の対話・交流の継続・促進

菅総理のベトナム公式訪問（平成22年10月）、カンボジア・シハモニ国王訪日（同5月）、ブアソン・ラオス首相訪日（5月）を始め、メコン地域5か国との間で要人往来が活発に行われ、多くのハイレベルの対話を実施されたこと、また、JENESYSを利用した交流も着実に進められたことは大きな成果であった。

評価の切り口2：経済外交の推進及び経済協議を通じた投資貿易環境の整備

経済外交については、ベトナムにおいて原発建設、レアアース開発の協力パートナーとなり、経済外交の柱となっているインフラ海外展開及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。

経済協議については、日タイ・日越経済連携協定の下で設置されている小委員会始め、日ラオス投資協定合同委員会等が開催されるなど、貿易投資環境の整備のための議論が進んだ。また、メコン地域としても、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」が開催され、同地域におけるハード及びソフト面のインフラ整備、物流及び産業開発を含む我が国官民がともに関心を有する課題に関して議論が行われた。同議論を通じ、メコン地域に関する知見及び情報の共有が進み、オール・ジャパンとしての取組についての認識の共有化が図られるとともに、相手国側の更なる具体的な取組を促す等の成果があった。

評価の切り口3：メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

7月に第3回日メコン外相会議、10月に第2回日メコン首脳会議が開催され、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことが再確認された。また、我が国主導で「東西・南部経済回廊に関する日メコン国際会議」、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」（於：東京）、古都シンポジウム等、様々な分野において多くの国際会議を成功裡に開催したことは、日メコン協力における大きな成果となった。

6 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」

評価の切り口1：要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進

ナジブ・マレーシア首相の公賓訪日（首脳共同声明発表）、藤村外務副大臣（当時）のフィリピン訪問（正副大統領就任式出席）、ピーター・チン・マレーシア・エネルギー・環境技術・水大臣の訪日（原子力に関する協力覚書署名や我が国インフラ関連施設視察）、第1回日・インドネシア閣僚級経済協議（ハッタ経済担当調整大臣他インドネシア主要経済閣僚の訪日）が実現し、両国の複数の経済閣僚が初めて一堂に会した）、前原外務大臣（当時）のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席及びMPA協力覚書署名）、マルティ・インドネシア外務大臣の訪日（第1回閣僚級戦略対話）、菊田外務大臣政務官のインドネシア訪問（ARF災害救援実動演習及びMPA第1回運営委員会出席）等、

具体的成果のある要人往来を数多く実施した。また、ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議、ASEM 首脳会議、APEC 首脳会議及び閣僚会議、バリ民主主義フォーラム等の国際会議の機会に、数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し、二国間関係の強化を進めた（例：平成 22 年度的首脳会談計 3 件、外相会談計 8 件）。シンガポールとの次官級協議、フィリピンとの政務・安全保障協議等の政策対話や、日+BIMP-EAGA 高級実務者会合も実施した。また、閣僚、国会議員、実務担当者から学生まで、幅広いレベルで招へい事業を実施し、二国間の対話・交流・協力を強化した。対話・交流・協力の質・量を総合的に勘案すると、目指した達成水準以上の成果があったと言える。

評価の切り口 2：各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化

インドネシア及びフィリピンとの EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち、16 名が国家試験に合格した（平成 21 年度は 3 名）。国家試験の合格者数を増やすことを目指し、候補者の特例的な滞在期間延長が閣議決定された。また、インドネシアとの間では MPA 協力覚書に署名し、ジャカルタ首都圏のインフラ整備加速と投資環境整備のための官民対話の実施についての枠組みについて一致し、経済関係緊密化に具体的な道筋をつけた。実施した EPA 関連協議の件数、国家試験合格者数等を勘案すると、目指した達成水準と同程度の成果があったと言える。

評価の切り口 3：平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

東ティモールの国づくりへの継続的な支援（UNMIT への軍事連絡要員（自衛官 2 名）派遣、経済協力・平和構築人材育成事業の継続的实施等）やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与（IMT への開発専門家派遣、ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施（J-BIRD）、ICG への参加を通じた和平交渉支援）等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。平成 22 年 10 月のインドネシア西スマトラ州ムンタワイ沖地震及び津波に際しては、50 万ドルの緊急無償資金協力を実施し、同月のメラピ山噴火の際には、火山専門家・呼吸器疾患専門家から成る国際緊急援助隊専門家チームを派遣するなど、災害対応において積極的な貢献を行った。また、バリ民主主義フォーラムにおいては、前原外務大臣（当時）が「多様性の中の民主主義～アジアの特徴を力にして～」と題する演説により政策発信を行うとともに、具体的協力として、フィリピンにおける大統領等選挙及び我が国の参議院議員選挙の際に選挙訪問プログラムを実施し、地域における民主主義の普及・定着に貢献した。上記のような具体的協力案件を種々実施できたことにかんがみれば、目指した達成水準と同程度の成果があったと言える。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」

評価の切り口 1：インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化

シン首相の訪日、岡田外務大臣（当時）のインド訪問に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。具体的には、平成 22 年 10 月のシン首相訪日を含む 3 回の日印首脳会談及び 1 回の日印電話首脳会談、同 8 月に日印外相間戦略対話、同 7 月に次官級「2+2」、外務次官級政務協議等を実施した。特にシン首相訪日時には、包括的経済連携協定の交渉が完了し、閣僚

級経済対話の新設やレアアースに関する協力を合意するなど経済分野で具体的成果を挙げたほか、「次なる 10 年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」を発出し、日印関係を次の 10 年で一層強固なものとするため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことに合意した。

評価の切り口 2：要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進

シン・インド首相、ハシナ・バングラデシュ首相、ザルダリ・パキスタン大統領が我が国を公式訪問し、菅総理との首脳会談を実施した。外相の往来についても岡田外務大臣（当時）のインド訪問の他、ピーリス・スリランカ外相の訪日を実現した。また、SAARC や ASEAN 等の国際会議の場で各国との首脳会談や外相会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることが出来た。事務レベルの協議についても、インドとの安全保障・経済分野での各種協議の他、パキスタンともハイレベル経済協議や安保対話を行うなど各国との二国間協議を着実に実施した。さらに国会議員等 5 件の各種招へいを実施し、21 世紀青少年大交流計画（JENESYS）プログラムを通じて 700 人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど重層的な招へい事業を実施した。

評価の切り口 3：南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援の実施

平成 22 年 7 月からのパキスタンの大洪水に際して、総額約 5.68 億円に上る緊急無償資金協力や緊急援助物資等の支援を実施するとともに、緊急援助隊として自衛隊のヘリコプター部隊や医療チームを派遣した。また、域内各国の経済・社会開発への支援に関して、ハシナ・バングラデシュ首相訪日時に、パドマ多目的橋建設計画に対する 4 億米ドル相当の円借款の供与を表明した他、ODA の供与や国連ミッションへの要員派遣等を通じて、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」

評価の切り口 1：大洋州地域各国との友好協力関係の深化

豪州とは、安全保障分野では、2+2 の開催、ACSA の署名、秘密情報保護協定の交渉進展、核軍縮・不拡散における協力など関係強化が進み、経済分野では、日豪 EPA 交渉の進展に加え、資源・インフラ分野での協力も進展した。ニュージーランドとは、TPP 協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。ニュージーランド南島で発生した地震では、迅速に国際緊急援助隊を派遣し、邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施するとともに、ニュージーランド赤十字社に対して 50 万ドルの緊急無償資金協力をを行い、ニュージーランドへの協力を実施した。

太平洋島嶼国・地域とは、初めて太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第 5 回太平洋・島サミットのフォローアップを行った。さらに、活発な要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

I-1-1

- ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
（アジア太平洋諸国との関係強化）部分
- ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「我が国はアジア太平洋地域において、米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と安定に貢献します。」
- ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）
（東アジア地域の安定と繁栄に向けて）部分
- ・ 第 174 回国会所信表明演説（平成 22 年 6 月 11 日）
（外交・安全保障政策の考え方）部分
- ・ 第 174 回国会外交演説（平成 22 年 6 月 11 日）
（各国・地域との関係強化）部分

I-1-2

- ・ 第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日）
「北朝鮮の核及びミサイル開発は、国際社会全体にとって脅威です。日本は、北朝鮮が累次の安保理決議や六者会合共同声明に従って具体的な行動を取ることを求めます。また、すべての加盟国による諸決議の着実な履行が重要です。」
「日本は、日朝平壤宣言にのっとり、諸課題を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図る考えに変わりはありません。特に、それには拉致問題の解決が不可欠であります。北朝鮮が日朝間の合意を実施するなどの前向きなかつ誠意ある対応をとれば、日本としても同様に対応する用意があります。」
- ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）
「北朝鮮については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図り、日朝平壤宣言に基づき、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求します。拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。なお、北朝鮮の政治情勢については、引き続き注視していきます。」
- ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「北朝鮮に対しては、韓国哨戒艦沈没事件、延坪島砲撃事件やウラン濃縮活動といった挑発的行為を繰り返さないよう強く求める一方、日米韓の連携を強化していきます。我が国は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図るとともに、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求します。拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くします。」

I-1-3

- ・ 菅総理談話（平成 22 年 8 月 10 日）
<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html>
- ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「韓国とは、昨年の総理大臣談話を踏まえ、韓国の意向を十分尊重しつつ、安全保障面を含め

た協力関係を一層強化し、これからの百年を見据えた未来志向の関係を構築していきます。」

I-1-4

- ・菅総理の「外交に関する講演」（平成 23 年 1 月 20 日）
「両国がアジアにおいて、特に世界においても国際的な主要国として責任ある役割を分かち合う、そういう関係として、更に「戦略的互惠関係」を深めてまいりたいと考えております。」
- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「来年の日中国交正常化四十周年を控え、改めて両国の長い交流の歴史を振り返り、幅広い分野での協力によって戦略的互惠関係を充実させることが重要です。」

I-1-5

- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）（アジア大洋州諸国との関係強化）
- ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）（日本を取り巻く国際環境及び各国・地域との関係強化）

I-1-6

- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」
- ・新経済成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）
第 3 章（3）「アジア経済戦略」他
- ・包括的経済連携に関する基本方針（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）

I-1-7

- ・第 65 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日）
「洪水被害に見舞われたパキスタンについても、国際緊急援助隊として自衛隊のヘリコプターを派遣しています。」
- ・第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）
「アフガニスタン・パキスタン支援…など、国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致しました。」
- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」
「…インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」
- ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「経済連携協定に関しては、昨年、インド及びペルーとの交渉を完了しました。」
「レアアースを含む鉱物資源については、菅政権発足以降、…インド…等との間で協力関係を強化することで一致しています。」
「アフガニスタン及びパキスタンの安定と復興は、我が国及び国際社会の最優先課題の一つです。…パキスタンについては、過去の洪水被害からの復興を果たし、治安対策と経済改革の取組を加速させるよう、支援を継続します。」

I-1-8

- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」

「包括的な経済連携を推進します。(中略)また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU 及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。」

- ・ 外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」(平成 23 年 1 月 20 日)

「中国、韓国、ロシア、さらには ASEAN 諸国、豪州、インド、そしてアメリカといったアジア太平洋地域の国々間での協力を、我が国としても積極的に推進する努力が必要だと考えております。」

- ・ 第 176 回国会所信表明演説(平成 22 年 10 月 1 日)

「APEC 首脳会議では、米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。」

- ・ 小島嶼国開発ハイレベル会合開会式における菅総理大臣演説(平成 22 年 9 月 24 日)

「日本は、1997 年以来、過去 5 回の太平洋・島サミットを主催しており、太平洋島嶼国の国造りに向けた自助努力を支援してきました。2012 年に予定している第 6 回サミットの準備として、来月に中間閣僚会合を東京にて開催する予定です。」

今後の方針

1 「東アジアにおける地域協力の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、これら既存の枠組みを重層的に活用して、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

2 「朝鮮半島の安定に向けた努力」について

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。諸懸案の解決に向け関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施し、北朝鮮に対して、諸懸案の解決に向けた具体的行動をとるよう求めていく。

3 「未来志向の日韓関係の推進」について

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

4 「未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等」について

平成 23 年は辛亥革命 100 周年、平成 24 年は日中国交正常化 40 周年という節目の年である。また、3 月に発生した東日本大震災をきっかけに、日中間では防災分野等における協力の気運も高まっている。これらの機会をとらえ、戦略的互惠関係の更なる充実化を図るとともに、中国漁船衝突事件を機に悪化した両国の国民感情を改善させる必要がある。そのためには、様々な分野及びレベルでの日中双方の交流及び協力の推進による戦略的互惠関係の充実化、重層的な危機管理メカニズムの構築など日中間の懸案に対する適切な処理、青少年交流をはじめとする人的交流の促進による国民感情の改善、という 3 本柱のもとで今後の日中関係を進め、具体的な成果を着実に積み重ねることが必要である。また、東日本大震災を受けた日中協力として、原子力協力、防災・災害救援、環境・省エネルギー及び復興支援・観光促進の 4 分野での協力を重点的に進め、戦略的互惠関係を新たな側面から深化させるとともに、両国間の国民感情の改善を図っていく。

日・モンゴル関係については、平成 22 年 11 月に両国首脳間で合意した「戦略的パートナーシップ」

の構築に向けて、ハイレベル対話促進、経済関係の促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の4本柱の下で、具体的な関係強化を図っていくことが重要である。特に平成24年は両国外交関係樹立40周年の節目の年であり、政府間のみならず両国民間の一層の関係強化を図るべく、交流事業を積極的に展開する必要がある。

5 「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」について

今後ともメコン地域諸国5か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、2015年のASEANの統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

6 「インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化」について

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力、インフラ海外展開やEPAの協議・実施等を通じた経済分野での関係緊密化、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力について、適正な予算措置及び人的体制の拡充を図っていく。平成23年度予算では、政府全体の予算の見直しの中で、政策協議やEPA関係経費を中心に相当額削減されたが、平成23年度は予算の一層の効率的執行に努めつつ、平成24年度以降適正な手当が行われるよう努める。

7 「南西アジア諸国との友好関係の強化」について

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政務協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化定着・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

8 「大洋州地域諸国との友好関係の強化」について

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び太平洋島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第6回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化

アジア大洋州局地域政策課長 藤山 美典

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること</p> <p>-----</p> <p>【小目標】 開放的で透明性の高い地域協力を推進していくこと。</p>
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） （アジア太平洋諸国との関係強化）部分 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「我が国はアジア太平洋地域において、米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と安定に貢献します。」 ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日） （東アジア地域の安定と繁栄に向けて）部分 ・ 第 174 回国会所信表明演説（平成 22 年 6 月 11 日） （外交・安全保障政策の考え方）部分 ・ 第 174 回国会外交演説（平成 22 年 6 月 11 日） （各国・地域との関係強化）部分
<p>施策の概要</p>	<p>日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じ、地域共通の課題に取り組んでいくことが必要。日本は、日米同盟を基軸としながら、ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの地域協力の枠組みを活用し、開かれた形で重層的な協力関係を強化していく。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

東アジアの地域協力枠組みのそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を引き続き進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。日・ASEAN 関係においては、10 月の日・ASEAN 首脳会議において、我が国より、2015 年の ASEAN 共同体構築を目指す ASEAN の統合努力に対する支援とそのための ASEAN が進める「連結性」強化へのオールジャパンでの貢献を表明し、各国より高く評価された。また、日・ASEAN 関係を規定する「東京宣言」と行動計画を改定する作業を開始することで合意し、新たな「宣言」と行動計画の策定に向け、作業を開始することとなった。これにより、ASEAN との協力関係の強化を図るとともに、2015 年の ASEAN 共同体構築を

より効果的に後押しすることとなった。10月に開催されたEASにおいては、これまでの成果への満足の表明及び今後更なるEASの強化を目指す「EAS5周年記念に関するハノイ宣言」が採択されるとともに、平成23(2011)年からの米露の正式参加が決定し、EASの強化・拡大が図られた。ASEAN+3の枠組みにおいては、チェンマイ・イニシアティブの多国間契約化、アジア債券市場育成イニシアティブなど、金融分野を中心に実務協力が進展した。日中韓三国間協力においては、三か国間の協力の一層の発展が見られた。平成22年5月の日中韓サミットでは、今後10年間の協力の方向性を示す「日中韓協力ビジョン2020」を採択したほか、「標準協力に関する共同声明」、「科学イノベーション協力の強化に関する共同声明」を発表した。また、10月にハノイ(ベトナム)でのASEAN関連首脳会議の機会をとらえて開催された日中韓首脳会議では、日中韓投資協定の早期実質合意に向けて協力することを確認するなど三国間協力を進めていくことで一致した。さらに、12月にソウル(韓国)において、日中韓協力事務局設立協定が署名され、今後韓国に設立される日中韓協力事務局を通じて、三国間協力の一層の促進が図られることとなった。そして、平成23年3月に我が国が議長国として主催した日中韓外相会議においては、東日本大震災を受けて、防災や原子力安全等の分野での協力を推進していくことで合意するとともに、各分野での協力をより一層進めていくことで一致した。

課題

(1) 地域の安定と繁栄の確保に向け、幅広い分野における具体的な地域協力の取組を進展していく。特に、今般の東日本大震災を踏まえ、防災分野において、日・ASEAN、ASEAN+3、EAS、日中韓等様々な枠組みを活用して協力をより一層強化していく。

(2) 2015年までの「ASEAN共同体」の実現を目指し統合努力を進めているASEANに対し、域内格差是正や「連結性強化」といった取組を、引き続き積極的に支援するとともに、新たな日・ASEAN関係を規定する新たな「宣言」及び「行動計画」の策定に向け、作業を進める。

(3) 今後10年間のASEAN+3協力の大局的方向性を示す「東アジア協力に関する第二共同声明」に沿って、広範な分野でASEAN+3協力を引き続き推進する。

(4) EASについては、東アジア包括的経済連携(CEPEA)構想、エネルギー安全保障、環境・気候変動、青少年交流といった分野における我が国が打ち出した協力イニシアティブを引き続き着実にフォローアップし、従来からの取組を更に発展させるとともに、平成23(2011)年からの米露の参加を契機に、政治・安全保障分野での協力を強化するなど、防災・海上安全保障を含む地域共通の課題に対して首脳主導の具体的協力を推進するためのイニシアティブを積極的に発揮していく。

(5) 一層発展している日中韓三国間協力のフォローアップを着実に実施し、協力の機運を引き続き継続していく。また、日本で開催される平成23年の第4回日中韓サミットを、より成果あるものとするために三国間協力を主導する。

(6) 重要な域外国との貴重な対話の場であるアジア協力対話(ACD)を活用し、我が国が重視する環境への取組を積極的に発信する。

施策の必要性

人口減少、少子・高齢化、財政赤字などの国内課題が山積している中で、日本が発展し、成長を遂げ

て行くには、成長著しいアジアとともに平和、安定及び繁栄を目指していくことが必要である。他方で、東アジア地域においては、中国やインドをはじめとするアジアの新興国の台頭により地域環境の変化が生じており、また、北朝鮮による核・ミサイル開発問題といった懸念材料や、資源の争奪などを背景とした緊張関係や各国が自国の利益のみを追求する傾向など、不安定かつ不確実な要素をはらんでいる。さらに、災害、インフラ不足、環境問題、格差是正といった地域の課題も依然として存在する。このような中で、日本の平和、安定及び繁栄を実現していくには、開放的かつ透明性の高い地域協力を推進し、地域の予見可能性を高め、我が国が有する資金・技術・知恵・経験を活用して地域の課題解決に取り組み、地域の平和、安定及び繁栄の確保に努めていくことが必要である。

施策の有効性

東アジア地域では、ASEAN、EAS、ASEAN+3等の地域の枠組が重層的に展開され、それぞれ機能的協力が進展している。また、2015年までのASEAN統合や、平成23(2011)年からのEASへの米国及びロシアの正式参加など、地域協力の拡大・深化が進んでいる。他方で、同地域は政治体制、経済の発展段階、文化、宗教を始め多様性に富んでいる。さらに、平成23年3月の東日本大震災をはじめとして、自然災害が域内で多発し、防災分野での協力の必要生が改めて浮き彫りとなった。そのため、アジア・大洋州における地域協力の推進にあたっては、開放性と透明性を確保し、幅広いパートナーとの緊密な協力を確保するとともに、分野毎での機能的協力をより一層促進していくことが有効である。また、東アジア地域では、ASEANを中心に、自由貿易協定(FTA)等の経済分野や、防災、環境等様々な分野での協力が進展しており、結束したASEANが中心となることが日本とASEAN、さらには東アジア全体の安定と繁栄にとって重要であるとの考えの下、引き続きASEANを重要視しながら地域協力を進めていくことが、同地域における地域協力の推進にあたり有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、上記の枠組みにおいて各種共同声明が発出されるなど相応な進展が見られ、またこれらの枠組みに基づく協力案件も着実に実施された。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成22年度	平成23年度
	84	75

単位：百万円

人的投入資源	平成22年度	平成23年度
	23	24

単位：人（本省職員）

外部要因

東アジア地域協力の動向は、その時々政治や経済、安全保障情勢や、自然災害、二国間関係等に大きく影響される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ASEAN を中心とする各種地域協力の進展

1年を通じて継続的に、日・ASEAN、ASEAN+3、EASの各枠組みにおいて、地域協力が具体的に進展し、10月、ベトナムで開催されたASEAN関連首脳会議でその成果が最も表れた。日・ASEAN首脳会議では、2015年のASEAN共同体構築を目指すASEANの統合努力を支援し、そのためにASEANが進める「連結性」強化に対しオールジャパンで貢献するという我が国の立場を明確に示した。各国からは高い評価を得るとともに、新たな「宣言」と行動計画の策定に向け、作業を開始することで合意するなど、日・ASEAN関係の強化、発展につながった。ASEAN+3では、チェンマイ・イニシアティブの多国間契約化、アジア債券市場育成イニシアティブなど、金融分野を中心に実務協力が進展した。EASでは、平成23年からの米露の正式参加が決定するとともに、「EAS5周年記念に関するハノイ宣言」が採択されるなど、今後のEASの強化・拡大に向け、進展があった。

評価の切り口 2：日中韓三か国協力の進展

日中韓の三国間協力についても、1年を通じて継続的に地域協力が進展した。5月に韓国で開催された日中韓サミットにおいては、今後10年間の協力の方向性を示す「日中韓協力ビジョン2020」を採択したほか、「標準協力に関する共同声明」、「科学イノベーション協力の強化に関する共同声明」を発表するなど、既存の分野の協力の進展に加え、未来志向の協力関係強化につなげることができた。また、12月には、日中韓協力事務局設立協定が署名され、日中韓協力事務局が今後設立されることとなり、広範囲にわたる三か国協力が今後一層促進されることが期待される。さらに、平成23年に入り我が国が議長国として主催した日中韓外相会議は、東日本大震災を受けて、防災や原子力安全等の分野での協力を推進していくことで合意した他、中韓両国の震災に対する支援を通じて、改めて三か国間協力の重要性を認識する機会となった。

評価の切り口 3：地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

アジア協力対話（ACD）では、第9回外相会合がイラン・テヘランにて開催され、会合内ではACDでの取組に加え、食料安全保障や気候変動等についても議論が及んだ。また、平成22年12月には埼玉県所沢市でACD第7回環境教育推進対話が開催され、10月に日本で開催された生物多様性条約COP10の際に採択された「愛知目標」に焦点を当て、意見交換等を行った。

今後の方針

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、各枠組みにおいて地域協力を着実に進展させ、長期的ビジョンとしての東アジア共同体構想の実現に向け、これら既存の枠組みを重層的に活用して、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 日・ASEAN 協力
- ② ASEAN+3 協力
- ③ 東アジア首脳会議（EAS）
- ④ 日中韓協力

⑤ 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

大庭 三枝 東京理科大学准教授

地域協力の展開は、近年のアジア情勢における重要な潮流の一つである。地域協力の深化及び地域制度の発達、アジアにおける広域地域秩序の安定と繁栄を支える環境整備という観点から、我が国はこれに積極的に貢献すべきである。我が国はすでに1970年代初頭から、ASEAN との対話を開始し、協力関係を深化させてきた実績がある。また我が国は、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする東アジアの金融協力においても主導的役割を果たしてきた。さらに我が国は、東アジア地域全体の平和と繁栄を実現するための対話の場として、また東アジアの動向に大きく影響すると考えられる諸国が東アジア共同体形成などの議論に参加しうる枠組みとしてのEASの進展にも寄与してきた。2010年後半から2011年前半にかけての日本の対ASEAN協力、金融分野を中心とした実務協力の進展やEASの強化と拡大に対する貢献は、そのような従来からの日本の方針を踏襲し、地域協力及び地域制度の展開において一定の役割を果たした証左と考えられる。

また、近年特に急速に進展している日中韓協力は、東アジアの帰趨に大きく影響を与える地域大国である日本と中国を擁していること、また領土問題や歴史認識問題等で摩擦を生じがちな三国の制度的連携を実現しているという点で非常に重要である。よって、事務局設立を通じた協力関係のさらなる制度化、安定化が進められることが望ましい。また、中国と韓国はともに原子力発電の積極的な推進を図っている国であり、日本の将来の原子力政策の方向性に関わらず、近隣国として両国が原子力安全にいつそう務めること、また日本が過去及び3.11以降の経験に基づく様々な知見を提供することは地域全体の安全にとって不可欠である。よって、防災と合わせ、日中韓で原子力安全の分野での協力を推進していくことに合意したことは歓迎すべきことであり、非常に重要な意味を持つと考えられる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

第13回日・ASEAN首脳会議（概要）（平成22年10月29日）

第13回日・ASEAN首脳会議（議長声明）（平成22年10月29日）

日・ASEAN外相会議（概要）（平成22年7月22日）

日・ASEAN外相会議（議長声明）（平成22年7月22日）

第13回ASEAN+3首脳会議（概要）（平成22年10月29日）

第13回ASEAN+3首脳会議（議長声明）（平成22年10月29日）

ASEAN+3外相会議（概要）（平成22年7月21日）

ASEAN+3外相会議（議長声明）（平成22年7月21日）

第5回東アジア首脳会議（概要）（平成22年10月30日）

第5回東アジア首脳会議（議長声明）（平成22年10月30日）

東アジア首脳会議（EAS）参加国非公式外相協議（概要）（平成22年7月21日）

東アジア首脳会議（EAS）参加国非公式外相協議（議長声明）（平成22年7月21日）

第3回日中韓サミット（概要）（平成22年5月30日）

日中韓三国間協力ビジョン2020（骨子・英文）（平成22年5月30日）

日本国、中華人民共和国及び大韓民国の政府の間の三者間協力事務局の設置に関する覚書（平成 22 年 5 月 30 日）

日中韓標準協力に関する共同声明（平成 22 年 5 月 30 日）

日中韓科学イノベーション協力の強化に関する共同声明（平成 22 年 5 月 30 日）

日中韓首脳会議（概要）（平成22年10月29日）

第 4 回日中韓外相会議（概要）（平成22年 5 月15～16日）

第 4 回日中韓外相会議共同プレスリリース（平成22年 5 月15～16日）

第 5 回日中韓外相会議（概要）（平成 23 年 3 月 19 日）

アジア協力対話（ACD）第 9 回会合（概要）（平成22年11月）

アジア協力対話（ACD）第 7 回環境教育推進対話：生物多様性に関する教育～生物多様性条約「愛知目標」の達成に向けて～（概要と評価）（平成22年12月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

北東アジア課長 小野啓一

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝鮮半島の非核化に向けた取組を推進すること 2 拉致、核、ミサイルといった日朝間の諸懸案の解決に向けた動きを前進させること
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日） 「北朝鮮の核及びミサイル開発は、国際社会全体にとって脅威です。日本は、北朝鮮が累次の安保理決議や六者会合共同声明に従って具体的な行動を取ることを求めます。また、すべての加盟国による諸決議の着実な履行が重要です。」 「日本は、日朝平壤宣言にのっとり、諸課題を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を図る考えに変わりはありません。特に、それには拉致問題の解決が不可欠であります。北朝鮮が日朝間の合意を実施するなどの前向きなかつ誠意ある対応をとれば、日本としても同様に対応する用意があります。」 ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日） 「北朝鮮については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図り、日朝平壤宣言に基づき、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求します。拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くします。なお、北朝鮮の政治情勢については、引き続き注視していきます。」 ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「北朝鮮に対しては、韓国哨戒艦沈没事件、延坪島砲撃事件やウラン濃縮活動といった挑発的行為を繰り返さないよう強く求める一方、日米韓の連携を強化していきます。我が国は、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決を図るとともに、不幸な過去を清算し、国交正常化を追求します。拉致問題については、国の責任において、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、全力を尽くします。」
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組 ②拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

- (1) ア 核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮は引き続き挑発行為を繰り返しており、情勢は依然として緊迫している。北朝鮮は、平成22年3月、韓国哨戒艦沈没事件を引き起こし、さらに11月下旬には韓国延坪島を砲撃し、民間人を含む韓国人4名を死亡させた。また、同月、訪朝した米国人科学者にウラン濃縮施設や「軽水炉」の建設現場を案内するなどして、ウラン濃縮計画を公表した。このように、北朝鮮の挑発行為は依然として日本を含む地域全体の平和と安定に対する重大な脅威となっている。特にウラン濃縮計画を含む北朝鮮の核開発は、安保理決議第1718号及び第1874号や平成17(2005)年の六者会合共同声明に違反しており、国際社会全体の平和と安定を脅かすものである。
- イ これらの北朝鮮の行為は決して容認できるものではない。哨戒艦沈没事件に対しては、平成22年7月に哨戒艦の沈没をもたらした攻撃を非難する旨の安保理議長声明が採択された。また北朝鮮のウラン濃縮計画の公表及び延坪島の砲撃を受け、12月には日米韓外相会合が開催され、北朝鮮の行為を強く非難し、北朝鮮の挑発的行為には三か国全てが結束して対応することが確認された。このように、我が国は、関係国と連携しつつ、北朝鮮に対して毅然とした対応をとることで、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すことができた。さらに、安保理非常任理事国を努めた我が国の外交努力により、上記安保理議長声明が発出されるなど、北朝鮮に対して国際社会のメッセージを明確に示すことができた。こうした点は国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を改めて示す上でも役立った。
- (2) 拉致問題については、①国連総会において、拉致問題を含めた北朝鮮の人権状況を非難する北朝鮮人権状況決議の採択を実現したことや、②G8首脳会合や米国・韓国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたこと、特に6月のG8ムスコカ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言に拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられ、一定の成果があった。なお、日朝関係については、平成20年8月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう繰り返し要求しているものの、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。

課題

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して国交正常化を図る。六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けて、関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安保理決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施していく。

施策の必要性

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際社会の不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。また、拉致問題は、我が

国の主権と国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため全力を尽くして取り組む必要がある。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

施策の有効性

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に具体的な対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、G8首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージを発出することで、北朝鮮に具体的な対応を求めるアプローチ、③必要に応じて独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮に対して諸懸案の解決に向けた具体的行動をとることを促す観点から有効である。

施策の効率性

国際連合、G8首脳会合、関係国との首脳・外相会談等を通じて北朝鮮問題に対する我が国の立場を表明し、国際社会の支持と協力を得た。また、我が国の外交努力により、北朝鮮人権状況決議が採択されG8首脳会合において力強いメッセージを含んだ首脳宣言が発出されるなど、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。加えて、北朝鮮の挑発的行為に対して、国際社会が一致して北朝鮮を非難し、さらに我が国としても独自の対北朝鮮措置を実施し、我が国を含む国際社会の断固たる姿勢を北朝鮮に示した。

上記取組を実施する上では、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、本件施策において投入資源量に見合った成果が得られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	70	52

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 核、ミサイル問題に関しては、米、中、韓、露といった六者会合関係国の外交政策、及び安保理決議等への国際社会の対応が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (2) 拉致問題については、国連等の場でも取り上げられており、国際社会の関心、連携強化の態様が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。
- (3) 北朝鮮の内政、経済における動向が我が国の要求に対する北朝鮮側の対応に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1 : 核・ミサイル問題解決に向けた進展

北朝鮮は、平成 22 年 11 月に安保理決議第 1718 号及び 1874 号や六者会合共同声明に違反するウラン濃縮計画の存在を公表するなど、核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

評価の切り口 2 : 拉致問題解決に向けた進展

平成 20 年 6 月の日朝実務者協議において、北朝鮮側は「拉致問題は解決済み」との立場を改め、拉致問題に関する調査のやり直し等を表明し、また、同年 8 月の日朝実務者協議においては、拉致問題に関する全面的な調査の具体的な態様等につき合意した。しかしながら、同年 9 月に北朝鮮から調査開始を見合わせる旨の連絡があって以降、いまだ北朝鮮側は具体的な行動を開始していない。今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けては、国際社会からの支持と協力を得ることが重要との認識の下、外交上の機会を捉え、拉致問題を提起し、国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成 22 年 12 月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が過去最多の 106 か国の賛成で採択され、また、平成 22 年 6 月の G8 ムスコカ・サミットでは、北朝鮮問題についての日本の主張を参加国が支持した結果、首脳宣言において拉致問題が明示的に言及されるなど、北朝鮮に対して強いメッセージが発せられた。

今後の方針

拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、日朝平壤宣言に基づき不幸な過去を清算して、国交正常化を図る方針である。諸懸案の解決に向け関係国と緊密に連携しつつ、同時に国連安全保障理事会決議に基づく措置や日本独自の措置を着実に実施し、北朝鮮に対して、諸懸案の解決に向けた具体的な行動をとるよう求めていく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組
- ② 拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

倉田秀也 防衛大学校教授

2007 年の「2・13 合意」以降、日朝二国間協議は六者会合という多国間協議の一部としても行われている。事実、それ以降、ハノイ、ウランバートル、瀋陽でもたれた日朝間の接触は、「2・13 合意」で設立された日朝作業部会の一環であった。すなわち、六者会合を通じて朝鮮半島非核化のための措置を北朝鮮に促すとともに、拉致問題をはじめとする日朝間の懸案問題を議論することで、「拉致・核・ミサイル」の包括的解決に近づけるといえるのが、日本政府の基本的立場であり、それは概ね、北朝鮮を除く他の六者会合の構成国の理解を得ている。一部で六者会合を離れた日朝協議の必要性を指摘する意見も散見されたが、上の力学を考えたとき、それは「拉致・核・ミサイル」の包括的解決に寄与するとは言い難い。国際政治の力学と国内世論の間にギャップがあるのは当然であるが、外務省にそのギャップを

埋める努力を求めるのは酷であろうか。また、六者会合が発表した合意文書は包括的な内容であるが、そこに言及されていない問題の一つにミサイル問題がある。すなわち、六者会合は「拉致・核・ミサイル」の包括的解決には必要条件ではあるが、十分条件ではない。ミサイル問題については、それを対米交渉の機動力とする北朝鮮を非難することは必要であるが、それだけで問題解決は望めない。2002年の小泉首相の訪朝の際、金正日委員長と日朝ミサイル協議の設立に合意したが、これを六者会合と連動させることが日本政府の中長期課題になるかもしれない。そうして初めて、「拉致・核・ミサイル」の包括的解決の枠組みが整うことになる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○平成23年版外交青書

○HP掲載の下記資料

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html (基礎データ)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html (日朝関係)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kai go/index.html (六者会合 (北朝鮮の核問題等))

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/index.html (北朝鮮の核問題)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-3 未来志向の日韓関係の推進

北東アジア課長 小野啓一

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること、また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。 ----- 【小目標】 1 韓国併合から 100 年の節目の年を迎え、過去の歴史と向き合いつつ、新しい 100 年に向けて未来志向の日韓関係を一層強化する
施策の位置づけ(関係する施政方針演説等内閣の重要政策)(主なもの)	・菅総理談話(平成 22 年 8 月 10 日) http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201008/10danwa.html ・第 177 回国会施政方針演説(平成 23 年 1 月 24 日) 「韓国とは、昨年の総理大臣談話を踏まえ、韓国の意向を十分尊重しつつ、安全保障面を含めた協力関係を一層強化し、これからの百年を見据えた未来志向の関係を構築していきます。」
施策の概要	①政治分野の対話の促進 ②人的交流の拡大 ③日韓間の過去に起因する諸問題への取組 ④日韓間の懸案への対応(竹島問題、排他的経済水域(EEZ)境界画定等) ⑤経済関係緊密化のための各種協議等の推進(日韓経済連携協定(EPA)に関する協議を含む)

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 22 年には、5 月の日中韓サミット、6 月の G20 サミット、10 月のアジア欧州会合(ASEM)首脳会議、11 月のアジア太平洋経済協力(APEC)において李明博大統領との間で日韓首脳会談が行われたことに加え、7 回の外相会談も行われ、様々な分野での重層的かつ緊密な政府間対話が進展した。8 月に発表された菅総理談話では、これからの 100 年を見据えた未来志向の日韓関係をさらに発展させていく決意が表明され、韓国政府・国民から高い評価が得られた。菅総理談話のフォローアップとして、11 月の日韓首脳会談においては日韓図書協定が署名された。平成 22 年の日韓間の人の往来は 546 万人に達し、前年に続き東京とソウルで同時に開催された「日韓交流おまつり」は、東京で約 3 万人、ソウルで約 6 万人が来場するなど、民間分野での交流も活発に行われた。5 月の日韓首脳会談においては、日韓 EPA 交渉締結交渉再開に向けたハイレベル事前協議を開催することに合意し、9 月には局長級協議が開催されるなど、EPA 交渉締結交渉再開に向けた前進も見られる。以上に鑑み、未来志向の日韓関係の強化に向けて、着実な進展があったものと評価できる。

課題

- (1) 「シャトル首脳外交」の着実な実施に努める。
- (2) 竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続するとともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点から未来志向の日韓関係の強化を図る。
- (3) 北朝鮮の拉致問題や核問題における日韓間の連携・協力を更に強化する。
- (4) 日韓 EPA 交渉の早期再開に向け、引き続き努力していく。

施策の必要性

日韓両国は、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的価値を共有する最も大切な隣国関係にあり、「シャトル首脳外交」等を通じ、引き続き未来志向の関係を構築していくために協力していくこと、さらには、北朝鮮問題、環境協力、開発協力、海賊対策、テロ対策といった国際社会における共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、日韓両国のみならず、北東アジア地域、ひいては国際社会全体の安定と繁栄にとって極めて重要である。

施策の有効性

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるために必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日韓関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 政治分野の対話の促進

首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話を実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも資することとなった。

(2) 人的交流の拡大

近年、日韓両国政府が両国民の交流環境の整備のための施策を講じたこと、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）ともあいまって、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。「日韓交流おまつり」における交流や、「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での、1600人を超える韓国の中高生、大学生、教員等の訪日（平成22年）に加え、5月の日韓首脳会談では、第三期日韓・韓日文化交流会議の正式発足につき合意された。

(3) 日韓間の過去に起因する諸問題への取組

韓国国民の過去に対する心情を重く受け止め、菅総理談話が発表され、韓国政府、国民から高い

評価を得た。談話においては、人道的観点から、今後とも朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在サハリン「韓国人」支援等に誠実に対応していく決意が表明され、また、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の図書の引き渡しについて定めた日韓図書協定が署名された。

(4) 日韓間の懸案への対応

EEZ 境界画定については、平成 22 年 6 月に第 10 回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ 境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。また、日韓間には竹島をめぐる領有権の問題があるが、竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成や外務省ホームページの活用などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

(5) 経済緊密化のための各種協議等の推進

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成 20 年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成 22 年 5 月の日韓首脳会談においては、日韓 EPA 締結交渉再開に向けたハイレベル事前協議を開催することに合意し、9 月には局長級協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	82	79

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日韓関係は韓国国内におけるマスコミ論調や対日世論の影響を受けやすく、歴史問題や竹島問題等の懸案が両国民の相互に対する感情を悪化させる可能性を常にはらんでいる。
- (2) (1) に関連し、韓国の現政権の過去・歴史認識に関する政策姿勢（とりわけ日本の植民地支配に対する評価及び具体的対応）は、日韓関係の具体的あり方を大きく左右する。
- (3) 朝鮮半島における情勢は、拉致問題、核問題といった北朝鮮をめぐる諸懸案に対する日韓の連携・協力に影響を及ぼし得る。

目標の達成状況

評価の切り口 1：更に高い次元での日韓関係の構築

韓国は、地理的に最も近いだけでなく、自由や民主主義、基本的人権の尊重といった基本的な価値を日本と共有している。また、共に米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある重要な隣国である。一層強固な未来志向の友好協力関係を発展させることが、

日韓両国のみならず北東アジア地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。平成 22 年には 4 回の首脳会談と 7 回の外相会談が行われ、民間分野での交流も活発に行われるなど、官民を問わず日韓間の対話・交流が深化している。

評価の切り口 2：日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

日本と韓国の間には、二国間関係のみならず、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきており、日韓新時代共同研究プロジェクト、開発分野での協力（アフガニスタン、パキスタン）、ソマリア海賊問題での協力、地球環境分野についての議論を行う日韓環境保護協力合同委員会、北朝鮮問題における協力等が実施されてきている。

今後の方針

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の安定と繁栄へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①政治分野の対話の促進
- ②人的交流の拡大
- ③日韓間の過去に起因する諸問題への取組
- ④日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ 境界画定等）
- ⑤経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓 EPA に関する協議を含む）

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

倉田秀也 防衛大学校教授

李明博政権の発足後、前政権の一時期にみられた日韓間の軋轢はほぼ鎮静化した。その間の日韓両政府の努力は十分評価に値する。しかし、その前提になったのは米韓関係の改善であった。現在の米韓関係は、様々な問題はあるものの、冷戦終結後に限れば最良の関係といえるかもしれない。それに対して日米関係は普天間基地問題をはじめとする軋轢がみられた。日米韓 3 国関係を構成する全ての二国間関係（日米・米韓・日韓）が良好な関係を維持することがいかに困難かを思い知らされる。そのなかで、北朝鮮の度重なる軍事攻勢が、皮肉にも日米韓 3 国関係を緊密にしたことは否めない。とりわけ、昨年 11 月の北朝鮮による延坪島への砲撃後、米韓合同軍事演習が、米海軍空母ジョージ・ワシントンが初めて参加する中、黄海上で展開され、そこに海上自衛隊もオブザーバー参加したことは強調されてよい。これを契機に米軍が触媒のなる形で日韓間の防衛協力の深化が望まれる。日韓間の防衛協力は 1994 年以来、一時的に中断されることはあったにせよ、今日まで継続しているが、その内容は艦艇の相互訪問、遭難救助にとどまっている。これは米軍が介在しない日韓間の防衛協力の限界を示しているともいえるようだが、そうだとすれば、米軍を介在させることが日韓間の防衛協力の深化の条件となることになる。それは同時に、北朝鮮の不測の事態に対する危機管理能力の向上に直結する。他方、オバマ政権が中国への関与を深める一方、対中ヘッジを整えるとすれば、日本、韓国の存在が不可欠となる。日米韓 3 国間の安全保障関係の強化は、対中ヘッジだけではなく、米国が効果的な対中関与を進めるに寄与するであろう。それは同時に、米国の対中関与が日本、韓国との同盟関係を犠牲にしてはならないことを米国に

認識させる上でも不可欠である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○平成 23 年版外交青書

○外務省 HP 掲載の下記資料

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> (基礎データ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf> (最近の韓国情勢)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf> (最近の日韓関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf> (韓国経済の現状と日韓経済関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html> (要人往来)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html> (要人略歴)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html> (首脳・外相会談等)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html> (日本と韓国間の交流)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html (日韓経済連携協定)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html> (竹島問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html (日本海呼称問題)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

中国・モンゴル課長 垂 秀夫

平成 23 年 5 月

施策の概要

施策の目標	日中「戦略的互惠関係」の構築に向けた協力と交流の推進の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決すること、日モンゴル関係を強化すること等。 【小目標】 1 両国のハイレベル間での相互信頼・相互理解の促進 2 日中間の重層的な交流の実施による相互理解の促進 3 各種経済協議を通じた日中経済関係の強化 4 日モンゴル間の「総合的パートナーシップ」の構築 5 日台間の非政府間の実務関係の維持
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)	・菅総理の「外交に関する講演」(平成 23 年 1 月 20 日) 「両国がアジアにおいて、特に世界においても国際的な主要国として責任ある役割を分かち合う、そういう関係として、更に「戦略的互惠関係」を深めてまいりたいと考えております。」 ・第 177 回国会施政方針演説(平成 23 年 1 月 24 日) 「来年の日中国交正常化四十周年を控え、改めて両国の長い交流の歴史を振り返り、幅広い分野での協力によって戦略的互惠関係を充実させることが重要です。」
施策の概要	日中間においては、幅広いレベル及び分野において対話と交流を積み重ね、懸案にも適切に対処しつつ、「戦略的互惠関係」の深化を通じ、地域及び国際社会全体の平和、安定、繁栄にともに貢献していく。 日モンゴル間においては、極めて良好な政治的関係を維持・発展させるとともに、経済通商関係の強化に向けて、双方による取組を行っていく。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

(理由)

平成 22 年度前半には、「戦略的互惠関係」の進展及び内容の充実化という目標の達成に向け、日中間では幅広い分野において様々な具体的取組が行われた。温家宝総理の来日(5月～6月)等のハイレベル交流に加え、経済分野では第 3 回ハイレベル経済対話が開催(8月)され、領事分野でも日中受刑者移送条約の第 1 回締結交渉が行われた(6月)他、両国間の懸案となっていた東シナ海資源開発問題に関しても、第 1 回国際約束締結交渉が行われた(7月)。

しかし、9月に発生した尖閣諸島周辺領海内における中国漁船衝突事件の発生後、閣僚級の往来や青少年交流が中国側により中止され、東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉も一方的

に「延期」されるなど、日中間の緊張の高まりにより、「戦略的互惠関係」の充実化に向けた様々な分野における具体的取組の多くは延期ないし中止された。

その後、日中間では、11月の横浜 APEC の際の日中首脳会談を経て、日中国連協議（12月）、日中安保対話（平成 23 年 1 月）、伴野副大臣訪中（1 月）、日中戦略対話（2 月）、日中韓外相会議の際の日中外相会談（3 月）など、各種政府間対話が再開しており、日中関係は改善しつつある。

また、平成 22 年度全体としては、日中間の人的交流が約 514 万人（日本政府観光局及び中国国家旅遊局統計）で訪日者・訪中者がそれぞれ前年比 40 万人増加し、青少年の相互訪問も前年度を上回る 5,000 人規模で実施された。また、経済においても、平成 22 年度の日中貿易額（香港を除く）は 4 年連続で日米貿易額を上回るなど、人的交流や経済関係は平成 22 年度においても拡大した。

モンゴルとの間では、11月のエルベグドルジ大統領の来日の際に、これまで「総合的パートナーシップ」の下で発展してきた両国関係を、今後「戦略的パートナーシップ」の構築に向けて発展させていくことで一致した。このほか、平成 22 年には 6 年ぶりとなる岡田外務大臣（当時）のモンゴル訪問（8 月）、バドボルド首相の非公式来日（10 月）、国際会議等の場を利用した首脳・外相会談の実施（各 3 回）など、これまでにない頻りにハイレベル対話を重ねた。さらに、両国の経済関係の促進に資するべく、日・モンゴル経済連携協定（EPA）の交渉開始に向けた官民共同研究を開始し、3 回の会合が行われ、両国首脳に対し、速やかな交渉開始を提言する内容の報告書が取りまとめられるなど着実な進展があった。

日台関係は非政府間の実務関係として維持されている中、4 月には財団法人交流協会と亜東関係協会との間で「2010 年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」が署名され、10 月には羽田－松山（台湾）間の航空路線が開設された。また、これらの施策の実施を受けて、人的交流においても、平成 22 年の日本から台湾への訪問者数は約 108 万人（平成 21 年は約 100 万人）、台湾から日本への訪問者数は約 127 万人（平成 21 年は約 102 万人、日本政府観光局統計）となった。

以上より、中国漁船衝突事件による日中関係の緊張により、日中間では目標達成に向けた具体的取組が中断された時期はあったものの、平成 22 年度全体としては、目標の達成に向けて一定の進展があったと評価した。

課題

平成 23 年は辛亥革命 100 周年、平成 24 年は日中国交正常化 40 周年という節目の年である。また、3 月に発生した東日本大震災を受けて、日中間では原子力安全、防災・災害救援、環境・省エネルギー、復興協力・観光促進などの分野における協力の気運も高まっている。これらの機会をとらえ、戦略的互惠関係の更なる充実化を図るとともに、中国漁船衝突事件を機に悪化した両国の国民感情を改善させる必要がある。

施策の必要性

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでにない拡大・深化しており、両国の相互依存関係が強まっている。日中関係は両国にとってもっとも重要な二国間関係のひとつであるとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互惠関係」の内容の更なる充実、具体

化を進展させることが重要である。他方、平成 22 年 9 月の尖閣諸島周辺領海内での中国漁船衝突事件をきっかけに悪化した両国の国民感情の問題など、両国間には様々な懸案が引き続き存在している。これらの解決のためには、両国ハイレベルから草の根まであらゆるレベル・分野での対話と交流が必要である。

モンゴルは、中露の間という地政学的位置による戦略的重要性に加え、石炭、銅、ウラン及びレアアースを豊富に有しており、資源外交の有力な相手国として、また国際場裏におけるパートナー国としての重要性が増しており、政治的及び経済的関係のさらなる強化が必要である。

施策の有効性

近年、日中両国の政治的・経済的関係が発展する一方で、両国の国民の間での相手に対する理解・信頼関係は深まっていない。両国の国民感情を改善させ、諸懸案を解決し、未来志向の日中関係を推進していくためには、あらゆるレベル・分野での交流の推進・強化や緊密な対話が不可欠であり、要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施、新日中友好 21 世紀委員会の実施等、民間有識者を含む重層的な交流、各種招へい事業の重層的な実施等を通じ、両国民間の相互理解と相互信頼の強化に努めることが有効である。

モンゴルとの政治的・経済的関係を強化し、「戦略的パートナーシップ」を構築していくためには、ハイレベル対話のさらなる促進や文化・人的交流の強化とともに、経済連携協定（EPA）締結に向けたプロセスの促進に代表される経済関係の強化のための具体的な取組が有効である。

施策の効率性

平成 22 年度は、限られた予算及び人員を効果的に活用し、首脳・外相会談（10 回（電話会談除く））や各種事務レベル協議（日中戦略対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、日中人権対話（局長級）等）等を数多く実施した。さらに、新日中友好 21 世紀委員会等の民間有識者を含む重層的な交流や、次世代を担う青少年の交流事業（青少年相互訪問、日本青年団上海万博訪問等）、各種招へい事業等を通じて、各層・各分野における日中間の対話と交流を図った。これらは中国漁船衝突事件による日中関係の緊張により一時中断されたものの、平成 23 年に入って徐々に再開されており、今後の日中関係の再構築に向けて重要な役割を果たしている。このように、資源の投入量に見合う適切な成果が得られていることから、とられた手段は適切かつ効率的であったと評価できる。

また、日・モンゴル間においても、投入可能な人的資源が非常に限られている（モンゴル担当は 2 名のみ）なか、首脳会談と外相会談をそれぞれ 3 回実施し、両国関係を「総合的パートナーシップ」から「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた関係へと発展させることで一致した。さらに、両国経済関係の強化に向け日・モンゴル EPA 締結交渉の開始に向けた官民共同研究を立ち上げ、報告書を取りまとめるなど、資源の投入量に見合う適切な成果が得られており、とられた手段は適切かつ効率的であったと評価できる。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,875	1,689

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	40	43

単位：人（本省職員）

外部要因

1 内政との関係

日中両国間の関係は外交と内政が緊密にリンクしており、双方における様々な動きが日中関係そのものに大きな影響を与える場合がある。

2 他省庁との関係

日中関係があらゆる分野において緊密化している今日においては、外務省のみで日中関係に取り組むことは困難であり、関係各省庁との密接な連携・調整が重要である。例えば、海洋をめぐる問題については、内閣官房をはじめ、経済産業省、海上保安庁、防衛省等との調整が必要不可欠である。また日中間の経済問題については、分野が多岐にわたるため、極めて多くの省庁が関わっている。また、日モンゴル関係においても、経済関係の一層の強化に向けて、日モンゴル EPA 締結に向けたプロセスが進展しており、財務省、農林水産省、経済産業省をはじめとする関係省庁との緊密な連携・調整が必要となっている。

3 民間との関係

日中間の国民感情を改善させるために必要な各種交流事業については、外務省のみならず、民間組織の既存の取組とも有機的に連携し、継続的に事業を行っていく必要がある。また、日中間の経済関係については、省庁のほかに非常に多くの民間企業との意思疎通や情報収集、調整が不可欠である。また、日・モンゴル間においては、近年経済関係が強化されつつあり、鉱物資源開発分野への日本企業の注目も高まっていることから、やはり民間企業との調整や協力が不可欠である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：「戦略的互惠関係」の充実に向けた取組

衝突事件を機に緊張した日中関係とその修復

平成 22 年度の日中関係は、9 月の中国漁船衝突事件の発生を境に大きく変化した。中国側は、閣僚級以上の往来の一時停止、東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉の一方的「延期」、上海万博への日本青年 1,000 名派遣事業の延期等の措置を取るなど、事件発生までに進められていた戦略的互惠関係の充実化に向けた様々な取組はそのほとんどが延期ないし中止を余儀なくされ、日中関係は緊張の度合いを高めた。

この間、両国首脳は国際会議の場を利用して 2 度の懇談を行い、今後も戦略的互惠関係を推進させていくことで改めて合意した後、11 月の APEC 首脳会議の際の日中首脳会談で、長期的に安定した「戦略的互惠関係」の発展は両国国民の利益に合致するとともに地域・世界の平和と発展にとっても重要との認識で一致した。この首脳会談をきっかけとして日中関係は改善の軌道に乗り始めており、日中安保対話の開催（平成 23 年 1 月）、伴野副大臣訪中（1 月）、日中戦略対話の開催（2 月）、日中韓外相会議の際の日中外相会談（3 月）など、各種政府間対話が順次実施されており、日中関係の修復と戦略的互惠関係の更なる充実のための取組が進んでいる。さらに、3 月の東日本大震災の発生を受け、防災、原子

力安全、環境・省エネルギー、復興協力・観光促進などの分野における日中の協力も模索されている。

評価の切り口 2：日モンゴル関係の着実な進展

平成 22 年度の日・モンゴル関係においては、11 月のエルベグドルジ大統領来日をはじめ、両国間ではこれまでにないほど頻繁なハイレベル対話が行われた。その結果、両国は、これまで「総合的パートナーシップ」の下で発展してきた両国関係を、①ハイレベル対話促進、②経済関係の促進、③人的交流・文化交流の活性化、④地域・地球規模の課題への取組における連携強化、の 4 つを柱とする「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた関係へと発展させていくことで一致した。さらに、日・モンゴル EPA の締結交渉開始に向けた官民共同研究が開始され、両国の産・官・学関係者が出席する会合が 3 回開催され、両国首脳に対し速やかな交渉開始を提言する内容の報告書が取りまとめられるなど、日・モンゴル間の経済関係促進に向けた取組も着実に進展した。

今後の方針

平成 23 年は辛亥革命 100 周年、平成 24 年は日中国交正常化 40 周年という節目の年である。また、3 月に発生した東日本大震災をきっかけに、日中間では防災分野等における協力の気運も高まっている。これらの機会をとらえ、戦略的互惠関係の更なる充実化を図るとともに、中国漁船衝突事件を機に悪化した両国の国民感情を改善させる必要がある。そのためには、様々な分野及びレベルでの日中双方の交流及び協力の推進による戦略的互惠関係の充実化、重層的な危機管理メカニズムの構築など日中間の懸案に対する適切な処理、青少年交流をはじめとする人的交流の促進による国民感情の改善、という 3 本柱のもとで今後の日中関係を進め、具体的な成果を着実に積み重ねることが必要である。また、東日本大震災を受けた日中協力として、原子力協力、防災・災害救援、環境・省エネルギー及び復興支援・観光促進の 4 分野での協力を重点的に進め、戦略的互惠関係を新たな側面から深化させるとともに、両国間の国民感情の改善を図っていく。

日・モンゴル関係については、平成 22 年 11 月に両国首脳間で合意した「戦略的パートナーシップ」の構築に向けて、ハイレベル対話促進、経済関係の促進、人的交流・文化交流の活性化、地域・地球規模の課題への取組における連携強化の 4 本柱の下で、具体的な関係強化を図っていくことが重要である。特に平成 24 年は両国外交関係樹立 40 周年の節目の年であり、政府間のみならず両国民間の一層の関係強化を図るべく、交流事業を積極的に展開する必要がある。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施
- ② 新日中友好 21 世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進
- ③ 日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議
- ④ 各種招へい事業の重層的实施による対日理解強化
- ⑤ 日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベルの招へい及び有識者の派遣等を通じた「総合的」パートナーシップの確立に向けた取組の推進
- ⑥ 台湾に関する我が国の立場を踏まえ、交流協会を通じた取組を行う

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

松田 康博 東京大学東洋文化研究所准教授

日中関係は、急速に不安定化する構造的リスクを抱えている。「戦略的互惠関係」の構築とは、そうしたリスクを最小化し、長期的・包括的観点から安定した日中関係を築くことであり、優れた政策目標である。これまで中国が一方向的に重視するいわゆる「歴史問題」等について、日中関係全体とのデカップリングや相互理解の促進にもある程度成功してきた。それぞれの施策や事業に対する自己評価には妥当性がある。しかし、平成 22 年度においては尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件によりそうした努力によるここ数年の成果が一気に後退した観がある。

現状の制度的前提に立てば、日中間のリスク管理に関する省庁間の相互調整の責任は中国・モンゴル課が中心となって担わざるを得ない。ところが、尖閣事案のみならず日中間に横たわる様々なリスクをシミュレーションし、その情報を省庁横断的に共有し、政治家に対して明確なオプションを提示して適切に補佐することを徹底して行っていたのかについては、疑問が残る。今後日中間のリスク管理に、これまで以上に資源（人員、調査研究の委託予算、平素から相互調整に割く時間等）を投入すべきである。また必要に応じて総合外交政策局や内閣官房にも働きかけるべきである。

日・モンゴル関係は「戦略的パートナーシップ」の構築に向けて着実に施策・事業が進展していると思料する。特に頻繁なハイレベル対話の実施や日・モンゴル EPA に向けた努力は評価できる。今後は、経済関係の促進の面で、戦略的資源の共同開発を加速することや、地域・地球規模の課題に対する連携強化について、さらなる努力を期待したい。日台関係であるが、アジア太平洋地域において、多元的・多層的な関係が強化されている中、「非政府間の実務関係」の単なる「維持」にとどまらず、中台関係の改善を適切に評価しつつ、他国・地域との関係強化のペースに遅れないよう、着実に「進展」させる必要がある。この点で、「覚書」の署名など、実質的な進展が見られたことを評価したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

平成23年版外交青書（外交青書2011）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの 友好関係の強化

南東アジア第一課長 佐々山 拓也

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の開発に貢献すること。 【小目標】 1 要人往来をはじめとする二国間の対話・交流の継続・促進 2 経済外交の推進及び経済協議を通じた貿易投資環境の整備 3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等 内閣の重要政策) (主なもの)	・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) (アジア大洋州諸国との関係強化) ・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日) (日本を取り巻く国際環境及び各国・地域との関係強化)
施策の概要	我が国はメコン河流域 5 か国 (タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー) との間において、お互いの政府の要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進した。また、各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを旨とするメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

菅総理のベトナム公式訪問 (平成 22 年 10 月)、カンボジア・シハモ二国王訪日 (同年 5 月)、ブアソーン・ラオス首相訪日 (同年 5 月) を始め、メコン地域 5 か国との間で要人往来が活発に行われ、多くのハイレベルの対話が実施された。また、「21 世紀東アジア青少年大交流計画」(JENESYS) を利用した青少年交流も着実に進められた。

経済協議については、日タイ・日越経済連携協定の下での各種小委員会、日ラオス投資協定合同委員会等が開催されるとともに、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」(後述) においてもビジネス環境についての議論がなされた。このように、二国間のみならず、メコン地域全体で具体的な貿易投資環境に係る議論が進んだ。また、インフラ海外展開・資源外交については、ベトナムにおいては原発建設、レアアース開発の協力パートナーとなるなど、具体的な成果をあげた。

メコン地域開発については、第 2 回日本・メコン地域諸国首脳会議 (以下、「日メコン首脳会議」) を開催 (於: ハノイ) し、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠

組みを通じて更に協力を促進していくことを再確認した。「東西・南部経済回廊に関する日メコン国際会議」が開催されメコン地域での連結性の向上に向けた議論が行われたほか、官民連携を強化するとの観点から、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」（於：東京）を開催した。また、古都シンポジウムを開催し、文化交流分野についての協力も進展した。

課題

メコン地域協力の具体的な計画を特定した「日メコン行動計画 63」を着実にフォローし、ASEAN 等他の地域協力枠組みとの連携や、他国との協力の可能性も踏まえながら、今後のメコン地域協力のあり方を検討する。各種のインフラ海外展開案件や資源関連案件を着実にフォローし、日タイ・日越経済連携協定及び日カンボジア・日ラオス投資協定の着実な運用や経済協力と貿易投資促進の連携により、この地域の発展を支援する。

施策の必要性

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民流出の源であり、アジア地域でのもっとも不安定な地域の一つであった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、2015 年の ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的に我が国の友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

施策の有効性

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を行い、また、JENESYS を利用した青少年交流を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協定を通じてこれらの国々との間のビジネス環境を整備し、また、当該地域において、インフラ海外展開を始めとする経済外交を進めていくことは、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、メコン地域5か国との間で要人による活発な往来が行われた。また、平成 22 年 6 月に奈良において日メコン古都シンポジウムが開催され、12 月には東京においてメコン地域における官民協力・連携促進フォーラム日メコン全体会合が開催された。また、ハノイで開催された日メコン外相会議（平成 22 年 7 月）及び日メコン首脳会議（同年 11 月）では我が国の主導的な役割で協力のあり方について議論が進展し、成果をあげた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	38	32

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	23	21

単位：人（本省職員）

外部要因

民間セクターによるメコン5か国への貿易・投資状況の変化

目標の達成状況

評価の切り口1：要人往来をはじめとする二国間の対話・交流の継続・促進

菅総理のベトナム公式訪問（平成 22 年 10 月）、カンボジア・シハモニ国王訪日（同 5 月）、ブアソン・ラオス首相訪日（5 月）を始め、メコン地域 5 か国との間で要人往来が活発に行われ、多くのハイレベルの対話を実施されたこと、また、JENESYS を利用した交流も着実に行われたことは大きな成果であった。

評価の切り口2：経済外交の推進及び経済協議を通じた投資貿易環境の整備

経済外交については、ベトナムにおいて原発建設、レアアース開発の協力パートナーとなり、経済外交の柱となっているインフラ海外展開及び資源の安定供給の確保において成果をあげた。

経済協議については、日タイ・日越経済連携協定の下で設置されている小委員会始め、日ラオス投資協定合同委員会等が開催されるなど、貿易投資環境の整備のための議論が進んだ。また、メコン地域としても、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」が開催され、同地域におけるハード及びソフト面のインフラ整備、物流及び産業開発を含む我が国官民がともに関心を有する課題に関して議論が行われた。同議論を通じ、メコン地域に関する知見及び情報の共有が進み、オール・ジャパンとしての取組についての認識の共有化が図られるとともに、相手国側の更なる具体的な取組を促す等の成果があった。

評価の切り口3：メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

7 月に第 3 回日メコン外相会議、10 月に第 2 回日メコン首脳会議が開催され、日メコン協力が著しく進展したとの認識を共有し、日メコン協力の枠組みを通じて更に協力を促進していくことが再確認された。また、我が国主導で「東西・南部経済回廊に関する日メコン国際会議」、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合」（於：東京）、古都シンポジウム等、様々な分野において多くの国際会議を成功裡に開催したことは、日メコン協力における大きな成果となった。

今後の方針

今後ともメコン地域諸国 5 か国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これら

の国々の発展を支援することを通じて、2015年のASEANの統合を支援し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進
- ② 経済外交の推進及び経済協議を通じた投資貿易環境の整備
- ③ メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

東 茂樹 西南学院大学経済学部教授

メコン河流域5カ国との間において、①対話・交流の促進、②経済外交の推進、③地域開発支援の強化という目標が設定されて、実質的かつ具体的な取り組みがあった。このうち②と③では相当な進展がみられ、とくに②では政策効果があったと評価できる。

経済外交の推進については、パッケージ型インフラ海外展開を我が国成長戦略の柱に据えて、インフラ分野の民間企業の取り組みを支援し、省庁横断による政治主導で取り組んだ結果、ベトナムの原発建設で日本がパートナーとして選定されたことは意義深い。このような戦略的な支援は、電力に限らず、鉄道や水・環境分野などにおいても、相手国の情報収集を恒常的に行って案件を発掘し、機動的な支援体制を継続していくべきと考える。資源の安定供給確保においても、同様な体制の構築が望まれる。

メコン地域開発支援では、首脳・外相会議において「グリーン・メコンに向けた10年」行動計画にイニシアティブを発揮していることに加えて、経済回廊に関する国際会議、官民連携フォーラムなどが開催され、関係者に政策提言や議論の共有化を進めており、適切な取り組みである。経済協力ではハード面にもまして、通関手続きや法整備支援などのソフト面の整備を重視すべきと考える。自国の制度やシステムを海外に普及させる取り組みを、戦略的に省庁横断で実施していく必要がある。

5カ国では政治・安全保障面でも動きがあった。南沙・西沙諸島をめぐるベトナムの対応、タイ・カンボジアの国境問題、ミャンマーの民主化問題などである。これらは当事国の内政問題ではあるが、日本としても情報収集に努めて、可能であれば日本独自の外交姿勢を打ち出すことが期待される。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【メコン】

第3回日メコン外相会議（概要）（平成22年7月21日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/1007_kg.html

東西・南部経済回廊に関する日メコン国際会議「連結性の完成及び経済的繁栄の創造」成果文書（仮訳）
（平成22年9月9日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/fujimura/ewec_sec_1009/seika.html

第2回日本・メコン地域諸国首脳会議（平成22年10月29日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi02/s_kaigi02.html

メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム全体会合（平成22年12月）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/kanmin/index.html

【タイ】

日タイ外相会談（概要）（平成 22 年 7 月 23 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/asean_1007/thailand_gk.html

岡田外務大臣のインド、タイ訪問（平成 22 年 8 月 20 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/8/0820_01.html

アピシット・ウェチャチワ・タイ首相表敬（平成 22 年 8 月 23 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/ind_tha_10/tha_api_hyo.html

日・タイ外相会談（概要）（平成 22 年 8 月 23 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/ind_tha_10/tha_gk.html

日・タイ外相会談（概要）（平成 22 年 10 月 29 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/thailand_1010.html

【ベトナム】

岡田外務大臣とフック・ベトナム計画投資大臣の会談の結果（平成 22 年 4 月 14 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/4/0414_04.html

岡田外務大臣とキエム・ベトナム副首相兼外相との電話会談（平成 22 年 6 月 9 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/6/0609_01.html

岡田外務大臣のベトナム訪問（結果概要）（平成 22 年 7 月 24 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/asean_1007/vietnam_gaiyo.html

岡田外務大臣のサン・ベトナム共産党書記局常務表敬（概要）（平成 22 年 7 月 24 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/asean_1007/vietnam_hk.html

日越外相会談（結果概要）（平成 22 年 7 月 24 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/asean_1007/vietnam_gk.html

日ベトナム首脳会談（概要）（平成 22 年 10 月 4 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/asean_8/jv_gaiyo.html

タン・ベトナム共産党対外委員会官房長の仙谷官房長官表敬（概要）（平成 22 年 10 月 7 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/vietnam_1010.html

菅総理のベトナム公式訪問（概要）（平成 22 年 10 月 31 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/vietnam_1010.html

菅総理大臣のグエン・ミン・チェット・ベトナム国家主席表敬（概要）（平成 22 年 10 月 30 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/vietnam_1010a.html

前原外務大臣とサン・ベトナム共産党書記局常務との会見（概要）（平成 22 年 10 月 29 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/vietnam_1010.html

日・ベトナム外相会談（概要）（平成 22 年 10 月 30 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/haw_vie_10/vietnam_1030.html

日・ベトナム外相会談（概要）（平成 22 年 11 月 11 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/apec_10/vi_gk.html

グエン・チ・ズン ベトナム・ニントゥアン省知事による前原外務大臣表敬（平成 23 年 3 月 2 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/3/0302_09.html

枝野内閣官房長官とフック・ベトナム政府官房長官との昼食会（平成 23 年 3 月 6 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/others/vietnam_1103.html

【カンボジア】

カンボジア王国国王ノロドム・シハモニ陛下の来日（平成 22 年 4 月 16 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/4/0416_03.html

【ラオス】

岡田外務大臣のブアソン・ラオス首相表敬（平成 22 年 5 月 20 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/5/0520_05.html

日ラオス首脳会談（概要）（平成 22 年 5 月 20 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_hatoyama/laos_1005.html

岡田外務大臣のラオス訪問（平成 22 年 7 月）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/laos_1007/index.html

【ミャンマー】

日ミャンマー外相会談（概要）（平成 22 年 7 月 21 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/asean_1007/myanmar_gk.html

日・ミャンマー外相会談（概要）（平成 22 年 10 月 30 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/haw_vie_10/myanmar_1030.html

ミャンマー情勢（総選挙の実施）（外務報道官談話）（平成 22 年 11 月 7 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dga_1107.html

ミャンマー情勢（アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁解除）（前原外務大臣談話）（平成 22 年 11 月 13 日）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dme_101113.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-6 インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ，マレーシアとの友好関係の強化

南東アジア第二課長 片江学巳

平成 23 年 5 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>各国との二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること。</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化 3 インドネシア，シンガポール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの経済連携協定（EPA）の着実な実施 4 法的枠組みの整備を通じた二国間関係の強化 5 東ティモールの国づくり支援 6 フィリピン・ミンダナオ和平プロセスへの支援 7 地域・国際的課題への対応のための協力・支援
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「ASEAN，豪州，インド等とも関係を深め，開かれたネットワークを発展させていきます。」 ・ 新経済成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 第 3 章（3）「アジア経済戦略」他 ・ 包括的経済連携に関する基本方針（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）
<p>施策の概要</p>	<p>以下の事業を通じ，インドネシア，シンガポール，東ティモール，フィリピン，ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進 ② 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化 ③ 平和構築等，地域及び国際的課題に関する協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

- （1） ナジブ・マレーシア首相の公賓訪日（首脳共同声明発表），藤村外務副大臣（当時）のフィリピン訪問（正副大統領就任式出席），ピーター・チン・マレーシア・エネルギー・環境技術・水大臣の訪日（原子力に関する協力覚書署名や我が国インフラ関連施設視察），第 1 回日・インドネシア閣僚級経済協議（ハッタ経済担当調整大臣他インドネシア主要経済閣僚の訪日），前原外務大臣（当時）のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席及び首都圏投資促進特別地域（MPA）構想協力覚書署名），マルティ・インドネシア外務大臣の訪日（第 1 回閣僚級戦略対話），菊田外務大臣政務官のインドネシア訪問（ASEAN 地域フォーラム（ARF）災害

救援実動演習及び MPA 第 1 回運営委員会出席) 等, 具体的成果のある要人往来を数多く実施した。また, ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議, アジア欧州会合 (ASEM) 首脳会議, アジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議及び閣僚会議, バリ民主主義フォーラム等の国際会議の機会に, 数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し, 二国間関係の強化を進めた。シンガポールとの次官級協議, フィリピンとの政務・安全保障協議等の政策対話や, 日+BIMP-EAGA (ブルネイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン・東 ASEAN 成長地域) 高級実務者会合も実施した。また, 閣僚, 国会議員, 実務担当者から学生まで, 幅広いレベルで招へい事業を実施し, 二国間の対話・交流・協力を強化した。

- (2) インドネシア及びフィリピンとの EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し, 自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また, EPA に基づき受け入れたインドネシア人及びフィリピン人看護師候補者のうち, 16 名が国家試験に合格した (平成 21 年度は 3 名)。平成 22 年 11 月の「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動検討グループ」(副大臣会合) で, 看護師・介護福祉士受入改善を中心に議論し, 平成 23 年 3 月, 一定の条件の下で候補者の滞在期間を 1 年間延長する旨が閣議決定された。また, 平成 23 年度予算に新たにインドネシア・フィリピン各国それぞれ最大 200 名の看護師・介護福祉士候補者を対象に最大 6 か月間現地で訪日前日本語研修を行うため予算計上した。
- (3) 日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書の発効等, 法的枠組みの整備を通じた二国間関係の強化を実現した。また, インドネシアとの間では MPA 協力覚書に署名し, ジャカルタ首都圏のインフラ整備加速と投資環境整備のための官民対話の実施についての枠組みについて一致し, 経済関係緊密化に具体的な道筋をつけた。
- (4) 東ティモールの国づくりへの継続的な支援 (国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) への軍事連絡要員 (自衛官 2 名) 派遣, 経済協力・平和構築人材育成事業の継続的实施等) やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与 (国際監視団 (IMT) への開発専門家派遣, ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施 (J-BIRD), 国際コンタクト・グループ (ICG) への参加を通じた和平交渉支援) 等により, 地域の平和と安定に向けた貢献ができた。平成 22 年 10 月のインドネシア西スマトラ州ムンタワイ沖地震及び津波に際しては, 50 万ドルの緊急無償資金協力を実施し, 同月のメラピ山噴火の際には, 火山専門家・呼吸器疾患専門家から成る国際緊急援助隊専門家チームを派遣するなど, 災害対応において積極的な貢献を行った。また, バリ民主主義フォーラムへの具体的協力として, フィリピンにおける大統領等選挙及び我が国の参議院議員選挙の際に選挙訪問プログラムを実施し, 平成 22 年 12 月の第 3 回閣僚会合には前原外務大臣 (当時) が出席してアジアの民主主義に対する我が国の基本的考えを発信するなど, 地域における民主主義の普及・定着に貢献した。
- (5) 10 年来の課題であったマレーシア日本国際工科大学構想については, 日・マレーシア首脳会談での議論の結果を受け, マレーシア日本国際工科院 (MJIT) を設置することで一致し, 教員派遣など具体的協力に向けた準備を進めることができた。

課題

- (1) 要人往来については, 引き続き我が国から東南アジア島嶼部各国への要人の訪問をより頻繁に実現することが課題。
- (2) 経済面では, 大きなインフラ需要が見込まれるなどこの地域が重視されていることを踏まえ,

この地域との関係を一層強化していく必要がある。また、発効した EPA の活用のための国内の制度整備・予算獲得（特に看護師・介護福祉士候補者受入れ）、相手国内での適切な運用を確保するための協議等については、平成 22 年度は候補者の滞在期間延長、相手国との頻繁な協議の実施等、かなりの成果があったが、国家試験合格率の向上や受入れの改善のため、これを引き続き進めていく必要がある。

- (3) 地域の安定や我が国の安全保障を確固たるものとすべく、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していく必要がある。また、同様の観点から、自然災害への対応（東日本大震災を踏まえた知見の共有を含む）、民主主義の普及・定着のための取組（バリ民主主義フォーラムへの積極的関与）、地域統合の推進（BIMP-EAGA との協力強化）等、国際的・地域的課題に対応するための協力・連携を引き続き強化していく必要がある。

施策の必要性

東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値をおおむね共有し、政治・安全保障面における国際的・地域的諸課題に対応していく上で重要なパートナーである。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、東アジア地域統合プロセスの中心であるのみならず、最重要生産拠点・市場、さらには大きなインフラ需要が見込まれるなど、貿易・投資面において我が国と密接な関係を有する。さらに、インドネシア、東ティモール、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。

一方、東ティモールのような国づくりの途上にある国家や、情勢が不安定なフィリピン・ミンダナオ地域が存在するとともに、安全保障面での脆弱性、防災体制の整備、民主主義の定着、地域統合の推進等の多様な課題を有している。

施策の有効性

東南アジア島嶼国と国際的・地域的課題への対応で連携しつつ、経済面での連携強化や地域の安定に向けた協力を実施する上で、①要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進、②各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、③平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力、を実施することが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往来を始めとする対話・交流の促進、各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化、平和構築等地域及び国際的課題に対する協力を実施し、東南アジア島嶼部各国との友好関係を強化できた。具体的には、MJIT についての国内協力大学との会議について、地方の大学との会議はテレビ会議を積極的に活用した。また、1 回の出張でできるだけ複数の国を回り、複数の公務を効率的に実施できるよう努めた。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	33	28

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	22	21

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 両国要人の会談、各種協議、招へい等の実現のためには、国会日程を始めとする我が国要人の都合に加えて、先方の外交日程や国内事情等様々な要因を考慮する必要がある。
- (2) 経済面の関係強化については、世界的な経済情勢や、これに影響を受けた各国国内の経済事情、更には東日本大震災を踏まえた我が国の復興状況等の要因を考慮する必要がある。
- (3) 平和構築や安全保障面での協力、民主主義の普及・定着等、地域的・国際的課題での協力については、我が国及び相手国の法制度・慣行を十分考慮する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進

ナジブ・マレーシア首相の公賓訪日（首脳共同声明発表）、藤村外務副大臣（当時）のフィリピン訪問（正副大統領就任式出席）、ピーター・チン・マレーシア・エネルギー・環境技術・水大臣の訪日（原子力に関する協力覚書署名や我が国インフラ関連施設視察）、第 1 回日・インドネシア閣僚級経済協議（ハッタ経済担当調整大臣他インドネシア主要経済閣僚の訪日を実現し、両国の複数の経済閣僚が初めて一堂に会した）、前原外務大臣（当時）のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席及び MPA 協力覚書署名）、マルティ・インドネシア外務大臣の訪日（第 1 回閣僚級戦略対話）、菊田外務大臣政務官のインドネシア訪問（ARF 災害救援実動演習及び MPA 第 1 回運営委員会出席）等、具体的成果のある要人往来を数多く実施した。また、ASEAN 関連首脳会議及び同外相会議、ASEM 首脳会議、APEC 首脳会議及び閣僚会議、バリ民主主義フォーラム等の国際会議の機会に、数多くの二国間首脳会談・外相会談を実施し、二国間関係の強化を進めた（例：平成 22 年度の首脳会談計 3 件、外相会談計 8 件）。シンガポールとの次官級協議、フィリピンとの政務・安全保障協議等の政策対話や、日+BIMP-EAGA 高級実務者会合も実施した。また、閣僚、国会議員、実務担当者から学生まで、幅広いレベルで招へい事業を実施し、二国間の対話・交流・協力を強化した。対話・交流・協力の質・量を総合的に勘案すると、目指した達成水準以上の成果があったと言える。

評価の切り口 2：各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化

インドネシア及びフィリピンとの EPA の下での分野別小委員会を着実に実施し、自然人の移動やビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づき受け入れた看護師候補者のうち、16 名が国家試験に合格した（平成 21 年度は 3 名）。国家試験の合格者数を増やすことを目指し、候補者の特例的な滞在期間延長が閣議決定された。また、インドネシアとの間では MPA 協力覚書に署名し、ジャカルタ首都圏のインフラ整備加速と投資環境整備のための官民対話の実施についての枠組みについて一致し、経済関係緊密化に具体

的な道筋をつけた。実施した EPA 関連協議の件数、国家試験合格者数等を勘案すると、目指した達成水準と同程度の成果があったと言える。

評価の切り口 3：平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

東ティモールの国づくりへの継続的な支援（UNMIT への軍事連絡要員（自衛官 2 名）派遣、経済協力・平和構築人材育成事業の継続的实施等）やミンダナオ和平プロセスへの積極的関与（IMT への開発専門家派遣、ミンダナオにおける経済協力案件の集中的実施（J-BIRD）、ICG への参加を通じた和平交渉支援）等により、地域の平和と安定に向けた貢献ができた。平成 22 年 10 月のインドネシア西スマトラ州ムンタワイ沖地震及び津波に際しては、50 万ドルの緊急無償資金協力を実施し、同月のメラピ山噴火の際には、火山専門家・呼吸器疾患専門家から成る国際緊急援助隊専門家チームを派遣するなど、災害対応において積極的な貢献を行った。また、バリ民主主義フォーラムにおいては、前原外務大臣（当時）が「多様性の中の民主主義～アジアの特徴を力にして～」と題する演説により政策発信を行うとともに、具体的協力として、フィリピンにおける大統領等選挙及び我が国の参議院議員選挙の際に選挙訪問プログラムを実施し、地域における民主主義の普及・定着に貢献した。上記のような具体的協力案件を種々実施できたことにかんがみれば、目指した達成水準と同程度の成果があったと言える。

今後の方針

各国との関係強化のため、要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力、インフラ海外展開や EPA の協議・実施等を通じた経済分野での関係緊密化、平和構築を始めとする地域及び国際的課題に関する協力について、適正な予算措置及び人的体制の拡充を図っていく。平成 23 年度予算では、政府全体の予算の見直しの中で、政策協議や EPA 関係経費を中心に相当額削減されたが、平成 23 年度は予算の一層の効率的執行に努めつつ、平成 24 年度以降適正な手当が行われるよう努める。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- ② 各国との EPA の協議・実施等経済分野での関係緊密化
- ③ 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

石井 正子 大阪大学大学院人間科学研究科准教授

東南アジア島嶼部諸国は、2010 年も好調な経済成長を維持した。東ティモールを除く 5 カ国とタイは、ほぼ全品目の関税を撤廃して貿易を円滑化している。東南アジアのさらなる経済発展には、治安の安定が必要条件であり、6 カ国との友好関係強化のために掲げられた 3 つの柱は不可欠な施策である。

①対話・交流・協力の継続・推進に関しては、二国間および地域組織の会談を通じた要人の交流、テレビ会議を活用した予算の効率化と学生間の対話促進等を通じ、幅広いレベルで関係が強化された。②EPA を通じた関係緊密化については、「人の移動検討グループ」において看護師・介護福祉士候補者受入の改善が議論され、適切な対応が施されている。③平和構築に関する協力では、フィリピン南部と東ティモールへの継続的なコミットメントと顔の見える支援により、日本の協力へ感謝が寄せられている。以上のことから「目標の達成に向けて相当な進展があった」との評価結果は適切であるといえよう。

課題は、東南アジア島嶼部諸国との友好関係はますます重要性が大きくなっているにもかかわらず、要人往来もあまり報道されず、国民にその重要性がよく理解されていないことである。看護師・介護福

社士候補者受入については、問題に適宜対策が施されてはいるが、ヒトを通じた友好関係を構築するためには受入制度の継続的な改善検討が必要であろう。フィリピン南部の平和構築支援については、紛争の根本的要因と和平交渉破綻の原因を適切に分析し、OIC、ASEAN、EU、米との外交強化のうえ、支援戦略の練り直しが求められていると考える。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア課長 田島浩志

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与すること。特に潜在力の大きなインドとの間で戦略的グローバル・パートナーシップの前進に向けて連携を強化すること。</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 首脳級を含む要人往来、次官級協議等の事務レベル協議等を通じた南西アジア諸国との関係強化 2 各種招へい・交流事業の重層的実施による対日理解強化 3 各種協議・事業等の実施を通じたインドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 4 パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータン等に対する平和構築・民主化定着・国民和解への支援 5 経済・社会開発への支援や、洪水・地震等の自然災害への迅速な人道・復旧支援の実施 6 南アジア地域協力連合（SAARC）との関係強化
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 65 回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日） 「洪水被害に見舞われたパキスタンについても、国際緊急援助隊として自衛隊のヘリコプターを派遣しています。」 ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日） 「アフガニスタン・パキスタン支援…など、国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致しました。」 ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」 「…インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「経済連携協定に関しては、昨年、インド及びペルーとの交渉を完了しました。」 「レアアースを含む鉱物資源については、菅政権発足以降、…インド…等との間で協力関係を強化することで一致しています。」 「アフガニスタン及びパキスタンの安定と復興は、我が国及び国際社会の最優先課題の一つです。…パキスタンについては、昨年の洪水被害からの復興を果たし、治安対策と経済改革の取組を加速させるよう、支援を継続します。」
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化 ②要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進 ③南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 22 年度は、シン・インド首相 (22 年 10 月)、ハシナ・バングラデシュ首相 (22 年 11 月)、ザルダリ・パキスタン大統領 (23 年 2 月) 及びピーリス・スリランカ外相 (22 年 7 月) の訪日、岡田外務大臣 (当時) のインド訪問を始めとするハイレベルの要人往来が実現し、また、国際会議等の機会を活用して各国首脳・外相等との会談を行った。更に、安全保障、経済等の分野で次官級協議や局長級対話等を実施したほか、各種招へいや 21 世紀青少年大交流計画 (JENESYS) プログラムを通じて、国会議員や青少年等の様々なレベルでの交流を促進した。

特にインドに関しては、シン首相訪日時に包括的経済連携協定の交渉が完了し、閣僚級経済対話の新設や、レアアースに関する協力に合意するなど経済分野で具体的成果を挙げたほか、「次なる 10 年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」と題する共同声明を发出し、日印関係を次の 10 年で一層強固なものとするため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことに合意した。また、第 1 回次官級「2+2」対話が開催されるなど、安全保障分野での協力も強化された。

パキスタンに関しては、7 月後半からの同国での大洪水に際し、総額約 5.68 億円に上る緊急無償資金協力や緊急援助物資等の支援を実施するとともに、国際緊急援助隊として自衛隊のヘリコプター部隊や医療チームを派遣した。ザルダリ大統領訪日時には菅総理とアフガニスタンを含む地域の安定化やテロ対策、両国の投資・貿易といった経済関係強化などについて意見交換を行った。近年日本企業の進出が増加しているバングラデシュとは、ハシナ首相訪日時に菅総理との間で経済分野における政府間協議の立ち上げ等二国間の経済関係の強化に合意した他、我が国からパドマ多目的橋建設計画に対する約 4 億米ドルの円借款の支援を表明した。内戦終結後、国民和解や復興に取り組んでいるスリランカとの間では、ピーリス外相訪日時に岡田外務大臣 (当時) からスリランカ政府が国内避難民再定住、国民和解及び内戦末期の人権問題について前向きな対応を取るよう働きかけた。また、ネパールに関しては、平成 23 年 1 月に国連ネパール政治ミッション (UNMIN) の派遣期間が終了し、平成 19 年 1 月から日本が軍事監視要員として派遣した自衛隊員が任務を完了し帰国した。

以上のように、我が国は、南西アジア諸国との間で、要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流を継続・促進し、特にインドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に努めたほか、同地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力を実施し、こうした目標に向けて相当な進展があった。

課題

・南西アジア諸国との間で要人往来や各種協議、招へい・交流事業を継続し、良好な二国間関係を引き続き維持するとともに、政治、経済、文化等多分野における協力関係を更に深化させる。特に、インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化に努める。

・南西アジア地域の安定と繁栄に向け、様々な支援・協力を継続していく。特に、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着、国民和解への支援を継続していく。また、経済・社会開発への支援や、洪水・地震等の自然災害への迅速な人道・復旧支援も実施していく。

施策の必要性

- (1) 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約 16 億人の域内人口を擁する潜在的な市場として経済面での関心も高まっている。特に年率 8% を上回る経済成長を遂げているインドは、12 億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配と行った我が国と共通の価値を有しており、我が国にとって、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野での更なる関係強化が求められる。
- (2) 一方、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱である。こうした状況の中、我が国が南西アジア地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築を支援し、さらにはしばしば発生する自然災害に対して迅速な人道・復旧支援を行うことは、同地域の安定と繁栄に資するものであると同時に、我が国にとっても極めて重要である。

施策の有効性

南西アジア地域の地政学的な意義や、潜在的な市場としての重要性に鑑みると、我が国が地域各国との二国間関係を強化し、同地域の安定と繁栄に協力していくことは、今後我が国の新興国外交を進展させていく上で有効である。このような施策は、要人往来、各種協議や招へい・交流事業を通じた信頼醸成、個別事業の促進や、民主化定着、経済開発、自然災害に対する支援・協力などに重層的に取り組んでいくことにより、効果的に実施していくことが可能である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、シン・インド首相、ハシナ・バングラデシュ首相、ザルダリ・パキスタン大統領及びピーリス・スリランカ外相の訪日、岡田外務大臣（当時）のインド訪問等のハイレベルの要人往来を成功裏に実現するとともに、首脳会談 7 回（電話会談含む）、外相会談 5 回、次官級等各種協議を開催した他、パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合、パキスタン・フレンズ閣僚会合等の国際会議にも参加し、積極的に貢献を行った。また、各種招へいや 21 世紀青少年大交流計画（JENESYS）プログラムを通じて、国会議員や 700 人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日し、対日理解を深め、様々な分野で活発な交流を行った。以上の取組の結果、各国との二国間関係は一層強化され、南西アジア地域の安定と繁栄に大きく寄与することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	69	57

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	20	21

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 南西アジア諸国との経済関係に関し、世界経済の動向や治安状況が、政府・企業・投資家・消費者等の経済活動に影響を及ぼしうる。
- (2) インド・パキスタン関係、ネパールにおける和平プロセス・民主化の動向、スリランカの内政状況、テロを含む各国の内政・治安状況は、大使館の活動、日本企業の動向等に影響を与えうる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化

シン首相の訪日、岡田外務大臣（当時）のインド訪問に加え、国際会議等様々な機会を活用し、首脳・外相会談、更には各種事務レベルの協議を着実に実施し、日インド戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図った。具体的には、平成 22 年 10 月のシン首相訪日を含む 3 回の日印首脳会談及び 1 回の日印電話首脳会談、同 8 月に日印外相間戦略対話、同 7 月に次官級「2+2」、外務次官級政務協議等を実施した。特にシン首相訪日時には、包括的経済連携協定の交渉が完了し、閣僚級経済対話の新設やレアアースに関する協力に合意するなど経済分野で具体的な成果を挙げたほか、「次なる 10 年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」を発出し、日印関係を次の 10 年で一層強固なものとするため、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等幅広い分野で協力を強化していくことに合意した。

評価の切り口 2：要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進

シン・インド首相、ハシナ・バングラデシュ首相、ザルダリ・パキスタン大統領が我が国を公式訪問し、菅総理との首脳会談を実施した。外相の往来についても岡田外務大臣（当時）のインド訪問の他、ピーリス・スリランカ外相の訪日を実現した。また、SAARC や ASEAN 等の国際会議の場で各国との首脳会談や外相会談を実施し、継続的な対話の機会を設けることが出来た。事務レベルの協議についても、インドとの安全保障・経済分野での各種協議の他、パキスタンともハイレベル経済協議や安保対話を行うなど各国との二国間協議を着実に実施した。さらに国会議員等 5 件の各種招へいを実施し、21 世紀青少年大交流計画（JENESYS）プログラムを通じて 700 人を超える高校生や大学・大学院生等が訪日するなど重層的な招へい事業を実施した。

評価の切り口 3：南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援の実施

平成 22 年 7 月からのパキスタンの大洪水に際して、総額約 5.68 億円に上る緊急無償資金協力や緊急

援助物資等の支援を実施するとともに、緊急援助隊として自衛隊のヘリコプター部隊や医療チームを派遣した。また、域内各国の経済・社会開発への支援に関して、ハシナ・バングラデシュ首相訪日時に、パドマ多目的橋建設計画に対する4億米ドル相当の円借款の供与を表明した他、ODAの供与や国連ミッションへの要員派遣等を通じて、スリランカ、ネパール、ブータンにおける平和構築や民主化定着の取組への協力を実施した。

今後の方針

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、要人往来、各種政務協議、経済協力を通じ、引き続き日印戦略的グローバル・パートナーシップの着実な強化を図るとともに、南西アジアの安定と繁栄に向け民主化定着・平和構築等の支援に向け具体的施策を継続していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化
- ② 要人往来や首相・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- ③ 南西アジア地域の安定と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

堀本 武功 尚美学園大学教授

南西アジア諸国との関係は年々重要性を高めつつある。南西アジアはユーラシア大陸の中央部にあり、インド洋を睨むという絶好の地政学的な位置を占めている。日本にとって、経済、エネルギー資源調達、安全保障、全体的な日本外交などの観点からもこれら諸国との関係は枢要である。

中でもインドは、中国とともにアジアを牽引する役割を加速度的に果たしつつあり、日本が「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」の関係を結び、さらにこれを強化しようとする政策は時宜に合った外交路線である。インドはすでに20カ国との国々との間で戦略的パートナーシップを結んでいるが、シン首相は中でも日本を重視する姿勢を示している。民主主義下で経済発展を旨とする「インド・モデル」は今後ますます重要性を増すことになろう。

その他の二国間関係では、「パートナーシップ」関係を持つパキスタンやバングラデシュとの関係強化は望ましい方向性であり、スリランカ、ネパールなどとの二国間関係もさらに発展させる必要があろう。

ハイレベルの人物交流とともに草の根レベルでの対話・交流は、人的信頼醸成措置とも言えるところであり、今後ともさらに積極的に深めていくことは不可欠である。加えて、地域の安定と繁栄に向けた諸施策の実施も望ましい方向性である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 「次なる10年に向けた日印戦略的グローバル・パートナーシップのビジョン」（インドとの共同声明）
- 「国際社会と南アジアの平和と繁栄にむけての強固なパートナーシップの拡大」（バングラデシュとの共同声明）
- 「日パキスタン包括的パートナーシップに関する共同声明」（パキスタンとの共同声明）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

大洋州課長 飯田慎一

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、及び太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハイレベルでの要人往来や各種協議を通じた所管国との関係強化 2 国際場裡での我が国に対する支持確保 3 人的交流を通じた対日理解促進・友好関係の構築
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) 「ASEAN, 豪州, インド等とも関係を深め, 開かれたネットワークを発展させていきます。」 「包括的な経済連携を推進します。(中略) また, 豪州との交渉を迅速に進め, 韓国, EU 及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開, 立ち上げを目指します。」 ・ 外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」(平成 23 年 1 月 20 日) 「中国, 韓国, ロシア, さらに ASEAN 諸国, 豪州, インド, そしてアメリカといったアジア太平洋地域の国々との協力を, 我が国としても積極的に推進する努力が必要だと考えております。」 ・ 第 176 回国会所信表明演説 (平成 22 年 10 月 1 日) 「APEC 首脳会議では, 米国, 韓国, 中国, ASEAN, 豪州, ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。」 ・ 小島嶼国開発ハイレベル会合開会式における菅総理大臣演説 (平成 22 年 9 月 24 日) 「日本は, 1997 年以来, 過去 5 回の太平洋・島サミットを主催しており, 太平洋島嶼国の国造りに向けた自助努力を支援してきました。2012 年に予定している第 6 回サミットの準備として, 来月に中間閣僚会合を東京にて開催する予定です。」
<p>施策の概要</p>	<p>アジア大洋州地域の平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランドとの様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取組に対する支持と信頼を得るため、ハイレベルを含む人的交流を拡大し対話を行うとともに、平成 24 年 5 月に行われる第 6 回太平洋・島サミットの準備を行う。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(豪州との関係) 安全保障・経済の両面で関係が一層強化された。安全保障面では、5月に第3回日豪外務・防衛閣僚協議(2+2)を実施し、日豪物品役務相互提供協定(ACSA)の署名に至ったほか、日豪情報保護協定の交渉にも進展があった。また、核軍縮・不拡散においては、9月の国連総会において第1回核軍縮・不拡散に関する外相会合を豪州と共に主催した。経済面では、日豪EPAの第11回及び第12回交渉を開催した他、資源・インフラ分野に関しても、政治レベルの対話の強化を通じ、レアアースの長期的かつ安定的な供給のための協力を約束するなど、一層の協力関係の強化が達成された。

(ニュージーランドとの関係) 国際会議や閣僚の訪日の機会に、首脳級及び閣僚級の会談が行われ、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる課題について意見交換を行った。平成23年2月、ニュージーランド南島で発生した地震災害に際しては、迅速に国際緊急援助隊を派遣して邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施するとともに、ニュージーランド赤十字社に対して50万ドルの緊急無償資金協力をを行い、ニュージーランドへの協力を実施した。

(島嶼国との関係) ナタペイ・バヌアツ首相及び16か国・地域の副首相・外相などの閣僚級の参加を得て、10月に太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、前回太平洋・島サミットの成果の実施状況をフォローアップするとともに、次回サミットに向けた準備プロセスを開始した。同会合において、第5回サミットで表明した3年間で500億円規模の支援の実施状況を報告したところ、出席者からは、日本の着実な支援に対する謝意が表明された。パプアニューギニアとの間では投資協定に署名し、液化天然ガス(LNG)の安定供給を始めとする経済関係の強化に向け大きく前進した。非民主的な政権が続き孤立を深めるフィジーに対しては、太平洋・島サミット中間閣僚会合においても他の島嶼国と同様に閣僚レベルを招待し、日フィジー外相会談を行い、対話を通じて粘り強く民主化復帰を働きかけた。また、平成23年3月にはこれまで未承認であったクック諸島を国家承認し、今後の日本外交の地平を拡大させた。

課題

豪州及びニュージーランドとは、これまでの対話の結果を着実に実施するとともに、協力分野を拡充することにより、二国間関係のより一層の強化に努める。

太平洋島嶼国との関係では、平成24年5月に予定されている第6回太平洋・島サミットを視野に入れつつ、太平洋島嶼国地域の安定と発展に向けた貢献や、ハイレベルでの要人往来の強化を通じ、友好協力関係を深化させ、国際社会における我が国の取組への支持を確保する。

施策の必要性

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国との外交関係

を強化することは、国連改革等、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持を得るために極めて重要である。

施策の有効性

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域の平和と繁栄に資するために効果的である。また、第5回太平洋・島サミットを適切にフォローアップすることは、我が国のこの地域に対するコミットメントを示すために重要であり、島嶼国の我が国に対する積極的な支持を引き出すために有効である。さらに、各国との草の根レベルでの交流事業及び青年招へいの実施は、我が国に対する理解を深め、長期的な観点から友好的な関係を構築する上で効果的である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 豪州とは、安全保障分野では、2+2の開催、ACSAの署名、秘密情報保護協定の交渉進展、核軍縮・不拡散における協力など関係強化が進み、経済分野では、日豪EPA交渉の進展に加え、資源・インフラ分野での協力も進展した。

(2) ニュージーランドとは、TPP協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。ニュージーランド南島で発生した地震では、迅速に国際緊急援助隊を派遣（邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施）するとともに、ニュージーランド赤十字社に対して50万ドルの緊急無償資金協力を行い、ニュージーランドへの協力を実施した。

(3) 太平洋島嶼国・地域とは、初めて太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第5回太平洋・島サミットのフォローアップを行った。さらに、活発な要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた。

投入資源

予算	平成22年度	平成23年度
	98	60

単位：百万円

人的投入資源	平成22年度	平成23年度
	17	18

単位：人（本省職員）

外部要因

豪州は、我が国同様、米国と同盟関係にあることから、安全保障をはじめとする分野で比較的円滑な協力が可能である。

太平洋島嶼国に内在する諸課題として、ガバナンスの問題、不十分な経済発達、部族対立に起因する紛争等がある。また、グローバル化への対応に起因するアイデンティティ危機、伝統文化の衰退、環

境問題や感染症さらに国際組織犯罪の脅威等に直面している。こうした不安定要因が我が国の対太平洋島嶼国外交における外部要因となっている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：大洋州地域各国との友好協力関係の深化

豪州とは、安全保障分野では、2+2の開催、ACSAの署名、秘密情報保護協定の交渉進展、核軍縮・不拡散における協力など関係強化が進み、経済分野では、日豪EPA交渉の進展に加え、資源・インフラ分野での協力も進展した。ニュージーランドとは、TPP協定交渉、安保理改革、気候変動など多岐にわたる問題について、意見交換を行った。ニュージーランド南島で発生した地震では、迅速に国際緊急援助隊を派遣し、邦人を含む被災者の捜索・救助活動を実施するとともに、ニュージーランド赤十字社に対して50万ドルの緊急無償資金協力をを行い、ニュージーランドへの協力を実施した。

太平洋島嶼国・地域とは、初めて太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第5回太平洋・島サミットのフォローアップを行った。さらに、活発な要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を進化させた。

今後の方針

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーランド及び太平洋島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、特に第6回太平洋・島サミット開催に向けて我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 豪州及びニュージーランドと様々なレベルで協議を行い、二国間、地域、国際場裡における相互協力を推進
- ② 第5回日・太平洋諸島フォーラム（PIF）首脳会議のフォローアップ及び第6回日・PIF首脳会議開催に向けた中間閣僚会合の開催
- ③ 人的交流の拡大を通じた対日理解促進・友好関係の構築

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

伊藤 剛 明治大学教授

日本にとって大洋州地域に対する外交が重要な理由は、主に三つある。第一に、米国に次ぐ重要なパートナーであり得ること。第二に、近年台頭する中国に対して、日本外交にとっての仲間を増やし、且つ維持しておきたいということ。そして第三に、海洋面積の広いアジア大洋州において、海をめぐる国際秩序を討議し、それを関係各国の協力のもとで維持することが、日本の国益にも資するという点である。

以上三点の目的から鑑みると、昨年度掲げられた施策目標は妥当であり、またその達成度は、日本外交の「外交資源を増やす」という観点からも着実な進展を遂げていると言える。もっとも、アジア大洋州地域の安定に長らく貢献している米国が、国内の党派的对立からドル危機を誘発しかねない状況呈したり、ギリシア危機に端を発する欧州連合が、経済的利得のために対中武器禁輸を撤廃しかねない等、これまでの国際秩序が大きく変容している状況下においては、日本外交が「外交資源」を溜め込みすぎ

ることではない。その意味で、更なる豪州、ニュージーランド、島嶼国との関係は、その必要度が下がることではないと言える。

具体的には、豪州とは、外務・防衛閣僚協議（2+2）の継続と同時に、必要に応じて日米豪の三国間にまで連携の確認を拡大し、太平洋をめぐる海洋秩序に関して協議を重ね、それを実践に移していくこと。また、ニュージーランドとは、環太平洋パートナーシップ（TPP）参入に関する協議を続け、農業分野に関しては生産者・消費者双方の利益のバランスを取っていくこと。島嶼国とは、大洋州における資源の開発のみならず、当該国の観光資源の成長を後押ししていくこと等、相互利益実現のための施策を整備すること等が、挙げられる。

2011年初頭はニュージーランドにとっても、日本にとっても、自分たちが地震発生可能性の高い地点に住んでいることを再認識させられた。EUの地域主義が、平和を達成したいと希求する「政治意志」から発展してきたように、アジア太平洋地域の地域主義も、これまででの「機能的相互依存の拡大」とは異なる枠組みが、いっそう必要とされる。その意味で、日本外交にとっての「外交資源の貯金」は急務の課題であり、その目標に見合うコストを注入する必要がある。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—2 北米地域外交 89

具体的施策

I-2-1	北米諸国との政治分野での協力推進	97
I-2-2	北米諸国との経済分野での協力推進	105
I-2-3	米国との安全保障分野での協力推進	112

I - 2 北米地域外交

評価担当課室名	業務内容
北米局 北米第一課	アメリカ、カナダに関する総合的な外交政策
北米第二課	アメリカ、カナダの経済に関する外交政策
日米安全保障条約課	日米安全保障条約などに関する外交政策
日米地位協定室	日本に駐留する米軍などの取り扱いに関する事務

I-2 北米地域外交

施策の概要

- I-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進
- I-2-2 北米諸国との経済分野での協力推進
- I-2-3 米国との安全保障分野での協力推進

評価の結果

施策 I-2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-2-1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-2-2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-2-3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

(1) 米国について

日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための共有財産である。また、日米安保体制を中核とした日米同盟は、冷戦後も依然として不安定な要素が存在するアジア太平洋地域において、日本及び同地域の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を担っている。これらの点に鑑みれば、我が国と米国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。

(2) カナダについて

ア 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

イ 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

ウ 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

ア 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かして

つ、世界経済の成長に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。

イ 日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を一層促進させる上で不可欠である。

ウ 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

ア カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

イ 我が国とカナダとはこれまで友好的な関係を維持してきたが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成 19 年 10 月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成 20 年 10 月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等を引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。また、平成 23 年 2 月に日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致したことを受け、大震災からの復旧・復興を勘案しつつ、共同研究をできるだけ早く終了させる必要がある。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日本周辺地域においては、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発、韓国哨戒艦沈没事件^{しょう}や延坪島^{ヨンピョン}への砲撃等の挑発行為、中国の軍事力の増強など、安全保障環境が近年急速に厳しさを増している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を中核とする日米同盟を深化させていくことが重要である。

施策の有効性

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

(1) 米国

ア オバマ政権との間でも、首脳・閣僚級の対話を通じて、経済面での日米協力は着実に進展した。例えば、平成 22 年 11 月の日米首脳会談においては、日米双方で「新たなイニシアティブに関するファクトシート」の文書を発出するとともに、この直前に我が国で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえ、日米二国間や環太平洋パートナーシップ（TPP）を含むアジア太平洋の貿易・投資等の自由化について協議を行っていくことで一致するなど、首脳・外相レ

ベルで二国間経済関係や地域・国際的な経済課題について協議を行い、大きな成果を得た。

イ 日米間の各種対話を通じて、両国間の経済関係は一層強化された。例えば、先述の「新たなイニシアティブに関するファクトシート」で立ち上げられた日米経済調和対話は、貿易円滑化、ビジネス環境及び個別の問題への対応並びに共通の関心を有する地域の課題における連携推進への取組を調和させるための協力を推進することによって、両国の経済成長に貢献することを目指すものである。平成 23 年 2 月に一回目の課長級会合が開催された。

ウ 日米二国間における個別経済問題は、政治問題化する可能性もあり得る。個別経済問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が安定的な経済関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

平成 19 年 10 月に終了した「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国は EPA の可能性を再検討するとされているところ、平成 23 年 2 月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで 2 度の共同研究会合が開催された。共同研究を開始するにあたり、日加次官級経済協議や日加貿易投資対話等を活用したが、これらの対話は、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 在日米軍再編等の着実な実施及び(3) 日米地位協定についての取組を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化につながる。

施策の効率性

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したことにより、両国政府間の緊密な連携を一層強化することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別経済問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係を円滑にマネージし、日米・日加経済関係をより一層強固なものとするべく努めた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた成果を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

- 1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について
日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること
- 2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について
日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること
- 3 「米国との安全保障分野での協力推進」について
日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	229,635	231,188	341,993
	補正後予算額	229,635	231,188	341,993
	繰り越し等	0		
執行額		183,749		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

評価の切り口1：政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題における協議・政策調整の実施

(1) 米国について

日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢、グローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。また、平成22年6月の菅政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を21世紀にふさわしい形で、更に深化・発展させていくことで一致してきており、平成22年11月の横浜APECにおける日米首脳会談においては、平成23年の総理訪米の機会に、21世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致した。

(2) カナダについて

種々の国際会議の機会をとらえ、日加首脳・外相会談を実施し、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携が確認された。

評価の切り口2：民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策の決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招へい

(1) 在米日系人との交流

在米日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、国際交流基金との共同事業として在米日系人リーダー13名を招へいし、また、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。さらに、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（い

わゆる新1世)を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代(学生)8名を招へいし、日本人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与した。

(2) マンスフィールド研修計画

平成21年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、平成22年度は第15期生5名が研修を開始。

(3) 咸臨丸150周年

平成22(2010)年は徳川幕府による遣米使節団の派遣から150周年の節目であり、ワシントンDC、ニューヨーク、サンフランシスコにおいて様々な記念行事が実施され、日米双方の国民の間で、長きに渡る日米交流の歴史への理解が深まるとともに、日米関係の重要性についての理解が深まった。

(4) 日米外交官交流

平成22年度は、米国国務省職員1名が外務省で勤務。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣。

評価の切り口3：平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策の決定に影響力を有する各界の人物の招へい

(1) 第9回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」をオタワで開催。

(2) 村田吉隆日加議員連盟共同議長(日本側)他がカナダを訪問し、加日友好議員連盟との間で会合を実施。

(3) 在加日系人指導者5名を招へいし、我が国への理解を促進。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

評価の切り口1：米国との経済分野での協調の深化

(1) 施策を実施した結果、平成22年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。

(ア) 平成22年11月の首脳会談において、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブが立ち上げられた。

(イ) 平成22年11月の首脳会談において、この直前に我が国で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえ、日米二国間やTPPを含むアジア太平洋の貿易・投資等の自由化について協議を行っていくことで一致した。

(2) 個別通商問題への対応により、以下のような成果が見られた。

(ア) 米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局(OIE)基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきている。

(イ) 郵政改革問題については、米国から、平成 22 年 1 月の日米外相会談で提起されるなど、保険市場の自由化等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきている。

評価の切り口 2 : カナダとの経済分野での協調の深化

施策を実施した結果、平成 22 年度において、日加両国の経済分野での協調は、引き続き深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。

- (1) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致し、平成 19 年 10 月に終了した「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国は EPA の可能性を再検討するとされていたところ、平成 23 年 2 月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致した。
- (2) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致した。また、平成 22 年 6 月及び 11 月にヴァンローン国際貿易大臣が訪日し、二国間の経済関係強化につき意見交換が行われた。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

評価の切り口 1 : 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の進展

弾道ミサイル防衛 (BMD) 分野について米側の協力の下、イージス艦「きりしま」による発射試験に成功するなど、日米協力で具体的な進展が見られた。さらに、在沖縄海兵隊のグアムへの移転に係る協定に基づいて真水資金移転に関する交換公文に署名した。

評価の切り口 2 : 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

新たな HNS 特別協定の署名、米軍機の訓練移転の拡充についての日米合同委員会合意等、進展が図られた。

施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策)

I - 2 - 1

・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日)

「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既に、オバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。これを踏まえ、今年前半に予定される私の訪米時に、二十一世紀の日米同盟のビジョンを示したいと思います。また、米国とは、アフガニスタン、パキスタンの復興支援など、世界の平和を牽引する協力も強化をします。」

・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日)

「日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず世界の安定と繁栄のための公共財です。昨年の菅政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で、更に深化・発展させ

ていくことで一致しています。先般の私の訪米の際も、クリントン国務長官との間で、本年前半に予定されている総理訪米に向けて、日米両国が直面する国際環境にふさわしい新たな戦略目標を策定し、共同で対処していくことを再確認しました。総理訪米の機会に、21世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すべく、引き続き両政府間で緊密に議論してまいります。」

I-2-2

・第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日）

「既に、オバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。」

・菅総理 外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」（平成23年1月20日 於：帝国ホテル）

「日米同盟は安全保障面だけではなくありません。経済、さらには人材・文化の交流を含めたさまざまな面での深化を更に進めていくことが必要であります。」

I-2-3

・第177回国会施政方針演説（平成23年1月24日）

「米国海兵隊のグアム移転計画を着実に実施し、米軍施設・区域の返還、訓練の県外移転をさらに進めます。普天間飛行場の移設問題については、昨年五月の日米合意を踏まえ、沖縄の皆様に誠心誠意説明し、理解を求めながら、危険性の一刻も早い除去に向け、最優先で取り組みます。」

・第177回国会外交演説（平成23年1月24日）

「我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増す中で、我が国は、安保分野における同盟深化協議プロセスを加速させ、幅広い分野での具体的な日米安保協力を着実に進めます。普天間飛行場の移設問題については、まず、一昨年の政権交代時の経緯や沖縄県への米軍施設・区域の過度の集中について、沖縄県にお詫びを申し上げなければなりません。その上で、政府としては、昨年5月の日米合意を着実に実施していきませんが、同時に、沖縄の負担の軽減にも全力を挙げて取り組み、沖縄の皆様の御理解を得られるよう誠心誠意努力します。」

今後の方針

1 「北米諸国との政治分野での協力推進」について

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

2 「北米諸国との経済分野での協力推進」について

米国に関し、今後、日米両国の経済情勢の変化や国際経済での新たな展開を念頭に、日米間の各種の経済対話等を活用しつつ、我が国の「新成長戦略」、「包括的経済連携に関する基本方針」などを踏まえ、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成19年10月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図り、日加EPAの共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。

3 「米国との安全保障分野での協力推進」について

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

I-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進

北米第一課長 石川 浩司

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 要人往来を通じた米国及びカナダとの関係強化 2 次官級・高級事務レベルの協議を通じた政府間の日米・日加間での政策調整の強化 3 民間有識者や各界有力者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流の強化
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<p>・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日)</p> <p>「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既に、オバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。これを踏まえ、今年前半に予定される私の訪米時に、二十一世紀の日米同盟のビジョンを示したいと思います。また、米国とは、アフガニスタン、パキスタンの復興支援など、世界の平和を牽引する協力も強化をします。」</p> <p>・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日)</p> <p>「日米同盟は、日本の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず世界の安定と繁栄のための公共財です。昨年の菅政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で、更に深化・発展させていくことで一致しています。先般の私の訪米の際も、クリントン国務長官との間で、本年前半に予定されている総理訪米に向けて、日米両国が直面する国際環境にふさわしい新たな戦略目標を策定し、共同で対処していくことを再確認しました。総理訪米の機会に、21 世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すべく、引き続き両政府間で緊密に議論してまいります。」</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 政府間（首脳・外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施。 2 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招へい。 3 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招へい。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1 米国について

以下の理由に鑑み、平成 22 年度においては米国との政治分野での協力が一層推進され、政策の目標達成に向けて、相当な進展があったと考える。

(1) 日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し（平成 22 年度は、首脳会談 3 回、首脳電話会談 5 回、外相会談 7 回、外相電話会談 6 回を実施）、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢や中国、地域のアーキテクチャーなどアジア太平洋地域情勢、そしてアフガニスタン、パキスタン、イランといったグローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。

(2) 平成 22 年 6 月の菅政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で、更に深化・発展させていくことで一致してきており、平成 22 年 11 月の横浜 APEC における日米首脳会談においては、平成 23 年の総理訪米の機会に、21 世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致した。このような日米同盟の更なる深化・発展のため、首脳・外相会談を始めとする個別の会談の際に、各分野における具体的中身につき意見交換が積み重ねられた。

(3) また、平成 23 年 3 月に起こった東日本大震災の対応にあたっては、オバマ大統領やクリントン国務長官から、日米首脳電話会談、外相会談など様々な機会を通じ、あらゆる支援を行う旨が表明された。首脳・外相レベルを始めとし、日米間のあらゆるレベルで緊密に意思疎通が図られる中、空母派遣を始めとする在日米軍の協力、原子力専門家やレスキューチームの派遣など、米国からは多大な支援を受け、この震災への対応を通じ、日米関係はより一層緊密化した。

(4) この他、諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物を招へいし、民間有識者等様々なレベルでの日米間の対話・交流の強化を行った。とりわけ、平成 22 年度は、戦後初めて米国から元戦争捕虜 (POW) を招へいし、岡田外務大臣 (当時) への表敬を始め、政府関係者、国会議員、学生、各地方都市での一般の方々との交流機会や、日本記者クラブでの記者会見等のプレス機会を設け、日米両国民の幅広い層におけるより深い相互理解と信頼関係の構築に貢献した。

2 カナダについて

平成 22 年 6 月には、G8 ムスコカ・サミットの際、訪加した菅総理とハーパー首相との間で初めての首脳会談が行われたのに続き、同年 11 月の横浜 APEC 首脳・閣僚会議の際には日加首脳・外相会談がそれぞれ行われた。日加首脳会談においては、「政治、平和及び安全保障協力に関する日加共同宣言」の署名式が行われ、特に政治・安全保障分野での協力関係を確認した。さらに、民間有識者を含む重層的な対話・交流を実施した。このように、カナダとの緊密な連携を一層強化するという目標の達成に向けて進展があった。平成 23 年 3 月の東日本大震災の対応にあたっては、ジョンストン総督、ハーパー首相及び主要閣僚等よりお見舞いの声明を発表するとともに、

被災対応のため日本を支援する用意がある旨表明された。カナダより毛布 25,000 枚、放射線サーベイメーター 78 台、個人線量計 75 個、放射線線量計 5000 枚の支援があった。これは日加関係の緊密さを象徴するような対応であった。

課題

1 米国について

日米首脳間で一致している通り、日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で更に深化・発展させ、また、本年の総理訪米の機会に、21 世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示せるよう、引き続き、日米間で緊密に協力していく必要がある。

2 カナダについて

我が国の国益に合致した成果を得るためには、引き続き、普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及び G8 のメンバーであるカナダとの協力を推進する必要がある。

施策の必要性

1 米国について

日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の安定と繁栄のための共有財産である。また、日米安保体制を中核とした日米同盟は、冷戦後も依然として不安定な要素が存在するアジア太平洋地域において、日本及び同地域の平和と繁栄の礎として不可欠な役割を担っている。これらの点をかんがみれば、我が国と米国が直面する共通の諸課題について、両国政府間の緊密な連携を一層強化することは必要不可欠である。

2 カナダについて

(1) 我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

(2) 世界が直面する諸課題について、G8・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

(3) 我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

施策の有効性

日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル(政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等)における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米・日加間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、また、様々なレベルにおける二国間の交流事業を時宜に合わせて実施したことにより、両国政府間の緊密な連携を一層強化することができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	115	246

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	29	29

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 日米・日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。
- (2) また、日米・日加連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日米・日加連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に表れる訳ではない。

目標の達成状況

評価の切り口 1：政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題における協議・政策調整の実施

(1) 米国について

日米間の首脳・外相を始めとする様々なレベルでの意見交換を累次の機会に実施し、二国間の課題のみならず、アジア太平洋地域情勢、グローバルな日米両国の共通の諸課題について、両政府間で緊密な連携が図られた。また、平成22年6月の菅政権発足以来、日米首脳は累次に亘り、安全保障、経済、文化・人材交流を三本柱として、日米同盟を21世紀にふさわしい形で、更に深化・発展させていくことで一致してきており、平成22年11月の横浜APECにおける日米首脳会談においては、平成23年の総理訪米の機会に、21世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致した。

(2) カナダについて

種々の国際会議の機会をとらえ、日加首脳・外相会談を実施し、政治・平和・安全保障分野に関する新たな協力枠組みに合意するとともに、さらなる連携が確認された。

**評価の切り口 2 : 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策の決定に直接参画
または影響力を有する各界の人物の招へい**

(1) 在米日系人との交流

在米日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、国際交流基金との共同事業として在米日系人リーダー13名を招へいし、また、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。さらに、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代（学生）8名を招へいし、日本人としてのアイデンティティ意識の増進及び対日理解の促進に寄与した。

(2) マンスフィールド研修計画

平成21年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁や民間で一年間勤務するマンスフィールド研修計画を実施し、平成22年度は第15期生5名が研修を開始。

(3) 咸臨丸150周年

平成22（2010）年は徳川幕府による遣米使節団の派遣から150周年の節目であり、ワシントンDC、ニューヨーク、サンフランシスコにおいて様々な記念行事が実施され、日米双方の国民の間で、長きに渡る日米交流の歴史への理解が深まるとともに、日米関係の重要性についての理解が深まった。

(4) 日米外交官交流

平成22年度は、米国国務省職員1名が外務省で勤務。また、外務省職員1名を米国国務省に派遣。

**評価の切り口 3 : 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策の
決定に影響力を有する各界の人物の招へい**

(1) 第9回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」をオタワで開催。

(2) 村田吉隆日加議員連盟共同議長（日本側）他がカナダを訪問し、加日友好議員連盟との間で会合を実施。

(3) 在加日系人指導者5名を招へいし、我が国への理解を促進。

今後の方針

引き続き、日米・日加両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携、及び民間有識者を含む様々なレベルでの日米・日加間での対話・交流を一層強化していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施
- ② 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招へい
- ③ 日加両国間の平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招へい

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

神谷 万丈 防衛大学校総合安全保障研究科国際関係学科教授

米国は日本の唯一の同盟国であり、対米関係は日本外交の根幹をなす。また、カナダは、国力規模からみれば中級国家にとどまるが、G8のメンバーであり、しかも我が国とは自由、民主主義、人権、核不拡散などの基本的価値・理念を幅広く共有しているため、同国との連携は、我が国が国際社会において自らの政策を実現していこうとする上で極めて重要な要素となる。この観点から、昨年度に引き続き「日・北米諸国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること」を目標に掲げたことは、極めて適切であり、前年度の目標との継続性も十分に確保されていたと評価できる。

特に、平成22年度は、以下に挙げるような様々な観点から、世界の平和と繁栄のための日米の政治的協力・連携が特に求められた年であった。

- 1 前々年に起った米国発の金融危機に端を発した世界経済の動揺が、ギリシャやアイルランドの財政危機といった形で継続したこと。
- 2 オバマ米大統領は、前年4月のプラハでの演説で「核兵器のない世界」を目指す新政策を打ち出すとともに、この政策を前進させるべく、核テロリズムの脅威に対処するための「核セキュリティ・サミット」を開催することを提案していたが、平成22年4月に同サミットがワシントンで開催されたこと。
- 3 我が国周辺で、次のような事態が生じたことにより、核の脅威を含め、安全保障環境が悪化したこと。
 - (1) 北朝鮮が韓国哨戒艦沈没事件や延坪島砲撃事件を引き起こし、さらには北朝鮮の新たなウラン濃縮施設が存在が確認されるなど、北朝鮮の脅威が核兵器問題を含めて深刻化したこと。
 - (2) 9月7日に沖縄県尖閣諸島付近の日本領海内で違法操業していた中国漁船が、それを取り締まろうとした海上保安庁の巡視船に衝突するという事件に端を発し、台頭する中国の自己主張の強まりという問題が、日本と地域の安全保障上の懸念として改めてクローズアップされたこと。
 - (3) 南シナ海や東シナ海への中国の海洋進出が、日本のみならず東南アジア諸国との間でも軋轢を強めたこと。
- 4 イラクの秩序回復の問題には一定の改善がみられたが、アフガニスタン情勢は依然として混迷から脱せなかったこと。

さらに、平成22年は、日米安全保障条約改定50周年の節目の年であり、両国間では、これを機会に同盟関係の更なる深化・進展を図ることが目指されていた。

ところが、前年末から普天間基地の移設問題が暗礁に乗り上げ、それを一つの原因として鳩山由紀夫総理が就任から一年経たずして辞任するなど、平成22年度の日米関係は、想定外の困難に直面することになった。

そうした中、対米外交においては、鳩山前総理から菅総理への交代の以前も以後も、首脳・外相レベルの会談や電話会談が繰り返し行われ、二国間の課題のみならず、朝鮮半島情勢、中国問題、アジア太平洋地域のアーキテクチャー、さらにはアフガニスタン、パキスタン、イランといったグローバルな日米共通課題について、両国政府間の連携促進につながったことは、上記の目的に沿ったものであり、大いに適切であった。

また、平成22年11月の横浜APECに際しては、来日したオバマ米大統領が菅総理と日米首脳会談を

行い、平成 23 年の総理訪米の機会に、21 世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致したが、これは、世界の平和と繁栄のための日米の政治的協力・連携を強化する上で極めて重要な成果であった。日米関係が先に述べたような困難に直面し、米国との緊密な提携の強化という目標の実現が容易とはいえない時期に、外交当局の努力が実を結んだ証左と評価できる。

普天間飛行場移設問題については、民主党政権が「政治主導」を掲げた結果、外交当局の役割は従来よりも限定された。だが、政権の与えた役割については、当局者は高い専門性を十分に活用して誠実に業務を遂行し、米国との提携の維持・強化に貢献した。同問題を巡って日米関係にみられた紆余曲折は、外交当局者の責任によるものではない。

平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生した後の、「トモダチ作戦」を始めとする米国の対日支援に際しても、日米の協力の円滑な進行に尽力した外交当局者の対応・行動には、合格点を与えることができる。

カナダとの外交は、対米外交に比べて地味な性格のものではあるが、いわゆるハードパワーの剥き出しの行使が困難性を増し、ソフトパワーや多国間協調の重要性が高まっていると言われる現代の世界においては、価値・理念を同じくする諸国との友好関係を普段から強化しておく努力が、我が国の外交力の重要な基盤となる。特に、カナダは、近年国際社会で重要性を増している平和構築や人道支援に多年に亘り熱心に取り組んできており、我が国としては、そうした分野での協調の促進を模索することが望ましい。こうした観点から、菅総理が、G8 ムスコカ・サミット出席のためにカナダを訪問した際と横浜 APEC 出席のためにハーパー首相が訪日した際とに二度の首脳会談を行い、後者の機会には「政治、平和及び安全保障協力に関する日加共同宣言」の署名式を行ったこと、及び横浜 APEC に際しては前原大臣が訪日したキャノン外相との間で日加外相会談を行ったことなどは、限られた外交資源を最大限有効に活用し、カナダとの連携の進展を図ったものとして評価できる。

「政治、平和及び安全保障協力に関する日加共同宣言」では、両国が「政策の調整及び協力」として 12 の分野が具体的に列挙されたが、その中に、「紛争後の復興を含む平和維持・平和構築」や「自然災害対応、人道支援及び災害リスクの削減」が含まれたことは、先に述べた日本にとってのカナダとの協調のメリットを的確に追求しようとする動きとして評価したい。

東日本大震災後には、カナダからも日本に対し支援の手が差し伸べられたが、それを円滑に実施する上での外交当局者の活動は、目立たないが評価されるべきものであった。

米加両国との間で、民間レベルでの対話・交流や先方の各界有力人物の日本への招聘などが行われたことも、長期的にみた日本のソフトパワーの増進といった観点から極めて重要である。在米日系人リーダーの招聘、マンスフィールド研修計画の継続実施、日米外交官交流、徳川幕府による初の遣米使節団の派遣から 150 周年の各種記念行事の実施、在加日系人招聘プログラムの実施、第 9 回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」の実施、日加議員連盟共同議長（日本側）と加日友好議員連盟（カナダ側）との会合の実施等は、この観点からいずれも適切であり、今後とも、予算等の制約を乗り越え、こうした事業を拡大していくことが望まれる。

以上の施策が、利用可能な予算資源の減少の中で実施されたことは大いに評価してよく、全体として、「目標の達成に向けて相当な進展があった」との自己評価は妥当なものである。

次年度以降は、深刻化する北朝鮮問題や、ますます顕在化しつつある中国の海洋進出や軍備増強の問題に対処するためにも、日米同盟の緊密化がいつそう求められる。また、金融・経済危機からの世界経済の速やかな回復を図るための日米関係（経済・政治）の強化、アフガニスタンでの平和構築等への日

本の貢献を模索するための米加両国との連携などを一層進展させることが望まれる。日米関係では、普天間飛行場移設に関する日米合意を速やかに実施することに加え、在日米軍の再編、在沖海兵隊のグアム移転、ミサイル防衛に関する協力などを含め、これまでに合意された共通の戦略目標の実現のための具体的施策をどこまでとっていけるかが、関係強化の鍵となろう。日加関係では、今後国際的要求が強まることが予想されるアフガニスタンでの平和構築への我が国の貢献増大に関し、これまでのカナダの経験に学ぶための交流等も考えられよう。

さらに、米国及びカナダの各界の有力人物や有望な若手の日本への招聘を拡大するとともに、「平和と安全保障に関する日加協カシンポジウム」のような、我が国の専門家と米国あるいはカナダの専門家との二国間対話の機会を増やすことが、強く求められる。米加両国の有識者の日本への招聘を、盛んにしていくことも重要である。近年、予算の制約によりこうした外務省の事業に縮小圧力がかかっているように見受けられるが、日本のソフトパワーの増進のためにも、政治主導でこうした分野を強化していくことが必要であろう。

このように、米加両国との関係を今後一層強化することは、日本の国益全体の観点から特に重要性が高いと考えられる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

首相官邸 ホームページ

外務省 ホームページ

「平成23年版外交青書」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-2-2 北米諸国との経済分野での協力推進

北米第二課長 細野真一

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日・北米諸国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること ----- 【小目標】 (米国) 1 日米首脳会談・外相会談等の機会を捉えた具体的成果の積み上げ 2 日米間の各種経済対話の実施 (カナダ) 1 日加 EPA の前進 2 日加間の各種経済対話の実施
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)	・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) 「既に、オバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。」 ・ 菅総理 外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」(平成 23 年 1 月 20 日 於：帝国ホテル) 「日米同盟は安全保障面だけではありません。経済、さらには人材・文化の交流を含めたさまざまな面での深化を更に進めていくことが必要であります。」
施策の概要	(1) 米国 ア 日米首脳会談・外相会談等を通じた日米経済関係の強化 イ 日米間の各種経済対話を通じた貿易・投資の促進に向けた取組 ウ 個別経済問題への対処 (2) カナダ 日加経済枠組みに基づき、日加両国の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための具体的な諸施策を進めていく。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

米国については、施策を実施した結果、平成 22 年度において幅広い分野での二国間の対話・協力が進み、平成 22 年 11 月の日米首脳会談を受けて、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」が発出された。この一環として、日米間の経済関係を更に強化するため、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・

イニシアティブが立ち上げられた。

また、平成 22 年 10 月の日米外相会談では、レアアース等戦略資源の安定供給確保について協力していくことで一致し、実務者間の連携が進んでいる。更に、オバマ政権が推進している高速鉄道計画への日本の技術の導入を図るため、ハイレベルから積極的な働きかけを実施したほか、超電導リニアに関する日米協力の推進にも取り組んでいる。このように、両国経済関係の強化及び我が国の成長に寄与し得る進展が見られた。

カナダについては、平成 22 年 11 月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致した。これを受け、平成 23 年 2 月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで 2 度の共同研究会合が開催されるなど、両国の経済関係強化に向け着実に進展が見られている。

課題

金融・世界経済危機の余波、新興経済諸国の台頭や東日本大震災の影響を受け、我が国及び米国・カナダをとりまく国際経済環境は転機を迎えている。これを踏まえ、日米・日加それぞれの取組が我が国の経済成長及び復興、ひいては世界経済の成長につながるよう対北米地域経済政策を強化していく必要がある。

経済面において日米関係を強化・発展させることは日米同盟の深化の観点からも極めて重要である。日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するという目標は、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。

カナダについては、我が国にとって農産品の安定的な供給源であり、また、エネルギー資源の確保の観点からも重要性が高まっている。そのような中、次官級経済協議や貿易投資対話の実施を通じ、日加経済関係枠組みに基づく個別の協力を促進すると共に、大震災からの復旧・復興を勘案しつつ、日加 EPA の共同研究をできるだけ早く終了させることにより、二国間関係の更なる活性化と深化を図る必要がある。

施策の必要性

(1) 米国

(ア) 日米間の安定的・協調的な経済関係の維持・強化は、我が国外交の基軸である日米同盟の深化のために不可欠な要素の一つである。BRICS（ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ）等の新興経済諸国が影響力を増している中で、日米両国が、世界をリードする先進技術等を活かしつつ、世界経済の成長に向けて経済面での協力のあるべき姿を世界に示すことは、世界経済全体の安定と繁栄のためにも不可欠である。

(イ) 日米間の貿易・投資を促進することは、対日投資の拡大と、米国における日本企業の経済活動を一層促進させる上で不可欠である。

(ウ) 多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、外務省が、総合的な外交政策の視点から、バランスよく円滑な関係を運営していくことが日米同盟の深化の観点から不可欠である。

(2) カナダ

(ア) カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっている。さらに、最近ではエネル

ギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

- (イ) 我が国とカナダとはこれまで友好的な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、日加経済関係の更なる進化・活性化の実現が望まれている。この目標に向け、「日加経済枠組み」文書に基づき、両国首脳レベルのイニシアティブにより実施された共同研究の成果である日加共同研究報告書が、平成 19 年 10 月、両国首脳に提出された。今後は、同報告書が提示する具体的な諸施策及び平成 20 年 10 月に改正された「協力の優先分野」の実施・推進に関し、次官級経済協議・貿易投資対話等を引き続き活用し、カナダ側と具体的な案件について協力関係を深めていく必要がある。また、平成 23 年 2 月に日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致したことを受け、大震災からの復旧・復興を勘案しつつ、共同研究をできるだけ早く終了させる必要がある。

施策の有効性

(1) 米国

- (ア) オバマ政権との間でも、首脳・閣僚級の対話を通じて、経済面での日米協力は着実に進展した。例えば、平成 22 年 11 月の日米首脳会談においては、日米双方で「新たなイニシアティブに関するファクトシート」の文書を発出するとともに、この直前に我が国で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえ、日米二国間や環太平洋パートナーシップ (TPP) を含むアジア太平洋の貿易・投資等の自由化について協議を行っていくことで一致するなど、首脳・外相レベルで二国間経済関係や地域・国際的な経済課題について協議を行い、大きな成果を得た。
- (イ) 日米間の各種対話を通じて、両国間の経済関係は一層強化された。例えば、先述の「新たなイニシアティブに関するファクトシート」で立ち上げられた日米経済調和対話は、貿易円滑化、ビジネス環境及び個別の問題への対応並びに共通の関心を有する地域の課題における連携推進への取組を調和させるための協力を推進することによって、両国の経済成長に貢献することを目指すものである。平成 23 年 2 月に一回目の課長級会合が開催された。
- (ウ) 日米二国間における個別経済問題は、政治問題化する可能性もあり得る。個別経済問題への対処は、経済問題が政治問題化することを未然に防ぎ、両国が安定的な経済関係を推進していく上で極めて有効であった。

(2) カナダ

平成 19 年 10 月に終了した「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国は EPA の可能性を再検討するとされているところ、平成 23 年 2 月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致し、これまで 2 度の共同研究会合が開催された。共同研究を開始するにあたり、日加次官級経済協議や日加貿易投資対話等を活用したが、これらの対話は、日加経済関係の協力推進、貿易・投資の拡大・促進に資するものとして極めて有意義であった。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、個別経済問題の政治問題化の回避や日米・日加各種経済対話の実施を通じて、米国・カナダとの経済関係を円滑にマネージし、日米・日加経済関係をより一層強固なものとするべく努めた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	21	14

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	23	22

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 経済分野における二国間の協力の推進や個別の経済問題への対処に当たっては、関連する規制等を所管する国内関係省庁と緊密に連携し、省庁横断的に対応する必要がある場合が多い。
- (2) 日米・日加間の経済関係強化の成果は、当該政策の対象となる国や世界経済の動向（景気・為替等）の影響を受け、政府が取組を強化したことによる成果が必ずしも即時かつ直接的に数値として表れるとは限らない。

目標の達成状況

評価の切り口 1：米国との経済分野での協調の深化

- (1) 施策を実施した結果、平成 22 年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。
 - (ア) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」を発出し、一環として、日米経済調和対話、イノベーション・起業・雇用創出促進のための日米対話、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話、日米クリーンエネルギー政策対話及びエネルギー・スマートコミュニティ・イニシアティブが立ち上げられた。
 - (イ) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、この直前に我が国で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」も踏まえ、日米二国間や TPP を含むアジア太平洋の貿易・投資等の自由化について協議を行っていくことで一致した。
- (2) 個別通商問題への対応により、以下のような成果が見られた。
 - (ア) 米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局（OIE）基準への整合等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきている。
 - (イ) 郵政改革問題については、米国から、平成 22 年 1 月の日米外相会談で提起されるなど、保険市場の自由化等について累次の要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を確保していくとの基本的立場を説明の上、協議を行ってきている。

評価の切り口 2：カナダとの経済分野での協調の深化

施策を実施した結果、平成 22 年度において、日加両国の経済分野での協調は、引き続き深化しており、具体的には以下のような成果が得られた。

- (1) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、日加間の経済連携につき前向きに取り組んでいくこと、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致し、平成 19 年 10 月に終了した「日加経済枠組み共同研究」において、日加両国は EPA の可能性を再検討するとされていたところ、平成 23 年 2 月には、日加 EPA の可能性に関する共同研究を開始することで一致した。
- (2) 平成 22 年 11 月の首脳会談において、資源開発に関する連携を緊密化すること等につき一致した。また、平成 22 年 6 月及び 11 月にヴァンローン国際貿易大臣が訪日し、二国間の経済関係強化につき意見交換が行われた。

今後の方針

米国に関し、今後、日米両国の経済情勢の変化や国際経済での新たな展開を念頭に、日米間の各種の経済対話等を活用しつつ、我が国の「新成長戦略」、「包括的経済連携に関する基本方針」などを踏まえ、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

カナダに関し、日加経済枠組みの下、平成 19 年 10 月まで実施した日加共同研究の結果を踏まえ、更なる施策の企画・立案を行うことによりその推進を図り、日加 EPA の共同研究の早期終了を含め個別の協力を強化していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 日米経済関係強化に向けた取組
- ② 米国との各種経済対話枠組みの下での協議・政策調整の実施
- ③ 個別通商問題への対処
- ④ 「日加経済枠組み」に基づく日加経済関係の強化

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

金原 主幸 日本経済団体連合会国際経済本部長
(米国)

首脳および外相会談等の機会を捉えての具体的成果の積み上げや、各種経済対話の実施を通じた、日米両国の持続可能な経済成長に資する各種政策協調の推進との目標は、金融・経済危機の長引く影響に加え、最大の課題である震災からの復旧・復興とそれに不可欠なわが国経済の持続的成長、目下のビジネスの活性化にも資するものである。

平成 22 年 11 月の日米首脳会談を受けて発出された「新たなイニシアティブに関するファクトシート」の一環として、日米経済調和对話等のイニシアティブが立ち上げられたことは、上記の政策協調における具体的な成果と言える。また、平成 22 年 10 月の日米外相会談において、レアアースの安定確保に向けた協力等について一致し、実務者間の連携が進められていることも評価できる。

以上により、「目標の達成に向けて進展があった」との自己評価は概ね妥当である。

他方、平成 22 年 11 月「包括的経済連携の基本方針」を踏まえ、米国をはじめ TPP（環太平洋連携協定）諸国との協議が開始されたが、交渉の急速な進展を踏まえると、わが国企業が他国に劣後しない

事業環境を構築するとともに、日米経済関係の強化とF T A A P（アジア太平洋自由貿易圏）の構築に向け、わが国として一刻も早くT P P交渉への参加を表明する必要がある。

また、米国におけるビジネス環境改善の観点からは、税関・流通、領事事項、州別規制の統一など、経済界にとって必ずしも実質的な成果を実感できる段階にない課題も残されている。新たに始まった日米経済調和对話の枠組みのもとで、ビジネス環境の実質的な改善が早期に進むことを期待する。なお、その際には、両国における改革の推進力を高める観点から、民間部門との一層の連携を図るとともに、在米日系企業・日本本社からの意見聴取のプロセスおよび結果における透明性を引き続き確保することが重要である。

併せて、T P P交渉をはじめ、各種政策分野における日米の協調を通じ、わが国政府が主導して二国間、アジア太平洋地域ならびにグローバルな課題への取り組みが加速されることを期待する。

（カナダ）

1. 食料や資源・エネルギーの安定的供給国として、わが国にとって重要な貿易相手国であるカナダとの経済関係の強化は、極めて重要である。

その意味で、平成22年11月に開催された日加首脳会談において、日加間の経済連携に前向きに対処することで両首脳の見解が一致したことを踏まえ、「日加E P Aの可能性に関する共同研究」が開始されることとなり、東日本大震災という未曾有の災害の発生にもかかわらず、平成22年3月に第一回会合が開催され、その後も検討がなされていることは、日加経済関係を大きく前進させるものとして評価する。

また、平成22年6月に日加間でA E O制度の相互承認が合意されたことは、両国間の貿易円滑化に資するものとして評価できる。

他方、かねて民間から要望している日加租税条約の改正については、昨年同様、成果が見られていない。今後、E P Aに向けた議論とあわせて検討がなされ、より具体的な成果が上がることを期待する。

2. これまでの良好な日加関係を維持しつつ、経済関係については「日加E P Aの可能性に関する共同研究」により、両国の潜在力を最大限に引き出すための具体的施策を取りまとめ、早期に日加E P A交渉を開始していただきたい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説 平成23年1月24日

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201101/24siseihousin.html>

- ・ 第177回国会における前原外務大臣（当時）の外交演説 平成23年1月24日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/23/emhr_0124.html

- ・ 菅総理 外交に関する講演 「歴史の分水嶺に立つ日本外交」平成23年1月20日

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201101/20speech.html>

- ・ 日加首脳会談概要 平成22年11月14日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/visit/1011_sk.html

- ・ 日加外相会談概要 平成22年11月11日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/apec_10/ca_gk.html

- ・ 第176回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説 平成22年10月1日

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201010/01syosin.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-2-3 米国との安全保障分野での協力推進

日米安全保障条約課長 船越健裕

日米地位協定室長 鯨 博行

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	日米安保体制の信頼性を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。 【小目標】 1 安全保障分野での日米協力の推進 2 在日米軍再編等の着実な実施 3 日米地位協定についての取組
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)	・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) 「米国海兵隊のグアム移転計画を着実に実施し、米軍施設・区域の返還、訓練の県外移転をさらに進めます。普天間飛行場の移設問題については、昨年五月の日米合意を踏まえ、沖縄の皆様に誠心誠意説明し、理解を求めながら、危険性の一刻も早い除去に向け、最優先で取り組みます。」 ・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日) 「我が国をめぐる安全保障環境が厳しさを増す中で、我が国は、安保分野における同盟深化協議プロセスを加速させ、幅広い分野での具体的な日米安保協力を着実に進めます。普天間飛行場の移設問題については、まず、一昨年の政権交代時の経緯や沖縄県への米軍施設・区域の過度の集中について、沖縄県にお詫びを申し上げなければなりません。その上で、政府としては、昨年五月の日米合意を着実に実施していきませんが、同時に、沖縄の負担の軽減にも全力を挙げて取り組み、沖縄の皆様の御理解を得られるよう誠心誠意努力します。」
施策の概要	上記目標を達成するにあたっては、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 在日米軍再編等の着実な実施の推進及び (3) 日米地位協定についての取組を行うことが必要かつ重要である。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下の理由にかんがみ、平成 22 年度においては米国との安全保障分野での協力が一層推進され、施策の目標達成に向けて進展があったと考える。

(1) 日米の両国の同盟深化の協議プロセスにおいて、地域の安全保障環境の認識を共有するとともに、グローバル・コモンズ (海上安全保障、宇宙、サイバーなど)、拡大抑止、ミサイル防

衛、人道支援・災害救助といった幅広い分野における日米安保協力を推進した。そして、9月の日米外相会談をはじめとする累次の機会において、安全保障分野におけるこれらの協力を一層強化することを確認している。さらに、平成23(2011)年1月の日米外相会談では、共通の戦略目標の見直し・再確認を推進するとともに、日本の防衛や周辺地域における事態に対応するためのより円滑な日米協力のための協議を加速化させることで一致した。また、日米両政府は、在日米軍駐留経費負担(HNS)をより安定的、効率的及び効果的なものとするための包括的な見直しを実施し、平成23年3月31日に新たな特別協定が国会承認された。弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「きりしま」による発射試験に成功した(平成22年10月)。また日米合同演習(キーン・スワード)を成功裏に実施するなど(平成22年12月)、日米間の防衛協力の進展があった。

(2) 在日米軍の再編について、普天間飛行場の代替施設に関しては、日米両国は平成22(2010)年5月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)において共同発表を発出し、代替の施設をキャンプ・シュワブの辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。また、これを受け、普天間飛行場の代替の施設に関する専門家検討会合において、位置、配置及び工法に関する検討が行われ、8月31日に報告書が公表された。在沖縄海兵隊(第三海兵機動展開部隊)の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転については、継続的に日米協議を実施しているほか、グアム協定に基づいて真水資金移転に関する交換公文を9月14日に署名した。

(3) 日米地位協定については、菅総理大臣が、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、普天間飛行場移設問題など、他の喫緊の課題の進展を踏まえつつ、検討する旨を表明した(平成23年1月27日)。事件・事故、騒音、環境といった具体的な課題について、地元の要望を踏まえ様々な取組を行っている。また、具体的には、事件・事故、騒音に関しては、平成22年12月21日及び平成23年1月21日に、前原外務大臣(当時)からロブリング四軍調整官(当時)やルー ス駐日大使に対し、米軍人等による事件・事故の防止や騒音規制措置の遵守について詳細な申入れを行った。また、環境については、平成22年5月28日の「2+2」の共同発表における「環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討する」との合意に基づき、平成22年12月に作業部会を設置し、現在事務レベルで検討している。

課題

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、在日米軍の安定的な駐留を確保していく必要がある。

施策の必要性

日本周辺地域においては、北朝鮮による核・弾道ミサイル開発、韓国哨戒艦沈没事件や延坪島への砲撃等の挑発行為、中国の軍事力の増強など、安全保障環境が近年急速に厳しさを増している。我が国は、自らの防衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を中核とする日米同盟を

深化させていくことが重要である。

施策の有効性

日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、(1) 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議、(2) 在日米軍再編等の着実な実施及び(3) 日米地位協定についての取組を行うことが重要である。

また、在日米軍の施設・区域を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制を中核とする日米同盟の深化につながる。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の安定的な駐留の確保に向けた成果を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	95	82

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	40	42

単位：人（本省職員）

外部要因

日米安保体制の円滑な運用にあたっては、相手国である米国の行政府や議会の政策の影響を大きく受ける。

また、在日米軍の安定的駐留のためには、在日米軍の施設・区域を抱える地元自治体と周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要であり、負担の軽減を図るとともに、適時適切に説明責任を果たしていくことが必要である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日米安保体制の信頼性の向上のための施策の進展

弾道ミサイル防衛（BMD）分野について米側の協力の下、イージス艦「きりしま」による発射試験に成功するなど、日米協力で具体的な進展が見られた。さらに、在沖縄海兵隊のグアムへの移転に係る協定に基づいて真水資金移転に関する交換公文に署名した。

評価の切り口 2：在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

新たな HNS 特別協定の署名、米軍機の訓練移転の拡充についての日米合同委員会合意等、進展が図られた。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続
- ②在日米軍再編等の着実な実施の推進
- ③日米地位協定についての取組

今後の方針

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標に向け、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の安定的な駐留の確保のための施策を継続的に検討・実施する。

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

村田晃嗣 同志社大学教授

日米安全保障体制はわが国の平和と安全の基盤であるのみならず、アジア太平洋地域の平和と繁栄、国際社会の平和と繁栄の重要な要素でもある。そして、在日米軍の円滑な駐留は、その日米安全保障体制の中核をなしている。

こうした重要な業務を遂行するにあたって、国際政治の変動要因や日米両国の国内政治の変動要因を考慮に入れなければならないが、これらの要因の大きな振幅にも対応するために、実務レベルでの詳細な準備と計画が必要である。限られた予算と人員をもって、こうした課題をこなすには、諸目標の優先順位を明確にし、相互関連性を重視しなければならない。

本政策評価書を見る限り、そうした努力や配慮が十分になされているように思われる。ただし、有権者の税金を有効に活用し、民主主義国における外交を力強く推進する上でも、世論の理解と支持を得るべく、さらなる啓発活動や働きかけが必要であろう。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

「平成23年版外交青書」
外務省 ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—3 中南米地域外交 119

具体的施策

- I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 124
- I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化 130

I - 3 中南米地域外交

評価担当課室名	業務内容
中南米局 中米カリブ課	エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス、メキシコ及びカリブ共同体（カリコム）諸国に関する外交政策。局内事務の総合調整及び企画。
南米課	アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コロンビア、チリ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ポリビアに関する外交政策。

I-3 中南米地域外交

施策の概要

- I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
 I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化

評価の結果

施策 I-3	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-3-1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-3-2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

- 1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に 5.7 億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPA や投資協定、官民連携した市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要。また、33 か国が地域国際機関等を軸にまとまっており、国際社会において一定の影響力を有している。我が国が、グローバルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化することは重要。

- 2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきている。この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的に補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は 40 万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。

施策の有効性

- 1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、EPA その他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの人物交流及び文化交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効。

たとえば、コロン大統領が訪日し、その後山花外務大臣政務官が訪問したグアテマラは、東日本大震災発生後、日本への支援を中南米でいち早く行った国の一つとなっており、ハイレベルの人物交流により二国間関係を強化し、目に見える形で成果が得られた好例といえる。

特に国際場裡での協力強化のためには、地域ブロックとして発言力を増してきている SICA やカリブ共同体等地域国際機関との協力強化が効果的。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

- (1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係の再活性化には不可欠。
- (2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。
- (3) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の進展を側面から促進。

施策の効率性

1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、中南米地域・中米・カリブ諸国との関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- (1) メキシコとの間では、経済関係をより強化するため、平成 20 年 9 月以降行われてきた日メキシコ EPA の再協議において、TV 会議等を活用し協議を加速させることで、平成 23 年 2 月に実質合意に至ることができた。また、国連総会、APEC 等のマルチの会合の際に、効果的に大統領、外相等と二国間会談を実現し、限られた予算の中で要人との交流を着実に行った。
- (2) 中米・カリブ諸国との関係では、副大臣、政務官が 2 度の出張で中米 4 か国、カリブ 2 か国を訪問した。少ない予算で効率的に近隣国を訪問し、各国との関係強化を図ることができた。
- (3) また、カリコム 13 か国の外相を日本に招待し、日・カリコム外相会議を主催し、その際、参加したすべての国と二国間会談を実施することで効率的にカリブ諸国との関係強化を図ることができた。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化に加え、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組みの構築・運用、在日外国人問題対策等において施策が進展し、成果があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係を強化すること

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	106,873	103,414	85,520
	補正後予算額	106,873	103,414	85,520
	繰り越し等	0		
執行額		91,008		

(単位：千円)

施策目標の達成状況**1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について****評価の切り口1**：EPA等の枠組み、経済関係強化の対話の強化

メキシコとの間で、平成20年9月に降りてきたEPA再協議の実質合意を達成した。また、中米との間で経済交流促進のための対話を進めた。

評価の切り口2：環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

気候変動分野において、COP16議長国であるメキシコとの間でハイレベルでの政策対話の実施、中米・カリブ諸国等との間ではハイレベルの要人往来や日・カリコム外相会議の主催により日本の立場への支持の取り付けを行った。

評価の切り口3：要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展

メキシコとの関係では2度の外相会談、カルデロン大統領の訪日、山花外務大臣政務官の訪問が実現し、気候変動問題、周年の機会を活用した交流強化等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。中米・カリブ諸国との関係では、武正外務副大臣（当時）及び山花外務大臣政務官の訪問が実現し、また、カリブ諸国（8か国）の外相が訪日した。キューバとの間では二国間政策対話、グアテマラ大統領訪日、皇族訪問（コスタリカ）が実現した。また、FEALACやカリコムの枠組みで中米・カリブ23か国のうち13か国の若手外交官を訪日招待した。

評価の切り口4：多国間フォーラム・地域国際機関との関係強化

日・カリコム外相会議の10年ぶりの開催、カリコム諸国の若手外交官招待等を通じカリコムとの関係が強化された。SICAとの関係では、第14回日本・中米「対話と協力」フォーラムが東日本大震災の影響により延期となり、当初の予定を達成できなかった。FEALACとの関係では、高級事務レベル会合（SOM）への積極的参加、若手外交官招待を通じアジア・中南米の交流強化に貢献した。OASの間では選挙監視において連携して活動した。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について**評価の切り口1**：南米諸国との経済関係強化の進展

日ペルーEPAの交渉完了及び日コロンビア投資協定の実質合意等を通じ、南米諸国との経済関係強化のための法的枠組みが一層整備されつつある。また、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名したほか、ブラジルの高速鉄道計画における我が国新幹線技術の導入に向けた働きかけ

や南米諸国における地上デジタルテレビ放送日本方式採用に向けた働きかけ等を実施した。その結果、特に地上デジタルテレビ放送については、平成 22 年度にはパラグアイ（6月）、ボリビア（7月）及びウルグアイ（12月）が日本方式を採用した。

評価の切り口 2：南米諸国との国際場裡における協力の強化

コレア・エクアドル大統領（9月）、ガルシア・ペルー大統領（11月）、ピニェラ・チリ大統領（11月）、モラレス・ボリビア大統領（12月）の訪日をはじめとし、チリ外務大臣（4月、11月）、エクアドル外務大臣（9月、コレア大統領に同行）の訪日及び国際会議の際に実施したブラジル外務大臣（9月）、コロンビア外務大臣（9月）との会談等各種対話の機会を捉え、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行い、協力関係が強化された。

評価の切り口 3：南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

逃亡犯罪人問題、我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。ブラジル人逃亡犯罪人については、引き続き、「不処罰は許さない」との観点から、同国政府に対し国外犯処罰規定の適用要請を行っているほか、第3回司法分野作業部会を実施し、関係省庁とともにブラジル側関係者と両国の法制度等の理解を深め、今後の両国間の連携可能性について議論した。また、日・ブラジル社会保障協定の署名が行われた。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

I-3-1

・第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）

「私が議長を務める APEC 首脳会議では、・・・アジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTA が重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易の構築を目指します。」

・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「・・・中南米・・・各地域の新興国へのトップセールスを自ら先頭に立ってやります。」

I-3-2

・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「ことは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」

「また、国際社会で存在感を高めるブラジル、メキシコなど新興国を初めとする中南米諸国とは、資源開発を含む経済分野を中心に関係を深めていきます。」

・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「国際社会で存在感を飛躍的に増大させているブラジル、メキシコ等の新興国をはじめとする中南米諸国との間でも更に連携・協調を深めていきます。」

今後の方針

1 「中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化」について

メキシコとの関係では、日メキシコ EPA 再協議の実質合意を条約の改正の形とすべく協議を継続し、経済関係を更に強化する。また、平成 22 年 2 月の両国首脳の共同声明に基づき、気候変動問題等国际的課題への対応における協力関係の深化・拡大、交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では、平成 22 年度に延期となった日本・中米「対話と協力」フォーラムや日・中米経済交流促進ワーキングチームを通じた中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための施策の検討と事業の実施を目指す。カリコム諸国との関係では第 2 回日・カリコム外相会議の成果の着実なフォローアップを行う。また、引き続き、招へい、二国間会談及び政策対話の実施等、ハイレベルの交流・対話の継続に努め、二国間関係のみならず、気候変動問題等国际的な課題への対応における協力関係を発展させる。また、FEALAC においては、日本が同フォーラムで特にイニシアティブをとっている環境ビジネスの分野等でのアジア中南米両地域間の交流強化に努める。

これら個別の事業を確実に行うことで、メキシコ、中米・カリブ諸国との協力及び関係強化を目指す。

2 「南米諸国との協力及び交流強化」について

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の進展を目指す。

I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

中米カリブ課長 本清耕造

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>メキシコ、中米諸国、ドミニカ共和国、キューバ及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を強化すること、国際社会の諸課題に関する協力関係を強化すること及び相互理解を促進すること並びに多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係を強化すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済連携協定（EPA）に基づく取組、様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組 2 環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化 3 要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進 4 中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力強化 5 FEALAC（アジア中南米協力フォーラム）や ECLAC（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）、OAS（米州機構）等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日） 「私が議長を務める APEC 首脳会議では、・・・アジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTA が重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易の構築を目指します。」 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「・・・中南米・・・各地域の新興国へのトップセールスを自ら先頭に立ってやります。」
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) メキシコ、中米カリブ各国との経済関係強化 (2) 国際場裡における連携・協力関係強化 (3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進 (4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下に詳述するように、平成 22 年度には、当該年度における本件施策の目標（小目標）の達成

に向けて相当な進展があった。今後も更なる関係の強化、交流の促進に向け取組を拡充、改善していく。

(1) 経済関係の進展 (【小目標】 1)

メキシコとの間では、平成 22 年度中に外相が 2 度、大統領が 1 度訪日し、ハイレベルでの関係強化が図られ、かつ平成 20 年 9 月以降行われていた日墨 EPA の再協議が平成 23 年 2 月に実質合意に至るなど、経済関係が強化された。中米との関係でも有識者等より成る経済交流促進のためのワーキングチームを発足させ協議を行っている。

(2) 国際場裡における連携 (【小目標】 2)

中米カリブ 23 か国とのグローバルな課題における連携の強化は必須であり、平成 22 年 9 月に主催した第 2 回日・カリコム外相会議など、各国が集まっている場でバイ、マルチの双方から日本の関心事についての連携の強化を図ることができた。また、気候変動問題への対応では、気候変動枠組条約第 16 回締約国会議(COP16)の議長国であるメキシコとの間で、平成 22 年度中に外相が 2 度、大統領が 1 度訪日した際に、緊密な連携が図られた。

(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進 (【小目標】 3, 5)

平成 22 年度は、コロン・グアテマラ大統領の訪日や秋篠宮同妃両殿下のコスタリカ御訪問、日・キューバ政策対話における意見交換等を通じた二国間の相互理解の促進及び関係強化を行った。また、平成 22 年は、日本メキシコ交流 400 周年にあたり、平成 21 年から併せて 300 以上の記念事業が開催され、文化交流が図られた。アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) に参加するアジア・中南米の併せて 29 か国、カリコム諸国のうち 6 か国から若手外交官を日本に招へいするなど所管各国との人物交流が効率的に図られた。さらにメキシコとの間では 40 年近く市民レベルでの交流が行われており、その内容は、スペイン語の習得から知的財産等の専門分野での学術交流まで多岐にわたっている。

(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化 (【小目標】 4, 5)

上述のとおり、9 月に第 2 回日・カリコム外相会議を東京で開催し、日本とカリブ諸国との関係を一層強化した。中米諸国との間では、平成 22 年 6 月に第 13 回日本・中米「対話と協力」フォーラム (次官級) をパナマで開催した。なお、平成 23 年 3 月に第 14 回フォーラムを開催予定であったが、東日本大震災の影響もあり延期となった。

課題

(1) 経済関係の強化

中米・メキシコ等における我が国企業の活動の活性化につながる経済関係強化の方策を更に模索し、実現する。メキシコについては、戦略的グローバル・パートナーシップを更に推進し、また実質合意した日墨 EPA 再協議の内容を改正議定書としてまとめることを目指す。中米との関係では、経済交流促進のためのワーキングチームの提言が早期にまとまることを目指す。また、カリブ諸国との関係では、第 2 回日・カリコム外相会議で発表された日本・カリコム・パートナーシッププログラムの実施等を通じた関係強化を図る。

(2) 国際場裡における連携

引き続き国連総会等の国際会議の場、また、地域国際機関等との対話の場等において、グロー

バルな課題における日本の立場への支持取り付けを目指す。

(3) 人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進

首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る。

(4) 地域国際機関を含む多国間フォーラムを通じた中南米地域との関係の強化

OAS, カリコム, 中米統合機構 (SICA) 等の地域国際機関との関係強化及び FEALAC 等の多国間フォーラムへの積極的参加を通じ、日本が中南米において存在感を維持・強化できるよう努める。中米については特に、延期となった第 14 回日本・中米「対話と協力フォーラム」の早期開催を目指す。カリコム諸国については、第 2 回日・カリコム外相会議の結果を踏まえ、ハイチ復興やカリコム諸国の脆弱性の克服、グローバル経済への統合の分野で協力を図る。

施策の必要性

中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に 5.7 億人の人口、豊富な資源・エネルギーを背景に高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、我が国にとって、EPA や投資協定、官民連携した市場開拓等経済関係の強化を図ることが重要。また、33 か国が地域国際機関等を軸にまとまっており、国際社会において一定の影響力を有している。我が国が、グローバルな課題に取り組む上で中南米地域と協力関係を強化することは重要。

施策の有効性

中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流の強化のためには、EPA その他の枠組みを通じた経済関係の活性化、首脳・外相レベルから実務家・有識者まで幅広いレベルでの人物交流及び文化交流を進めること、二国間政策対話の継続、また、地域国際機関等との関係の強化や多国間フォーラムへの積極的参加が有効。

たとえば、コロン大統領が訪日し、その後山花外務大臣政務官が訪問したグアテマラは、東日本大震災発生後、日本への支援を中南米でいち早く行った国の一つとなっており、ハイレベルの人物交流により二国間関係を強化し、目に見える形で成果が得られた好例といえる。

特に国際場裡での協力強化のためには、地域ブロックとして発言力を増してきている SICA やカリブ共同体等地域国際機関との協力強化が効果的。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、中南米地域・中米・カリブ諸国との関係における以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) メキシコとの間では、経済関係をより強化するため、平成 20 年 9 月以降行われてきた日メキシコ EPA の再協議において、TV 会議等を活用し協議を加速させることで、平成 23 年 2 月に実質合意に至ることができた。また、国連総会、APEC 等のマルチの会合の際に、効果的に大統領、外相等と二国間会談を実現し、限られた予算の中で要人との交流を着実に行った。

(2) 中米・カリブ諸国との関係では、副大臣、政務官が 2 度の出張で中米 4 か国、カリブ 2 か国を訪問した。少ない予算で効率的に近隣国を訪問し、各国との関係強化を図ることができた。

(3) また、カリコム 13 か国の外相を日本に招待し、日・カリコム外相会議を主催し、その際、参加したすべての国と二国間会談を実施することで効率的にカリブ諸国との関係強化を図ることができた。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	63	51

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	22	23

単位：人（本省職員）

外部要因

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で、SICA 加盟各国の次官級を日本に招待して開催する予定であった日本・中米「対話と協力」フォーラムが延期となった。

目標の達成状況

評価の切り口 1：EPA 等の枠組み、経済関係強化の対話の強化

メキシコとの間で、平成 20 年 9 月以降行ってきた EPA 再協議の実質合意を達成した。また、中米との間で経済交流促進のための対話を進めた。

評価の切り口 2：環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

気候変動分野において、COP16 議長国であるメキシコとの間でハイレベルでの政策対話の実施、中米・カリブ諸国等との間ではハイレベルの要人往来や日・カリコム外相会議の主催により日本の立場への支持の取り付けを行った。

評価の切り口 3：要人往来の実績と成果、交流関係の具体的な進展

メキシコとの関係では 2 度の外相会談、カルデロン大統領の訪日、山花外務大臣政務官の訪問が実現し、気候変動問題、周年の機会を活用した交流強化等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。中米・カリブ諸国との関係では、武正外務副大臣（当時）及び山花外務大臣政務官の訪問が実現し、また、カリブ諸国（8 か国）の外相が訪日した。キューバとの間では二国間政策対話、グアテマラ大統領訪日、皇族訪問（コスタリカ）が実現した。また、FEALAC やカリコムの枠組みで中米・カリブ 23 か国のうち 13 か国の若手外交官を訪日招待した。

評価の切り口 4：多国間フォーラム・地域国際機関との関係強化

日・カリコム外相会議の 10 年ぶりの開催、カリコム諸国の若手外交官招待等を通じカリコムとの関係が強化された。SICA との関係では、第 14 回日本・中米「対話と協力」フォーラムが東日本大震災の影響により延期となり、当初の予定を達成できなかった。FEALAC との関係では、高級事務レベル会合

(SOM) への積極的参加, 若手外交官招待を通じアジア・中南米の交流強化に貢献した。OAS との間では選挙監視において連携して活動した。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①経済連携協定（EPA）に基づく取組, 様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組
- ②環境問題を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化
- ③要人往来, 政策対話その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進
- ④中米統合機構（SICA）, カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化
- ⑤FEALAC や ECLAC, OAS 等の多国間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化

今後の方針

メキシコとの関係では, 日メキシコ EPA 再協議の実質合意を条約の改正の形とすべく協議を継続し, 経済関係を更に強化する。また, 平成 22 年 2 月の両国首脳の間で共同声明に基づき, 気候変動問題等国際的課題への対応における協力関係の深化・拡大, 交流事業の活性化による幅広い友好関係の強化に努める。中米諸国等との関係では, 平成 22 年度に延期となった日本・中米「対話と協力」フォーラムや日・中米経済交流促進ワーキングチームを通じた中米全体を対象にしたビジネス関係強化のための施策の検討と事業の実施を目指す。カリコム諸国との関係では第 2 回日・カリコム外相会議の成果の着実なフォローアップを行う。また, 引き続き, 招へい, 二国間会談及び政策対話の実施等, ハイレベルの交流・対話の継続に努め, 二国間関係のみならず, 気候変動問題等国際的な課題への対応における協力関係を発展させる。また, FEALAC においては, 日本が同フォーラムで特にイニシアティブをとっている環境ビジネスの分野等でのアジア中南米両地域間の交流強化に努める。

これら個別の事業を確実に行うことで, メキシコ, 中米・カリブ諸国との協力及び関係強化を目指す。

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

狐崎 知己 専修大学経済学部教授

管轄対象国の多さに比して, 厳しい予算制約と限られた人的投入資源のもと, 二国間関係はもとより, SICA や CARICOM といった地域国際機関や多国間フォーラムを積極的に活用して効率的かつ効果的に協力関係の強化が図られている。経済分野では, 日墨 EPA 再協議の実質合意が達成されたほか, 日本・中米経済交流促進ワーキングチームの活動に進展がみられ, 今後は提言のフォローアップが期待される。相互理解の促進では日墨交流 400 周年における記念行事が象徴するように, 市民社会との交流も蓄積されている。この種の厚みのある友好関係をハイチをはじめとする中米カリブ諸国に広く展開されるために, 一層の工夫を望みたい。グローバル・イシューでは地球環境問題を中心にハイレベルな協力が続いており評価できる。今後はメキシコ・中米諸国の重点課題である治安問題の改善に向け, 国連や米州機構等の多様な回路を通じた協力が期待される。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

日本・メキシコ外相会談

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/apec_10/mex_gk.html)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/visit/1009_gk.html)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/7/0705_05.html

気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/cop16_overview.html

日本メキシコ交流400周年

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/j_mexico400/index.html

カルデロン・メキシコ大統領の来日

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/visit/1002.html>

日・メキシコEPA再協議実質合意

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/0222_06.html

コロン・グアテマラ大統領訪日

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/10/1015_03.html

日グアテマラ首脳会談

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/guatemala_1010.html

第13回日本・中米「対話と協力」フォーラム：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/j_ca/g_2010/index.html

武正外務副大臣の中南米訪問

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/takemasa/latina_10/gaiyo.html

山花外務大臣政務官のグアテマラ、トリニダードトバゴ訪問：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1215_05.html

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1216_01.html

秋篠宮同妃両殿下のコスタリカ御訪問：（宮内庁ホームページ）

<http://www.kunaicho.go.jp/okotoba/03/speech/gokanso-h23az-costarica.html>

第2回日・カリコム外相会議の開催

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/caricom/fm_1009/index.html

カリコム諸国の若手外交官招へい

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/fuku/matsumoto/caricom1012/gaiyo.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化

南米課長 星野芳隆

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>南米諸国との経済関係を再活性化すること，国際場裡における協力関係を強化すること，相互理解を促進すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 南米諸国との経済関係強化のための取組 2 南米諸国との国際場裡における協力の強化 3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組及び側面支援
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「ことしは，決断と行動の年です。昨年合意したインド，ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。」</p> <p>「また，国際社会で存在感を高めるブラジル，メキシコなど新興国を初めとする中南米諸国とは，資源開発を含む経済分野を中心に関係を深めていきます。」</p> <p>・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「国際社会で存在感を飛躍的に増大させているブラジル，メキシコ等の新興国をはじめとする中南米諸国との間でも更に連携・協調を深めていきます。」</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 経済連携協定（EPA）や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化 (2) 気候変動等国際社会の課題に係る取組や国際機関等の選挙における我が国に対する南米諸国の支持獲得・協力推進 (3) 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組の推進及び日ブラジル社会保障協定，子弟の教育問題等への取組の側面支援

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

- (1) 日ペルーEPAの交渉完了及び日コロンビア投資協定の実質合意，エネルギー・鉱物資源の安定的確保に向けた対話の推進，南米諸国における地上デジタルテレビ放送について日本の技術の方式採用に向けた働きかけ等を通じ，経済関係強化に向けた取組に大きな進展が見られた。
- (2) コレア・エクアドル大統領，ガルシア・ペルー大統領，ピニェラ・チリ大統領，モラレス・ボリビア大統領をはじめとするハイレベルの要人往来や各種の二国間対話の実施等を通

じ、国際場裡における協力が進んだ。

- (3) 在日ブラジル人を巡る諸問題の解決に向けて迅速かつ精力的に取り組んだ結果、司法分野作業部会における協議を通じ、両国法制度等への相互理解が更に進んだ。また、日・ブラジル社会保障協定は平成22年7月に署名が行われた。

課題

南米統合に向けた動きの拡大・深化、左派政権の台頭に伴う対米関係の緊張や国家による資源管理の強化、中国やロシア等の中南米での活動活発化、さらには世界金融・経済危機の影響等を踏まえつつ、一層効果的・効率的な施策を立案・実施していくことが必要である。

施策の必要性

南米は、世界最大の日系人社会を有し、民主主義、人権尊重、法の支配等の基本的価値観を我が国と共有する地域であり、同地域の各国とは二国間及び国際場裡において伝統的に友好協力関係を構築してきた。この外交資産を維持・強化し、かつ、積極的に活かしていくことが必要である。また、我が国は、エネルギー・鉱物・食料資源が豊かな南米諸国と経済的に補完関係にあり、これらの国々との経済関係の強化は極めて重要である。さらに、南米諸国出身の在日外国人は40万人近くにのぼり、地域社会との共存に向けて積極的に取り組むことが急務となっている。

施策の有効性

- (1) 法的枠組みの整備や対話等を通じた経済関係強化の取組が経済関係の再活性化には不可欠。
(2) 気候変動等の国際社会の課題に係る我が国の取組等への支持・協力を得ることが国際場裡での協力強化と同義。
(3) 南米諸国出身の在日外国人を巡る問題への対応は、我が国と南米諸国との経済関係の強化や相互理解の進展を側面から促進。

施策の効率性

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、EPA や投資協定等の法的枠組みの構築・運用や政府間等の対話を通じた経済関係の強化に加え、ハイレベルの要人往来、各種二国間政策協議、法的枠組みの構築・運用、在日外国人問題対策等において施策が進展し、成果があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	40	34

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	17	18

単位：人（本省職員）

外部要因

世界経済・金融危機、自然災害により、南米諸国は大きな影響を受けており、外交関係にも様々な形で影響を及ぼしている。

目標の達成状況

評価の切り口1：南米諸国との経済関係強化の進展

日ペルーEPAの交渉完了及び日コロンビア投資協定の実質合意等を通じ、南米諸国との経済関係強化のための法的枠組みが一層整備されつつある。また、ボリビアとの間でリチウム開発に係る言及を含む共同声明に署名したほか、ブラジルの高速鉄道計画における我が国新幹線技術の導入に向けた働きかけや南米諸国における地上デジタルテレビ放送日本方式採用に向けた働きかけ等を実施した。その結果、特に地上デジタルテレビ放送については、平成22年度にはパラグアイ（6月）、ボリビア（7月）及びウルグアイ（12月）が日本方式を採用した。

評価の切り口2：南米諸国との国際場裡における協力の強化

コレア・エクアドル大統領（9月）、ガルシア・ペルー大統領（11月）、ピニェラ・チリ大統領（11月）、モラレス・ボリビア大統領（12月）の訪日をはじめとし、チリ外務大臣（4月、11月）、エクアドル外務大臣（9月、コレア大統領に同行）の訪日及び国際会議の際に実施したブラジル外務大臣（9月）、コロンビア外務大臣（9月）との会談等各種対話の機会を捉え、様々なレベルで、環境・気候変動、国連・安保理改革、北朝鮮問題等についての協力に向けた働きかけを行い、協力関係が強化された。

評価の切り口3：南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

逃亡犯罪人問題、我が国での就労や子弟の教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。ブラジル人逃亡犯罪人については、引き続き、「不処罰は許さない」との観点から、同国政府に対し国外犯処罰規定の適用要請を行っているほか、第3回司法分野作業部会を実施し、関係省庁とともにブラジル側関係者と両国の法制度等の理解を深め、今後の両国間の連携可能性について議論した。また、日・ブラジル社会保障協定の署名が行われた。

今後の方針

南米地域における政治・経済潮流を踏まえ、経済関係の再活性化の加速、国際場裡での更なる関係強化、相互理解の一層の進展を目指す。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 南米諸国との経済関係強化のための取組
- ② 南米諸国との国際場裡における協力の強化
- ③ 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組及び側面支援

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

宇佐見 耕一 日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター ラテンアメリカ研究グループ
長・主任研究員

南米諸国は資源に富み経済成長が進む新興諸国であり、同地域との経済関係の一層の進展は、我が国の持続的発展にとって不可欠であるとともに、同地域の発展に貢献することになる。平成 22 年度の日ペルーEPA 交渉の完了、日本コロンビア投資協定交渉の実質合意、同地域における日本の技術を基にした地上デジタルテレビ放送方式の採用拡大など同地域との経済交流を促進する諸策が実施されたことは大いに評価される。また、ブラジルにおける新幹線技術導入の働きかけなどの諸策は、両国の利益になり積極的に進めてゆくべきであると考えられる。

平成 22 年の国際場裡における協力としては、コリア・エクアドル大統領、ガルシア・ペルー大統領、ピニェラ・チリ大統領、モラレス・ボリビア大統領の訪日を実現されたほか、活発な人的交流や国際会議での対話が積極的になされた。これらは環境・気候変動をはじめとした我が国の政策的立場に対する南米諸国の理解促進に効果を果たしたと考えられる。可能であれば、日本側要人の現地訪問の機会を増やす必要があると思われる。

南米諸国には多数の日系人が居住し、日本にも南米出身の日系人等多数の同地域出身者が在住している。今日、社会保障は日本・南米に共通する問題となっており、日本・ブラジル社会保障協定の署名は画期的であり、可能であれば他国と同様協定が結ばれることが望まれる。南米地域出身の外国人の就労問題や子弟教育問題、社会保障問題については国内関係省庁や地方自治体、関係諸国と連携をとり施策がなされた。同問題に関しては、引き続き同様の努力がなされることが期待される。ブラジル人逃亡犯に関する両国の連携は必要であり、今後も継続されることが望まれる。

平成 22 年度の我が国の対南米政策は、きわめて限られた人員と予算の中で高く評価されるべき成果を出したと判断される。今後発展が見込まれる南米諸国との積極的な交流拡大が望まれ、そのためにも適正な予算と人員の配置が必要であると考えられる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・日・チリ外相会談（平成 22 年 4 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/4/0426_05.html
- ・日・エクアドル首脳会談（平成 22 年 9 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/ecuador_1009.html
- ・日・エクアドル外相会談（平成 22 年 9 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/9/0906_01.html
- ・日・ブラジル外相会談（平成 22 年 9 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/visit/1009_gk.html
- ・日・コロンビア外相会談（平成 22 年 9 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/colombia/visit/1009_gk.html
- ・日・チリ首脳会談（平成 22 年 11 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_kan/apec_10/chile_sk.html
- ・日・チリ外相会談（平成 22 年 11 月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_maehara/apec_10/ch_gk.html

- ・日・ペルー経済連携協定の交渉完了に関する共同声明
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_peru/kk_ks.html (外務省南米課作成, 平成 22 年 11 月 14 日)
- ・日本・ボリビア共同声明 (<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201012/08nichibolivia.html>, 外務省南米課作成, 平成22年12月8日)
- ・日・コロンビア投資協定の実質合意
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1222_03.html (外務省南米課作成, 平成 22 年 12 月 22 日))

資料をご覧になる場合は, 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか, 各国・地域情勢をクリックし, 当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また, 国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び, 資料を探してください。

施策 I—4 欧州地域外交 137

具体的施策

I-4-1	欧州地域との総合的な関係強化	147
I-4-2	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の 推進	154
I-4-3	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関 係の進展	159
I-4-4	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	165

I - 4 欧州地域外交

評価担当課室名	業務内容
欧州局 政策課	欧州局所掌事務に関する総合調整 欧州地域に関する総合的な外交政策 欧州連合に関する外交政策 欧州諸国及び欧州連合、国際機関等に関する政務
西欧課	仏、モナコ、アンドラ、ベルギー、蘭、伊、ルクセンブルク、バチカン、サンマリノ、マルタ、英、アイルランド、アイスランド、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、西、ポルトガル、エストニア、リトアニア、ラトビアに関する外交政策
中・東欧課	独、奥、スイス、リヒテンシュタイン、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、マケドニア、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ギリシャ、キプロス、セルビア、モンテネグロ、コソボ、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバに関する外交政策
ロシア課	ロシアに関する外交政策
中央アジア・コーカサス室	アゼルバイジャン、グルジア、アルメニア、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタンに関する外交政策

I - 4 欧州地域外交

施策の概要

- I - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化
- I - 4 - 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
- I - 4 - 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
- I - 4 - 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

評価の結果

施策 I - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I - 4 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I - 4 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I - 4 - 3	「目標の達成に向けて一定の進展があった。」	★★☆☆☆
I - 4 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

我が国と欧州地域とは、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有し、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。また、世界経済や気候変動、安全保障の問題をはじめとする地球規模の課題の解決を目指すに当たり連携・協力が不可欠であり、欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け包括的な関係強化を図ることが極めて重要である。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

(1) P 5 (国連安保理常任理事国の 5 か国)、G 8 のメンバーである英国、フランス、G 8 のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開するとともに、国際世論形成等において強力な発言力を有している。また、その他の EU 諸国も、EU の一員として、国際社会に一定の影響力を有している。

(2) EU 加盟国をはじめとする欧州諸国と我が国は、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力をを行うことが不可欠である。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深めることは、両国の戦略的利益に合致する。また戦後 65 年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にと

って極めて重要である。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、ロシア、中国などの重要諸国と隣接する地政学上大変重要な位置を占めている。この地域が民主化や市場経済化などの価値観を共有しつつ域外諸国とも協力して自立的に発展することは国際社会の安定にとり重要であり、我が国は域内諸国の民主化、市場経済化に向けての努力を引き続き支援すべきである。特に、同地域の安定はアフガニスタンの安定とも密接に関わっており、地域一体としての安定と繁栄のためにも我が国が域内各国との良好な関係を維持しつつ中央アジア地域内の協力を促進することは極めて重要である。また、同地域は豊富なエネルギー資源を擁し、その供給先の多角化を望んでいるところ、我が国がこれに応える施策を進めることは、我が国とこの地域の双方にとって有益となり得る。

施策の有効性

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

施策の有効性は以下、(1)～(5)のとおり。

- (1) 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間での協力を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で大きな意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資や人の移動を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するため有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。
- (5) 欧州青年招へいと高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

政治対話、平和条約交渉、国際場裡における協力、貿易経済分野における協力、防衛・治安分野における協力、文化・国民間交流の進展等の分野において着実に協力を進めることが有効である。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

- (1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進する

とともに、経済界とのビジネス交流、学術界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

- (2) 我が国の政策目標の実現のためには、中央アジアの域内協力の促進が不可欠であり、そのためには「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施とともにビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

施策の効率性

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用や、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、セミナーの開催においては、シンクタンクとの共催形式により費用対効果の高い施策に努めた。さらに、企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施し、草の根交流においては、平成22年度の招へいに係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の招へいにかかる経費の節約を行った。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体(周年事業や要人等訪日時)と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を一層進めることができた。

特に、平和条約問題については、3回の首脳会談、3回の外相会談実施等を含め、時宜をとらえた活発な政治対話を行った結果、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで日露双方が一致した。但し、領土問題については、ロシア側が強硬な姿勢を強めており、満足できる成果が上がっていない。

また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を円滑に実施した。

さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、他省庁、地方公共団体、民間企業等の積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し、ロシア政府への働きかけを行った。その結果、日本の製造業企業のロシアへの進出が見られたほか、「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」や「貿易経済に関する日露政府間委員会第9回会合」等の会議が開催された。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や政務協議など種々の事業を実施することができた。このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられ

た手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

- 1 「欧州地域との総合的な関係強化」について
基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること
- 2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について
西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好的な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を維持・促進すること
- 3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について
領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること
- 4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について
中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	1,355,684	1,307,567	1,119,646
	補正後予算額	1,355,684	1,307,567	1,119,646
	繰り越し等	0		
執行額		1,260,335		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

評価の切り口1：欧州地域との総合的な対話・協力の進展

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) EUとの関係では、平成22年4月の第19回日・EU定期首脳協議で、具体的協力案件として、アフガニスタン支援、ソマリア沖、アデン湾の海上航行の安全及び地域の安定のための海賊対策における連携等を確認した。また、合同ハイレベル・グループの中で日・EU関係を包括的に強化するための具体的方途について検討した。この他、日・EU外相協議、日・EU政務局長協議など、様々なレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。
- (2) NATOとの関係では、7月の高級事務レベル協議の開催、NATOの新戦略概念の策定に向けたプロセスへの積極的な関与、11月のNATO首脳会合の際のアフガニスタン会合への参加のほか、NATO加盟国会議員の訪日に際しての政務レベルでの意見交換等を通じて、NATOとの対話を強化した。具体的な協力に関しては、アフガニスタンにおけるNATO・PRT（地方復興チーム）と連携した経済協力が着実に進展しているほか、NATOの基金を通じて、アフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動への支援を実施した。また、NATO・PfP（平和のためのパートナーシップ）信託基金に対する拠出を通じグルジアにおける爆発物処理チームの教育・訓練プロジェクトへの協力等を行った。

- (3) OSCE との関係では、12月のOSCE首脳会合に参加し、東アジアの安全保障環境等について発信したほか、5月のOSCE韓国共催会議及び12月のOSCEトロイカとアジアパートナー国との会合に参加し、欧州とアジアの安全保障等に関して幅広く議論し、パートナー国を含むOSCE加盟国との政策対話を進展させた。その他各種会合にも積極的に関与し、経済・環境委員会にIT技術の専門家を派遣したほか、拠出金を通じてキルギス共和国における憲法・選挙改革に関する支援を実施した。さらに、キルギス、モルドバ及びベラルーシへのOSCE選挙監視団に我が国より要員を派遣し、協力関係を強化した。
- (4) 欧州評議会 (CoE) との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、様々な会合に積極的に参加した。また、10月にクロアチアにて開催された南東欧地域やコーカサス地域の国々における政治、経済、文化分野の次世代指導者育成を目的とする政治研究スクールに対する支援を行った。
- (5) アジア・欧州間の対話・協力においては、平成22年10月にブリュッセルで開催された第8回ASEM首脳会合に参加し、世界経済ガバナンス、環境・気候変動やテロ対策等のグローバルな課題、イラン・北朝鮮の核問題、その他両地域共通の課題に関し、有意義な意見交換を行うとともに、アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また、同首脳会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、首脳会合の成功に向けてASEM諸国との連携・協力の強化を図った。さらに、アジア側調整国の一つとして調整国会合等に出席し、主導的な立場で議論に貢献した。

評価の切り口2：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) 社会保障協定については、アイルランド及びスペインとの社会保障協定がそれぞれ平成22年12月に発効した。また、スイスとの間では同年10月に協定の署名を行ったほか、ハンガリー(同年10月)、ルクセンブルク(平成23年2月)との間で政府間交渉を実施し(ルクセンブルクとは、同交渉会合にて実質合意に達した。)、オーストリア、スウェーデン、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。
- (2) 租税条約(協定)については、ベルギー及びルクセンブルクとの租税条約改定議定書の国会審議がそれぞれ行われ、衆参両院にてそれらの締結につき承認された。また、バミューダとの間の租税協定について、平成22年7月に公文の交換を行い、翌8月に発効した。この他、ケイマンとの協定について平成23年2月に署名を行い、ガーンジー(平成23年1月)、マン島(平成23年3月)及びジャージー(平成23年3月)との間でも政府間交渉会合を開催し、協定の内容につき実質合意に至った。
- (3) 刑事共助条約(協定)については、EUとの刑事共助協定について平成22年12月に公文の交換を行い、平成23年1月に発効した。また、スイスとの刑事共助条約については、非公式な意見交換を実施するとともに、第3回予備協議の開催に向け調整を進めている。
- (4) 税関相互支援協定については、スペインとの間で平成22年7月から正式交渉を開始し、平成23年2月に実質的な合意に達した。

評価の切り口3：人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) 平成23年3月にハンガリー・ブタペストで「グローバルな世界における欧州とアジア」をテー

マとする日・EU 共同シンポジウムを開催した。

- (2) 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州3か国に安全保障分野の専門家2名を派遣し、講演会や意見交換を通じて東アジアの安全保障環境等について広く発信を行うとともに、研究者間の人脈を構築した。
- (3) 欧州地域27か国から青少年、高校生合計99名の招へいを行った。青年招へいにおいては、有識者による講義や経済施設・文化施設への訪問を通じ対日理解の増進を図った。また、高校生招へいでは、ホームステイを通じて草の根レベルでの親日家の育成に貢献した。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

評価の切り口1：総合的な対話の進展

サミットなど国際会議の際の、英国、フランス、ドイツ等との首脳会談・外相会談、外務大臣のドイツ訪問（平成22年9月）、外務副大臣のスイス、ポルトガル訪問（平成22年11月）、英国、オランダ、ドイツ、イタリア訪問（平成23年1月）、や外国要人の訪日（ヤヌコーヴィチ・ウクライナ大統領やサルコジ仏大統領など首脳（8件）、外相（ヘーグ英外相やヴェスターヴェレ独外相など7件）の訪日といった要人往来や、政府関係者による政務協議や有識者等の往来等、様々なレベルでの対話を進展させた。また、南東欧諸国から実務者を招き開催した防災ワークショップ（平成22年12月）、「GUAM+日本」防災ワークショップ（平成23年3月）等、地域的枠組みとの対話・協力を実施し、欧州諸国との間で重層的な協議・政策調整を進めることができた。

評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

首脳・外相会談（計15か国との間で実施）や事務レベルの政務・経済協議の機会を捉え、世界的な経済・金融問題への対応、気候変動問題への取組、核軍縮・不拡散、アフガニスタン支援、国連安保理改革といった国際社会が直面している共通の諸課題や、日EU間の経済連携協定締結の可能性について協議を行い、多くの国と政策のすり合わせを行い、あるいは我が国の立場に対する支持を得ることができた。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招へい枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解推進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、環境分野の独若手専門家招へい等を実施したほか、日英21世紀委員会、日スペイン・シンポジウム、日バルト・セミナー、日墺21世紀委員会、日独フォーラム等を通じた知的交流の促進に積極的に取り組んだ。日ポルトガル修好150周年に際しては、伴野副大臣がポルトガルのポルト市で開催された記念行事「ジャパン・ウィーク」の開会式に出席するなど、様々なレベルでの交流を促進した。また日仏クラブ、日伊ビジネスグループ会合など各種ビジネスフォーラムの側面支援など、経済分野の民間交流の促進に努めた。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

評価の切り口1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成22年度、日露両国は、北方領土問題について原則的な立場を主張し合いつつ、協議を続けた。

平成 22 年後半以降、ロシア側は、択捉島における軍事演習（7 月）、9 月 2 日を「第二次世界大戦終了の日」として記念日に制定する法改正、メドヴェージェフ大統領の国後島訪問（11 月）等、日本側の立場と相容れない厳しい姿勢を明確に示した。こうした中、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11 月、於：横浜）では、菅総理から、大統領の国後島訪問は、我が国の立場そして日本国民の感情から受け入れられないとして抗議したのに対し、メドヴェージェフ大統領から、ロシア側の基本的立場を踏まえた発言があった。その一方で、両首脳は、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。さらに、平成 23 年 2 月にモスクワで、また 3 月にパリで開催された G 8 外相会合の際に日露外相会談が行われ、両外相は、日露間の北方領土問題に関する立場の違いを確認しつつ、今後も静かな環境下で協議を継続していくことで一致した。

領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力、生態系保全等の分野においても協力が進展している。

評価の切り口 2：政治対話の積極的な実施

平成 22 年度には首脳会談及び外相会談をそれぞれ 3 回ずつ実施したほか、2 回のナルィシュキン大統領府長官の訪日、岡田外務大臣及び前原外務大臣（いずれも当時）とフリステンコ産業貿易大臣との会談等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務次官間の戦略対話を平成 23 年 3 月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。

議会間、議員間交流の分野においても、平成 22 年度には日露双方あわせて延べ 18 名の国会議員及び連邦議会議員が相互に訪問し、その他にも、ヤロスラヴリ政策フォーラムへの鳩山前総理の出席や、閣僚レベルの接触等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解に寄与した。

評価の切り口 3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、近年着実に拡大しつつあり、平成 21 年の世界金融経済危機の影響を脱しつつある。平成 22 年の日露間の貿易高は約 240 億ドルまで回復し、日本の製造業の進出も続いている。日露両政府は、極東・東シベリア地域における協力及びロシアの経済近代化に向けた協力を一致しており、特に後者について「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」を設立し、日露企業の幹部が集まり平成 22 年 11 月に第 1 回会合を横浜にて開催した。平成 23 年 2 月には、前原外務大臣（当時）とフリステンコ産業貿易大臣との間で「貿易経済に関する日露政府間委員会第 9 回会合」が行われ、日露間で優先的に取り組む分野・プロジェクトが特定されるとともに、こうしたプロジェクトを進めるために、平成 23 年中に日露経済円卓会議を実施することで一致した。

さらに、東日本大震災後には、セーチン副首相から、エネルギー分野における包括的な協力提案の提示があり、今後日露間のエネルギー分野での協力を深めていくことになっている。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日本センターによる事業に加え、日露両国間で設置されている貿易投資促進機構の活動等を通じ、両国の企業の活動を支援した。

評価の切り口 4：国際場裡における協力の推進

北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、またイランの核問題等の重要な国際問題につき、首脳レベ

ルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。アフガニスタンの問題については、日露間で同国の平和と安定に向けた対話を行った結果、両国で麻薬対策の共同プロジェクトを実施することで一致し、平成 23 年 2 月に行われた日露外相会談では、本件協力が具体化していることに関し、日露間の国際舞台での協力の実質的第一歩として成功を取めていることを歓迎した。

評価の切り口 5 : 防衛・治安分野における協力

部隊間交流や各種会議・シンポジウムが実施される等、防衛分野での交流が行われた他、治安当局間においても、海上保安庁とロシア国境警備隊との間で活発な交流が行われた。

また、平成 22 年 11 月の日露外相会談では、日露刑事共助条約（平成 21 年 5 月署名）の批准書の交換を行い、同条約は平成 23 年 2 月 11 日に発効した。

更に、平成 23 年 1 月の「第 2 回日米露三極有識者会合」では、日米露の 3 か国の有識者が集い、アジア太平洋地域における安全保障上の諸課題に対処していくための協力の可能性について議論が行われた。

評価の切り口 6 : 人的交流・文化交流の推進

両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。平成 22 年度には、ロシアにおける生け花展示会、着物講習会、日本のポップカルチャー紹介事業や、日本におけるロシア文化フェスティバル等の文化交流事業を通じ両国間の相互理解の促進が図られた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みで、約 400 人の両国の青年が様々な分野で交流を行った。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

評価の切り口 1 : 各国との対話・交流等の進展

ハイレベルの訪日（ウズベキスタン大統領、ウズベキスタン副首相兼外相、カザフスタン国務長官兼外相、グルジア外相、ウズベキスタン上院議長、カザフスタン下院議長）、我が国要人の訪問（菅財務相（当時）のウズベキスタン訪問、岡田外務大臣（当時）のカザフスタン、ウズベキスタン訪問）、コーカサス諸国との政務協議実施等により、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり協力関係が強化された。

評価の切り口 2 : 「中央アジア+日本」対話の進展

8 月、タシケントで「中央アジア+日本」対話・第 3 回外相会合が開催され、岡田外務大臣（当時）と中央アジア諸国外相との間で地域内協力の促進に向けた有意義な意見交換が行われ、この枠組みを通じた協力の有用性が確認された。会合では平成 24 年に東京で第 4 回外相会合を開催することが合意されており、同会合の開催に向け平成 23 年に東京で同会合の高級実務者会合が開催される。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

I-4-1

- ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「基本的な価値を共有するパートナーである欧州諸国とは、引き続き緊密に連携します。」

- ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年の G 8 及び G 20 議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合（EU）等と緊密に連携します。」

I-4-2

- ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年の G 8 及び G 20 議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合（EU）等と緊密に連携します。」

I-4-3

- ・ 第 174 回国会所信表明演説（平成 22 年 6 月 11 日）

「日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、精力的に取り組めます。」

- ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「ロシアとは、資源開発や近代化など経済面での協力、そして、アジア太平洋地域及び国際社会における協力を拡大します。一方、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日露関係の基本方針を堅持し、粘り強く交渉していきます。」

- ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「ロシアとの関係では、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく精力的に取り組んでまいります。同時に、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日露関係を構築するために、あらゆる分野において関係を発展させるべく努力します。このような考え方に基づき、なるべく早い時期にモスクワを訪問し、ロシア側と実りある意見交換を行いたいと考えています。」

I-4-4

- ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「特にレアアースを含む鉱物資源については、（中略）カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」

今後の方針

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

（1）欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続・進展させる。

（2）安全保障分野においては、グローバルな安全保障上の課題の解決と我が国を含む東アジアの安全保障環境に関する認識共有のため、あらゆるレベルでの政策対話及び具体的な協力を継続・進展させ

る。

(3) 法的枠組みの整備においては、引き続き条約・協定の早期締結・発効に向け交渉を継続・実施する。

(4) 青少年招へい、高校生交流による草の根交流は、行政事業レビュー・事業仕分け等の結果も踏まえ見直しを行う。

(5) アジア・欧州間の協力においては、調整国の一つとして ASEM の各種会合の成功に貢献し、関連する国際会議や各種専門家会合等への積極的な参加や、アジア欧州財団 (ASEF) との協力を引き続き行っていく。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、政治、経済、文化、国際場裡での協力等あらゆる分野において協力と連携を深めていく。また、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもって平和条約交渉を行っていく。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

双方向の要人往来を含めた様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。特に、資源・エネルギー分野を中心に、中央アジア・コーカサス諸国における貿易投資環境の整備に向け協力し、同諸国に進出する日本企業の活動を支援する。

I - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化

欧州局政策課長 川村博司

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的な関係を強化すること</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 19 回日・EU 定期首脳協議の開催のほか、欧州連合 (EU) との間での幅広い分野における政治対話を通じた関係強化。 2 安全保障分野における、北大西洋条約機構 (NATO)、欧州安全保障協力機構 (OSCE) との具体的協力の推進。 3 欧州各国との社会保障協定及び租税条約、刑事共助条約、税関相互支援協定の締結・改正作業の促進並びに署名済みの協定の早期発効。 4 知的交流、草の根交流を通じた日欧関係の基盤強化。 5 首脳会合、閣僚会合や事務レベル会合等のアジア欧州会合 (ASEM) 関連会合への積極的な参加と貢献を通じたアジア・欧州間の対話と協力の推進。
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) <p>「基本的な価値を共有するパートナーである欧州諸国とは、引き続き緊密に連携します。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日) <p>「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年の G8 及び G20 議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合 (EU) 等と緊密に連携します。」</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 欧州地域 (各国、EU、NATO、OSCE、欧州評議会 (CoE)) との政治対話及びアジア・欧州間の対話・協力の継続・促進。 2 安全保障分野における欧州地域との具体的協力の継続・促進。 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約、刑事共助条約及び税関相互支援協定の締結・改正協議の継続。 4 欧州への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進。 5 欧州からの青少年招へい、高校生交流等による草の根交流の促進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下のとおり、小目標 1～5 の達成に向けて相当な進展があった。

(1) 日・EU 関係においては、第 19 回定期首脳協議で、具体的で行動志向な日・EU 関係を構築

し、経済分野のみならず政治分野においても日・EU関係を強化していくことを確認し、そのための枠組みとして、日・EU 合同ハイレベル・グループを立ち上げた。また、日・EU 定期首脳協議で合意した日・EU 協力案件についてのフォローアップや新規案件発掘のための作業を行った。

(2) 安全保障分野においては、日・NATO 高級事務レベル協議等を通じた政策対話を継続するとともに、アフガニスタンにおける NATO・PRT (地方復興チーム) との連携やアフガニスタン国軍に対する医療分野での支援を実施した。また、NATO 首脳会合の際のアフガニスタン会合及び OSCE 首脳会合への参加、OSCE 選挙監視ミッションへの人的貢献等を通じて、NATO、OSCE との間で平和構築分野における具体的な協力を推進した。

(3) 法的枠組みに関しては、アイルランド及びスペインとの社会保障協定、EU との刑事共助協定をそれぞれ発効させたほか、スイスとの社会保障協定及びケイマン諸島との租税協定にそれぞれ署名を行ったことにより、欧州諸国との法的枠組み整備が進展した。

(4) 知的交流・草の根交流は、グローバルな世界における欧州とアジアをテーマとしたシンポジウムや日・NATO 関係に関するセミナーを開催したことに加え、99名の欧州青少年、高校生の訪日交流を実施したことにより促進された。

(5) アジアと欧州の対話に関しては、第8回 ASEM 首脳会合(平成22年10月、於：ブリュッセル)及びその準備プロセスとしての全体高級実務者会合、経済、文化等各種分野にかかる専門家会合等への参加と協力を通じ、世界経済ガバナンスやイラン・北朝鮮の核問題等アジア・欧州の共通の課題に関する議論に積極的に関与し、両地域の対話と協力の推進に貢献した。さらに、アジア側調整国の一つとして、主導力を発揮した。

課題

リスボン条約発効後、新体制の発足により存在感を増す EU と、特に世界経済や、安全保障の問題、軍縮・不拡散、気候変動といった国際社会の喫緊の課題への対応において協力を一層促進する。また、1999年以來11年振りに新たな「戦略概念」(「新戦略概念」)を採択し、その役割を再定義した NATO 及び11年振りに首脳会合を開催した OSCE 等との安全保障面での政策対話を促進し、平和構築分野における具体的協力を推進する。さらに、日欧間の協力関係の基盤を強化すべく、法的枠組みの整備、知的交流を着実に進め、人的交流を拡充する。

施策の必要性

我が国と欧州地域とは、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有し、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。また、世界経済や気候変動、安全保障の問題をはじめとする地球規模の課題の解決を目指すに当たり連携・協力が不可欠であり、欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け包括的な関係強化を図ることが極めて重要である。

施策の有効性

施策の有効性は以下、(1)～(5)のとおり。

(1) 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間での協力を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言

力を高める上で有効である。

(2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で大きな意義を有する。

(3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資や人の移動を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。

(4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

(5) 欧州青年招へいと高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

施策の効率性

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用や、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、セミナーの開催においては、シンクタンクとの共催形式により費用対効果の高い施策に努めた。さらに、企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施し、草の根交流においては、平成 22 年度の招へいに係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の招へいにかかる経費の節約を行った。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	76	46

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	22	25

単位：人（本省職員）

外部要因

日欧間で協議されている議題は、グローバルな諸課題についても、主要な地域情勢についても、常に変化しており、各種対話の頻度や内容等は変化しうる。

また、条約・協定等の交渉の進展は相手国の交渉時の国内政治状況等に左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1：欧州地域との総合的な対話・協力の進展

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

(1) EUとの関係では、平成22年4月の第19回日・EU定期首脳協議で、具体的協力案件として、アフガニスタン支援、ソマリア沖、アデン湾の海上航行の安全及び地域の安定のための海賊対策における連携等を確認した。また、合同ハイレベル・グループの中で日・EU関係を包括的に強化するための具体的方途について検討した。この他、日・EU外相協議、日・EU政務局長協議など、様々なレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。

(2) NATOとの関係では、7月の高級事務レベル協議の開催、NATOの新戦略概念の策定に向けたプロセスへの積極的な関与、11月のNATO首脳会合の際のアフガニスタン会合への参加のほか、NATO加盟国国会議員の訪日に際しての政務レベルでの意見交換等を通じて、NATOとの対話を強化した。具体的な協力に関しては、アフガニスタンにおけるNATO・PRT（地方復興チーム）と連携した経済協力が着実に進展しているほか、NATOの基金を通じて、アフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動への支援を実施した。また、NATO・PfP（平和のためのパートナーシップ）信託基金に対する拠出を通じグルジアにおける爆発物処理チームの教育・訓練プロジェクトへの協力等を行った。

(3) OSCEとの関係では、12月のOSCE首脳会合に参加し、東アジアの安全保障環境等について発信したほか、5月のOSCE韓国共催会議及び12月のOSCEトロイカとアジアパートナー国との会合に参加し、欧州とアジアの安全保障等に関して幅広く議論し、パートナー国を含むOSCE加盟国との政策対話を進展させた。その他各種会合にも積極的に関与し、経済・環境委員会にIT技術の専門家を派遣したほか、拠出金を通じてキルギス共和国における憲法・選挙改革に関する支援を実施した。さらに、キルギス、モルドバ及びベラルーシへのOSCE選挙監視団に我が国より要員を派遣し、協力関係を強化した。

(4) 欧州評議会（CoE）との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、様々な会合に積極的に参加した。また、10月にクロアチアにて開催された南東欧地域やコーカサス地域の国々における政治、経済、文化分野の次世代指導者育成を目的とする政治研究スクールに対する支援を行った。

(5) アジア・欧州間の対話・協力においては、平成22年10月にブリュッセルで開催された第8回ASEM首脳会合に参加し、世界経済ガバナンス、環境・気候変動やテロ対策等のグローバルな課題、イラン・北朝鮮の核問題、その他両地域共通の課題に関し、有意義な意見交換を行うとともに、アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また、同首脳会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、首脳会合の成功に向けてASEM諸国との連携・協力の強化を図った。さらに、アジア側調整国の一つとして調整国会合等に出席し、主導的な立場で議論に貢献した。

評価の切り口2：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 社会保障協定については、アイルランド及びスペインとの社会保障協定がそれぞれ平成22年12月に発効した。また、スイスとの間では同年10月に協定の署名を行ったほか、ハンガリー（同年10月）、ルクセンブルク（平成23年2月）との間で政府間交渉を実施し（ルクセンブルクとは、同交渉会合にて実質合意に達した。）、オーストリア、スウェーデン、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。

(2) 租税条約（協定）については、ベルギー及びルクセンブルクとの租税条約改定議定書の国会審議がそれぞれ行われ、衆参両院にてそれらの締結につき承認された。また、バミューダとの間の租税協定について、平成22年7月に公文の交換を行い、翌8月に発効した。この他、ケイマンとの協定について平成23年2月に署名を行い、ガーンジー（平成23年1月）、マン島（平成23年3月）及びジャージー（平

成23年3月)との間でも政府間交渉会合を開催し、協定の内容につき実質合意に至った。

(3) 刑事共助条約(協定)については、EUとの刑事共助協定について平成22年12月に公文の交換を行い、平成23年1月に発効した。また、スイスとの刑事共助条約については、非公式な意見交換を実施するとともに、第3回予備協議の開催に向け調整を進めている。

(4) 税関相互支援協定については、スペインとの間で平成22年7月から正式交渉を開始し、平成23年2月に実質的な合意に達した。

評価の切り口3：人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

(1) 平成23年3月にハンガリー・ブタペストで「グローバルな世界における欧州とアジア」をテーマとする日・EU共同シンポジウムを開催した。

(2) 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州3か国に安全保障分野の専門家2名を派遣し、講演会や意見交換を通じて東アジアの安全保障環境等について広く発信を行うとともに、研究者間の人脈を構築した。

(3) 欧州地域27か国から青少年、高校生合計99名の招へいを行った。青年招へいにおいては、有識者による講義や経済施設・文化施設への訪問を通じ対日理解の増進を図った。また、高校生招へいでは、ホームステイを通じて草の根レベルでの親日家の育成に貢献した。

今後の方針

(1) 欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続・進展させる。

(2) 安全保障分野においては、グローバルな安全保障上の課題の解決と我が国を含む東アジアの安全保障環境に関する認識共有のため、あらゆるレベルでの政策対話及び具体的協力を継続・進展させる。

(3) 法的枠組みの整備においては、引き続き条約・協定の早期締結・発効に向け交渉を継続・実施する。

(4) 青少年招へい、高校生交流による草の根交流は、行政事業レビュー・事業仕分け等の結果も踏まえ見直しを行う。

(5) アジア・欧州間の協力においては、調整国の一つとして ASEM の各種会合の成功に貢献し、関連する国際会議や各種専門家会合等への積極的な参加や、アジア欧州財団(ASEF)との協力を引き続き行っていく。

事務事業(施策の目標を達成するための主要な手段)

- ① 欧州地域(各国, EU, NATO, OSCE, CoE)との政治面での対話
- ② 欧州各国との租税条約, 社会保障協定の改正・締結のための協議
- ③ 欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流
- ④ 欧州各国からの青少年招へい, 高校生交流等による草の根交流
- ⑤ ASEM 各種会合, 個別分野での活動等を通じた, アジア・欧州間の対話と協力の推進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

中村英俊 早稲田大学政治経済学術院准教授

1980年代には日米欧の先進工業諸国によるG7体制の下で日欧政治対話が必要とされ、1990年代には日EU定期首脳協議の制度化で日欧政治対話は深まり、2000年代に入ると、平成13年12月の第10回日EU定期首脳協議で「日EU協力のための行動計画」が採択され「日欧協力の10年」が始まった。ところが、過去10年間、G7/G8体制はG20体制へと変容しつつあり、新興国の台頭などパワーシフトも顕在化しており、欧州諸国にとっての日本の重要性も、日本にとっての欧州諸国の重要性も逡減傾向にあると言われる。

しかしながら、日欧は、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有するグローバル・パートナーとして、エネルギー・環境、気候変動、世界経済、金融、開発、テロとの闘いなど地球規模課題に対処すべく着実に協力を重ねてきた。日欧は、アメリカとはしばしば異なる政策目標を共有する「民生パワー」として非軍事的・文民的手段を軸に、共同のグローバルな責務を担うべく安全保障分野でも協力を推進している。欧州地域では平成21年後半のギリシャ財政危機に端を発する危機が生じ、日本では平成23年3月の東日本大震災と福島第一原発事故による危機が生じたが、いずれの危機においても、日欧政治関係の強靭さを確認することができた。

平成23年5月の第20回日EU定期首脳協議は「KIZUNA サミット」として、具体的に、原子力安全、再生可能エネルギー、災害対策分野などにおける協力関係が今後深められていく契機となった。日EUのEPAについても、日EU合同ハイレベル・グループによる約1年間の作業の成果として、今後はEPA交渉のためのプロセスが開始される。もとより、平成22年4月の第19回定期協議で日EU首脳は、同年を「刷新の一年」と認識していたが、両者の政治的リーダーシップの不足からか、必ずしも劇的な進展が見られたとは言えない。今後は、日EU政治関係の包括協定作りを求められる可能性も視野に入れながら、日EUの政治対話を一層深めていく必要がある。

もちろん、日欧の総合的な関係は、EUとの関係に限定されず強化されるべきである。EUのCSDP（共通安全保障防衛政策）がまだ萌芽期にあることを鑑みても、アフガニスタン問題をはじめとするNATOとの関係は、安全保障分野での日欧関係の強化に不可欠である。安全保障分野での日欧関係の強化にとっては、OSCEとの関係も重要性が高い。特に、韓国やタイなどと共にアジア・パートナー国としてOSCEとの共催会議に毎年参加することの意義は大きい。人権や民主主義などの分野でグローバル・スタンダードの設定を試みることが多い欧州評議会（CoE）との関係は、アジア唯一のオブザーバー国として日本が存在価値を示すことができる重要な関係である。アジア欧州会合（ASEM）関連会合への参加について、他のアジア諸国と比較して日本におけるASEMの可視性は高いとは言えず、日欧関係の強化という観点からも、ASEMプロセスへの積極的参加は不可欠である。

日欧関係の強化の観点から、欧州各国への日本企業の進出などに資するためにも、様々な欧州諸国との間で社会保障協定や租税条約などの法的枠組み構築に関する協議を進める必要がある。

また、日欧関係強化のために不可欠な外交活動として、パブリック・ディプロマシーの観点からも人的ネットワーク構築を促進すべきである。EUは、日本などの主要国にEU研究・教育・広報の拠点（センター）を設置するなど積極的な予算措置を講じている。日欧間の多層な人的ネットワークを構築するためには、その成果を短期間で得られなくても、国内の公的私的な諸機関と連携しながら、外交努力を重ねるべきである。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

「EU 情勢と日 EU 関係」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/index.html>)

「北大西洋条約機構 (NATO) の概要」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/gaiyo.html>)

「欧州安全保障協力機構 (OSCE)」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/gaiyo.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

西欧課長 柳 淳
 中・東欧課長 河津 邦彦
 平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>西欧及び中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること，並びに共通の課題に関する協力関係を維持・促進すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 2 共通の諸課題に関する協議・政策調整 3 人的・知的交流，民間交流の維持・促進 4 貿易投資・経済関係の協力推進，ビジネス環境の整備を促進
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「欧州は，基本的価値を共有するパートナーであり，英国，ドイツ，並びに本年の G 8 及び G 20 議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合（EU）等と緊密に連携します。」</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> （1）西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進 （2）共通課題に関する協議・政策調整 （3）人的，知的交流，民間交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下に述べるとおり，首脳・外相会談や国際会議，地域的な枠組み等種々の機会を捉え，我が国と欧州諸国間との対話が行われたことから，欧州諸国との二国間関係及び国際場裡における緊密な連携が一層強化され，総合的に見て，想定以上の成果があった。

- （1）総理や外相の訪欧や外国要人の訪日，国際会議の際の二国間会談や事務レベルでの政務協議・経済協議，その他政府関係者・有識者等の往来により，二国間関係を強化し，共通の諸課題に関する我が国の立場に理解と支持を得ることが出来た。
- （2）首脳・外相会談や事務レベルでの政務協議等，二国間での協議・政策調整に加え，V 4（ヴィシェグラード 4 か国：チェコ，ポーランド，ハンガリー，スロバキア），GUAM（グルジア，ウクライナ，アゼルバイジャン，モルドバ 4 か国で構成される民主化・市場経済化を進める地域機構），BSEC（黒海経済協力機構：黒海沿岸及びその近隣諸国 12 か国で構成）といった地域的な枠組みとの対話を積極的に実施し，欧州諸国との重層的な関係構築に努めた。
- （3）平成 22 年は，日ポルトガル修好 150 周年，平成 23 年は日独交流 150 周年，日バルト三国新たな外交関係設立 20 周年に当たり，両国で行われた様々な記念行事等を通じ，両国間の幅広いレベルで交流が実現した。また，日英 21 世紀委員会，日独フォーラムや日澳 21 世

紀委員会等多様な枠組みを利用した知的交流の推進等を通じて、政・官・民・学様々なレベルでの交流が促進された。

- (4) スイスとの間では、日・スイス経済連携協定の下、小委員会及び合同委員会の実施を通じ、日スイス間の経済交流促進を行った他、北欧諸国やアイルランドとの間で経済協議を実施し、両国間の貿易投資、経済関係推進、ビジネス環境整備の方途について議論した。さらに、経済界相互の交流を促進すべく、日仏クラブ、日伊ビジネスグループの開催につき側面支援を実施した。

課題

現在の良好な関係に甘んじることなく、常に良好な二国間関係及び共通の諸課題に対する協力関係を維持・発展させるため、各国の現地情勢や政権交代等の変化に応じた要人往来や事務レベルの協議等を活発化させ、二国間関係や地域的枠組みとの更なる緊密化を図ることが重要である。また、政府レベルに留まらず、人的・知的交流等、民間交流の促進を図る。さらに、G8主要国、G20メンバー国と、G8ムスコカサミットやG20ソウルサミットのフォローアップを進め、国際社会の共通の諸課題への対応のため協力を進める。

施策の必要性

(1) P5(国連安保理常任理事国の5か国)、G8のメンバーである英国、フランス、G8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開するとともに、国際世論形成等において強力な発言力を有している。また、その他のEU諸国も、EUの一員として、国際社会に一定の影響力を有している。

(2) EU加盟国をはじめとする欧州諸国と我が国は、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。

施策の有効性

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

施策の効率性

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体(周年事業や要人等訪日時)と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	115	67

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	45	45

単位：人（本省職員）

外部要因

EU 加盟国との関係においては、EU 内における政策決定等に左右される面を有している。また、旧ソ連欧州地域や西バルカン地域との関係では、当該地域の国内政治・治安・経済情勢及び当該地域諸国と EU や NATO 等との関係（EU や NATO への加盟の展望等）の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：総合的な対話の進展

サミットなど国際会議の際の、英国、フランス、ドイツ等との首脳会談・外相会談、外務大臣のドイツ訪問（平成 22 年 9 月）、外務副大臣のスイス、ポルトガル訪問（平成 22 年 11 月）、英国、オランダ、ドイツ、イタリア訪問（平成 23 年 1 月）、や外国要人の訪日（ヤヌコーヴィチ・ウクライナ大統領やサルコジ仏大統領など首脳（8 件）、外相（ヘーグ英外相やヴェスターヴェレ独外相など 7 件）の訪日といった要人往来や、政府関係者による政務協議や有識者等の往来等、様々なレベルでの対話を進展させた。また、南東欧諸国から実務者を招き開催した防災ワークショップ（平成 22 年 12 月）、「GUAM+日本」防災ワークショップ（平成 23 年 3 月）等、地域的枠組みとの対話・協力を実施し、欧州諸国との間で重層的な協議・政策調整を進めることができた。

評価の切り口 2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

首脳・外相会談（計 15 か国との間で実施）や事務レベルの政務・経済協議の機会を捉え、世界的な経済・金融問題への対応、気候変動問題への取組、核軍縮・不拡散、アフガニスタン支援、国連安保理改革といった国際社会が直面している共通の諸課題や、日 EU 間の経済連携協定締結の可能性について協議を行い、多くの国と政策のすり合わせを行い、あるいは我が国の立場に対する支持を得ることができた。

評価の切り口 3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招聘枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解推進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、環境分野の独若手専門家招聘等を実施したほか、日英 21 世紀委員会、日スペイン・シンポジウム、日バルト・セミナー、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム等を通じた知的交流の促進に積極的に取り組んだ。日ポルトガル修好 150 周年に際しては、伴野副大臣がポルトガルのポルト市で開催された記念行事「ジャパン・ウィーク」の開会式に出席するなど、様々なレベルでの交流を促進した。また日仏クラブ、日伊ビ

ジネスグループ会合など各種ビジネスフォーラムの側面支援など、経済分野の民間交流の促進に努めた。

今後の方針

引き続き、我が国と中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進
- ② 共通の諸課題に関する協議・政策調整
- ③ 人的・知的交流、民間交流の維持・促進
- ④ 貿易投資・経済関係の協力促進、ビジネス環境の整備を促進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

久保 慶一 早稲田大学政治経済学術院准教授

金融危機からの脱却、不安定化する中東情勢への対応など、多くの課題が山積する現下の国際情勢において、日本がそれに対処していくためには、基本的価値を共有する欧州諸国、とくに英独仏といった欧州主要国との緊密な協力が不可欠である。この点で、限られた資源を最大限活用し、さまざまな機会をとらえて欧州諸国とのハイレベル・事務レベルでの対話、協議、政策調整を行うことができたことは高く評価できる。また人的・知的交流、民間交流の維持と促進は、欧州諸国との良好な関係を構築し維持するうえで長期的に重要な意味を持つ。今後も長期的な視野にたち欧州諸国との緊密な連携を維持するための努力を継続的に行っていく必要があると考える。

EU加盟諸国が合計で人口5億人近い巨大市場を形成していることに鑑みれば、日本企業の進出は今後さらに促進されるべきであろう。この点で、欧州諸国との間で貿易投資、経済関係推進、ビジネス環境整備等に向けた施策が行われたことは適切であり、今後もそうした施策を維持・拡大していくべきである。とりわけ、欧州に進出する潜在力を有しながら、言語障壁などの理由で欧州に進出していない日本の中小企業の進出につながるような経済交流が進められることを期待したい。

中・東欧諸国、とくに西バルカン諸国や GUAM 諸国の多くは、民主化してからまだ日が浅く、組織犯罪の取り締まり、汚職撲滅、法の支配の強化、司法制度改革といった多くの課題に直面している。これらの国々については、政府レベルの対話・調整や民間交流の維持・強化に加えて、改革推進を日本がより積極的に支援することが望ましいと考える。これらの地域にミッションを派遣している EU とも協力しつつ、資金協力や行政・司法の専門家派遣などの支援を行うことができれば、大変有意義であり、欧州地域における日本のプレゼンス、さらには民主化支援や平和構築といった政策分野での日本のプレゼンスを高めることにつながるであろう。こうした施策がより積極的に進められることを期待したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書

外務省ホームページ（各国・地域情勢：欧州）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

欧州局ロシア課長 岡野正敬

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平和条約締結に向けた交渉の具体的進展 2 四島交流、四島住民支援事業等領土問題解決に向けた環境整備のための事業の円滑な実施 3 首脳レベルでの政治対話の加速 4 貿易経済分野における互恵的な日露間協力の着実な進展 5 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話の推進 6 防衛・治安分野における協力、人的・文化的交流の推進
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 174 回国会所信表明演説（平成 22 年 6 月 11 日） 「日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、精力的に取り組めます。」 ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「ロシアとは、資源開発や近代化など経済面での協力、そして、アジア太平洋地域及び国際社会における協力を拡大します。一方、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日露関係の基本方針を堅持し、粘り強く交渉していきます。」 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「ロシアとの関係では、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく精力的に取り組んでまいります。同時に、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日露関係を構築するために、あらゆる分野において関係を発展させるべく努力します。このような考え方にに基づき、なるべく早い時期にモスクワを訪問し、ロシア側と実りある意見交換を行いたいと考えています。」
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①政治対話の積極的な実施 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話の積極的な推進。 ②平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備 平和条約締結交渉の推進、四島交流、四島住民支援事業等の実施。 ③貿易経済分野における協力の推進 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。特に、極東・東シベリア開発や、ロシア経済近代化における互恵的な協力の着実な進展。 ④国際場裡における協力の推進 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話の実施。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施。

	<p>⑤防衛・治安分野における協力 防衛当局間のハイレベル交流，部隊間交流，外交・防衛当局間での協議の実施。治安当局間による交流の実施。</p> <p>⑥人的交流・文化交流の推進 各種招へい事業，交流事業等の実施。</p>
--	---

施策の評価

<p>評価結果</p> <p>「目標の達成に向けて一定の進展があった。」</p> <p>(理由)</p> <p>平成 22 年度には首脳会談及び外相会談をそれぞれ 3 回ずつ実施する等，活発な政治対話が行われた。また，日露外務省事務方のトップによる日露戦略対話を平成 23 年 3 月に行い，日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。</p> <p>平和条約交渉については，首脳レベルを始め，高いレベルでの議論が行われてきているが，平成 22 年後半以降，ロシア側は，択捉島における軍事演習（7 月），9 月 2 日を「第二次世界大戦終了の日」として記念日に制定する法改正，メドヴェージェフ大統領の国後島訪問（11 月）等，日本側に対する厳しい姿勢を明確に示した。このような中，アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11 月，於：横浜）では，菅総理から，大統領の国後島訪問は，我が国の立場そして日本国民の感情から受け入れられないとして抗議したのに対し，メドヴェージェフ大統領から，ロシア側の基本的立場を踏まえた発言があった。その一方，両首脳は，領土問題の解決を含め，あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。さらに，平成 23 年 2 月にモスクワで，また 3 月にパリで開催された G 8 外相会合の際に日露外相会談が行われ，両外相は，双方の立場を議論しつつ，静かな環境下で協議を継続していくことで一致した。</p> <p>経済面については，平成 21 年の世界金融経済危機の影響を脱しつつあり，平成 22 年の日露間の貿易高は約 240 億ドルまで回復し，日本の製造業の進出も続いている。日露両政府間は，極東・東シベリア地域における協力及びロシアの経済近代化に向けた協力で一致しており，特に，後者について「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」を設立し，日露企業の幹部が集まり平成 22 年 11 月に第 1 回会合を横浜にて開催した。平成 23 年 2 月には，前原外務大臣（当時）とフリステンコ産業貿易大臣との間で「貿易経済に関する日露政府間委員会第 9 回会合」が行われ，日露間で優先的に取り組む分野・プロジェクトが特定されるとともに，こうしたプロジェクトを進めるために，平成 23 年中に日露経済円卓会議を実施することで一致した。さらに，東日本大震災後には，セーチン副首相から，エネルギー分野における包括的な協力提案の提示があり，今後日露間のエネルギー分野での協力を深めていくことになっている。</p> <p>その他，国際場裡における日露協力として，様々な分野で両国外務省間の協議が実施されたことに加え，防衛・治安分野における協力や，人的・文化的交流も着実に進展した。</p>
--

課題

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい日露関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深める。

領土問題解決に向けた平和条約交渉を、強い意思をもって継続する。領土問題解決に向けた環境整備を一層推進する。

施策の必要性

アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深めることは、両国の戦略的利益に合致する。また戦後 65 年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

施策の有効性

政治対話、平和条約交渉、国際場裡における協力、貿易経済分野における協力、防衛・治安分野における協力、文化・国民間交流の進展等の分野において着実に協力を進めることが有効である。

施策の効率性

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を一層進めることができた。

特に、平和条約問題については、3 回の首脳会談、3 回の外相会談実施等を含め、時宜をとらえた活発な政治対話を行った結果、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで日露双方が一致した。但し、領土問題については、ロシア側が強硬な姿勢を強めており（「外部要因」参照）、満足できる成果が上がっていない。

また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を円滑に実施した。

さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、他省庁、地方公共団体、民間企業等の積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し、ロシア政府への働きかけを行った。その結果、日本の製造業企業のロシアへの進出が見られたほか、「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」や「貿易経済に関する日露政府間委員会第9回会合」等の会議が開催された。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,095	986

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	33	32

単位：人（本省職員）

外部要因

ロシア側は、択捉島における軍事演習（7月）、9月2日を「第二次世界大戦終了の日」として記念日に制定する法改正、メドヴェージェフ大統領による国後島訪問（11月）等、北方領土問題に関して日本側に対する強硬な姿勢を示した。

このように、日露関係の進展は、日露両国における政治的事情等諸条件に大きく左右される。

目標の達成状況

評価の切り口1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成22年度、日露両国は、北方領土問題について原則的な立場を主張し合いつつ、協議を続けた。平成22年後半以降、ロシア側は、択捉島における軍事演習（7月）、9月2日を「第二次世界大戦終了の日」として記念日に制定する法改正、メドヴェージェフ大統領の国後島訪問（11月）等、日本側の立場と相容れない厳しい姿勢を明確に示した。こうした中、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11月、於：横浜）では、菅総理から、大統領の国後島訪問は、我が国の立場そして日本国民の感情から受け入れられないとして抗議したのに対し、メドヴェージェフ大統領から、ロシア側の基本的立場を踏まえた発言があった。その一方で、両首脳は、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。さらに、平成23年2月にモスクワで、また3月にパリで開催されたG8外相会合の際に日露外相会談が行われ、両外相は、日露間の北方領土問題に関する立場の違いを確認しつつ、今後も静かな環境下で協議を継続していくことで一致した。

領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力、生態系保全等の分野においても協力が進展している。

評価の切り口2：政治対話の積極的な実施

平成22年度には首脳会談及び外相会談をそれぞれ3回ずつ実施したほか、2回のナルィシュキン大統領府長官の訪日、岡田外務大臣及び前原外務大臣（いずれも当時）とフリステンコ産業貿易大臣との会談等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務次官間の戦略対話を平成23年3月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。

議会間、議員間交流の分野においても、平成22年度には日露双方あわせて延べ18名の国会議員及び連邦議会議員が相互に訪問し、その他にも、ヤロスラヴリ政策フォーラムへの鳩山前総理の出席や、閣僚レベルの接触等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解に寄与した。

評価の切り口3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、近年着実に拡大しつつあり、平成21年の世界金融経済危機の影響を脱しつつある。平成22年の日露間の貿易高は約240億ドルまで回復し、日本の製造業の進出も続いている。日露両政府は、極東・東シベリア地域における協力及びロシアの経済近代化に向けた協力を一致しており、特に後者について「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」を設立し、日露企業の幹部が集まり平成22年11月に第1回会合を横浜にて開催した。平成23年2月には、前原外務大臣（当時）とフリス

テコ産業貿易大臣との間で「貿易経済に関する日露政府間委員会第9回会合」が行われ、日露間で優先的に取り組む分野・プロジェクトが特定されるとともに、こうしたプロジェクトを進めるために、平成23年中に日露経済円卓会議を実施することで一致した。

さらに、東日本大震災後には、セーチン副首相から、エネルギー分野における包括的な協力提案の提示があり、今後日露間のエネルギー分野での協力を深めていくことになっている。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日本センターによる事業に加え、日露両国間で設置されている貿易投資促進機構の活動等を通じ、両国の企業の活動を支援した。

評価の切り口4：国際場裡における協力の推進

北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、またイランの核問題等の重要な国際問題につき、首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。アフガニスタンの問題については、日露間で同国の平和と安定に向けた対話を行った結果、両国で麻薬対策の共同プロジェクトを実施することで一致し、平成23年2月に行われた日露外相会談では、本件協力が具体化していることに関し、日露間の国際舞台での協力の実質的第一歩として成功を収めていることを歓迎した。

評価の切り口5：防衛・治安分野における協力

部隊間交流や各種会議・シンポジウムが実施される等、防衛分野での交流が行われた他、治安当局間においても、海上保安庁とロシア国境警備隊との間で活発な交流が行われた。

また、平成22年11月の日露外相会談では、日露刑事共助条約（平成21年5月署名）の批准書の交換を行い、同条約は平成23年2月11日に発効した。

更に、平成23年1月の「第2回日米露三極有識者会合」では、日米露の3か国の有識者が集い、アジア太平洋地域における安全保障上の諸課題に対処していくための協力の可能性について議論が行われた。

評価の切り口6：人的交流・文化交流の推進

両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。平成22年度には、ロシアにおける生け花展示会、着物講習会、日本のポップカルチャー紹介事業や、日本におけるロシア文化フェスティバル等の文化交流事業を通じ両国間の相互理解の促進が図られた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みで、約400人の両国の青年が様々な分野で交流を行った。

今後の方針

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、政治、経済、文化、国際場裡での協力等あらゆる分野において協力と連携を深めていく。また、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもって平和条約交渉を行っていく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 政治対話の深化
- ② 平和条約交渉

- ③ 国際舞台における協力
- ④ 貿易経済分野における協力
- ⑤ 防衛・治安分野における関係の発展
- ⑥ 文化・国民間交流の進展

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

松里公孝 北海道大学教授

民主党政権が成立して以来、対米政策にやや混乱が見られたのとは対照的に、対露政策は自公政権のそれを引き継いだ安定的なものであった。国際金融危機による落ち込みは克服され、ロシアとの貿易・同国への投資は、露中間の発展テンポには劣るとはいえ急速に拡大している。他方、2006-7年に策定された「クリル」諸島社会経済発展連邦特別プログラム実施の中で、ロシア政府の要人が北方領土をしばしば訪問するという事態となった。ロシアにとっては日本との平和条約締結という公式の目標はあまり重要ではなく、ロシア主導で政経分離が進んでいるとの感は否めない。何らかの政策のブレイクスルーが必要にも思えるが、外務省の枠中でできることではあるまい。ただ、難しい状況下でも日露首脳が頻繁に会い、激しい衝突が防がれていることは高く評価したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

「われらの北方領土」2010年版
外務省ホームページ各ページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中央アジア・コーカサス室長 北川克郎

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること 【小目標】 1 各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進 3 人的、知的交流の推進
施策の位置づけ(関係する施政方針演説等内閣の重要政策)(主なもの)	第 177 回国会外交演説(平成 23 年 1 月 24 日) 「特にレアアースを含む鉱物資源については、(中略)カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」
施策の概要	①中央アジア・コーカサス各国との政治対話等の継続・促進 ②「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の着実な実施 ③様々なスキームの活用等による人的交流の維持・促進

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

8年ぶりのウズベキスタン大統領訪日(本年2月)をはじめ、我が国と中央アジア・コーカサス諸国とのハイレベルの訪問が相互に行われた他、各国外務省との政務協議も実施され、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が促進した。これらの諸国との国際場裡における協力にも一定の成果が得られている。また、平成 22 年 4 月のキルギスの政変後には 10 月に実施された同国議会選挙に監視団を派遣する等、民主化努力への協力も行うことが出来た。

「中央アジア+日本」対話の枠組みでは、平成 22 年 8 月に第 3 回外相会合がタシケント(ウズベキスタン)で行われた。岡田外務大臣(当時)と中央アジア諸国外相との間で地域内協力の促進に向けた有意義な意見交換が行われ、この枠組みを通じた協力の有用性が確認された。

課題

引き続き、資源エネルギー分野をはじめとする各国との協力関係の強化に努め、また双方向の要人往来の活性化などを通じて対話を更に緊密化させる。平成 24 年に予定されている「中央アジア+日本」対話・第 4 回外相会合の実現に向けた関係国との協力・対話を推進する。

施策の必要性

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、ロシア、中国などの重要諸国と隣接する地政学上大変重要な位置を占めている。この地域が民主化や市場経済化などの価値観を共有しつつ域外諸国とも協力して自立的に発展することは国際社会の安定にとり重要であり、我が国は域内諸国の民主化、市場経済化に向けての努力を引き続き支援すべきである。特に、同地域の安定はアフガニスタンの安定とも密接に関わっており、地域一体としての安定と繁栄のためにも我が国が域内各国との良好な関係を維持しつつ中央アジア地域内の協力を促進することは極めて重要である。また、同地域は豊富なエネルギー資源を擁し、その供給先の多角化を望んでいるところ、我が国がこれに応える施策を進めることは、我が国とこの地域の双方にとって有益となり得る。

施策の有効性

(1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進するとともに、経済界とのビジネス交流、学界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

(2) 我が国の政策目標の実現のためには、中央アジアの域内協力の促進が不可欠であり、そのためには「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施とともにビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や政務協議など種々の事業を実施することができた。このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	27	28

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	9	10

単位：人（本省職員）

外部要因

コーカサス地域においては、南オセチア・アブハジア紛争やナゴルノ・カラバフ問題が同地域の安定

に与える影響を注視する必要がある。中央アジア地域においても資源や環境等を巡り、域内諸国の見解は必ずしも一致していない。また、中央アジア地域は隣接するロシアや中国との関係から影響を受ける面もある。

目標の達成状況

評価の切り口1：各国との対話・交流等の進展

ハイレベルの訪日（ウズベキスタン大統領、ウズベキスタン副首相兼外相、カザフスタン国務長官兼外相、グルジア外相、ウズベキスタン上院議長、カザフスタン下院議長）、我が国要人の訪問（菅財務相（当時）のウズベキスタン訪問、岡田外務大臣（当時）のカザフスタン、ウズベキスタン訪問）、コーカサス諸国との政務協議実施等により、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり協力関係が強化された。

評価の切り口2：「中央アジア+日本」対話の進展

8月、タシケントで「中央アジア+日本」対話・第3回外相会合が開催され、岡田外務大臣（当時）と中央アジア諸国外相との間で地域内協力の促進に向けた有意義な意見交換が行われ、この枠組みを通じた協力の有用性が確認された。会合では平成24年に東京で第4回外相会合を開催することが合意されており、同会合の開催に向け平成23年に東京で同会合の高級実務者会合が開催される。

今後の方針

双方向の要人往来を含めた様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。特に、資源・エネルギー分野を中心に、中央アジア・コーカサス諸国における貿易投資環境の整備に向け協力し、同諸国に進出する日本企業の活動を支援する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①各国との対話の継続・促進、経済協力等を通じた各国の民主化・市場経済化支援
- ②「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける地域協力の促進
- ③人的、知的交流の促進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

岡 奈津子 日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員

8年ぶりのウズベキスタン大統領訪日に加え、ウズベキスタン上院議長およびカザフスタン下院議長の訪日、さらに岡田外務大臣のカザフスタン・ウズベキスタン両国訪問が実現したことは、大きな成果であった。また、昨年および一昨年の「第三者の所見」で「行われていないことが残念である」と指摘されていた「中央アジア+日本」外相会合が、4年ぶりに実施されたことは高く評価できよう。

中央アジア・コーカサス地域の「地域大国」とも言えるカザフスタン・ウズベキスタン両国が、資源エネルギー外交という観点からしても、日本の対中央アジア・コーカサス外交において重要な位置を占めていることは理解できる。ただその一方で平成22年度は、対中央アジア外交と比べて対コーカサス

外交に大きな進展が見られなかったことが残念である。現在実施されている政務協議に加え、コーカサス諸国とのさらなる関係強化に向けた努力が必要であろう。

なお施策目標の一つである人的・知的交流の推進については、第4回東京対話の実施等の一定の成果はみられるものの、昨年度の「第三者の所見」にもあるように、一層の努力が必要と思われることから、学生や研究者、文化人などの交流をさらに推進することを提言したい。中央アジア・コーカサス諸国における日本のプレゼンスは、ロシアや欧米諸国、中国、韓国などに比べて低いと言わざるを得ない。しかし国民はおおむね親日的であり、日本の伝統や文化、技術、アニメなどへの関心も非常に高く、現地で日本語を学んだり日本に留学する学生も増えてきている。こうした関心に応えるとともに、二国間の関係発展に寄与する人材の育成・活用に向けた具体的な施策が望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—5 中東地域外交 171

具体的施策

I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ 177

I-5-2 中東諸国との二国間関係の強化 184

I - 5 中東地域外交

評価担当課室名	業務内容
<p>中東アフリカ局 中東第一課</p>	<p>(1) 中東諸国 21 カ国中 11 カ国（アルジェリア、イスラエル、エジプト、ヨルダン、シリア、チュニジア、トルコ、モロッコ、リビア、レバノン）及びパレスチナ暫定自治政府に対する外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(2) これらの諸国及びアラブ連盟、西サハラ、パレスチナ解放機構（PLO）に関する情報収集・分析。</p> <p>(3) 中東和平及び対パレスチナ支援に関わる、情報収集・分析及び、外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(4) 中東諸国との対話の強化といった地域全般にかかる事柄に関する外交政策の企画立案及びその実施。</p> <p>(5) 域内在外公館に対する指揮・監督</p> <p>(6) 中東アフリカ局の右翼課としての局内事務の総合調整及び企画。</p>
<p>中東第二課</p>	<p>(1) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、及びバーレーンに関する政務の処理、これに必要な情勢の調査・分析及び各国に関する外交政策の企画・立案並びにその実施の統制。</p> <p>(イ) 各国の内政及び対外政策に係わる情報収集・調査・分析。</p> <p>(ロ) 各国に対する我が国外交政策（二国間政務事項、経済協力を含む経済連携強化に関する方針、国連における対処方針等）の企画・立案・実施の統制。</p> <p>(ハ) 各国との外交政策に関する主要国との協議・調整。</p> <p>(2) 安全保障問題、宗教問題、民族問題等、湾岸地域共通の不安定要因に関する調査・分析及び、これらに係わる外交政策の企画・立案並びにその実施の統制。</p> <p>(3) 湾岸地域における平和と安定の確保、発展、及び環境保全等に係わる我が国の協力等の企画。</p>

I-5 中東地域外交

施策の概要

- I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ
I-5-2 中東諸国との関係の強化

評価の結果

施策 I-5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I-5-1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
I-5-2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

テロの脅威をはじめ、中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的に重要な課題である。加えて中東地域では、平成 22 (2010) 年末から、大規模反政府デモが各国で発生し、チュニジア及びエジプトでは長期政権崩壊に発展した他、リビア、シリア、イエメンでは人道危機を生んでいる。このような中東地域の政情の安定化、中東和平問題、イラク及びアフガニスタンの安定と復興、イランの核問題は、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいべき問題であり、我が国としても外交活動を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

2 「中東諸国との関係の強化」について

我が国と中東諸国は、欧米諸国と中東地域のように歴史的な負の遺産が存在せず、概ね伝統的に良好な関係を保ってきた一方、地理的な事情もあり、相互理解の面でより一層の発展が望める余地がある。また、我が国が積極的に関与せんとする中東和平問題やアフガニスタン復興等において積極的な関与をするに際しては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした背景の下、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点が必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはない。また、震災以降、エネルギーの安定供給の観点から同地域の重要性は一層高まっており、同地域との関係は中長期的視点で考える必要がある。また、先の第 2 回日本・アラブ経済フォーラムで示されたとおり、我が国の産業育成・教育・科学技術等の面での協力に対する中東諸国の期待は高く、我が国の進める経済外交の観点からも、中東諸国との重層的な関係強化が必要である。

施策の有効性

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

- (1) 我が国は、中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。
- (2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び復興の進展は国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。
- (3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。
- (4) イランの核問題については、イランに対し、安保理決議の遵守、IAEA との協力、信頼醸成に向けた措置を促し、様々な分野における重層的な対話を継続することが有効である。
- (5) チュニジア及びエジプトでの民主的な体制への移行については、国際的支援体制が整えられつつあり、また、リビアを始めとする各国の騒乱についても、国際的に緊密な連携を図る枠組みが形成されている。

2 「中東諸国との関係の強化」について

- (1) 様々な分野、また、様々な層における派遣・招へい事業やセミナー・フォーラムの開催は、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させ、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。
- (2) 要人往来や各種ミッションの派遣・受入、また、官民にまたがる経済フォーラムの実施等を通じた我が国と中東諸国の幅広い関係構築、協力関係の強化、さらに経済関係条約等の枠組み造りを行っていくこと、先方が特に高い期待を有し、我が国の得意とする科学技術の振興、教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることはより重層的な関係を構築する上で有効である。

施策の効率性

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

- (1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。また、今般の中東地域での政情不安に際しては、当事者に冷静な対処を呼びかける等の外務大臣談話等を効率的に発出した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。
- (3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成22年度当初予算において78.45億円を実施済みであり、また平成22年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約507億円を拠出した。

(4) イランの核問題については、重層的な対話を基盤とした良好な関係を維持しつつ、ハイレベルからの働きかけを行うことが効率的であり、これまで、政治、軍縮、人権、領事等の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきている。

2 「中東諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し（具体的には下記のとおり）の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【既存事業の見直し例】

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招への招へい人数を8人から6人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の削減（派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招へいを交互に実施）
- ・イスラム文明世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成21年度限りとし、また、日アラブ対話フォーラムも平成20年度限りとして見直し

達成すべき施策の目標

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

中東和平の実現、イラク及びアフガニスタンの復興への貢献、イラン核問題への対処

2 「中東諸国との関係の強化」について

対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC（湾岸協力理事会））との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	164,146	155,935	123,630
	補正後予算額	164,146	155,935	123,630
	繰り越し等	0		
執行額		115,592		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

評価の切り口1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成22年4月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし、鳩山総理大臣（当時）との会談を実現した。会談では、間接交渉で成果を積み上げ、直接交渉を早期に再開することが重要であるとする我が国の立場を伝えた。また同年11月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ、菅総理大臣との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では、平成22年8月、武正外務副大臣（当時）がイスラエル・パレスチナ・ヨルダンを訪問し、中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他、飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻りに現地に派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。

対パレスチナ支援としては、平成 22 年 7 月には、パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い、①中小企業支援、②農業、③観光、④地方自治、⑤財政健全化、⑥上下水道の整備、⑦母子保健の 7 分野での協力を注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において、平成 22 年 10 月に、野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業が開始された。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、同年 10 月に 15 億円、12 月に 10 億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。

評価の切り口 2：イラクの復興に向けた我が国の貢献

(1) 政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、50 億ドルの ODA、67 億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催）、監視団の派遣をはじめとする選挙支援、経済・ビジネス関係の強化（第 1 回イラク経済ミッションの派遣）等、積極的な取組を着実に実施してきた。

(2) 二国間関係の強化の状況

アルハッサン・ズィカール県知事が訪日し、我が国からは大畠経済産業大臣（当時）が訪問する等、二国間関係強化に向け積極的に取り組んだ。

評価の切り口 3：アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

平成 21 年 11 月に発表した、同年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については、これまで「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約 3.5 億ドル、「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約 1.5 億ドル、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援に約 4.9 億ドルの計約 10 億ドルの支援を着実に実施してきている。また、平成 22 年度補正予算では対アフガニスタン支援として総額約 506 億円を確保した。さらに、同年 9 月に行われたアフガニスタン下院議会選挙には我が国から選挙監視団を派遣した。

（参考：「アフガニスタンに対する日本の支援パッケージの実施状況」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/the_kabul_conference1007/shien.html）

評価の切り口 4：イランの核問題の平和・外交的解決に向けた我が国の取組

イランとの良好な関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン外相会談を始めとし、イラン要人との会談の機会を捉え、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のための前向きな取組を促してきた（平成 18（2006）年以降の外相会談は 21 回に及ぶ（直接会談 9 回、電話会談 12 回））。また、政治、軍縮、人権、領事の分野における事務レベルの対話を着実に実施しており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行ってきた。

2 「中東諸国との関係の強化」について

評価の切り口 1：中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

平成 22 年 10 月に中東和平青年招へい、7 月に日アラブ女性交流（招へい）、12 月に第 2 回日本・アラブ経済フォーラム、平成 23 年 3 月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めることができた。

評価の切り口 2 : 中東情勢に関する我が国の立場に関する広報

中東情勢に関する大臣談話等を適時に発出するとともに、その内容をホームページ等を通じ積極的に発信し、我が国のメッセージを積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による記者懇談や、記者ブリーフ等により、我が国の中東政策に関して説明を行った。特に平成 22 年度は、中東・北アフリカ情勢の大きな変動が始まった時期であったが、目まぐるしく展開する情勢に合わせ、逐次我が国の立場の表明・広報を行った。

評価の切り口 3 : 産油国（特に GCC）を含む中東諸国との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

- (1) 平成 22 年 11 月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、平成 22 年 9 月に、日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。
- (2) 初等教育分野での協力（アラブ首長国連邦（UAE）及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入）、GCC 各国の教育関係者の本邦招へい・研修、留学生受入（サウジアラビア及びカタール）、青年交流（サウジアラビア）等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。
- (3) 9 月、日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

I-5-1

- ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）

「また、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題・・・国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致をいたしました。」

- ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「環境問題、保健・教育分野での・・・、包括的な中東和平、テロ対策や PKO を含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」

I-5-2

特に言及なし。

今後の方針

1 「中東地域安定化に向けた働きかけ」について

- (1) チュニジア、エジプトに端を発した民衆運動は、中東情勢が大きく動く歴史的変革期に入っていることを示す。これを我が国のみならず、世界の安定と発展のために導いていくためには、各国政府による政治、経済、社会改革が不可欠である。現在各国政府が進める改革努力を注視しつつ、改革のための支援を国際社会と協力して実施していく考え。また、リビアを始めとする戦闘、騒乱が発生している国への対応においては、国連、G8 を含め、国際社会と連携していく。

- (2) 中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が必要である。両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。
- (3) イラクの安定と復興のため効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。
- (4) アフガニスタンの安定と復興のため、平成 21 年 11 月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。
- (5) イランの核問題の解決に向けた EU3 + 3 とイランの協議の再開及び双方の信頼醸成に向け、イランとの良好な関係を活用し、独自の働きかけを継続していく。

2 「中東諸国との関係の強化」について

- (1) 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成 22 年度は、中東地域の重要性が高まる一方、同地域における政変、我が国の震災により、実施が見送られた事業もあり、今後はより一層積極的に取り組む必要がある。
- (2) 経済関係条約は引き続き早期の締結に努めるとともに、我が国の進める経済外交の観点から、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、経済関係強化の支援や人造り協力を継続していく。また、震災を受けての防災や原子力安全面の協力における我が国の知見・技術の共有、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押しも今後の関係強化において重要な視点となる。

I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ

中東第一課長 森野泰成

中東第二課長 中込正志

平成 23 年 5 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>中東和平の実現、イラク及びアフガニスタンの復興への貢献、イラン核問題への対処</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中東地域の安定化のため、要人の往来等の実施 2 中東和平担当特使の派遣、要人招聘、「平和と繁栄の回廊」構想の着実な進展等を通じた中東和平努力の促進 3 イラクに対する円借款・技術協力を通じた復興支援によるイラクの安定への貢献及び経済・ビジネス関係の強化 4 対アフガニスタン支援の着実な実施による同国の安定への貢献 5 イランの核問題の平和的・外交的解決
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日） 「また、アフガニスタン・パキスタン支援、イランの核問題・・・国際社会が直面する課題へも日米が協力して対処することで一致をいたしました。」 ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「環境問題、保健・教育分野での・・・、包括的な中東和平、テロ対策や PKO を含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模なデモ等が発生した中東諸国の安定化に向け、今後の同諸国の改革努力の支援を含め、国際社会と連携する。 2 イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置 3 イラクの安定・復興への貢献 4 アフガニスタンの安定・復興への貢献 5 イランとの良好な関係を基盤とした働きかけ

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（1）平成 22 年 4 月、リーベルマン・イスラエル副首相兼外相を日本に招待し、鳩山総理（当時）から直接、イスラエル・パレスチナ間の交渉再開に向けた働きかけ等を行った。こうした我が国を含む国際社会の後押しもあり、同年 5 月には間接交渉が再開され、また同年 9 月には直接交渉が再開へとつながった。また、対パレスチナ支援として「平和と繁栄の回廊」構想では、平成 22

年7月にはパレスチナ国家建設支援のための政府・JICA 合同調査団を派遣した。また同年10月には、パレスチナ自治政府の経済社会開発努力推進に寄与することを目的として、15億円のノン・プロジェクト無償資金協力を、また、同年12月には10億円のノン・プロジェクト無償資金協力をを行うことを決定した。

(2) イラク政府は種々の困難に直面しながらも、我が国を始めとする支援国の協調の下、復興の達成に向け着実に進展を見せている。

政治面では、平成22年12月、イラク国民議会においてヌール・アル・マーリキー首相が提出した閣僚名簿が承認され、同年3月に実施された国政選挙以降の新政権樹立のプロセスが完了した。

また、経済面では円借款や技術協力を通じてイラクの復興に取り組むとともに、平成23年2月には、日本企業がイラク政府首脳と直接意見交換を行う機会を通じ、今後の日本企業によるイラクでのビジネス展開への契機とすることを目的として、坂場イラク復興支援調整担当大使を団長として、日本の民間企業及び関連機関の十数社が参加するイラク経済ミッションがバグダッドを訪問した。

なお、治安情勢は平成19年夏以降大幅に改善している。平成22年8月19日、駐留イラク米軍が戦闘任務を終了し、5万人規模に縮小した。

(3) アフガニスタンについては、平成22年6月、カルザイ・アフガニスタン大統領を日本に招待し、菅総理から、治安、和平と再統合、良き統治、経済開発、地域協力等の様々な分野での同国の努力を評価し支持するとともに、これらの取組が着実に実施されるよう直接要請した。また翌7月には岡田外務大臣（当時）がアフガニスタンに関するカブール国際会議に出席し、治安改善、再統合、開発を三本柱として実施してきている我が国の支援の今後の方針について説明した。加えて9月に行われたアフガニスタン下院議会選挙に我が国から選挙監視団を派遣するとともに、同月国連総会の場で行われた日・アフガニスタン外相会談では、前原外務大臣（当時）から、前年11月に約束した今後5年で最大50億ドルの支援を着実に実施したく、22年末までに11億ドル実施できる見込みであることを表明し、実現した。

(4) イランについては、平成22年2月、横路衆議院議長の招待によりラリジャニ国会議長が訪日した際、岡田外相（当時）から、イランの核問題について、国際社会の懸念を払拭するために思い切った行動を取るべきであり、安保理決議を履行し、国際原子力機関（IAEA）としっかり協力していく必要がある旨働きかけを行った。また、3月の外相電話会談や5月のイラン外相の訪日、更に7月のアフガニスタンに関するカブール国際会議の傍らでの外相会談を通じ、イラン側に対する働きかけを行った。我が国及び各国による様々な取組にもかかわらず、イランが国際社会の懸念に応えないことを受け、平成22年6月、安保理決議第1929号が採択され、我が国も8月、9月に決議に基づく措置を実施した。我が国は、その後も平成22年12月、インドネシアで行われた民主主義フォーラムの機会に外相会談を実施しイランに対し国際社会の懸念に応えるよう働きかけを行った。

(5) 当初予期されていなかったチュニジア・エジプトでの大規模デモの発生と、それを受けての長期政権崩壊、またリビアでのカダフィ政権と反体制派の間の戦闘勃発等、一部の国での騒乱は、地域情勢の新たな側面となっている。

課題

(1) イスラエル・パレスチナ間では平成 22 年 9 月に直接交渉は再開されたが、2 回目の交渉が行われたのを最後に、交渉が行われていない。我が国も、国際社会と協力して、和平実現の環境作りに引き続き貢献していく必要がある。

(2) イラクの治安情勢は、大幅に改善しつつあるものの、大規模連続爆発テロの発生等、依然予断を許さない情勢が続いている。米軍の撤収後は、イラク自身で安定を確保することが重要である。また、イラクの復興支援や経済・ビジネス関係強化の面では、我が国が引き続き役割を果たしていく必要がある。

(3) アフガニスタンの復興は着実に進展しているが、今なお膨大な復興支援需要がある。また、治安は不安定の度合いを増しており、我が国を含む国際社会による支援が引き続き必要である。

(4) イランの核問題に関する協議（EU3+3 とイランの協議）に進展が見られない中、問題の解決に向けた創造的な取組が重要となっており、我が国も、イランとの良好な関係を活用し、イランに対する積極的な働きかけを強化・継続する必要がある。

(5) チュニジア及びエジプトでの民主的な体制への移行、政治・経済改革が安定的に前進するか、また、リビアで停戦が実現するか、その他の国での騒乱が収まるか等、地域安定に関わる種々の要素が加わった。これらの諸課題に関し、我が国を含め、国際社会が連携していく必要がある。

施策の必要性

テロの脅威をはじめ、中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の 9 割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的に重要な課題である。加えて中東地域では、平成 22 (2010) 年末から、大規模反政府デモが各国で発生し、チュニジア及びエジプトでは長期政権崩壊に発展した他、リビア、シリア、イエメンでは人道危機を生んでいる。このような中東地域の政情の安定化、中東和平問題、イラク及びアフガニスタンの安定と復興、イランの核問題は、中東地域、ひいては世界全体の平和と安定の鍵ともいえるべき問題であり、我が国としても外交活動を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

施策の有効性

(1) 我が国は、中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を活かし、中東和平の実現に向け、①イスラエル・パレスチナ両当事者への政治的働きかけ、②自立したパレスチナ国家を建設するための実施、③信頼醸成の三つの措置を組み合わせた取組を行うことが有効である。

(2) イラクの状況は進展しているが、政治プロセス及び復興の進展は国際社会の支援が不可欠である。我が国は、国際社会と協力し、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行ってきている。

(3) アフガニスタンにおいては、治安、開発、ガバナンス等の課題が山積しており、それぞれの分野において、アフガン政府及び軍事・民生支援を実施している国際社会と連携し、アフガン政府の能力強化を図っていくことが有効である。

(4) イランの核問題については、イランに対し、安保理決議の遵守、IAEA との協力、信頼醸成に向けた措置を促し、様々な分野における重層的な対話を継続することが有効である。

(5) チュニジア及びエジプトでの民主的な体制への移行については、国際的支援体制が整えられつつあり、また、リビアを始めとする各国の騒乱についても、国際的に緊密な連携を図る枠組みが形成され

ている。

施策の効率性

(1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、要人往訪の際に各種の会談や講演会を組み合わせることにより、スケジュールの合理化に努めた。また、今般の中東地域での政情不安に際しては、当事者に冷静な対処を呼びかける等の外務大臣談話等を効率的に発出した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(2) 我が国は、イラクのニーズに応じて、他の支援国や国際機関と協調しつつ、厳しい財政及び人的資源の状況の中でも施策の目標（特に小目標）の達成に向け進展があり、最大限効率的な支援を行っている。ODAによる支援については、「イラク復興支援のための二国間無償資金協力に関する実施要領」等に基づき、プロセスの公平性・透明性の確保に努めるとともに、効率的で無駄のない支援を行うための手段を講じている。

(3) アフガニスタンについては、厳しい治安情勢の中、支援を実施することは容易ではないが、重要性が特に高い施策に資源を投入するように努めた。具体的には、平成 22 年度当初予算において 78.45 億円を実施済みであり、また平成 22 年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約 507 億円を拠出した。

(4) イランの核問題については、重層的な対話を基盤とした良好な関係を維持しつつ、ハイレベルからの働きかけを行うことが効率的であり、これまで、政治、軍縮、人権、領事等の分野における事務レベルの対話を着実に実施してきている。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	75	79

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	14	16

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 大規模デモが発生した中東諸国安定化については、①デモの発生・激化、②当局の暴力の行使、③当局の政治改革が挙げられる。

(2) 中東和平の実現にあたっては、①暴力の発生・激化、②イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違、③イスラエル・パレスチナの内政状況、④アラブ諸国・米国等国際社会の動向が挙げられる。

(3) イラクに関しては、武装勢力による反政府テロ活動が、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。具体的には、治安悪化による事業現場へのアクセスの制約やセキュリティ・コストの高騰等の事態が発生している。

(4) アフガニスタンについては、①治安情勢の悪化、②国際社会の動向が挙げられる。

(5) イランについては、米国・EUを中心とする国際社会の動向、地域情勢の動向が挙げられる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

平成 22 年 4 月にリーベルマン・イスラエル副首相兼外相を我が国へ招へいし、鳩山総理大臣（当時）との会談を実現した。会談では、間接交渉で成果を積み上げ、直接交渉を早期に再開することが重要であるとする我が国の立場を伝えた。また同年 11 月にはファイヤード・パレスチナ自治政府首相の訪日を実現させ、菅総理大臣との会談を行った。本招へいと同時に「中東和平についての我が国の立場」を表明した。我が国要人の往訪面では、平成 22 年 8 月、武正外務副大臣（当時）がイスラエル・パレスチナ・ヨルダンを訪問し、中東和平に影響力を有する各国・地域の指導者に働きかけを行った他、飯村政府代表（中東和平担当特使）を頻繁に現地に派遣し、政府としてハイレベルでの働きかけを行った。

対パレスチナ支援としては、平成 22 年 7 月には、パレスチナ国家建設支援のための日・パレスチナ・ハイレベル協議を行い、①中小企業支援、②農業、③観光、④地方自治、⑤財政健全化、⑥上下水道の整備、⑦母子保健の 7 分野での協力を注力していくことを決定した。「平和と繁栄の回廊」構想において、平成 22 年 10 月に、野菜市場・農産業団地間の道路事業が完工し、土地造成事業が開始された。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、同年 10 月に 15 億円、12 月に 10 億円のノンプロジェクト無償資金協力を実施した。

評価の切り口 2：イラクの復興に向けた我が国の貢献

（1）政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

我が国は、50 億ドルの ODA、67 億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催）、監視団の派遣をはじめとする選挙支援、経済・ビジネス関係の強化（第 1 回イラク経済ミッションの派遣）等、積極的な取組を着実に実施してきた。

（2）二国間関係の強化の状況

アルハッサン・ズィカール県知事が訪日し、我が国からは大畠経済産業大臣（当時）が訪問する等、二国間関係強化に向け積極的に取り組んだ。

評価の切り口 3：アフガニスタンの復興に向けた我が国の貢献

平成 21 年 11 月に発表した、同年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策については、これまで「アフガニスタン自身の治安能力の向上のための支援」に約 3.5 億ドル、「元タリバーン末端兵士の再統合支援のための支援」に約 1.5 億ドル、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための支援に約 4.9 億ドルの計約 10 億ドルの支援を着実に実施してきている。また、平成 22 年度補正予算では対アフガニスタン支援として総額約 506 億円を確保した。さらに、同年 9 月に行われたアフガニスタン下院議会選挙には我が国から選挙監視団を派遣した。

（参考：「アフガニスタンに対する日本の支援パッケージの実施状況」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afganistan/the_kabul_conference1007/shien.html）

評価の切り口 4：イランの核問題の平和・外交的解決に向けた我が国の取組

イランとの良好な関係を基盤とした働きかけとして、日・イラン外相会談を始めとし、イラン要人との会談の機会を捉え、イランの核問題に対する国際社会の懸念を伝達し、イランによる懸念払拭のため

の前向きな取組を促してきた（平成 18（2006）年以降の外相会談は 21 回に及ぶ（直接会談 9 回、電話会談 12 回））。また、政治、軍縮、人権、領事分野における事務レベルの対話を着実に実施してきており、これらの対話を通じてイランに対して働きかけを行ってきた。

今後の方針

（1）チュニジア、エジプトに端を発した民衆運動は、中東情勢が大きく動く歴史的変革期に入っていることを示す。これを我が国のみならず、世界の安定と発展のために導いていくためには、各国政府による政治、経済、社会改革が不可欠である。現在各国政府が進める改革努力を注視しつつ、改革のための支援を国際社会と協力して実施していく考え。また、リビアを始めとする戦闘、騒乱が発生している国への対応においては、国連、G8 を含め、国際社会と連携していく。

（2）中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が必要である。両当事者の交渉再開に向け国際社会とともに環境作りを行うとともに、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を引き続き積極的に働きかける考え。また、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるために、支援を継続する。

（3）イラクの安定と復興のため効果的な支援を実施し、二国間の経済・ビジネス関係を強化していく。その際に、治安情勢の変化や政治情勢に留意する。

（4）アフガニスタンの安定と復興のため、平成 21 年 11 月に発表した対アフガニスタン支援策に基づき、支援を実施していく。

（5）イランの核問題の解決に向けた EU3 + 3 とイランの協議の再開及び双方の信頼醸成に向け、イランとの良好な関係を活用し、独自の働きかけを継続していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① エジプト・チュニジアを始めとする中東諸国の安定化への貢献と国際社会との連携
- ② イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置
- ③ イラク及びアフガニスタンの安定・復興への貢献
- ④ イラン核問題への対処

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

池田 明史 東洋英和女学院大学 副学長（国際社会学部 教授）

従来にも増して流動の度合いを強める地域情勢のなかであって、中東の安定化と復興とに向けて、継続的に意味のある政策を展開してきている。財政的にも人的にも投入可能な資源に制約のある事情を勘案すれば、必要な施策が効率的に実施されていると見られる。効果については、いずれの問題も即効性を期待できる性質のものではなく、中・長期的に現在以上に状況が悪化することを如何に阻止するかという観点からの評価がなされるべきであり、その意味で「進展あり」とする自己評価結果は概ね首肯できる。

現況における最大の課題は、平成 22 年末よりチュニジア、エジプトを皮切りに澎湃として高揚した中東各地での政治変革運動の先行きをどのように見通し、これを地域安定化に向けたわが国のコミットメントにどのように結びつけるかということにあらう。近隣アラブ諸国の混乱や動乱が拡散するにせ

よ収斂するにせよ、それらが短期的にはもとより中・長期的にも中東和平プロセスに深甚な影響を与えるのは必至の情勢である。この点は、米軍が戦闘任務を終えて縮小を開始したイラクについても、なお治安情勢が安定せず復興の先行きが必ずしも見通せないアフガニスタンについても同然と言える。

そうであるとすれば、中東和平・イラク・アフガニスタンなど個別の案件における施策の展開に継続性と一貫性を持たせるこれまでの努力とともに、出現しつつある「新しい中東」にどう向き合うかという問題意識を、評価における課題設定のうちにいっそう鮮明に前景化させる必要があるのではないか。「地域安定に関わる種々の要素が加わった」結果、「これらの諸課題に対し、我が国を含め、国際社会が連携していく必要」を指摘しているのは正しいが、ここに焦点化した要人往来など具体的な政治的働きかけの構想があってよいはずである。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 外交青書
- ・ 衆議院・参議院ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-5-2 中東諸国との関係の強化

中東第一課長 森野泰成

中東第二課長 中込正志

平成 23 年 5 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国（特に、GCC（湾岸協力理事会））との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対話を通じた相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大 2 我が国の対中東政策の对外広報 3 協定等の枠組みや教育・人作り支援の協力等を通じた重層的関係の構築
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>特に言及なし。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> （1）中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化 （2）自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援 （3）GCC 諸国側の要望に応える形での人作り協力

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（1）日本側からは前原外務大臣（当時）のチュニジア、アルジェリア訪問等、また、中東諸国側からはヨルダン国王・首相、パレスチナ自治政府首相、イラン外相、イエメン外相、カタール副首相兼エネルギー工業相、クウェート副首相兼外相をはじめとする多数の要人の訪日を実現できた。また、平成 22 年 12 月にチュニジアにおいて、アラブ連盟との共催で第 2 回日アラブ経済フォーラムを開催したほか（日アラブ双方から閣僚級約 30 名を含む総勢約 1100 人の政府・民間企業関係者が参加した）、日カタール経済合同委員会、イスラム世界との未来への対話セミナー、日アラブ女性交流、中東和平青年招聘等の交流事業を活発に行い、对外広報とともに、相互理解の深化と関係者間のネットワークの拡大を図ることができた。

（2）平成 22 年 9 月、ヨルダンとの原子力協力協定に署名する等、経済関係条約交渉に進展が見られたほか、対 GCC 諸国の教育・人作り支援についての協力も着実に実施した（対湾岸諸国関係強化事業、日・サウジ青年交流計画）。

課題

(1) 中東各国は、近年着実に経済成長を遂げており、我が国にとり従来のエネルギー供給地としてだけでなく、魅力的な市場及び投資先として大きく変貌しつつある。また、このような中東各国と日本が共に発展することは、我が国が積極的に推進する経済外交の目指すところでもある。中東各国との伝統的な石油・天然ガスの安定的貿易関係の維持に加え、インフラ整備のための日本の先進技術の活用を促進し、科学技術の振興や人材育成に貢献していくことが重要である。このような背景の下、引き続き中東各国との経済・教育・科学技術・文化等に関する重層的な関係を構築し、相互の利益を増進していくことが課題となる。

(2) 湾岸のエネルギー産出国は、既に ODA を卒業しているか、近い将来 ODA を卒業する予定であり、ODA 以外の方法による協力のあり方を、引き続き模索することが課題である。

施策の必要性

我が国と中東諸国は、欧米諸国と中東地域のように歴史的な負の遺産が存在せず、概ね伝統的に良好な関係を保ってきた一方、地理的な事情もあり、相互理解の面でより一層の発展が望める余地がある。また、我が国が積極的に関与せんとする中東和平問題やアフガニスタン復興等において積極的な関与をするに際しては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。こうした背景の下、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

エネルギーの確保は我が国にとって死活的に重要な課題であり、この分野における中東諸国の重要性は当面減じることはない。また、震災以降、エネルギーの安定供給の観点から同地域の重要性は一層高まっており、同地域との関係は中長期的視点で考える必要がある。また、先の第2回日本・アラブ経済フォーラムで示されたとおり、我が国の産業育成・教育・科学技術等の面での協力に対する中東諸国の期待は高く、我が国の進める経済外交の観点からも、中東諸国との重層的な関係強化が必要である。

施策の有効性

(1) 様々な分野、また、様々な層における派遣・招へい事業やセミナー・フォーラムの開催は、我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解すると同時に、中東・イスラム諸国側にも我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させ、我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを人々の間に根づかせていく上で有効である。

(2) 要人往来や各種ミッションの派遣・受入、また、官民にまたがる経済フォーラムの実施等を通じた我が国と中東諸国の幅広い関係構築、協力関係の強化、さらに経済関係条約等の枠組み造りを行っていくこと、先方が特に高い期待を有し、我が国の得意とする科学技術の振興、教育、人造りの分野で具体的な協力を進めることはより重層的な関係を構築する上で有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、既存の事業の見直し（具体的には下記のとおり）の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

【既存事業の見直し例】

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招へいの招へい人数を8人から6人に削減
- ・日アラブ女性交流開催頻度の削減（派遣・招聘事業を同一年度内に開催していたところ、各年で派遣と招へいを交互に実施）
- ・イスラム文明世界との文明間対話セミナーを従来型事業としては平成21年度限りとし、また、日アラブ対話フォーラムも平成20年度限りとして見直し

投入資源

予算	平成22年度	平成23年度
	81	45

単位：百万円

人的投入資源	平成22年度	平成23年度
	12	14.5

単位：人（本省職員）

外部要因

- （1）対話の深化にあたっては、予算措置、地域情勢、メンバーの入れ替わり、国際社会の対中東外交等に左右される面がある。
- （2）経済関係条約に関しては、先方政府側が行う検討作業の進捗が遅い場合、条約締結までに要する時間が長くなることがある。

目標の達成状況

評価の切り口1：中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

平成22年10月に中東和平青年招へい、7月に日アラブ女性交流（招へい）、12月に第2回日本・アラブ経済フォーラム、平成23年3月にイスラム世界との未来への対話セミナーをそれぞれ実施した。これらの取組を通じ、官民を問わず我が国と中東・イスラム諸国との交流や対話、さらには経済界間の関係を深めることができた。

評価の切り口2：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報

中東情勢に関する大臣談話等を適時に発出するとともに、その内容をホームページ等を通じ積極的に発信し、我が国のメッセージを積極的に伝えた。また、中東アフリカ局長による記者懇談や、記者ブリーフ等により、我が国の中東政策に関して説明を行った。特に平成22年度は、中東・北アフリカ情勢の大きな変動が始まった時期であったが、目まぐるしく展開する情勢に合わせ、逐次我が国の立場の表明・広報を行った。

評価の切り口3：産油国（特にGCC）を含む中東諸国との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

- （1）平成22年11月にサウジアラビアとの間で租税条約に署名した他、同月、クウェートとの間の投

資協定に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、平成 22 年 9 月に、日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。

(2) 初等教育分野での協力（アラブ首長国連邦（UAE）及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入）、GCC 各国の教育関係者の本邦招へい・研修、留学生受入（サウジアラビア及びカタール）、青年交流（サウジアラビア）等を実施し、中東各国との関係強化に役立てた。

(3) 9 月、日ヨルダン原子力協定に署名した。また、トルコでの大型経済案件について、様々な協議を行った。

今後の方針

(1) 対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的な観点から、事業のあり方を随時見直しつつ継続していく必要がある。特に、平成 22 年度は、中東地域の重要性が高まる一方、同地域における政変、我が国の震災により、実施が見送られた事業もあり、今後はより一層積極的に取り組む必要がある。

(2) 経済関係条約は引き続き早期の締結に努めるとともに、我が国の進める経済外交の観点から、合同委員会やフォーラム等の枠組み等を活用し、経済関係強化の支援や人造り協力を継続していく。また、震災を受けての防災や原子力安全面の協力における我が国の知見・技術の共有、中東地域の平和的な民主的体制への移行への後押しも今後の関係強化において重要な視点となる。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化
- ② 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援
- ③ GCC 諸国側の要望に応える形での人造り協力
- ④ 日本民間企業による大型インフラ案件等受注への協力

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

田中 浩一郎 日本エネルギー経済研究所 理事 兼 中東研究センター長

以下は、評価対象が、外部要因に左右される度合いの高い政策であることを認めた上での所見である。

(1) 継続的に実施されている、エネルギー分野にとどまらない、中東産油国との重層的な関係の構築に向けた努力を多とする。

(2) 慎重な検討の下、ネットワーク構築及び対外広報にかかわる既存事業の見直しも行っており、事業の効果に対する影響を最小限に止めつつ、実質的な投入予算の削減がなされている点を評価する。

(3) 日本企業の中東ビジネス促進の観点から、欧米諸国及びアジア各国（中韓等）に比して出遅れていた、わが国と中東諸国との間での二国間協定や、種々の条約締結に向けた交渉に進展が見られることを歓迎する。相手国・地域との関係強化の促進のためにも、いっそう、この分野での取り組みの進捗を期待する。

(4) ひとより中東諸国の人材開発に取り組んできた成果として、関係教育機関への就学生や修了生の量的拡充が認められる。ただし、この分野でも、政府支援の下、在外校に現地人の子弟を積極的に受入れている、たとえば中国の後塵を拝しているとの印象が残る。制度的及び予算的制約があるとしても、せっかくの取組みであるので改善を望みたい。

(5) 中東諸国における民衆運動から政変によって生じる混乱とともに、わが国の東日本大震災後の原子力政策をめぐる不透明性が、本題である中東諸国との関係強化に否定的な影響を及ぼさないように留意しなければならない。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ（トップページ＞各国・地域情勢＞中東）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—6 アフリカ地域外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

具体的施策

I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進・・・・ 196

I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する
広報の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202

I-6 アフリカ地域外交

評価担当課室名	業務内容
中東アフリカ局 アフリカ第一課	ガーナ, カーボヴェルデ, ガボン, カメルーン, ガンビア, ギニア, ギニアビサウ, コモロ, コンゴ共和国, コンゴ民主共和国, サントメ・プリンシペ, シエラレオネ, ジブチ, スーダン, 赤道ギニア, セネガル, コートジボワール, チャド, 中央アフリカ, トーゴ, ナイジェリア, ニジェール, ブルキナファソ, ブルンジ, ベナン, マダガスカル, マリ, モーリシャス, モーリタニア, リベリア, ルワンダに関する外交政策, アフリカ連合(AU)に関する事務
アフリカ第二課	アンゴラ, ウガンダ, エチオピア, エリトリア, ケニア, ザンビア, ジンバブエ, スワジランド, セーシェル, ソマリア, タンザニア, ナミビア, ボツワナ, マラウイ, 南アフリカ, モザンビーク, レソトに関する外交政策, アフリカ開発会議(TICAD)に関する事務

I-6 アフリカ地域外交

施策の概要

I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進

I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

評価の結果

施策 I-6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-6-1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
I-6-2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。一方、これらアフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、TICAD プロセスを通じた独自の役割を果たすと共に、アフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムであるG8プロセスや国連等への積極的な参加及び各国との協議を通じて、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。

(2) 約 10 億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域である。依然として残る紛争や、MDGs 達成が困難視される等、懸念は残っているものの、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。

(3) アフリカは国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 53 か国を擁する。我が国が、TICAD プロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会の平和と安定のためより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

(1) アフリカには国連加盟国の 4 分の 1 以上を占める 53 の国が存在しており、国際場裡においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。

(2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

施策の有効性

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

- (1) アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。
 - (2) アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。TICAD プロセスは、これら関係者を包含し、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すプロセスである。
 - (3) アフリカ開発及びアフリカの平和・安定は累次の G 8 サミットや国連等で重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G 8 プロセスや国連等多国間の枠組みを利用することが効果的である。
 - (4) 新興援助国が国際的な援助ルールに則らずにアフリカ支援を行うことは、上記の援助主体間の協調の効果を大きく減殺する。新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことは、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。
- 2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について
- (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
 - (2) 我が国から政治レベルの要人及び民間企業関係者等がアフリカを訪問する際には、先方において首脳・閣僚級の応対を受けることも多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIV フォローアップの過程で、引き続き我が国要人や民間企業関係者がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。
 - (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低い状態にとどまっている。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

施策の効率性

- 1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について
- 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のとおり施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (1) アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及び NGO 等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者を包含する TICAD プロセスを通じ、アフリカ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化することができた。
 - (2) また、TICAD フォローアップの過程におけるアフリカ側との各種調整について、在京アフリカ外交団及び共催者との協議の場を定期的に設けることにより、進捗状況や課題の共有が可能となり、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。
 - (3) 平成 22 年 5 月のタンザニアにおける第 2 回閣僚級フォローアップ会合では、岡田外務大臣（当時）が共同議長を務め、TICADIV の公約実行に向けた決意とともに、インフラ、MDGs、気候変動分

野での具体的な協力について表明した。

(4) 各国・機関との協力については、日米、日 EU、日印との対アフリカ政策協議を実施したほか、平成 22 年 12 月、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第 3 回協議をソウルで行い、課題の共有や対アフリカ協力の方向性につき議論を深めた。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせることで重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、充実した訪日プログラムが実現でき、日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

また、TICADIV フォローアップの一環として 8 月下旬から 9 月初旬にかけて行った南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションでは、我が国官民より約 60 名が参加し、訪問国の政府要人との会談を多数持つなど、我が国の積極的な姿勢をアフリカ側に示すとともに、先方の高い関心を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

(1) TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること

(2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること

施策の予算額・決算額

(23 年度は第二次補正後の予算額)

区分		21 年度	22 年度	23 年度
予算 の 状 況	当初予算額	95,633	87,620	69,170
	補正後予算額	95,633	87,620	69,170
	繰り越し等	0		
執行額		70,937		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

評価の切り口 1：「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況

「横浜行動計画」については、平成 22 (2010) 年年次進捗報告書の通り、TICADIV フォローアップ中間年として引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成 24 年までの対アフリカ ODA の倍増については、平成 22 年に我が国がアフリカに供与した ODA 総額が暫定値で 20.5 億ドルに達し、金額の上ではこの公約を達成した。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成 21 年までの 5 か年の平均値が 42 億ドルとなり、現時点で目標の 34 億ドルを上回っている。また、平成 22

年8月のピン・アフリカ連合（AU）委員長訪日の機会をとらえ、「日・AU協力強化に関する共同コミュニケ」を発出し AU委員会（AUC）の TICAD 共催者化を決定した。平成23年1月開催の在京アフリカ外交団（ADC）との意見交換の場である TAC（東京アフリカン・クラブ）会合には前原外務大臣（当時）が出席し、また、平成23年3月には AUC を迎えた初の共催者運営委員会を開催した。これらの会合では、TICADIV フォローアップの進捗状況について報告するとともに、アフリカ各国や共催者等からの意見を聴取し、第3回閣僚級フォローアップ会合に向けた準備を進めた。

評価の切り口2：対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況

我が国は、平成22年5月の第2回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合においてとりまとめたアフリカの声を国際社会に向け発信した。このような我が国の取組もあり、続く6月のG8ムスコカ・サミットにおいて、G8とアフリカの首脳は、MDGs 目標の達成は共有された責任であり、更なる前進のために相互の説明責任に基づく戦略が必要不可欠であるとの点で一致した。このように、我が国はアフリカ側の声を国際社会に伝える役割を果たした。

評価の切り口3：その時々状況に応じた支援の実施

平成22（2010）年5月にタンザニアで開催した第2回フォローアップ会合において打ち出したインフラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO（国連平和維持活動）訓練センター支援に加え、平成23年1月に実施されたスーダン南部の分離独立の是非を問う住民投票に対し、国際社会に先駆ける形で約817万ドルの資金協力を実施したほか、PKO法（国際平和協力法）に基づき住民投票監視団を15名派遣するなど、アフリカ各国において適時・適切な支援を実施した。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

評価の切り口1：日・アフリカ間の人物交流の実施

我が国要人のアフリカ訪問に関しては、平成22年5月の第2回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席等のため、岡田外務大臣（当時）がタンザニア、南アフリカを訪問した。これに加え、外務省政治レベルが AU 閣僚執行理事会に連続して出席した（松本外務副大臣（当時）（平成23年1月、於：エチオピア）、西村外務大臣政務官（当時）（平成22年7月、於：ウガンダ））。また、藤村外務副大臣、高橋経済産業大臣政務官（いずれも当時）を団長及び副団長とする南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションによる南アフリカ、アンゴラ、ナミビアの訪問（平成22年8月）、菊田外務大臣政務官によるモーリタニア、セネガル、マリ訪問（平成23年1月）、衆議院海賊対処及び国連平和協力活動等調査議員団一行（団長：石田勝之衆議院議員）によるスーダン、ジブチ訪問（平成22年9月）等、活発な要人訪問が実現した。これらの訪問は、現地メディアにも大きく取りあげられ、我が国のアフリカ重視の姿勢が高く評価された。こうした評価を背景に、アフリカ諸国は、国際場裡での我が国との協力を積極的に推進しており、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢が強化された。

アフリカ諸国要人の訪日に関しても、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領が訪日したほか、ジャン・ピン AU 委員長の訪日時（平成22年8月）には、「日・AU協力強化に関する共同コミュニケ」を発出し、日 AU 関係が大きく増進した。

評価の切り口 2 : 日本国内でのアフリカへの関心度合い

平成 22 (2010) 年 6 月から 7 月には、アフリカ大陸初のサッカー FIFA ワールドカップが南アにおいて開催され、「新しいアフリカ」を国際社会に印象づけた。外務省としても積極的にアフリカに関する情報発信に努め、特にワールドカップ期間を中心に、日本国内のメディアにおけるアフリカ関連特集の量も著しく増加した。また、ピン AU 委員長の訪日に合わせて、アフリカ統合をテーマとしたシンポジウムを開催するなど、要人往来の機会等を捉えた広報活動にも積極的に取り組み、アフリカへの関心を喚起した。さらに、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し、対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を平成 22 年 6 月に横浜にて開催、約 21 万人の観客が訪れた。

施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策)

I - 6 - 1

・第 65 回国連総会一般討論演説 (平成 22 年 9 月)

「MDGs の進展が遅れているアフリカへの支援強化は、国際社会の最優先課題の一つです。アフリカにおける MDGs 達成は、TICAD プロセスの重要な柱であり、日本は、保健、水・衛生、教育、食料等の分野で取組を強化しています。2012 年までのアフリカ向け ODA 倍増や民間投資倍増支援等の TICADIV の公約を着実に履行するべく、支援を継続・強化していきます。」

・第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日)

「経済成長の反面、紛争、貧困などに苦しむアフリカを支援するため、我が国は第四回アフリカ開発会議 (TICADIV) での「アフリカ向け ODA 倍増」等の公約を確実に実施し、この地域の開発と成長を後押しします。」

I - 6 - 2

特になし。

今後の方針

1 「TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進」について

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、その時々のアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV 及び G 8 サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G 8 プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

2 「日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進」について

国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

I - 6 - 1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じた アフリカ開発の推進

アフリカ第一課長 赤松武
アフリカ第二課長 齋田伸一
平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>(1) TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること</p> <p>(2) アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <p>1 TICAD フォローアッププロセスを通じて、TICADIVで打ち出したアフリカの開発・成長及び平和と安定を推進する支援策を着実に実施</p> <p>2 G8 プロセス（G8 サミット、アフリカ問題首脳個人代表（APR）会合及びアフリカ・パートナーシップ・フォーラム（APF）等を含む）や国連等の多国間枠組みでのアフリカ開発に向けた議論と取組への積極的協力</p> <p>3 対アフリカ支援に関する主要国との協力を促進し、G8 各国他の主要国との対アフリカ支援に関する協議の実施</p>
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	<p>・ 第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月）</p> <p>「MDGs の進展が遅れているアフリカへの支援強化は、国際社会の最優先課題の一つです。アフリカにおける MDGs 達成は、TICAD プロセスの重要な柱であり、日本は、保健、水・衛生、教育、食料等の分野で取組を強化しています。2012 年までのアフリカ向け ODA 倍増や民間投資倍増支援等の TICADIV の公約を着実に履行するべく、支援を継続・強化していきます。」</p> <p>・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「経済成長の反面、紛争、貧困などに苦しむアフリカを支援するため、我が国は第四回アフリカ開発会議（TICADIV）での「アフリカ向け ODA 倍増」等の公約を確実に実施し、この地域の開発と成長を後押しします。」</p>
施策の概要	<p>(1) TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」（成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等）の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング</p> <p>(2) G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画</p> <p>(3) その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1 「横浜行動計画」については、いずれの分野においても、順調に実施されてきている。平成22年に我が国がアフリカに供与した ODA の総額が暫定値で 20.5 億ドルに達し、金額の上では、平成 24 年までにアフリカ向け ODA を 18 億ドルに倍増させるとの公約を達成したことになる。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成 21 年までの 5 か年の平均値は 42 億ドルとなり、現時点では目標の 34 億ドルを上回っている。

2 G8 ムスコカ・サミットを始めとする様々な国際的フォーラムに積極的に参画し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた取組を促した。また、我が国自身も積極的な貢献を行った。さらに、G8 各国等の主要先進国との協議に加え、新興援助国として存在感を増しつつある中・韓との三国間政策協議やインドとの政策協議を開催し、対アフリカ協力の方向性について議論した。

3 世界的な金融・経済危機に対処するため、アフリカ向けの緊急支援を迅速に実施した。自然災害や民主化プロセスにおける、アフリカ諸国からの緊急支援ニーズに対しても迅速に対応するなど、適時・適切な支援を実施した。

課題

1 包括的で、分かりやすい形での履行状況モニタリング作業は、報告書・ホームページの内容・形式等において相当程度進捗したが、より利用し易いものとするべく、検索機能強化、他の共催機関との連携(他機関のホームページとのタイアップ等)を進める。またモニタリング作業プロセスに対し関係機関からのより積極的な協力を取り付ける。

2 多国間枠組みにおける議論と取組に引き続き積極的に参画し、MDGs 達成へ向けた国際社会による対応を促すとともに、南北スーダンの和平プロセスやソマリアにおける平和の構築を支援する等、具体的な取組を一層進めていく。

3 これまでの進捗成果に基づき、新たな状況への対応や、一層の進捗が必要な分野への対応という観点から、下記の分野等につき、一層の取組を進める。

(1) 社会的・政治的安定に基づくアフリカの活力ある包括的かつ持続可能な経済成長の支援。

(2) 飢餓や疾病への取組強化、MDGs の達成に向けた一層の努力。

(3) 気候変動に関連するアフリカ支援の強化、気候変動次期枠組みの構築に向けたアフリカとの協働推進。

施策の必要性

1 アフリカにおける貧困削減や経済社会開発、平和と安定等は国際社会全体の課題であり、我が国も国際社会の責任ある一員としてアフリカ開発を支援していく必要がある。一方、これらアフリカの課題に包括的かつ効果的に取り組む上では、我が国自身の取組に加え、様々な援助主体間の一致した努力が不可欠である。我が国は主要援助国の一つとして、TICAD プロセスを通じた独自の役割を果たすと共に、アフリカ問題を取り扱う主要なフォーラムである G8 プロセスや国連等への積極的な参加及び各国との協議を通じて、国際社会の協調的取組を主導し、促進する立場にある。

2 約 10 億人の人口を擁するアフリカは、豊富な天然資源を背景に、近年好調な経済成長を達成するなど、潜在的成長可能性が高い地域である。依然として残る紛争や、MDGs 達成が困難視される等、懸

念は残っているものの、我が国がアフリカの成長を後押しし、官民連携を推進しつつ貿易・投資を拡大していくことは、我が国自身の経済発展にも資する。

- 3 アフリカは国連加盟国の4分の1以上を占める53か国を擁する。我が国が、TICADプロセスを基軸とした対アフリカ開発支援を実施し、アフリカ諸国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会の平和と安定のためより積極的な役割を果たしていく上で極めて重要である。

施策の有効性

- 1 アフリカ諸国が抱える課題及び必要とする支援は膨大かつ多岐にわたる一方、我が国単独で山積する諸課題を解決すること及び膨大な支援ニーズを満たすことは困難であるところ、他の援助主体との協調・協力は我が国の支援をより効果的なものとする上で不可欠である。
- 2 アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国及びアジア諸国、地域・国際機関等）及びNGO等、多岐にわたっている。TICADプロセスは、これら関係者を包含し、各関係者間で緊密に連携を図りつつ、包括的なアフリカ開発支援策を打ち出すプロセスである。
- 3 アフリカ開発及びアフリカの平和・安定は累次のG8サミットや国連等で重要な議題の一つとなっており、我が国の見解を国際社会の取組に反映させていく上で、G8プロセスや国連等多国間の枠組みを利用することが効果的である。
- 4 新興援助国が国際的な援助ルールに則らずにアフリカ支援を行うことは、上記の援助主体間の協調の効果を大きく減殺する。新興援助国と協議を重ね、これら諸国が援助の国際的枠組みに参加するよう強く働きかけていくことは、上記協調の枠組みを維持していく上で効果的である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のとおり施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

- 1 アフリカ開発に携わる関係者は、53のアフリカ諸国をはじめ、多数の開発パートナー（我が国を含むドナー国、地域・国際機関等）及びNGO等、多岐にわたっている。こうした多数の関係者を包含するTICADプロセスを通じ、アフリカ開発にかかる議論を効率的に行い、支援策を維持・強化することができた。
- 2 また、TICADフォローアップの過程におけるアフリカ側との各種調整について、在京アフリカ外交団及び共催者との協議の場を定期的に設けることにより、進捗状況や課題の共有が可能となり、アフリカの声、開発パートナーの声を効果的かつ効率的に反映することができた。
- 3 平成22年5月のタンザニアにおける第2回閣僚級フォローアップ会合では、岡田外務大臣（当時）が共同議長を務め、TICADIVの公約実行に向けた決意とともに、インフラ、MDGs、気候変動分野での具体的な協力について表明した。
- 4 各国・機関との協力については、日米、日EU、日印との対アフリカ政策協議を実施したほか、平成22年12月、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第3回協議をソウルで行い、課題の共有や対アフリカ協力の方向性につき議論を深めた。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	46	40

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	36	36

単位：人（本省職員）

外部要因

アフリカは、国連加盟国の4分の1以上の国、2割以上の面積、約15%の人口を占める一方、未だ貧困や飢餓、感染症等の課題が多く残っている。そのため、開発に向けた支援により短期間で顕著な効果を期待することは困難である。さらに、アフリカの平和と安定や経済社会開発の進展は、一義的にはアフリカ自身の取組によるものであるが、近隣諸国の政治・治安情勢や世界的な金融・経済危機、資源価格の変動、干ばつ等の天候や、一次産品の国際市況など外的な要因にも影響を受けやすい。

目標の達成状況

評価の切り口1：「横浜行動計画」の実施状況、「TICAD フォローアップ・メカニズム」の運営状況

「横浜行動計画」については、平成22（2010）年年次進捗報告書の通り、TICADIVフォローアップ中間年として引き続き順調な進捗がみられた。同計画の目標の内、平成24年までの対アフリカ ODA の倍増については、平成22年に我が国がアフリカに供与した ODA 総額が暫定値で20.5億ドルに達し、金額の上ではこの公約を達成した。また、対アフリカ民間投資の倍増支援については、平成21年までの5か年の平均値が42億ドルとなり、現時点で目標の34億ドルを上回っている。また、平成22年8月のピン・アフリカ連合（AU）委員長訪日の機会をとらえ、「日・AU 協力強化に関する共同コミュニケ」を発出し AU 委員会（AUC）の TICAD 共催者化を決定した。平成23年1月開催の在京アフリカ外交団（ADC）との意見交換の場である TAG（東京アフリカン・クラブ）会合には前原外務大臣（当時）が出席し、また、平成23年3月には AUC を迎えた初の共催者運営委員会を開催した。これらの会合では、TICADIV フォローアップの進捗状況について報告するとともに、アフリカ各国や共催者等からの意見を聴取し、第3回閣僚級フォローアップ会合に向けた準備を進めた。

評価の切り口2：対アフリカ協力における他の諸国との協調の状況

我が国は、平成22年5月の第2回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合においてとりまとめたアフリカの声を国際社会に向け発信した。このような我が国の取組もあり、続く6月のG8ムスコカ・サミットにおいて、G8とアフリカの首脳は、MDGs 目標の達成は共有された責任であり、更なる前進のために相互の説明責任に基づく戦略が必要不可欠であるとの点で一致した。このように、我が国はアフリカ側の声を国際社会に伝える役割を果たした。

評価の切り口3：その時々状況に応じた支援の実施

平成22（2010）年5月にタンザニアで開催した第2回フォローアップ会合において打ち出したインフ

ラ、MDGs、気候変動に関する支援等種々の施策について着実に実施した。アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO（国連平和維持活動）訓練センター支援に加え、平成 23 年 1 月に実施されたスーダン南部の分離独立の是非を問う住民投票に対し、国際社会に先駆ける形で約 817 万ドルの資金協力を実施したほか、PKO 法（国際平和協力法）に基づき住民投票監視団を 15 名派遣するなど、アフリカ各国において適時・適切な支援を実施した。

今後の方針

TICAD フォローアップ・メカニズムを効果的に運用し、その時々のアフリカを取り巻く環境に留意しつつ、一層積極的にアフリカ開発支援を推進していく。

TICADIV 及び G8 サミット等において表明した我が国の対アフリカ支援の方向性を着実に具体化しつつ、我が国の対アフリカ支援の方向性を今後の多国間枠組みでの取組に浸透させるべく、G8 プロセス等を通じて然るべくフォローアップを行う。同時に、新興援助国との対話を引き続き実施していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① TICADIV で打ち出した「横浜行動計画」（成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等）の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング
- ② G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画
- ③ その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

栗本 英世 大阪大学教授

「（1）TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じ、アフリカ諸国の開発を促進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進することと、（2）アフリカへの協力に関する関係各国等との関係を維持・強化すること」を目標とする本施策は、日本の対アフリカ外交の上で、さらにはアフリカ諸国に平和と安定および繁栄をもたらすという国際社会に課せられた目標を実現する上で、重要な役割を担っている。具体的には、本施策は（1）TICADIV で打ち出した「横浜行動計画」（成長の加速化、MDGs 達成、平和の定着・グッドガバナンス、環境・気候変動問題への対処等）の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニタリング、（2）G8 プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画、および（3）その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施、という三つの事業を柱としている。平成 22 年度には、我が国がアフリカに供与した ODA 総額、および対アフリカ民間投資の総額が順調に増加し、現時点で目標を上回る実績が達成された。また 5 月には第 2 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席等のため岡田外務大臣（当時）がタンザニアと南アフリカを訪問し、その成果は 6 月に開催された G8 ムスコカ・サミットで国際社会に伝達された。アフリカの状況に応じた適時・適切な支援については、南部スーダンで実施された住民投票に対する 817 万ドルの財政的支援と住民投票監視国際平和協力隊の派遣が実施された。以上のことから、本施策は所期の成果をあげており、自己評価は妥当であると判断する。この施策は今後も継続されるべきである。今後の課題として、履行状況モニタリングについては、より一層の公正性と公開性がもとめられる。多国間枠組みは、山積する課題のなかで優先順位を決定し、より効率的な支援を策定・実施していくために、

今まで以上に積極的に活用される必要がある。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ TICADIVの概要
- ・ TICADフォローアップ・メカニズム（年次進捗報告書2010年版, TICAD閣僚級フォローアップ会合等）
- ・ 第65回国連総会一般討論演説
- ・ 第177回国会外交演説
- ・ 平成22年版及び平成23年版外交青書
- ・ G8ムスコカ・サミット首脳宣言, 共同声明の関連部分
- ・ G8アフリカ行動計画（G8カナナスキス／ウィスラー会議）
- ・ アフリカ（G8グレンイーグルズ会議）
- ・ アフリカにおける成長と責任（G8ハイリゲンダム会議）
- ・ 第3回TICAD閣僚級フォローアップ会合（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ 前原外務大臣と在京アフリカ外交団との意見交換（外務省プレスリリース）
- ・ ジャン・ピンAU委員長の来日（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ JOINT COMMUNIQUÉ REGARDING THE REINFORCEMENT OF THE COOPERATIVE RELATIONSHIP BETWEEN JAPAN AND THE AFRICAN UNION（日・AU協力強化に関する共同コミュニケ）
- ・ シンポジウム「アフリカ統合の現在と未来-新しい日・アフリカ関係に向けて」西村外務大臣政務官スピーチ
- ・ 第3回アフリカに関する日中韓政策協議（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ スーダン～多様性に満ちた国（外務省ホームページ「わかる！国際情勢」）
- ・ スーダンにおける住民投票に対する緊急無償資金協力（外務省プレスリリース）
- ・ スーダン住民投票への住民投票監視団派遣（外務省プレスリリース）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

アフリカ第一課長 赤松武
アフリカ第二課長 齋田伸一
平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること</p> <p>〔小目標〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ハイレベルの要人往来を通じた所管国との関係強化 2 アフリカ諸国内での日本への関心喚起、理解促進 3 日本国内でのアフリカ諸国への関心喚起、理解促進 4 対アフリカ外交政策の対外広報の実施
施策の位置づけ(関係する施政方針演説等内閣の重要政策)(主なもの)	特になし
施策の概要	<p>(1) 各種招へい、交流事業等を通じた人物交流の促進 各種招へいや交流事業等を活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。</p> <p>(2) 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進 TICADIVフォローアップを含め、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施。</p> <p>(3) アフリカ関係広報活動の積極的な推進 TICAD プロセスに関し、アフリカ関連イベント、要人往来の機会を捉えたシンポジウムやメディア等を通じた広報活動を展開。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

TICADIVフォローアップ・プロセスに加え、AU(アフリカ連合)閣僚執行理事会等アフリカにおける主要行事の機会を捉え、活発な要人往来を進めるとともに、南アフリカで開催されたサッカーFIFAワールドカップや要人訪日に合わせたシンポジウムの開催等を通じ、活発な広報活動を展開することができた。このように、平成22年度には本件施策の目標(小目標)の達成に向けて相当な進展があった。

課題

アフリカ諸国との対日友好・協力関係を増進し、日本国内でのアフリカへの関心を一層喚起していく。

施策の必要性

- (1) アフリカには国連加盟国の4分の1以上を占める53の国が存在しており、国際場裡においてアフリカ諸国の支持・協力を得ることは非常に重要である。しかしながら、地理的な距離もあり日・アフリカ間の交流は未だ限定的なレベルに留まっている。アフリカとの協力関係を維持・深化させていくためには、我が国の対アフリカ外交についてはもちろん、歴史や文化、社会についてもアフリカ側の対日理解を深め、我が国に対する好感と信頼を培っていく必要がある。
- (2) 我が国が適切な対アフリカ政策を推し進めていくためには、我が国国民による政策への支持が不可欠である。従って、日本国内においてアフリカの現状に関する正確な理解を促しつつ、アフリカへの関心をより高い水準に引き上げ、維持していくことが必要である。

施策の有効性

- (1) 地理的に遠く、民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を進める上では、公的な各種招へい・交流事業の果たす役割は引き続き大きい。
- (2) 我が国から政治レベルの要人及び民間企業関係者等がアフリカを訪問する際には、先方において首脳・閣僚級の応対を受けることも多く、要人往訪による働きかけの効果は極めて大きい。また、TICADIVフォローアップの過程で、引き続き我が国要人や民間企業関係者がアフリカ諸国を訪問することによって、アフリカにおける我が国の存在感を維持することができる。
- (3) アフリカを巡る内外の状況は大きく変化しつつある一方、我が国国民がアフリカに関する正確な情報に触れる機会は乏しく、またアフリカに対する関心も相対的に低い状態にとどまっている。アフリカに対する理解・関心を高めるためには、各種メディア等を通じてアフリカの現状と我が国の取組について正確な情報を積極的に広報し、様々な切り口から我が国国民の関心を広く喚起していくことが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、各種招へいや交流事業を組み合わせることで重点的にアフリカからの人物交流を行ったことにより、充実した訪日プログラムが実現でき、日本国内でのアフリカ広報、アフリカ諸国内での日本に関する広報を効率的に実施することができた。

また、TICADIVフォローアップの一環として8月下旬から9月初旬にかけて行った南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションでは、我が国官民より約60名が参加し、訪問国の政府要人との会談を多数持つなど、我が国の積極的な姿勢をアフリカ側に示すとともに、先方の高い関心を得ることができた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	33	21

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	36	36

単位：人（本省職員）

外部要因

国内でのアフリカに対する関心、アフリカでの日本に対する関心については、政府の広報努力の他に、サッカー・ワールドカップのような国民的関心を集めるイベントの有無、一般メディアがどのようなイメージを発信するかによって大きく左右される。

目標の達成状況**評価の切り口 1：日・アフリカ間の人物交流の実施**

我が国要人のアフリカ訪問に関しては、平成 22 年 5 月の第 2 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席等のため、岡田外務大臣（当時）がタンザニア、南アフリカを訪問した。これに加え、外務省政治レベルが AU 閣僚執行理事会に連続して出席した（松本外務副大臣（当時）（平成 23 年 1 月、於：エチオピア）、西村外務大臣政務官（当時）（平成 22 年 7 月、於：ウガンダ））。また、藤村外務副大臣、高橋経済産業大臣政務官（いずれも当時）を団長及び副団長とする南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションによる南アフリカ、アンゴラ、ナミビアの訪問（平成 22 年 8 月）、菊田外務大臣政務官によるモーリタニア、セネガル、マリ訪問（平成 23 年 1 月）、衆議院海賊対処及び国連平和協力活動等調査議員団一行（団長：石田勝之衆議院議員）によるスーダン、ジブチ訪問（平成 22 年 9 月）等、活発な要人訪問が実現した。これらの訪問は、現地メディアにも大きく取りあげられ、我が国のアフリカ重視の姿勢が高く評価された。こうした評価を背景に、アフリカ諸国は、国際場裡での我が国との協力を積極的に推進しており、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢が強化された。

アフリカ諸国要人の訪日に関しても、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領が訪日したほか、ジャン・ピン AU 委員長の訪日時（平成 22 年 8 月）には、「日・AU 協力強化に関する共同コミュニケ」を発出し、日 AU 関係が大きく増進した。

評価の切り口 2：日本国内でのアフリカへの関心度合い

平成 22（2010）年 6 月から 7 月には、アフリカ大陸初のサッカー FIFA ワールドカップが南アにおいて開催され、「新しいアフリカ」を国際社会に印象づけた。外務省としても積極的にアフリカに関する情報発信に努め、特にワールドカップ期間を中心に、日本国内のメディアにおけるアフリカ関連特集の量も著しく増加した。また、ピン AU 委員長の訪日に合わせて、アフリカ統合をテーマとしたシンポジウムを開催するなど、要人往来の機会等を捉えた広報活動にも積極的に取り組み、アフリカへの関心を喚起した。さらに、アフリカの文化や歴史等を国民に幅広く紹介し、対アフリカ理解を促進することを目的に毎年開催している「アフリカン・フェスタ」を平成 22 年 6 月に横浜にて開催、約 21 万人の観客が訪れた。

今後の方針

国民各層のアフリカに対する理解や関心を維持ないし更に増進するため、広報のタイミング、ツール等に更に意を用いた活動を実施していく。同様に日・アフリカ間の頻繁な要人往来に裏付けられた良好な関係の維持・増進に努めると共に、国際会議の場及び外国メディア等を利用した対外広報を積極的に推進していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 各種招へい、交流事業等を通じた人物交流の促進
- ② 我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進
- ③ アフリカ関係広報活動の積極的な推進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

栗本 英世 大阪大学教授

「アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること」を目標とする本施策は、日本とアフリカ諸国の相互交流を促進する上で重要な役割を担っている。具体的には、本施策は（１）各種招へい、交流事業などを通じた人物交流の促進、（２）我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進、および（３）アフリカ関係広報活動の積極的な推進、という三つの事業を柱としている。平成 22 年度には、第 2 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合出席等のため岡田外務大臣（当時）がタンザニアと南アフリカを訪問したほか、藤村外務副大臣を団長とする南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションによる南部アフリカ諸国の訪問、衆議院海賊対処及び国連平和協力活動等調査議員団一行によるスーダン、ジブチ訪問など、活発な要人訪問が実現した。アフリカの要人招へいと人物交流に関しては、ガーナ、ガボン、ボツワナ及びジブチの大統領が訪日したほか、ジャン・ピン AU 委員長の訪日時に「日・AU 協力強化に関する共同コミュニケ」を発出した。平成 22 年度は、6 月から 7 月にかけて南アフリカでアフリカ大陸初の FIFA ワールドカップが開催されたため、日本国内メディアにおけるアフリカの注目度が高かった。外務省もこの機会に情報発信に務めたほか、ピン AU 委員長来日時にはアフリカ統合をテーマにした公開シンポジウムを開催するなど、広報活動に積極的に取り組んだ。6 月に横浜で開催された「アフリカン・フェスタ」には、21 万人の観客が訪れたことも、おおきな成果であった。以上のことから、本施策は所期の成果をあげており、自己評価は妥当であると判断する。平成 22 年度の広報活動の成果は、南アフリカにおけるワールドカップの開催というめぐり合わせに助けられた側面もあった。日本国民のアフリカに対する関心が一過性のものにならないよう、継続的な努力が求められる。また、アフリカの人びとに情報を提供し、日本に対する理解を深めてもらうためには、戦略性をもってアフリカの様々なメディアを通じた広報活動に取り組むことが必要であろう。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 第 2 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ 岡田外務大臣の南アフリカ訪問（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ 松本外務副大臣のエチオピア訪問・AU 閣僚執行理事会出席（概要）（外務省プレスリリース）

- ・ 西村外務大臣政務官のウガンダ訪問（AU閣僚執行理事会出席）（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ 南部アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッション（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ 菊田外務大臣政務官のモーリタニア、セネガル及びマリ訪問について（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ ジャン・ピンAU委員長の来日（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ JOINT COMMUNIQUÉ REGARDING THE REINFORCEMENT OF THE COOPERATIVE RELATIONSHIP BETWEEN JAPAN AND THE AFRICAN UNION（日・AU協力強化に関する共同コミュニケ）
- ・ シンポジウム「アフリカ統合の現在と未来-新しい日・アフリカ関係に向けて」西村外務大臣政務官スピーチ
- ・ アフリカン・フェスタ2010（概要）（外務省プレスリリース）
- ・ 平成22年版及び平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組・・・・・・・・・・ 209

具体的施策

Ⅱ-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信・・・・・・・・	222
Ⅱ-1-2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策・・・・・・・・	226
Ⅱ-1-3	国際平和協力の拡充，体制の整備・・・・・・・・	232
Ⅱ-1-4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組・・・・・・・・	237
Ⅱ-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連 の実現・・・・・・・・	242
Ⅱ-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の 推進・・・・・・・・	248

Ⅱ－１ 国際の平和と安定に対する取組

評価担当課室名	業務内容
総合外交政策局 政策企画室	総合的な外交政策の企画・立案
安全保障政策課	日本の安全保障に関する外交政策の企画・立案及び総括
海上安全保障政策室	日本の安全保障に関する外交政策のうち海上の安全に関するものの企画・立案及び総括
国際平和協力室	国連平和維持活動（PKO）への参加等我が国の国際平和協力に関する政策及び実施，平和構築分野の人材育成
国際安全・治安対策協力室	テロ対策に関する国際協力に関する外交政策の企画・立案及び総括、国際的な組織犯罪に関する外交政策
国連企画調整課	政治分野を除く国際連合の活動，国際連合，専門機関等の行政財政に関する外交政策
国連政策課	政治分野における国際連合の活動に関する外交政策
人権人道課	人権，人道（難民問題を含む）に関する外交政策

II - 1 国際の平和と安定に対する取組

施策の概要

- II - 1 - 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信
- II - 1 - 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策
- II - 1 - 3 国際平和協力の拡充, 体制の整備
- II - 1 - 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組
- II - 1 - 5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現
- II - 1 - 6 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

評価の結果

施策 II - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 1 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 1 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 1 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 1 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 1 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 1 - 6	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い, 国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われている中で, 我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため, 我が国外交の政策企画機能の強化が求められており, 有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ, 中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと, さらに外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう, 対外発信にも努めていくことが必要となっている。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには, 同地域における米国の存在と関与を前提とした上で, 二国間及び多国間の対話や民間レベル(トラック 2)の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し, 安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は, 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話の場であり, 閣僚会合を始め各種の関連会合等の開催を通じ, 相互の信頼関係を高め, 安全保障分野における協力関係を進展させる必要がある。

我が国は, 海に囲まれ, かつ, 主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く, 船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも, 日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は, 我が国のみならず, 国際社会にとっても脅威であり, 日本政府としての対応が必要となる課題と言える。

3 「国際平和協力の拡充，体制の整備」について

冷戦終結後，世界各地で紛争が多発し，平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKO等の要員数も増大するとともに，その任務も多様化していることを踏まえ，我が国としては，国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また，国連PKO，国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため，平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

- (1) 情報通信の高度化，人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い，国際テロ及び国際組織犯罪は複雑，多様化し，より一層大きな国際的脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが，国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また，国際テロ組織から独立しつつも，その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに，テロ組織と薬物，資金洗浄，人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには，一国にとどまることなく，国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは，いかなる理由をもってしても正当化できず，断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために，①国内のテロ対策の強化，②国際的な協力の推進，③途上国等に対するテロ対処能力向上支援，の3点を中心に，粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために，国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ，貧困，政府やコミュニティの能力不足，法の支配と市場経済の崩壊等，犯罪を生み出す要因に注目し，社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援，刑事司法・法執行制度整備支援，被害者の社会への再統合等）が必要である。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上，望ましい国連の実現」について

国連は，世界の平和と繁栄を推進する上で，普遍性を有する唯一の国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し，その中で我が国の国益も確保していくためには，テロや紛争，継続する貧困や感染症などグローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。今日の国際社会を反映した，正統性を持つ国連の実現に向けて，我が国として，改革の議論を主導していくことが必要である。

また，近年のグローバル化を背景に，国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で，国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して，これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため，国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が，責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 人権の保護・促進は，国際社会の正当な関心事項であり，国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては，平成17(2005)年9月に，開発や安全保障と並び，人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け，平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど，「人権の主流化」の動きが加速化している。
- (2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は，我が国の国際社会での役割，信頼性等を強化するとともに，我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、国民の人権の保護・促進の観点から、障害者権利条約（仮称）等の人権条約の締結を目指した取組、個人通報制度の受入れの是非についての検討、子の最善の利益の観点からハーグ条約の締結の可能性についての検討を進める必要がある。

- (3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

施策の有効性

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

本施策の関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及びP-3C哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策と言える。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的の達成に向け、着実に前進している。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

- (1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効

である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作り資する。また、FATF 等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

- (2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、第2位の国連財政負担国として、改革に向けて十分に我が国の意図が反映されるためには、我が国として主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成を主導していくことが重要である。その観点から、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが有効である。さらに、啓発や広報活動等を通じ、国内外の理解の促進を図ることも重要である。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人→平成23年：765人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。
- (2) そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。
- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、未締結の人権諸条約について必要な検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。
- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケア

を継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

施策の効率性

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に関する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展した。このように、本件施策において、投入資源に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話と協力の場である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

(2) ソマリア沖海賊の多発・急増により早期の対策が求められたという外的要因並びに自衛隊の派遣に必要となる諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8 の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。加えて、「日 ASEAN テロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日 ASEAN 間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日 ASEAN 統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かすなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN 各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以

下のような進展が見られ施策が進展した。

(1) 安保理改革及びその他の国連改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めることに貢献した。また、行財政面でも、他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、国連に限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう改革の推進を押し進めた。

(2) 邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。また、事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。事業仕分けの提案を受け、国連政策に関する啓発・広報活動に従事する国連広報センター（UNIC）の経費削減に向けて取組を強化した。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

人権理事会のレビューの議論において、我が国は一貫して人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様に、平成 23(2011)年 1 月に新たに活動を開始した国連ジェンダー新機関（UN Women）に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張してきている。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給に当たっての新たな基準を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること。

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	1,690,547 の内数	1,901,686 の内数	1,785,313 の内数
	補正後予算額	1,690,547 の内数	1,892,649 の内数	1,785,313 の内数
	繰り越し等	0		
執行額		1,616,627 の内数		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

評価の切り口1：知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化

その時々的重要な国際的課題（平成22年度に取り上げたテーマ：「台頭する新興国と日本外交」、「日米関係の今後の展開と日本の外交」、「アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望と日本の外交」、「将来の国際情勢と日本の外交」）に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。

故福田赳夫元総理の提唱により設立され、各国の元首経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合（元老会議、通称「OBサミット」）が、平成22年度には「核兵器廃絶に向けて」をテーマに広島で総会を開催（4月）し、政策提言として総会最終声明を提出した。

さらに、外務省内において、外部有識者を招いた研究会を開催し、意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

外交政策調査員を採用し、政策企画機能の強化の各種研究調査を実施した。

評価の切り口2：対外発信事業の強化

政策スピーチへの取組を強化し、大臣等による発信効果の高いスピーチを作成し実施することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた。具体的には、第3回バリ民主主義フォーラムにおける前原外務大臣（当時）スピーチ「多様性の中の民主主義～アジアの特徴を力にして～」(平成22年12月9日)ではアジアにおける民主主義の深化の必要性について、また、米国のシンクタンクにおいて行った前原外務大臣（当時）スピーチ「アジア太平洋に新しい地平線を拓く」(平成23年1月6日)では日米両国がアジア太平洋で果たすべき役割について、さらに第177回国会における外交演説(平成23年1月24日)では外交全般について、それぞれ発信の狙いにあわせて、諸外国政府及び国内外の世論に向けて効果的に発信することができた。

また、外交青書の作成などを通じ、外交政策について積極的に対外発信を行った。平成22年度当初には、平成21年の国際情勢と日本外交に関する平成22年版外交青書を国内外関係方面に配布した。

また、22年度末にかけて作成した平成23年版外交青書も国内外関係方面に製本次第配布予定である。外交青書全文は外務省ホームページで公開されているが、平均月50万件のアクセスがあることから、適切な対外発信が実施できているといえる。

2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

評価の切り口1：ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での数少ない政府間対話と協力の場であるARFでは、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、ARFとして2回目となる災害救援をテーマとした実動演習を我が国とインドネシアの共催で実施するなど「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。平成23年2月には日本、インドネシア及びニュージーランドを共同議長として第3回海上安全保障会期間会合（ISM）を東京で開催するといった貢献を日本として行っている。

こうしてARFが着実に前進している中、我が国は第17回閣僚会合を始めほぼすべての関連会合等に参加し、特に、海上安全保障に関する会合については我が国が主催した。さらに、日独、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行った。こうした多国間及び二国間の取組を通じ地域安全保障が促進された。

評価の切り口2：ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保

ソマリア沖海賊問題への対応については、平成21年6月に海賊対処法が成立し、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としてその処罰規定を設けるとともに、保護対象が我が国のみならずあらゆる国々の船舶に拡大された。平成22年7月、我が国政府は、海賊対処法（平成21年7月施行）に基づく海賊対処行動を平成23（2011）年7月23日まで1年間延長することを閣議決定した。海上自衛隊の護衛艦2隻は、平成23年3月末までに、累計232回の護衛活動で1,880隻の商船を護衛した。加えてP-3C哨戒機（2機）は、434回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・議論に積極的に参加した他、第4回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。平成22年（暦年）におけるソマリア沖・アデン湾での海賊発生件数219件や乗っ取られた船舶数49隻は前年並みであったが、我が国を含む国際社会及び商船業界の努力の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊発生件数に対するアデン湾のみの発生割合は、平成21年には54%（218件のうち117件）、平成22年には24%（219件のうち53件）と大幅かつ着実に減少しており、アデン湾を航行する民間船舶の安全な航行の確保に貢献することができた。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

評価の切り口1：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

平成22年度は、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）への司令部要員・輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）への軍事監視要員の派遣、国連スーダン・ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣及び国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）へ

の司令部要員・施設部隊の派遣に加え、以下の取組を新たに実施した。なお、平成23年1月、我が国は、UNMINの任務終了に伴い、同ミッションに派遣していた軍事監視要員を撤収した。

- (1) 国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に軍事連絡要員2名を派遣
- (2) MINUSTAHへの派遣に関し、実施業務に医療業務を追加
- (3) 国連待機制度に新たに司令部要員及び軍事監視要員を提供する用意がある旨を登録
- (4) 南部スーダンの分離独立を問う住民投票に15名から成る監視団を派遣

評価の切り口2：平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績

平和構築の現場で活躍できる人材の育成という観点からは、本研修の終了後、平和構築関連の機関に就職できるかどうか为本事業の評価の重要な切り口の一つとなる。

これまで、同事業の日本人修了生の約9割は国連PKOミッション（UNMIS、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）等）や平和構築に関連する国際機関等（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職しており、本事業が大きな成果を上げていることを示している。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

評価の切り口1：国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力が強化され、国際テロ対策の推進に貢献した。

評価の切り口2：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の安全と繁栄にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODAを活用しつつ、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣、機材供与等、対象国のテロ対処能力の向上を支援した。

評価の切り口3：国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた社会経済開発支援・被害者保護事業を実施し、国際組織犯罪対策における国際協力に取り組んだ。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

評価の切り口1：安保理改革及びその他の国連改革の進展

平成21年2月に国連総会非公式本会議で安保理改革の政府間交渉が開始された。我が国はこの交渉の進展に中心的な役割を果たしている。また、同年1月からは加盟国中最多となる10回目の国連安保理非常任理事国の任期を務めた。平成22年9月及び平成23年2月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることを狙いとして、安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合を開催した。こうした取組を通じて、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、行財政分野においては、国連総会第5委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。

評価の切り口2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成22年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワークの定期的な開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラム（テーマ：「グローバルな国連・教育プログラムの課題と可能性」）の開催等を通じて有識者やNGOとの連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。

評価の切り口3：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数

(1) 国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年1月1日現在。単位：人）

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
計	610	642	671	676	698	708	736	765
うち幹部職員	59	60	58	61	58	65	67	77

詳細は、成果重視事業「国際機関邦人職員の増強」を参照。

(2) 空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月2回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約300～400件の空席情報を提供。）における配信件数（月平均の1年分。単位：件）

平成18年（暦年）	157,876件
平成19年（暦年）	178,773件
平成20年（暦年）	198,118件
平成21年（暦年）	205,087件
平成22年（暦年）	198,883件

(3) ロスター登録（国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致すると思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム）における登録件数（単位：人）

平成18年（月平均）	893人
平成19年（月平均）	997人
平成20年（月平均）	1101人
平成21年（月平均）	1157人
平成22年（月平均）	1219人

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

評価の切り口1：国際社会の人権の保護・促進

(1) 国際場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を提案し、いずれも過去最多の賛成票を得て採択）。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会においてカンボジア人権状況決議案を提案し、全会一致で採択）。

上記に加え、分野別の取組を推進（例：国連総会及び人権理事会においてハンセン病差別撤廃決

議案を提案し、いずれも全会一致で採択。国連ジェンダー新機関（UN Women）の初代執行理事国に立候補し、当選。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者（児童、女性、障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種取組を支援）。

(2) 二国間関係

日中人権対話、日イラン人権対話、日カンボジア人権対話を実施し、各国内の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。その他、日 EU 人権対話を実施した他、米国やスイス等と人権分野に関する意見交換を実施。

(3) 主要人権条約の履行

児童の権利条約の政府報告審査に参加したほか、人種差別撤廃条約に係る委員会の最終見解に基づくフォローアップ情報を提出。我が国に新たに設置された UN Women 日本事務所との連携・協力等。

未締結の人権諸条約の締結の検討を推進（例：障害者権利条約（仮称）の締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非について検討（セミナーの開催等）、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の締結の可能性について検討（アンケートの実施等））。

評価の切り口 2：人道分野での取組（難民等への支援）

(1) 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを新たに開始（平成 22(2010)年度は5 家族計 27 名を受入れ）し、受入れ難民に対する定住支援等を行った。

(2) 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

II-1-1

特になし。

II-1-2

・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「我が国はアジア太平洋地域において、米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と繁栄に貢献します。」

「3 月には、地域の災害対応能力の向上のため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）災害救援実動演習を共催します。」

「海洋国家である我が国にとって、海上航行の安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海賊対処行動やソマリア周辺国の海上保安能力向上に向けた支援を継続します。」

・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」

II-1-3

・ 第 65 回国連総会における菅総理一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日）

「本年初め、未曾有の被害に見舞われたハイチにおいて、日本は現地の国連 PKO に自衛隊施設部隊を派遣しています。」「東ティモールについては、先般、国連 PKO への軍事連絡要員の派遣

を決定したところです。日本は、今後も、国連 PKO や災害救援活動に積極的に参加します。」

- ・平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）

「我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組む。」

- ・菅総理による外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」（平成 23 年 1 月 20 日）

「民主党政権になって、国連 PKO に対しても、そのルールの中で許されたものについては積極的に対応していきたいと考え、従来 50 人程度であった派遣人員も現在は 380 人を超える派遣の状況になっております。今後も開発援助等に加え、国連平和活動、さらにはソマリア沖を含めた海賊対処活動、災害救難活動などの分野で、我が国にふさわしい貢献を促進してまいりたいと思います。」

- ・第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「PKO を含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」

II - 1 - 4

- ・第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「テロ対策や PKO を含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取組みます。」

- ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「米国における同時多発テロから 10 年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組を継続します。」

II - 1 - 5

- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「国連改革、安保理改革も主導していきます。」

- ・第 177 回国会外交演説（同上）

「国連が果たす役割を重視し、その実効性を高めるべく、国連の組織改革と機能強化に積極的に推進します。特に、安全保障理事会が今日の国際社会を反映した正統性を備えた機関となるよう、安保理改革の早期実現及び我が国の常任理事国入りを目指し、積極的に取り組みます。また、国連を含む国際機関の邦人職員の増強に努めます。」

- ・第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月 4 日）

「すべての加盟国は、国連の組織改革と機能強化を積極的に推進しなくてはなりません。」

II - 1 - 6

- ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

（人権人道分野について引き続き国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけること及び拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害問題について国連を含む国際社会との一層の連携に努めること、を表明）。

今後の方針

- 1 「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」について

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き、強化に努めていく。

- 2 「日本の安全保障に係る基本的な外交政策」について

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARFにおいて、優先的に取り組むべき5つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動）等における協力推進に向けた貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

3 「国際平和協力の拡充、体制の整備」について

(1) 国連 PKO への協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討していく。

(2) 我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

4 「国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組」について

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

5 「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」について

安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、引き続きあらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進する。さらに、有識者や NGO との連携促進、研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。更に、国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

6 「国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」について

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。

(2) 人権状況に深刻な問題がある国については、（国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに）二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるほか、障害者権利条約（仮称）の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討、ハーグ条約の締結の可能性についての検討を真剣に行う。

(4) 難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成 22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業（パイロットケース）を、引き続ききめ細やかに実施する。

Ⅱ－１－１ 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

政策企画室長 相 航一

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること。 【小目標】 1 外部有識者・研究機関との積極的な連携強化 2 読者に分かりやすい外交青書の作成・公表 3 大臣等による外交政策に関するスピーチの効果的な実施
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	特になし。
施策の概要	（１）委託調査、会合の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 （２）中長期的・戦略的外交政策の対外発信

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

外部有識者・研究機関との連携については、その時々的重要な課題に関する調査研究・政策提言、委託研究や研究会の実施などを通じて、外部有識者や研究機関等との連携強化とその知見の活用が図られた。対外発信の面では、分かりやすい外交青書の作成・公表を適切なタイミングで行うことができたほか、大臣等による政策スピーチを積極的に活用した外交政策の戦略的発信を質、量とも充実させながら実施することができた。

課題

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、有識者・研究機関と継続的に連携を強化し知見を活用することが重要である。また、外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、対外発信事業についても引き続き積極的に実施していく必要がある。

施策の必要性

我が国を取り巻く国際環境の変動に伴い、国際社会の中で日本の果たすべき役割が問われている中で、我が国が自らのビジョンと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画機能の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、さらに外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、対外発信にも努めていくことが必要となっている。

施策の有効性

本施策の関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を目指し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資すること）を達成するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案を強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、国民に対する説明責任を果たし、国内外からの理解と信頼の下で外交政策を強力に推進するために重要である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、委託調査の実施や有識者・研究機関との会合の実施など、政策企画立案に関する施策、そして、大臣等による効果的なスピーチの実施や外交青書の作成など、中長期的観点からの戦略的な外交政策の対外発信事業が着実に進展した。このように、本件施策において、投入資源に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	485	428

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	8	8

単位：人（本省職員）

外部要因

特になし。

目標の達成状況

評価の切り口 1：知見の蓄積を目的とした委託調査、会合の実施による外部有識者との連携強化

その時々的重要な国際的課題（平成 22 年度に取り上げたテーマ：「台頭する新興国と日本外交」、「日米関係の今後の展開と日本の外交」、「アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望と日本の外交」、「将来の国際情勢と日本の外交」）に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託、研究会の実施などを通じて、国内外の有識者・研究機関との有機的かつ積極的な連携が図られた。

故福田赳夫元総理の提唱により設立され、各国の元首経験者等がグローバルな課題につき議論し政策提言することを目的とする会合（元老会議、通称「OB サミット」）が、平成 22 年度には「核兵器廃絶に向けて」をテーマに広島で総会を開催（4 月）し、政策提言として総会最終声明を提出した。

さらに、外務省内において、外部有識者を招いた研究会を開催し、意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

外交政策調査員を採用し、政策企画機能の強化の各種研究調査を実施した。

評価の切り口 2 : 対外発信事業の強化

政策スピーチへの取組を強化し、大臣等による発信効果の高いスピーチを作成し実施することができた。特に外務大臣の政策スピーチについては、中期的な計画に基づく戦略的な発信に重点を置いた。具体的には、第3回バリ民主主義フォーラムにおける前原外務大臣（当時）スピーチ「多様性の中の民主主義～アジアの特徴を力にして～」(平成22年12月9日)ではアジアにおける民主主義の深化の必要性について、また、米国のシンクタンクにおいて行った前原外務大臣（当時）スピーチ「アジア太平洋に新しい地平線を拓く」(平成23年1月6日)では日米両国がアジア太平洋で果たすべき役割について、さらに第177回国会における外交演説(平成23年1月24日)では外交全般について、それぞれ発信の狙いにあわせて、諸外国政府及び国内外の世論に向けて効果的に発信することができた。

また、外交青書の作成などを通じ、外交政策について積極的に対外発信を行った。平成22年度当初には、平成21年の国際情勢と日本外交に関する平成22年版外交青書を国内外関係方面に配布した。また、22年度末にかけて作成した平成23年版外交青書も国内外関係方面に製本次第配布予定である。外交青書全文は外務省ホームページで公開されているが、平均月50万件のアクセスがあることから、適切な対外発信が実施できているといえる。

今後の方針

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も引き続き、強化に努めていく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 委託調査、会合の実施を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化
- ② 中長期的・戦略的外交政策の対外発信

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

宮城大蔵 上智大学准教授

自民党中心の政権から民主党中心へと政権交代が起きたことに加え、小泉政権以降、短期間のうちに首相が交代する状態が続いている。このような中において、外部有識者やシンクタンクとの連携の下、日本外交の中長期的な方向性を模索・構築する政策企画室の役割は、ますます重要になっていると言えよう。「台頭する新興国」「アジア太平洋地域における各種統合の長期的な展望」「将来の国際情勢」といった外交の日々の案件とはやや離れた長期的なテーマについて、外部の知的リソースとの連携も交えて考察が行われたことには非常に意味があり、「目標の達成に向けて進展があった」という自己評価は、ほぼ妥当なものだと言えよう。

その一方で、それらの活動によって得られた日本外交の長期的な方向性についての考察が、もう一方の施策の目標である「外交政策の戦略的発信」とどのように結びつき、どのように反映されたのかについては、やや見えにくい。日本の中長期的な外交政策についての「研究・立案」と「発信」とが、より有機的に結びつくことを期待したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外交青書 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gai ko/b luebook/ index. html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-1-2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

安全保障政策課長 伊澤 修

海上安全保障政策室長 丸山 市郎

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること及び海上の安全を確保すること 【小目標】 1 ASEAN 地域フォーラム（ARF）各種会合を通じた、優先的に取り組むべき5つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動（PKO））等における協力推進 2 安全保障に関する民間レベルの対話の枠組みの積極的な活用 3 独、仏との二国間対話を通じた信頼醸成、協力推進 4 海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処すること（法的枠組みの整備を含む）
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「我が国はアジア太平洋地域において、米国やアジア諸国と協力・連携しながら積極的に外交を展開し、地域の平和と繁栄に貢献します。」 「3 月には、地域の災害対応能力の向上のため、ASEAN 地域フォーラム（ARF）災害救援実動演習を共催します。」 「海洋国家である我が国にとって、海上航行の安全確保は重要な課題です。自衛隊等による海賊対処行動やソマリア周辺国の海上保安能力向上に向けた支援を継続します。」 ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「ASEAN、豪州、インド等とも関係を深め、開かれたネットワークを発展させていきます。」
施策の概要	アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域における数少ない政治・安全保障の多国間の枠組みである ASEAN 地域フォーラム（ARF）を活用する。また、各国との間で安全保障に関する二国間の対話の実施や民間レベル（トラック 2）の枠組みへの参加など、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。 海洋国家・貿易国家である日本にとって、海上航行の安全確保は極めて重要な課題であり、日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題に対する取組を行っている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

我が国は、第 17 回 ARF 閣僚会合を始めほぼすべての ARF 関連会合等に参加した。特に海上安全保障に関する会合は我が国で主催し、災害救援分野に関し、我が国は平成 23 年 3 月、インドネシアとともに第 2 回 ARF 災害救援実動演習を共催した。3 月 11 日に発生した東日本大震災への対処のため、日本の参加規模は縮小したものの、共催国である我が国及びインドネシアを含め、ASEAN 諸国、豪州、中国、EU、インド等計 25 か国・地域・機関以上から 4000 名以上が参加し、都市型捜索救助、陸上・海上・航空オペレーション、共同運用センター・共同調整所の運営を含む実動演習、机上演習、及び医療活動、建設・復旧活動からなる社会市民活動が実施された。本演習は、事故もなく成功裡に遂行され、大規模災害への対処能力を向上させるとともに、各国・機関の相互理解を深めるといふ所期の目的を達成できた。また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場として民間レベルの対話の枠組みも積極的に活用している。中でも、ミュンヘン安全保障会議は、国際社会における最も権威のある国際会議の一つであり、欧米より、首脳・閣僚級が数多く出席し、世界の安全保障問題を議論する場となっている。また、アジア安全保障会議（通称：「シヤングリラ・ダイアログ」）は、アジア太平洋地域の国防相及び防衛・安全保障分野の政府関係者や有識者が一堂に会し、防衛問題や防衛・安全保障協力に関して議論をする会合となっている。さらに、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）は、アジア太平洋地域の域内諸国の信頼醸成及び安全保障協力の枠組みを提供することを目的としている。日本は、こうした民間主催の会合を始めとする、各国の安全保障や防衛分野の会議に積極的に参加することにより、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の安全保障環境を周知させるとともに同地域の平和と安定の確保という目標の達成に向けて進展があったと言える。

平成 22 年 7 月、我が国政府は、海賊対処法（平成 21 年 7 月施行）に基づく海賊対処行動を平成 23 年 7 月 23 日まで 1 年間延長することを閣議決定した。海上自衛隊の護衛艦 2 隻は、平成 23 年 3 月末までに、累計 232 回の護衛活動で、1880 隻の商船を護衛した。加えて P-3C 哨戒機（2 機）は、434 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

我が国は、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決に向けて、平成 23 年 3 月末までに、周辺国の海上取締り能力向上のために、国際海事機関（IMO）の基金に対し累計 1,460 万ドルを拠出、また海賊の訴追費用の支援のために国連薬物犯罪事務所（UNODC）の基金に対し累計 150 万ドルを拠出した。平成 22 年 10 月には、国際協力機構（JICA）と海上保安庁が協力し、周辺国の海上保安機関職員を招へいして「海上犯罪取締り研修」を実施した。これらの多層的な取組の結果、海洋国家として、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策に適確に対処する（法的枠組みの整備を含む）という小目標の達成に向けて相当な進展があったと言える。

課題

ARF は「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交（具体的な行動）に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

ソマリア沖海賊対策については、我が国の他、国際社会全体がこれに取り組み、一定の成果を挙げているが、海賊による攻撃の発生件数は年間約 220 件に達しており、その発生海域もソマリア東方沖海域や西インド洋の広大な海域まで拡大し、船舶の航行の安全に大きな脅威となっている。今後も、引き続き大きな脅威となっているソマリア沖海賊問題に対しての取組を強化していくとともに、国際社会と協力の上、この問題の根本的な解決に向けて、更なる進展を図る必要がある。

施策の必要性

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話や民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。ARF は、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等の開催を通じ、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させる必要がある。

我が国は、海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高く、船舶航行の安全確保は日本の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。なかでも、日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア沖・アデン湾において昨今多発急増している海賊は、我が国のみならず、国際社会にとっても脅威であり、日本政府としての対応が必要となる課題と言える。

施策の有効性

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障協力機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に的確に対処するためには、喫緊の課題への対応として海上自衛隊の護衛艦による護衛活動及び P-3C 哨戒機による警戒監視活動等の海賊対処行動が有効と言える。これに加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のために重要な施策と言える。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における数少ない政府間対話と協力の場である ARF を活用しつつ、二国間の対話及び民間レベル（トラック 2）の枠組みを重層的に用いたことにより同地域の平和と安定の確保のための信頼醸成促進という観点から進展があった。

(2) ソマリア沖海賊の多発・急増により早期の対策が求められたという外的要因並びに自衛隊の派遣に必要となる諸般の調整、法案の提出や国会審議等への対応、我が国としての種々の貢献策の策定といった施策を、国際社会の他、我が国関係省庁、民間企業、有識者等とも連携しながら実施した。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	44	37

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	27	29

単位：人（本省職員）

外部要因

アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上では、多国間及び二国間の枠組みに加え、民間レベル（トラック 2）の枠組みを通じた政策が中心となることから、我が国の政策のみならず参加国・相手国の政策にも注視する必要がある。

ソマリア沖海賊対策については、我が国のみならず、諸外国による取組状況、同海域を航行する商船業界による取組、また、海賊問題の根本的な原因である不安定なソマリア情勢の動向等の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域における安全保障面での数少ない政府間対話と協力の場である ARF では、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（南シナ海情勢、朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、ARF として 2 回目となる災害救援をテーマとした実動演習を我が国とインドネシアの共催で実施するなど「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。平成 23 年 2 月には日本、インドネシア及びニュージーランドを共同議長として第 3 回海上安全保障会期間会合（ISM）を東京で開催するといった貢献を日本として行っている。

こうして ARF が着実に前進している中、我が国は第 17 回閣僚会合を始めほぼすべての関連会合等に参加し、特に、海上安全保障に関する会合については我が国が主催した。さらに、日独、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行った。こうした多国間及び二国間の取組を通じ地域安全保障が促進された。

評価の切り口 2：ソマリア沖・アデン湾における民間船舶の安全な航行の確保

ソマリア沖海賊問題への対応については、平成 21 年 6 月に海賊対処法が成立し、「海賊行為」を我が国にとっての犯罪行為としてその処罰規定を設けるとともに、保護対象が我が国のみならずあらゆる国々の船舶に拡大された。平成 22 年 7 月、我が国政府は、海賊対処法（平成 21 年 7 月施行）に基づく海賊対処行動を平成 23（2011）年 7 月 23 日まで 1 年間延長することを閣議決定した。海上自衛隊の護衛艦 2 隻は、平成 23 年 3 月末までに、累計 232 回の護衛活動で 1,880 隻の商船を護衛した。加えて P-3C 哨戒機（2 機）は、434 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。

また、国際場裏においては、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に出席・

議論に積極的に参加した他、第4回コンタクトグループ会合では議長国を務める等、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めた。平成22年（暦年）におけるソマリア沖・アデン湾での海賊発生件数219件や乗っ取られた船舶数49隻は前年並みであったが、我が国を含む国際社会及び商船業界の努力の結果、ソマリア沖・アデン湾における海賊発生件数に対するアデン湾のみの発生割合は、平成21年には54%（218件のうち117件）、平成22年には24%（219件のうち53件）と大幅かつ着実に減少しており、アデン湾を航行する民間船舶の安全な航行の確保に貢献することができた。

今後の方針

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARFにおいて、優先的に取り組むべき5つの分野（テロ対策及び国境を越える問題、災害救援、不拡散及び軍縮、海上安全保障、平和維持活動）等における協力推進に向けた貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話や民間レベル（トラック2）の枠組みを通じ、安全保障分野における協力関係を進展させる。

ソマリア沖海賊対策を着実に進展させるため、我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援・諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。また、関連国際会合に積極的に出席し、我が国による貢献を周知するとともに、諸外国との連携体制を更に強化する。さらには、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し（国際機関への拠出も含む）、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①ASEAN地域フォーラム（ARF）、及び各国との安保対話、民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加・実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業
- ②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

神保 謙 慶應義塾大学総合政策学部准教授

アジア太平洋地域における安全保障枠組みは、米国のプレゼンスを基盤とした二国間の安全保障関係、多国間枠組み、問題領域に応じたアドホックな枠組みが重層的に形成されている。このうち安全保障政策課・海上安全保障政策室の所掌する問題領域は、ASEAN地域フォーラム（ARF）各種会合、民間レベルの対話枠組みの活用、ソマリア・アデン湾における海賊対策など多岐にわたっている。このうちARFについては、インドネシアとともに第2回ARF災害救援実動演習を共催し、また我が国が海上安全保障に関するISMを主催するなど、地域安全保障の実効性を高めるための貢献を果たしたことは高く評価されてよい。また今後は「課題」にも示されているように、ARFは域内の安全保障課題における実効的な多国間主義（effective multilateralism）へと発展させるために、閣僚会合における長期ビジョン設定への努力とともに、域内の紛争の平和的解決に向けた制度づくり（特に南シナ海における行動基準の策定）のためにさらなる努力が傾注されてよい。

ソマリア・アデン湾における自衛隊の海賊対処活動の支援・調整活動及び諸外国との協力は、外務省・防衛省の安全保障政策のコーディネーション機能を発揮する重要な施策であり、ジブチにおける自衛隊活動拠点の設置準備を含め、重要な進展があったと評価できる。他方で、ソマリアにおける海賊問題に

総合的に取り組むために、ソマリアの国家建設支援を含む支援や、周辺国のキャパビル等の施策を通して軍民双方の層の厚い関与が拡充されるべきである。

アジア太平洋地域の安全保障枠組みの重層性に、我が国が積極的な貢献を果たすために、ともすれば雑多な各種取組みを有機的に結びつける努力があつてよい。例えば、ARF、ASEAN 拡大国防相会議 (ADMM プラス)、東アジア首脳会議 (EAS) や関連会合の議題には連続性があり、他の二国間関係やアドホックな取組みとともにその取組みを統合化して捉える必要がある。そのために、総合外交政策局の下で日本の地域安全保障戦略を統合化して捉える制度づくりが別途検討されてよい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(ARF関連)

【外務省ウェブサイト】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html>

【関係国等ホームページ】

<http://www.aseanregionalforum.org/>

(海賊対策関連)

【外務省ウェブサイト】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html>

【国土交通省ウェブサイト】

<http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html>

【防衛省ウェブサイト】

<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somalia/index.html>

【海保庁ウェブサイト】

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm>

【ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合 (米国務省が作成・管理)】

<http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm>

【国際海事局】

http://www.icc-ccs.org/index.php?option=com_content&view=article&id=27&Itemid=16

【アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター】

http://www.recaap.org/index_home.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－３ 国際平和協力の拡充，体制の整備

国際平和協力室長 島田丈裕

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること 【小目標】 1 国際平和協法力に基づく国連 PKO 等への貢献の強化 2 平和構築人材育成事業の実施
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	・ 第 65 回国連総会における菅総理一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日） 「本年初め、未曾有の被害に見舞われたハイチにおいて、日本は現地の国連 PKO に自衛隊施設部隊を派遣しています。」「東ティモールについては、先般、国連 PKO への軍事連絡要員の派遣を決定したところです。日本は、今後も、国連 PKO や災害救援活動に積極的に参加します。」 ・ 平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定） 「我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組む。」 ・ 菅総理による外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」（平成 23 年 1 月 20 日） 「民主党政権になって、国連 PKO に対しても、そのルールの中で許されたものについては積極的に対応していきたいと考え、従来 50 人程度であった派遣人員も現在は 380 人を超える派遣の状況になっております。今後も開発援助等に加え、国連平和活動、さらにはソマリア沖を含めた海賊対処活動、災害救難活動などの分野で、我が国にふさわしい貢献を促進してまいりたいと思います。」 ・ 第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「PKO を含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取り組みます。」
施策の概要	国際社会の平和と安定に向け、自衛隊・警察・文民の連携をはかりつつ、国連 PKO 等への参加をはじめとする国際平和協力を推進・拡充した。また、国際平和協力分野の人材の裾野を広げるため、平和構築人材育成事業の実施をはじめ、国内基盤を整備・強化した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 我が国は、国際平和協力法に基づき、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊(UNDOF) (ゴラン高原)への司令部要員・輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション(UNMIN)への軍事監視要員の派遣、国連スーダン・ミッション(UNMIS)への司令部要員の派遣及び国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)への司令部要員・施設部隊の派遣に加え、平成22年9月より国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)に軍事連絡要員を派遣した。MINUSTAHへの派遣については、平成22年11月、実施業務に医療業務を追加した。国連待機制度については、我が国は、平成21年より医療、輸送、保管、通信等の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を登録していたが、平成22年7月、司令部要員及び軍事監視要員を追加登録した。また、平成23年1月にスーダンにおいて南部スーダンの分離独立を問う住民投票が行われた際、我が国は同住民投票に15名から成る監視団を派遣した。このように我が国は、平成21年度に引き続き平成22年度においても、国際平和協力法に基づく積極的な貢献を果たし、また、その基盤を整備・強化することができた。なお、平成23年1月、我が国は、UNMINの任務終了に伴い、同ミッションに派遣していた軍事監視要員を撤収した。

(2) 外務省は、平成19年9月に立ち上げた「平和構築人材育成事業」の充実のため平成22年8月にコースを改編した。同事業では、これまでに日本及びアジアの文民約160名を育成した。

課題

引き続き国連PKOをはじめとする国際平和協力活動に対する人的・物的貢献を積極的に実施し、国際社会の平和と安定に貢献していく。また、平成23年度で5期目となる平和構築人材育成事業については、中長期的視点から国際平和協力のための人材育成に資するよう事業内容の充実を図る。

施策の必要性

冷戦終結後、世界各地で紛争が多発し、平和構築への取組の必要性は格段に増大している。国連PKO等の要員数も増大するとともに、その任務も多様化していることを踏まえ、我が国としては、国連PKO等への人的貢献等を強化することが必要不可欠である。また、国連PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。

施策の有効性

国際平和協力法に基づく国連PKO等への要員派遣・物資協力の実施は、国際社会の平和構築への取組に資するとともに、我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上につながる。平和構築人材育成事業の日本人修了生は、東ティモールやスーダン等の平和構築の現場で活躍しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成するという本件事業の目的の達成に向け、着実に前進している。

施策の効率性

国際平和協力に関する活動の全般については、限られた予算及び人的投入資源を効率的に活用し、我が国の政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGOなど政府内外のネットワー

ク構築など、主としてソフト面の取組を重視し、低コストで高い成果をあげ、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	181	154

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	11	11

単位：人（本省職員）

外部要因

国際平和協力法に基づく活動は、対象となる地域の情勢、国連安全保障理事会の決議のほか、活動に関わる国際機関、関係国政府、NGO など極めて多数の主体の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

平成 22 年度は、これまで実施してきた国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）への司令部要員・輸送部隊の派遣、国連ネパール政治ミッション（UNMIN）への軍事監視要員の派遣、国連スーダン・ミッション（UNMIS）への司令部要員の派遣及び国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）への司令部要員・施設部隊の派遣に加え、以下の取組を新たに実施した。なお、平成 23 年 1 月、我が国は、UNMIN の任務終了に伴い、同ミッションに派遣していた軍事監視要員を撤収した。

- （1） 国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に軍事連絡要員 2 名を派遣
- （2） MINUSTAH への派遣に関し、実施業務に医療業務を追加
- （3） 国連待機制度に新たに司令部要員及び軍事監視要員を提供する用意がある旨を登録
- （4） 南部スーダンの分離独立を問う住民投票に 15 名から成る監視団を派遣

評価の切り口 2：平和構築人材育成事業の日本人修了生の就職実績

平和構築の現場で活躍できる人材の育成という観点からは、本研修の終了後、平和構築関連の機関に就職できるかどうか为本事業の評価の重要な切り口の一つとなる。

これまで、同事業の日本人修了生の約 9 割は国連 PKO ミッション（UNMIS、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）等）や平和構築に関連する国際機関等（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職しており、本事業が大きな成果を上げていることを示している。

今後の方針

（1）国連 PKO への協力は、国際社会の平和と安定への貢献の最も有効な手段の一つであるとの認識の下、更なる人的・物的貢献について検討していく。

- （2）我が国の平和構築への取組を一層強化するため、引き続き平和構築人材育成事業を推進していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 国際平和協力法等に基づく要員派遣・物資協力の推進
- ② 平和構築人材育成事業の実施

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

星野俊也 大阪大学大学院国際公共政策研究科研究科長

本施策につき「目標の達成に向けて進展があった」とする評価は妥当と考える。

（１）国際平和協力の分野は、国際経済協力とともに日本の国際貢献にとって重要な柱であり、外務省担当部署が内閣府や防衛省・自衛隊など関係組織への働きかけや調整を経、かつ、法的な制約を順守しつつも、評価対象期間中にも複数の国連ミッションに対する要員派遣の継続を確保し、そのみならず、新規の派遣及び現行実施業務の追加の実績が得られていることは、評価に値する。同様に、国連待機制度についても今次評価対象年次中に追加登録のステップがとられたこと（しかも、司令部要員や軍事監視要員など国連ミッションにおける枢要な活動にかかわる分野での要員待機の体制がとられたこと）も注目に値する。さらに、平成 23 年 1 月の南部スーダン住民投票への対応に見られたように、当該国の歴史にとっても、国際社会の平和と安定にとっても重要なイベントに周到な準備で臨み、監視団の現地派遣で物理的な人的プレゼンスとともに実質的な支援ができたことは、国際貢献でありながら、日本の外交力を強める方途としても有益である。

平成 23 年 3 月には東日本大震災で日本は複合大規模災害からの復興という大きな試練に直面し、一般に国際社会への貢献にこの足を踏みがちな風潮が台頭してもおかしくない状況だが、震災後に世界から寄せられたお見舞いや善意や支援の多くは日本の地道な経済協力や平和協力への恩返しとしての側面も大きかったことも想起されなければならない。国際平和協力の分野は、そもそも多くの外部要因に左右されるが、今回の大震災という日本の非常事態の発生があったとしても、外務省が率先し、今後とも国際平和協力の分野で人的・物的な積極貢献を行うとの姿勢を保つことは極めて有益と言える。とりわけ、平成 24 年には国際平和協法力制定から 20 周年の節目を迎えることから、日本にとっての国際平和協力の意義と課題につき、新しい文脈でしっかりと議論をする機会がつけられるべきと考える。

（２）外務省が平成 19 年度より実施している「平和構築人材育成事業」については、本評価対象期間中にコースの一層の充実化に向けた改編が行われたが、これは継続案件であっても絶えず改善に向けた見直し作業が行われている好例として、有益な進展と評価できる。

平和構築を含む国際平和協力への貢献は、文民・制服組を問わず、もっぱら派遣要員の数が評価基準となりがちだが、単なる数の増減ではなく、派遣要員の人格やキャパシティ（すなわち、質的側面）についての評価も視野に入れられなければならない。その意味で、日本及びアジアからの平和構築要員の質的強化を目指す本事業のさらなる発展に期待したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

【外務省ホームページ】

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei.html（平和構築人材育成事業）

【内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ】

<http://www.pko.go.jp/index.html>

【防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取り組み」】

http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/index.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－４ 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

国際安全・治安対策協力室長 岡島洋之

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際テロ対策に貢献すること、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること。 ----- 【小目標】 1 多国間・二国間協議を通じた各国との政策協調及び連携強化 2 テロ及び組織犯罪の国内対策及び途上国の対処能力強化
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	・ 第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「テロ対策や PKO を含む平和維持、平和構築にも、各国と連携して取組めます。」 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「米国における同時多発テロから 10 年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組を継続します。」
施策の概要	多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援、を基本方針に掲げている。具体的には、二国間に加え、国連、G8等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

- （１） 国連、G8、アジア欧州会合（ASEM）等の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合等への積極的な参画、多国間・二国間協議の実施等により、法執行の強化、テロ資金、麻薬、人身取引対策等の分野で各国と情報交換や政策協調を行い、国際社会における実効的で隙のない協力体制の構築へ一層貢献した。特に、アジア太平洋経済協力会議（APEC）においては、我が国は議長エコノミーとしてテロ対策、腐敗対策の分野において議論を主導した。また、新たに日中テロ協議、日中韓テロ協議を立ち上げた他、「ARF（ASEAN 地域フォーラム）テロ対策及び国境を越える犯罪に関する会期間会合」や「国境を越える犯罪に関する ASEAN＋1 及び＋3 高級事務レベル会合」などの既存の地域フォーラムの強化に取り組んだ。加えてマネーロンダリング・テロ資金供与対策に資する情報交換枠組みの設定に協力し、平成

22 年度中に 6 か国との間に枠組みが設定された。

- (2) 途上国の対処能力強化に関し、国際テロ対策の分野では、ODA を活用しつつ、資金面での援助（テロ対策等治安無償等）を行うとともに、各種テロ対策関連セミナーへの研修員の受入、専門家の派遣等によって知見・経験を共有する等のテロ対処能力向上支援を実施した。国際組織犯罪の分野では、東南アジア諸国及びアフガニスタンを中心に、麻薬及び人身取引対策、腐敗対策事業等を支援した。

課題

テロ対策は複雑で息の長い取組が必要とされるため、継続性を維持しつつも、柔軟で多面的なアプローチによる取組を発展させることが課題である。

国際組織犯罪対策については、我が国が未締結である関連条約締結に向けて引き続き努力することが必要であり、国内における人身取引対策の強化や途上国における犯罪防止対策事業などで、より積極的なイニシアティブをとっていくことが課題である。

施策の必要性

- (1) 情報通信の高度化、人の移動の拡大等に代表されるグローバル化の進展に伴い、国際テロ及び国際組織犯罪は複雑、多様化し、より一層大きな国際的脅威となっている。国際テロ対策協力に関しては一定の成果もみられるが、国際テロ組織及び関連団体の勢力は未だ軽視し得ない。また、国際テロ組織から独立しつつも、その思想・手法を真似る組織による過激主義運動が新たな脅威を形成している。さらに、テロ組織と薬物、資金洗浄、人身取引等の国際組織犯罪とが相互に関連している場合もある。これらに効果的に対処するためには、一国にとどまることなく、国際的な連携や協力を強化することが不可欠である。
- (2) テロは、いかなる理由をもってしても正当化できず、断固として非難されるべきものである。テロを撲滅・防止するために、①国内のテロ対策の強化、②国際的な協力の推進、③途上国等に対するテロ対処能力向上支援、の 3 点を中心に、粘り強い努力が必要である。
- (3) 国際組織犯罪を防止するために、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携しつつ、貧困、政府やコミュニティの能力不足、法の支配と市場経済の崩壊等、犯罪を生み出す要因に注目し、社会経済的側面にも焦点を当てた支援策の実施（代替開発支援、刑事司法・法執行制度整備支援、被害者の社会への再統合等）が必要である。

施策の有効性

- (1) テロリストや犯罪者は、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えてネットワークを張り巡らせて資金や武器を調達し、移動を試みている。したがって国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際枠組みに積極的に参画し、出入国管理や交通保安、資金洗浄対策等の分野で隙のない国際体制作りに貢献することが極めて有効である。特に、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連条約や国際組織犯罪防止条約の締結・履行、関連国連安保理決議の着実な履行を促進し、国際的な法的枠組みを整備することは、各国の国内刑事・司法制度を強化し、テロリスト及び犯罪者に安住の地を与えない国際環境作りに資する。また、FATF 等による相互審査や技術協力等の取組は、国際組織犯罪の防止措置が不

十分な国に対して積極的な対策を促し、世界的な体制の構築を促す効果を持つ。

- (2) 途上国の中には、国際テロ及び国際組織犯罪対策に向けた政治的意思はあるが、その対処能力が必ずしも十分でない国が存在する。特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域を対象として、我が国の安全に関連する分野で、設備・機材の整備等に関する資金面での援助や人材の育成等を実施し、途上国の対処能力向上を支援することは、我が国自身の安全にも裨益する。麻薬や人身取引等の国際組織犯罪について、生産（送り出し）、中継、需要（受入）国とが政府間協議等の場を通じて密接に連携して対処することは、国境をまたいだ犯罪の防止と被害の減少・緩和に役立つ。

施策の効率性

限られた予算・人的投入資源の中で、事業に優先順位を付け、特に重要と考えられる事業を実施した。特に、G8の国際テロ及び国際組織犯罪専門家会合は、国内で連携する省庁も多く、出入国管理や交通保安、資金対策等の幅広い分野で、先進国の取組の足並みを揃えることができるとともに、国際テロ及び国際組織犯罪に関する最新の課題を把握できる貴重な機会となっている。加えて、「日 ASEAN テロ対策対話」を活用し、積極的に協議・協力し、着実に日 ASEAN 間のテロ対策協力の具体化を進めてきている。同対話では、日 ASEAN 統合基金を活用して具体的プロジェクトを動かすなど、当該分野での地域協力を促進していく貴重な枠組みであると、ASEAN 各国より高く評価を得ている。これらの多国間協議とともに、個別の二国間協議と組み合わせることにより、国際テロ及び国際組織犯罪対策として高い効果を生んでおり、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	9	7

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	16	16

単位：人（本省職員）

外部要因

国際的なテロ・組織犯罪対策の強化は、国際的な枠組みに参加する各国の立場や国連等の国際機関の対応等に影響される。特に関連安保理決議、G8の決定等で国際的な基準が成立した場合には、これに従った対応が求められる。

また、国際テロ及び国際組織犯罪対策の分野における途上国等のテロ対処能力向上支援は、例えば、専門家の途上国への派遣や、国内担保法の整備、取締りや被害者の保護等において関係省庁・機関等との連携協力が不可欠であり、外務省単独で施策を遂行できるわけではない。特に、途上国支援については、我が国 ODA の予算、人材等に一定の制約があるのに加え、支援対象国の施策、受入体制、我が国に対する要請の優先度等にも、その効果・効率性が左右される。

目標の達成状況

評価の切り口 1 : 国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力が強化され、国際テロ対策の推進に貢献した。

評価の切り口 2 : 途上国等に対するテロ対処能力向上支援の強化

我が国の安全と繁栄にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODA を活用しつつ、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣、機材供与等、対象国のテロ対処能力の向上を支援した。

評価の切り口 3 : 国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会をはじめとする国際会議への参加、マネーロンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画、人身取引に関する政府協議調査団の派遣や国際機関を通じた社会経済開発支援・被害者保護事業を実施し、国際組織犯罪対策における国際協力に取り組んだ。

今後の方針

自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地からも、各国と協力して国際テロ及び国際組織犯罪対策に積極的に取り組む。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①国際的なテロ対策協力の強化
- ②途上国のテロ対処能力向上支援
- ③国際組織犯罪対策における国際協力の進展

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

板橋 功 財団法人公共政策調査会 第一研究室長

国際テロ及び国際組織犯罪に対処し、防止・根絶するためには、国際社会が一致、連携して、継続的に取り組むことが不可欠であり、G8の一角をなし、責任のある立場にある我が国が一定の役割を果たすことは、国際社会からも期待されているところである。

このような観点から、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力の支援、を基本方針とする外務省の方向性は、適切なものと判断できる。

平成 22 年度に開催された横浜 APEC において、我が国が議長エコノミーとしてリードし、テロリストによる攻撃から地域経済システムを守ること、腐敗と闘い、透明性を促進するための取組を継続することなどが首脳宣言に盛り込まれたことは、一定の成果といえる。

アル・カイダの指導者であるオサマ・ビン・ラディン容疑者が、本年5月に米国により殺害されたが、これでテロの脅威が下がったわけではない。過激化などにより、すでにテロリストのすそ野は拡大しており、報復攻撃や過激化によるテロなどを中・長期のスパンで警戒する必要がある、今後も途上国を中心としたテロ対処能力の向上や刑事司法制度を強化するための継続的な支援が重要である。

また国際組織犯罪防止条約については、国内法が未整備のため、未だ締結されておらず、今後も引き続き関係省庁などが連携・協力し、早期の締結を目指す必要がある。

我が国の財政が厳しい状況にあることは十分に理解できるものの、予算や体制が縮小傾向にあることは、我が国の安全にも直結する分野であるだけに残念であり、また国際社会における我が国の役割を果たすという観点からも懸念される。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－５ 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上， 望ましい国連の実現

国連企画調整課長 久野和博

国連政策課長 小林賢一

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>国連において我が国の地位を向上させるとともに、国際機関においてより多くの邦人職員の意思決定プロセスへの参画を促進すること、また、これらを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国連改革に向けた取組を推進すること 2 邦人職員の増強のための取組を推進すること
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「国連改革，安保理改革も主導していきます。」 ・ 第 177 回国会外交演説（同上） 「国連が果たす役割を重視し，その実効性を高めるべく，国連の組織改革と機能強化に積極的に推進します。特に，安全保障理事会が今日の国際社会を反映した正統性を備えた機関となるよう，安保理改革の早期実現及び我が国の常任理事国入りを目指し，積極的に取り組みます。また，国連を含む国際機関の邦人職員の増強に努めます。」 ・ 第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月 4 日） 「すべての加盟国は，国連の組織改革と機能強化を積極的に推進しなくてはなりません。」
施策の概要	<p>安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し，支持の拡大を図る。同時に，これらの改革推進のための国内体制の強化，広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。国連等国際機関において，邦人職員の数の増加と質的向上を目指し，必要な措置をとる。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は，1945 年に設立された国際連合を 21 世紀にふさわしいものに変えていくため，我が国の常任理事国入りを含む安全保障理事会（安保理）改革をはじめとする国連改革の実現に向け尽力してきた。こうした取組により，平成 21（2009）年 2 月から，国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され，改革の実現に向け，引き続き議論が行われている。平成 22 年 9 月及び平成

23年2月には、安保理改革の早期実現のための政治的機運を高めることを狙いとして、安保理改革に関するG4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合が開催された。

また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成21年1月から2年間、加盟国中最多となる10回目の安保理非常任理事国の任期を務め、北朝鮮、イランの核問題、アフガニスタンなど、国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮した。

平和構築委員会では、平成19年6月から約1年半務めてきた同委員会の議長職を、平成21（2009）年1月にチリに引き継いだ後も、組織委員会メンバーとしてこれまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、対象国（ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカ共和国）における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。

邦人職員の増強に関し、平成22年1月から平成23年1月の1年間で4%増の765名となっており、成果重視事業目標（平成21年1月から平成26年1月までの5年間で、国連等国際機関における邦人職員数を15%増加し814名とする）の達成に必要な1年当たり増加率（3%）を上回っている。また、「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターHPを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者も増加若しくは横ばい傾向にある。

課題

安保理改革や行財政改革をはじめとする国連の諸改革はすべて実現したわけではなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向け議論を継続して主導していく。また、国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

施策の必要性

国連は、世界の平和と繁栄を推進する上で、普遍性を有する唯一の国際機関である。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益も確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症などグローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが必要不可欠である。今日の国際社会を反映した、正統性を持つ国連の実現に向けて、我が国として、改革の議論を主導していくことが必要である。

また、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する職員の責務の重要性が高まっている。一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌する外務省が、責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

施策の有効性

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を確保し、また、第2位の国連財政負担国として、改革に向けて十分に我が国の意図が反映されるためには、我が国として主要国とも連携しつつ安保理改革その他の国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案の作成を主導していくことが重要である。その観点から、国連における公式、非公式な会合で我が国の立場を多くの加盟国に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが有効である。さらに、啓発や広報

活動等を通じ、国内外の理解の促進を図ることも重要である。

邦人職員の増強に関しては、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供や、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成 14 年：521 人 →平成 23 年：765 人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、国連改革や邦人職員の増強において、それぞれ以下のような進展が見られ施策が進展した。

（１）安保理改革及びその他の国連改革

政府間交渉や様々な国際会議、二国間首脳・外相会談の機会を捉え、効率的に各国と議論を続け、安保理改革に向けた機運を高めることに貢献した。また、行財政面でも、他の主要財政負担国との意見交換や連携を通じ、国連が限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう改革の推進を推し進めた。

（２）邦人職員の増強

「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加した。

このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。また、事業実施にあたっては、競争入札を実施する等により、経費節約に努めた。事業仕分けの提案を受け、国連政策に関する啓発・広報活動に従事する国連広報センター（UNIC）の経費削減に向けて取組を強化した。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	64	54

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	38	37

単位：人（本省職員）

外部要因

安保理改革その他の国連改革の推進については、我が国ばかりでなく、他の国連加盟国の意向に左右される面が大きい。

国連等国際機関における職員の採用については、これら国際機関での空席ポストの出現状況のほか、当該空席ポストに求められる資質・能力に合致する邦人候補者の存在の有無や、他国の候補者との競合といった点によっても、その効果が左右される面がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：安保理改革及びその他の国連改革の進展

平成 21 年 2 月に国連総会非公式本会議で安保理改革の政府間交渉が開始された。我が国はこの交渉の進展に中心的な役割を果たしている。また、同年 1 月からは加盟国中最多となる 10 回目の国連安保理非常任理事国の任期を務めた。平成 22 年 9 月及び平成 23 年 2 月には、安保理改革の早期実現のための政治的気運を高めることを狙いとして、安保理改革に関する G 4（日本、ブラジル、ドイツ、インド）外相会合を開催した。こうした取組を通じて、国際社会での影響力を高め、我が国の立場・考え方に対する理解を促進することに貢献できた。また、行財政分野においては、国連総会第 5 委員会での審議への積極的な参加を通じ、人的資源管理及び共通制度の改革等の進展に貢献した。

評価の切り口2：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動を通じた活動の進展

平成 22 年度は国連の活動及び我が国の国連政策に関して、広報キャンペーン「いっしょに国連」を始め、メールマガジンの発信等様々な啓発、広報活動を行った。また、国連・マルチ外交研究会、安保理学界ネットワークの定期的な開催、国連機関の活動を評価する委託調査の実施、国連改革に関するパブリックフォーラム（テーマ：「グローバルな国連・教育プログラムの課題と可能性」）の開催等を通じて有識者や NGO との連携を一層深め、改革推進に向けて、関係者の理解促進に貢献した。

評価の切り口3：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の推進及び国際機関における邦人職員数

(1) 国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年 1 月 1 日現在。単位：人）

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
計	610	642	671	676	698	708	736	765
うち幹部職員	59	60	58	61	58	65	67	77

詳細は、成果重視事業「国際機関邦人職員の増強」を参照。

(2) 空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月 2 回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約 300～400 件の空席情報を提供。）における配信件数（月平均の 1 年分。単位：件）

平成 18 年（暦年）	157,876 件
平成 19 年（暦年）	178,773 件
平成 20 年（暦年）	198,118 件
平成 21 年（暦年）	205,087 件
平成 22 年（暦年）	198,883 件

(3) ロスター登録（国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致と思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム）における登録件数（単位：人）

平成 18 年（月平均）893 人

平成 19 年（月平均）997 人
平成 20 年（月平均）1101 人
平成 21 年（月平均）1157 人
平成 22 年（月平均）1219 人

今後の方針

安保理改革や行財政改革を始めとする国連の諸改革の実現に向けて、引き続きあらゆる国際会議、二国間会談の機会を戦略的に活用し、また、改革の議論を主導していくべく、取組を推進する。さらに、有識者や NGO との連携促進、研究・諮問・啓発・広報活動等を積極的に実施し、我が国の施策に対する内外の理解促進に取り組む。更に、国連等国际機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①安保理改革をはじめとする国連改革の推進
- ②国連総会出席や各種会談、協議等あらゆる機会を通じた国連及び国連諸機関との連携強化
- ③安保理非常任理事国としての国際社会の平和と安全への積極的な取組
- ④国際機関邦人職員の増強
- ⑤我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の増進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

勝間 靖 早稲田大学大学院教授

国際社会共通の利益および日本の国益により資するように「国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現」を大目標とする施策は重要である。この大目標の達成へ向けて、①国連改革の推進と②邦人職員の増強の2つを小目標として設定することも適切である。つまり、中長期的な視点から、国連が改革され、そこで日本人職員がこれまで以上に貢献すべきなのは確かである。他方、同時に、今日の地球規模課題の解決にとって不可欠である国連において、日本が具体的にどのような役割を果たすべきで、そのためにどの国際機関と如何に連携を強化すべきか、という短中期的な戦略的視点も重要であるし、そのための日本の対国連戦略を策定することも意義がある。とくに、国連の基金や計画への任意拠出金については、日本が地球規模課題に如何に貢献するかという戦略的な視点からの「選択と集中」も必要かもしれない。

「目標の達成に向けて進展があった」とする評価は適切だと考える。安保理改革については、2009年2月から国連総会非公式本会議での政府間交渉が開始された機会をとらえ、いろいろなレベルでの外交交渉を行った。とくに、ブラジル、ドイツ、インドと一緒に安保理改革に関するG4を形成し、外相会合を開くなどのマルチ外交も展開した。もちろん安保理改革は簡単でなく、他の加盟国の意向といった外部的な要因が大きいので、日本の努力だけでは実現は不可能である。今後も引き続き、他加盟国との対話を建設的に行うなど、国連およびマルチの外交をますます戦略的に進めていく必要がある。

日本が国連における地位を向上するためには、制度改革のほかにも、短中期的にできることとして、会議において主導的な役割を果たすことが重要である。まず、2009年1月からの2年間、安保理の非常任理事国として国際の平和と安全の維持のために積極的に議論に参加したことが評価される。また、

平和構築委員会においては、2007年6月から1年半にわたって議長を務めたのち、組織委員会メンバーとして平和構築戦略の策定と実施を主導してきている。さらに、国連総会第5委員会において、国連の行財政分野における人的資源管理と共通制度の改革に貢献した。今後も、国連関係の会議の議長職をとることには積極的になるべきである。

日本の国連政策を考えるときに、外務省の職員だけでは限界があり、外部の有識者にも協力してもらうことが有意義である。その点で、「国連・マルチ外交研究会」や「安保理学界ネットワーク」を定期的に開催し、実務者と研究者の相互交流を図っていることは評価される。また、必要に応じて、国連機関の活動を評価する委託調査を行っていることも適切である。さらに、NGOを含めたより広い市民社会との意見交換の機会として、「国連改革に関するパブリックフォーラム」を1年に1回開催していることも意義がある。他方、国連の理解を一般に促進するための広報や啓発のためには、広報キャンペーン「いっしょに国連」などは高く評価される。今後、東京に事務所が設置されている国連広報センターをより戦略的に活用することも考慮すべきであろう。

国際機関における日本人職員数については、着実に増加してきていることは高く評価される。日本人の幹部職員も増えてきているが、これはジュニア・プロフェッショナル・オフィサー（JPO）派遣制度で国連等国際機関に若手として入った者が内部昇進してきた側面もあると思われる。その意味で、これまで以上に JPO 派遣制度を充実させることも検討すべきであろう。また、ロスター登録や空席情報メール配信などの充実は評価される。他方、トップレベルのポストにいる日本人職員は少なく、難しい課題である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 外務省ホームページ（「日本と国連」ページ）
- 外務省国際機関人事センターのホームページ（<http://www.mofa-irc.go.jp>）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－６ 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための 国際協力の推進

人権人道課長 松浦 純也

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>国際社会における人権・民主主義を保護し、促進すること。</p> <p>〔小目標〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マルチの取組：北朝鮮人権状況の改善に向けた取組（国連総会及び人権理事会における決議の採択）、ハンセン病差別撤廃に向けた取組の推進等 2 バイの取組：人権対話その他の二国間対話の実施 3 人権諸条約の履行（各種条約体による政府報告審査への対応を含む。） 4 難民認定申請者等への支援の継続及び第三国定住による難民の受入れ
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>（人権人道分野について引き続き国連や二国間人権対話等の場を通じて働きかけること及び拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害問題について国連を含む国際社会との一層の連携に努めること、を表明）。</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①国連の各種人権フォーラム（国連総会第 3 委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組 ②社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加 ③主要人権条約の履行 ④第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は、人権理事会の創設（平成 18（2006）年）以来の理事国として、国連の各種人権フォーラムの議論への参加や二国間の対話等を積極的に行い、各国・地域の人権状況等の改善に向け取り組んだ。その結果、具体的には以下のような進展が見られた。

（１）国際場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会及び人権理事会に

において北朝鮮人権状況決議案を提案し、いずれも過去最多の賛成票を得て採択)。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進(例：人権理事会においてカンボジア人権状況決議案を提案し、全会一致で採択)。

上記に加え、分野別の取組を推進(例：人権理事会及び国連総会においてハンセン病差別撤廃決議案を提案し、いずれも全会一致で採択。国連ジェンダー新機関(UN Women)の初代執行理事国に立候補し、当選。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者(児童、女性、障害者等)の権利の保護・促進を目的とした各種取組を支援)。

(2) 二国間関係

日中人権対話、日イラン人権対話、日カンボジア人権対話を実施し、各国内の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。その他、日EU人権対話を実施した他、米国やスイス等と人権分野に関する意見交換を実施。

(3) 主要人権条約の履行

児童の権利条約の政府報告審査に参加したほか、人種差別撤廃条約に係る委員会の最終見解に基づくフォローアップ情報を提出。我が国に新たに設置されたUN Women日本事務所との連携・協力等。

未締結の人権諸条約の締結の検討を推進(例：障害者権利条約(仮称)の締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非について検討(セミナーの開催等)、国際的な子の奪取の民事面に関する条約(ハーグ条約)の締結の可能性について検討(アンケートの実施等))。

(4) 人道分野(難民等への支援)

国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを新たに開始(平成22(2010)年度は5家族計27名を受入れ)し、受入れ難民に対する定住支援等を行った。また、条約難民に対する定住促進支援及び難民認定申請者に対する生活支援等を実施。

課題

国際社会における人権・民主主義の更なる保護、促進に向けた取組を推進する。

施策の必要性

(1) 人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であり、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務である。国際社会においては、平成17(2005)年9月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成18(2006)年3月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速化している。

(2) 国際社会において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。

また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、さらに、国民の人権

の保護・促進の観点から、障害者権利条約（仮称）等の人権条約の締結を目指した取組、個人通報制度の受入れの是非についての検討、子の最善の利益の観点からハーグ条約の締結の可能性についての検討を進める必要がある。

- (3) 我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは、難民問題解決に向けて国際社会に貢献すると同時に我が国の社会的安定のために重要であり、そのための各種支援・保護事業が必要である。

また、世界各国による第三国定住に対する国際的動向をも踏まえ、我が国としても第三国定住による難民の受け入れに積極的に対応していく必要がある。

施策の有効性

- (1) 我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。他方で、各国の文化・歴史・発展段階等の事情を考慮する必要もある。
- (2) そのため、我が国としては、国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが重要である。
- (3) 国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等を支援していくことも有効である。また、我が国としても、政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるとともに、未締結の人権諸条約について必要な検討を行うことも、国民の人権の保護・促進のために重要である。
- (4) 条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国における定住支援のために有効であり、また既に我が国に定住している1万1千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族等に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

また、国際貢献及び人道支援の観点から第三国定住による難民の受け入れを行うことは、我が国としても国際的な難民問題に積極的に対応していく上で有効である。

施策の効率性

人権理事会のレビューの議論において、我が国は一貫して人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様に、平成23(2011)年1月に新たに活動を開始した国連ジェンダー新機関（UN Women）に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張してきている。

さらに、人道支援の観点からは、特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増傾向を踏まえ、保護費支給に当たっての新たな基準を設ける等、適切な支援の実施に努めた。

このように、限られた予算や人的投入資源が効果的・効率的に使用されるよう努め、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	786	756

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	19	20

単位：人（本省職員）

外部要因

国際社会における個々の国の特殊性や様々な歴史的・文化的・宗教的背景を考慮に入れる必要がある。（人権分野においては各国の意見や価値観の相違が顕著。）

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際社会の人権の保護・促進

（1）国際場裡

北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起（例：国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案を提案し、いずれも過去最多の賛成票を得て採択）。

また、カンボジアの人権状況改善に向けた取組を推進（例：人権理事会においてカンボジア人権状況決議案を提案し、全会一致で採択）。

上記に加え、分野別の取組を推進（例：国連総会及び人権理事会においてハンセン病差別撤廃決議案を提案し、いずれも全会一致で採択。国連ジェンダー新機関（UN Women）の初代執行理事国に立候補し、当選。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動や社会的弱者（児童、女性、障害者等）の権利の保護・促進を目的とした各種取組を支援）。

（2）二国間関係

日中人権対話、日イラン人権対話、日カンボジア人権対話を実施し、各国内の人権の保護・促進に向けた働きかけを実施。その他、日 EU 人権対話を実施した他、米国やスイス等と人権分野に関する意見交換を実施。

（3）主要人権条約の履行

児童の権利条約の政府報告審査に参加したほか、人種差別撤廃条約に係る委員会の最終見解に基づくフォローアップ情報を提出。我が国に新たに設置された UN Women 日本事務所との連携・協力等。

未締結の人権諸条約の締結の検討を推進（例：障害者権利条約（仮称）の締結に向けた検討、個人通報制度の受入れの是非について検討（セミナーの開催等）、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の締結の可能性について検討（アンケートの実施等））。

評価の切り口 2：人道分野での取組（難民等への支援）

- （1）国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れを新たに開始（平成 22(2010)年度は5家族計 27 名を受入れ）し、受入れ難民に対する定住支援等を行った。

(2) 条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。

今後の方針

(1) 平成 23(2011)年までに、人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を引き続き支援していく。

(2) 人権状況に深刻な問題がある国については、(国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに) 二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

(3) 政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努めるほか、障害者権利条約(仮称)の締結に向けた取組、個人通報制度の受入れの是非の検討、ハーグ条約の締結の可能性についての検討を真剣に行う。

(4) 難民等への支援を継続するとともに、アジア地域で初となる平成 22(2010)年度からの第三国定住による難民の受入れ事業(パイロットケース)を、引き続ききめ細やかに実施する。

事務事業(施策の目標を達成するための主要な手段)

- ① 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組
- ② 社会的弱者(児童、女性及び障害者等)の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加
- ③ 主要人権条約の履行
- ④ 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施、及び右に係る関係省庁、UNHCR、IOM、NGO等との連携

第三者の所見(学識経験を有する者の知見の活用)

林 陽子 弁護士(女子差別撤廃委員会委員)

本施策目標につき、「目標の達成に向けて進展があった」という評価は妥当である。

1. マルチの取組

北朝鮮、カンボジアといったアジア地域の中でも最も深刻な人権問題がある国について、国際場裡において決議案を提案し、採択させたことは、積極的に評価できる。

ハンセン病差別撤廃決議案を提案し、国連総会において全会一致で採択させたことも、国際社会における人権の伸展にとって重要な貢献である。

2. バイの取組

人権対話という手法及び対象国地域のいずれも妥当である。

3. 主要人権条約の履行

人権条約の下での政府報告書審査の作成及び審査への対応は、対象となる条約の数が増え、本来の報告書調査の他にフォローアップ報告書の提出も求められるようになっており、多くの人的資

源を要する作業であるが、本課は効率的な対応に努力している。

年来の課題である障害者の権利条約の締結及び主要人権条約の個人通報制度の参加に向けて、より一層の努力が求められる。

4. 人道分野

第三国定住によるミャンマー難民の受入れが開始されたことは高く評価できる。条約難民に対する定住促進支援等も極めて重要な取組みであり、継続・強化が求められる。

5. まとめ

東日本大震災後に世界各国から日本に寄せられた支援は、国際社会における人権・民主主義を保護・促進するという日本の外交姿勢に対する支援の表明でもあり、今後もこの姿勢を財政的裏付をもって堅持すべきである。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

Ⅱ-2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	257
-----	---------------------------	-----

II - 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 軍備管理軍縮課	軍備管理・軍縮に関する外交政策
生物・化学兵器禁止条約室	生物兵器禁止条約・化学兵器禁止条約に関する外交政策
通常兵器室	通常兵器に関する外交政策
不拡散・科学原子力課	大量破壊兵器及び関連物資の不拡散，原子力の平和的利用に関する外交政策

II - 2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

軍縮不拡散・科学部

軍備管理軍縮課長 吉田 謙介

生物・化学兵器禁止条約室長 今給黎 学

通常兵器室長 河野 光浩

不拡散・科学原子力課長 小泉 勉

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること</p> <p>【小目標】</p> <p>1 国連総会・平成 22（2010）年 5 月の NPT（核兵器不拡散条約）運用検討会議、各種二国間会議の場等を通じた、軍縮・不拡散分野で国際社会を主導する外交活動の展開</p> <p>2 軍備管理・軍縮・不拡散に係る国際的な枠組みの維持及び国内実施強化への貢献</p>
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>1 第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「私が協力をお願いした延べ二十六名の非核特使の皆様が、被爆体験を語るため世界各国を訪れています。唯一の被爆国として、核軍縮、核不拡散の重要性を引き続き訴えていきます。」</p> <p>2 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「核軍縮・不拡散分野については、2010 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに、昨年立ち上げた「核軍縮・不拡散に関する外相会合」の活動を進め、核リスクの低減を通じた「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会の議論を主導します。また、来年の核セキュリティ・サミットに向け、主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取組を進めます。イランの核問題については、平和的・外交的解決を目指して、国際社会と連携しつつ、イランへの働きかけを継続します。」</p> <p>3 民主党マニフェスト 2010</p> <p>「「核兵器のない世界」を実現するため、核兵器数の削減、核関連条約の早期実現、大量破壊兵器の不拡散に取り組むとともに、北東アジア地域の非核化をめざします。」</p>
<p>施策の概要</p>	<p>北朝鮮やイラン等の核問題がある中で、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性にかんがみ、我が国は、核兵器については、核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化（2010 年 NPT 運用検討会議に係る取組）、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効に向けた働きかけ、国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っている。また、生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化等</p>

に貢献している。通常兵器については、武器の取引や使用等を規制する国際的な枠組みの普遍化・強化への貢献・実施のほか、対人地雷・クラスター弾等の不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行っている。また、大量破壊兵器（WMD）等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想（PSI）への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施している。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

核軍縮・不拡散の分野においては、平成 22（2010）年 5 月の NPT 運用検討会議で合意された行動計画を着実に実施するための核軍縮・不拡散に関する地域横断的グループ（NPT I）を我が国主導で立ち上げるとともに、国連総会では我が国の核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得て圧倒的多数の支持によって採択された。また、被爆者等を非核特使として業務委嘱し核兵器使用の惨禍の実相を伝達するなど、「核兵器のない世界」の実現に向けて我が国として大きな貢献を果たした。

また、NPT、CTBT、BWC、IAEA 追加議定書等の軍縮・不拡散関連の国際的枠組みの普遍化に向けた働きかけを行うなど、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むよう努力を行った。

さらに、平成 22（2010）年 6 月に採択された国連安保理決議第 1929 号を含む大量破壊兵器等の不拡散に関する安保理決議を確実に履行するとともに、拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家会合を我が国として初めて主催し、韓国主催の PSI 海上阻止訓練に護衛艦等を派遣して参加する等、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組に大きく貢献した。

加えて、武器貿易条約（ATT）の準備委員会等における議論の進展、小型武器の非合法取引に係る国連総会決議の採択、対人地雷・不発弾・小型武器等に関する現場プロジェクトが着実に進展した。

課題

軍縮・不拡散体制が様々な挑戦を受けている今日の国際社会において、我が国は、軍縮・不拡散体制の維持強化に向けた外交を引き続き積極的に展開していく必要がある。

施策の必要性

大量破壊兵器及びその運搬手段並びに通常兵器に係る軍備管理・軍縮・不拡散の取組は、国際社会の平和と安全を維持するのみならず、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つである。

特に、唯一の戦争被爆国である我が国が、国際的な機運が高まる中、国民の悲願である「核兵器のない世界」の実現のために現実的な措置を積極的かつ着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するだけでなく、我が国を含む国際社会の平和と安定に大きく貢献できるものである。また、現実には多くの人を殺傷するばかりでなく紛争後の復興開発の阻害要因ともなっている、対人地雷・クラスター弾を含む不発弾・非合法な小型武器等の通常兵器についても、安全保障のみならず人道や開発等の観点から、軍備管理・軍縮・不拡散の取組が必要である。

施策の有効性

我が国を含む国際社会の平和と安全を維持できるよう、軍備管理・軍縮・不拡散の取組を進めていくためには、国際社会が目標や達成手段を共有して協調的に施策に取り組むことが何よりも重要である。

例えば、一国が軍備管理や軍縮の取組に反して軍備拡張的な防衛政策をとり、あるいは、一国が不拡散の取組に反して拡散懸念国に大量破壊兵器等やその関連物資を提供すれば、かかる目的は全く達成されないことが容易に推察できることから分かるように、軍備管理・軍縮・不拡散の取組は二国間ないし多国間の協調的行動があって初めて有効となるものであり、施策に掲げる国際的な枠組みに沿った取組を行うことは、数少ない有効な手段と言える。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「評価結果」に列挙したような軍縮・不拡散体制の維持・強化に資する進展が見られた。このように、投入資源量に見合った、あるいはそれを上回る成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	278	256

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	49	49

単位：人（本省職員）

外部要因

本件施策を推進する上で影響を与え得る我が国の施策以外の外部要因として、以下が挙げられる。

(1) 核軍縮・不拡散の観点からは、NPT 体制において、NPT 上の核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス及び中国）、NPT 上の非核兵器国、NPT 非締約国（インド、パキスタン及びイスラエル）といったカテゴリーに分類され、それぞれの立場が異なる結果、施策の推進の阻害要因となることがある。

(2) 大量破壊兵器等の不拡散の観点からは、拡散懸念国の存在に加え、国内の輸出管理制度が十分に整備されていないのみならず実施能力も脆弱な国々（途上国に多く見られる傾向）の存在が、各国の輸出管理政策の実効性を欠き、施策の推進の阻害要因となることがある。

(3) 通常兵器の管理の観点からは、例えば、小型武器回収における現場プロジェクトの実施は、相手

国政府の政治的意志の欠如や地域の不安定な治安情勢等がプロジェクトの実効性を損ねることで施策推進の阻害要因となることがある。

(4) また、地理的な面では、北東アジア、中東等における不安定な地域情勢が軍備管理・軍縮・不拡散に関する国際的枠組みの進展を阻害する要因となる。軍備管理・軍縮・不拡散政策は各国の安全保障政策と密接に関連しているため、各国ともおのずと慎重な立場をとることが多くなるため、成果をあげることに時間を要する。

目標の達成状況

評価の切り口：軍縮・不拡散体制の維持・強化に対する我が国の貢献

平成 22 年度は、軍縮・不拡散体制の維持強化に関し、以下のとおり注目すべき進展があり、我が国もその実現に積極的に貢献した。

(1) 核軍縮・不拡散の観点から、「核兵器のない世界」に向けて、我が国は、平成 22 年 5 月の NPT 運用検討会議において、日豪共同提案（核軍縮・不拡散）、IAEA 保障措置の強化、技術協力、軍縮・不拡散教育に関する 4 本の作業文書を提出し、各国から幅広い支持を得て、議論の基礎を提供した。また、同会議で 10 年ぶりに最終文書が採択されるよう岡田外務大臣（当時）のイニシアティブにより 6 か国の外相らと共に合意形成に向けた結束を呼びかける緊急閣僚声明を発出した。さらに、本会議の成果を踏まえ、国際的な議論を主導するため、日本とオーストラリアは、9 月 22 日に核軍縮・不拡散に関する外相会合を開催し、地域横断的グループ(NPDI)を形成した。同会合の成果文書として NPT 運用検討会議での合意事項の着実な実施に貢献し、「核リスクの低い世界」に向けた現実的取組を進める決意を表明する外相共同声明を発表した。我が国は、同グループにおいて、FMCT（カットオフ条約）の即時交渉開始や、核兵器国による核軍縮の報告フォーマット、軍縮・不拡散教育、IAEA 追加議定書の普遍化に向けた取組等でイニシアティブを発揮した。また、我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮決議案（平成 22 年度は、「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」）が過去最多の共同提案国と共に圧倒的多数の支持で採択された。

(2) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行するだけでなく、輸出管理レジーム等の場で、これらの国連安保理決議や国連安保理決議第 1540 号をはじめとする不拡散に関連した諸施策が着実に履行されるよう様々な取組を行った。また、二国間レベルの働きかけに加え、第 7 回アジア不拡散協議（ASTOP）や第 18 回アジア輸出管理セミナーを主催すること等により、アジア地域が確実にこれら安保理決議を履行できるようにするとともに輸出管理体制を強化できるようにした。その努力もあり、平成 22 年マレーシアは包括的な輸出管理を導入した。さらに、拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家会合を我が国として初めて主催したほか、韓国主催の PSI 海上阻止訓練に護衛艦等を派遣して参加する等、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。

(3) 生物・化学兵器については、機会を捉え、非締約国に対して BWC 及び CWC への加入を呼びかけるとともに、条約の実施強化が不拡散に資するとの観点から、我が国は、知見を有する専門家をセミナーに派遣するなど、BWC 及び CWC の国内実施強化の促進に貢献した。また、化学兵器禁止機関（OPCW）による査察の滞りない受入れにより、我が国の CWC 履行に対する信頼醸成に努めた。

(4) 通常兵器については、我が国は、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化促進に積極的に取り組んでおり、アジア大洋州地域の条約未締結国を中心として、早期に条約に加入するよ

う働きかけを行った。特に、クラスター弾に関する条約の第1回締約国会議においては、副議長を務めるとともに、普遍化セッションにおいて、議長を補佐する役割を担った。武器貿易条約（ATT）構想に関しては、平成24年の国連会議に向けて2回の準備委員会が開催されており、準備作業に貢献している。我が国が国連に決議案を提出し、採択された小型武器決議においては、政府専門家会合の開催が決定された。また、対人地雷、クラスター弾を含む不発弾、小型武器に関連し、現場のプロジェクトへの支援を着実に進めた。

今後の方針

軍備管理・軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標達成に向け、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

（核兵器）

- ① G8首脳会議及び関連会合への積極的参加
 - ② ジュネーブ軍縮会議や、核軍縮決議提出による国連総会等の多国間プロセスへの積極的参加
 - ③ 核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化に向けた取組
 - ④ 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会に対する支援を通じた核軍縮・不拡散への取組
 - ⑤ 旧ソ連諸国の非核化協力（ロシア極東退役原潜解体協力関連事業等）の実施
 - ⑥ 国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施
 - ⑦ 軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及
 - ⑧ 包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進のための働きかけや、CTBT国内運用体制整備・強化
- （生物兵器・化学兵器）
- ⑨ 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・各国における国内実施強化のための支援
 - ⑩ CWCに基づく査察への対応（老朽化化学兵器、中国遺棄化学兵器等）
 - ⑪ バイオ及びケミカル・セイフティ・セキュリティに対する国際的取組への対応
- （輸出管理等）
- ⑫ 原子力供給国グループ（NSG）、ザンガー委員会、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、ワッセナー・アレンジメント（WA）といった国際輸出管理レジームの活動強化及び適切な輸出管理の実施（NSGの事務局機能提供含む）
- （その他の不拡散問題への対応）
- ⑬ 国際的な拡散対抗の新たな動き（安保理決議、PSI、ASTOP等）に向けた取組
- （通常兵器）
- ⑭ クラスター弾に関する条約（オスロ条約）及び対人地雷禁止条約（オタワ条約）実施における国際的取組への貢献、被害国支援等への取組
 - ⑮ 小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献
 - ⑯ 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）への取組
 - ⑰ 武器貿易条約（ATT）作成プロセスへの積極的参画
 - ⑱ 軍備の透明性向上への取組

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

秋山 信将 一橋大学大学院准教授

平成 22 年度は、5 月の NPT 運用検討会議において核不拡散・核軍縮の進展に向けた行動計画が合意されたことを受け、その実施に向けた次の運用検討会議までのプロセスにどのように日本が関与するかという政策課題が明確になった。その中で、核リスクの削減にむけ、またこの行動計画の着実な実施のために地域横断的なグループ（NPTI）を立ち上げたことは、日本の政策を実現するための「仲間づくり」として大いに評価されよう。国連総会での核軍縮決議が過去最多の共同提案国を得、圧倒的多数の支持を得て採択されたことも、日本の核軍縮・不拡散外交の姿勢が積極的な評価を得ている表れといえる。不拡散の分野においても輸出管理レジームの強化や、PSI における実務的な国際協力の推進などの活動は強化されよう。また通常兵器においても諸条約の普遍化への取り組みや、ATT 構想においては NGO との対話も含めた構想形成のプロセスへの関与が評価されよう。

しかしながら、厳しい財政状況の中で予算および人員の制限もあるとはいえ、核軍縮・不拡散強化の機運が高まる中で日本の強みを発揮したとは必ずしも言い切れない。

核軍縮・不拡散を強化していくための「仲間づくり」の努力は、今後も一層強化されるべきである。とりわけ、極めて遺憾ながら、東日本大震災によって発生した福島第一原子力発電所の事故は、日本が今後核軍縮・不拡散外交に取り組むうえで、極めて大きな影響を与えるであろう。この事故を受け、国際社会では核テロ、原子力事故、核拡散を含む多様な「核リスク」に対する脅威認識が高まり、並行して核軍縮への欲求が高まっていることを考えると、まさに当事国としてどのようにこの「核リスク」の削減に取り組んでいくのかは、核軍縮外交の促進という面だけでなく、日本の信頼性を回復させるというより大きな目的においても、極めて重要性・緊急性の高い課題である。核の管理における信頼の喪失は、核のリスク削減という政策課題において取り戻す以外にない。

そのためには、既存の国連軍縮フェローの受け入れをはじめとする軍縮教育や非核特使の派遣などのアウトリーチを続けていくとともに、NPT 運用検討会議の新たなレビューサイクルが始まる平成 24 年度から、NPT の行動計画の具体的な実施に向けた政策イニシアティブや行動計画実施の評価といった活動を通じたより積極的な仲間づくりの外交の展開が今後求められよう。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ（トップページ＞外交政策＞軍縮・不拡散）

平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力・・・265

具体的施策

Ⅱ-3-1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進・・・・・・・・・・	271
Ⅱ-3-2	科学技術に係る国際協力の推進・・・・・・・・・・	277

II - 3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

評価担当課室名	業務内容
軍縮不拡散・科学部 国際原子力協力室	原子力の平和的利用（原子力の軍事的利用への転用防止に関するものを除く）
国際科学協力室	科学に関する外交政策

II - 3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

施策の概要

II - 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

II - 3 - 2 科学技術に係る国際協力の推進

評価の結果

施策 II - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 3 - 1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
II - 3 - 2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が出ている中で、原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題であり、我が国は、原子力先進国としてこの課題に積極的に貢献する必要がある。

福島第一原発の事故により、世界各国で原発の安全性に対する不安が高まっており、一部の国では原発停止の動きも見られるところ、我が国は、追加的な IAEA 安全基準の策定や原子力安全関連条約の強化を通じて国際社会で原子力安全向上に貢献する必要がある。

また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約 3 割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、不拡散上の業務を遵守しつつ、核物質の円滑な移転を確保する必要がある。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

平成 20 年 5 月に総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」を総理及び関係大臣に意見具申して以来、平成 21 年 8 月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交を強化・推進することが求められている。また、宇宙分野に関しては、平成 22 年 5 月に宇宙分野の重点施策が決定され、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題（宇宙ゴミなど）への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

施策の有効性

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、原子力の平和的利用を推進し、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。原子力安全を向上させるためには、IAEA 安全基準の強化、IAEA 安全評価ミッションの拡充、原子力安全関連条約の強化等が有効である。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間協力及び多国間協力を通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。したがって、外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。また、各国が各種課題の解決に向け高い期待を寄せる我が国の科学技術を外交ツールとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

施策の効率性

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

科学技術協力において、実際に協力案件を実施する独立行政法人等を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、外務省としては「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算と人的資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に特化するよう努めた。その結果、前年度よりも多くの政策対話（国内開催3か国・機関(EU, 米, ニュージーランド)、在外開催2か国(カナダ, オランダ))を実施し、スペイン、EUとの間でそれぞれ科学技術協力協定を新たに発効させ、科学技術先進国・地域との二国間協力を強化することができた。

達成すべき施策の目標

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

IAEA等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

我が国及び国際社会の科学技術を発展させること

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	1,690,547 の内数	1,901,686 の内数	1,785,313 の内数
	補正後予算額	1,690,547 の内数	1,892,649 の内数	1,785,313 の内数
	繰り越し等	0		
執行額		1,616,627 の内数		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

評価の切り口1：二国間協定の交渉・協議の進展

ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では1回、韓国との間では5回、ベトナムとの間では3回の交渉を経て、原子力協定を署名した。

評価の切り口2：放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、平成22年度におけるMOX燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。

評価の切り口3：核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施

既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。

具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、平成22年度は、240件以上（平成20年度は約200件、平成21年度は200件以上）にのぼった。

評価の切り口4：新たな原子力技術・制度のための国際協力の進展

国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)の下での各種会合が実施され、成果があった。我が国は世界有数の原子力技術先進国として原発新規導入国に対して国際協力を実施しており、各種会合での議論を通じて、我が国の国際協力のあり方に関する考えを各国と共有すると共に、我が国の協力のあり方について検討する上で有益であった。我が国は、先進的な原子力技術を有する国として、IFNEC等の国際協力を通じた我が国の協力のあり方の検討や、原子力利用にあたっては3Sの確保が重要であるとの認識を国際的に普及することが出来た。

具体的には平成22(2010)年11月、ヨルダンにおいて閣僚級会合(執行委員会)が開催され、共同声明が発出された。本共同声明の策定において我が国は主導的な役割を果たした。

また、同年6月、11月に運営委員会が、5月及び12月に基盤整備ワーキング・グループが、10月には核燃料サービス・ワーキング・グループがそれぞれ会合を開催し、今後の協力のあり方や課題について理解を深めることができた。特に10月の核燃料サービス・ワーキング・グループは我が国がホストを務め、新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力の進展について我が国の考え方を各国と共有することで、有益な成果を得ることができた。

評価の切り口5：国際原子力安全協力等を通じた核セキュリティの強化

欧州復興開発銀行（EBRD）が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、一定の成果があった。福島第一原子力発電所の原子力事故に係る国際的な業務に対処した（現在も継続中）。

国際的な核セキュリティ対策強化に関し、平成22年4月にワシントンにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて鳩山総理（当時）が我が国の新たな4つの国際措置を発表するとともに、11月のオバマ米大統領訪日の際には、次回核セキュリティ・サミット（平成24（2012）年）の成功に貢献する観点から、日米核セキュリティ作業グループを設置する等、更なる活動強化に向けて一定の成果があった。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」（GI）の関連活動に積極的に参加し、一定の成果があった。

評価の切り口6：非発電分野における原子力の平和利用に関する国際協力の実施

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野（子宮頸がんの放射線治療分野）での事業の形成・実施計画の策定を行っており、平成22年度はプロジェクト全体として一定の成果があった。

評価の切り口7：福島第一原発事故への対応

福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

評価の切り口1：二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

平成22年度には、米国、ニュージーランド、カナダ、オランダ、EUとの間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、個別の政府間の協力分野について更なる協力の推進を確認することができた。

評価の切り口2：イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

平成22年7月、核融合炉の設計仕様、スケジュール、コストを定めた基本文書が関係機関間で合意され、イーター計画は本格的な建設期間に移行することとなった。また、平成22年7月に池田要初代機構長が勇退した後、本島修第2代機構長が就任し、我が国はイーター計画の準ホスト国として、イーター機構設立以来、機構長を輩出している。更に日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向け、我が国はプロジェクト計画の実施に向けてEUと議論を継続した。

評価の切り口3：宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進

宇宙に関するルール策定において、我が国の利益確保及び我が国の知見を活かした議論への更なる貢献、宇宙先進国としての指導的地位の維持のために、COPUOS 本委員会の議長ポストを獲得する等目標を達成した。また、我が国の宇宙技術を活用し、アイスランドの火山噴火の際に人工衛星のデータを英国政府に提供した他、チリ鉱山落盤事故の際に宇宙技術を活用した下着類や宇宙食をチリ政府へ提供する

等，宇宙外交を推進した。

評価の切り口 4：ISTC への支援を通じた協力の推進

平成 22 年度においても，我が国拠出及び民間企業拠出によるプロジェクトを実施・継続し，潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国は ISTC 理事会等に我が国理事等を派遣し，ISTC の運営に積極的に関与したほか，ISTC 設立から 15 年余りを経て設立時からのロシア及び CIS（独立国家共同体）諸国を取りまく環境の変化を踏まえ，ISTC 事務局の合理化に向けた働きかけ等を行った。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

II-3-1

・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「（経済外交の「四つの柱」の）第 3 の柱は，インフラの海外展開です。アジアを始めとする新興国を中心に世界各国でインフラ需要が増加する中で，日本の優れた技術を積極的に展開し，日本経済の成長につなげたいと考えます。昨年，新興国においては初めて，我が国がベトナムにおける原子力発電所建設の協力のパートナーに選ばれました。（中略）今後も重点分野の原子力発電（略）について，（中略）新興国へのトップセールスを自ら先頭に立って行います。」

「2010 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに，（中略）来年の核セキュリティ・サミットに向け，主催国韓国や米国との協力を強化し，具体的取組を進めます。」

・民主党マニフェスト 2010

「政府のリーダーシップの下で官民一体となって，高速鉄道，原発（中略）などのインフラシステムを国際的に展開。」

「核関連条約の早期実現をめざします。」

II-3-2

・「科学技術に関する基本政策について（答申）」（平成 22 年 12 月 24 日）

Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開

（1）アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進

（2）科学技術外交の新たな展開

・「宇宙基本計画」（平成 21 年 6 月 2 日）

第 2 章 2 （3）宇宙外交の推進

第 3 章 2 （3）外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力

今後の方針

1 「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について

福島第一原発事故の収束，国際的な原子力安全の向上及び原子力の平和的利用を推進するための施策を企画立案し，実施する。

2 「科学技術に係る国際協力の推進」について

省内外関係部局とも連携しつつ、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に引き続き取り組む。

II - 3 - 1 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

国際原子力協力室長 新井勉

平成 23 年 5 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 我が国核燃料サイクル政策に対する支援強化 2 二国間原子力協定の締結を通じた核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ（いわゆる 3 S）を確保した形での原子力協力の推進 3 多国間フォーラム等を通じた国際的な 3 S 基盤整備の推進・強化 4 地域協力を通じた原子力分野の技術協力・研究開発の推進・強化
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「（経済外交の「四つの柱」の）第 3 の柱は、インフラの海外展開です。アジアを始めとする新興国を中心に世界各国でインフラ需要が増加する中で、日本の優れた技術を積極的に展開し、日本経済の成長につなげたいと考えます。昨年、新興国においては初めて、我が国がベトナムにおける原子力発電所建設の協力のパートナーに選ばれました。（中略）今後も重点分野の原子力発電（略）について、（中略）新興国へのトップセールスを自ら先頭に立って行います。」</p> <p>「2010 年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の合意の着実な実施を促進するとともに、（中略）来年の核セキュリティ・サミットに向け、主催国韓国や米国との協力を強化し、具体的取組を進めます。」</p> <p>・ 民主党マニフェスト 2010</p> <p>「政府のリーダーシップの下で官民一体となって、高速鉄道、原発（中略）などのインフラシステムを国際的に展開。」</p> <p>「核関連条約の早期実現をめざします。」</p>
<p>施策の概要</p>	<p>核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び協定の実施。放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。原子力安全、核セキュリティ及び核不拡散（3 S）を確保した形での原子力発電の国際的展開への協力。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。新たな原子力技術の開発への貢献。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う各国への正確な情報提供や各国からの支援調整。右事故を踏まえた国際的な原子力安全向上への取組。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 22 年度には、二国間協定の締結に向けた交渉の実施、そのための国内調整の実施、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進への貢献、G 8 北海道洞爺湖サミット（平成 20 年）における我が国の提案による「原子力平和利用に関する 3 S イニシアティブ」のフォローアップ等を中心に進展があった。具体的な成果としては、平成 22 年 4 月に開催された核セキュリティ・サミットの成功のために、議長国（米国）と協調しつつ、成果文書の策定に積極的に関与し、国際的な核セキュリティ強化に係る枠組みの構築に繋がる取組に貢献することが出来た。また、同年 5 月に開催された NPT 運用再検討会議では、我が国は技術協力に関する作業文書を提案し、参加各国の幅広い支持を得ると共に、開発途上国の前向きな姿勢を導き出す等、同運用検討会議の成功に一定の貢献を果たすことができた。さらに、平成 22 年度末に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に係る様々な国際的な対応（IAEA との協力を含む）にも適切に対処し、現在も関連作業が継続中である。

課題

平成 22 年度末の福島第一原発事故により、原発の状況の各国への情報発信、各国からの支援調整、国際的な原子力安全向上への取組、原子力安全関連条約の強化、原子力損害賠償関連条約への加入検討等新たな業務が急増しているところ、これらの業務に適切に対応していく必要がある。また、平成 24（2012）年の第 2 回核セキュリティ・サミット（於：韓国）の成功に向け、同サミットの成果に貢献する観点から設置された日米核セキュリティ作業グループでの活動を強化していく必要がある。

施策の必要性

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が出ている中で、原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題であり、我が国は、原子力先進国としてこの課題に積極的に貢献する必要がある。

福島第一原発の事故により、世界各国で原発の安全性に対する不安が高まっており、一部の国では原発停止の動きも見られるところ、我が国は、追加的な IAEA 安全基準の策定や原子力安全関連条約の強化を通じて国際社会で原子力安全向上に貢献する必要がある。

また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約 3 割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核不拡散上の業務を遵守しつつ、核物質の円滑な移転を確保する必要がある。

施策の有効性

沿岸国政府との協議等の施策は、我が国核燃料サイクル政策の重要な一部をなす放射性物質輸送を円滑に行う上で有効である。二国間原子力協定の作成は、原子力の平和的利用を推進し、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上でも有効である。原子力安全を向上させるためには、IAEA 安全基準の強化、IAEA 安全評価ミッションの拡充、原子力安全関連条約の強化等が有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、放射性物質輸送に関する関係国との意見調整、二国間原子力協定交渉の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	9	22

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	9	11

単位：人（本省職員）

外部要因

平成 22 年度末に発生した東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故に伴い、原子力安全に関する国際社会における関心が高まっており、我が国が対処すべき関連業務は、急遽開催される国際会議等の影響を受けやすい。

平成 22 年度における放射性物質の輸送に係る当該沿岸国の国内政治情勢は安定しており円滑な輸送が実施されたが、基本的に放射性物質輸送は、当該沿岸国の国内政治情勢などの影響を受けやすい。また、核物質、原子力関連資機材、技術の移転については、国内外のニーズの影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：二国間協定の交渉・協議の進展

ヨルダン、韓国、ベトナムとの間で原子力協定を署名したほか、アラブ首長国連邦との間で実質合意を達成し、トルコ、ブラジル、南アフリカとの間で交渉を実施した。具体的には、ヨルダンとの間では 1 回、韓国との間では 5 回、ベトナムとの間では 3 回の交渉を経て、原子力協定を署名した。

評価の切り口 2：放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムは MOX 燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることとなっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠である。国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られており、平成 22 年度における MOX 燃料の海上輸送は、安全かつ円滑に実施することができた。

評価の切り口 3：核物質・原子力関連品目の円滑な移転の実施

既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の実施等の成果があった。

具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行ったが、これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものである。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続は、平成22年度は、240件以上（平成20年度は約200件、平成21年度は200件以上）にのぼった。

評価の切り口 4：新たな原子力技術・制度のための国際協力の進展

国際原子力エネルギー協力フレームワーク（IFNEC）の下での各種会合が実施され、成果があった。我が国は世界有数の原子力技術先進国として原発新規導入国に対して国際協力を実施しており、各種会合での議論を通じて、我が国の国際協力のあり方に関する考えを各国と共有すると共に、我が国の協力のあり方について検討する上で有益であった。我が国は、先進的な原子力技術を有する国として、IFNEC等の国際協力を通じた我が国の協力のあり方の検討や、原子力利用にあたっては3Sの確保が重要であるとの認識を国際的に普及することが出来た。

具体的には平成22(2010)年11月、ヨルダンにおいて閣僚級会合（執行委員会）が開催され、共同声明が発出された。本共同声明の策定において我が国は主導的な役割を果たした。

また、同年6月、11月に運営委員会が、5月及び12月に基盤整備ワーキング・グループが、10月には核燃料サービス・ワーキング・グループがそれぞれ会合を開催し、今後の協力のあり方や課題について理解を深めることができた。特に10月の核燃料サービス・ワーキング・グループは我が国がホストを務め、新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力の進展について我が国の考え方を各国と共有することで、有益な成果を得ることができた。

評価の切り口 5：国際原子力安全協力等を通じた核セキュリティの強化

欧州復興開発銀行（EBRD）が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、一定の成果があった。福島第一原子力発電所の原子力事故に係る国際的な業務に対処した（現在も継続中）。

国際的な核セキュリティ対策強化に関し、平成22年4月にワシントンにて開催された核セキュリティ・サミットにおいて鳩山総理（当時）が我が国の新たな4つの国際措置を発表するとともに、11月のオバマ米大統領訪日の際には、次回核セキュリティ・サミット（平成24（2012）年）の成功に貢献する観点から、日米核セキュリティ作業グループを設置する等、更なる活動強化に向けて一定の成果があった。また、米露大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」（GI）の関連活動に積極的に参加し、一定の成果があった。

評価の切り口 6：非発電分野における原子力の平和利用に関する国際協力の実施

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施した。我が国は、RCAにおいてリードカントリーを務める医療・健康分野（子宮頸がんの放射線治療分野）での事業の形成・実施計画の策定を行っており、平成22年度はプ

プロジェクト全体として一定の成果があった。

評価の切り口7：福島第一原発事故への対応

福島原発事故をめぐる状況について各国に迅速かつ正確に情報提供し、各国からの支援が国内関係機関にわたるよう調整するなど、適切に対応した。

今後の方針

福島第一原発事故の収束、国際的な原子力安全の向上及び原子力の平和的利用を推進するための施策を企画立案し、実施する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 福島第一原発事故の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との調整
- ② IAEA、G8等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化（含む国際会議の実施）
- ③ 原子力安全に関する国際的及び地域的プロジェクトの実施
- ④ 核セキュリティ強化のため国際的取組への貢献
- ⑤ 二国間原子力協定の交渉及び締結
- ⑥ 放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応

第三者の所見

秋山 信将 一橋大学国際・公共政策大学院准教授

本年度の目標の中の「『3S』を確保した形での原子力協力の推進」は、世界各国で原子力発電の導入を目指す国が増加する中、原子力に係る活動から発生する様々なリスクをできる限り低減させるためには非常に重要である。近年ではこの「3S」という概念が国際社会の中でも浸透しつつあり、その点では日本政府の努力が少しずつ結実しているといえよう。また、各国との原子力協力協定を梃子にして、核リスクの低減を目指す方向性は概ね良いと評価される。

一方で、この「3S」の推進においては改善点も指摘されよう。「3S」の基盤整備の推進・強化を図るという目標については、予算や人材等の制約があるとはいえ、各国の人材育成などの実際の能力構築のためのプログラムなどを積極的に実施していくべきである。これは、原子力技術協力や産業間協力を通じた品目や技術の移転がリスクの拡散にならないよう、最大限の注意を払う必要があるからである。これは、供与国側に科せられた重要な課題であり、このような規範は、日本から、既存の供与国のみならず、今後原子力協力を提供する側に回るであろうと考えられるような国への定着促進も働き掛けていく必要がある。

福島第一原発の事故に関連しては、IAEAを含む国際社会から情報提供の遅れや不十分さを指摘される場面があった。海洋への汚染水の投棄についても、合法であったとしてもその手続きにおいて全く問題がなかったとは言えない。また、福島原発の事故によって、いくつかの二国間協力協定が停滞していることは遺憾である。しかし、この事故にもかかわらず日本に対する信頼や期待を持つ国も少なくない。それは、日本の原発技術だけではなく、安全やセキュリティ強化に対する継続的取り組みへの信頼の表れであるともいえる。そのような信頼を裏切らないためにも、事故や放射性物質拡散の情報等をより一

層積極的に開示し、この事故の経験から得られた知見を国際社会と共有することを通じて、原子力の事故やその他のリスクを極小化する政策的努力が求められよう。最大限の透明性と説明責任を果たすことが国際社会の信頼を得る最も重要な要素であり、福島での事故を受け市民が安全やセキュリティの問題により高い関心を持ってきている、ということに最大限留意し、原子力安全や核セキュリティの強化を含む核リスクの削減への国際社会の取り組みにおいてより大きな役割を果たすことは、原発事故によって国際社会に対し懸念をもたらした日本の義務であるにとらえる必要もあるのではないか。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

IAEAホームページ (<http://www.iaea.or.at/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－３－２ 科学技術に係る国際協力の推進

国際科学協力室長 菅宮 真樹

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国及び国際社会の科学技術を発展させること 【小目標】 1 科学技術に関する二国間政府間対話の推進 2 多国間における科学技術協力の支援 3 パイ・マルチの宇宙に関する法的枠組等を通じた科学技術協力の推進
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	・「科学技術に関する基本政策について（答申）」（平成 22 年 12 月 24 日） Ⅲ. 4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開 （1）アジア共通の問題解決に向けた研究開発の推進 （2）科学技術外交の新たな展開 ・「宇宙基本計画」（平成 21 年 6 月 2 日） 第 2 章 2（3）宇宙外交の推進 第 3 章 2（3）外交に貢献する宇宙開発利用の推進と宇宙のための外交努力
施策の概要	我が国の優れた科学技術を外交に活用し、我が国と世界の科学技術の発展に貢献する「科学技術外交」、「宇宙外交」を推進している。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、宇宙、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を実施している。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり、本施策の小目標達成に向けた各種取組が着実に進展した。

（1）二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行ったほか、日・スペイン科学技術協力協定の署名・発効、平成21年に署名した日EC科学技術協力協定の発効に至った。

（2）我が国は、核融合炉の科学的・技術的可能性の実証を目的とするイーター（国際熱核融合実験炉）計画及びイーター計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施する日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）において、計画の確実な実施に向けて理事会等で主導的な役割を果たした。

（3）我が国は、国際科学技術センター（ISTC）に参加し、米国、EU、カナダ等とともに、大量破壊兵器の研究開発に従事していた旧ソ連諸国の科学者等を平和目的の研究開発プロジェクトに

従事させて民生転換を促進し、これら兵器等の知識や技能の不拡散に貢献した。

(4) 平成22年6月、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)本委員会の次期議長(平成24年6月から2年間)に我が国が擁立した堀川康(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)技術参与が就任することが事実上確定した。

(5) 宇宙活動における透明化・信頼醸成を促進し、宇宙活動の長期的持続性を確保するため、COPUOS等において宇宙開発に関する専門的・技術的知見を活かして議論の推進に貢献した。

(6) 科学技術外交ネットワーク(STDN)を通じ、国内関係府省・機関による連絡会を定期的で開催し、二国間合同委員会の活性化に向けた方策等について協議した他、我が国科学技術関係機関との現地連絡会を定期的で開催する在外公館と本省との間で情報交換の活性化に努めるなど、本施策を推進する上での基盤・体制の一層の強化を図った。

(7) 科学者派遣のスキームで派遣した浅島誠(独)産業技術総合研究所幹細胞工学研究センター長による講演会をウィーン及びストラスブールで開催し、我が国の有人宇宙技術開発における経験と実績等を国連や各国の参加者に強く印象づけた。

課題

「新成長戦略」(平成22年6月閣議決定)は科学技術外交の推進を、また、「科学技術に関する基本政策について(答申)」(同年12月総合科学技術会議決定)は世界と一体化した国際活動の戦略的展開を掲げるなど、政府の各種文書において科学技術外交、宇宙外交を一層強化することが求められており、より充実した二国間の政策対話、多国間での科学技術協力などに引き続き積極的に取り組む必要がある。

施策の必要性

平成20年5月に総合科学技術会議が「科学技術外交の強化に向けて」を総理及び関係大臣に意見具申して以来、平成21年8月の総合科学技術会議「科学技術外交戦略タスクフォース」による提言及び平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交を強化・推進することが求められている。また、宇宙分野に関しては、平成22年5月に宇宙分野の重点施策が決定され、「宇宙外交の推進」及び「国際的な対応が必要な課題(宇宙ゴミなど)への対応」が求められる中、これらの法的・政策的要請に外務省としても応えていく必要がある。

施策の有効性

国際的な科学技術の発展のためには、各国が保有する科学技術力を二国間協力及び多国間協力を通じて集約し、国際的に科学技術協力の成果・リスク・コストを共有することが重要である。したがって、外務省として科学技術に関する国際的な枠組み作りや多国間プロジェクトの実施等を推進することは、我が国及び国際社会の科学技術力向上のために有効である。また、各国が各種課題の解決に向け高い期待を寄せる我が国の科学技術を外交ツールとして活用することは、我が国の国益増進にも資する。

施策の効率性

科学技術協力において、実際に協力案件を実施する独立行政法人等を所管する国内関係府省庁の果たす役割が大きい。このため、外務省としては「科学技術外交ネットワーク」等の取組を通じ関係府省庁・

独立行政法人と調整や意見交換を定期的に行い、協議の枠組みの提供や協定交渉などで作業が重複しないように役割を分担するなど、限られた予算と人的資源を効率的に活用し、外交面で取り組むべき側面に特化するよう努めた。その結果、前年度よりも多くの政策対話（国内開催3か国・機関（EU、米、ニュージーランド）、在外開催2か国（カナダ、オランダ））を実施し、スペイン、EUとの間でそれぞれ科学技術協力協定を新たに発効させ、科学技術先進国・地域との二国間協力を強化することができた。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	4	8

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	7	7

単位：人（本省職員）

外部要因

上述の通り、我が国の科学技術政策の策定及び実施は、他府省庁・独立行政法人が担っており、科学技術分野での国際協力の進展は、外務省だけの施策に拠らないところが大きい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

平成22年度には、米国、ニュージーランド、カナダ、オランダ、EUとの間で政府間会合を実施して各種分野の協力について議論した。これにより、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、個別の政府間の協力分野について更なる協力の推進を確認することができた。

評価の切り口 2：イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

平成22年7月、核融合炉の設計仕様、スケジュール、コストを定めた基本文書が関係機関間で合意され、イーター計画は本格的な建設期間に移行することとなった。また、平成22年7月に池田要初代機構長が勇退した後、本島修第2代機構長が就任し、我が国はイーター計画の準ホスト国として、イーター機構設立以来、機構長を輩出している。更に日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向け、我が国はプロジェクト計画の実施に向けてEUと議論を継続した。

評価の切り口 3：宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進

宇宙に関するルール策定において、我が国の利益確保及び我が国の知見を活かした議論への更なる貢献、宇宙先進国としての指導的地位の維持のために、COPUOS 本委員会の議長ポストを獲得する等目標を達成した。また、我が国の宇宙技術を活用し、アイスランドの火山噴火の際に人工衛星のデータを英国政府に提供した他、チリ鉱山落盤事故の際に宇宙技術を活用した下着類や宇宙食をチリ政府へ提供する等、宇宙外交を推進した。

評価の切り口 4 : ISTC への支援を通じた協力の推進

平成 22 年度においても、我が国拠出及び民間企業拠出によるプロジェクトを実施・継続し、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器関連技術の拡散防止に貢献した。我が国は ISTC 理事会等に我が国理事等を派遣し、ISTC の運営に積極的に関与したほか、ISTC 設立から 15 年余りを経て設立時からのロシア及び CIS (独立国家共同体) 諸国を取りまく環境の変化を踏まえ、ISTC 事務局の合理化に向けた働きかけ等を行った。

今後の方針

省内外関係部局とも連携しつつ、我が国及び国際社会の科学技術力向上のため、また、我が国の科学技術力を活用した外交全般の推進のため、科学技術外交及び宇宙外交の強化に引き続き取り組む。

事務事業 (施策の目標を達成するための主要な手段)

- ① 科学技術に関する二国間政府間対話の推進
- ② 多国間における科学技術協力の支援(イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動、ISTC 等)
- ③ バイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力

第三者の所見 (学識経験を有する者の知見の活用)

角南 篤 政策研究大学院大学 准教授

我が国が推進している科学技術外交の最も難しいところは、施策の企画と実施が複数の府省庁や独立行政法人にまたがっているため、それぞれ分散している施策をコーディネートする司令塔的役割が不在していることだと言える。また、科学技術の専門的知見を外交政策に反映させるための専門的人材も不足しており、諸外国と比較しても非常にリソースが限られている中で実効力のある外交が求められているのが現状である。

そうした中で、外務省は「科学技術外交ネットワーク」を利用し関係府省庁や独法と情報共有に努め科技外交を実効的に進めるための調整を行っている。現在、議論されている内閣府総合科学技術会議をめぐる制度改正においても科学技術外交の重要性も考慮されることを期待したい。元来、科学技術は国家の基盤であり、その繁栄を目的とする外交において科学技術が大きく係ることは当然であるといえる。したがって、首相が主導する外交戦略に科学技術がより反映されるための制度改正は必要不可欠である。

二国間科学技術協力は、科学技術外交の基本的枠組みであり、今後も引き続き拡充、発展させていくことが求められる。とりわけ原発事故以来、国際的な信頼の回復や新たなエネルギー戦略の実施において科学技術外交に対する重要性がますます高まっているなか、関係省庁との調整については、東日本大震災からの一日も早い復興を実現するためにもオールジャパンとして取り組めるよう引き続き努力する必要がある。

当該年度のイーター計画の推進と新しい機構長の派遣などについては、これまでのところ順調に進んでいると評価できる。現在、原発事故に端を発して国内外で原子力に関するエネルギー政策全般のあり方を巡る議論が進む中、イーター計画自体も今後注目されることが予期される。

宇宙外交についても、衛星データを使った地球観測や災害のモニタリングなど、国際協力への期待がますます高まっている。国連の枠組みやアジア地域間の枠組みなど、いくつかのプラットフォームで協

力のあり方が議論され、日本外交の成果も問われており、スペースシャトル退役後の国際宇宙ステーション計画の進め方や実験棟きぼうの共同利用など、これまで以上に宇宙外交の役割が大きくなっている。

最後に、ISTCについては、引き続きロシアの動向が問題となっている。今後のISTCのあり方を巡っては、ロシアとの協議を重ねる一方、関係国とも連携しながら枠組みの意義の再検討を続けることが求められる。

外交と科学技術と結ぶ専門的人材の育成には、米国科学振興協会（AAAS）が行っているフェローシップ制度や英国王立協会のプログラムを参考に我が国でも早急に取り組まなければならない課題である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 科学技術・宇宙に関する外交政策（外務省）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/index.html>

- 科学技術外交の強化に向けて（総合科学技術会議，平成20年5月19日）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu75/siryu5-2.pdf>

- 科学技術外交戦略タスクフォース報告書（総合科学技術会議，平成22年2月4日）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryu1-1.pdf>

- 新成長戦略（閣議決定，平成22年6月18日）

<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>

- 科学技術政策（内閣府） <http://www8.cao.go.jp/cstp/stmain.html>

- 総合科学技術会議 <http://www8.cao.go.jp/cstp/>

- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>

- 宇宙開発戦略本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/>

- ITER <http://www.iter.org/> <http://www.naka.jaea.go.jp/ITER/index.html>

- ブローダー・アプローチ <http://www.naka.jaea.go.jp/BA/>

- ISTC <http://www.istc.ru/>

- 国連宇宙部 <http://www.oosa.unvienna.org/>

- （独）宇宙航空研究開発機構（JAXA） <http://www.jaxa.jp/>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—4 国際経済に関する取組 285

具体的施策

Ⅱ-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	298
Ⅱ-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	304
Ⅱ-4-3	重層的な経済関係の強化	310
Ⅱ-4-4	経済安全保障の強化	314
Ⅱ-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	320
Ⅱ-4-6	アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展	327

Ⅱ－４ 国際経済に関する取組

評価担当課室名	業務内容
経済局 国際貿易課	国際貿易及び経済に関する国際機関等に係る外交政策等に関する事務・関税、海運及び船舶の保護に関する事務・経済に関する国際機関等に提出する資料の作成
サービス貿易室	サービス貿易に係る多国間の条約及び協定並びに国際機関に関する事務・サービス貿易に関する国際機関との協力に関する事務
世界貿易機関紛争処理室	世界貿易機関を設立するマラケシュ条約及びその附属書の下での協議及び紛争解決の処理に関する事務
知的財産室	知的財産に関する多数国間条約・国際機関、海外における模倣品・海賊版対策、知的財産に関する調査・助言等に関する事務
経済連携課	経済上の連携に係る外交政策等に関する事務
政策課	主要国首脳会議（サミット）をはじめとした対外経済関係に関する外交政策
国際経済課	国際経済事情に係る調査に関する事務
経済協力開発機構室	経済協力開発機構に係る外交政策等に関する事務
経済安全保障課	エネルギー資源その他の資源の安定供給等、経済安全保障に関する外交政策
漁業室	国際漁業問題に係る外交上の総合政策の企画立案
アジア太平洋経済協力室	アジア太平洋経済協力に関する対外経済関係に係る外交政策等に関する事務

II - 4 国際経済に関する取組

施策の概要

- II - 4 - 1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進
- II - 4 - 2 グローバル化の進展に対応する国際的な取組
- II - 4 - 3 重層的な経済関係の強化
- II - 4 - 4 経済安全保障の強化
- II - 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進
- II - 4 - 6 アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展

評価の結果

施策 II - 4	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II - 4 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II - 4 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II - 4 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
II - 4 - 4	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
II - 4 - 5	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆
II - 4 - 6	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

- 1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について
 - (1) 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。更に、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。
 - (2) 主要貿易国間において高いレベルの EPA/FTA 網が拡大している一方、我が国の取組は遅れている。市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等と我が国の経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であり、これまでの姿勢から大きく踏み込み、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める必要がある。
- 2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について
 - (1) 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G 8 サミットは、主要先進国の集まりとして、重要な国際的課題に率先して取り組み、国際的議論を主導している。また、G 20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際金融・経済問題等に

対処する上で極めて重要な役割を担っている。したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序形成のためには、これらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することが必要不可欠である。

- (2) OECD は国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。また、中国等の非加盟国の経済的な重要性が増す中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り及び新興経済国等を始めとする非加盟国との関係を強化することは重要である。

3 「重層的な経済関係の強化」について

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」の 10 年間の期限が平成 22 年を以て終了したが、今後 10 年の日・EU 関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU 間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

4 「経済安全保障の強化」について

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、世界的な金融危機後、再び資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、資源開発企業の寡占化、気候変動等により、資源を巡る基本的枠組みは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

- (2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。

- (3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい技術、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

- (4) 平成 17 年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると

同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

- (1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界の人口の約4割、GDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易率が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。
- (2) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

施策の有効性

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

- (1) 153の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄を更に実現するためにも有効である。
- (2) WTO紛争解決制度は、WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。
- (3) EPA/FTAは、WTOのルールを補完するものとして、更なる貿易自由化のために締結される協定であり、これを積極的に推進することは、他国との経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築する上でも有効である。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

- (1) G8サミットは、基本的価値観を共有する主要先進国の集まりとして国際的議論を指導しており、G20サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」である。国際社会全体へ影響力を有し、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている両サミットにおける議論に積極的に参画し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。
- (2) OECDにおけるルール作り及び政策提言に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。また、OECD加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進につながる。その結果、世界標準に照らして対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

3 「重層的な経済関係の強化」について

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日・EU経済連携協定の締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努めることが有効である。

4 「経済安全保障の強化」について

- (1) エネルギー・鉱物資源については、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(ア) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(イ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ウ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が有効である。
- (2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も有効である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効である。また国際捕鯨委員会 (IWC) において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが有効である。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣した物品の取引の防止に関する協定 (ACTA, 仮称) につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。インフラプロジェクト専門官や一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

(3) 平成 22 年末の対日直接投資残高は、18.2 兆円 (一次推計値、GDP 比約 3.8%) となった。物品・サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

(4) 平成 23 年 2 月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) に署名した。また、投資協定交渉中のクウェート (11 月)、コロンビア (12 月)、パプアニューギニア (平成 23 年 2 月)、アンゴラ (2 月) との間で実質合意 (アンゴラは大筋合意) し、サウジアラビア、カザフスタン、中国・韓国との間で二国間又は三国間投資協定について交渉を進めており、さらに、豪州及び湾岸協力理事会 (GCC) との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。なお、カタール、アルジェリア、ウクライナとの間で投資協定交渉開始に向けた準備を進めている。

6 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、さらに、個別具体的な課題に対し、

メンバーが協力して取り組むイニシアティブを発揮する場を提供するAPECは、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

施策の効率性

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

2010年APEC貿易担当大臣会合及び閣僚会議においては、前原外務大臣（当時）が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を採択した。また、各分野（8分野）における各種交渉への積極的な参加と精力的な取組を通じ、我が国はWTOの交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA/FTA

相手国との交渉及び協議を着実に進めた結果、インドとの間で協定に署名し、ペルーの間では交渉が完了し、また、新たな共同研究も開始した。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G8、G20、OECDをはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「重層的な経済関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU定期首脳協議、加えて4度の首脳協議、ビジネス界との協議等の場において、日・EU間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、日・EU双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4 「経済安全保障の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合う成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) エネルギー・食料については、G8ムスコカ・サミット、G20ソウル・サミット、IEF閣僚級会合、APECエネルギー大臣会合及びAPEC食料安全保障担当大臣会合、FAO食料安全保障委員会をはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張が反映され、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、7月にIRENA憲章を批准し、原加盟国として平成23年4月の第1回総会に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

(2) 漁業については、北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国がイニシアティブをとり、議論を主導してきた結果、第10回同協議において北太平洋漁業管理条約を採択することが出来た。第62回IWC年次会合において、IWCの将来に関し、コンセンサス決定の実現に努力したが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となったほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、ビデオ等で説明

しつつ、関係国がしかるべき措置をとるよう要請した。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

- (1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA、仮称）の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が5回行われた結果、平成22年中に交渉が妥結した。また、知的財産担当官会議が中国及び中東・北アフリカ地域で開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 在外公館施設を活用した日本企業と共催したレセプションやセミナーの開催等により日本企業の経済利益の増進が図られた他、在外公館を通じた現地政府への働きかけによる問題解決や事業相手方とのトラブルを解決するための働きかけを実施した結果、これら問題の解決につながった。パッケージ型インフラ海外展開に関しては、インフラプロジェクト専門官の指名等、在外公館の拠点としての機能が強化され、現地関係機関との連携強化につながったことから、これらのとられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、関係省庁や機関と一体となって取り組んできた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 民間団体等との意見交換の内容等も参考としながら、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討し、平成22年度を通じ、我が国が交渉した投資協定においても進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成22(2010)年APEC首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができたのは大きな成果である。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、またその実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

- (1) WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること
- (2) (1)を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際経済秩序形成に積極的に参画すること

3 「重層的な経済関係の強化」について

日・EU経済関係及び国際的課題に対する日・EU協力を推進すること。

4 「経済安全保障の強化」について

エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給を確保すること。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通

じて日本経済を活性化させること

6 「アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展」について

平成 22 (2010) 年の APEC (アジア太平洋経済協力) 議長として、アジア太平洋地域の更なる発展に向け、イニシアティブを発揮し、11 月の APEC 首脳会議を成功させること

施策の予算額・決算額

(23 年度は第二次補正後の予算額)

区分		21 年度	22 年度	23 年度
予算 の 状 況	当初予算額	600,640	9,712,555	303,305
	補正後予算額	600,475	9,712,555	303,305
	繰り越し等	0		
執行額		485,935		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

評価の切り口 1：WTO ドーハ・ラウンド交渉に関する APEC を始めとする閣僚級プロセスの活用

2010 年 APEC 貿易担当大臣会合及び閣僚会議においては、前原外務大臣(当時)が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を発出するとともに、平成 23 年が妥結への「機会の窓」という認識を共有し、政治的モメンタムを作り出した。これを受けて、平成 23 年 1 月から、各交渉分野において集中的な議論が行われるとともに、大使級・次官級の会合が断続的に行われている。

評価の切り口 2：経済連携協定の交渉の進展、EPA/FTA の研究・検討に関する取組

平成 22 年度にはインドとの間で協定に署名し、ペルーとの間で交渉が完了した他、豪州との間では 2 回の会合を開催し、韓国との間では交渉再開に向けた事前協議を 1 回実施した。日中韓 3 か国間では産官学共同研究、モンゴルとの間では官民共同研究、カナダの間では EPA の可能性に関する共同研究が開始され、それぞれ 5 回、3 回、1 回の会合が行われた。東アジア自由貿易圏構想 (ASEAN 構成国及び日中韓)、東アジア包括的経済連携構想 (ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニューージーランド) といった東アジア地域における経済連携の枠組みにつき、検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。また、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、情報収集のための関係国との協議が開始された。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

評価の切り口 1：G8・G20 サミットにおける我が国の貢献

G8 ムスコカ・サミット (平成 22 年 6 月) の開催にあたって我が国の貢献は大きく、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に、ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成の国際的取組を後押しするため、我が国は、平成 23 (2011) 年から 5 年間で最大 500 億円規模、約 5 億ドル相当の追加的支援を表明し、母子保健強化に向けた「ムスコカ・イニシアティブ」の策定に貢献した。

G20 トロント・サミット (平成 22 年 6 月) 及び G20 ソウル・サミット (平成 22 年 11 月) におい

ても我が国は積極的に議論に参画し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 ソウル・サミットでは、持続可能な成長を達成し、金融市場の安定を向上する上で、経済のファンダメンタリズムを反映し、より市場で決定される為替レート制度への移行等が重要である旨、菅総理から主張し、また、G20 ソウル・サミット（平成 22 年 11 月）では、開発問題を G20 として初めて取り上げるにあたって、日本として、官民一体で途上国の経済発展に貢献すると発言し、積極的に取り組む姿勢を示した。

評価の切り口 2： OECD における我が国の貢献

- (1) 平成 22 年度 OECD 閣僚理事会においては、我が国が主導し、危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた「結論文書」が採択された他、「国際ビジネス及び金融の活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」、「グリーン成長戦略」中間報告及び「イノベーション戦略」最終報告が併せて発表され、国際的なルール作りに貢献するとともに、政策提言に向けた新たな基礎を築いた。
- (2) 個別の活動については、自由貿易体制を維持・発展させるため、WTO、UNCTAD 等と協力して各国の保護主義的措置をモニタリングした。貿易委員会では、WTO 交渉にも寄与する形で自由貿易を推進した。投資については、「資本移動自由化規約」等を基に、現在は「投資の自由」(Freedom of Investment: FOI)プロジェクトを通じ、各国の投資関連措置をモニタリングし、より良い投資環境を実現するために各種提言を実施している。また、非加盟国の協力の下に当該国の投資政策レビューも実施した。また、企業の社会的責任(CSR)への取組を奨励しつつ、産業界、労働界などの利害関係を調整する多国籍企業行動指針の改訂作業に積極的に貢献した。この他、輸出信用ガイドライン、外国公務員贈賄防止条約などにより、公平な国際競争条件を整備し、日系企業の事業展開に寄与した。
- (3) また、我が国に対する経済見通しや各国の経済分析が行われている。平成 22 年、日本に対しては、新成長戦略に対してコメントが行われるとともに、経済見通しが発表された。また、OECD が公表している統計は、経済財政白書、月例経済報告関係資料等においても使用され、OECD の知見は広く国民に共有されている。また、現在、社会進歩の計測についても、作業が進められている。
- (4) 非加盟国との関係については、加盟候補国ロシア及び関与強化国との関係強化に加え、G20 への貢献 ①租税に関する透明性と情報交換、②投資の保護主義の防遏^{もつ}、③雇用労働政策への取組、④贈賄防止へ向けた取組、⑤化石燃料補助金の影響の分析等。)を行うとともに、MENA(中東・北アフリカ)-OECD イニシアティブや NEPAD(アフリカ開発のための新パートナーシップ)-OECD アフリカ投資プログラムなどにも積極的に参加し、投資環境整備に貢献している。

3 「重層的な経済関係の強化」について

評価の切り口 1： EU との対話を通じた関係強化

各種日・EU 間協議及び欧州各国との二国間の枠組みを通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投資環境の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ラウンドテーブル(BRT)を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題(気候変動、エネルギー、WTO 等)に協力して取り組んでいくことを確認した。

4 「経済安全保障の強化」について

評価の切り口 1 : 我が国への資源の安定供給を実現するための国際環境の創出

資源価格の乱高下の中、G 8、G 20、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るとともに、エネルギー効率向上の伝搬及びクリーンエネルギー推進の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ（IPEEC）を通じた協力を推進し、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章の批准を行うとともに同機関の正式な発足に向け積極的に貢献した。

評価の切り口 2 : 我が国及び世界の食料安全保障の強化

平成19年から20年にかけて世界各国で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミット以降、国際会議等の機会を利用して、国際社会の取組を主導してきている。FAO改革を推進したほか、我が国及び世界への食料供給の一層の安定のため、農業投資促進に向けた取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

評価の切り口 3 : 海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国の主張が反映されるよう議論を主導し、北太平洋漁業管理条約が採択された。大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において、資源状態の悪化が懸念される大西洋クロマグロの保存管理措置が強化され、また、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においても我が国の提案を踏まえた太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。第62回IWC年次会合において、コンセンサス決定に向け努力をしたが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となった。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

評価の切り口 1 : 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「知的財産推進計画 2010」に沿って、外交ルートを通じて、模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA、仮称）の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話を継続した。その他、G 8 サミット、APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等における議論に参画した。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。

評価の切り口 2 : 日本企業支援強化に向けた取組

各国にある日本大使館・総領事館からの報告にあるとおり、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげた。現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化や官民共催での在外公館施設の活用促進等の面で、本件取組は海外で活躍する日本企業の活動に貢献した。

評価の切り口 3：対日直接投資の促進

- (1) 在外公館のネットワークの活用：引き続き、在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開催した。これらの活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させるなど、対日直接投資に関する理解を促進した。
- (2) 種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：引き続き、国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールし、諸外国政府の我が国投資環境整備に関する取組に対する理解を促進した。
- (3) 各種条約の締結・発効：経済連携協定、投資協定、租税条約、社会保障協定等の締結等を通じ、ビジネス環境整備を促進した。平成 23 年 2 月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定（EPA）に署名した。

評価の切り口 4：対外投資の戦略的な支援

日本経団連及び日本貿易会からの提言並びに対外投資戦略会議（平成 22 年 12 月に第 3 回を開催）及びその連絡会議（平成 22 年 7 月に第 7 回を開催）において民間側から提示された意見等も参考に、クウェート及びパプアニューギニアとの交渉を開始した他、カタール、アルジェリア、ウクライナとの交渉開始に向けて準備を進めている。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

評価の切り口：平成 22（2010）年の APEC 議長としてイニシアティブを発揮し、アジア太平洋地域の更なる発展に向け開催した、APEC 首脳会議の成功

- 1 平成 22（2010）年に横浜で開催された APEC 首脳会議においては、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができた。それは、APEC が、更に緊密に高度化した経済統合で結ばれ（「緊密な共同体」）、質の高い成長を実現できる強い共同体（「強い共同体」）であり、安全で、安心して経済活動を行える共同体（「安全な共同体」）に向かっていくというもの。
- 2 具体的には、ボゴール目標達成評価を行った上で、アジア太平洋地域での地域経済統合を更に推進するために、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築に向け具体的な行動を取る事となった。また、世界の成長センターであるこの地域として初めての、長期的かつ包括的な成長戦略をとりまとめた。また人間の安全保障の課題に対処するため、食料安全保障、防災、感染症への対応、腐敗対策、テロ防止などの分野に注力していく事となった。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

II - 4 - 1

・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。この方針に沿って、WTO ドーハ・ラ

ウンド交渉の妥結による国際貿易ルールの強化に努めています。一方、この十年、二国間や地域内の経済連携の急増という流れには大きく乗りおけてしまいました。そのため、昨年秋のAPECに先立ち、包括的経済連携に関する基本方針を定めました。今年、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。さらに、日中韓自由貿易協定の共同研究を進めます。TPP、環太平洋パートナーシップ協定は、米国を初めとする関係国と協議を続け、ことし六月を目途に、交渉参加について結論を出します。」

- ・「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 7 日）
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/fta/policy20101106.html>)

II-4-2

- ・第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）
「国際社会が直面するグローバルな課題の解決に向け、先頭に立って貢献することが不可欠です。」
- ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「グローバルな課題を解決するため、G8・G20 等における議論に積極的に参加し、主導していきます。」

II-4-3

- ・第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「ことしは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU 及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。」

II-4-4

- ・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）
「(中略) 資源・エネルギー・食料の安定供給の確保のため、在外公館を通じた情報等の集約に努めるとともに、(中略) オールジャパンとして戦略的に各国との連携を強化していきます。」

II-4-5

(1) 知的財産権

(イ) 「新成長戦略」(第 3 章Ⅲ. 9) (平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)

(ロ) 「知的財産推進計画 2010」(戦略 2. 3 (4), 戦略 3. 4 (6)) (平成 22 年 5 月 21 日 知的財産戦略本部決定)。

(2) 日本企業支援

「新成長戦略 (第 3 章Ⅲ. 6.)」－日本企業の海外展開支援。

(3) 対日直接投資の促進

「新成長戦略」(第 3 章Ⅲ. 7.)－対内直接投資の促進。

(4) 対外投資の戦略的な支援

「新成長戦略」(第 3 章 (3))－貿易・投資の自由化・円滑化を促進する。

II-4-6

・ 第 174 回国会外交演説（平成 22 年 1 月 29 日）

「本年、日本はアジア太平洋経済協力会議（APEC）の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊密に連携し、アジア太平洋地域の更なる繁栄に向け、新しい時代にふさわしい APEC を構想してまいります。」

今後の方針

1 「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」について

(1) ドーハ・ラウンド交渉については、引き続き、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、引き続き、APEC 貿易担当大臣会合（5 月）等の閣僚レベルでの議論の機会を活用しながら、成功裏の妥結を目指して精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止について、G20 や G8 等における首脳間での機会も見据えつつ、引き続き WTO における監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。さらに、紛争解決手続への当事国及び第三国案件への参加を通じて、多角的貿易体制の信頼性及び安定性を確保するとともに、WTO ルールに基づく我が国の利益を確保するよう努める。

(2) EPA/FTA については、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数の EPA が発効に至る中、これら発効済み EPA の着実な実施に取り組む必要がある。

2 「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」について

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、政策提言に積極的に参画する。具体的には、平成 22 年度に開催された G8・G20 サミットのフォローアップを確実にを行うと共に、平成 23 年度に仏で開催される G8 ドーヴィル・サミット及び G20 カンヌ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECD についても同様に、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。

3 「重層的な経済関係の強化」について

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU 経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU 間の貿易・投資の拡大を図る。

4 「経済安全保障の強化」について

(1) 新興国の需要増大、資源生産国の偏在、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO、IGC 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組む。また、海外における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

5 「海外の日本企業支援と対日投資の促進」について

(1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。

- (2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通，関係省庁や関係機関との連携を一層強化し，平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく官民をあげてのインフラ整備支援の観点も含め，日本企業支援体制を更に充実させていく。
- (3) 国内投資促進円卓会議が 11 月に取りまとめた「日本国内投資促進プログラム」を推進し，国内投資・事業活動基盤の整備を進める。さらに，日本の事業環境の魅力を向上させるためのヒト・モノ・カネの流れを円滑化する制度改革等を盛り込んだ総合的なプログラム「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」を今後取りまとめる予定である。これらにより，日本に立地する企業の競争力を向上させ，高付加価値型外資企業の立地促進等により対日直接投資の倍増に向けて，鋭意取り組んでいく。
- (4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また，引き続き，より戦略的な優先順位をもって，投資協定の相手国・地域を検討していく。相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら，交渉相手国に応じ柔軟に対応する。

6 「アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展」について

平成 22（2010）年横浜での APEC 首脳会議で採択された「横浜ビジョン」を踏まえ，2011 年 APEC 議長を務める米国が定めた APEC の優先分野（注：地域経済統合の強化，グリーン成長の促進，規制協力の拡大・規制の収斂の促進）について，一つでも多くわかりやすい具体的成果があがるよう，我が国として積極的に貢献する。

II-4-1 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

国際貿易課長 飯島 俊郎
 サービス貿易室長 内田 浩行
 世界貿易機関紛争処理室長 渡邊 信裕
 知的財産室長 米谷 光司
 経済連携課長 塚田 玉樹

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>(1) WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること (2) (1) を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化</p> <p>【小目標】</p> <p>1 WTO ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、引き続き我が国として貢献していく。紛争解決手続の活用により WTO ルールの実効的な運用を確保するとともに、特に保護主義的な貿易政策の台頭を抑止する。 2 経済連携協定 (EPA) 等を通じた二国間・地域間の経済連携を積極的に推進する。</p>
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<p>・ 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) 「開国の具体化は、貿易・投資の自由化、人材交流の円滑化で踏み出します。このため、包括的な経済連携を推進します。経済を開くことは、世界と繁栄を共有する最良の手段です。我が国は、そう強く認識し、戦後一貫して実践してきました。この方針に沿って、WTO ドーハ・ラウンド交渉の妥結による国際貿易ルールの強化に努めています。一方、この十年、二国間や地域内の経済連携の急増という流れには大きく乗りおくれてしまいました。そのため、昨年秋の APEC に先立ち、包括的経済連携に関する基本方針を定めました。今年、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU 及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。さらに、日中韓自由貿易協定の共同研究を進めます。TPP、環太平洋パートナーシップ協定は、米国を初めとする関係国と協議を続け、ことし六月を目途に、交渉参加について結論を出します。」</p> <p>・ 「包括的経済連携に関する基本方針」 (平成 22 年 11 月 7 日) (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/fta/policy20101106.html)</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1 多角的自由貿易体制の維持・強化</p> <p>(1) 日本が議長を務めた 2010 年の APEC では、6 月の貿易担当大臣会合 (於：札幌) 及び 11 月の閣僚会議 (於：横浜) において、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を発出した。また、11 月の APEC 閣僚・首脳会議及び G20 ソウル・サミットにおいては、世界各国の首脳・閣僚が、平成 23 (2011) 年を交渉妥結にとって重要な「機会の窓」としつつ、交渉の加速化について認識を共有した。</p>

(2) 保護主義の抑止については、G20 サミット（於：トロント、ソウル）や APEC 閣僚・首脳会議等の一連の会議において、新たな輸出制限を課さないこと等の首脳による現状維持（スタンドスティル）につき、平成 25（2013）年末まで再延長することが合意された。

2 経済連携強化に向けた取組として、経済連携に関する基本方針を策定するとともに、各国・地域との間の EPA の交渉・研究・検討を更に推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり、一部目標を達成するとともに施策全般で着実な進展が見られた。

（1）平成 22 年は、WTO 各種閣僚会合を通じて、ドーハ・ラウンド交渉の妥結に向けた政治的モメンタムを高めるとともに、大使級ブレーンストーミング会合（7 月～11 月、於：ジュネーブ）において、ラウンドの残された論点についての整理と集中的な議論を行った。その後、日本が議長を務めた 2010 年の APEC では、6 月の貿易担当大臣会合（於：札幌）及び 11 月の閣僚会議（於：横浜）において、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を発出するなど、積極的な貢献を果たした。また、11 月の APEC 閣僚・首脳会議（於：横浜）及び G20（於：ソウル）においては、各国の首脳及び閣僚間で、平成 23 年が交渉妥結にとって極めて重要な「機会の窓」であることを確認しつつ、交渉を加速化させることについて認識が共有された。これを受けて、平成 23 年 1 月からジュネーブで、各交渉分野における集中的な議論を行い、大使級・次官級会合が断続的に開催されている。

更に、WTO 紛争解決手続に当事国及び第三国として参加することで、貿易紛争をルールに基づいて解決し、我が国に望ましい形での貿易ルールが定着するよう努めた。特に、我が国が米国、台湾と共に EU の IT 製品の関税上の取扱いについて申立てを行ってきた案件では、平成 22 年 9 月に我が国の主張を全面的に認めるパネル報告書が採択された。

（2）経済連携協定（EPA）については、平成 22 年 11 月に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、これまでの姿勢から大きく踏み込み、抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進めることとした。

各国との EPA/FTA（経済連携協定／自由貿易協定）については、インドとの間では平成 23 年 2 月に協定に署名し、ペルーとの間では平成 22 年 11 月に交渉完了が首脳間で宣言された。オーストラリアなどと交渉中の EPA も着実な前進に努めた。更に、韓国との間では、交渉再開に向けた事前協議を実施した。また、平成 22 年 5 月より日中韓 FTA 産官学共同研究を、同年 6 月より日モンゴル EPA 官民共同研究を、平成 23 年 2 月「日加 EPA の可能性に関する共同研究」を、それぞれ

新たに開始し、日モンゴル EPA 官民共同研究については、平成 23 年 3 月に共同研究を終了し交渉入りの提言を含む報告書が完成した。EAFITA（東アジア自由貿易圏構想）と CEPEA（東アジア包括的経済連携構想）については、ASEAN に設けられたワーキング・グループが対話国を交えて議論を開始した。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、情報収集のための協議を開始し、随時かかる協議を行っている。

課題

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉については、引き続き成功裏の妥結に向けたコミットメントが必要である。また、紛争解決手続に当事国及び第三国として参加している案件については、多角的自由貿易体制の信頼性と安定性の確保の観点から、WTO ルールの適切な運用を主張することが引き続き望まれるとともに、保護主義の抑止にも貢献していく必要がある。

(2) EPA/FTA については、「包括的経済連携に関する基本方針」で閣議決定されたとおり、主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のため、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数の EPA が発効に至っており、これら発効済み EPA の着実な実施に取り組む必要がある。

施策の必要性

(1) 我が国は、これまで GATT/WTO の多角的自由貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化すべく、現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を成功裏に妥結に導き、モノやサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。更に、WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性、安定性をもたらす柱であり、我が国として同制度を支え、また、同制度の下で WTO 加盟国間の貿易紛争をルールに基づき適切に解決し、望ましいルールを定着させるべく、引き続き同制度に積極的に関与・参画していく必要がある。

(2) 主要貿易国間において高いレベルの EPA/FTA 網が拡大している一方、我が国の取組は遅れている。市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等と我が国の経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築していくことが必要であり、これまでの姿勢から大きく踏み込み、高いレベルの経済連携に必要となる競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進しつつ、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める必要がある。

施策の有効性

(1) 153 の加盟国に関わる更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現するドーハ・ラウンド交渉の推進は、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、我が国の経済的繁栄を更に実現するためにも有効である。

(2) WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これに積極的に関与・参画していくことは、同制度を支え、また我が国の利益を確保する上で有効である。

(3) EPA/FTA は、WTO のルールを補完するものとして、更なる貿易自由化のために締結される協定であり、これを積極的に推進することは、他国との経済関係を深化させ、将来に向けての成長・発展基盤を再構築する上でも有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下のように施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) WTO

2010年 APEC 貿易担当大臣会合及び閣僚会議においては、前原外務大臣（当時）が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を採択した。また、各分野（8分野）における各種交渉への積極的な参加と精力的な取組を通じ、我が国は WTO の交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保した。

(2) EPA/FTA

相手国との交渉及び協議を着実に進めた結果、インドとの間で協定に署名し、ペルーとの間では交渉が完了し、また、新たな共同研究も開始した。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	208	170

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	65	64

単位：人（本省職員）

外部要因

交渉に参加している主要国地域や相手国の国内事情、国際情勢の変化などにより、我が国の取組いかんにかかわらず、交渉のペース・進捗が影響を受けることもある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：WTO ドーハ・ラウンド交渉に関する APEC を始めとする閣僚級プロセスの活用

2010年 APEC 貿易担当大臣会合及び閣僚会議においては、前原外務大臣（当時）が共同議長となり、議長国としての立場を最大限に活用し、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及び保護主義抑止のための独立の声明を発出するとともに、平成 23 年が妥結への「機会の窓」という認識を共有し、政治的モメンタムを作り出した。これを受けて、平成 23 年 1 月から、各交渉分野において集中的な議論が行われるとともに、大使級・次官級の会合が断続的に行われている。

評価の切り口 2：経済連携協定の交渉の進展、EPA/FTA の研究・検討に関する取組

平成 22 年度にはインドとの間で協定に署名し、ペルーとの間で交渉が完了した他、豪州との間では 2 回の会合を開催し、韓国との間では交渉再開に向けた事前協議を 1 回実施した。日中韓 3 か国間では産官学共同研究、モンゴルとの間では官民共同研究、カナダとの間では EPA の可能性に関する共同研究が開始され、それぞれ 5 回、3 回、1 回の会合が行われた。東アジア自由貿易圏構想（ASEAN 構成国及

び日中韓)、東アジア包括的経済連携構想(ASEAN 構成国及び日中韓印豪ニュージーランド)といった東アジア地域における経済連携の枠組みにつき、検討作業が進められ、閣僚や首脳への報告が行われた。また、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、情報収集のための関係国との協議が開始された。

今後の方針

(1) ドーハ・ラウンド交渉については、引き続き、米国、EU、中国、ブラジル、インド等、主要国の動向にも留意しながら、交渉の状況を踏まえつつ、引き続き、APEC 貿易担当大臣会合(5月)等の閣僚レベルでの議論の機会を活用しながら、成功裏の妥結を目指して精力的に取り組んでいく。また、保護主義の抑止について、G20やG8等における首脳間での機会も見据えつつ、引き続きWTOにおける監視を支持し、我が国として積極的な貢献を行う。さらに、紛争解決手続への当事国及び第三国案件への参加を通じて、多角的貿易体制の信頼性及び安定性を確保するとともに、WTOルールに基づく我が国の利益を確保するよう努める。

(2) EPA/FTAについては、交渉を通じた高いレベルの経済連携の実現及び経済連携に関する研究・検討の促進に取り組む必要がある。また、これまでの交渉の結果、多数のEPAが発効に至る中、これら発効済みEPAの着実な実施に取り組む必要がある。

事務事業(施策の目標を達成するための主要な手段)

- ① ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組
- ② 経済連携協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進

第三者の所見(学識経験を有する者の知見の活用)

小林 友彦 小樽商科大学准教授

施策は全体として効果的だといえ、自己評価は妥当である。ただし、多面的な取り組みを維持し目標を十全に達成するためには、さらなる体制の拡充が必要だと思われる。概要は以下の通り。

第1に、多角的枠組みについては、(1)WTOドーハ・ラウンド交渉の専門家会合や大使級・次官級会合に積極的に参加することを通して、議論の進展に貢献した。(2)G8やWTO対日貿易審査会合では、保護主義を抑止する姿勢を内外に示した。(3)WTO紛争案件については、とりわけ「EC—IT製品」事件で有利な裁定を得て、我が国産業の利益の適切な保護に貢献した。また、「カナダ—再生可能エネルギー発電」事件を単独で付託し、WTO協定の遵守確保に積極的に取り組む姿勢を示した点が注目される。第2に、経済連携については、(1)インドとの間でEPAの署名がなされ、ペルーとの間で交渉が完了する等、二国間交渉に具体的な進展が見られた。オーストラリアとの交渉が継続中であり、韓国とも交渉再開へ向けた事前協議が行なわれる等、進展が図られた。(2)複数の広域連携構想について、官民の関係者間の議論や情報収集のための協議が進められた。(3)また、EPAセミナーを開催する等、経済連携の具体的効果に関する理解の深化に取り組んだ点も注目でき、今後も拡充が期待される。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ(世界貿易機関(WTO)、経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA))

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－２ グローバル化の進展に対応する国際的な取組

経済局政策課長 市川とみ子

経済局国際経済課長 曾根健孝

経済局経済協力開発機構室長 清水享

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	国際経済秩序形成に積極的に参画すること ----- 【小目標】 1 G8・G20 サミットにおける我が国の積極的貢献 2 OECD における国際的なルールメイキング及び政策提言への積極的参画（OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進を含む）
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	・ 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日） 「国際社会が直面するグローバルな課題の解決に向け、先頭に立って貢献することが不可欠です。」 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「グローバルな課題を解決するため、G8・G20 等における議論に積極的に参加し、主導していきます。」
施策の概要	G8 サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題を G8 首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしている。G20 サミットは、新興国を含む政策調整の場として重要な役割を果たしている。我が国として、両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。OECD では、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために議論に参加し、また、議論をリードする。 これら G8・G20 サミット、OECD 等の国際的な取組を通して、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、また、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（1）G8 サミットでは、我が国は平成 21 年度に開催された G8 ラクイラ・サミットでの合意事項のフォローアップを行うと共に、平成 22 年度の G8 ムスコカ・サミットにおける議論に積極的に参加し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 サミットでは、平成 22 年度の G20 トロント・サミット及び G20 ソウル・サミットにおいて積極的に議論に参加し、その成果文書

に我が国の考え方を反映させた。両サミットにおける貢献を通して、経済分野を含む各領域における国際秩序形成に一層の前進が見られ、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。

(2) 我が国は、OECD に関して、閣僚理事会や各委員会の活動に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動にも積極的に取り組み、これら諸国とも関係を更に強化した(例えば、平成 22 年 11 月の「ASEAN・OECD 投資政策会議」(於：ジャカルタ)は、我が国からの人的・資金的貢献を通じて開催・実施した)。また、新規加盟候補国についても、加盟審査プロセスに貢献した。これらにより、国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見ることができ、目標の達成に向け状況は大きく進展したと考える。

課題

(1) G8・G20 サミットについては、平成 22 年度フォローアップを確実に行うと共に、平成 23 年度の G8 ドーヴィル・サミット及び G20 カンヌ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論を主導していく。

(2) OECD では、新規加盟候補国の審査への取組や、非加盟国との関係強化を目的とした様々な活動に引き続き取り組む。また、持続的成長を実現するための国際的な取組に更に貢献する。

施策の必要性

(1) 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。G8 サミットは、主要先進国の集まりとして、重要な国際的課題に率先して取り組み、国際的議論を主導している。また、G20 サミットは新興国を含む政策調整の場として、国際金融・経済問題等に対処する上で極めて重要な役割を担っている。したがって、我が国にとって望ましい国際経済秩序形成のためには、これらサミットに積極的に参加し、国際的な議論を主導することが必要不可欠である。

(2) OECD は国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ国際機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するため、その活動に積極的に参画する必要がある。また、中国等の非加盟国の経済的な重要性が増す中、OECD の有用性を一層高めるためにも、OECD の主要な機能である国際的なルール作り及び新興経済国等を始めとする非加盟国との関係を強化することは重要である。

施策の有効性

(1) G8 サミットは、基本的価値観を共有する主要先進国の集まりとして国際的議論を指導しており、G20 サミットは主要な先進国及び新興経済国が参加する国際経済協力の「第一のフォーラム」である。国際社会全体へ影響力を有し、国際経済秩序形成に大きな役割を果たしている両サミットにおける議論に積極的に参画し、主導することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で極めて有効な施策である。

(2) OECD におけるルール作り及び政策提言に積極的に参加し貢献することは、我が国にとって望ましい国際環境づくりを行うことができる点のみならず、各分野において我が国の政策立案の参考にもなる有益な知見を共有できる点において、有効である。また、OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対し国際水準の規則・規範への理解及び責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長の促進につながる。その結果、世界標準に照らして対等な競争環境を整備することは、我が国企業の利益にも資することから、有効である。

施策の効率性

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成は二国間の交渉だけでは実現することができず、G8、G20、OECDをはじめとした多国間の枠組みによる国際秩序形成が必要である。また、限られた予算や人的投入資源を効率的に活用しつつ、多国間の枠組みの下で積極的に議論に参加した結果、成立した合意は、同時に多くの国に影響を与えており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

	平成 22 年度	平成 23 年度
予算	40.7	43.2 31 (G8・G20) + 12.2 (経機構・経国経)

単位：百万円

	平成 22 年度	平成 23 年度
人的投入資源	42	32 G8・G20：16 経機構：8 経国経：8

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) G8・G20 サミットで取り扱われる事項及びその内容は、世界経済情勢をはじめとする国際社会の動静に加えて、我が国以外の参加国、参加国以外の国々、民間セクター及び市民社会の動向等が外部要因となっている。

(2) OECD の活動においては、基本的に加盟国のコンセンサスに基づいて方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国の立場に大きく影響を受ける。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、OECD で取り扱われる事項は多岐にわたっており、新興経済国等を始めとする非加盟国や、産業界、NGO 等社会セクターとの協調を図る必要があり、それらの立場から一定の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：G8・G20 サミットにおける我が国の貢献

G8 ムスコカ・サミット（平成 22 年 6 月）の開催にあたって我が国の貢献は大きく、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。特に、ミレニアム開発目標（MDGs）達成の国際的取組を後押しするため、我が国は、平成 23（2011）年から 5 年間で最大 500 億円規模、約 5 億ドル相当の追加的支援を表明し、母子保健強化に向けた「ムスコカ・イニシアティブ」の策定に貢献した。

G20 トロント・サミット（平成 22 年 6 月）及び G20 ソウル・サミット（平成 22 年 11 月）においても我が国は積極的に議論に参画し、その成果文書に我が国の考え方を反映させた。G20 ソウル・サミットでは、持続可能な成長を達成し、金融市場の安定を向上する上で、経済のファンダメンタリズムを反

映し、より市場で決定される為替レート制度への移行等が重要である旨、菅総理から主張し、また、G20 ソウル・サミット（平成22年11月）では、開発問題をG20として初めて取り上げるにあたって、日本として、官民一体で途上国の経済発展に貢献すると発言し、積極的に取り組む姿勢を示した。

評価の切り口2：OECDにおける我が国の貢献

（1）平成22年度 OECD 閣僚理事会においては、我が国が主導し、危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた「結論文書」が採択された他、「国際ビジネス及び金融の活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」、「グリーン成長戦略」中間報告及び「イノベーション戦略」最終報告が併せて発表され、国際的なルール作りにも貢献するとともに、政策提言に向けた新たな基礎を築いた。

（2）個別の活動については、自由貿易体制を維持・発展させるため、WTO、UNCTAD等と協力して各国の保護主義的措置をモニタリングした。貿易委員会では、WTO交渉にも寄与する形で自由貿易を推進した。投資については、「資本移動自由化規約」等を基に、現在は「投資の自由」(Freedom of Investment: FOI)プロジェクトを通じ、各国の投資関連措置をモニタリングし、より良い投資環境を実現するために各種提言を実施している。また、非加盟国の協力の下に当該国の投資政策レビューも実施した。また、企業の社会的責任(CSR)への取組を奨励しつつ、産業界、労働界などの利害関係を調整する多国籍企業行動指針の改訂作業に積極的に貢献した。この他、輸出信用ガイドライン、外国公務員贈賄防止条約などにより、公平な国際競争条件を整備し、日系企業の事業展開に寄与した。

（3）また、我が国に対する経済見通しや各国の経済分析が行われている。平成22年、日本に対しては、新成長戦略に対してコメントが行われるとともに、経済見通しが発表された。また、OECDが公表している統計は、経済財政白書、月例経済報告関係資料等においても使用され、OECDの知見は広く国民に共有されている。また、現在、社会進歩の計測についても、作業が進められている。

（4）非加盟国との関係については、加盟候補国ロシア及び関与強化国との関係強化に加え、G20への貢献（①租税に関する透明性と情報交換、②投資の保護主義の防遏、③雇用労働政策への取組、④贈賄防止へ向けた取組、⑤化石燃料補助金の影響の分析等。）を行うとともに、MENA（中東・北アフリカ）-OECD イニシアティブや NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）-OECD アフリカ投資プログラムなどにも積極的に参加し、投資環境整備に貢献している。

今後の方針

国際社会の優先的課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、政策提言に積極的に参画する。具体的には、平成22年度に開催されたG8・G20サミットのフォローアップを確実に行うと共に、平成23年度に仏で開催されるG8ドーヴィル・サミット及びG20カンヌ・サミットの成功に向け、引き続き国際的議論に貢献していく。また、OECDについても同様に、国際社会の優先的諸課題や新たな課題に引き続き積極的に取り組むとともに、国際経済秩序の形成及び政策提言に貢献する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① G8・G20サミットにおける我が国の積極的貢献
- ② OECDにおける国際的なルールメイキング及び政策提言への積極的参画（OECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進を含む）

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

古城佳子 東京大学大学院総合文化研究科教授

（１）G8とG20における日本の貢献について

2010年の世界では、依然として世界経済の安定が課題であり、6月のG8サミット（カナダ、ムスコカ）及びG20サミット（カナダ、トロント）、11月のG20サミット（韓国、ソウル）は、世界経済の安定について多国間の協力が得られるか否かを問う重要な会議であった。日本にとっては、6月のG8とG20は菅総理の首脳としての外交デビューという点でさらに重要であった。日本は、以下の点で積極的な方針を世界に示そうとし、宣言に日本の方針を反映させることがある程度できた。

第一に、従来からG8がグローバルな課題として掲げてきた開発、アフリカ、環境について貢献を示せたことである。サミットでは、母子保健に関するイニシアチブ（「ムスコカ・イニシアチブ」）が打ち出されたが、日本はこのイニシアチブに財政支援することを表明した。財政赤字を抱えているとは言え、開発やアフリカに関するイニシアチブに積極的な支援を表明することは「人間の安全保障」を掲げてきた日本外交の継続性の点からも重要である。

第二に、より重要なアジェンダであった世界経済についての非公式の協議の場で、日本の方針と責任を表明したことである。世界経済は依然として脆弱であるとの認識を共有した先進諸国にとって、財政再建と経済成長をどのように両立させるのが当面の最大の課題であった。IMFなどの国際機関から巨額の財政赤字の削減が必要と指摘されてきた日本にとって国際的に方針を示すことは他国の不安を抑える意味でも必要であり、中期的な財政規律のあり方を定める「財政運営戦略」及び成長の拡大に向けた「新成長戦略」を策定したことをあげて国際経済安定に貢献する意思を示した。

G20トロント・サミットでは、先進国は2013年までに財政赤字を少なくとも半減し、16年までに政府債務の実質国内総生産比率を安定ないし半減するとの目標が盛り込まれた。財政の持続可能性を実現するため経済成長に配慮した計画をまとめることが強調されたが、日本の状況に配慮し、日本を例外としたが、日本の主張が受け入れられたものであったと評価できる。

また、G20ソウル・サミットでは、強固で持続可能かつ均衡ある成長のためのフレームワークの構築、金融制度改革などがとりあげられたが、不均衡を把握する複数の指標を導入することなどが決まった。経常収支のみを指標とすることに反対していた日本にとっては主張が通ったことになる。開発問題は、初めてG20の課題としてとりあげられたが、この点で積極的にとりくんできた日本にとっては、G20においても積極的に協力する意思を示すことができた。

（２）OECDの国際的なルール作りにおける貢献

OECDは、世界経済の危機の克服の途上である国際情勢を踏まえ、加盟国に加え、加盟候補国やブラジル、中国、インド、インドネシア、南アフリカなどを関与強化国として参加させており、国際的なルール作りの場としての位置を占めてきている。OECD閣僚理事会では、世界経済の危機の克服と持続的成長の実現を盛り込んだ「結論文書」、「国際ビジネス及び金融の活動に関する適切性、健全性、透明性に関する宣言」、「グリーン成長戦略」中間報告、「イノベーション戦略」最終報告が発表されたが、日本はこれらの国際的なルール作りに積極的に関与した。特に、G8、G20サミットに先立ち、財政再建、雇用、新たな成長源（グリーン成長やイノベーション、貿易）など、国際社会が直面している問題についての協議では、アジェンダに日本からの主張を反映させることができた。また、個別の活動では、貿

易, 投資, CSR などにおいても, 貿易の自由化, 投資の自由化, 多国籍企業行為指針など具体的な取り組みに参加し, 枠組み作りに関与できた。MENA-OECD イニシアチブや NEPAD-OECD アフリカ投資プログラムに参加し, アフリカや中東などに関わる多国間の投資環境整備の枠組みにも人的, 財政的に寄与している。多国間枠組みは今後の世界秩序の行方に大きな影響を与えるため, 新興経済諸国も関与を強めているので, 日本がこのような関与を継続的に行うことは重要である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成22年版外交青書 第三章第二節 3. 世界経済・金融危機下における政策協調

平成23年版外交青書 第三章第三節 3. 世界経済の持続的成長に向けた政策協調

資料をご覧になる場合は, 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか, 各国・地域情勢をクリックし, 当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また, 国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び, 資料を探してください。

Ⅱ－４－３ 重層的な経済関係の強化

国際経済課長 曾根 健孝

平成 23 年 5 月

施策の概要

施策の目標	日・EU 経済関係及び国際的課題に対する日・EU 協力を推進すること。 【小目標】 日・EU 間の様々な協議の枠組み（日・EU 定期首脳協議）での議論を活用し、日・EU 経済連携協定締結の可能性を含め、日・EU 経済関係の強化・国際的課題に対する日・EU 協力の推進を進めること。
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	第 177 回国会施政方針演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「ことは、決断と行動の年です。昨年合意したインド、ペルーとの経済連携協定は着実に実施します。また、豪州との交渉を迅速に進め、韓国、EU 及びモンゴルとの経済連携協定交渉の再開、立ち上げを目指します。」
施策の概要	日本企業の利益増進・保護のため、日・EU 間の定期首脳協議等様々な協議を実施。また、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行うと共に、欧州各国との二国間経済関係強化を推進。国際貿易、気候変動、エネルギー等の共通の国際的課題についても、日・EU 協力を推進。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

第 19 回日・EU 定期首脳協議（平成 22 年 4 月）において、「合同ハイレベル・グループ」が設けられ、同グループの検討結果に基づいて次回定期首脳協議において、次の適切なステップを決定することとした。これを受けて、平成 22 年度内に同グループが 4 度（平成 22 年 7 月、9 月、12 月及び平成 23 年 3 月）にわたり開催され、日・EU 関係強化のための方策が検討された。（なお、平成 23 年度に入ってから、4 月に同グループが開催され、その後、平成 23 年 5 月 28 日に開催された日・EU 定期首脳協議において、EPA/FTA 及び政治協定についての並行した交渉のためのプロセスを開始すること等の合意に至った。）

課題

リスボン条約下で新体制となった EU は、巨大な単一市場としての存在感を増し、国際的なアジェンダ設定・グローバルな規制・基準設定の主体ともなりつつあるところ、日・EU 間での経済連携協定につき早期に交渉入りし、妥結することを目指し、EU 各機関、加盟国への働きかけ、EU 情勢の変化への対応に更にきめ細かく取り組む。また、世界的な経済危機の再発防止のため、日欧が協調・率先して新しい国際的な経済秩序の構築に努める。

施策の必要性

平成 13 年に首脳レベルで発出された「日・EU 協力のための行動計画」の 10 年間の期限が平成 22 年を以て終了したが、今後 10 年の日・EU 関係の強化に向けた新しいビジョンを策定する必要がある。特に、経済分野においては、日・EU 間の経済連携の強化に向けた取組を推進する必要がある。また、我が国と EU は、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有し、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含む様々な分野において包括的なパートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

施策の有効性

高度に緊密化した欧州との経済関係強化のためには多角的にアプローチする必要がある、この観点から、日・EU 経済連携協定の締結を目指して包括的な経済関係の強化・拡大に努めることが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、日・EU 定期首脳協議、加えて 4 度の首脳協議、ビジネス界との協議等の場において、日・EU 間の懸念事項に係る交渉や対話・意見交換を行い、日・EU 双方の貿易・投資環境の更なる改善が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	24	19

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	20	18

単位：人（本省職員）

外部要因

リスボン条約下で新体制となった EU は、統合が一層深化し、統一の政策を打ち出す傾向が強まっていくと予想される。また、EU は、環境分野を始め様々な分野の規制・基準の設定、国際社会のアジェンダ設定の主体としての地位を高めていくことが予想される。また、新興国が台頭する中、我が国に対する関心が相対的に低下することへの懸念がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：EU との対話を通じた関係強化

各種日・EU 間協議及び欧州各国との二国間の枠組みを通じて、ビジネス環境の整備、貿易・投資環境の強化に貢献した。日・EU ビジネス・ラウンドテーブル（BRT）を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。また、日・EU の共通課題（気候変動、エネルギー、WTO 等）に協力して取り組んでいくことを確認した。

今後の方針

我が国のビジネス界から強い要望のある日・EU 経済連携協定に向けた取組を始めとして、引き続きビジネス界の提言の政策への反映に努め、日・EU 間の既存のメカニズムをより有効に活用して、規制改革、日・EU 間の貿易・投資の拡大を図る。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進
- ② 日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

川崎研一 経済産業研究所（RIETI）コンサルティングフェロー

（1）日EU・EPAをめぐる状況

世界的に貿易自由化が進展する一方、2国間、また、多国間で自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）、経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）を締結する競争も見られる。

EUは欧州や中近東などの近隣諸国や北アフリカなどの旧植民地を中心とするFTAから、近年では潜在的な市場規模があり、高い障壁が存在し、EUの競争相手国とのFTAに積極的な国とのFTAを優先する方向へ転換してきた。具体的には、ASEAN、韓国などとのFTA締結が提案されてきた。

従来、日本は東アジアでのEPAを優先してきた。ただし、オーストラリアとはEPAの交渉中である。加えて、米国も参加する環太平洋経済連携（TPP：Trans Pacific Partnership）への参加の是非も検討されている。EUも含めた主要先進諸国とのEPAには、日本の市場の世界的拡大を通じ、中長期的な成長力を高める効果が期待される。

2国間貿易自由化の実質GDP増加効果を推計すると、EUは日本にとって、中国、米国、タイなどに続いて実質GDPの増加の観点から高い優先度を有していることがわかる。EUにとっても、日本は、中国に次ぐ第2の相手国と推計される。従って、日EU・EPAの締結は、日EU双方にとってマクロ経済効果の上では非常に重要であり、優先度が高いと言える。

（2）最近の日本政府の取り組み

2010年4月28日の日EU定期首脳協議では、合同ハイレベル・グループを設置し、「日EU 経済関係を包括的に強化、統合するための方策について共同検討作業を行うこと」となった。2011年5月28日の日EU定期首脳協議では、共同検討作業の成果が報告され、FTA/EPA及び政治その他の包括的協力を対象とした協定の交渉のためのプロセス開始が合意され、交渉範囲を定める議論が可能な限り早期に実施されることになり、年内にもEPA交渉に入る可能性が出てきた。

日本にとっては、EUが自動車、電気製品などに課している関税の撤廃により、主要な輸出産業がEPA締結で先行する韓国などとの競争力を回復することが期待されよう。他方、EUは医薬品、医療機器、加工食品、自動車、輸送機器、通信、金融サービスなどの分野における日本の規制緩和に関心を示してきており、EPA交渉の範囲が注目される。

EPA交渉の開始に当たっては、まず、マクロ経済、産業別のプラス・マイナス双方の影響につき、その潜在的な政策効果を事前に評価しておくことが有意義であろう。また、その交渉過程では、相手側への要求を提起するとともに、2国間での合意によってそういった経済効果にどのような相違が生じるのかといった中間評価も効果的であろう。経済効果分析、政策評価が有効に活用されて、経済的な便益の高いEPAが締結されることが重要である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

第 19 回日・EU 定期首脳協議（外務省ホームページ）

EU 事情と日・EU 関係

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化

経済安全保障課長 赤松秀一

漁業室長 青木豊

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	エネルギー、鉱物、食料、漁業を巡る問題への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること。 【小目標】 1 エネルギー・資源の安定供給を確保するとともに、国際機関との連携、国際協力の促進、エネルギー効率の改善を通じた需要の抑制を図ること 2 世界の食料安全保障の強化に向けた国際的枠組みの構築を主導するとともに、国際農業投資の促進等を通じて我が国の食料確保を図ること 3 マグロ類、鯨類等について国際的な漁業の資源管理を通じて、我が国の漁業の安定と利益を確保すること
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「（中略）資源・エネルギー・食料の安定供給の確保のため、在外公館を通じた情報等の集約に努めるとともに、（中略）オールジャパンとして戦略的に各国との連携を強化していきます。」
施策の概要	経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下の成果を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき進展があった。

（１）世界的な金融危機後、エネルギー・鉱物資源価格が再び高騰する中、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G8、G20 等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図った。6 月開催の第 9 回 APEC エネルギー大臣会合では、石油備蓄や緊急時対応訓練の推進、省エネルギーの一層の推進とクリーンエネルギーの導入拡大を通じたグリーン成長の実現に向けた取組について合意した。7 月には再生可能エネルギーの利用促進・普及のための政策助言を目的とする国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章を批准するなど、再生可能エネルギーの促進に積極的に取り組んだ。平成 23 年 2 月開催の国際エネルギー・フォーラム（IEF）20 周年記念閣僚級会合において、産消対話の強化を目的とする IEF 憲章の採択に向け、同憲章の作成に積極的に参画した。また、「資源確保指針」、「新成長戦略」に基づき、要人往来、経済協力等を戦略的に進めた

ほか、資源問題担当官会議を開催し我が国への資源安定供給の確保に向けて具体的な資源確保戦略等について議論を深めた。同時に責任ある資源開発に向けて、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）への支援を通じて国際的枠組みを活用した外交的取組の推進に努めた。さらに、サハリン島沖合や東シベリア地域の石油・天然ガス開発生産やベトナム、カザフスタン等におけるレアアース開発に関する官民一体の取組等を通じ、資源・エネルギー供給源の多様化にも努めた。

（２）世界の栄養不足人口は経済危機からの回復に伴い10.2億人から減少したものの、依然として9億人以上と見込まれており、平成22年夏頃から食料価格が再び高騰したことを受け、G8・G20等の機会や同年10月開催したAPEC食料安全保障大臣会合等を通じて、食料供給力の拡大、貿易、市場の円滑化や途上国の農業開発に関する国際的枠組みの強化に貢献した。また、我が国が主導している「責任ある農業投資」に関する原則作りに向けた取組においては、平成21年9月に主催した高級実務者会合に引き続き、平成22年4月にはワシントンで「責任ある農業投資の促進に関するラウンドテーブル」を主催した。

（３）漁業資源の保存管理措置の強化に向けた国際協力を主導し、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）において、科学的助言に従った大西洋クロマグロの漁獲可能量の設定及び我が国からの提案に沿った遵守確保強化策等が決定された。同様に、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）においても我が国の提案を踏まえた太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。

捕鯨問題では、第62回国際捕鯨委員会（IWC）年次会合において、IWCの将来に関し、コンセンサス決定に向け努力したが、多くの国の間に依然として基本的立場の相違があったことから、合意に至らず、1年間の熟考期間を設置しつつ、協議を継続することとなった。また、調査捕鯨に対する妨害活動に関し、IWCのほか、外相会談等の機会において関係国に必要な措置をとるよう強く要請した。

課題

（１）海外からの輸入に依存している我が国にとっては、資源の主要供給国との関係の維持・強化や供給源の多角化の重要性が高まっており、資源の安定供給確保に向けた外交的取組の強化を進める。

（２）漁業交渉を主導的に進めていくとともに、漁業分野における国際協力を推進する。

施策の必要性

我が国は、エネルギー・鉱物・食料等、国民生活の基礎を成す資源のほとんどを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。こうした中、世界的な金融危機後、再び資源価格の歴史的な高騰に見られるとおり、新興国の資源需要の増大、資源ナショナリズムの昂揚、資源開発企業の寡占化、気候変動等により、資源を巡る基本的枠組みは移行期にある。日本の強みを生かす形で資源産出国との関係強化を図るとともに、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの普及をはじめ、世界全体の責任ある資源開発・利用に向けた国際連携を推進していくことが必要である。

施策の有効性

(1) エネルギー・鉱物資源については、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明になるとともに、価格が不安定性を示している状況に対しては、(ア) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(イ) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(ウ) エネルギー効率向上の世界への伝搬、エネルギー供給源の多様化に向けた取組が有効である。

(2) 食料安全保障に関しては、世界の食料生産・投資を増大し、途上国の食料問題を改善するための国際的対応の形成及び国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) を通じた貢献が重要であるほか、我が国への食料安定供給に向けた国際農業投資の促進等も有効である。

(3) 漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用を確保するためには、地域漁業管理機関などにおける科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力することが有効である。また国際捕鯨委員会 (IWC) において我が国の立場に対する理解を深め、合意形成を図ることが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、以下の諸分野で施策がそれぞれ進展した。このように、投入資源量に見合う成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) エネルギー・食料については、G8ムスコカ・サミット、G20ソウル・サミット、IEF閣僚級会合、APECエネルギー大臣会合及びAPEC食料安全保障担当大臣会合、FAO食料安全保障委員会をはじめ関連国際フォーラムにおいて我が国の主張が反映され、国際的な枠組み形成及び市場・貿易システムの安定化を主導することができた。再生可能エネルギー分野では、7月にIRENA憲章を批准し、原加盟国として平成23年4月の第1回総会に向けた検討に積極的に関与した。また、国際農業投資の促進等、我が国への資源の安定供給確保のための施策の検討を進めることができた。

(2) 漁業については、北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国がイニシアティブをとり、議論を主導してきた結果、第10回同協議において北太平洋漁業管理条約を採択することが出来た。第62回IWC年次会合において、IWCの将来に関し、コンセンサス決定の実現に努力したが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となったほか、調査捕鯨への妨害行為に関し、ビデオ等で説明しつつ、関係国がしかるべき措置をとるよう要請した。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	16	53

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	23	23

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保は、中国、インド等の新興経済国を含む世界経済の成長に伴う需要動向、産出国及び消費国の国内政策、及び、産出国の政治・治安情勢の影響を受ける。また、国際的なエネルギー安全保障の強化のために必要な措置を国内的に実施するとの観点からは、我が国のエネルギー事情及び国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

(2) 食料の安定供給の確保については、干ばつ等の自然災害、人口増加や途上国の所得水準の向上による食料需要の動向、農産物のバイオ燃料の原料としての利用等の影響を受ける。また、食料の安定供給を図るための国際協力や国際的なルール作りに参画する上で、我が国の農業事情及び関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

(3) 鯨類資源を含め、海洋生物資源の保存と持続可能な利用に係る国際協力については、各国政府の政策如何によって国際協力の度合い及びその方向性は左右される。また、国際世論や各国の国内世論も大きな影響力を持つ。

目標の達成状況

評価の切り口1：我が国への資源の安定供給を実現するための国際環境の創出

資源価格の乱高下の中、G8、G20、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)等への貢献を通じて国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るとともに、エネルギー効率向上の伝搬及びクリーンエネルギー推進の観点から、国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)を通じた協力を推進し、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章の批准を行うとともに同機関の正式な発足に向け積極的に貢献した。

評価の切り口2：我が国及び世界の食料安全保障の強化

平成19年から20年にかけて世界各国で深刻化した食料危機に対し、北海道洞爺湖サミット以降、国際会議等の機会を利用して、国際社会の取組を主導してきている。FAO改革を推進したほか、我が国及び世界への食料供給の一層の安定のため、農業投資促進に向けた取組を主導した。食料問題に関する日本のリーダーシップは国際場裡で高く評価されており、国連より右に言及する声明が発出された。

評価の切り口3：海洋生物資源の適切な保存及び持続可能な利用並びに我が国権益の確保

北太平洋漁業管理機関設立のための協議において、我が国の主張が反映されるよう議論を主導し、北太平洋漁業管理条約が採択された。大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)において、資源状態の悪化が懸念される大西洋クロマグロの保存管理措置が強化され、また、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)においても我が国の提案を踏まえた太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。第62回IWC年次会合において、コンセンサス決定に向け努力をしたが、1年間の熟考期間の設置、協議継続となった。また、調査捕鯨への妨害行為に関し関係国に必要な措置を要請した。

今後の方針

(1) 新興国の需要増大、資源生産国の偏在、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な需給見通しが不透明な中、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保し、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化を図るため、二国間や多国間の対話・協力、国際機関における活動等

を通じて、我が国のエネルギー安全保障の強化に引き続き努める。

(2) 我が国の食料安全保障を実現するため、FAO、IGC等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に引き続き取り組む。また、海外における「責任ある農業投資」の行動原則の策定及びその具体化に取り組む。

(3) マグロ漁業、捕鯨等について国際的な漁業管理に引き続き取り組む。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 国際的な枠組み等を通じたエネルギー産出国・消費国間の協力・協調の強化、資源産出国・消費国間の対話の強化及び産出国との良好な関係の維持・強化
- ② 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国への食料安定供給の強化
- ③ 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際協力の推進

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

岡部 徹 東京大学生産技術研究所教授

昨年9月に起こった中国との尖閣諸島問題に端を発したレアアースの輸出停止問題は、広く一般社会に対しても、レアメタルなどの鉱物資源が技術立国日本にとって不可欠であり、経済安全保障上も重要であることを強く印象づける結果となった。尖閣諸島問題は、当初は「領土問題」「外交問題」「政治問題」として事態が進んだが、後半は、レアアースの事実上の禁輸にまで発展し、日本の産業に大きな影響を及ぼす「貿易問題」「産業問題」「経済問題」として事態が深刻化した。中国におけるレアアースの問題は、本質的には「資源問題」や「環境問題」であり、日本におけるレアアースは、「技術問題」や「特許問題」などのハイテク産業の原料問題としてクローズアップされるべきである。しかし今回の事例は、一見無関係である諸問題が複雑に連動し、経済安全保障、ひいては日本の産業に深刻な影響をおよぼすということを明示的に示した事例となった。この結果、産業界だけでなく、一般社会の多くの人が、レアアースやレアメタルという言葉を目にするようになり、同時に、外交の重要性を再認識した。

資源のほとんどを海外に依存する我が国において、鉱物資源の安定的な供給の確保は極めて重要な施策の一つである。経済安全保障課は、尖閣諸島問題が起こる半年以上前から中国におけるレアアースやタングステンの資源供給に関する深刻な問題を正確に認識・予見し、各種施策を検討していた点では高く評価できる。その一環として、ベトナム、カザフスタン、オーストラリア等におけるレアアース開発、さらには、チリやボリビアなどにおける各種非鉄金属資源の開発についても、官民一体となった取り組みを推進し、資源供給源の多様化の推進者あるいは協力者となっていた。一連の活動は、経済安全保障を強化する効果に寄与していると考えられる。

鉱物資源の供給の安定化に対する情報収集および外交活動の活性化に関しては高く評価ができるものの、鉱物資源の安定的な供給の確保のための国際的貿易システムや、資源産出国との協力的な資源開発に関する国内関係省庁との連携した中長期的な施策が必ずしも十分ではなかったかもしれない。資源供給国との関係の強化はもちろんのこと、日本に必須なレアメタルなどの資源の備蓄に関しても他省庁と連携して、より有効な施策を整備すべきである。

今後は、産業界や専門家からのヒアリングを強化することで、より効率的かつ中長期的な視点に基づ

いた施策を打ち出し実行する必要がある。資源安定供給の確保に向けた具体的な資源確保戦略の強化、さらには、正確な情報収集と資源開発に向けた外交的取組の推進などは今後一層重要な課題となるであろう。関係諸国と協力・協調して鉱物資源の安定的な確保のための国際的な枠組みを強化するとともに、資源の実情を本質的に理解している専門家と国内関係省庁が連携することにより、長期的に有効かつ効果的な施策が強化され、速やかに実行されることを期待したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○平成23年版外交青書

○外務省ホームページ

・エネルギー安全保障

・食料安全保障（含、「食料安全保障に関する研究会」報告書、「わかる！国際情勢」（平成21年8月））

・鉱物資源、その他一次産品（含、「わかる！国際情勢」（平成23年2月））

・捕鯨問題

・マグロ漁業 等 資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II - 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

経済局政策課長 市川 とみ子
 経済協力開発機構室長 清水 享
 知的財産室長 米谷 光司
 平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日投資・対外投資の促進等を通じて日本経済を活性化させること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海外における知的財産権保護強化に向けた取組の促進 2 日本企業支援の取組の促進 3 対日直接投資の促進 4 対外投資の戦略的な支援
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<p>（1）知的財産権 （イ）「新成長戦略」（第3章Ⅲ. 9）（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） （ロ）「知的財産推進計画 2010」（戦略 2. 3（4），戦略 3. 4（6））（平成 22 年 5 月 21 日 知的財産戦略本部決定）。</p> <p>（2）日本企業支援 「新成長戦略（第3章Ⅲ. 6.）」－日本企業の海外展開支援。</p> <p>（3）対日直接投資の促進 「新成長戦略」（第3章Ⅲ. 7.）－対内直接投資の促進。</p> <p>（4）対外投資の戦略的な支援 「新成長戦略」（第3章（3））－貿易・投資の自由化・円滑化を促進する。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出す以下の取組。</p> <p>（1）海外における知的財産権保護強化に向けた取組 模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA、仮称）の早期妥結に向けた取組の加速、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。</p> <p>（2）日本企業支援 ビジネス環境の改善、現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援、在外公館施設を活用した支援、インフラ分野の日本企業の取組を支援し、情報収集体制及び現地関係機関との連携強化を図るためのインフラプロジェクト専門官の指名等。</p> <p>（3）対日直接投資の促進 在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、経済連携協定、二国間投資協定、租税条約、社会保障協定の締結等を通じた対日直接投資の更なる促進。</p> <p>（4）対外投資の戦略的な支援</p>

投資協定について、実際のニーズに応えるべく交渉を推進。交渉にあたっては、「対外投資戦略会議」（平成 22 年 12 月に第 3 回を開催）及びその連絡会議（平成 22 年 7 月に第 7 回を開催）における民間団体等との意見交換の内容等を参考に、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり、本施策の目標に向け、着実な進展が見られた。

（1）模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA、仮称）の早期妥結に向けて平成 20 年 6 月より条文案をベースとした交渉を開始し、平成 22 年中には 5 回の関係国会合を開催した。最終会合となった第 11 回関係国会合を東京で開催し、大筋合意の成立を見た。その後残された少数の論点も解決し、平成 22 年中に交渉が妥結し、条約文の法的精査の作業も完了した。また、二国間対話において知的財産問題を取り上げ、知的財産侵害問題の対策・協力の強化を行った。

日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を行った。

（2）ビジネス環境の改善、人脈形成や情報提供などの面で成果があったことに加え、平成 18 年度に設置した日本企業支援センターの見直しを行い、タイ及びインドの大使館において同センター業務を継続すると共に、モンゴルの大使館において新規に同センター業務を開始し、企業支援体制を一層充実させた。在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど、在外公館施設を活用した日本企業支援にも積極的に取り組んだ。また、インフラ分野の日本企業の取組を支援するため、主要国にインフラプロジェクト専門官を指名し、情報収集体制及び現地関係機関との連携の強化に取り組んだ。

（3）平成 22 年末の対日直接投資残高が 18.2 兆円（一次推計値、GDP 比約 3.8%）となった。

（4）平成 23 年 2 月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定（EPA）に署名した。また、投資協定交渉中のクウェート（11 月）、コロンビア（12 月）、パプアニューギニア（2 月）、アンゴラ（2 月）との間で実質合意（アンゴラは大筋合意）し、サウジアラビア、カザフスタン、中国・韓国との間で二国間又は三国間投資協定について交渉を進めた。さらに、豪州及び湾岸協力理事会（GCC）との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉を行った（平成 23 年度も継続）。なお、カタール、アルジェリア、ウクライナとの間で投資協定交渉開始に向けた準備を進めた。

課題

（1）模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA、仮称）の早期署名及び発効に向けた手続きを進展させる。知的財産担当官会議の開催、関係機関との連携等を通じた知的財産担当官の対

応力をさらに強化する。

(2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通を一層強化する。ベスト・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。

(3) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討し、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応していく。

施策の必要性

(1) 近年、アジア地域を中心に知的財産権侵害が拡大しており、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、多国間・二国間の外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。また、海外における知的財産権侵害について、現地において日本企業を迅速かつ効果的に支援する必要がある。

(2) グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、インフラプロジェクトの受注支援を始め個別企業の活動を支援していくことが求められている。

(3) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい技術、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

(4) 平成 17 年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

施策の有効性

(1) 海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣した物品の取引の防止に関する協定 (ACTA、仮称) につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を図り、また、海外の模倣品・海賊版対策を促進するため、日中、日韓、日米、日 EU 間の二国間の対話を継続した。在外公館においては、知的財産担当官の対応力を強化し、海外における日本企業支援及び各国との連携促進を図った。

(2) 日本企業支援強化のための施策

日本企業支援をより効果的に行うため、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」に基づき積極的に対応した。また、官民それぞれの適切な経費負担に関するガイドラインに基づき、日本企業支援のために在外公館施設の積極的利用に努めた。インフラプロジェクト専門官や一部の在外公館に設置した「日本企業支援センター」を通じて企業の相談に応ずるなど、企業のニーズへの対応を行っている。

(3) 平成 22 年末の対日直接投資残高は、18.2 兆円 (一次推計値、GDP 比約 3.8%) となった。物品・

サービス及び資本の自由な移動の促進等を目的とする経済連携協定、投資家の投資活動を保護・促進することを目的とした二国間投資協定、国際的な二重課税の回避等を目的とした租税条約や、企業及び個人の社会保険料負担の軽減等を目的とした社会保障協定等の締結等を通じ、対日直接投資の一層の推進に向けて我が国のビジネス環境の改善・整備を図った。

(4) 平成 23 年 2 月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定 (EPA) に署名した。また、投資協定交渉中のクウェート (11 月)、コロンビア (12 月)、パプアニューギニア (平成 23 年 2 月)、アンゴラ (2 月) との間で実質合意 (アンゴラは大筋合意) し、サウジアラビア、カザフスタン、中国・韓国との間で二国間又は三国間投資協定について交渉を進めており、さらに、豪州及び湾岸協力理事会 (GCC) との間でも、投資に関する規定を含む EPA について交渉中である。なお、カタール、アルジェリア、ウクライナとの間で投資協定交渉開始に向けた準備を進めている。

施策の効率性

- (1) 限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、模倣した物品の取引の防止に関する協定 (ACTA、仮称) の早期実現を目指し、条文案に基づく交渉が 5 回行われた結果、平成 22 年中に交渉が妥結した。また、知的財産担当官会議が中国及び中東・北アフリカ地域で開催される等の施策の進展が見られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。
- (2) 在外公館施設を活用した日本企業と共催したレセプションやセミナーの開催等により日本企業の経済利益の増進が図られた他、在外公館を通じた現地政府への働きかけによる問題解決や事業相手方とのトラブルを解決するための働きかけを実施した結果、これら問題の解決につながった。パッケージ型インフラ海外展開に関しては、インフラプロジェクト専門官の指名等、在外公館の拠点としての機能が強化され、現地関係機関との連携強化につながったことから、これらのとられた手段は適切かつ効率的であった。
- (3) 在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、関係省庁や機関と一体となって取り組んできた手段は適切かつ効率的であった。
- (4) 民間団体等との意見交換の内容等も参考としながら、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討し、平成 22 年度を通じ、我が国が交渉した投資協定においても進展が見られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	20	24.6

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	16	20

単位：人 (本省職員)

外部要因

我が国の経済動向など外部的要因に左右される面を有している。

目標の達成状況

評価の切り口 1：海外における知的財産権保護強化に向けた取組

「知的財産推進計画 2010」に沿って、外交ルートを通じて、模倣した物品の取引の防止に関する協定（ACTA、仮称）の早期実現に向けた取組の加速、在外公館における知的財産担当官等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話を継続した。その他、G8 サミット、APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけを行う一方、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関（WIPO）等における議論に参画した。その結果、世界各国・各地域より模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、また、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組みにつき、各国において一定の理解が浸透しつつあること等の効果があった。

評価の切り口 2：日本企業支援強化に向けた取組

各国にある日本大使館・総領事館からの報告にあるとおり、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげた。現地関係機関との連携強化の他、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、インフラ案件の発掘等個別企業のニーズへの対応強化や官民共催での在外公館施設の活用促進等の面で、本件取組は海外で活躍する日本企業の活動に貢献した。

評価の切り口 3：対日直接投資の促進

（1）在外公館のネットワークの活用：引き続き、在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施するとともに、日本貿易振興機構（ジェトロ）等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開催した。これらの活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させるなど、対日直接投資に関する理解を促進した。

（2）種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：引き続き、国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールし、諸外国政府の我が国投資環境整備に関する取組に対する理解を促進した。

（3）各種条約の締結・発効：経済連携協定、投資協定、租税条約、社会保障協定等の締結等を通じ、ビジネス環境整備を促進した。平成 23 年 2 月にインドとの間で、投資の保護、促進及び自由化に関する規定を含む経済連携協定（EPA）に署名した。

評価の切り口 4：対外投資の戦略的な支援

日本経団連及び日本貿易会からの提言並びに対外投資戦略会議（平成 22 年 12 月に第 3 回を開催）及びその連絡会議（平成 22 年 7 月に第 7 回を開催）において民間側から提示された意見等も参考に、クウェート及びパプアニューギニアとの交渉を開始した他、カタール、アルジェリア、ウクライナとの交渉開始に向けて準備を進めている。

今後の方針

- (1) 知的財産権保護強化のため、関係各国・関係機関と協力しつつ、その対策を強化していく。
- (2) 在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく官民をあげてのインフラ整備支援の観点も含め、日本企業支援体制を更に充実させていく。
- (3) 国内投資促進円卓会議が 11 月に取りまとめた「日本国内投資促進プログラム」を推進し、国内投資・事業活動基盤の整備を進める。さらに、日本の事業環境の魅力を向上させるためのヒト・モノ・カネの流れを円滑化する制度改革等を盛り込んだ総合的なプログラム「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム（仮称）」を今後取りまとめる予定である。これらにより、日本に立地する企業の競争力を向上させ、高付加価値型外資企業の立地促進等により対日直接投資の倍増に向けて、鋭意取り組んでいく。
- (4) 交渉中の協定について早期締結を目指す。また、引き続き、より戦略的な優先順位をもって、投資協定の相手国・地域を検討していく。相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、交渉相手国に応じ柔軟に対応する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 海外における知的財産権保護強化に向けた取組
- ② 在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ
- ③ 2010 年末までに対日投資残高を対 GDP 比 5 % 程度に増加させることを目指す取組
- ④ 対外投資の戦略的な支援

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

久野 新 杏林大学総合政策学部専任講師

以下に掲げる理由から、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当である。

(1) 海外における知的財産権保護強化に向けた取組の促進： WTO の TRIPS 協定を補完し、模倣品や海賊版による被害に対してより効果的に対処する国際的な枠組みとして期待されている模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の交渉が大筋合意に至ったという点で多めに評価されるべきである。今後は同条約の着実な実施と参加国の更なる拡大が求められる。同時に、在外公館内知財担当官による情報収集・提供、二国間対話を通じた連携の強化、および知財当局・警察・税関に対するキャパシティ・ビルディング等を通じ、ACTA 非参加国内における知的財産権保護強化に向けた取組を引き続き実施する事が求められる。

(2) 日本企業支援の取組の促進： 近年、海外の大型インフラ案件受注を目指し、多くの国が政治家によるトップ・セールスや現地キーパーソンとの間の人脈構築を試みている。こうした大型案件において、技術力を有する日本企業が不利益を被らないようにするためにも、官民一体となった現地営業活動や情報収集の重要性は一層高まってきている。現在実施されている在外公館における情報の収集・提供、現地関係機関との連携強化、インフラ案件の発掘、官民共催での在外公館施設の活用促進などは、いずれも施策の目標達成にとって不可欠な取組として評価できるものである。

(3) 対日直接投資の促進： 平成 22 年、対日直接投資残高は減少に転じた。東日本大震災の影響により、外国企業の日本離れが今後更に進む可能性が高い。外交の場や在外公館ネットワークを活用し、

日本のビジネス環境・住環境の安全性・優位性について迅速かつ正確な PR を行うことの緊急性・必要性は極めて高い。他方、原発事故の影響、高い事業コスト、円高、低迷を続ける日本経済といった逆風のなか、既存の政策手段のみに依拠して「GDP 比 5%程度」という政府目標を達成出来るのか否か、再度検証する必要がある。各種の広報活動、BIT、EPA、社会保障協定等の締結といった従来の取組に加え、外国の企業・高度人材に対する税の優遇措置、立地補助金、外国人の生活環境整備など、他の投資受入国に劣らない、魅力的なインセンティブ付与のあり方についても検討を開始すべきである。

(4) 対外投資の戦略的な支援： 成長著しいインドとの間で投資規定を含む EPA を締結したこと、クウェートを含む 4 カ国との間で BIT 交渉の実質または大筋合意に至ったこと、中国・韓国との間で三国間 BIT 交渉を進展させたことなど、施策の目標達成に向けた取組は適切かつ効率的であったと評価できる。今後は発効した協定の認知率・利用率を向上させるために、協定の具体的なメリット、活用方法、締結相手国等に関する情報を企業の目線で発信していくことが望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ (トップ>外交政策>経済>経済上の国益の確保・増進>対日投資・日本企業支援)
- ・ 内閣府・対日直接投資ホームページ (<http://www.invest-japan.go.jp/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－６ アジア太平洋経済協力 (APEC) を通じた経済関係の発展

アジア太平洋経済協力室長 森川 徹

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	平成 22 (2010) 年の APEC (アジア太平洋経済協力) 議長として、アジア太平洋地域の更なる発展に向け、イニシアティブを発揮し、11 月の APEC 首脳会議を成功させること ----- 【小目標】 1 ポゴール目標 (自由で開かれた貿易と投資の実現) の達成に向けた APEC 先進国・地域及び一部の APEC 途上国の地域における進捗状況の評価 2 アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想の実現に向けたあり得べき道筋の検討を始めとした「地域経済統合の推進」 3 アジア太平洋地域の「新たな成長戦略」の策定 4 テロ対策、食料安全保障、感染症対策をはじめとした「人間の安全保障」の強化 5 上記 2～4 を推進するための経済技術協力の強化
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等 内閣の重要政策) (主なもの)	第 174 回国会外交演説 (平成 22 年 1 月 29 日) 「本年、日本はアジア太平洋経済協力会議 (APEC) の議長を務めます。来年の議長である米国とも緊密に連携し、アジア太平洋地域の更なる繁栄に向け、新しい時代にふさわしい APEC を構想してまいります。」
施策の概要	平成 22 (2010) 年の APEC 議長として APEC 首脳会議、閣僚会議等における積極的な関与を通じ、地域経済統合、成長戦略の策定、人間の安全保障、経済・技術協力等の分野における具体的な協力の促進に寄与。アジア太平洋地域を取り巻く政治・経済環境が大きく変化する中で、更なる成長と繁栄を実現していくための APEC の将来像 (ビジョン) について首脳間で共通認識を得ることができたのは大きな成果。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- 1 アジア太平洋地域を取り巻く政治・経済環境が大きく変化する中で、更なる成長と繁栄を実現していくための APEC の将来像 (ビジョン) について首脳間で共通認識を得ることができたのは大きな成果。今回横浜において首脳間で深めた議論は、新時代の APEC として新しい地平を切り拓き、新たな行動を求めるものであり、歴史の一ページを刻んでいくものである。
- 2 特に、APEC が地域経済統合の取組を推進していくために、菅総理が議長としてリーダーシッ

プを發揮し、我が国として「国を開く」ことを明確に打ち出し、世界、特に発展著しいアジア太平洋地域と共に成長の道を進んでいくとのメッセージを積極的に出すことができた。これは、APECがFTAAP構築に向けた具体的道筋を定める上でも有意義であった。

- 3 今後、APECとしては「横浜ビジョン」の実現に向けて、具体的な行動を取っていくこととなる。平成22(2010)年に示した「横浜ビジョン」が翌年(米国年)以降APECメンバーに引き継がれ、ビジョンを一層具体化し、成果をもたらしていくことが重要。

課題

- 1 2010年日本APEC首脳会議で採択された「横浜ビジョン」を踏まえ、2011年の議長である米国との協力を深化させながら、一つでも多くわかりやすい具体的成果をあげること。
- 2 2010年日本APECの成果にのっとり、2011年APEC議長を務める米国が定めた優先分野(注: 地域経済統合の強化、グリーン成長の促進、規制協力の拡大・規制の収斂の促進)での進展を目指すこと。

施策の必要性

- (1) APECはアジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、世界の人口の約4割、GDP及び貿易量の約5割を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約7割、APECの域内貿易率が約7割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や価値観の共有を促進することが重要な課題である。
- (2) このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年1回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

施策の有効性

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野での地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を制度的に担保し、さらに、個別具体的な課題に対し、メンバーが協力して取り組むイニシアティブを發揮する場を提供するAPECは、地域協力の推進を実現していく上で有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、平成22(2010)年APEC首脳会議等において、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができたのは大きな成果である。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、またその実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	205	162

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	16	14

単位：人（本省職員）

外部要因

- 1 WTOにおける貿易自由化交渉の進展や域内での自由貿易協定(FTA)の急増等グローバルな動きを踏まえた取組の必要性。
- 2 世界経済危機後の変化した状況に対応した新たな成長戦略を策定する必要性。
- 3 テロ対策や感染症対策等域内の新たな関心事項に応える取組の必要性。

目標の達成状況

評価の切り口：平成 22（2010）年の APEC 議長としてイニシアティブを発揮し、アジア太平洋地域の更なる発展に向け開催した、APEC 首脳会議の成功

- 1 平成 22（2010）年に横浜で開催された APEC 首脳会議においては、地域経済統合、成長戦略、人間の安全保障を中心に、アジア太平洋の将来像について議論を行い、首脳宣言として「横浜ビジョン」に合意することができた。それは、APEC が、更に緊密に高度化した経済統合で結ばれ（「緊密な共同体」）、質の高い成長を実現できる強い共同体（「強い共同体」）であり、安全で、安心して経済活動を行える共同体（「安全な共同体」）に向かっていくというもの。
- 2 具体的には、ボゴール目標達成評価を行った上で、アジア太平洋地域での地域経済統合を更に推進するために、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築に向け具体的な行動を取る事となった。また、世界の成長センターであるこの地域として初めての、長期的かつ包括的な成長戦略をとりまとめた。また人間の安全保障の課題に対処するため、食料安全保障、防災、感染症への対応、腐敗対策、テロ防止などの分野に注力していく事となった。

今後の方針

平成 22（2010）年横浜での APEC 首脳会議で採択された「横浜ビジョン」を踏まえ、2011 年 APEC 議長を務める米国が定めた APEC の優先分野（注：地域経済統合の強化、グリーン成長の促進、規制協力の拡大・規制の収斂の促進）について、一つでも多くわかりやすい具体的成果があがるよう、我が国として積極的に貢献する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① ボゴール目標（自由で開かれた貿易と投資の実現）の達成に向けた APEC 先進国・地域及び一部の APEC 途上国の地域における進捗状況の評価
- ② アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想の実現に向けたあり得べき道筋の検討を始めとした「地域

経済統合の推進」

- ③ アジア太平洋地域の「新たな成長戦略」の策定
- ④ テロ対策, 食料安全保障, 感染症対策をはじめとした「人間の安全保障」の強化
- ⑤ 上記②～④を推進するための経済技術協力の強化

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

山澤 逸平 一橋大学名誉教授

- ① **APEC横浜会議の成果・意義** APECは昨年で21年目, 特に1994年のボゴール宣言を翌年の大阪行動指針に基づいて実現努力を続けてきた。昨年はその中間評価の年で, 開催国日本はそれを中心になって果たした。さらにグローバル化の進展に対応して広げてきたさまざまな太平洋地域協力活動を, 包摂的・持続可能・安全等の5つの範疇に改組して, APEC成長戦略として共同推進する首脳宣言を打ち上げた。アジア危機以降地道路線にシフトして, 東アジア共同体構想等に押されがちだったのが, なお健在な地域協力機構として打ち出した意義は大きい。開催国のイニシアティブと十全の準備活動で他メンバーの期待に応えた。
- ② **今後の活動方向** APECは日本が発足当初からイニシアティブをとり, 育ててきた地域協力組織。WTO交渉が難航している中, ボゴール目標の完全達成に向けて開かれた貿易投資自由化円滑化の継続推進は非常に重要。かつ日本が纏め上げたAPEC成長戦略の諸活動も, 率先して実施に取り組んでほしい。
- ③ **APECの広報** 横浜での開催ゆえ, メディア報道も例年になく盛り上がり, 一般へも情報・知識が浸透したと思う。ただ管総理のTPP交渉参加表明が国内政治問題化したため, メディア報道が偏り, ボゴール目標の中期評価や成長戦略の意義が広く共有されなかった感があるのは残念。これは財・学も官に協力して強化する必要がある。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 2010年日本APEC首脳会議（概要と評価）

資料をご覧になる場合は, 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか, 各国・地域情勢をクリックし, 当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また, 国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び, 資料を探してください。

施策Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組・・・・・・・・・・ 333

具体的施策

- Ⅱ-5-1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用・・・・・・・・ 339
- Ⅱ-5-2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・ 344
- Ⅱ-5-3 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・ 348

Ⅱ－５ 国際法の形成・発展に向けた取組

評価担当課室名	業務内容
国際法局 国際法課	国際法戦略の企画・立案 国際法の漸進的発達及び法典化に関する業務 確立された国際法規の解釈、実施に関する業務
条約課	国際約束の締結、解釈、実施に関する業務。経済条約課及び社会条約官の所掌に属するものを除く
経済条約課	経済又は経済協力の分野に係る事項に関する国際約束の締結、解釈、実施に関する業務
社会条約官室	社会の分野に係る事項に関する国際約束の締結、解釈、実施に関する業務

II - 5 国際法の形成・発展に向けた取組

施策の概要

- II - 5 - 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用
- II - 5 - 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施
- II - 5 - 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

評価の結果

施策 II - 5	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II - 5 - 1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II - 5 - 2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
II - 5 - 3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

- 1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。
- 2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進及び刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間での政治分野における枠組み作りの推進は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要である。
- 3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について
 - (1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。さらに、WTO 紛争解決手続の帰結は、我が国の産業や企業の活動にも多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。
 - (2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。
 - (3) 国民生活に直結する国際ルール作りに積極的に関与することを通じて、地球規模の課題の解決への貢献に努めるとともに、我が国国民の利益や関心を国際ルールの内容に十分に反映させることが重要である。特に、多数国間条約の作成に係る交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携し

て交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有するパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進するためには、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすること、また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くことが有効である。また、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進するためには、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進などが有効である。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

- (1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、FTA/EPA は、物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。
- (2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約における交渉において、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。
- (3) 国民生活に大きな影響を及ぼし得る国際ルール作りに当たり、法的観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結に不可欠である。特に、多数国間条約の作成交渉においては、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させ、望ましい形で条約が作成されることに資するものである。

施策の効率性

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会承認、

日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結、「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出、「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出、「国際移住機関特権免除協定」の締結、「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出等、施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

限られた予算や人的資源を効率的に活用し（例えば、FTA/EPA の分野、二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階（国際会議への参加も含む。）、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。）、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

- (1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること
- (2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等
- (3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

- (1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること
- (2) 刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

- (1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること
- (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	74,153	60,202	55,108
	補正後予算額	74,153	60,202	55,108
	繰り越し等	0		
執行額		72,311		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について

評価の切り口 1 : 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

ICC ローマ規程検討会議における貢献, UNCITRAL における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により, 国際法秩序の構築に貢献した。

評価の切り口 2 : 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

国際法局長協議のほか, 国内の研究者等との間で研究会(計6回)を開催し, 我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し, 知見を蓄積するとともに, 得られた知見に基づく法的助言を行うことを通じて低潮線保全・拠点法の成立や鉱業法改正案の閣議決定といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。

評価の切り口 3 : 国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し, 国際法に関する知識の普及に努めたほか, 我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め, 国際法の研究促進を支援した。

2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について

評価の切り口 1 : 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進

日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと, 日朝間, 日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは, 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では, 我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得た。日露関係においては, 平成 22 年 11 月の日露首脳会談において, 領土問題の解決を含め, あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。

評価の切り口 2 : 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進

「日・露刑事共助条約」, 「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結, 「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認, 「日・ヨルダン原子力協定」, 「日・露原子力協定」, 「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出, 「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出, 「国際移住機関特権免除協定」の締結, 「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出などは, 諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。

3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について

評価の切り口 1 : 多角的自由貿易体制の強化及び経済連携の推進

(1) 平成 19 年 1 月から再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉は, 平成 23 年中の妥結を目指して活発な交渉が行われてきており, 我が国としても交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきている。

(2) 平成 22 年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ, 積極的に締結の推進を目指す FTA/EPA については, 平成 23 年 2 月にインドとの間で署名が行われたほか, ペル

一との間でも大筋合意に至った。また、豪州と間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断していた交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を進めてきているところである。

評価の切り口 2 : 日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進することを目的として、平成 22 年通常国会においては租税条約 6 件（うち改正議定書 4 件）及び社会保障協定 1 件を締結することにつき国会の承認が得られた。また、平成 23 年通常国会においては、租税条約 6 件（うち改正議定書 1 件）及び社会保障協定 2 件を締結することにつき国会の承認を求めている。その他、3 件の投資協定について交渉を妥結させた。

評価の切り口 3 : 国民の生活に直結する分野での国際ルール作りへの参画・貢献

国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、平成 22 年通常国会においては、再生可能エネルギーの利用促進を目的とする国際機関を設立するための国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章の締結につき国会の承認を得て、平成 22 年 7 月に締結した。また、同年 10 月に名古屋で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）においては、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択等に貢献したほか、同年 12 月の気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）においても、「カンクン合意」の採択に際して法的観点から適切な支援を行った。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

II-5-1

・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「大きな変動期にある国際社会において、「法の支配」の確立を一層推進し、各国との協調行動の下で、国際社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意です。」

・ 海洋に関して、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」

(<http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html>)

II-5-2

・ 第 174 回国会所信表明演説、第 176 回国会所信表明演説及び第 177 回国会施政方針演説・外交演説

<http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/>（総理演説）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/e_gaimu_bn.html#maehara（外務大臣演説）

II-5-3

(1) 第 176 回国会所信表明演説（平成 22 年 10 月 1 日）：自由貿易協定・経済連携協定（FTA/EPA）及び生物多様性条約に関連した言及あり（六 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開（東ア

ジア地域の安定と繁栄に向けて))。

(2) 第 177 回国会施政方針演説(平成 23 年 1 月 24 日): 世界貿易機関(WTO)ドーハ・ラウンド交渉, FTA/EPA 及び日韓図書協定に関連した言及あり(二 平成の開国—第一の国づくりの理念—(包括的な経済連携の推進)及び七 結び)。

今後の方針

- 1 「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」について
国際社会における国際法の重要性は年々増大しており, 施策の目標の達成に向け, 引き続き対応する必要がある。
- 2 「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」について
二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて, 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し, 強化するとともに, 刑事分野における協力の促進, 原子力の平和的利用の促進等, 諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し, 強化・拡大する。
- 3 「経済・社会分野における国際約束の締結・実施」について
本施策の目標の更なる進展に向け, 国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

Ⅱ－５－１ 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

国際法課長 三上正裕

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>(1) 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること</p> <p>(2) 研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等</p> <p>(3) 国際約束に関する情報を集約し活用すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none">1 平成 22 年 5 月から 6 月の国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程検討会議における貢献2 我が国の海洋権益の確保のための各種取組 (低潮線保全法の成立、鉱業法改正案の閣議決定) の進展3 国連国際商取引委員会 (UNCITRAL) における仲裁規則改正草案の採択等、国際的なフォーラムにおける国際私法の形成、発展への貢献
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)	<p>・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日)</p> <p>「大きな変動期にある国際社会において、「法の支配」の確立を一層推進し、各国との協調行動の下で、国際社会の共生に向けて主体的な外交を展開していく決意です。」</p> <p>・ 海洋に関して、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」 (http://kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/index.html)</p>
施策の概要	<p>(1) 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献すること。</p> <p>(2) 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積し、それを外交実務に活用すること。</p> <p>(3) 大学での臨時講義等の実施や国際約束に関する情報の継続的取りまとめ及び対外公表。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 平成 22 年 5 月、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進を目的とした低潮線保全法が成立した。
- (2) 平成 22 年 5 月から 6 月に開催された国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程検討会議に出席し、第二次大戦以降長らく議論されてきた侵略犯罪の法典化の達成に大きく貢献した。
- (3) 平成 22 年 6 月、UNCITRAL において、我が国が草案の起草に貢献してきた UNCITRAL 仲裁規

則の改正草案が採択された。

- (4) 平成 22 年 9 月、我が国の常設仲裁裁判所 (PCA) 国別裁判官団が、小和田恒現国際司法裁判所 (ICJ) 裁判所長を平成 23 年秋の ICJ 裁判官選挙の候補者に指名することを決定した。
- (5) 平成 23 年 2 月、我が国は、村瀬信也現国連国際法委員会 (ILC) 委員を、平成 23 年秋の ILC 委員選挙の候補者に指名することを国連事務局に対して通報した。
- (6) 平成 23 年 3 月、鉱業法の改正案を閣議決定する過程において国際法上の知見を活用し、国際法との整合性を確保した。
- (7) 各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、各種外交課題に対し国際法に基づく外交政策を展開することができた。

課題

平成 23 年度においても、我が国の外交基軸の一つであり、1 月の外交演説でも述べられた「法の支配」の確立に向け、国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面及び国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支える国際機関及び国際的フォーラムに関する取組を一層強化する必要がある。

施策の必要性

今日の国際社会においては、国際関係における多種多様な問題の平和的解決や国際関係の深化のために国際法が果たす役割はますます大きくなっている。そのような中、新しい国際的ルール形成の場に積極的に参画し、我が国の立場を主張・反映していくこと、特に、外交課題を処理するに当たり、蓄積した知見をもとに国際法を的確に解釈・活用し、国内外における国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である我が国として、国民の利益を最大限確保する上で必要不可欠である。

施策の有効性

国際法規の形成は、国際関係における秩序を構築する上での根幹を成す作業であり、我が国が国際法規形成のための各種フォーラムに積極的に参画し、意見を主張・反映していくことは、新たな国際法秩序を我が国に資するものとしていく上で必要かつ効果的である。また、日々の外交案件を処理するに当たっては、蓄積された国際法の知見を活用することが重要であり、そのためには学界や各国関係者を交えた研究会及び意見交換等を行っていくことが不可欠である。さらに、国内における国際法の普及を進めていくことは、我が国の国際法に係る外交に対する国民の理解を促進するとともに、国際法分野の更なる発展に大きく寄与する。

施策の効率性

国際的な議論の場に参画し、我が国の立場を一貫して表明していくとともに、各種研究会等は、時宜を得たテーマを取り扱って外交実務上の必要に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	21	20

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	33	33

単位：人（本省職員）

外部要因

国際法規の解釈・発展は、各国の実行や国際情勢の変化等によって大きく影響を受けるものであり、これらの外部要因のために、短期的にその「達成度」を計ることは困難である。

目標の達成状況

評価の切り口 1：国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

ICC ローマ規程検討会議における貢献、UNCITRAL における仲裁規則改正草案の採択その他国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

評価の切り口 2：国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

国際法局長協議のほか、国内の研究者等との間で研究会（計 6 回）を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法上の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見に基づく法的助言を行うことを通じて低潮線保全・拠点法の成立や鉱業法改正案の閣議決定といった我が国の重要な施策の実施に貢献した。

評価の切り口 3：国際法の普及活動の推進

公開講座や大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めたほか、我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援した。

今後の方針

国際社会における国際法の重要性は年々増大しており、施策の目標の達成に向け、引き続き対応する必要がある。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進
- ②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用

- ③要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

奥脇 直也 明治大学法科大学院教授

- (1) 国際社会における「法の支配」の確立を我が国の主要な外交目標の一つに位置づけていることは適切であり、国際法規の形成に我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに貢献することは、国益と国際公益を整合させていく上で重要である。

国際社会における「法の支配」を確立していく上で、2010年は、国際刑事法・人道法の分野で重要な進展があった。6月の国際刑事裁判所（ICC）規程検討会議において、長年の懸案であった侵略犯罪の法典化が実現したが、その機会に我が国の代表団は積極的に議論に参加し、主要な貢献を行っており、2007年のローマ規程批准以来のICCに対する我が国の積極的な姿勢と相まって、高く評価できる。

また、2011年秋に予定されている国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙に向け、2010年9月に我が国の常設仲裁裁判所（PCA）国別裁判官団が、小和田恒現 ICJ 所長を候補者に指名することを決定したこと、同時期に行われる国連国際法委員会（ILC）委員の選挙に関しても、村瀬信也現委員を候補者として国連に通報したことに現れるように、「法の支配」の分野において、我が国が国際社会に継続的に関与していく上で重要な取り組みであり、当選に向けた万全の努力が期待される。

- (2) 「法の支配」の促進は、海洋国家である我が国が海洋権益を確保するとともに、安定的な海洋秩序の維持・形成のためにも重要である。各国が自国管轄水域に対する管理・利用を強化する傾向にある中、我が国としてもその方針をまとめ、早急に実施する必要があるところ、排他的経済水域及び大陸棚の保全および利用促進を目的とした低潮線保全法の成立・施行、国内資源を適切に維持、管理し、適切な主体による合理的な資源開発を目的とした改正鉱業法案の国会提出は時宜にかなったものと評価できる。また、大陸棚限界委員会による我が国の大陸棚延長申請の審査が継続中であるが、我が国の海洋権益確保の上で重要な意味を持つことから、審査を円滑に進捗させるべく今後も努力が不可欠である。地球温暖化に伴って北極問題がにわかに脚光を浴びるようになった中で、北極評議会へのオブザーバー資格取得を目指して関連会合へ出席しているが、なお継続的関与に期待したい。

- (3) 個人や企業による円滑な国際的活動の保証という目的を達成するために、国際私法分野においては、平成22年6月、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）において、同仲裁規則の改正草案採択に貢献した。これらの成果は、直接国民の利益に資するものであり、今後も実績の積み重ねを期待したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・平成23年版外交青書
- ・外務省ホームページ（各国・地域情勢、条約）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－５－２ 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

条約課長 道井緑一郎

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進し、強化すること (2) 刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大すること ----- 【小目標】 (1) ・日米安保条約に基づく日米間の協力関係の強化 ・日露間の領土問題の解決に向けた調整に対する貢献 (2) 刑事及び原子力関連等の政治分野における国際約束の署名・締結
施策の位置づけ(関係する施政方針演説等内閣の重要政策)(主なもの)	第 174 回国会所信表明演説、第 176 回国会所信表明演説及び第 177 回国会施政方針演説・外交演説 http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/ (総理演説) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/e_gaimu_bn.html#maehara (外務大臣演説)
施策の概要	(1) 日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。) (2) 刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施(法的な検討及び助言を含む。)

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

以下①及び②に示すとおり、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りに向け着実な成果があり、また、以下③、④、⑤、⑥及び⑦に示すとおり、刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りに向け着実な成果があった。その結果、平成 22 年度において、本施策の小目標の達成に向けて相当な進展があった。

① 我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得た。

② 平成 22 年 11 月のアジア太平洋経済協力 (APEC) の際の日露首脳会談において、領土問題の解

決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。

- ③ 刑事分野における協力の促進に関して、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」を締結した。
- ④ 原子力の平和的利用の促進に関して、「日・カザフスタン原子力協定」につき国会の承認を得た。また、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力協定」、「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」を国会に提出した。
- ⑤ 我が国自衛隊とオーストラリア国防軍との間で共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動、災害対処等のために必要な物品・役務を相互に提供するための枠組みについて定める「日豪物品役務相互提供協定」を国会に提出した。
- ⑥ 国際移住機関との間で同機関が享有する特権及び免除等について定める「国際移住機関特権免除協定」を締結した。
- ⑦ 東南アジア地域における平和、友好及び協力を促進するために、東南アジア友好協力条約の締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定める「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」を国会に提出した。

課題

引き続き日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施に向けた主体的な関与が求められる。また、引き続き、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施を進めていくことが求められる。

施策の必要性

日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進及び刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間での政治分野における枠組み作りの推進は、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たって重要である。

施策の有効性

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進するためには、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにする事、また、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日露平和条約交渉に適切に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くことが有効である。また、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進するためには、刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進などが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、「在日米軍駐留経費負担特別協定」の国会承認、日露首脳会談等への対応、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結、「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認、「日・ヨルダン原子力協定」、「日・露原子力

協定」,「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出,「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出,「国際移住機関特権免除協定」の締結,「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出等,施策の目標の達成に向けて相当な進展があった。このように,投入資源量に見合った成果が得られたことから,とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	10	8

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	31	32

単位：人（本省職員）

外部要因

本施策は,条約その他の国際約束の締結並びに条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施を所掌する外務省が一元的に行うものであるが,その際,関係する他府省庁と調整・連携を行うことが必要である。また,国際約束の締結交渉等については,その時点における相手国政府の政策や国際情勢等によりその進捗いかに大きく左右され,その結果,年によって締結まで至る国際約束の本数も変動することとなる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進

日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだこと,日朝間,日中間の諸問題や日露平和条約交渉に適切に対処したことは,我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。日米安保体制関連では,我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費の全部又は一部を一定期間負担すること等について定める「在日米軍駐留経費負担特別協定」につき国会の承認を得た。日露関係においては,平成 22 年 11 月の日露首脳会談において,領土問題の解決を含め,あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。

評価の切り口 2：諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進

「日・露刑事共助条約」,「日・EU 刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の締結,「日・カザフスタン原子力協定」の国会承認,「日・ヨルダン原子力協定」,「日・露原子力協定」,「日・韓原子力協定」及び「日・ベトナム原子力協定」の国会提出,「日豪物品役務相互提供協定」の国会提出,「国際移住機関特権免除協定」の締結,「東南アジア友好協力条約改正第三議定書」の国会提出などは,諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りの推進に寄与するものである。

今後の方針

二国間・多数国間協議や条約交渉の活発化等を通じて,我が国の外交・安全保障に関する枠組み作り

を推進し、強化するとともに、刑事分野における協力の促進、原子力の平和的利用の促進等、諸外国・国際機関との間で政治分野に関する枠組み作りを推進し、強化・拡大する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①日米安保体制の強化や領土問題を始めとする、我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）
- ②刑事分野における協力の推進に向けた各種関連条約の交渉・締結の推進、原子力の平和的利用の推進に向けた二国間原子力協定等の交渉・締結の推進など、政治分野における各種国際約束の交渉・締結及びそれらの適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

奥脇 直也 明治大学法科大学院教授

- (1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保するためには、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保し、日米同盟関係を堅持しまた強化していく必要がある。平成23年1月21日に署名された「在日米軍駐留経費負担特別協定」により、我が国としての応分の負担を約束したことは適切であり、同協定が国会の承認を得て発効したことは大いに評価できる。また、領土問題を含む戦後未解決のまま残されている問題に対処し、我が国周辺諸国とより安定した関係を築くことも重要である。平成22年11月の日露首脳会談において、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致したことは適切であり、引き続き我が国の主体的な努力が求められる。竹島問題についても、韓国による法的根拠のない占拠と支配の強化の試みに、適時に抗議を行っている点は評価できるが、この問題を国際社会に向けて周知するなど一層の努力が必要である。尖閣諸島や沖縄周辺海域については、外国の船舶による我が国の法令への違反や国際法に反する活動がなされた場合には、国際関係を考慮しつつ、適切に対応する必要がある。
- (2) さらに、我が国及び我が国国民の安全と繁栄を確保し、国際社会における「法の支配」を確立するに当たっては、諸外国・国際機関との間で政治分野における枠組み作りを積極的に推進することが重要である。この観点から、「日・露刑事共助条約」、「日・EU 刑事共助協定」、「日・タイ受刑者移送条約」、「国際移住機関特権免除協定」などを含む国際約束の締結等を行ったことは高く評価できる。今後も、国際関係のグローバル化に即して、諸外国・国際機関との間でそれら法制度の枠組み作りを通じて、国際的なルール・メイキングに主体的かつ積極的に取り組み、国際社会における「法の支配」の実現に積極的に貢献していくことがますます求められる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・各国会における施政方針演説・所信表明演説・外交演説
- ・外務省ホームページ
- ・外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をしていただくか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－５－３ 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

経済条約課長 海部 篤

社会条約官 長岡寛介

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進すること (2) 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画すること</p> <p>【小目標】</p> <p>1 経済分野の国際約束締結交渉への積極的な関与 2 社会分野の国際約束締結交渉への積極的な関与 3 既存の国際約束の適切な実施のための法的助言</p>
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等 内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<p>(1) 第 176 回国会所信表明演説 (平成 22 年 10 月 1 日) : 自由貿易協定・経済連携協定 (FTA/EPA) 及び生物多様性条約に関連した言及あり (六 国を開き未来を拓く主体的な外交の展開 (東アジア地域の安定と繁栄に向けて))。</p> <p>(2) 第 177 回国会施政方針演説 (平成 23 年 1 月 24 日) : 世界貿易機関 (WTO) ドーハ・ラウンド交渉, FTA/EPA 及び日韓図書協定に関連した言及あり (二 平成の開国ー第一の国づくりの理念ー (包括的な経済連携の推進) 及び七 結び)。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>(1) 多角的自由貿易体制の強化 (WTO ドーハ・ラウンド交渉の平成 23 年内の妥結を目指す。) に積極的に関与・貢献するとともに, 経済連携の推進 (FTA/EPA の検討・交渉・締結・実施, 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉への参加の検討等) を図る。</p> <p>(2) 日本国民・日系企業等の利益や関心を十分に反映させつつ, 各種経済条約 (投資協定, 租税条約, 社会保障協定等) の交渉・締結・実施を推進する。</p> <p>(3) 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際ルール作りへの積極的な参画を通じ, 地球規模の課題の解決に貢献するとともに, 日本国民の利益を増進する。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

平成 22 年度においては, 経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で目標の達成に向けて一定の進展があった。

(1) 自由貿易協定・経済連携協定 (FTA/EPA) の締結交渉については、インドとの間で交渉が妥結に至り、署名を行ったほか、ペルーとの間でも交渉が妥結した。また、平成 22 年 11 月 9 日付けで閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉の参加について検討を進める等、各国との経済連携の推進において一定の進展があった。

(2) 国会承認条約については、平成 22 年通常国会において、二国間条約である租税条約 6 件 (うち 4 件は改正議定書)、社会保障協定 1 件及び航空協定 1 件に加え、多数国間条約である国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 憲章を提出し、9 件全てについて国会の承認が得られた。平成 22 年臨時国会においては、租税条約 2 件 (うち 1 件は改正議定書) 及び日韓図書協定を提出したが、租税条約 2 件は廃案、日韓図書協定は継続審議とされた。平成 23 年通常国会においては、継続審議となった日韓図書協定のほか、前国会での廃案 2 件を含む租税条約 6 件及び社会保障協定 2 件の二国間条約に加え、多数国間条約 2 件 (国際通貨基金 (IMF) 協定改正及び世界貿易機関 (WTO) 譲許表の修正・訂正に関する確認書) の計 11 件を提出している。

(3) 国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作りに積極的に参画するとともに、その中で成立した国際約束のうち、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、上述の IRENA 憲章を平成 22 年 7 月に締結し、再生可能エネルギーの利用促進を目的とする国際機関である IRENA の加盟国となった。また、同年 10 月に名古屋で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) においては、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正で衡平な配分 (ABS) に関する名古屋議定書の採択等に貢献したほか、同年 12 月の気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16) においても、「カンクン合意」の採択に際して法的観点から支援した。

課題

(1) 我が国は包括的な FTA/EPA の締結を推進していることから、交渉分野は多岐にわたり、協定の案文は必然的に膨大な分量となる。したがって、締結のための作業量は甚大なものとなることから、今後、既存の交渉の加速化や新たな交渉の開始が想定されることを踏まえれば、その取組方法について更なる工夫を進めるとともに、人的資源の拡充が必要不可欠である。また、WTO ドーハ・ラウンド交渉についても、最終局面に向けた法的検討をより進めていくとともに、省内関連部局や他省庁との連携を一層強化する等の工夫が必要である。

(2) 各種経済条約 (投資協定、租税条約、社会保障協定等) については、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見を活かしつつ、新たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、体制の整備が不可欠である。

(3) その他の経済分野及び社会分野の条約についても、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを一層強化することが求められる。また、より戦略的かつ迅速に締結に至ることができるよう、体制の整備が不可欠である。

(4) 第 176 回臨時国会においては、締結について承認を得るべく条約 3 件を国会に提出するも、うち租税条約 2 件については廃案となり、日韓図書協定については継続審議となったところ、早期に国会の承認が得られるよう、更には円滑な締結が実現するよう、引き続き努力していく必要がある。

施策の必要性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉及び経済連携の推進は、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。さらに、WTO 紛争解決手続の帰結は、我が国の産業や企業の活動にも多大な影響を及ぼし得るため、我が国の主張・立証を法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の観点から重要である。これらを含む経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結びつきを強化し、一層の予測可能性・安定性を有する経済活動の基盤を提供するとの意義を有する。

(3) 国民生活に直結する国際ルール作りに積極的に関与することを通じて、地球規模の課題の解決への貢献に努めるとともに、我が国国民の利益や関心を国際ルールの内容に十分に反映させることが重要である。特に、多数国間条約の作成に係る交渉においては、各国がそれぞれ近隣国等と連携して交渉に臨むことが少なくない中、我が国としても、問題意識を共有するパートナーとの間で協力の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義である。

施策の有効性

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉において法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。また、FTA/EPA は、物品・サービスの貿易のみならず、投資、税関手続、競争、相互承認、政府調達、知的財産、人の移動など広範な内容を含み得るものであり、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。

(2) 二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約における交渉において、法的な観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結にとって不可欠である。

(3) 国民生活に大きな影響を及ぼし得る国際ルール作りに当たり、法的観点から検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の妥結に不可欠である。特に、多数国間条約の作成交渉においては、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させ、望ましい形で条約が作成されることに資するものである。

施策の効率性

限られた予算や人的資源を効率的に活用し（例えば、FTA/EPA の分野、二国間の投資協定、租税条約、社会保障協定等の経済条約、その他の経済分野及び社会分野での国際約束の交渉段階（国際会議への参加も含む。）、特に条文作成段階において、多くの場合に条約締結担当者を相手国政府との交渉に直接当たらせた。）、経済分野・社会分野における国際約束の締結・実施面で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	24	20

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	40	42

単位：人（本省職員）

外部要因

（１）二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものであるが、その一方で、異なる二つの主権国家である以上、互いの主張が完全に一致することは容易ではなく、双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することも多い。互いに妥協できない問題は二国間の文脈において当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。また、FTA/EPA など経済条約について、近時スピードと質の双方を求められることが少なくないが、上記のとおり交渉次第である以上、これらの両立が必ずしも可能でない場合もあり得る。

（２）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉の結果を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

（３）紛争解決手続における不確実性

WTO 紛争解決手続における結論は、最終的には第三者たるパネリスト又は上級委員会委員により下されるものであるため、我が国が当事者となる紛争においても、最終的に我が国に有利な裁定が下されるかは予断を許さない。

目標の達成状況

評価の切り口 1：多角的自由貿易体制の強化及び経済連携の推進

（１）平成 19 年 1 月から再開された WTO ドーハ・ラウンド交渉は、平成 23 年中の妥結を目指して活発な交渉が行われてきており、我が国としても交渉の早期妥結に向けて積極的に働きかけて貢献してきている。

（２）平成 22 年 11 月に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」を踏まえ、積極的に締結の推進を目指す FTA/EPA については、平成 23 年 2 月にインドとの間で署名が行われたほか、ペルーとの間でも大筋合意に至った。また、豪州と間の交渉も進展させるとともに、韓国との間では中断していた交渉の再開についての検討が進められた。このように、各国との経済連携に係る取組が一定の進展を見せているほか、TPP 協定交渉への参加についても検討を進めてきているところである。

評価の切り口 2：日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進することを目的として、平成 22 年通常国会においては租税条約 6 件（うち改正議定書 4 件）及び社会保障協定 1 件を締結することにつき国会の承認が得られた。また、平成 23 年通常国会においては、租税条約 6 件（うち改正議定書 1 件）及び社会保障協定 2 件を締結することにつき国会の承認を求めている。その他、3 件の投資協定について交渉を妥

結させた。

評価の切り口 3 : 国民の生活に直結する分野での国際ルール作りへの参画・貢献

国民の生活に大きな影響を与え得る経済・社会分野において、多数国間交渉の形で行われる国際ルール作り積極的に参画するとともに、我が国として締結の意義のある条約については、締結手続を順次進めてきている。例えば、平成 22 年通常国会においては、再生可能エネルギーの利用促進を目的とする国際機関を設立するための国際再生可能エネルギー機関（IRENA）憲章の締結につき国会の承認を得て、平成 22 年 7 月に締結した。また、同年 10 月に名古屋で行われた生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）においては、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正で衡平な配分（ABS）に関する名古屋議定書の採択等に貢献したほか、同年 12 月の気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）においても、「カンクン合意」の採択に際して法的観点から適切な支援を行った。

今後の方針

上記施策の目標の更なる進展に向け、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTO 紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言
- ② 自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組
- ③ 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

岩澤 雄司 東京大学大学院総合文化研究科教授

(1) WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功は日本にとってきわめて重要な政策目標である。他方、本交渉はきわめて困難な交渉であり、妥結に時間がかかっている。そのような中、交渉においては様々な法的問題が生じるため、それらに対して適切に対応する必要がある。また、WTO 紛争解決手続において日本が関係する案件は少なくなく、日本は今後も一定数の紛争に関係することが見込まれる。それに関し法的な助言を与えることは本課の重要な責務であり、今年度も平成 22 年度と同様の取組みを行うことが望ましい。

(2) 経済連携協定、投資協定、租税条約等の交渉・締結及びその適切な実施も、本課の主要な業務の 1 つとなっている。平成 22 年度は租税条約、社会保障協定等、本課が所掌する 9 本の条約について国会の承認を得て締結するに至ったほか、平成 23 年度通常国会には、本課関連で 11 本の条約を国会に提出している。平成 23 年度も経済連携協定、投資協定等多くの条約について交渉・締結を行う必要があり、これに加えて TPP 交渉への参加についての検討も行う予定である。本課の人的財政的資源はこれらの事業に多く投入されている。作業量が膨大なので、体制を更に工夫しながら対応する必要があると考えられる。

(3) 経済分野及び社会分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に参画することは近年ますます重要となっており、平成 22 年においては、例えば 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で我が国は議長を務め、我が国のイニシアティブの下で名古屋議定書の採択等大きな成果が得られたことは評価に値する。日本が環境、人権等の分野における国際交渉の場で更なる貢献ができるよう、本課が法的観点からの検討・助言を引き続き適切に行うことを期待したい。

上記の理由で、本施策目標につき「目標の達成に向けて一定の進展があった」という評価は妥当である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・平成23年版外交青書
- ・外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

**施策Ⅱ—6 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供**

具体的施策

Ⅱ-6	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの 提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	357
-----	---	-----

**Ⅱ－６ 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の
政策決定ラインへの提供**

評価担当課室名	業務内容
国際情報統括官組織 第一国際情報官室	情報の収集に関する総括。科学的情報収集。大量破壊兵器の開発・配備問題に関する情報の収集，分析，調査
第二国際情報官室	情報の分析に関する総括。国際テロ，大量破壊兵器の拡散問題，安全保障を始めとするグローバルな課題及びアフガニスタン・南西アジアに関する地域情勢の情報収集，分析，調査
第三国際情報官室	東アジア，東南アジア，大洋州地域に関する情報の収集，分析，調査
第四国際情報官室	欧州，中央アジア・コーカサス，米州，中東（アフガニスタンを除く），アフリカ地域に関する情報の収集・分析・調査

Ⅱ－６ 的確な情報収集及び分析，並びに情報 及び分析の政策決定ラインへの提供

第一国際情報官 河野 章
 第二国際情報官 山内弘志
 第三国際情報官 相馬弘尚
 第四国際情報官 中村耕一郎

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>情報収集及び情報分析能力の強化，並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより，外交政策の立案・実施に寄与すること。</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集体制の強化 2 情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用による情報分析の質の向上 3 政策立案に資する情報の政策決定ラインへの提供
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<p>第 177 回国会における前原外務大臣（当時）による外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）</p> <p>「在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進すると同時に，情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」</p>
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施 ②本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施 ③職員のための研修等の実施 ④政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）省内政策部門との意見交換等を通じ政策部門が必要としている情報の把握，重点的に実施する情報収集のテーマの在外公館への伝達及び指示，在外公館職員による任国内外への出張を通じた情報収集，新たな情報源の開拓等を実施することにより，的確な情報収集に向けて想定された成果があった。

（２）外部有識者等の知見の一層の活用，職員のための各種研修，諸外国との協力，情報コミュニティ省庁との定期的な会合を通じた情報共有の強化等により，情勢分析等の質の向上を図ることができた。

(3) 政策部門に対する、時宜を得た報告の機会を確保・拡充することにより、外交・安全保障を中心とする政策の立案・実施への寄与を増大させることができた。

課題

衛星画像や公開情報の収集・分析の専門性の更なる向上、情報収集活動の強化、及び収集された情報を有効に活用し分析に役立てるための基盤を強化する。

施策の必要性

(1) 大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ問題等、国際情勢が流動性とリスクを高めつつあるとともに、国際社会は国際エネルギー問題等の新たな重要課題に直面するようになっている中で「情報」がなお一層重要な役割を果たすようになっている。そのような環境にあつて、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するための主体的な外交戦略構築のためには、情報収集・分析機能の強化を通して、外交・安全保障政策の決定者が正確かつ時宜を得た国際情勢に関する情報を把握することが必要不可欠である。

(2) そのためには、情報の収集、分析、政策決定ラインへの提供という一連の業務を実施する体制を整備・強化し、効率的に運用することにより、外交・安全保障政策の立案・実施に資する情報及び情報分析を政策決定者に伝達することが必要である。

施策の有効性

(1) 的確な情報収集のためには、在外公館に対し収集すべき情報に関する本省側の関心事項・問題意識を的確に伝えとともに、在外公館職員の任国内外への出張等により情報収集活動を活発化させ、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化することが必要である。また、外部研究者・有識者等の知見の一層の活用、情報コミュニティ省庁間の情報共有の強化、諸外国との協力強化等により、情報分析能力を強化することが有効である。さらに、職員に対し高度情報保全や分析分野での合同研修・人事交流等の実施を通じて専門性の向上を図ることが有効である。

(2) また、情報及び分析結果を政策決定ラインに適時に提供するためには、外務大臣等の政府幹部への定期的及び情勢の変化に応じた分析の提供・報告の実施が有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、流動的かつ多岐に渡る国際情勢に関する情報の収集と分析を行い、官邸や大臣をはじめとする省内幹部に対し適時適切な情報提供を行っており、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	535	539

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	80	80

単位：人（本省職員）

外部要因

（１）我が国と対象国・地域の外交関係、対象国・地域の政治・治安事情等の外部的要因により、本省及び在外公館における対外情報の収集が制限される。また、衛星画像情報については撮像周期や天候に左右される等の外部要因が存在する。

（２）精度の高い情報分析の前提として、正確な情報が適時に存在していることが必要であるが、材料となる情報が存在しない、あるいは入手されていない場合には、情報分析の範囲は限られる。また、材料となる情報の信頼性が明らかでない場合には分析結果の確度は低くなる。

目標の達成状況

評価の切り口 1：情報収集及び情報分析能力の強化

情報収集能力については、今後注目すべき情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定、在外公館と情報関心を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の強化を行った。また、特定重要テーマに関する会議等を開催し本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、在外公館の情報収集活動の指針を明確にした。さらに、在外公館においては、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。

情報分析能力については、分析に関する国内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい) 機会の増大、情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進等の措置を講じた。また、専門分析員採用による外部の知見の活用等の措置を講じた。

評価の切り口 2：外交政策の立案・実施への寄与の拡大

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。さらに、分析ペーパーに添付した評価シートを通じ政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題を設定した。

今後の方針

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の時宜を得た提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施
- ② 本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施
- ③ 職員のための研修等の実施
- ④ 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

高原 明生 東京大学大学院教授

我が国を取り巻く国際環境は厳しさを増す傾向にある。日本外交は、旧来の発想や行動様式を変革し、進化を遂げる必要に迫られている。この状況下で、情報収集およびその分析の量と質を向上させ、情報部門と政策決定ラインとの相互作用を活性化することが一層重要となっていることは論を俟たない。この情勢に鑑みて、「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は妥当だと思われる。

指摘されている通り、的確な情報収集の為に必要不可欠なのは、収集すべき情報に関する本省側の関心事項と問題意識を在外公館に対して明示することである。これを行うためには、収集された情報を分析して政策決定ラインに伝えるのみならず、事前に政策決定ラインとよく意思疎通をして情報収集のターゲットを明確化する必要がある。自己評価によれば、いわば事後のコミュニケーションについては「適時適切」に行われ、事前にも「政策部局のニーズを把握」する努力が行われたとある。これは評価すべき進展であり、今後も両部門間の協議の一層の強化が重要であろう。

情報収集体制の強化についても進展があったことは喜ばしい。一つの問題として、今後予算増が望めない状況の下で、限られた資金と人材を如何に有効に配置していくのかを常に考えていく必要があるのではないかと。とかく官僚機構は硬直しがちであるが、外交方針および政策と収集すべき情報の重点の変化とともに、こうした資源の配置はまさに適時適切に修正されていかなければならない。この点についても、他部門に働きかけ、省全体の柔軟な発想と機動的な対応を実現していく必要があるのではないかと。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1 海外広報，文化交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363

具体的施策

Ⅲ-1-1 海外広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 370

Ⅲ-1-2 国際文化交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375

Ⅲ-1-3 文化の分野における国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・ 380

Ⅲ－１ 海外広報，文化交流

評価担当課室名	業務内容
広報文化交流部 総合計画課	広報・文化の分野における国際交流による対日理解の増進に係る総合的計画の策定・実施。日本事情・外交政策についての海外広報
文化交流課	文化交流に関する外交政策。国際交流基金との連携による海外での日本語普及事業
人物交流室	人物交流事業の促進（国費留学生，JET プログラム，スポーツ交流など），地域の国際交流支援（姉妹都市交流等）など
国際文化協力室	ユネスコ（国連教育科学文化機関），国連大学に関する外交政策

III-1 海外広報, 文化交流

施策の概要

- III-1-1 海外広報
- III-1-2 国際文化交流の促進
- III-1-3 文化の分野における国際協力

評価の結果

施策 III-1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
III-1-1	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
III-1-2	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆
III-1-3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「海外広報」について

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。さらに近年、新興国の経済的発展を背景に我が国の相対的なプレゼンスの低下が懸念される中、海外における発信に一層力を入れていく必要がある。

2 「国際文化交流の促進」について

効果的に外交政策を実施するためには、各国の政策決定者のみならず、その支持基盤である一般国民にも直接働きかけることが重要である。特に近年、各国における情報通信技術の急速な発達や民主主義の発展などを背景に、外交政策に対する世論の影響力が増大している。かかる状況において、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、多方面にわたる日本の魅力を積極的に発信し、文化交流や人物交流を促進することで、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要である。

3 「文化の分野における国際協力」について

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化等の分野におけるニーズに応じた発展を支援する国際協力を通じ、我が国の良いイメージを形成するとともに、我が国との文化交流促進や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充する必要がある。

また、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる独自の文化・教育振興のための支援は、当該国の経済・社会開発に寄与する点で必要性が高い。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産や無形文化遺産は、一度失われれば回復することは難し

い。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

施策の有効性

1 「海外広報」について

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

2 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、海外での日本語普及、伝統文化からポップカルチャーに及ぶ多様な日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

3 「文化の分野における国際協力」について

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ、文化・教育の分野で国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、また効果が当該国の経済社会開発にも寄与し、効果が長期に亘り持続することから有効性が高い。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び裨益国政府の協力により裨益国の人材育成・能力開発事業を実施しており、裨益国の発展に貢献し、各国国民に活力を与えるのみならず、我が国と裨益国との関係強化にも役立っている。

また、国連大学の活動を支援することは、各国の必要としている地球規模課題解決のための知識・能力育成の一助となっている。

施策の効率性

1 「海外広報」について

海外広報予算は前年度に比較して11%以上（最近5年間で約43%）削減される等、投入資源が大幅に減少したこともあり、在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、講師派遣事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等、支出の一層の効率化に努めている。実際、在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスの提供先である外国テレビ局数は10局増加する等、投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に関し一定の成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「国際文化交流の促進」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、また、上海国際博覧会（上海万博）や JAPAN EXPO 2010 などの国外イベントを活用し、日本文化、日本事情の発信に努め、より深い日本への理解や関心の増大を目指した。特に各国における世論形成に影響力のある有識者や将来のリーダーとなる青少

年を対象として事業を実施しているが、これら事業を通じた親日層・知日層の形成が進んだことが各種外国報道等でも見られ、施策が進展したといえる。広報文化事業の定量的評価は困難なもの、日本語学習者の増大等、客観的な調査結果等も勘案すると、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

3 「文化の分野における国際協力」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、文化無償資金協力については案件をより絞り込む形で実施し、ユネスコが専門分野で有するノウハウや世界各地のユネスコの地域事務所・専門家のネットワークを活用したユネスコ等を通じた国際協力（有形・無形・人的の3信託事業等）を順調に実施し施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「海外広報」について

海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること。

2 「国際文化交流の促進」について

文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること。

3 「文化の分野における国際協力」について

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	14,778,935	14,586,081	14,730,547
	補正後予算額	14,778,935	14,775,999	14,124,339
	繰り越し等	0		
執行額		14,490,476		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「海外広報」について

評価の切り口1：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HPのページビュー数等、対象者の反応）

(1) 在外公館においては、平成22年度に、講演会約1,100件や、教育広報約1,300件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の7割以上について、派遣国のメディアで報道がなされている。

(2) 本邦に招待したオピニオンリーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており、我が国にと

って好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また、招待したTVチームの取材による日本特集番組は、のべ68回、1,830分放送される（注：放映された10チームの番組放映回数、時間。3チームは今後放映予定）等、諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。

- (3) 印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約130か国、300を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。
- (4) Web Japanに対するアクセス（ページビュー）は、平成21年度には予算が対前年度比約60%減額され中国語版等を廃止したにも拘わらず、対前年度比約3.6%増加し、その質の向上があらためて証明された。

評価の切り口2：外国における対日論調、対日意識の向上（報道ぶり、世論調査の結果等）

- (1) 平成22(2010)年12月から平成23(2011)年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界27か国で行った世論調査では、25か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で57%（前年比+4%）であり、評価対象となった17か国・地域中第3位（カナダ・EUと同率）であり、我が国に対する良好な評価が見られる。
- (2) 平成22年度に外務省が委託して実施した対日世論調査では、米国においては有識者の90%、一般回答者の84%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、前回調査（平成22(2010)年2月～3月）と比較すると、有識者では変動なし、一般回答者では5%の増加であった。また、オーストリアにおいては70%、南アフリカにおいては71%が、日本を信頼できると回答したほか、メキシコにおいては約57%が日本との関係は良好であると回答するなど、各国において、我が国に対して好意的な見解が示され、良好な対日イメージの定着、対日意識の向上が見られた。

2 「国際文化交流の促進」について

評価の切り口1：文化事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価も含む））。なお、（独）国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で（独）国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

- (1) 対象国の国民や世論に直接働き掛ける「パブリック・ディプロマシー」の重要性がますます指摘される中、日本の発信力を一層強化する具体的施策として、海外における日本語普及の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充に努めている。
- (2) 例年、周年事業に合わせ重点的な交流を行うことにより、より一層効果的な対日理解の増進を目指している。「2010年トルコにおける日本年」においては、大型文化事業として「着物ショー」や「沖縄舞踊公演」を行い、公演を行った各都市において、新聞及びインターネットニュース等で取り上げられるなど、非常に反響の大きい公演となった。

- (3) また、国外の大規模なイベントが開催される際には、関係省庁や様々な機関と連携し、日本文化の総合的・集中的発信に努めている。このような日本文化発信に際しては、伝統文化・芸術に加え、近年は世界的に高い人気を誇るアニメ、漫画、ファッションなどのいわゆるポップカルチャーも、より深い対日理解や対日関心に導く主要な手段の一つとして活用している。その一例として、7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベントである「JAPAN EXPO」の機会に、外務省、文化庁、経済産業省、観光庁の4省庁及び国際交流基金・パリ日本文化会館等関係機関と連携し、過去最大の約17万人に及ぶ参加者に向けて、日本語学習者向けに開発したアニメやマンガを用いたウェブ教材のプロモーション、和太鼓演奏の日本文化紹介などを行った。
- (4) さらに、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に平成19年に創設された国際漫画賞は第4回を迎え、39の国・地域から189作品の応募があった。また、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。

評価の切り口2：事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

- (1) 東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献している他、市民レベルでの募金、チャリティイベントの開催、支援メッセージの発出とともに折り鶴を寄贈する等、これまでの文化紹介・人的交流が対日理解の素地となるとともに、震災後の行事が市民レベルでの対日支援の広がりを促し、我が国のメッセージ発信の場となっている。
- (2) 英国BBCワールド・サービスが平成23(2011)年3月に発表した国際世論調査によると、世界における日本の影響が「肯定的」であるとする意見は57%に上昇し(前年比4ポイント増)、順位は評価対象の17か国・地域中、ドイツ、英国に続き、カナダ、EUと同率で3位であった。
- (3) 平成22年7月に発表された海外の日本語学習者数(平成21年度(独)国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している)は、前回調査(平成18年度)よりも1.5倍増の約365万人にのぼり、着実に増加している。
- (4) 内閣府が平成22年10月に実施した個別面接聴取法による外交に関する世論調査によると、諸外国との文化交流を進める上で、どの分野に重点を置くべきかとの問いに対し、「青少年・留学生の交流(次世代を担う若者の交流)」を挙げた者の割合が58.8%、「スポーツ交流」が54.3%と高く、以下、「学者、芸術家、文化人などの交流」(43.7%)、「伝統的日本文化の紹介(生け花、お茶、歌舞伎など)」(39.0%)の順となっている(※複数回答可)。
- (5) 人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップ強化
- (イ) 「留学生30万人計画」においては、帰国留学生のフォローアップ強化の必要性が特記されているが、外務省としては、各国の元日本留学生の組織化の促進(帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報)や帰国留学生会の活動支援(新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催)等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界105か国、320組織(前年比増)に上っている。
- (ロ) 平成22年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万4000人に達した。外務省が担う本プログラムにおける主たる業務の一つであるJET経験者のフォローアップをより強化すべく、世界15か国に52支部(前年比+1組織)あるJET同窓会組織(JETAA)の活動支援を積極的に推し進めるとともに、

JET経験者のための就職支援会合の開催，JET経験者間のネットワーク強化等に取り組んだ。その一環として，JETAA会員の職業別人数の調査を実施した。

(ハ) さらに、「21世紀パートナーシップ促進招へい」については，本事業が始まった平成17年度から5年間の被招待者に対して定期的にフォローアップを実施しており（本年度以降の被招待者についても随時実施予定），その結果，我が国の重要な外交政策実現に向けての各種協力において高い効果が確認された。また，より一層指導的立場についているかについても把握に努め，平成22年度には，平成21年度被招待者についても，引き続きフォローアップを行った。

3 「文化の分野における国際協力」について

評価の切り口1：ユネスコ，国連大学を通じた文化，教育，知的交流の分野における我が国の国際貢献の進展（ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合，事業実施件数，裨益者の反応，報道振り，事業に対する評価）

ユネスコについては，第184回及び第185回執行委員会，第34回世界遺産委員会，無形文化遺産条約第4回政府間委員会等の国際会議に参加し，各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また，3つの日本信託基金を通じ79件の事業を実施中であり，途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や，教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており，事業実施国での開始式や関連国際会議等は現地プレスでも報道され，関係政府等からも高い評価や謝意が表明されている。

また，平成22年11月に訪日したボコバ・ユネスコ事務局長からも，我が国政府首脳・関係閣僚との会談のみならず，プレス・インタビュー等のあらゆる機会において，日本への謝意と日・ユネスコ間協力の重要性が強調された。

国連大学については，我が国政府との協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに，日本の産学界等との連携を促した。そうした成果の一つとして，平成22年9月に学位授与を伴う大学院プログラムが発足した。

評価の切り口2：文化無償資金協力における，事業実施件数，裨益者の反応，報道ぶり，事業に関する評価

平成22年度は案件をより精査し実施を絞り込んだ結果，一般文化無償資金協力は平成21年度より11件少ない12件，草の根文化無償資金協力については平成21年度より14件少ない22件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式，供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており，実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他，政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け，これまで文化無償を実施した被供与国政府，機関，団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど，親日感が醸成されていることが裏付けられた。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

Ⅲ－1－1

・第177回通常国会外交演説（平成23年1月24日）

「また，我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり，重要外交

政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情・文化の発信や日本語の普及に努め、人の交流を更に活発にしたいと考えます。そのことは、外交政策の円滑な推進や日本企業の海外展開の支援にもつながるものと考えます。」

Ⅲ－１－２

・ 第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日）
（日米同盟の進化）

「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア大洋州地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既にオバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。」

Ⅲ－１－３

特になし

今後の方針

1 「海外広報」について

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため、政策発信を強化する必要がある。また、若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。さらに、東日本大震災に関する情勢の推移、復興の状況、諸外国における関心等を踏まえ、危機管理広報の観点から適切な対外情報発信策を講じる必要がある。厳しい財政状況に鑑み、少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施するとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努める。

2 「国際文化交流の促進」について

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、重点項目を精査しつつ、文化交流事業を維持・強化していく。

3 「文化の分野における国際協力」について

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かし、限られた予算を有効かつ効率的に活用する方向で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」（ユネスコ・カテゴリー 2 センター（ユネスコと提携した事業を実施することを目的として、ユネスコ加盟国が設立する機関））の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については、ODA の方針等を踏まえ、被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ、日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件、我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を、より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに、これまで実施済みの案件に関するフォローアップも実施していく。

Ⅲ－１－１ 海外広報

広報文化交流部総合計画課長 林禎二

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること。 【小目標】 1 在外公館における広報事業実施件数、HPのページビュー数等の増加 2 対日世論調査における対日認識の向上
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	第 177 回通常国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「また、我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情・文化の発信や日本語の普及に努め、人の交流を更に活発にしたいと考えます。そのことは、外交政策の円滑な推進や日本企業の海外展開の支援にもつながるものと考えます。」
施策の概要	海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」及び我が国の一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館を通じた広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアを通じた発信等）、オピニオンリーダー等の訪日招待事業、映像や印刷物等の広報用資料の編集・制作、日本事情発信ウェブサイト「Web Japan」等のインターネットを通じた発信を実施してきている。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）事業実施件数、事業参加人数、HPのページビュー数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する海外広報活動は相当程度諸外国の対象者に届いていると考えられる。

（２）英国BBCワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は57%（前年比+4%）で、評価対象の17か国・地域中ドイツ・英国に続いて3位となった。調査対象の27か国中25か国において、「肯定的」が「否定的」を上回っており、海外における世論調査では、一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。また、外務省が平成22年度に委託して実施した米国等における対日世論調査においても、海外の幅広い層で日本に対する高い評価が定着していることが示された。

課題

(1) 外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申（平成20年2月）においても指摘されているように、ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方、先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する、いわゆる「二極化現象」が生じており、これに効果的に対処するべく政策発信を引き続き強化していく必要がある。

(2) 他方、行政刷新会議による事業仕分けにおいて広報事業予算の縮減が評決されるとともに、広報全体の戦略見直しの必要性が指摘されたことから、施策の一層の効率化に引き続き取り組むとともに、事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努めていく必要がある。

施策の必要性

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。さらに近年、新興国の経済的発展を背景に我が国の相対的なプレゼンスの低下が懸念される中、海外における発信に一層力を入れていく必要がある。

施策の有効性

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

施策の効率性

海外広報予算は前年度に比較して11%以上（最近5年間で約43%）削減される等、投入資源が大幅に減少したこともあり、在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、講師派遣事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間の確保を図る等、支出の一層の効率化に努めている。実際、在外公館の働きかけによってジャパン・ビデオ・トピックスの提供先である外国テレビ局数は10局増加する等、投入資源量の減少にも拘わらず諸外国における対日理解の促進及び親日感の醸成に関し一定の成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	793	699

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	20	20

単位：人（本省職員）

外部要因

海外広報は、究極的には外国国民・政府の行動を変化させるために実施しているものであるが、当方の発するメッセージが外国国民に如何に受け止められ、行動に反映されるかは、個々人の精神活動として行われるものであり、直接的に制御することはできない。また、国際情勢の変化、相手国との間の政治的課題や経済摩擦等の発生や解決により、対日親近感は大きく変化し得るものである。さらに、世界の広報環境の多様性（言語の違いから、通信手段の発達度合、外国政府による統制に至るまで）が著しい。

目標の達成状況

評価の切り口 1：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HPのページビュー数等、対象者の反応）

（1）在外公館においては、平成22年度に、講演会約1,100件や、教育広報約1,300件を含む広報活動を行った。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の7割以上について、派遣国のメディアで報道がなされている。

（2）本邦に招待したオピニオンリーダーは帰国後訪日経験に基づく発言等を行っており、我が国にとって好ましい国際世論の形成や我が国の各種政策への支持拡大に寄与している。また、招待したTVチームの取材による日本特集番組は、のべ68回、1,830分放送される（注：放映された10チームの番組放映回数、時間。3チームは今後放映予定）等、諸外国の一般国民の対日理解促進に大きく寄与している。

（3）印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、国際機関等の選挙における我が国立候補者に対する支持要請を含め、目的別に使い分けている。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・ピックアップは世界約130か国、300を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。

（4）Web Japanに対するアクセス（ページビュー）は、平成21年度には予算が対前年度比約60%減額され中国語版等を廃止したにも拘わらず、対前年度比約3.6%増加し、その質の向上があらためて証明された。

評価の切り口 2：外国における対日論調、対日意識の向上（報道ぶり、世論調査の結果等）

（1）平成22(2010)年12月から平成23(2011)年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界27か国で行った世論調査では、25か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で57%（前年比+4%）であり、評価対象となった17か国・地域中第3位（カナダ・EUと同率）であり、我が国に対する良好な評価が見られる。

（2）平成22年度に外務省が委託して実施した対日世論調査では、米国においては有識者の90%、一般回答者の84%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、前回調査（平成22(2010)年2月～3月）と比較すると、有識者では変動なし、一般回答者では5%の増加であった。また、オーストリアにおいては70%、南アフリカにおいては71%が、日本を信頼できると回答したほか、メキシコにおいては約57%が日本との関係は良好であると回答するなど、各国において、我が国に対して好意的な見解が示され、良好な対

日イメージの定着，対日意識の向上が見られた。

今後の方針

ポップカルチャー等現代日本文化が引きつけた対日関心層の裾野が広がる一方，先進国を中心に有識者層の対日関心が相対的に低下する，いわゆる「二極化現象」に効果的に対処するため，政策発信を強化する必要がある。また，若年層を中心とする世界的な我が国のアニメやマンガをはじめとするポップカルチャー人気の機会を捉え，息の長い対日関心を醸成するべく各種媒体の特色を活かした広報活動を強化する必要がある。さらに，東日本大震災に関する情勢の推移，復興の状況，諸外国における関心等を踏まえ，危機管理広報の観点から適切な対外情報発信策を講じる必要がある。厳しい財政状況に鑑み，少ない予算でより高い効果を得られるよう一層効果的・効率的な広報活動を実施するとともに，事業の成果を可能な限り定量的に把握するよう努める。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 政策広報（我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報及び国益擁護のための情報発信）
- ② 一般広報（我が国に対する基本的な理解の促進，親日感の醸成，ビジット・ジャパン事業を活用した日本の魅力の発信を含む。）
- ③ 教育広報
- ④ 広報環境調査（対日世論調査等）

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

渡邊啓貴 東京外国語大学教授

BBCワールド・サービスの世論調査の評価で平成18(2006)年度に1位になって以来日本の好感度が常に上位にあること，信頼度も大変高いことは広報活動の成果として評価してよい。外見的にはJポップカルチャーの隆盛が目覚しいが，その背景には日本社会の安定性や技術水準の高さなど広い意味での日本に対する信頼度の大きいことがある。東日本大震災の際の各国の協力はODAをはじめ，これまでの日本の海外協力の賜物でもある。今後は，日本が国際社会への積極的な貢献国であり，他国に対してもより有用な国であるという，さらなるポジティブなイメージ造りが課題であろう。その点ではJポップは多領域に及び，親しみやすいことからその有効利用は一層進められていくべきであると思う。他方でこの分野の伸びに比べて，伝統文化普及の伸びが鈍っていること，つまり「二極化」についての認識と取組もまた不可欠である。両者を結びつけるフュージョンの企画なども最近では盛んであり，昨年度の政策・一般・教育広報活動などにもそうした趣向が生かされていると聞いている。その意味では財政が厳しい状況ではあるが，広報分野での予算をできるだけ確保し，パブリック・ディプロマシーを強化していくことが日本外交の命運を左右すると言っても過言ではない。Web Japanの多言語化推進，海外での日本語教育の普及，広報文化専門官の育成などは長期的な発想から今後ますます重要になると考える。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○米国における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

○オーストリアにおける対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

○南アフリカにおける対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

○メキシコにおける対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

○BBC による世論調査

http://www.worldpublicopinion.org/pipa/articles/views_on_countriesregions_bt/680.php?nid=&id=&pnt=680&lb=

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－１－２ 国際文化交流の促進

文化交流課長 米谷 光司

人物交流室長 川上 文博

平成 23 年 5 月

施策の概要

施策の目標	文化交流事業を展開・促進・支援することにより、伝統文化からポップカルチャーに至る日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また 親日感の醸成を図ること。 【小目標】 1 伝統文化に加え、ポップカルチャーを活用した文化事業の実施 2 親日層・知日層を形成するための人物交流事業の積極的な推進 3 我が国の知識・技術を生かした知的交流事業の積極的な推進
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日） （日米同盟の進化） 「日米同盟は、我が国の外交、安全保障の基軸であり、アジア大洋州地域のみならず、世界にとっても安定と繁栄の共有財産です。既にオバマ大統領とは、安全保障、経済、そして文化・人材交流の三本柱を中心に、日米同盟を深化させることで一致しています。」
施策の概要	各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（２）人物交流事業の実施、（３）日本語の普及、海外日本研究の促進、（４）大型文化事業（周年事業）を行う。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

文化事業、人物交流事業、知的交流事業において、各国国民の対日関心を引く事業が実施できた。特に、大型文化事業（周年事業）の実施のように、平成 22 年度はメキシコ及びトルコとの間で二国間関係を大きく発展させる事業を行うことができた。また、ポップカルチャーについては、7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベントである「JAPAN EXPO」の機会に、関係省庁及び国際交流基金等関係機関と連携し、過去最大の約 17 万人に及ぶ参加者に向けて、日本文化紹介などを行った。また、第 4 回「国際漫画賞」、「アニメ文化大使」事業等、海外において関心の高い我が国の魅力を活かして我が国への理解・関心を高めるための具体的な事業を実施できた。

課題

海外における日本語の学習者は、平成 21（2009）年の調査で全世界において約 365 万人に達してお

り、日本語学習に対する需要が急速に増大している中で、どのように需要を満たしていくかが課題となっている。また、ポップカルチャーを活用した施策については、我が国に対する理解の促進や、親日感の醸成にいかに関与していくかについての更なる工夫が必要である。さらに、世界的規模の経済危機や環境問題の解決に向け、我が国の知識や技術が十二分に生かされるよう、各国との知的交流を一層充実させる必要がある。

施策の必要性

効果的に外交政策を実施するためには、各国の政策決定者のみならず、その支持基盤である一般国民にも直接働きかけることが重要である。特に近年、各国における情報通信技術の急速な発達や民主主義の発展などを背景に、外交政策に対する世論の影響力が増大している。かかる状況において、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成していくためには、多方面にわたる日本の魅力を積極的に発信し、文化交流や人物交流を促進することで、日本国民と他国民の間の相互理解を深めていくことが必要である。

施策の有効性

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るためには、海外での日本語普及、伝統文化からポップカルチャーに及ぶ多様な日本文化を紹介し、我が国の魅力に直接触れる機会を増やすことが有効である。また、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成するとともに、日本語や日本研究の普及を通じて我が国をより深く理解する機会を提供することも極めて有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、また、上海国際博覧会（上海万博）や JAPAN EXPO 2010 などの国外イベントを活用し、日本文化、日本事情の発信に努め、より深い日本への理解や関心の増大を目指した。特に各国における世論形成に影響力のある有識者や将来のリーダーとなる青少年を対象として事業を実施しているが、これら事業を通じた親日層・知日層の形成が進んだことが各種外国報道等でも見られ、施策が進展したといえる。広報文化事業の定量的評価は困難なものの、日本語学習者の増大等、客観的な調査結果等も勘案すると、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であったと言える。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	13,764	13,943

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	25.6	27.0

単位：人（本省職員）

外部要因

対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等の要素は、国際情勢の変化や相手

国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

目標の達成状況

評価の切り口1：文化事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価も含む））。なお、（独）国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で（独）国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

（1）対象国の国民や世論に直接働き掛ける「パブリック・ディプロマシー」の重要性がますます指摘される中、日本の発信力を一層強化する具体的施策として、海外における日本語普及の拡充、ポップカルチャーを始めとする現代日本文化の活用、有識者層を対象とした取組の拡充に努めている。

（2）例年、周年事業に合わせ重点的な交流を行うことにより、より一層効果的な対日理解の増進を目指している。「2010年トルコにおける日本年」においては、大型文化事業として「着物ショー」や「沖縄舞踊公演」を行い、公演を行った各都市において、新聞及びインターネットニュース等で取り上げられるなど、非常に反響の大きい公演となった。

（3）また、国外の大規模なイベントが開催される際には、関係省庁や様々な機関と連携し、日本文化の総合的・集中的発信に努めている。このような日本文化発信に際しては、伝統文化・芸術に加え、近年は世界的に高い人気を誇るアニメ、漫画、ファッションなどのいわゆるポップカルチャーも、より深い対日理解や対日関心に導く主要な手段の一つとして活用している。その一例として、7月にパリで開催された世界最大級の日本ポップカルチャーイベントである「JAPAN EXPO」の機会に、外務省、文化庁、経済産業省、観光庁の4省庁及び国際交流基金・パリ日本文化会館等関係機関と連携し、過去最大の約17万人に及ぶ参加者に向けて、日本語学習者向けに開発したアニメやマンガを用いたウェブ教材のプロモーション、和太鼓演奏の日本文化紹介などを行った。

（4）さらに、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に平成19年に創設された国際漫画賞は第4回を迎え、39の国・地域から189作品の応募があった。また、平成20年3月に「ドラえもん」を「アニメ文化大使」に選任したアニメ文化大使事業を継続した。

評価の切り口2：事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

（1）東日本大震災の発生を受け、震災に対する我が国の対応に関し、米国等の有力オピニオン・リーダーが好意的世論形成に貢献している他、市民レベルでの募金、チャリティイベントの開催、支援メッセージの発出とともに折り鶴を寄贈する等、これまでの文化紹介・人的交流が対日理解の素地となるとともに、震災後の行事が市民レベルでの対日支援の広がりを促し、我が国のメッセージ発信の場となっている。

（2）英国BBCワールド・サービスが平成23(2011)年3月に発表した国際世論調査によると、世界における日本の影響が「肯定的」であるとする意見は57%に上昇し（前年比4ポイント増）、順位は評価対象の17か国・地域中、ドイツ、英国に続き、カナダ、EUと同率で3位であった。

（3）平成22年7月に発表された海外の日本語学習者数（平成21年度（独）国際交流基金調べ。調査は通常3年ごとに実施している）は、前回調査（平成18年度）よりも1.5倍増の約365万人にのぼり、着実に増加している。

（4）内閣府が平成22年10月に実施した個別面接聴取法による外交に関する世論調査によると、諸外国

との文化交流を進める上で、どの分野に重点を置くべきかとの問いに対し、「青少年・留学生の交流（次世代を担う若者の交流）」を挙げた者の割合が58.8%、「スポーツ交流」が54.3%と高く、以下、「学者、芸術家、文化人などの交流」（43.7%）、「伝統的日本人文化の紹介（生け花、お茶、歌舞伎など）」（39.0%）の順となっている（※複数回答可）。

（5）人物交流事業の効果を向上させるためのフォローアップ強化

（イ）「留学生30万人計画」においては、帰国留学生のフォローアップ強化の必要性が特記されているが、外務省としては、各国の元日本留学生の組織化の促進（帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取、各在外公館に通報）や帰国留学生会の活動支援（新規に帰国した国費留学生を含めた懇親会開催）等を積極的に推進した。この結果、JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界105か国、320組織（前年比増）に上っている。

（ロ）平成22年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は約4300名にのぼり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は5万4000人に達した。外務省が担う本プログラムにおける主たる業務の一つであるJET経験者のフォローアップをより強化すべく、世界15か国に52支部（前年比+1組織）あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を積極的に推し進めるとともに、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者間のネットワーク強化等に取り組んだ。その一環として、JETAA会員の職業別人数の調査を実施した。

（ハ）さらに、「21世紀パートナーシップ促進招へい」については、本事業が始まった平成17年度から5年間の被招待者に対して定期的にフォローアップを実施しており（本年度以降の被招待者についても随時実施予定）、その結果、我が国の重要な外交政策実現に向けての各種協力において高い効果が確認された。また、より一層指導的立場についているかについても把握に努め、平成22年度には、平成21年度被招待者についても、引き続きフォローアップを行った。

今後の方針

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、重点項目を精査しつつ、文化交流事業を維持・強化していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業等）
- ② 人物交流事業の実施
- ③ 日本語の普及、海外日本研究の促進
- ④ 大型文化事業（周年事業）の実施（日本メキシコ交流400周年、2010年トルコにおける日本年）

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

手納 美枝 アカシアジャパン・デルタポイント株式会社 代表取締役

新興国の台頭と通信高度化により、地域・諸外国に対する個人の関心が世界的に深まり、外交政策に及ぼす国民の影響が高まっている現在、文化の相互理解と人的交流が、世界秩序と平和維持、また国家としてさらに重要となる。国際交流基金を通じた外務省の文化交流事業は、日米同盟、近隣諸国を重要視した現外交方針に沿い、文化芸術交流、日本語教育、日本研究、知的人的交流分野における詳細計画と事業実施に、毎年着実な成果を上げていると評価する。日本文化の背景としての価値観の伝達とと

もに、次世代を担う若者との交流と日本への関心は最重要と考える。ポップカルチャーは現代日本の若者の生きる社会、ファッション、ライフスタイルへの関心憧憬を喚起する意味で、コンテンツ、交流ともに有効である。JET プログラムは英語教育面だけでなく中長期の日本理解者育成に大きな効果がありさらに支援推進すべきである。要ともいべき文化・人的交流面ではわが国資源《人材、文化、専門性、予算》の総力を挙げて効率よく事業化するためにも、在外公館をはじめとする外務省の海外拠点の有効活用により、各省庁との事業支援連携を深めることが有効と考える。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成 22 年 10 月・外交に関する世論調査（内閣府大臣官房政府広報室）

<http://www8.cao.go.jp/survey/h22/h22-gaiko/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－１－３ 文化の分野における国際協力

文化交流課長 米谷 光司

国際文化協力室長 清水 武則

平成 23 年 5 月

施策の概要

施策の目標	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。 ----- 【小目標】 1 ユネスコに設置した3つの日本信託基金を通じて、人類共通の宝である文化遺産の保護の推進や、人材育成による持続的開発に寄与する。また、レビュー会合を通じて指針の改善を図る。 2 文化遺産保護関連条約システムの運用及び改善に貢献する。 3 国連大学と以下の点で連携を強化する。 ・ 平和と安全保障、サステイナビリティ等の地球規模課題に対する国際貢献及び発信。 ・ ビジビリティ向上のための広報・アウトリーチ活動の実施。 ・ 政界、産業界、学术界との連携強化のための支援。 ・ 大学院プログラムを含む能力育成活動の強化・発展。 4 文化無償資金協力を通じて対象国の文化・高等教育振興をはかることで、当該国の経済社会開発及び我が国との文化交流促進に寄与する。
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	特になし
施策の概要	文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、（１）ユネスコや国連大学を通じた協力、（２）文化無償資金協力を実施する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下の通り、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組を行い、本件施策の目標達成に向け進展が見られた。

（１）文化遺産保護に関する日本信託基金事業は、有形文化遺産について 38 件、無形文化遺産について 98 件を実施した。実施国において高い評価を受けているのみならず、日本独自の文化遺産保護の技術や手法は国際的にも評価されており、裨益国の関係閣僚等からも謝意が

述べられるとともに、日本人専門家の活躍により我が国のプレゼンスを示すなど、費用対効果は極めて高い。

- (2) 開発途上国の人材育成等を目的とする人的資源開発日本信託基金を通じて、新たに承認した 25 件を含め 54 件の事業を実施中であり、裨益国・地域の人作りに貢献している。事業の開始式等には、裨益国の担当大臣等に加え、我が方在外公館からも参加し、我が国のプレゼンスを確保する良い機会となっている。個別の支援額は小規模であるが、費用対効果が高い。
- (3) 有形・無形文化遺産、人的資源開発の日本信託基金に関するユネスコとのレビュー会合を平成 23 年 3 月に実施し、実施案件の効果を確認するとともに、今後の改善点を確認した。
- (4) 国連大学については、3 回にわたる政府とのハイレベル協議を含む会議等の機会を通じて、国連大学の国際貢献の戦略や日本との協力関係に基づく新規事業等について緊密な意見交換を行った。また、平成 22 年 8 月にシンポジウム「アフリカ統合の現在と未来－新しい日アフリカ関係に向けて」を、同年 9 月にシンポジウム「日本・カリコム公開シンポジウム－気候変動及び生物多様性を中心として」を国連大学との協力の下で開催する等、地球規模課題への政府としての取組を国際社会に対して発信した。平成 22 年 9 月に国連大学の「サステナビリティと平和研究所」等において学位授与を伴う大学院プログラムが発足する等、地球規模課題の解決に資する国連大学の能力育成活動が強化された。平成 22 年 12 月には東京で開催された理事会の機会等を捉えて、国連大学と共催で、産業界や学術界の有識者を招いて国連大学の活動を紹介する場を設け、同大学のビジビリティ向上や産業界との連携強化支援に努めた。
- (5) 文化無償資金協力については、平成 22 年度は一般文化無償資金協力 12 件、草の根文化無償資金協力 22 件を実施した。いずれも案件実施に係わる交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスに幅広く報じられたほか、被供与国政府の様々な関係者から謝意が述べられるなど、高い評価が得られている。また東日本大震災の発生を受け、これまで文化無償を実施した被供与国政府、機関、団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど、親日感が醸成されていることが裏付けられた。

課題

新たなニーズに応じて、文化等の協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。具体的には、「今後の方針」等において記載されているとおり。

施策の必要性

インターネットやマスメディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、世界各国で外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成するためには、開発途上国の文化等の分野におけるニーズに応じた発展を支援する国際協力を通じ、我が国の良いイメージを形成するとともに、我が国との文化交流促進や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充する必要がある。

また、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り所となる独自の文化・教育振興のための支援は、当該国の経済・社会開発に寄与する点で必要性が高い。

また、人類共通の貴重な財産たる世界遺産や無形文化遺産は、一度失われれば回復することは難しい。危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために、我が国の高い技術力や豊富なノウハウをもって協力を行うことは、必要性のみならず緊急性も高い。

施策の有効性

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ、文化・教育の分野で国際貢献を行うことは、人類共通の貴重な遺産の保護や新たな文化の発展につながり、協力の対象となった国の国民心情にも直接訴えかけ、また効果が当該国の経済社会開発にも寄与し、効果が長期に亘り持続することから有効性が高い。さらに、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすことともなり、世界各国において親日感を醸成する観点からも極めて有効である。

人的資源開発日本信託基金事業は、我が国、ユネスコ及び裨益国政府の協力により裨益国の人材育成・能力開発事業を実施しており、裨益国の発展に貢献し、各国国民に活力を与えるのみならず、我が国と裨益国との関係強化にも役立っている。

また、国連大学の活動を支援することは、各国の必要としている地球規模課題解決のための知識・能力育成の一助となっている。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、文化無償資金協力については案件をより絞り込む形で実施し、ユネスコが専門分野で有するノウハウや世界各地のユネスコの地域事務所・専門家のネットワークを活用したユネスコ等を通じた国際協力（有形・無形・人的の3信託事業等）を順調に実施し施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,326	80

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	14.4	14.0

単位：人（本省職員）

外部要因

文化協力施策の目標の一つは、開発途上国の対日好感度の向上であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受ける。

文化無償資金協力は政府開発援助の一環であり、政府開発援助に対する外部からの見解（行政事業レ

ビュー等)にも影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口1 : ユネスコ, 国連大学を通じた文化, 教育, 知的交流の分野における我が国の国際貢献の進展 (ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合, 事業実施件数, 裨益者の反応, 報道振り, 事業に対する評価)

ユネスコについては, 第184回及び第185回執行委員会, 第34回世界遺産委員会, 無形文化遺産条約第4回政府間委員会等の国際会議に参加し, 各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また, 3つの日本信託基金を通じ79件の事業を実施中であり, 途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復・振興の推進や, 教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており, 事業実施国での開始式や関連国際会議等は現地プレスでも報道され, 関係政府等からも高い評価や謝意が表明されている。

また, 平成22年11月に訪日したボコバ・ユネスコ事務局長からも, 我が国政府首脳・関係閣僚との会談のみならず, プレス・インタビュー等のあらゆる機会において, 日本への謝意と日・ユネスコ間協力の重要性が強調された。

国連大学については, 我が国政府との協議を通じて緊密な意思疎通を図るとともに, 日本の産学界等との連携を促した。そうした成果の一つとして, 平成22年9月に学位授与を伴う大学院プログラムが発足した。

評価の切り口2 : 文化無償資金協力における, 事業実施件数, 裨益者の反応, 報道ぶり, 事業に関する評価

平成22年度は案件をより精査し実施を絞り込んだ結果, 一般文化無償資金協力は平成21年度より11件少ない12件, 草の根文化無償資金協力については平成21年度より14件少ない22件を実施した。案件実施に関する交換公文署名式や贈与契約署名式, 供与式典等は現地プレスに幅広く報じられており, 実施機関関係者からも活動の著しい改善など高い評価が得られている他, 政府レベルの会談等においても実施に対する謝意が述べられた。また東日本大震災の発生を受け, これまで文化無償を実施した被供与国政府, 機関, 団体等が寄付・支援の申し出やチャリティイベント等を開催するなど, 親日感が醸成されていることが裏付けられた。

今後の方針

ユネスコ, 国連大学を通じた協力に関しては, 当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に生かし, 限られた予算を有効かつ効率的に活用する方向で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。無形文化遺産の分野での貢献は「ユネスコ無形文化遺産保護地域センター」(ユネスコ・カテゴリー2センター(ユネスコと提携した事業を実施することを目的として, ユネスコ加盟国が設立する機関))の活性化へつなげていく。

文化無償資金協力については, ODAの方針等を踏まえ, 被供与国の文化・高等教育振興, 文化遺産保全に資することを念頭に置きつつ, 日本の顔が見える対日理解・親日感情醸成に資する案件, 我が国と文化面での協力関係強化に資する案件を, より精査して実施する。加えて草の根レベルでの小規模なニーズに迅速に対応できる草の根文化無償資金協力を積極的に実施するとともに, これまで実施済みの案件に関するフォローアップも実施していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① ユネスコ，国連大学を通じた協力
- ② 文化無償資金協力

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

手納 美枝 アカシアジャパン・デルタポイント株式会社 代表取締役

ユネスコはわが国外交にとって象徴的な国際文化機関であり，文化外交，国際協力における実績と経験の蓄積は大きな財産である。文化遺産保存と無形文化遺産保護，人的資源開発の三つのユネスコ日本信託基金による文化遺産の修復，保存，人材育成，振興分野では，世界各地で揺るがぬ実績と継続的な取り組みを推進，非常に高い評価を得ている。この広範で継続的な国際文化協力の実績が日本国，日本人，日本文化自体への高い評価と信頼に重なることは言うまでもなく，今後とも協力事業の継続が期待される。同時に，事業の拡大と専門化に伴い日本信託基金自体の更なる充実が望まれる。これら基金の被益国は日本近隣のアジア諸国，ユーラシア地域に続き中南米諸国が含まれるが，近年アフリカにおける人的資源開発事業が顕著に増加している。

世界遺産についての国民の関心は高いが，国際機関ユネスコにおける日本の直接活動実績に比して，我が国が指導，推進，実績を上げているユネスコ信託基金による文化協力事業についての理解，認知度はまだ低い。地道な専門分野であることも理由であるが，日本国民は元来，歴史・文化遺産に対する関心は高いはずである。アンコールワット遺跡のように被益国の観光・人的資源開発と維持に大きなインパクトをもたらすため，日本国内では国民全般，旅行業界，中高等教育も含めたアカデミア内外でよりひろく報道，話題にされるべきであり，今後の国内広報の工夫が必要と考える。地球規模課題にかかわる国連大学との協力についても，会議後の事業進展にかかわるフォローアップ，発信に外務省としてさらなる工夫が必要であろう。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

ユネスコホームページ（<http://portal.unesco.org>）

国連大学ホームページ（<http://www.unu.edu/hq/japanese/index.htm>）

資料をご覧になる場合は，外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか，各国・地域情勢をクリックし，当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また，国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び，資料を探してください。

施策Ⅲ—2 報道対策，国内広報，IT 広報 387

具体的施策

Ⅲ-2-1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	394
Ⅲ-2-2	効果的な IT 広報の実施	400
Ⅲ-2-3	効果的な外国報道機関対策の実施	405

Ⅲ－２ 報道対策，国内広報，IT 広報

評価担当課室名	業務内容
報道課	国内の報道関係者への情報発信
国内広報課	日本の外交政策などについての国内における広報
IT 広報室	外務省ホームページ等インターネットを通じた日本の外交政策等に関する情報の発信
国際報道官室	日本の外交政策と日本の実状などについての外国の報道関係者への情報発信

Ⅲ—2 報道対策, 国内広報, IT 広報

施策の概要

- Ⅲ—2—1 適切な報道機関対策・国内広報の実施
- Ⅲ—2—2 効果的な IT 広報の実施
- Ⅲ—2—3 効果的な外国報道機関対策の実施

評価の結果

施策Ⅲ—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ—2—1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ—2—2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
Ⅲ—2—3	「目標の達成に向けて進展があった。」	★★★☆☆

施策の必要性

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことは必要かつ重要である。

そのために、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

近年、インターネットを利用した情報発信の重要性は一層増大しており、我が国の外交政策についての正確な情報を国の内外に対してインターネットを利用して発信することは不可欠となっている。ホームページの運用上必要不可欠なコンテンツ・業務・システムそれぞれに特有のノウハウを用いて引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外交上の諸課題に取り組んでいく上では、我が国に関する正しい理解とバランスのとれた日本関連報道を促し、我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには、取材への協力や外国記者の招へい等を通じ、外国メディアに対し迅速かつ正確に、我が国の外交政策等に関する情報を発信し、関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また、そうした働きかけを効果的に行うためには、外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析をする必要がある。

施策の有効性

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

- (1) ITによる直接発信が発達しつつある今日においても、多くの国民がメディアを通じて我が国の外交政策に関する情報に接していることに変わりはない。したがって、外交日程にあわせて記者会見や記者ブリーフ等の取材機会を設け、メディアを通じた的確な情報発信を行うことは依然として必

要かつ有効である。さらに、メディアに対する発信力を持つ有識者に適切な情報提供を行うことは事実関係を正確に反映した報道を促す効果がある。

- (2) メディアはその時々で国民の注目がより集まる事案について報道する傾向があるため、外務省は多岐にわたる外交政策の中でメディアが取り上げない課題についてもバランス良く国民に説明することが重要である。また、メディアでは伝えられる情報量が限られているため、外交課題の背景や日本を取り巻く国際情勢について包括的で分かりやすい説明を行い、国民のよりよい理解が得られるよう努める必要がある。したがって、メディアを通じた情報発信と並んで、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌、インターネット等を通じて包括的で分かりやすい情報発信を行うことが重要である。これは外交政策や外務省に対する国民のより深い理解と信頼を得ることにつながっている。
- (3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案、実施する上で重要であり、国内広報、報道対策の質を向上させる上でも不可欠である。
- (4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で極めて有効である。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

国の内外におけるインターネット利用者は増加の一途を辿っており、本件施策を実施することにより、各利用者に対して迅速に情報を発信し、外交施策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、YouTube 外務省チャンネル、各在外公館ホームページ、日本事情紹介用ホームページ等複数のホームページをそれぞれの特性に応じて有効に組み合わせることにより、想定される利用者層に応じて発信内容を最適なものとするなどが可能となっている。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

施策目標を達成する上では、我が国としては、最も広報効果を高められる内容、時期、形態に応じて対外発信を行うとともに、政府要人へのインタビューをはじめとする外国メディアからの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することが最も有効である。同時に、外国メディアの駐日支局員が減少する傾向にある中で、特に日本に主要メディアの支局がない国の報道機関については、本国の記者に対して日本取材の機会を提供することが、外国メディアにおける日本のプレゼンスやイメージを高める上で最も有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる日本関連報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することが最も有効である。以上から、外国報道機関対策の取組は、施策目標を達成する上で、代替手段の存在しない有効なものである。

施策の効率性

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができた。

具体的には、通信社からのニュース配信経費の見直しや、国内広報に係る経費の縮減等により予算削減に努めた一方で、当省 HP の「外務大臣コーナー」の設置等による発信力の強化を行った。また、

直接広報のうち「大臣と語る」では、事業終了後に実施したアンケート調査でも高い評価が得られ、パンフレットを始めとする広報媒体に対し引き続き大きな関心が寄せられ、広報媒体を利用した施策も進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上させるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、たとえば、主要外交行事など外国メディアの対日関心が高まる機会をとらえて、本省及び在外において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うことで、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、日本関連報道の情報収集・分析・配布を行うことにより、実施した施策の有効性を確認するとともに、その後の対処方法を検討する材料として提供し、施策の分析や発展を促すのに効果的な取組を行うなど、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

達成すべき施策の目標

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること。

施策の予算額・決算額

(23年度は第二次補正後の予算額)

区分		21年度	22年度	23年度
予算 の 状 況	当初予算額	1,703,766	1,500,472	1,316,160
	補正後予算額	1,700,447	1,497,592	1,344,195
	繰り越し等	0		
執行額		1,618,568		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

評価の切り口1：記者会見や各種メディア等を通じた情報発信

平成 21 年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、インターネット・メディア、フリーランス記者等の計 57 名の記者が会見参加登録を行った。

なお、平成 22 年度の大臣記者会見は 87 回、副大臣会見は 75 回、外務報道官会見は 40 回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計 71 回、外務報道官によるオープンルームを 7 回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々 29 回、83 回、「外務省報道発表」を 1,382 回発出した。

大臣をはじめとする政務三役による TV インタビューは 17 回、新聞インタビューは 17 回実施した。発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール（週 1 回発送のメルマガを含む）、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。

評価の切り口 2：国民との対話、直接発信等

外交や国際課題について、国民に対して分かりやすく説明するため、平成 23 年 3 月に「前原外務大臣と語る」を神戸市で実施した他、計 226 回に及ぶ各種講演会事業等を通じ、約 6.8 万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し、今後も継続実施すべきとの回答は 91%に上った。その他の事業についてのアンケートでも、理解が深まった、他地域でも開催して欲しい等の回答を多く得た。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが、公平性・効率性を勘案し、件数を絞って実施した。

パンフレットは、図書館や講演会などで配布している他、一般からの申込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットの PDF データを掲載しているところ、毎月 3～4 万件のアクセスがあり、インターネットでも十分活用されている。

また、外交専門誌「外交」を創刊し、外交に関する活発な議論を喚起するとともに、国民に対する直接発信力を強化した。

評価の切り口 3：インターネットを通じた情報発信（ホームページ・コンテンツの制作）

日本 APEC（アジア太平洋経済協力）では、動画サイトに APEC 用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介し、また、新しいツールとして、Flickr（フリッカー（写真共有サイト））の使用を開始した。

外務省ホームページには多くのアクセスがあり、例えば、「キッズ外務省」は、データの更新や新たなコンテンツの定期的な掲載をしており、月平均約 35 万件のアクセスがある。子どもだけでなく様々な方面からの反響があり十分な成果を上げている。また、「わかる！国際情勢」も月平均約 6 万件のアクセスがあり、ネット上でも高い評価を受けている。

評価の切り口 4：地方紙への情報発信

地方出身の当省幹部に対する地方紙インタビューを計 33 回実施し、地方に対する外交情報の発信を行った。

評価の切り口 5：国民からの意見の聴取

外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は平成 22

年度に約 20,300 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布すると共に、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有している。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

評価の切り口 1：動画による情報発信及び在外公館ホームページ開設数の増加、情報発信の多様化

外務省ホームページトップページに新たに大臣コーナーを開設、YouTube を通じた大臣会見、大臣の外交行事の動画配信、Flickr を利用した大臣フォトギャラリーにより、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。動画には、約 12 万 7000 件のアクセスがあった。併せて、ホームページのバリアフリー化を進め、幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。

平成 22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の 177 公館から 216 公館に増加した。

評価の切り口 2：CMS 導入及び外務省統合ウェブサイトによる業務の効率化

CMS の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。平成 22 年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約 1 万 4000 件であり、前年比約 59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約 70%減を実現した。

また、外務省「統合 Web 環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本 APEC の際には、APEC 公式サーバを「統合 Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。

評価の切り口 3：国際会議等の機会を利用した積極的な情報発信

日本 APEC においては、YouTube, Flickr, Ustream (ユーストリーム) といったソーシャルメディアを通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会と捉え、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、平成 22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

評価の切り口 1：日本関連報道に関する情報収集・論調分析

9 月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3 月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。

評価の切り口 2：外国メディアに対する情報発信・取材協力

外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速か

つ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解が促進された。

評価の切り口 3：外国記者招へいの戦略的实施

外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

Ⅲ－２－１

・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「国民への説明責任を果たします。」

Ⅲ－２－２

・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情・文化の発信や日本語の普及に努め、人の交流をさらに活発にしたいと考えます。」

Ⅲ－２－３

・第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）（総合的な外交の能力強化のための環境づくり）

「・・・情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」「また、我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組む・・・」

今後の方針

1 「適切な報道機関対策・国内広報の実施」について

(1) 外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を行うことは引き続き重要であることから、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する。

(2) 外交・国際課題に関する議論の喚起

外交に関する議論を喚起するために新たに創刊された外交専門誌「外交」を活用し、外交に関する国民の関心と理解を高めていく。また、外交や国際課題に関する「大学生国際問題討論会」では、毎回質の高い白熱した議論が展開されている。広報予算が縮減される中でも、日本の将来を担う若者による自由闊達な討論の場の提供を積極的に促進していく。

(3) インターネットによる発信の強化

事業仕分けなどで広報効果を定量的に示すことが求められていること、国民の情報入手先の変化等を踏まえ、平成 23 年度予算では、紙媒体による広報予算を縮減する一方、インターネット広報予算を前年度並みに確保するなど、引き続き、よりわかりやすい情報をインターネットで発信する

ことを強化していく。また、近年のメディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、ITメディアをはじめとする新しいメディアの活用を検討していく。

(4) 国民への直接説明の継続

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明や質疑応答は最も分かりやすく、参加者の評価も高い。こうした分かりやすい説明を引き続き実施していく。

2 「効果的な IT 広報の実施」について

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画の活用等情報の訴求効果という点にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。また、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

平成 25 年度に運用開始予定である「新統合 Web 環境」の構築にあたっては、最新技術の利用ならびにサイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

3 「効果的な外国報道機関対策の実施」について

今や、外国メディアによる報道（新聞記事・テレビ・インターネットニュース等）は、国際世論のみならず国内世論にも大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディアによる日本関連報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるところ、今後も、外国報道機関に対し必要な情報を一層迅速、正確かつ効果的に伝達するとともに、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示していくことが重要である。

平成 23 年度は、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、より迅速、正確かつ効果的な外国メディア対策業務を実施していく。

Ⅲ－２－１ 適切な報道機関対策・国内広報の実施

報道課長 齊藤 純

国内広報課長 佐久間 研二

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進すること。 【小目標】 1 記者会見や各種メディア等を通じた情報発信の実現 2 国民との対話、国民への直接発信を通じた顔の見える情報発信の実現 3 インターネットを通じた包括的で分かりやすい発信の実現 4 地方紙に対する情報発信の実現 5 広聴活動等による国民との双方向のコミュニケーションの実現
施策の位置づけ(関係する施政方針演説等内閣の重要政策)(主なもの)	第 177 回国会外交演説(平成 23 年 1 月 24 日) 「国民への説明責任を果たします。」
施策の概要	外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、直接、間接の様々な方法により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。 また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に握握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

的確、迅速かつ分かりやすい情報発信のために外務省ホームページの充実に取り組み、平成 22 年 11 月に開催した日本 APEC(アジア太平洋経済協力)では、動画サイトに APEC 用の公式チャンネルを設置した他、ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し、大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて、外務大臣の活動を分かりやすく紹介した。また、新しいツールとして、「外務大臣コーナー」にてフリッカーの使用を開始した。さらに、外交専門誌「外交」を創刊し、外交に関する活発な議論を喚起するとともに、国民に対する直接発信力を強化した。

これらと同時に、平成 21 年度に開始されたいわゆる記者会見のオープン化(インターネット・メディア、フリーランス記者等に対する大臣記者会見の開放)の方針に基づき、引き続き、従来外交に関心の薄かった層に対する理解増進を進めた他、外務大臣をはじめとする政務三役による TV インタビュー、新聞インタビューを通じた直接発信や地方新聞に対する情報発信、オピニオン・リーダーや発信力のある有識者への情報提供、各種講演会等における直接説明、広報資料の作成配付、インターネットを通じた情報発信等を通じて、国民に対して、我が国の外交政策を包括的に分かりやすく説明した。

外務省ホームページのアクセス数や、直接対話の場である「大臣と語る」他の講演会におけるアンケー

トの結果等から明らかとなり（下記「目標の達成状況」参照）、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、広聴活動を通じ国民からの多種多様な意見を聴取することができた。

課題

国民の理解と信頼に基づく外交を実現するためには、我が国の外交政策に関し、包括的で分かりやすい説明をタイムリーに行うことが極めて重要である。また、国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、外交政策に関する情報発信の強化に更に努めていく必要がある。

そのために、上述のとおり、記者会見のオープン化や動画、新しいツールの活用により、外務省ホームページを通じた国民に対する直接の情報発信を行い、また、有識者が闊達に外交を論じ世論を喚起するとこの観点から創刊した外交専門誌「外交」等を通じて発信強化に努めているが、国民の理解と信頼に基づく外交推進のために、今後とも積極的な情報発信に取り組むことが必要である。

その観点から、記者会見等を通じたメディアを通じた発信、講演会等を通じた国民への直接発信、新しいメディアの活用の検討を含めたインターネットなどを通じた的確、迅速、包括的で分かりやすい発信、広聴活動等について、一層その向上に努めていくことが重要である。

施策の必要性

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために、政策の具体的内容や外務省の役割等について、タイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を積極的に行うことは必要かつ重要である。

そのために、直接広報、間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め、幅広い国民層に訴求する必要がある。加えて、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案や実施の際の参考として適切に活用していく必要がある。

施策の有効性

(1) ITによる直接発信が発達しつつある今日においても、多くの国民がメディアを通じて我が国の外交政策に関する情報に接していることに変わりはない。したがって、外交日程にあわせて記者会見や記者ブリーフ等の取材機会を設け、メディアを通じた的確な情報発信を行うことは依然として必要かつ有効である。さらに、メディアに対する発信力を持つ有識者に適切な情報提供を行うことは事実関係を正確に反映した報道を促す効果がある。

(2) メディアはその時々で国民の注目がより集まる事案について報道する傾向があるため、外務省は多岐にわたる外交政策の中でメディアが取り上げない課題についてもバランス良く国民に説明することが重要である。また、メディアでは伝えられる情報量が限られているため、外交課題の背景や日本を取り巻く国際情勢について包括的で分かりやすい説明を行い、国民のよりよい理解が得られるよう努める必要がある。したがって、メディアを通じた情報発信と並んで、外務省が独自に様々なフォーラム、講演、パンフレット、雑誌、インターネット等を通じて包括的で分かりやすい情報発信を行うことが重要である。これは外交政策や外務省に対する国民のより深い理解と信頼を得ることにつながっている。

(3) また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案、実施する上で重要であり、国内広報、報道対策の質を

向上させる上でも不可欠である。

(4) こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する上で極めて有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、相互補完関係にある報道対策や国内広報施策及び広聴活動も適切に踏まえて施策を実施した結果、外交政策についての発信機会がより頻繁かつオープンになり国民の理解と信頼の増進に寄与することができた。

具体的には、通信社からのニュース配信経費の見直しや、国内広報に係る経費の縮減等により予算削減に努めた一方で、当省 HP の「外務大臣コーナー」の設置等による発信力の強化を行った。また、直接広報のうち「大臣と語る」では、事業終了後に実施したアンケート調査でも高い評価が得られ、パンフレットを始めとする広報媒体に対し引き続き大きな関心が寄せられ、広報媒体を利用した施策も進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	675	587

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	46	44

単位：人（本省職員）

外部要因

報道機関による我が国の外交施策の取り上げられ方は、その時々国際情勢、内政案件等に左右され、我が国外交政策に対する国民の関心や理解にも強く影響する。

目標の達成状況

評価の切り口 1：記者会見や各種メディア等を通じた情報発信

平成 21 年度から実施したいわゆる記者会見のオープン化に基づき、インターネット・メディア、フリーランス記者等の計 57 名の記者が会見参加登録を行った。

なお、平成 22 年度の大員記者会見は 87 回、副大臣会見は 75 回、外務報道官会見は 40 回実施された。さらに報道関係者に対し、政務レベル及び事務レベルによるブリーフを計 71 回、外務報道官によるオープンルームを 7 回実施したほか、文書による情報発信として、「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を各々 29 回、83 回、「外務省報道発表」を 1,382 回発出した。

大臣をはじめとする政務三役による TV インタビューは 17 回、新聞インタビューは 17 回実施した。

発信力のある有識者や地方メディアに対しては、郵送、メール（週 1 回発送のメルマガを含む）、面談等を通じ定期的に情報を提供し、我が国外交政策に対する国民の理解増進に貢献した。

評価の切り口 2 : 国民との対話, 直接発信等

外交や国際課題について, 国民に対して分かりやすく説明するため, 平成 23 年 3 月に「前原外務大臣と語る」を神戸市で実施した他, 計 226 回に及ぶ各種講演会事業等を通じ, 約 6.8 万人に対する直接広報を実施した。「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは, 89%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答し, 今後も継続実施すべきとの回答は 91%に上った。その他の事業についてのアンケートでも, 理解が深まった, 他地域でも開催して欲しい等の回答を多く得た。外務省員が講師を務める高校講座については特に実施希望が多いが, 公平性・効率性を勘案し, 件数を絞って実施した。

パンフレットは, 図書館や講演会などで配布している他, 一般からの申込みに応じて送付している。外務省ホームページにもパンフレットの PDF データを掲載しているところ, 毎月 3~4 万件のアクセスがあり, インターネットでも十分活用されている。

また, 外交専門誌「外交」を創刊し, 外交に関する活発な議論を喚起するとともに, 国民に対する直接発信力を強化した。

評価の切り口 3 : インターネットを通じた情報発信 (ホームページ・コンテンツの制作)

日本 APEC (アジア太平洋経済協力) では, 動画サイトに APEC 用の公式チャンネルを設置した他, ホームページ上に「外務大臣コーナー」を新たに設置し, 大臣の主要外国出張の紹介動画や地図を用いて, 外務大臣の活動を分かりやすく紹介し, また, 新しいツールとして, Flickr (フリッカー (写真共有サイト)) の使用を開始した。

外務省ホームページには多くのアクセスがあり, 例えば, 「キッズ外務省」は, データの更新や新たなコンテンツの定期的な掲載をしており, 月平均約 35 万件のアクセスがある。子どもだけでなく様々な方面からの反響があり十分な成果を上げている。また, 「わかる! 国際情勢」も月平均約 6 万件のアクセスがあり, ネット上でも高い評価を受けている。

評価の切り口 4 : 地方紙への情報発信

地方出身の当省幹部に対する地方紙インタビューを計 33 回実施し, 地方に対する外交情報の発信を行った。

評価の切り口 5 : 国民からの意見の聴取

外務省ホームページに寄せられたメールの意見, 及び電話, FAX, 書簡で寄せられた意見は平成 22 年度に約 20,300 件に上った。寄せられた意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布すると共に, 関係会議で週間報告を行うことで, 外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握, 共有している。

今後の方針

1 外交政策に関する情報発信

我が国の外交政策について国民の理解と信頼を得るために, 政策の具体的内容や外務省の役割等について, タイミング良く, 包括的かつ分かりやすい説明を行うことは引き続き重要であることから, 直接広報, 間接広報の手段を適切に選択して積極的な情報発信に努め, 幅広い国民層に訴求する。

2 外交・国際課題に関する議論の喚起

外交に関する議論を喚起するために新たに創刊された外交専門誌「外交」を活用し、外交に関する国民の関心と理解を高めていく。また、外交や国際課題に関する「大学生国際問題討論会」では、毎回質の高い白熱した議論が展開されている。広報予算が縮減される中でも、日本の将来を担う若者による自由闊達な議論の場の提供を積極的に促進していく。

3 インターネットによる発信の強化

事業仕分けなどで広報効果を定量的に示すことが求められていること、国民の情報入手先の変化等を踏まえ、平成 23 年度予算では、紙媒体による広報予算を縮減する一方、インターネット広報予算を前年度並みに確保するなど、引き続き、よりわかりやすい情報をインターネットで発信することを強化していく。また、近年のメディアをとりまく環境の変化に的確に対応し、効果的な発信を行うべく、IT メディアをはじめとする新しいメディアの活用を検討していく。

4 国民への直接説明の継続

大臣をはじめ外務省職員が直接国民に対して行う説明や質疑応答は最も分かりやすく、参加者の評価も高い。こうした分かりやすい説明を引き続き実施していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 報道機関などに対する外務大臣、副大臣や外務報道官等による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表等の発出
- ② 講演会・シンポジウム等の開催、外交専門誌の発行、パンフレットの作成
- ③ ホームページ・コンテンツの作成
- ④ 外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

金子将史 政策シンクタンク PHP 総研 国際戦略研究センター長兼首席研究員

報道対応については、政権交代後に開始された記者会見のオープン化が、これまでのところ正の効果をもたらしている。新規に参加したインターネット・メディアやフリーランスの記者が従来にない切り口で質問を行い、会見がインターネット動画で中継されるようになるなど、国民が外交政策を知るチャンネルは確実に多様化した。

国内広報では、平成 22 年度に創刊された『外交』が新基軸だが、同誌は、それまでの『外交フォーラム』と異なり、外交政策そのものについての説明や解説が乏しい印象がある。各部局の担当者による寄稿がなくなり、特定分野についての外交当局の考え方を手軽に知る材料が少なくなった。加えて、外交に関する議論の活発化を目指していながら発行部数を『外交フォーラム』より大幅に減じ、発行回数を半減したこと、編集方針が定まらないうちに発行業者が変更になったことには違和感がある。

外交議論の喚起を目指すには、紙媒体のみの展開では限界がある。まず、ウェブ上での活発な展開を考えるべきだろう。『外交』掲載論文を発行後数ヵ月後にインターネット上に公開したことは好ましい動きだが、ライブ感に欠けるきらいがある。複数の専門家ブログを開設するなど興味深いウェブ展開をしている米国の Foreign Policy 誌などを参考に、新たな外交議論の空間を切り開くことが望まれる。専門的な議論

の場を醸成する上では、政策当局、有識者、メディアが参加する誌面と連動した政策懇談会の開催なども考えられてよい。

外務省の行う国内広報は、その時々外交政策についての理解を促進し、国民への説明責任を果たすという役割に加えて、政権の外交方針のいかんに関わらず、外交活動自体の重要性への理解や「世界の中の日本」という視点を国民とともに育てていくことを目指すべきと考える。そのためには、ITの活用等といったツールの進化はもちろん、受け手が世界との関わりを実感できる多様な切り口の開拓が必要である。その点で、地方紙に対する情報発信の試みは優れた着眼といえる。現状では当該地方出身外交官の紹介が中心だが、今後は各地方と外交政策、国際問題の接点を工夫して表現するよう期待したい。

吉田茂は「ディプロマチック・センスのない国民は、必ず凋落する」との言をしばしば引いているが、国民の目が世界に開かれていなければ、外交に対する支持や信頼は浅いものにならざるをえない。具体的な外交政策への理解促進という伝統的な役割については、情報技術環境の変化とコストパフォーマンスを意識した一定の努力がみられるものの、今日外務省が行う国内広報には、なぜ日本が対外関与しなければならないのか、という根本問題について国民に語りかけ、対話していく姿勢も必要と考える。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ（「外務大臣コーナー」、APEC等）

平成23年版外交青書

外交専門誌「外交」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましても当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－２－２ 効果的なＩＴ広報の実施

ＩＴ広報室長 大野秀記

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること 【小目標】 1 インターネットを利用した情報発信の多様化（訴求効果の向上） 2 掲載システムの改良によるホームページ掲載業務の効率化 3 日本 APEC など国際会議の機会を利用した積極的な情報発信による我が国の外交活動に関する理解の促進
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組むとともに、戦略的な日本事情・文化の発信や日本語の普及に努め、人の交流をさらに活発にしたいと考えます。」
施策の概要	国の内外の幅広い利用者層を対象とし、外務省ホームページ、在外公館ホームページ等を通じて、我が国の外交政策等に関するわかりやすい情報発信を行った。特に平成 22 年度は、写真共有サイトを利用した情報発信の充実や、外務大臣コーナーにおける地理的情報の拡充等を通じて顔の見える広報を実現した。コンテンツ掲載システムを改良することにより、ホームページ掲載業務の外注率を低減させ、経費削減に結びつけた。また、日本 APEC 開催に伴って開設された特別サイトの運営にも携わり、国の内外への積極的な情報発信に努めた。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 22 年度には、以下に示す効果がみられ、本施策の目標達成に向けて進展があった。

- （１） インターネットを利用した情報発信の多様化（訴求効果の向上）に関しては、従来の外務省サーバを利用した情報発信に加え、世界で広く利用されている YouTube を通じた動画配信の増強、また、あらたに写真共有サイト「Flickr（フリッカー）」上に外務省アカウントを取得し、外務大臣の公式・準公式な写真を中心に公開することで、より広いインターネット利用者層への発信を可能とした。また、全大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、潜在的利用者のニーズに応えるとともに我が国外交政策への関心・理解を高めることに役立った。

- (2) 掲載システムの改良による、ホームページ掲載業務の効率化に関しては、コンテンツマネジメントシステム（CMS）の本格的導入により、ホームページの掲載・更新作業を職員が自前で行うことが可能となり、外部委託費の大幅な削減と掲載業務の効率化を一層推進した。
- (3) 日本 APEC など国際会議の機会を利用した積極的な情報発信による我が国の外交活動に関する理解の促進に関しては、APEC 公式ホームページ用のサーバ運用を外務省として行った。その結果、国の内外において広く耳目を集めた国際会議に相応しい充実した情報発信に寄与することができ、我が国の外交政策を海外に対して広く知らせると共に、国内向けにも迅速かつ正確な情報提供を行い、我が国の外交政策に対する国民の理解を深めることに役だった。

課題

外務省ホームページのユーザビリティ（使いやすさ）向上、バリアフリー化の更なる推進と掲載コンテンツの充実により利用者の満足度を高め、また、掲載システムの改良により、掲載作業の効率性を高める必要がある。

- (1) 小目標1に関しては、近年利用者を増してきているソーシャルメディアの更なる利用等を検討の上、より多様で身近なコンテンツを充実する必要がある。
- (2) 小目標2に関しては、CMS を利用する省員に対する研修の充実や、コンテンツ掲載を依頼する立場にある省員に対する教育を実施することにより、更に効率的なコンテンツ掲載を目指す必要がある。
- (3) 小目標3に関しては、今後我が国が開催する可能性がある大型国際会議に際して更に効率的に情報発信が行えるように、今回の知見を省内で広く共有し、ノウハウ等を蓄積する必要がある。

施策の必要性

近年、インターネットを利用した情報発信の重要性は一層増大しており、我が国の外交政策についての正確な情報を国の内外に対してインターネットを利用して発信することは不可欠となっている。ホームページの運用上必要不可欠なコンテンツ・業務・システムそれぞれに特有のノウハウを用いて引き続き迅速・正確かつ分かりやすい情報発信を実施することが必要である。

施策の有効性

国の内外におけるインターネット利用者は増加の一途を辿っており、本件施策を実施することにより、各利用者に対して迅速に情報を発信し、外交施策への理解を促進することが可能となる。外務省ホームページ（日本語、英語、携帯版）、YouTube 外務省チャンネル、各在外公館ホームページ、日本事情紹介ホームページ等複数のホームページをそれぞれの特性に応じて有効に組み合わせることにより、想定される利用者層に応じて発信内容を最適なものとするなどが可能となっている。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、情報の掲載方法を工夫してユーザビリティを向上さ

せるとともに、コンテンツの充実を行い、動画発信等インターネット技術を活用し、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	346	311

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	4	4

単位：人（本省職員）

外部要因

マスコミ等を通じて内外の関心が容易に喚起されるような外交問題や、海外での事件・事故、あるいは我が国における大災害等が発生すると、その案件に関するページへのアクセスが急増し、一定の期間を経た後に漸減する。また、動画や静止画像もしくは内容の濃いコンテンツ等閲覧時間の長くなる傾向にあるリッチ・コンテンツを充実させることは、利用者の閲覧ページ数を測定するページ・ビュー数(PV)の増加には直接結びつかない傾向がある。

その上、技術進歩への対応や各種事象への対応にも相応の費用が発生する。

目標の達成状況

評価の切り口 1：動画による情報発信及び在外公館ホームページ開設数の増加、情報発信の多様化

外務省ホームページトップページに新たに大臣コーナーを開設、YouTube を通じた大臣会見、大臣の外交行事の動画配信、Flickr を利用した大臣フォトギャラリーにより、わかりやすく迅速な情報発信に努めた。動画には、約 12 万 7000 件のアクセスがあった。併せて、ホームページのバリアフリー化を進め、幅広い利用層に情報発信が可能となるよう改善に努めた。

平成 22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設した。これにより、ホームページ開設公館は前年度末の 177 公館から 216 公館に増加した。

評価の切り口 2：CMS 導入及び外務省統合ウェブサイトによる業務の効率化

CMS の本格的な導入により、外部委託に頼らず、職員が自前で掲載業務を行うことが可能となり、掲載業務の効率化を図ることができた。平成 22 年度の外務省ホームページの新規掲載及び更新件数は、約 1 万 4000 件であり、前年比約 59%増加したが、掲載に要した経費は前年比約 70%減を実現した。

また、外務省「統合 Web 環境」に「海外安全ホームページ」を統合したことで外務省全体のホームページの管理・運用が効率化した他、日本 APEC の際には、APEC 公式サーバを「統合 Web 環境」に置いたことで経費の削減が可能となった。

評価の切り口 3：国際会議等の機会を利用した積極的な情報発信

日本 APEC においては、YouTube, Flickr, Ustream (ユーストリーム) といったソーシャルメディア

を通じて試験的に情報発信を行った。新設した外務大臣コーナーにおいては、外務大臣の外国訪問等を広報機会と捉え、各訪問毎に訪問先、概要、外国要人等との会談結果等を視覚的にわかりやすく説明を行った。また、平成 22 年度中に全ての大使館・総領事館がホームページを開設したことにより、在外公館を通じた時宜を得た積極的な情報発信力の一層の強化が図られた。

今後の方針

更に使いやすくわかりやすいホームページを作成し、ウェブサイトを通じた正確かつ迅速な情報発信を行うとともに、動画の活用等情報の訴求効果という点にも留意しつつ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解促進に努める。また、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。

平成 25 年度に運用開始予定である「新統合 Web 環境」の構築にあたっては、最新技術の利用ならびにサイバー攻撃等に対応するためのセキュリティ対策の一層の強化を検討していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 外務省ホームページ（日本語、英語）の運営
- ② 在外公館ホームページ等の運営

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

斉藤 徹 株式会社ループス・コミュニケーションズ代表取締役社長

独自メディアである外務省ホームページ、在外公館ホームページに加えて、外部ソーシャルメディアである YouTube, Flickr, Ustream などを積極的に活用しはじめ、広報発信の基盤を構築したことは評価したい。この所見では、さらなる IT 広報進展のため、3つの課題を提言したい。

1. 国内外に広くサイトやアカウントを周知すること

次の一歩として最も重要なポイントと考える。現在のアクセス数などは満足できるレベルにないものが多く、まずサイトの存在を広く知らしめることが大切だ。あらゆる広報接点、国民接点でサイトを告知する、必要に応じてソーシャルメディア上の安価な広告等を利用するなど、知恵を使ってコストパフォーマンスよく認知度を高める努力を期待したい。

2. 必要十分な情報をリアルタイムに発信するための体制を整えること

発信の場ができることと、そこでしっかりした情報を配信できることは異なる。適切でリアルタイムな情報発信が望ましいので早急に改善が必要と思われる。それぞれのサイトから発信すべき情報を明確にし、リアルタイムに必要な十分な情報を発信できるような体制を構築すべきだ。

3. 利用者との対話交流を実験的に開始し、親しまれる日本広報を目指すこと

1. と 2. が最重要課題だが、その次のステップとして、国内外の人々との対話交流の実験を開始することを検討すると良いだろう。ソーシャルメディアの時代、一方通行の情報配信には限界があり、政府機関といえども、早晚、対話交流を求められることになる。そのための実験組織を立ち上げて、小規模ながらスタートするのが望ましいだろう。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ（日）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

外務省ホームページ（英）(<http://www.mofa.go.jp>)

外務省ホームページ（携帯版・日）(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>)

在外公館ホームページ一覧 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>)

2010年日本APEC公式ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/>)

（ただし、APEC期間中は独自ドメインにて発信。）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－２－３ 効果的な外国報道機関対策の実施

大臣官房 国際報道官 松永 健

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること。 【小目標】 外国報道機関による日本関連報道の量的及び質的向上
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）（総合的な外交の能力強化のための環境づくり）「・・・情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」「また、我が国に対する諸外国の国民の理解と信頼を得ることは必須の課題であり、重要外交政策の積極的な対外発信に取り組む・・・」
施策の概要	以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。 （１）日本関連報道に関する情報収集・分析 （２）外国報道機関に対する情報発信・取材協力 （３）報道関係者招へい

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 22 年度は、我が国と諸外国との関係において、日米同盟関係の深化に向けた取組や、領有権を巡る問題等にも関連して、特に日米、日中、日韓、日露各関係に関する外国メディアの関心が近年になく高まりを見せた他、生物多様性条約第 10 回締約国会議、横浜 APEC（アジア太平洋経済協力）首脳会議等、国内で大規模な国際会議が開催されたこともあり、領有権に関連する問題を含む二国間関係についての我が国の主張や考え方を発信するとともに、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示すことが求められた年でもあった。当室では、かかる状況を踏まえ、日本関連報道のモニタリング・分析を精力的に行うと共に、メディアに対する情報発信及び外国メディア記者の日本招へいを積極的に実施し、迅速かつ正確な対外発信を行った。

なかでも、9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。また、事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、これらの働きかけ件数は、前年度比約 8 倍であった。

招へい事業については、外交行事や外交政策に併せた戦略的な招へい計画を検討し、費用対効

果向上のための努力を継続した。

【主な実績】

日本関連報道に関する情報収集・論調分析

- ・ 主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布（月～金，毎日）
- ・ 対日論調とりまとめ配布（84回）

外国メディアに対する情報発信・取材協力

- ・ 総理・官房長官・官房副長官・外務大臣・同副大臣・同政務官に対するインタビュー（68回。うち、菅総理7件，岡田外務大臣18件，前原外務大臣22件，松本外務大臣1件）
- ・ 外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見（89回）
- ・ 外務大臣記者会見記録の英訳，外務省ホームページへの掲載（86回）
- ・ 英文プレスリリース発出（738回）
- ・ 発信力のある外国メディア関係者への電子メールでの情報発信（167回）
- ・ 外国メディアに対する抗議，反論投稿掲載等の申し入れ（219件）

外国記者招へい事業

- ・ 57名

課題

外国メディアの駐日支局員が減少傾向にある中で，影響力を有するメディア及び記者の対日関心や対日理解を促進できるよう，メディアのニーズに即して迅速かつ正確に情報を提供することが重要である。また，ネットメディアの発展等，メディア産業の変化に即した報道モニタリング及び情報発信体制の改善を今後も追及して，効果的かつ効率的な外国メディア対策の実施に努めていくことが不可欠である。さらに，各在外公館を通じた現地メディア対策が有効に行われるよう適切な支援を行うことが重要である。

施策の必要性

外交上の諸課題に取り組んでいく上では，我が国に関する正しい理解とバランスのとれた日本関連報道を促し，我が国にとって有利な形で国際世論を喚起していくことが不可欠である。そのためには，取材への協力や外国記者の招へい等を通じ，外国メディアに対し迅速かつ正確に，我が国の外交政策等に関する情報を発信し，関心が払われ続けるよう働きかけることが必要である。また，そうした働きかけを効果的に行うためには，外国メディアや海外での日本関連報道ぶりについて情報収集・分析をする必要がある。

施策の有効性

施策目標を達成する上では，我が国としては，最も広報効果を高められる内容，時期，形態に応じて対外発信を行うとともに，政府要人へのインタビューをはじめとする外国メディアからの個別具体的な取材要請にきめ細かく対応することが最も有効である。同時に，外国メディアの駐日支局員が減少する傾向にある中で，特に日本に主要メディアの支局がない国の報道機関については，本国の記者に対して日本取材の機会を提供することが，外国メディアにおける日本のプレゼンスやイメージを高める上で最

も有効である。さらに、こうした発信を行う前提として外国メディアによる日本関連報道状況を迅速に把握し、外務省のニーズに沿った形で分析することが最も有効である。以上から、外国報道機関対策の取組は、施策目標を達成する上で、代替手段の存在しない有効なものである。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、たとえば、主要外交行事など外国メディアの対日関心が高まる機会をとらえて、本省及び在外において、記者ブリーフィングやインタビュー等を行うことで、我が国の政策や立場に関する記述を含む関連報道の掲載につなげることができた。また、日本関連報道の情報収集・分析・配布を行うことにより、実施した施策の有効性を確認するとともに、その後の対処方法を検討する材料として提供し、施策の分析や発展を促すのに効果的な取組を行うなど、施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効果的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	477	418

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	10	11

単位：人（本省職員）

外部要因

アジア地域をカバーする外国メディア支局の東京から北京への移転、経済事情による東京支局の閉鎖など、在京外国メディア数・特派員数の減少が見られ、日本関連報道の量と記事の正確性を確保することが難しくなっている。

メディア産業の変化（新聞・雑誌の売上減、放送局の収入減、Web 配信の浸透など）に応じ、外国メディア対策の訴求対象や、情報提供の体制・タイミング等に留意する必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：日本関連報道に関する情報収集・論調分析

9月の尖閣諸島沖での中国漁船による衝突事件、3月の東日本大震災等に伴う日本関連報道の大幅な増加に対応して、海外主要紙の日本関連報道を迅速かつ頻繁にとりまとめ、省内、総理官邸、関係省庁の用に供した。実績詳細は、前述の「評価結果」を参照。

評価の切り口 2：外国メディアに対する情報発信・取材協力

外国メディアによる総理、外務大臣等へのインタビュー、外務大臣等による寄稿、外国メディアに対する記者会見・ブリーフィング、英文プレスリリースの発出、電子メールでの情報提供、外国メディアからの照会への回答等を通じて、我が国の主要外交課題に関する政策や立場等に関する情報を発信し、

日本関連報道に反映された。また、外務大臣記者会見記録の英訳を大幅に迅速化する等、迅速かつ正確に情報を発信した。事実誤認・偏見等に基づく報道に対しては、在外公館等を通じて迅速に抗議の申し入れ・反論投稿掲載の働きかけを行い、諸外国における正しい対日理解が促進された。実績詳細は、前述の「評価結果」を参照。

評価の切り口 3：外国記者招へいの戦略的实施

外国記者に日本を訪問して取材をする機会を提供し、正確な対日理解に基づく記事の執筆・掲載を促進した。また、記者招へいを戦略的に実施するために計画を立案し実施した。実績詳細は、前述の「評価結果」を参照。

今後の方針

今や、外国メディアによる報道（新聞記事・テレビ・インターネットニュース等）は、国際世論のみならず国内世論にも大きな影響を与えている。在京特派員数の漸減、メディアの多様化の中で、外国メディアによる日本関連報道の減少や限定的な取材による偏向報道が懸念されるどころ、今後も、外国報道機関に対し必要な情報を一層迅速、正確かつ効果的に伝達するとともに、国際社会の諸問題に積極的に取り組む日本の姿勢を示していくことが重要である。

平成 23 年度は、省員の対外情報発信の意識を高め、本省・在外公館間の連携を強化し、より迅速、正確かつ効果的な外国メディア対策業務を実施していく。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 日本関連報道に関する情報収集・分析
- ② 外国メディアに対する情報発信・取材協力
- ③ 報道関係者招へい

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

金子将史 政策シンクタンク PHP 総研国際戦略研究センター長兼主席研究員

平成 22 年度は、昨年秋の尖閣沖漁船衝突事件、今年 3 月の東日本大震災・原発事故と、日本や日本外交に対する国外の関心を格段に高める事態が発生した。海外での日本報道は急増したが、反面事実を歪曲した報道も増加することになった。昨年度に比して外国メディアに対する抗議や反論投稿申し入れが著しく増えていることは、そうした状況に積極的に対応したものと評価できる。論調分析を拡大し、外務省内や官邸他の関係機関に提供したことも、海外での受け止められ方に対する政策当局の感受性を高める上で有益であり、適切な動きであったと考える。

福島第一原発事故の深刻さが明らかになって以降、保安院などの関係機関も参加する外国メディアへのブリーフィングが定例化し、会見内容をインターネット上で動画視聴することもできるようになっている。日本政府から提供される情報レベルの内外格差を埋めるこうした日常的な努力は必要だろう。だが、その効果については疑問がある。政府全体の危機管理に関わるころではあるが、こうした事態において客観的で受け手からみて信憑性の高い情報を伝達するにはどうしたらよいか、今後の課題といえる。

突発事態においては、サミット等の大型国際会議開催に伴う外国メディア対応の増加とは異なり、た

だちに対応を増強することが必要となる。そうした緊急時の surge 能力が十分であったのかどうかを含め、漁船衝突事件と震災・原発事故の事例から緊急時の報道機関対策の教訓を整理することが望まれる。

外国メディアの支局の重心が日本から中国に移る中、外国記者招聘数が年々低下傾向にあることは憂うべき状況である。原発事故の長期化に伴って日本や日本製品の安全イメージが毀損される状態に対応するためにもこの点での大幅改善が必要である。日本政府がいくら「日本は安全」と訴えてもそれだけでは信憑性を得ることはできない。海外からジャーナリストを大々的に招聘し、彼らの目で現実を判断し、発信してもらうことを考えるべきではないか。ここ数年の招聘の低迷は反転させることを求めたい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj、英語版：www.mofa.go.jp/index.html）

（財）フォーリン・プレスセンターのホームページ（日本語版：www.fpcj.jp/?ml_lang=ja、英語版：www.fpcj.jp/?ml_lang=en）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅳ 領事政策

施策（具体的施策）

Ⅳ-1	領事サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・	413
Ⅳ-2	海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・	419
Ⅳ-3	外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・	426

IV 領事政策

評価担当課室名	業務内容
領事局 政策課	安全な海外渡航, 海外生活における福利増進に関する総合的な政策及び移住者の定着安定に関する政策
旅券課	旅券 (パスポート) に関する事務
領事サービス室	海外邦人に対する領事サービスの改善・強化及び日本人の身分関係事項に関する事務
海外邦人安全課	海外における日本人の安全対策や保護
邦人テロ対策室	海外でのテロ事件に関する日本人の安全対策や保護
外国人課	外国人に対する入国査証制度, 在日外国人に関する外交政策の立案

IV-1 領事サービスの充実

領事局政策課長 鈴木光太郎
旅券課長 清水 洋樹
領事サービス室長 森川 博文
平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	<p>(1) 領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること (2) 領事業務実施体制を整備すること (3) 国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none">1 IT・システムの強化。2 在留邦人の意見聴取実施を通じたサービス向上。3 職員に対する研修実施を通じた職員の領事業務に係る能力向上。4 充実した在留邦人の子女教育環境の維持。5 国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理。
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	<p>第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） （総合的な外交の能力強化のための環境作り） 「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できるよう環境作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」</p>
施策の概要	<p>(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT 化を一層推進し、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上等の取組を進めた。</p> <p>(2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに、領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行った。</p> <p>(3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

(1) 領事窓口サービスの向上は、平成 22 年 10、11 月に在外 145 公館の在留邦人等を対象に

実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果においても表れている。具体的には、在外公館の領事窓口の対応では 84%、入館時の受付対応では 75%、電話の対応では 76%が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに、平成 22 年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果、「丁寧な対応」との回答は 53%であり、「普通であった」を加えると 96%に上っており、在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。また、平成 15 年から始まった、領事シニアボランティアへの取組によって、経験が着実に蓄積され、領事シニアボランティアの意見も現場に適切に活用されてきている。

(2) 平成 18 年度から行っている領事業務の IT 化の推進について、平成 22 年度には、領事利便支援システムに邦人援護を支援する機能が追加された。これまでかかっていた業務処理時間が今後削減されることが期待できる(年間約 470 時間、約 150 万円の削減に相当)。これは、業務量に比較して人員の限られた中で領事サービスを提供することに大きく貢献するものである。

(3) IC 旅券の適切な発給・管理等により、旅券の国際的信用を高め、もって邦人の権利を確保するという点については、昨年同様、真摯に取り組んできた結果、旅券の不正使用の把握件数が減る等、一定の前進が見られた。よって、総合的に勘案し、領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったと評価する。

(4) 日本人学校現地採用教員、補習授業校現地採用講師の政府援助率を引き上げることにより、学校運営の安定化と、通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。また、米国に派遣される教員の米国滞在査証について、従来まで発給されていた公用査証が米国の政策変更により発給されないこととなったが、米国政府と協議の上、教員受け入れの新たな枠組みを立ち上げた結果、引き続き安定的に教員を米国へ派遣することが可能となった。

課題

申請・届出手続の一層の簡素化を行い、邦人の利便性を向上させていく。また、今後の邦人の領事サービスに対するニーズの増加・多様化へ適切に対応すべく業務を合理化しながら取り組んでいく。そうした中で必要不可欠となっている、領事業務の IT 化については、来年度以降、司法共助、管海事務等の分野も取り込んでいく予定。

なお、領事業務に対するニーズの高まりに迅速かつ的確に対応しつつ、人員体制も限られた中で現在の領事サービスの質の維持・向上を図っていくためには、領事業務初任者や他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かな研修の継続、領事業務経験者等による領事業務初任者等に対する業務指導・支援体制の強化、専門性の高い領事担当者の育成強化が必要であり、右への取組を強化していく。

施策の必要性

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わる領事業務へのニーズは高まっている。さらに、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事業務の IT 化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、在外選挙人登録の推進、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

施策の有効性

- (1) IT化等による手続の簡素化、領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化、在外選挙人名簿登録促進の取組は、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。
- (2) 領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。
- (3) ICAOの国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使したIC旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

施策の効率性

限られた予算や投入資源を効率的に活用し、IT化の推進等を行った結果、邦人にとって情報発信機能強化の観点から領事業務の利便性向上が着実に図られた。また、領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	13,853	14,324

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	70	70

単位：人（本省職員）

外部要因

ICAOが定める渡航文書の国際標準や諸外国の出入国管理政策により、我が国旅券政策が影響を受けることがある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：領事サービスの向上・改善に向けた取組とその成果（アンケート結果）

領事業務のIT化の推進、領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進、IC旅券の適切な発給・管理等により、邦人の権利を確保するとともに、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

また、平成22年10、11月に在外145公館の在留邦人等を対象に実施した、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では、在外公館の領事窓口の対応では84%、入館時の受付対応では75%、電話の対応では76%が「丁寧な対応」と回答しており、本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに、平成22年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果、「丁寧な対応」との回答は53%であり、「普通であった」を加えると96%に上っており、在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。

領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果（平成22年10月～12月実施）

- ・調査実施公館数 145 公館
- ・調査対象者総数 16,369 人

【公館がどこにあるかすぐにわかりましたか】

- ・すぐに分かった 5287 人 (52%)
- ・わかりやすかった 2087 人 (21%)
- ・表示があり問題なかった 1497 人 (15%)
- ・表示等がなくわかりづらかった 859 人 (8%)
- ・とても分かりにくかった 399 人 (4%)

【入館時の受付の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 5049 人 (51%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2401 人 (24%)
- ・普通であった 2211 人 (22%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 192 人 (2%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 56 人 (1%)

【領事窓口の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 6095 人 (61%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2340 人 (23%)
- ・普通であった 1339 人 (13%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 184 人 (2%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 76 人 (1%)

【電話の対応は如何でしたか】

- ・非常に丁寧な対応であった 4179 人 (51%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応であった 2057 人 (25%)
- ・普通であった 1619 人 (20%)
- ・どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 277 人 (3%)
- ・全く丁寧な対応ではなかった 103 人 (1%)

【在外選挙の対応振りは如何でしたか】

- ・とてもよく対応していた 2155 人 (32%)
- ・どちらかといえばよく対応していた 1427 人 (21%)
- ・普通であった 2876 人 (43%)
- ・どちらかといえばよく対応していなかった 164 人 (2%)
- ・対応は不十分であった 107 人 (2%)

【ホームページの掲載内容は如何ですか】

- ・非常に充実している 1169 人 (14%)
- ・充実している方である 3506 人 (42%)
- ・普通 3211 人 (39%)
- ・充実していない 311 人 (4%)
- ・不十分である 106 人 (1%)

【メールマガジンの配信内容は如何ですか】

- ・非常に充実している 1212 人 (19%)
- ・充実している方である 2517 人 (40%)

- ・ 普通 2326 人 (37%)
- ・ 充実していない 188 人 (3%)
- ・ 不十分である 69 人 (1%)

【領事出張サービスは利用しやすいですか】

- ・ とても利用しやすい 1330 人 (41%)
- ・ どちらかといえば利用しやすい 761 人 (23%)
- ・ 普通 796 人 (25%)
- ・ どちらかといえば利用しにくい 238 人 (7%)
- ・ 利用しにくい 137 人 (4%)

評価の切り口 2 : 領事担当者への研修の実績 (主なもの)

- (1) 領事初任者研修を 2 回実施した。在外公館の領事担当官 30 名及び領事担当として赴任する予定の 44 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。
- (2) 在外公館警備対策官研修に約 50 時間の領事研修時間を設けた。71 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。
- (3) 現地職員本邦研修において領事研修を実施した。10 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。
- (4) 領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。4 回で 29 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。

評価の切り口 3 : IC 旅券の発給状況

平成 22 年度においては約 4,090,090 冊の IC 旅券 (一般旅券) を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

今後の方針

領事サービスへのニーズは年々高まっていると認識しており、引き続き、改善・強化を続けていく。日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAO の標準に準拠した IC 旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的な IC 旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加し、対応する。

事務事業 (施策の目標を達成するための主要な手段)

- ① 領事事務の IT・システム強化
- ② 「アンケート調査」の継続的实施とその結果を踏まえた領事サービスの向上・改善
- ③ 領事シニアボランティアによるサービス強化
- ④ 在外選挙人登録推進【成果重視事業】
- ⑤ 海外子女教育体制の強化
- ⑥ 領事担当官に対する研修・指導体制の強化
- ⑦ 国際標準に準拠した IC 旅券の発給・管理
- ⑧ 領事業務の業務・システムの最適化事業【成果重視事業】

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

中谷 和弘 東京大学大学院法学政治研究科教授

「目標の達成に向けて進展があった。」との自己評価は妥当であると思われる。その理由は次の通りである。

（１）領事業務の IT・システム強化については、領事業務の業務・システムの最適化事業が着実に推進された。平成 22 年度には領事利便支援システムに邦人援護を支援する機能が追加され、業務処理時間の削減が今後期待できる。同年度には約 409 万冊の IC 旅券を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与するとともに、ICAO の国際標準に準拠し高度の偽造・変造防止対策を講じた旅券の発給・管理を推進した。

（２）領事窓口サービスについては、アンケート結果は高い評価を得たことを示している。

（３）在外選挙人名簿登録推進については、登録受付出張サービスや日系企業等に対する個別訪問サービス等の登録推進事業が実施された。登録申請件数は年間目標には達していないものの登録者数は対前年比で 3%以上増加しており、登録推進事業は相応の成果を上げたといえる。

（４）領事担当者への研修に関しては、初任者研修、在外公館警備対策官研修、現地職員本部研修、領事担当者赴任前研修等が実施され、担当官の能力向上がなされた。

（５）日本人学校現地採用教員及び補習授業校現地採用講師の政府援助率の向上、米国に派遣される教員受け入れのための新たな枠組の構築といった、在留邦人の子女教育の環境の維持・向上がなされた。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html)

領事業務

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成22年8月16日）(PDF)

最適化効果指標・サービス指標一覧（平成22年8月16日）(PDF)

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>)

統計

領事サービス向上・改善のためのアンケート調査

アンケート調査結果（グラフ）(PDF)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組

海外邦人安全課長 一方井 克哉

邦人テロ対策室長 安東 義雄

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	(1) 海外邦人の安全対策を強化すること (広報・啓発) (2) 海外邦人の援護体制を強化すること (基盤・体制) 【小目標】 1 安全情報の収集体制の強化 2 兼轄国等の安全情報の収集体制の強化 3 海外安全に関する情報発信機能の強化・改善及び安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及 4 キャンペーンや講演等を通じた国民・企業への危機管理意識の強化 5 在外公館援護体制の強化 (緊急時対応, 精神病や感染症等に関する専門性の導入, 領事担当官の能力向上) 6 国内外の関係団体等との官民協力の構築及び連携の強化 7 大規模緊急事態に備えた在外公館の体制整備及び必要なシステムの構築・拡充
施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)	第 174 回国会外交演説 (平成 22 年 1 月 29 日) (海賊, テロ, 国連平和維持活動)
施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう, 海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに, そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに, 業務の円滑かつ確実な実施のため, 緊急対応や精神医療, 遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め, 効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

平成 22 年度においては, 海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を継続的に進めた結果, 次のとおり, 全体としては相当な進展があった。

- 1 現地当局等との協力関係を構築し, 兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図った。
- 2 海外対応携帯電話の普及に併せ, 携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情

報発信機能の強化を図った。

3 キャンペーンやセミナー、講演等を通じ、企業関係者や NGO を含む国民を対象として安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。

4 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制の強化及び強化重点公館におけるアウトソーシング化を推進した。また、精神疾病発症及び DV（ドメスティックバイオレンス）被害者問題並びに高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上を図ると同時に、医療関係者等の専門的知見の活用並びに各国政府関係省庁・機関、NGO 等支援団体及び現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。

5 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害・大規模事故や大規模騒乱及びテロ・誘拐等への取組に努め、また政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。

課題

海外渡航邦人数及び在留邦人数が増加し、また、危険が多様化・複雑化する中で、海外における国民の安全と安心を確保するためには、これまでの取組の強化に加え、可能な業務のアウトソーシング化を含めた業務・予算の効率化を図る必要がある。また、感染力が強く、いつ出現するか予測困難な新たな新型インフルエンザについては、今後も最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や医療専門家等による検討を踏まえ対策を進めていくとともに、万一の発生に備え、安全に現地に残留するために必要な予防・防護用品等の備蓄及び退避を含めた邦人援護のために万全の準備と計画が必要である。さらに、在外公館での緊急対応体制強化のために閉館時の緊急電話対応業務のアウトソーシング導入公館を拡大し、また高年齢層の海外長期滞在を始めとする在外邦人の安全対策及び安否確認体制を強化することは喫緊の課題である。

施策の必要性

国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関し努力することは外務省の最重要任務の一つである。そのためには、邦人援護に必要な予算・人員の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化のための見直しを行い、予算・人員の投入量に比して最大限の効果が得られるよう努めることが必要である。

施策の有効性

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行う体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的・物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

施策の効率性

外務本省及び在外公館の人的・物的資源を効率的かつ効果的に活用し、多様化する海外の危険に応じて正確で的確な情報及び支援を提供するためアウトソーシング化を含めた体制の整備・強化、専門性や確実性を要する業務に関して内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化が図られた点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	769	666
(注) 内訳		
海外邦人安全課	619	520
邦人テロ対策室	150	146

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	38	38
(注) 内訳		
海外邦人安全課	22	22
邦人テロ対策室	16	16

単位：人（本省職員）

外部要因

(1) 平成 22 年における日本人海外渡航者数は円高等の影響により 4 年振りに増加に転じ、約 1,663 万人と前年比で 7.7% 増加した。また在留邦人数は平成 17 年以降 100 万人を超え、平成 19 年以降は定年を迎えた団塊の世代の多くが海外旅行あるいはロングステイ等の長期滞在をしており、今後も海外渡航・在留邦人数は高い水準で推移していくものと考えられる。

(2) 一方、このように海外には多くの渡航者・在留邦人がいる中、海外での危険と危機は、犯罪の凶悪化、外国人を狙った誘拐の多発、テロの脅威の増加に加え、大規模自然災害、新種の感染症等の新たな脅威の出現等多様化、深刻化している。実際に平成 21 年に豚由来の新型インフルエンザ (A/H1N1) が発生し世界的に感染が広まったが、近年の鳥インフルエンザ感染者数の増大及び感染地域の拡大は、鳥由来新型インフルエンザ出現の危険性も排除されず、早急な対策が求められている。かつ、大地震、津波そしてハリケーン等の気象災害など自然災害の発生は予見しがたく、また、大規模化する傾向にある。実際に平成 23 年 1 月に発生した豪州クィーンズランド州での洪水や同年 2 月に発生したニュージーランド南島での地震等、近年世界各地で発生する自然災害で邦人が被災するケースが増えてきており、このような緊急事態時における迅速な邦人支援が求められている。さらに、中東・アフリカ地域等では政権崩壊につながるような大規模騒乱が前例のない程各地で頻発しており、邦人の安全確保に向けた対策が求められている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：情報発信基盤の強化に向けた取組

安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始の海外旅行シーズン及び卒業前の海外旅行シーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。さらに、海外における多様な危険について、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて情報提供し、その他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口 2：海外邦人の危機管理意識の強化

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また、NGO 関係者が誘拐される事案が複数発生していることを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の取組を引き続き実施した。さらに、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。

評価の切り口 3：緊急連絡への 24 時間対応体制の強化

（1）在外公館閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化の推進に努めた。平成 22 年度には中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の 11 公館に新規導入し、導入公館数を 93 公館（平成 21 年度）から、104 公館まで拡充した。

（2）専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、拠点国における精神科医師の活用（顧問医契約）を行った。

評価の切り口 4：遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、現地協力者を通じて、初期援護や支援活動等の必要な措置を講じた。

評価の切り口 5：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として、外務本省あるいは在外公館において、旅行業界や NGO を含む官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方公共団体に対し情報提供等を行った。

評価の切り口6：大規模緊急事態対応能力の強化

テロ・誘拐、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき、各種の研修を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認システムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施した。緊急事態にはその都度体制を敷き対応しているところであるが、その中でも特に国民の関心が高かったニュージーランド南島地震については、外務本省及び現地に対策本部を設け政務レベルが陣頭指揮を取る一方で、知見を有する専門家等を現地へ派遣し、邦人被災者の身元確認や被災者家族等支援に全力を尽くした。またエジプトにおいては情勢悪化のため現地にチャーター機を派遣し、現地に取り残された邦人の救出を行うなど、邦人の安全確保に迅速に取り組んだ。

さらに、テロ・誘拐関係のニュースを速報する体制の構築や誘拐事件に対応する体制の強化等も行った。

今後の方針

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、(1)平成19年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、同世代の海外渡航者が増えたことに伴い在外邦人の高齢化が進んでいる。また、(2)テロ・誘拐の脅威が増加し、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、さらに、(3)中東・アフリカ情勢等極めて短期間に情勢が変化する大規模騒乱の多発化、(4)感染症対策や精神疾患及びDV被害者への対応等援護業務が複雑化している。このような状況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている(外交に関する世論調査：平成21年10月)。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

事務事業(施策の目標を達成するための主要な手段)

- ①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化
- ②在外公館援護体制の更なる強化(既存資源の有効利用及びアウトソーシング化の推進)
- ③海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組(海外邦人安全ネットワークの構築・強化)
- ④緊急事態対応の強化

第三者の所見(学識経験を有する者の知見の活用)

小島俊郎 株式会社日立製作所 リスク対策部長

平成22年度は4、5月のタイ騒乱、アイスランド火山噴火、8、9月のロシア森林火災の煙害、尖閣諸島に関わる中国デモ、翌23年1、2月のモスクワ空港自爆テロ、中東・北アフリカ政変、ニュージーランド南島地震ほか1年を通じて世界の耳目を集める事案が連続して発生する状況であった。一方、邦人海外渡航者が4年ぶりに増加、在留邦人も6年連続で100万人を超えており、海外邦人の安全確保はわが国の一層重要な課題となり、外務省の最重要任務であると認識している。

こうした背景の中で、大きく次の 5 つの視点；(1) 情報発信基盤の強化に向けた取組み (2) 邦人の危機管理意識の強化 (3) 24 時間対応体制の整備 (4) 官民協力会議の運営 (5) 大規模緊急事態対応能力の強化 以上を中心に、海外邦人の安全確保に向けた取組みの政策評価を行った。

記

- (1) 情報発信基盤の充実は、外務省海外安全ホームページに象徴されている。同ホームページは、本省と世界に展開する 203 の在外日本国公館との連携を軸に、一般犯罪から戦争・内乱・クーデターや感染症など幅広いリスクについて注意喚起や具体的な対応をタイムリーに掲載しており、その量と質は欧米を凌ぐ水準である。この結果、平成 22 年度は大きなリスクが連続して発生する環境であったが、深刻な邦人被害の増大が抑えられたと評価できる。
- (2) 邦人の危機管理意識は、重大な事案が起きなければ次第に頼りない水準に落ち込んでしまうため、繰り返し注意喚起しなければならない。大手企業は、自社内で海外赴任者研修やリスク関連情報を頻繁に提供して危機管理意識の醸成に努めているが、渡航者の大半である私的旅行者は、危機管理について考える十分な機会に恵まれていない。こうした中、当該年度の計画行事で一般邦人向けに安全対策セミナーを活発に開催する一方、海外安全週間で全国規模の啓蒙に注力したことは有意義な施策であった。
- (3) 邦人がさまざまなリスクに直面するのは休日や夜間であることが珍しくない。この現実の中、在外日本国公館は閉館時電話受付のアウトソーシング化を進め、平成 22 年度は前年度から 11 公館で新たに導入し、世界 104 公館まで拡充したことは評価できる。しかし、各国・地域の個別事情があるにせよ、ほぼ半数の 99 公館が未導入であることは、早急な対応が必要と考えられ、大きな課題である。一部で領事など在外日本国公館員が自身の携帯番号を個別に提供して 24 時間対応に注力していることも承知しているが、アウトソーシング化等の活用により 24 時間体制を制度化して徹底を図るべきである。
- (4) 官民の連携では、領事局長の私的懇談会である海外安全官民協力会議（官民協）が、毎回の議事録を外務省ホームページで公開してきた意義は大きい。毎回時宜に適したテーマが議題であり、その会議の全容が終了後速やかに広く国民に公開されたことは、海外安全に大いに役立ったはずである。一方、強毒型インフルエンザが依然、世界の脅威であるが、報道機会が減り過小評価されている印象が強い。官民協は、引き続き冷静に脅威分析を行って、海外邦人が的確に身構えるように指導するなど、世界的な大流行に備えなければならない。
- (5) 平成 22 年度は、一度に大勢の邦人がリスクに直面する事案が目立った。たとえば、エジプト政変では在留邦人と旅行者合わせて 3,000 人以上が現地に滞在中であった。大勢の邦人保護対応では、正しい判断で素早く行動することが特に重要だが、中東・北アフリカ政変について邦人被害がこれまで皆無であることは、外務省の施策の成果として評価できる。しかし、本省と在外日本国公館で邦人援護を担当する者は、兼務を数えても全世界で 1,000 人に満たない。邦人を取り巻

くリスクが広域化，多様化して多発する現実を振り返ると，1,000人足らずの担当官で海外邦人1,700万人の安全確保に取り組むのは余りに困難であり，邦人保護体制の一層の強化を急いでもらいたい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 外務省海外安全ホームページ（渡航情報）：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 同上携帯サイト：<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>
- ・ 危機管理セミナー：<http://www.anzen.mofa.go.jp/seminar>
- ・ 外務省海外安全ホームページ（感染症関連情報）：
http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html
- ・ 海外安全官民協力会議：http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kaminkyu.html
- ・ 海外安全・パスポート管理促進キャンペーン：<http://www.kaijai-anzen.net>

資料をご覧になる場合は，外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか，各国・地域情勢をクリックし，当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また，国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び，資料を探してください。

IV-3 外国人問題への対応強化

領事局外国人課長 岡田健一

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>(1) 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること (2) 在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入国管理上問題のないと見られる外国人への査証発給要件緩和・免除 2 我が国の利益を害する行為を行うおそれがある外国人への査証審査の厳格化・査証免除の見直し 3 査証審査体制の強化 4 外国人の受入れと社会統合に係る問題についての意識啓発及び提言並びに施策に係る資料の作成
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「新成長戦略」について (平成 22 年 6 月 18 日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際医療交流 (外国人患者の受入れ) ○ 訪日観光査証の取得容易化 2 「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」について (平成 22 年 9 月 10 日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療・介護分野での需要・雇用創出 (「医療滞在ビザ」の設置) 3 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について (新成長戦略実現に向けたステップ 2) (平成 22 年 10 月 8 日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ○ 新成長戦略の推進・加速 ○ 医療サービスの情報化促進・国際化推進 (「医療滞在ビザ」の創設) 4 第 176 回国会所信表明演説 (平成 22 年 10 月 1 日) <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済成長の実現—経済対策と新成長戦略の推進 5 「高度人材受入推進会議」の報告書 (平成 21 年 5 月 29 日) <ul style="list-style-type: none"> ○ イノベーションによる経済成長
<p>施策の概要</p>	<p>査証は、外国人の入国・滞在が差し支えない旨の在外公館長の判断である。人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、査証審査を適切に行っている。また、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証広域ネットワーク (査証 WAN) システムを拡充している。</p> <p>我が国に定住している日系人を始めとする在日外国人は様々な問題 (雇用、教育、日本語、住宅等) を抱えていることから、社会統合のあり方等について検討が必要となっている。また、急速な人口減少と急激な高齢化が進むにつれ、労働力人口減少に伴う経済成長の低下、高齢化に伴う経済社会の活力減退が懸念される。そこで、外国人の受入れに係る問題についても検討が求められているため、在日外国人問題の啓発活動、外国人住民が多数居住する都市の行政等との連携や諸外国との協議、諸外国の経験を</p>

紹介し議論を行う国際ワークショップの開催などを行い、同問題の緩和・解決に積極的に取り組んでいる。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 中国に対しては、平成 12 (2000) 年から団体観光客向け査証を発給しているが、平成 21 (2009) 年 7 月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対する個人観光査証の発給を開始した。平成 22 (2010) 年 7 月からは、その対象を一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大し、日中間の人的交流の発展に貢献している。

(2) また、平成 22 (2010) 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、平成 23 (2011) 年 1 月からは、新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が国に入国しやすくするための措置を講じた。

(3) 外国人受入れの是非についての議論が高まりを見せている中で、「将来における我が国の外国人政策」について国際ワークショップを開催し、国内外の多様な国籍や異なる立場の有識者・専門家が、一般参加者と質疑応答を行い、国際的視点をも踏まえ議論を行った。この議論を通じて外国人の受入れ問題について幅広い論点(経済、労働、文化、社会、国際、外交)を整理することができた。

(4) その一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、国内でも低賃金労働や性的搾取(さくしゅ)など、外国人に対する人権侵害事例が見られるため、悪用事例の多い査証申請(研修・技能実習、興行等)については一層厳格な審査を行っている。また、それらの国が査証免除国である場合は、査証免除措置そのものを見直し、査証制度の再導入を行っている。査証申請件数の増加によって、査証事務量が增加している。特に中国に所在する在外公館の事務が逼迫しているため、人員の増強や査証事務の効率化にも努めている。

課題

政府の規制改革や観光立国への取組を背景に、訪日外国人の増加が見込まれるところ、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請の双方にこたえるために、在外公館の査証審査体制を更に整備・強化していく必要がある。

施策の必要性

(1) 諸外国との幅広い分野での人的交流を促進しつつ、我が国社会の安全・安心を確保する必要がある。

(2) 国際的な人材獲得競争が激化している一方、我が国の労働力人口の減少に伴う経済成長の低下、高齢化に伴う経済社会の活力減退、社会保障制度の持続可能性への懸念など、我が国の将来に対する不

安や閉塞感が国民の間で強まっている。その中で、今後、外国人をいかに受け入れ、我が国に在留する外国人を社会統合していくのか、関係省庁、地方自治体とも連携し、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。更に、平成 20 年秋以降の世界的な経済危機により、従来の形での就労が不可能となっている中、日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる在日外国人が増加したことから、在日外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れるための施策を講じていく必要がある。

施策の有効性

(1) 入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証取得の面で便宜を図ることにより、査証発給件数は、中国人観光客を中心に対前年比 34.8%増加した。一方、査証審査を適切に行うことにより、外国人の不法残留者数や来日外国人犯罪の総検挙人員は、前年と比べると前年と比べると 10.6%減少した。

(2) 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップの開催や諸外国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、諸外国との人的交流を促進する施策が進展した。具体的には、中国人個人観光査証の発給数が前年同時期と比べ 4.6 倍に増加した。

また、外国人患者等の受入振興を目的に、平成 23 年 1 月から運用が開始された「医療滞在ビザ」は、医療目的で訪日する外国人に対し、必要に応じ数次有効の査証が発給されたり、長期の滞在が可能（入院を前提とする場合、「在留資格認定証明書」を取得することで最大 6 か月まで）であったり、必要に応じ身の周りの世話をする人物も同伴が可能である等、外国人患者にとり利用しやすい査証となるよう制度設計を図ったものである。

このように、諸外国との人的交流が拡大するにつれ、査証審査をより効率的かつ適切に行う必要がある。今後、更に査証 WAN システムを拡充し、限られた人的投入資源を更に有効に活用していく必要がある。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,023	919

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	26	25

単位：人（本省職員）

外部要因

政府の「新成長戦略（基本方針）」において、訪日外国人増加のため「訪日観光査証の取得容易化」を図ることとされており、査証審査を適切に行いつつ、査証の取得容易化を図る必要がある。

目標の達成状況

評価の切り口1：入国管理上問題のないと見られる外国人への査証発給要件緩和

中国に対しては、平成12年から団体観光客向け査証を発給しているが、平成21年7月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対する個人観光査証の発給を開始し、平成22年7月からその発給要件を緩和している。こうした取組等により、平成22年7月～12月の同査証発給件数は、約3万6千件に達し、平成21年の同時期に比して約4.6倍増加し、日中間の人的交流の発展に貢献した。

平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、平成23年1月からは、新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が国に入国しやすくするための措置を講じた。

評価の切り口2：在日外国人問題への取組

日本に長期滞在する外国人の数（外国人登録者）は、平成21年末で約218万人、総人口の約1.71%に達しており、外国人が多数居住する自治体を中心に、文化、習慣及び言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が生じている。外務省では、外国人受入れや社会統合に関する海外の先進事例を紹介し、国民的議論を促進するために、平成17年から平成21年まで毎年「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を開催してきたが、平成22年から、国際シンポジウムを国際ワークショップに改編し、外国人の受入れと社会統合問題に資する成果物の作成を目標とした。高度人材の受入れについては、現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長（「高度人材受入推進会議」の報告書（平成21年5月29日））並びに新たな需要及び雇用の創造（「新成長戦略」平成22年6月18日閣議決定）に資することが期待される産業分野において就労する高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁と協議を進めている。

今後の方針

査証取得面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図る一方、査証審査を適切に行うことにより、我が国社会の安全に貢献する。

訪日外国人の増加が見込まれるところ、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証WANシステムを拡充する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 適正な査証審査の実施
- ② 査証発給要件の緩和措置
- ③ 査証WANシステムの拡充
- ④ 在日外国人問題の啓発活動等

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

滝澤三郎 東洋英和女学院大学学院国際協力研究科長

本年度の政策評価は、少子高齢化等我が国の活力の減退が懸念される中で出された「新成長戦略」な

ど新たな政策環境の中で行われた。施策の目標にある基本的な考え方は、「外国人の力で我が国を活性化すると同時に、査証制度の適切な運用により外国人の増大に伴う国民の懸念と不安を払拭し、かつ在日外国人の人権を保障し社会統合を推進することにある。その目的に向けての施策に目に見える進展があったことは高く評価できる。同時に、政策目標のさらに効果的な達成のためにいくつかの提言をしたい。

第一に、「外国人の存在が問題をおこす」という否定的なイメージではなく、在日外国人の大半は日本経済と社会をしばしば底辺で支えており、外国人就労者の減少は日本経済に大きなダメージを及ぼすことから、外国人による日本への貢献、外国人の存在のポジティブな面に言及することが必要であろう。

第二に、外国人は単に管理の対象である「客体」ではなく、来日する（しない）決定を自ら決める「主体」であるという視点を求めたい。実は日本は外国人にとってあまり魅力的な国ではなく、来日外国人は絶対数では増えていても、他国における増加に鑑みると相対的には減少している。外国人の力を借りるのであれば、外国人を「入れてやる」から「来てもらう」という発想の転換がある。日本に来る外国人（特に来てほしい外国人）は増えていない現実を踏まえ、なぜ彼らが日本を選ばないのかを「彼ら＝当事者」の目から見る視点を政策評価の新しい（第三の）切り口として導入してはどうだろう。

第三に、施策にも評価にも長期的観点を導入するべきである。日本人の人口がこの先大幅に減少する中で、外国人・移民政策は将来の日本国家の形を左右する。同時に、移民政策はその帰結の予想が難しく、査証発給は一見技術的に見えるが、その国内での影響は数十年後に出てくる。世界的にも移民政策は長期的には「意図せざる結果」を生みやすい。本評価においても、単年度でなく十年単位の変動等を入れて国民的議論に資する工夫をして欲しい。

最後に、外国人政策の持つ重要性と事務量の増大の中で査証WANシステムの導入は必然的であるが、予算が平成21年度の11億3500万円から平成23年度の9億1900万円へと19%も削減されているのは、外国人政策にかかる目標達成を危うくしよう。財政危機下で理解できなくはないが、本施策の対費用効果は我が国の将来の観点から極めて大きく、このような大幅な継続的予算削減については再考を促したい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

来日外国人犯罪の検挙状況（平成22年確定値）（警察庁刑事局：平成23年4月）

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kokusaisousa/kokusai/H22_rainichi.pdf

登録外国人統計（法務省入国管理局）

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001065021>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

V-1	外交実施体制の整備・強化	433
V-2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	437

V 外交実施体制の整備・強化

評価担当課室名	業務内容
大臣官房 総務課(情報防護対策室を含む)	外務省の業務の総合調整（本省の各部局や在外公館がその機能を十分活かして活動しうよう省全体の事務を総合的に調整。各部局の行政事務を総合的に調整することを主要な任務とするほか、外務省の定員・予算・機構を拡充し、また、より効率的なものに整備していくことなどを各部局と連絡をとりつつ実施）
人事課	外務省職員の採用，人事管理
警備対策室	在外公館の警備 本省・在外公館における秘密保全
情報通信課	公文書類の接受及び発送，外交文書の発受，その他の外交上の通信 （外務省の情報システムの整備及び管理）
在外公館課	在外公館の運営，在外公館職員の勤務環境の改善・整備，在外公館施設の整備

V-1 外交実施体制の整備・強化

総務課長 金杉憲治
人事課長 下川眞樹太
警備対策室長 瀬尾正嗣
情報防護対策室長 麻妻信一
平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること 【小目標】 1 定員及び機構の更なる充実 2 在外公館の警備体制の強化 3 情報防護体制の強化
施策の位置づけ(関係する施政方針演説等内閣の重要政策)(主なもの)	第 177 回国会外交演説(平成 23 年 1 月 24 日) 「最後に、これまで述べてきた政策を効果的に実行するために必要となる総合的な外交力の強化について述べます。在外公館の新設や在外公館職員の再配置を含む体制整備を推進すると同時に、情報収集・分析能力及び情報保全を含む外交実施体制を強化します。」
施策の概要	(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 (2) 在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全等を確保し、また、在外公館に対する攻撃を未然に防止する等、警備体制の強化を通じて、外交実施体制の整備・強化を図る。 (3) 外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護については、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

(理由)

以下のとおり、本施策の小目標達成に向けた種々の取組を実施し、外交実施体制の整備・強化が進展した。

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備については、在外公館の最適化を目的として取り組んだ結果、総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、人員を拡充することができた。
- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化については、各種人的及び物的な警備強化措置、各種研

修や警備訓練等を行った。

- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化については、平成 19 年度に設置された情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を実施した。

課題

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。

- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化

在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化しており、適切な対策に基づく措置を施すことで警備体制を一層強化する必要がある。

- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出の危険は、情報技術の進歩とともにますます高まっており、政府全体の取組のみならず、外務省としても情報防護体制の多面にわたる取組を一層整備・強化する必要がある。

施策の必要性

激動する国際社会の中で、我が国の平和と繁栄を追求するための外交を実施するためには、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。そのためには、外交実施体制を整備・強化するという本施策を推進することは必要不可欠である。

施策の有効性

- (1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省は、定員・機構の増強に努めているが、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等のために不可欠な定員を確保し、在外公館の体制を最適化することは、外交実施体制を整備・強化する上で有効な取組である。

- (2) 在外公館の警備体制の一層の強化

在外公館に対する各種の人的及び物的な警備強化措置を講じるとともに、警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義の実施、各在外公館所在国の脅威を勘案した警備訓練を実施する等、在外公館の警備体制をハード、ソフト両面から強化することは、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制を一層強化する上で有効である。

- (3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

意識面、制度面、物理面等多面にわたる取組を着実に進めるため、大臣官房総務課の下に平成 19 年度に設置した情報防護対策室を中心に、本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施することは、情報防護体制の多面的な強化のため有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的資源を効率的に活用し、以下の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

体制の整備・強化のために在外公館の最適化を図ることを目的として施策の実施に取り組んだ結果、1 総領事館の廃止や定員の合理化を進めつつ、体制の整備・強化のために在外公館の最適化を図り、人員を拡充することができた。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

人的及び物的な警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などの実施により、在外公館の警備体制の整備・強化が進展した。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施した。

投入資源

(注) 本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	110	96

単位：人（本省職員）

(注) 人的投入資源は、本省の官房総務課（情報防護対策班を含む。）、警備対策室の定員を計上。

外部要因

政府の人的資源の制約、我が国在外公館が所在する国の治安状況、国際的なテロ組織による攻撃の発生、及び在留邦人が巻き込まれる事件・災害等の発生回数・規模等、相手国の対日政策の変化に伴う我が国に対する情報工作活動の状況など外部要因の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口 1：外務省の人員、機構の更なる整備

平成 22 年度には、定員 37 人純増及び 1 総領事館の廃止を行い、外務省全体の定員・機構面での更なる整備を推進した。

評価の切り口 2：在外公館の警備体制の強化

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門研修、警備関係講義、警備訓練などを実施し、在外公館の警備体制を強化した。

評価の切り口 3：外交を支える情報防護体制の強化

情報防護対策室を中心に、情報防護対策の総合的な企画・立案、関連内規の整備、研修の一層の強化、

電子機器からの情報漏洩対策等の取組を積極的に実施し、外交を支える情報防護体制を強化した。

今後の方針

(1) 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

外務省（本省・在外公館）の定員・機構の整備・強化は国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠であり、今後とも一層推進する必要がある。

(2) 在外公館の警備体制の一層の強化

我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制を更に整備・強化する必要がある。

(3) 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

政府機関からの情報流出を防ぐため、情報防護体制の多面にわたる取組を不断に強化する必要がある。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備
- ②在外公館の警備体制の一層の強化
- ③外交を支える情報防護体制の多面的な強化

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

村田 晃嗣 同志社大学教授

中東の民主化、アメリカによるビン・ラディン殺害などで、国際情勢は一層流動化しており、一時的には国際テロが活発化する恐れもある。また、周知のように、2012年にはアメリカ、ロシア、韓国、フランスなどで大統領選挙があり、中国でも国家主席の交替、台湾でも総統選挙が控えている。日本を取り巻く国際環境に、さらに大きな変化が予測される。そうした中で、海外で邦人の生命と財産を守り、またわが国の安全保障を維持し建設的で積極的な外交を展開する上で、在外公館の警備は大前提である。厳しい予算的制約の中で、ハードとソフトの両面から、この課題に向き合おうとしていることは、評価されてよい。特に、研修や訓練などで志気と技能の双方を高めることは、きわめて適切かつ重要である。

この報告書でも指摘されているように、こうした外交実施体制の整備と強化は、外務省だけで完結するものではない。日本政府全体の有機的で効果的な協力が必要である。さらに、分野によっては、アメリカをはじめとする諸外国との情報の交換や共有、共同研修や共同訓練なども検討されてもよいかもしれない。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書（第4章国民と共にある外交第1節外交実施体制の強化と日本人の活躍）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

情報通信課長 中前隆博

在外公館課長 鈴木量博

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	外交通信基盤の整備・拡充を図るとともに、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること。 【小目標】 1 「外務省情報ネットワークの整備」 ・ 基幹通信網及び国際 IP 電話の整備拡充 ・ 在外公館の情報ネットワーク最適化 ・ 在外公館情報ネットワーク最適化のスリム化検討 2 「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」 ・ システム維持経費の削減 3 「在外経理システムの整備」 ・ IT を活用した業務改革の推進 4 「業務系共通プラットフォームの構築」 ・ 本省内のサーバの集約化
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	・ 電子政府構築計画 第2—II IT化に対応した業務改革（平成16年6月14日改訂 各府省情報課統括責任者（CIO）連絡会議決定） ・ 外務省電子政府構築計画 II IT化に対応した業務改革（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）
施策の概要	各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、維持・運営経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成22年度までに整備対象232公館中の229公館に基幹通信網及び国際IP電話の整備、並びに、64公館の情報ネットワークの再整備を完了した。また、今後の在外公館情報ネットワークについてスリム化し更なる効率化を実現するための要件定義及び在外5公館における検証作業を実施した。これらにより平成22年度までの目標（小目標1）を達成した。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を行い平成22年度の目標（小目標2）を達成した。

- 3 「在外経理システムの整備」にあたっては、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づくサーバの本省集約化等を実現するため、次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、かつハードウェア・ソフトウェアを調達し、同システムの環境構築をした。これにより平成 22 年度の目標（小目標 3）を概ね達成した。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、平成 22 年度に 6 つの業務システムを統合し、サーバの集約化を行ったことにより平成 22 年度の目標（小目標 4）を達成した。

課題

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」においては、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 か年で在外公館情報ネットワーク最適化を順次完了し、運用を開始する。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
- 3 「在外経理システムの整備」においては、平成 23 年度末までに次期在外経理システムの設計・開発を完了させる。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、平成 23 年度に予定する 2 つの業務システムの統合を行ってサーバの集約化を行う。また、平成 24 年度以降に、業務系共通プラットフォームの拡張を行うことにより更に本省内のサーバの集約化を検討する。

施策の必要性

- 1 「外務省情報ネットワークの整備」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分な情報セキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し通信体制を強化する必要がある。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用する各種業務・システムの効率化及びシステム維持経費の削減に取り組む必要がある。
- 3 「在外経理システムの整備」は、在外公館における会計担当者の増大する業務を簡素化・効率化するため、また、会計処理及びそれに関する幅広い範囲の業務を迅速かつ正確に処理できるよう IT を活用した業務改革を進めることが必要である。
- 4 「業務系共通プラットフォームの構築」においては、本省内に個別に運用管理するサーバの集約化を行い、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの向上を進める必要がある。

施策の有効性

本件施策の実施を通じ、外交を推進する上で基盤ともなる情報・通信、会計システムの更なる向上が図られるとともに、以下のとおり、経費節約等にも有効である。

- 1 「外務省情報ネットワークの最適化」では、全体的な情報セキュリティレベルの向上とともに計画完了時に年間 1 億 7000 万円の経費削減、及び 1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。
- 2 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間 3 億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながる。

- 3 「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムを平成 24 年度以降運用開始することにより、在外公館の会計担当者の業務量は、月間で約 38 時間の時間削減（15.2%の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また、経費については平成 24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。
4. 「業務系共通プラットフォームの構築」では、平成 22 年度から平成 27 年度までの間で約 1 億 3 千万円の経費削減が見込まれる。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を活用し、情報ネットワークの整備、内部管理業務用ホストコンピュータのシステム再構築、在外経理システムの整備、業務系共通プラットフォームの構築といった IT を用いた業務改革が進展した。このように投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

（注）本件施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下での予算は計上されていない。

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	37	35

単位：人（本省職員）

（内訳）

外務省情報ネットワークの整備	14	13
内部管理ホストコンピュータシステムの再構築	10	10
在外経理システムの整備	7	6
共通プラットフォームの構築	6	6

外部要因

次期在外経理システムは、外務省情報ネットワーク最適化計画で整備されるネットワークを基盤としているので、同計画の進捗が外部要因となる。

目標の達成状況

1 外務省情報ネットワークの整備

評価の切り口：外務省情報ネットワーク最適化計画の目標推進状況

229 の在外公館に基幹通信網、国際 IP 電話の整備、並びに、64 公館の情報ネットワークの再整備を完了した。また、今後の在外公館情報ネットワークについてスリム化し更なる効率化を実現するための要件定義及び在外 5 公館における検証作業を実施した。

2 内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築

評価の切り口：業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を行った。

3 在外経理システムの整備

評価の切り口：在外経理システムの設計・開発の推進状況

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムの設計・開発作業を進め、かつ同システムのためのハードウェア・ソフトウェアを調達しシステム環境を構築する等して、同システム最適化計画達成に向けて設計・開発を継続中である。次期在外経理システムの運用を開始する平成 24 年度には、在外公館における会計担当者の業務の簡素化・効率化が見込まれている。

4 業務系共通プラットフォームの構築

評価の切り口：本省内サーバの集約化状況

本省内の 6 つの業務システムを統合し、サーバの集約化を行った。

今後の方針

1. 「外務省情報ネットワークの整備」については、平成 23 年度及び平成 24 年度の 2 か年で在外公館情報ネットワークの再整備を順次完了することにより、通信体制の強化を図る。
2. 「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」については、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。
3. 「在外経理システムの整備」については、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に則り、次期在外経理システムの設計・開発を進めることにより、サーバ本省集約等の IT を活用した業務改革を推進し、在外公館の会計担当者のさらなる業務負担軽減を図る。
4. 「業務系共通プラットフォームの構築」については、本省内の業務システムの統合・サーバの集約化を進めることにより、サーバインフラの維持経費削減及び情報セキュリティの更なる向上を図る。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ①外務省情報ネットワークの整備
- ②内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築
- ③在外経理システムの整備
- ④業務系共通プラットフォームの構築

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

島田 裕次 東洋大学総合情報学部教授

「外務省情報ネットワークの整備」、「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」、「在外経理システムの整備」及び「業務系共通プラットフォームの構築」については、いずれも計画どおり作業が進捗しており、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化が推進されていると判断できる。

「外務省情報ネットワークの整備」は、平成 22 年度までに整備対象の 232 公館中 229 公館に基幹通信網及び国際 IP 電話を整備し、64 公館の情報ネットワークの再整備を完了している。これによって、全体的な情報セキュリティレベルの向上が図れるとともに、計画完了時には年間 1 億 7000 万円の経費削

減と 1 万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれている。機密性の確保が極めて重要な通信インフラであるとともに、経費削減効果も見込まれることから、本計画を継続し着実に実施していくことが重要だと判断できる。

「内部管理用ホストコンピュータシステムの再構築」は、ホストコンピュータからオープン化することによって、経費削減を図るものであり、システム維持経費の削減が行われており、本計画を継続し着実に実施していくことが重要だと判断できる。

「在外経理システムの整備」は、サーバの本省集約化等を実現し、在外公館の会計担当者の業務量の削減（月間約 38 時間）及び年間 5300 万円の経費削減を見込むものである。本年度は、システムの設計・開発作業を継続中である。平成 24 年からの運用開始を目指して、計画通り作業を実施している。本計画の実施によって、当初計画していた業務時間の短縮及び経費削減の効果に加えて、手書き処理からシステム化による業務品質の向上も期待できるので、本計画を継続し着実に実施していくことが重要だと判断できる。

「業務系共通プラットフォームの構築」は、省内で個別に運用管理しているサーバを集約化することによって、維持経費削減及び情報セキュリティ向上を図るものである。平成 22 年度は 6 システムを統合し、平成 23 年度に 2 システム、平成 24 年度以降に 13 システムの統合を予定している。平成 23 年度から経費削減が実現され、今後統合の進捗に応じて経費削減が期待できるので、本計画を継続し着実に実施していくことが重要だと判断できる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日改訂 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画書（平成 18 年 3 月 30 日 外務省情報化推進委員会決定）

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成 18 年 3 月 30 日 外務省情報化推進委員会決定）

在外経理システムの業務・システム最適化計画書（平成 21 年 3 月 31 日改訂 外務省情報化推進委員会決定）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標VI 經濟協力

施策VI—1 經濟協力

具体的施策

VI-1	經濟協力	445
------	------	-----

VI-1 経済協力

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 政策課	国際協力局の所掌事務に関する総合調整 独立行政法人国際協力機構の組織・運営一般
民間援助連携室	日本の国際協力 NGO との協力・連携
開発協力総括課	経済協力に関する総合的な計画の作成。無償資金協力・技術協力・有償資金協力の予算執行・制度全体の総括。官民連携
開発協力企画室	ODA に関する企画及び立案。ODA 全体の方針に関する関係行政機関の行う企画の調整。他ドナーとの連携。ODA に関する調査・統計作成。ODA 白書
事業管理室	無償資金協力・技術協力・有償資金協力の事業管理。技術協力・有償資金協力に関して関係行政機関の行う企画及び立案の調整
緊急・人道支援課	国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資の供与、人道支援に関する外交政策
国別開発協力第一課	東アジア、東南アジア、大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア、東南アジア、大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等（例：アジア開発銀行（ADB）など）に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア、中南米、中央アジア・コーカサス、アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：米州開発銀行（IDB）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第三課	欧州、中東、アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

VI-1 経済協力

国際協力局政策課長 植野 篤志
 民間援助連携室長 山口 又宏
 開発協力総括課長 牛尾 滋
 開発協力企画室長 横田 敬一
 事業管理室長 佐藤 勝
 緊急・人道支援課長 河原 節子
 国別開発協力第一課長 清水 茂夫
 国別開発協力第二課長 小野 日子
 国別開発協力第三課長 石塚 英樹

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保すること。</p> <p>【小目標】 開発途上国の発展に資すること</p>
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>（１）菅総理外交に関する講演「歴史の分水嶺に立つ日本外交」（平成 23 年 1 月 20 日） 「第四の柱：地球規模の課題への取組み」 （２）第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） （グローバルな課題への積極的取組）</p>
<p>施策の概要</p>	<p>戦略的な ODA の実施のための援助政策の企画・立案</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

以下に示すとおり、我が国の極めて厳しい財政状況を反映し、一般会計 ODA 予算の減額が続く中で「選択と集中」を進め、ODA の効率的・効果的な実施に努めた結果、目標の達成に向けて進展があった。

（１）ミレニアム開発目標（MDGs）達成へ向けた取組

平成 22（2010）年 9 月にニューヨークにおいて開催された MDGs 国連首脳会合の全体会合において、菅総理大臣は、MDGs 達成に向け特に進捗が遅れている保健分野および教育分野に対し平成 23（2011）年からの 5 年間で計 85 億ドルの支援を行うとの「菅コミットメント」を発表した。

また、平成 24（2012）年までの対アフリカ ODA 倍増等の TICADIV の公約達成のため、対アフリカ支援を着実に実施するなど、ODA の対 GNI 比 0.7% という目標達成に向けた努力を継続した。

(2) アフガニスタン、パキスタン支援

アフガニスタンについて、平成 21 年 11 月、今後のアフガニスタン情勢に応じて、平成 21 年から概ね 5 年間で最大約 50 億ドル程度までの規模の支援を行うとの方針を発表した。平成 23 年 3 月現在で約 1666.56 億円の援助を実施している。パキスタンについては、平成 21 年 4 月に 2 年間で最大 10 億ドルの支援を発表し、平成 23 年 3 月時点で約 940.37 億円の援助が実施されている（アフガニスタン・パキスタンともに、技術協力の実績は集計中のため含んでいない）。

(3) ODA のあり方に関する検討

岡田外務大臣（当時）の指示により、ODA について国民の共感が十分には得られていないとの認識の下、国民の理解と支持を得るための見直しを行い、ODA をより戦略的かつ効果的に実施するために、平成 22 年 2 月に省内にタスクフォースを立ち上げ、国際協力の理念・基本方針、援助の効果的・効率的実施、多様な関係者との連携、国民の理解・支持の促進、JICA という 5 つの論点を中心に議論を重ね、6 月に「ODA のあり方に関する検討 最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」という。）を発表した。

(4) 「見える化」の徹底

「最終とりまとめ」を受け、①「ODA の見える化」の着実な実施として、平成 22 年 10 月に JICA ホームページ上に「ODA 見える化サイト」を立ち上げ、現在実施中の案件については平成 24 年度末までに、また、過去 10 年程度に完了した無償・有償案件（事後評価実施済み案件）については平成 25 年度末までに同サイト上に掲載を完了することを目指し、作業に着手（3 月 31 日現在の掲載件数：無償 21 件、有償 3 件、技協 78 件）。

また、概ね過去 10 年間に完了した案件を中心に、無償資金協力 1,060 件、有償資金協力 1,102 件、草の根・人間の安全保障無償資金協力 5,335 件を対象として、効果発現状況につき改めて精査した結果、96%以上の案件で想定された効果が発現している旨平成 23 年 1 月に公表した。

(5) PDCA サイクルの強化

「最終とりまとめ」を受け、従来の国別援助計画を見直し、より簡潔で戦略性の高いものに改編するとともに、名称も「国別援助方針」に改称した上で、今後 3 年を目途に原則として全ての我が国 ODA 対象国について策定することとした。

また、案件形成段階及び評価段階において第三者の関与を得るため、NGO および有識者等からなる開発協力適正会議を設置するための必要な調整を行った。さらに、草の根・人間の安全保障無償資金協力に関しても、PDCA サイクルの導入等の制度改善に向けた取組を行った。

(6) 不正行為を行った者等に対する措置要領の改定

平成 21 年 9 月の「ODA の不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」の報告書や平成 22 年 6 月の「最終とりまとめ」を踏まえ、不正行為を行った企業に対する措置要領について措置期間の延長等の改定を行い、平成 23 年 2 月に公表した。

(7) ODA 評価体制の強化（外部人材の登用及び ODA 評価の大臣官房への移管）

「最終とりまとめ」において、「ODA 評価体制の強化」として評価部門の独立性強化と ODA 評

価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材の登用の必要性が指摘されたほか、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）の対日援助審査報告書の提言においても ODA 評価の体制を見直すよう提言されたことを受け、①平成 22 年 9 月に ODA 評価部門の責任者に知見と経験を有する外部人材を登用するために公募を行い、平成 23 年 1 月付で採用するとともに②ODA 評価部門を政策・実施部門である国際協力局から切り離して大臣官房へ移管し、平成 23 年 4 月付で大臣官房 ODA 評価室を設置して ODA 評価業務を担当させることとした。

課題

東日本大震災による被害からの当面の復旧に必要な財源を捻出するために第 1 次補正予算においては平成 23 年度の ODA 関連予算の削減を行った。しかし、ODA を積極的かつ効果的に活用し、開発途上国の安定と発展や環境問題などの地球規模の課題に取り組むことは、日本自身の国益にもかなうという観点から、震災復興の進捗状況を見極めつつ、必要な予算は今後速やかに手当てされるよう努める。また、引き続き国民の一層の理解と支持を得られるよう努めつつ、ODA を戦略的かつ効果的に実施するため、「最終とりまとめ」にある各事項の着実なフォローアップを行っていく。

施策の必要性

グローバル化が進む国際社会においては、飢餓や病気に苦しみ、人間としての尊厳を保てないような苦しい生活を営んでいる人々が数多く存在しているという、厳しい現実がある。開発途上国における開発課題は山積しており、我が国の平和と繁栄に直結している国際社会の平和と繁栄のためにも、これらの課題に対処することは我が国の責務である。ODA を積極的かつ効果的に活用し、途上国の安定と発展や、地球規模課題の解決に取り組むことは日本自身の国益に叶うものであり、ODA は重要な外交手段である。

施策の有効性

日本の平和と繁栄は、世界の平和と繁栄、それを実現するための国際協調の中でこそ実現可能なものである。一方で、現実の国際社会は貧困やエイズ、気候変動等様々な課題に直面しており、これに対し、日本が積極的に行動することで、世界の期待に応えることが求められている。

ODA はそのための重要な手段であり、我が国の比較優位を活かすものとして、有効である。

施策の効率性

ODA 予算の減額が続く中、ODA コスト総合改善プログラム（平成 20 年 4 月策定）に沿って、平成 20～24 年度で平成 19 年度の標準的事業と比較して 15%程度のコスト削減を目指している。

また、「官民連携のための円借款の迅速化」を平成 21 年 7 月に公表し、さらに追加的措置として「円借款の迅速化について」を平成 22 年 7 月に公表し、STEP（本邦技術活用条件）案件及び官民連携案件を中心に、案件の形成から完工に至るまでの各段階において要する時間の短縮を図っている。

さらに、学校建設案件において、コミュニティ開発無償を利用することにより、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間の平均で 30%以上のコスト縮減を目指している。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	329,704	299,896

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	176	171

単位：人（本省職員）

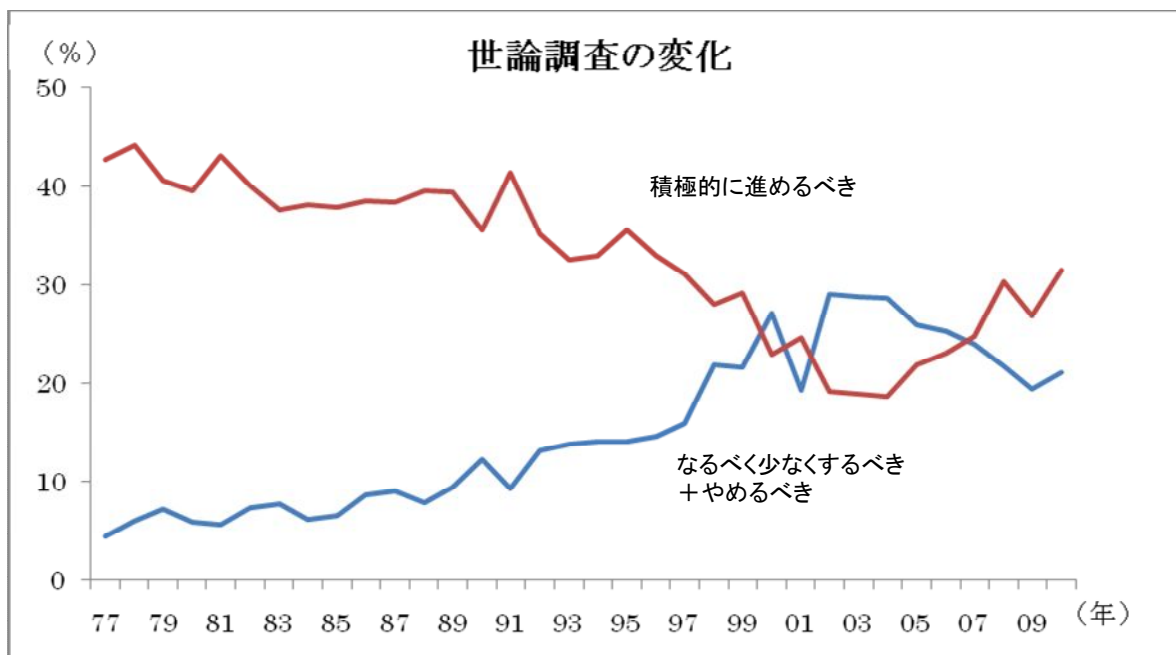
外部要因

- (1) 国内外における自然災害，経済の急速な減速，紛争やテロ等不測の事態の発生
- (2) 被援助国政府や国際機関からの要請の拡大

目標の達成状況

評価の切り口 1：世論調査における変化

毎年実施している「外交に関する世論調査」における経済協力に関する意識をみると，経済協力を「積極的に進めるべき」とした割合が「なるべく少なくするべき+やめるべき」とした割合を4年連続で上回り，かつ「積極的に進めるべき」とした割合も30%を回復した。



(備考) 内閣府「外交に関する世論調査」。

評価の切り口 2：ODA 事業が国民に対する説明責任をどれだけ果たしているか

ODA 広報の実施—ホームページの充実，テレビ広報番組等の活用

ODA ホームページに対するアクセスは約 8600 万件とほぼ前年並みの水準となった。また，テレビ東京の「地球 VOCE」の平成 22 年度平均視聴率は 4.7%，番組 HP への同年度アクセス数は約 75,000 件となっており，一般国民に対する ODA 広報は着実に進んでいる。

評価の切り口3：NGOの活動環境整備及びNGOとの連携強化

国際協力における政府の重要なパートナーであるNGOがその能力をさらに向上していけるよう活動環境の整備を支援し、NGOの能力向上を側面支援するために、NGOと連携の上、①NGO相談員、②テーマ別能力向上プログラム、③NGO長期スタディ・プログラム、④NGOインターン・プログラム、⑤JICAによるNGO支援（アドバイザー派遣制度等の実施）の諸事業を実施した。また、NGOの声を施策に反映しやすくするため、外務大臣がNGOの意見・提言を直接聴取する場として日本の国際協力のあり方に関するNGOアドバイザリー・グループを5月に設置し、2回開催したほか、当省政務レベルが出席するNGO・外務省定期協議会を7回開催した。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① ODAへの国民の理解・支持促進
- ② NGOの活動環境整備及びNGOとの連携強化

今後の方針

「最終とりまとめ」を踏まえ、MDGs達成への貢献、平和への投資、持続的な経済成長の後押しを重点分野とするとともに、経済外交の推進に対しODAを積極的に活用する。ODAの当初予算が過去14年間で半減する中、一段と厳しさを増す我が国の財政状況を十分認識し、「選択と集中」によりメリハリをつけて事業の効率化を図る。また、「最終とりまとめ」に記載された各事項のフォローアップを引き続き着実に実施し、国民のODAに対する十分な理解を得られるよう努めつつ、戦略的・効果的にODAを実施していく。

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

山影 進 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

予算削減傾向が続く環境で、「選択と集中」というフィルターの重要性は増している中、外務省内でタスクフォースを設置し、「最終取りまとめ」という形で全省的認識共有を図ったことは高く評価できる。その一環として国民に対する情報公開を積極的に進める「見える化」の徹底を図ったことも評価できる。また、世論調査で、2003-04年頃をボトムに積極的意見が上昇傾向にあることは広報が一定の効果を生んでいることを窺わせる。残念ながらODAに強い関心を持つ層はあまり厚くなく、関心層は政府の政策に批判的な傾向が否めない。関心層を主たる対象にした情報発信と相互対話の強化も望まれる。

他方で、MDGs達成支援、TICADを受けたアフリカ支援、アフガニスタン・パキスタンの平和構築支援など重要な取組については、具体的施策（支出）がどのような「援助政策の企画・立案」に基づいているのか、どのような効果（平和と安定への貢献）を生んだのかといった説明が「選択と集中」の観点から十分ではない。また、二国間協力という施策目標の観点からは、近年の組織再編とも関連するが、国別支援に力を入れていること、その成果がどのようなものを明示的に評価する必要があるだろう。

PDCAサイクルは、PやCに外部評価者の視点も必要かも知れないが、ODA全般の評価と同様に、基本的には外務省の責任で実施されるべきものであろう。この点と関連して、「見える化」の観点から完了した案件を精査した結果が96%効果発現であったという公表結果はにわかには信じがたい。もしそのとおりなら、評価基準が甘すぎるわけで、「選択と集中」には寄与しない評価である。これをたとえば60%から70%に設定して、低い評価を与えた案件について自己検証するとともに、既存案件の見直

しを進めない限り、実効的な「戦略的 ODA の実施」は対外的に説得力を持つことは難しいだろう。

最後に、ODA は日本にとってきわめて重要な対外政策手段であるのは言うまでもないことであり、政策評価の結果を受けて、予算増額が実現することを切望する。残念ながら、「国際社会の平和と安定」が「日本の安全と繁栄」に繋がるという、従来から主張されているいわゆる「啓かれた国益」論だけでは十分ではなかった。これに加えて、途上国や近隣諸国を脅かしている非伝統的な脅威（国際テロ、人身取引、極端な貧困、感染症、自然災害など）は日本社会にとっての脅威にも繋がるという直接的な国益の観点を踏まえつつ、「人間の安全保障」の重要性を政府諸官庁はもちろん国民各層に向けて強調することも必要ではないだろうか。

なお、所見を求められた本来の課題ではないが、政策評価の枠組自体について申し添えたい。施策の目標は「二国間協力」が対象なのに対し、施策の概要は「戦略的な ODA の実施のための（中略）企画・立案」であり、当然ながら二国間協力を超えて、国際機関や援助国グループとの関係がきわめて重要であるなど、目標と施策との平仄が合っていない（逆であるべき）印象を受ける。多種多様な政策手段の「まとめ方」にさらなる工夫があっても良いのではないか。また、項目が「VI-1 経済協力」とあるが、民間資金を含まない一方で平和構築や人間開発の観点を含むことを考えると、経済協力という名称が果たして適切かどうか再考の余地があるように思える。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・ 外務省 ODA ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) (注)
- ・ 独立行政法人 国際協力機構 (JICA) ホームページ「ODA 見える化サイト」 (<http://www.jica.go.jp/oda/allsearch/index.html>)
- ・ 経済協力評価報告書
- ・ 内閣府 ホームページ (<http://www.cao.go.jp/>)

(注) 外務省ホームページ上の資料をご覧になる場合は、外務省ホームページのフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組 453

具体的施策

VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献 459

VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組 465

VI-2 地球規模の諸問題への取組

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 地球規模課題総括課	地球規模問題に対する総合的な外交政策 経済及び経済協力に関する国際機関，経済協力に関する分野別の計画などに関する業務 人間の安全保障に関する外交政策
開発協力総括課	経済協力に関する総合的な計画の作成。無償資金協力・技術協力・有償資金協力の予算執行・制度全体の総括。官民連携
専門機関室	国連の専門機関などに関する外交政策
緊急・人道支援課	国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資の供与，人道支援に関する外交政策
地球環境課	地球環境（気候変動を除く。）に関する外交政策
気候変動課	気候変動問題に関する外交政策

VI-2 地球規模の諸問題への取組

施策の概要

VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組

評価の結果

施策VI-2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
VI-2-1	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆
VI-2-2	「目標の達成に向けて相当な進展があった。」	★★★★☆

施策の必要性

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

21世紀を迎えグローバル化が急進する中、国内紛争の国際化、感染症の広まり、難民問題、貧困問題等、人々を脅かす脅威もまた多様化、深刻化しており、従来からの国家による庇護だけでは対応することが難しい脅威の事例が顕著になっている。人間一人ひとりに着目し、保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現しようとする人間の安全保障の概念は、これらの問題に対処するために効果的・効率的なアプローチである。この考え方はODA大綱の基本方針にも組み込まれている。

地球規模の課題への対処において我が国が指導力を発揮し、国際社会に貢献するためには、かかる有益な概念に対する各利害関係者の理解促進及び様々な支援スキームを通じた同概念の実践に努めることが必要かつ適当である。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、この様な立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

特に気候変動問題に有効に対処するためには、国際交渉を進展させ、現行の国際枠組みである京都議定書の第一約束期間（2012年未まで）後の国際枠組みとして、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する必要がある。

近年自然災害の発生が増加し、災害被害及びリスクの軽減は持続可能な開発の達成に不可欠であることから、持続可能な開発を目指す国際防災戦略である「兵庫行動枠組」の世界的な実施を推進することが必要である。

施策の有効性

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障の概念普及と実践を進める上では、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間

会合、国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深めるとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた実践を継続することが有効である。人間の安全保障の視点に立った支援を実施し、その成果につき国際場裏で発信することにより、我が国の支援は裨益者のみならず、被援助国、国際機関、関係 NGO 等からも高い評価を得てきている。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等、国際的なルール作りに主体的・積極的に貢献し、我が国の考えを反映させていくことが有効である。

防災については、我が国の防災大国としての知見・経験・技術を世界的な取組においても活用することが目標達成のために有効である。

施策の効率性

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

限られた予算・人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ結果、上述の成果が得られたので、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、地球環境問題に関する国際ルールの策定・実施、生物多様性条約 COP10 及びカルタヘナ議定書 COP-MOP 5 における種々の成果、気候変動枠組条約 COP16 をはじめとした気候変動に関する国際交渉の進展、防災に関する「兵庫行動枠組」の推進等の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

達成すべき施策の目標

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること。

(2) 防災政策の普及を通じ、持続可能な開発を支援すること。

施策の予算額・決算額

(23 年度は第二次補正後の予算額)

区分		21 年度	22 年度	23 年度
予算 の 状 況	当初予算額	149,353	123,128	85,711
	補正後予算額	138,465	123,128	85,711
	繰り越し等	0		
	執行額	81,894		

(単位：千円)

施策目標の達成状況

1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

評価の切り口 1 : 人間の安全保障への賛同国数

平成 22 年 7 月に採択された人間の安全保障に関する国連総会決議では、我が国とともに計 36 か国が共同提案国となり、コンセンサス（全会一致）で採択された。

評価の切り口 2 : 人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施

平成 22 年度においては、8 件のプロジェクトに対し、約 24 百万ドルを支援した。承認したプロジェクトには幅広い分野への包括的な対応が必要な平和構築関連、難民問題関連のプロジェクトが 4 件、4 以上の機関による共同実施プロジェクトが 7 件含まれるなど、人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。

評価の切り口 3 : 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」によるプロジェクトの実施

平成 22 年度においては、約 1,180 件のプロジェクトに対し、約 111.4 億円を支援した。承認したプロジェクトには、人間の安全保障の概念を反映した案件が多く含まれている。

評価の切り口 4 : 世界基金による三大感染症対策支援の継続

平成 22 年の第 10 ラウンド（第 10 次公募事業）において、79 件の新規事業に対し約 17 億ドルを上限とする資金供与が承認された。また、平成 22 年度の期間中、既存事業のうち新たなフェーズに移行する 83 案件が承認され、途上国における感染症対策が引き続き行われている。事業選定においては専門家パネルの審査によりインパクトの大きい案件が選定されている。また、世界基金は、受益国における複数の実施事業の統合、国家保健戦略を踏まえた事業の実施、個別のプロジェクトのみならず保健システム全体の強化を目的とした事業の実施、事業実施体制の監督強化等の制度改革を行っている。同時に、事務局の運営経費節減、治療薬等の共同調達によるコスト削減に努めている。

評価の切り口 5 : 国際機関と連携した人道支援の実施

(1) 国連総会、経済社会理事会等における人道支援政策に関する審議への参加、(2) 人道支援関連国際機関を通じた難民、国内避難民等への人道支援の実施、(3) 人道支援関連国際機関の各種会合への参加及び関係者との意見交換、(4) 国内における人道支援関係セミナーの開催、等を通じて人道支援を担う各種国際機関と緊密に連携し、人道支援に積極的に取り組んだ。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

評価の切り口 1 : 既存の国際機関、多数国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの方策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度

平成 4 年度の国連環境開発会議（地球サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。

(1) 生物多様性

平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP10 において「愛知目標（戦略計画 2011-2020）」及び「ABS 名古屋議定書」が、またカルタヘナ議定書 COP-MOP5 において「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されるなど、大きな成果を挙げた。

(2) UNEP/IETC による具体的活動への支援

国連環境計画・国際環境技術センターが実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」に対する財政的支援を行い、技術概要集の作成やワークショップの開催等を通じ、途上国に対する技術移転に貢献した。

(3) オゾン層保護

オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン（HCFC）の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。

(4) 酸性雨対策への貢献

酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、平成 22 年 11 月に開催された第 12 回政府間会合において「EANET の強化のための文書」が署名された。

(5) 水銀の国際的規制に対する貢献

国境を超える水銀の規制・管理に関し、UNEP のもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、平成 23 年 1 月に第 2 回会合を幕張で開催し、議論に積極的に参加した。

(6) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献

南極条約採択 50 周年を契機に、同条約及び環境保護に関する南極条約議定書の遵守状況や科学的調査における国際協力の現状について、我が国で初めて南極地域査察団を編成し、6 か国基地の査察を行い、その概要を協議国会議で報告した。

(7) 気候変動の次期枠組みづくりにおける取組

平成 22 年 6 月に開催された G8 ムスコカ・サミットにおいては、前年のラクイラ・サミットで合意された、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を全ての国と共有する旨が表明され、その一部として、先進国全体として 2050 年までに 80%又はそれ以上削減するとの目標を支持した。

同年 11 月に開催された横浜 APEC では、首脳宣言である「横浜ビジョン」において、世界的な気候変動の脅威への対処は、すべての国にとっての喫緊の優先課題であり、国連の気候変動交渉に完全に専念し続けるとのコミットメントが表明された。

同年 11 月から 12 月にかけて開催された気候変動枠組条約 COP16 においては、2013 年以降の枠組みの基礎になり得る包括的でバランスの取れた「カンクン合意」が採択され、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けた一里塚となった。

評価の切り口 2： 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。

- (1) 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関（ITTO）の取組を主導した。
- (2) 気候変動対策における重要な柱である森林保全に関し、我が国は平成 22 年 10 月に名古屋において「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催し、森林保全の分野においてリーダーシップを発揮した。この会合は、気候変動交渉への弾みとなった。また、途上国支援に関し、短期資金支援として平成 22 年 9 月末時点で 72 億米ドル以上の支援を実施することにより、地球規模での気候変動問題への取組に貢献した（82 か国 367 のプロジェクト）。
- (3) 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局（UNISDR）の活動を支援した。

施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）

VI-2-1

- ・ 第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「我が国としては、人間の安全保障の視点に立って引き続き MDGs の達成に貢献する考えであり、本年 6 月、MDGs 国連首脳会合をフォローアップするための国際会議を我が国で開催いたします。」

- ・ 第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日）

「今後も、人間の安全保障の考え方に沿って、包括的な開発支援に取り組み、MDGs 達成に向けた国際的取組を主導してまいります。」

「日本は、人間の安全保障の考え方に立って、平和の構築に向けた継ぎ目のない取組を世界各地に広げてまいります。」

VI-2-2

- ・ 第 174 回国会外交演説（平成 22 年 1 月 29 日）

「（注：気候変動枠組条約）COP16 において、公平かつ実効的な国際的枠組を構築する新たな法的文書を採択するべく、米国、EU、国連などとも連携しながら、国際交渉を主導して参ります。」

- ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日）

「気候変動分野では、昨年のカンクン合意を発展させた新しい一つの包括的な法的文書の採択に向け、引き続き交渉の進展に尽力していきます。」

「昨年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で得られた成果を着実に実施します。」

今後の方針

- 1 「人間の安全保障の推進と我が国の貢献」について

引き続き多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努めるとともに、アフリカ連合、欧州連合を始めとする地域機構との協力に向けた具体的な施策を行っていく。

人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援、

国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

2 「環境問題を含む地球規模問題への取組」について

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

防災については、我が国の東日本大震災の経験を国際社会と共有するとともに、国際的な防災協力や「兵庫行動枠組」の実施を引き続き推進する。

VI-2-1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

国際協力局地球規模課題総括課長 松浦 博司

開発協力総括課長 牛尾 滋

専門機関室長 三浦 潤

緊急・人道支援課長 河原 節子

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に具体的に貢献すること</p> <p>【小目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国連等の多数国間会合や二国間会合等を通じた人間の安全保障の概念普及 2 人間の安全保障の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・人間の安全保障基金を通じたプロジェクトの実施 ・草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施 ・国際機関を通じた人道支援 ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下「世界基金」）を通じた支援
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「我が国としては、人間の安全保障の視点に立って引き続き MDGs の達成に貢献する考えであり、本年 6 月、MDGs 国連首脳会合をフォローアップするための国際会議を我が国で開催いたします。」 ・第 65 回国連総会一般討論演説（平成 22 年 9 月 24 日） 「今後も、人間の安全保障の考え方に沿って、包括的な開発支援に取り組み、MDGs 達成に向けた国際的取組を主導してまいります。」 「日本は、人間の安全保障の考え方に立って、平和の構築に向けた継ぎ目のない取組を世界各地に広げてまいります。」
<p>施策の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進めた。 (2) 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努めた。また、感染症対策については、世界基金を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

- (1) 平成 22 年 4 月の人間の安全保障に関する国連事務総長報告の発表, 同年 5 月の人間の安全保障に関する初の国連総会公式討論の開催, 同年 7 月の人間の安全保障に関する初の総会決議の採択, 同年 9 月のミレニアム開発目標 (以下「MDGs」) 国連首脳会合成果文書における人間の安全保障への言及並びに高須外務省参与の同年 12 月の人間の安全保障に関する国連事務総長特別顧問就任等, 国連の場における同概念の普及は大きく進展した。さらに平成 22 年は多数国間文書で 3 件, 二国間文書で 5 件の主要外交文書において人間の安全保障への言及を確保し, また平成 23 年 1 月には各方面のリーダーが集う世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) の枠組みにおいて人間の安全保障セッションが開催されるなど, 国際社会全般における同概念の普及にも進展が見られた。
- (2) 人間の安全保障基金, 草の根・人間の安全保障無償資金協力, 国際機関を通じた難民・国内避難民等に対する支援を継続的に実施した。人間の安全保障基金については, 予算減額の中人間の安全保障の実現を推し進めるべく, 他の地域や支援スキームにおいても応用可能なパイロット案件の発掘に重点を置いた。草の根・人間の安全保障無償資金協力については, 基礎生活 (BHN) 分野及び人間の安全保障の観点から特に重要な分野を優先的に支援することを基本方針とした。人道支援については, 各国際機関との密接な連携のもと, 人道危機に際し効果的・効率的な支援を実施したことにより, 人間の安全保障に向け相当な進展があった。
- (3) 人間の安全保障実現に向けて感染症対策を推進するため, 平成 22 年 9 月, 我が国は世界基金に対して当面最大 8 億ドルの拠出を表明した。世界基金を通じた支援事業により, 抗レトロウイルス療法 (HIV 感染者・エイズ患者への治療) 受療者数, WHO 推奨の直接服薬確認療法 (DOTS) を受ける結核患者数, マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数が対前年比で引き続き伸びるなど開発途上国等における三大感染症対策が進展した結果, 平成 22 年末までに約 650 万人の命が救われた (基金設立 (平成 14 年) からの累計)。

課題

- (1) 国連等の場における人間の安全保障の定義に関する議論を通じ, 人間の安全保障に対する懸念を払拭すると同時に, 人間の安全保障基金及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた人間の安全保障の実践によって開発における同概念の有益性を実証する。
- (2) 厳しい財政事情により, 国際機関によっては拠出金が大幅な減額となる中で, 我が国が人道支援を重視していないとの印象を与えることのないよう, 適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し, 多くの人々に支援が行き渡るよう配慮しつつ, 国際機関を通じた人道支援による人間の安全保障の実践を拡充していく。
- (3) 三大感染症対策は, 引き続き開発途上国における人間の安全保障実現に直結する主要課題であり, 世界基金を通じた支援を継続する必要がある。開発途上国の資金需要に対応するため, 世界基金のドナーの拡大・拠出増に努める一方, 世界基金事務局の効率化や事業実施体制の監督強化を含めた改革に, 他の理事会参加メンバーとともに取り組む。また, 我が国の世界基金に対する当面最大 8 億ドルの拠出表明を着実に実施する。

施策の必要性

21世紀を迎えグローバル化が急進する中、国内紛争の国際化、感染症の広まり、難民問題、貧困問題等、人々を脅かす脅威もまた多様化、深刻化しており、従来からの国家による庇護だけでは対応することが難しい脅威の事例が顕著になっている。人間一人ひとりに着目し、保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現しようとする人間の安全保障の概念は、これらの問題に対処するために効果的・効率的なアプローチである。この考え方はODA大綱の基本方針にも組み込まれている。

地球規模の課題への対処において我が国が指導力を発揮し、国際社会に貢献するためには、かかる有益な概念に対する各利害関係者の理解促進及び様々な支援スキームを通じた同概念の実践に努めることが必要かつ適当である。

施策の有効性

人間の安全保障の概念普及と実践を進める上では、国連を始めとする多数国間の国際会議や二国間会合、国際機関との会合等の場において人間の安全保障の有用性につき議論を深めるとともに、人間の安全保障の実現にとり効果的な支援スキームを通じた実践を継続することが有効である。人間の安全保障の視点に立った支援を実施し、その成果につき国際場裏で発信することにより、我が国の支援は裨益者のみならず、被援助国、国際機関、関係 NGO 等からも高い評価を得てきている。

施策の効率性

限られた予算・人的投入資源の中で、各種会合の機会を捉えて人間の安全保障に係る議論を継続的に実施するとともに、多様な支援スキームを適切に使い分けつつ人間の安全保障の実現に取り組んだ結果、上述の成果が得られたので、とられた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	52	32

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	19.2	14.3

単位：人（本省職員）

外部要因

- (1) 昨今の中東情勢に見られるように、人間の安全保障が確保されない場合、社会が不安定化する。
- (2) 感染症の拡大、難民問題、貧困問題、経済危機、自然災害等、脅威は多様化・複雑化している。
- (3) 限られた資源でかかる脅威に対処するためには、分野横断的で包括的な取組が必要であり、国際機関及び市民社会、被援助国政府等との連携が不可欠となっている。

目標の達成状況

評価の切り口 1：人間の安全保障への賛同国数

平成 22 年 7 月に採択された人間の安全保障に関する国連総会決議では、我が国とともに計 36 か国が共同提案国となり、コンセンサス（全会一致）で採択された。

評価の切り口 2：人間の安全保障基金によるプロジェクトの承認・実施

平成 22 年度においては、8 件のプロジェクトに対し、約 24 百万ドルを支援した。承認したプロジェクトには幅広い分野への包括的な対応が必要な平和構築関連、難民問題関連のプロジェクトが 4 件、4 以上の機関による共同実施プロジェクトが 7 件含まれるなど、人間の安全保障を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めた。

評価の切り口 3：「草の根・人間の安全保障無償資金協力」によるプロジェクトの実施

平成 22 年度においては、約 1,180 件のプロジェクトに対し、約 111.4 億円を支援した。承認したプロジェクトには、人間の安全保障の概念を反映した案件が多く含まれている。

評価の切り口 4：世界基金による三大感染症対策支援の継続

平成 22 年の第 10 ラウンド（第 10 次公募事業）において、79 件の新規事業に対し約 17 億ドルを上限とする資金供与が承認された。また、平成 22 年度の期間中、既存事業のうち新たなフェーズに移行する 83 案件が承認され、途上国における感染症対策が引き続き行われている。事業選定においては専門家パネルの審査によりインパクトの大きい案件が選定されている。また、世界基金は、受益国における複数の実施事業の統合、国家保健戦略を踏まえた事業の実施、個別のプロジェクトのみならず保健システム全体の強化を目的とした事業の実施、事業実施体制の監督強化等の制度改革を行っている。同時に、事務局の運営経費節減、治療薬等の共同調達によるコスト削減に努めている。

評価の切り口 5：国際機関と連携した人道支援の実施

（1）国連総会、経済社会理事会等における人道支援政策に関する審議への参加、（2）人道支援関連国際機関を通じた難民、国内避難民等への人道支援の実施、（3）人道支援関連国際機関の各種会合への参加及び関係者との意見交換、（4）国内における人道支援関係セミナーの開催、等を通じて人道支援を担う各種国際機関と緊密に連携し、人道支援に積極的に取り組んだ。

今後の方針

引き続き多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念の一層の普及に努めるとともに、アフリカ連合、欧州連合を始めとする地域機構との協力に向けた具体的な施策を行っていく。

人間の安全保障基金や世界基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力を始めとする二国間支援、国際機関を通じた人道支援等の相互補完性も念頭に置きつつ、より効果的・効率的な支援を実施することで人間の安全保障の実現に努める。

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

福島 安紀子 国際交流基金 特別研究員

2010 年度においては、4 月の人間の安全保障に関する国連事務総長報告の発表、5 月の人間の安全保

障に関する国連総会公式討論の開催，7月の人間の安全保障に関する総会決議の採択，12月の高須外務省参与の人間の安全保障に関する国連事務総長特別顧問就任・活動など，国連において人間の安全保障理念の普及と実践に向けての様々な動きがあった。また，理念の実践面において日本は国連に設定した人間の安全保障基金や ODA 並びに世界基金を通じて人間の安全保障実現のための努力を積み重ねた。

1998 年 12 月の故小淵総理の演説以来，日本は人間の安全保障の理念の整理・普及・実践を外交政策のなかに位置づけ，一貫してイニシアティブを発揮してきた。上述の 2010 年度の活動に至る道筋を，あわせて高く評価したい。

過去には，定義の曖昧性や先進国の規範の押しつけ，国内管轄権への干渉のリスクなどが批判されてきた「人間の安全保障」であるが，グローバル化の進展とともに，平和イコール「戦争のない世界」という単純な構図が描けなくなり，戦争や暴力にとどまらず広義の平和を損なう多様な脅威に対峙することを余儀なくされつつある現代において，ますます「政策フレームワーク」としての重要性を高めているといえよう。日本が引き続き人間の安全保障理念の普及と実践を推進することは，これまで同理念の実現にイニシアティブを発揮してきた資産を生かしながら，国際社会の中で「平和協力国家」として国際貢献に資する道となろう。日本政府が開発援助を通じた人間の安全保障の実現とあわせて平和構築を含む幅広い理念の実践に，より積極的に取り組んでいくことを期待したい。

日本政府による今後の人間の安全保障への取り組みにあたって，以下 3 点の指摘を行いたい。

第一に国連における人間の安全保障の推進・実践については，日本の努力もあり，2005 年の成果文書にも盛り込まれ，そのフォローアップが行われている。総会決議でも言及されるなど，MDGs に向かって人間の安全保障の視座が取り入れられ，フレンズ会合の開催などを通じ，一定の普及と理解が進んでいると言えよう。さらにこのモメンタムは，高須国連事務総長特別顧問を中心に推進され，来年（2012 年）には定義の整理に向けて国連事務総長報告が発表されることになっている。このような動きの中でいまや実践が問われる段階に至っている「人間の安全保障」の「主流化」が進むことを大いに期待できる状況を迎えている。その一方，2010 年に発表された潘基文国連事務総長による人間の安全保障報告 (A/64/701) においては，加盟国の人間の安全保障に関するイニシアティブへの言及に際し，エクアドル，モンゴル，タイが取り上げられたにもかかわらず，日本の貢献については，最後の Recommendations の第 71 パラで「At the Secretariat, the United Nations Trust Fund for Human Security has played an important role in addressing human security challenges. In addition to the valuable support provided by the Governments of Greece, Japan, Slovenia and Thailand, I strongly urge other Member States to contribute to the valuable work of the Trust Fund」と，人間の安全保障基金の出資国のひとつとして触れられるにとどまったことは極めて残念なことであった。今後，同種の報告が国連において発表される際には日本の果たしている大きな役割の認知を高めたい。また，政策評価においては言及がないが，同年 1 月に Office of Internal Oversight Services, Internal Audit Division による人間の安全保障基金の監査も行われ，その結果 (Audit Report, Management of the United Nations Trust Fund for Human Security) が報告されている。同監査報告における資金の効率的な活用，同種の基金との整理，効率のよいレビュープロセスなどの指摘については適否を議論し，問題点の解消に努め，同基金が人間の安全保障実現の重要なヴィヒクルとしての役割をいかに発揮できるよう，認知度を高めたい。また，さらなる出資国の増加も期待したい。

第二に，人間の安全保障の理念の整理・普及・実践の場は，前述の国連にとどまるものではない。その性質上国連以外の国際社会における国際協力の場でも生かされるべき政策フレームワークである。ダ

ボス会議において取り上げられたことは記憶に新しいが、主権国家や国家間組織、さらには市民社会間、あるいは市民社会と政府、国際機構との連携が従前以上に重要な局面を迎えている。現在、市民社会、学会の場で人間の安全保障のためのフォーラムなど様々な組織が設立されているが、これらと日本政府との実質的な連携をはかっていくことは、今後ますます重要性を高めることとなろう。

第三に、これまで国内問題への干渉を嫌う国々の中に、人間の安全保障の理念に反発するケースがまま見られたが、これは人間の安全保障を推進しようとする国々が理念を外交政策にのみ当てはめてきたことにも一因がある。そもそも人間の安全保障は対外政策と国内政策の両面で実現を目指すべき理念である。2011年3月11日に日本で発生した東日本大震災は、先進国も人間の安全保障の理念を国内政策に反映する必要性にせまられていることを如実に示した。これを契機に日本は、国内の人間の安全保障にも正面から取り組むことが重要である。このような姿勢は、人間の安全保障の名のもとに北の規範を南に押し付けようとしている、あるいは内政干渉の隠れ蓑にしようとしているのではないかといった、発展途上国の懸念を払拭することにもつながるだろう。

また、東日本大震災のような大規模災害は必然的に近隣諸国にも影響を及ぼすことに鑑み、今回の経験を活かしつつ、日本が自然災害への国際協カイニシャティブを打ち出すことができれば、理念を実践する上でのよいケースとなるはずである。

このような日本の具体的な人間の安全保障の実践がこの理念のさらなる普及、活用につながると信じ、重ねて日本政府の取り組みに期待を表明する次第である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

2010年版ODA白書（外務省、平成23年3月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組

地球環境課長 杉中淳

気候変動課長 加納雄大

緊急・人道支援課長 河原節子

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>(1) 国際機関を通じた支援や条約の策定, 締結, 実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること。 (2) 防災政策の普及を通じて, 持続可能な開発を支援すること。</p> <p>【小目標】</p> <p>1 多数国間環境条約の適切な実施の促進, 環境関連国際機関による取組への貢献を通じ, 国際的なルールの策定・実施に向けた取組を推進する。 2 気候変動問題につき, 我が国としての提案を発信し, 公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向け, 国際交渉を主導する。 3 「兵庫行動枠組」の実施を促進する。</p>
<p>施策の位置づけ (関係する施政方針演説等 内閣の重要政策) (主なもの)</p>	<p>・ 第 174 回国会外交演説 (平成 22 年 1 月 29 日) 「(注: 気候変動枠組条約) COP16 において, 公平かつ実効的な国際的枠組を構築する新たな法的文書を採択するべく, 米国, EU, 国連などとも連携しながら, 国際交渉を主導して参ります。」</p> <p>・ 第 177 回国会外交演説 (平成 23 年 1 月 24 日) 「気候変動分野では, 昨年のカンクン合意を発展させた新しい一つの包括的な法的文書の採択に向け, 引き続き交渉の進展に尽力していきます。」 「昨年の生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で得られた成果を着実に実施します。」</p>
<p>施策の概要</p>	<p>地球環境問題に効果的に対処し, 持続可能な開発を世界的に実現するために, 我が国としてリーダーシップを発揮しつつ, 多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。また, こうした枠組みがない分野に新たな場を設けて具体的取組を推進する。</p> <p>気候変動問題においては, 2013 年以降の気候変動対策に係る, 全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築に向け, 二国間の協議や多国間の枠組み等を利用して, 国際交渉に積極的に取り組む。</p> <p>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について, 我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し, 国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及を図ることにより, 持続可能な開発の実現に努める。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

(1) 議長国としての我が国のリーダーシップの下、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) では、遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正で衡平な配分 (ABS: Access and Benefit Sharing) に関する名古屋議定書や、愛知目標 (戦略計画 2011-2020) が採択され、カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議 (COP-MOP 5) では、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されるなど、大きな成果をあげた。

また、その他の多数国間環境条約の地球規模での適切な実施の推進、国際熱帯木材機関 (ITTO)、国連環境計画 (UNEP) をはじめとする環境関連国際機関による取組への貢献を通じ、国際的なルールの策定・実施に向けた取組を一層促進した。

(3) 気候変動問題については、平成 22 年 10 月に名古屋で「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催し、交渉に弾みをつけたほか、11 月から 12 月に開催された気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP16) においては全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの基礎になり得る「カンクン合意」の採択に成功した。

(4) 「兵庫行動枠組」の世界的な実施の促進のため、「枠組」推進のための中心的機関である国連国際防災戦略事務局の活動を支援した。

課題

地球環境問題への実効的な対処の喫緊性・必要性につき、国内外の世論の理解を取り付け、多数の国が参加した形での地球環境問題の取組を促進すべく、積極的に貢献する。

施策の必要性

地球環境問題は、地球規模での実効的な取組によってのみ解決が可能となるものであるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要がある。また、環境問題が開発、社会等分野横断的な問題であるため、取組の内容や程度をめぐり特に先進国・途上国間で意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違を調整し、可能な限り克服していくための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

特に気候変動問題に有効に対処するためには、国際交渉を進展させ、現行の国際枠組みである京都議定書の第一約束期間 (2012 年末まで) 後の国際枠組みとして、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する必要がある。

近年自然災害の発生が増加し、災害被害及びリスクの軽減は持続可能な開発の達成に不可欠であることから、持続可能な開発を目指す国際防災戦略である「兵庫行動枠組」の世界的な実施を推進することが必要である。

施策の有効性

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等、国際的なルール作りに主体的・積極的に貢献し、我が国の考えを反映させていくことが有効である。

防災については、我が国の防災大国としての知見・経験・技術を世界的な取組においても活用することが目標達成のために有効である。

施策の効率性

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、優先度が高い分野を定めて施策を進めた結果、地球環境問題に関する国際ルールの策定・実施、生物多様性条約 COP10 及びカルタヘナ議定書 COP-MOP 5 における種々の成果、気候変動枠組条約 COP16 をはじめとした気候変動に関する国際交渉の進展、防災に関する「兵庫行動枠組」の推進等の点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

投入資源

予算	平成 22 年度	平成 23 年度
	71	55

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	24	26

単位：人（本省職員）

外部要因

地球環境問題への対応には国際的に協働しての取組が不可欠であるが、能力、取組の優先順位の考え方は国により様々である。

また、特に、気候変動問題は地球規模の対応が必須であり、全ての主要温室効果ガス排出国による世界全体での排出削減を進めていく必要がある。

防災の観点も、災害の復興段階のみならず、開発政策の中に組み込まれるべきであるが、途上国において十分な優先順位が与えられていないことが多い。

目標の達成状況

評価の切り口 1：既存の国際機関、多数国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度

平成 4 年度の国連環境開発会議（地球サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。

（1）生物多様性

平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約 COP10 において「愛知目標（戦略計画 2011-2020）」及び「ABS 名古屋議定書」が、またカルタヘナ議定書 COP-MOP 5 において「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されるなど、大きな成果を挙げた。

（2）UNEP/IETC による具体的活動への支援

国連環境計画・国際環境技術センターが実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」に対する財政的支援を行い、技術概要集の作成やワークショップの開催等を通じ、途上国に対する技術移転に貢献した。

(3) オゾン層保護

オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン（HCFC）の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。

(4) 酸性雨対策への貢献

酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク（EANET）の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加し、平成 22 年 11 月に開催された第 12 回政府間会合において「EANET の強化のための文書」が署名された。

(5) 水銀の国際的規制に対する貢献

国境を超える水銀の規制・管理に関し、UNEP のもとでの水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に関し、平成 23 年 1 月に第 2 回会合を幕張で開催し、議論に積極的に参加した。

(6) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献

南極条約採択 50 周年を契機に、同条約及び環境保護に関する南極条約議定書の遵守状況や科学的調査における国際協力の現状について、我が国で初めて南極地域査察団を編成し、6 か国基地の査察を行い、その概要を協議国会議で報告した。

(7) 気候変動の次期枠組みづくりにおける取組

平成 22 年 6 月に開催された G8 ムスコカ・サミットにおいては、前年のラクイラ・サミットで合意された、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を全ての国と共有する旨が表明され、その一部として、先進国全体として 2050 年までに 80%又はそれ以上削減するとの目標を支持した。

同年 11 月に開催された横浜 APEC では、首脳宣言である「横浜ビジョン」において、世界的な気候変動の脅威への対処は、すべての国にとっての喫緊の優先課題であり、国連の気候変動交渉に完全に専念し続けるとのコミットメントが表明された。

同年 11 月から 12 月にかけて開催された気候変動枠組条約 COP16 においては、2013 年以降の枠組みの基礎になり得る包括的でバランスの取れた「カンクン合意」が採択され、全ての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築に向けた一里塚となった。

評価の切り口 2： 持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。

(1) 森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のため、国際熱帯木材機関（ITTO）の取組を主導した。

(2) 気候変動対策における重要な柱である森林保全に関し、我が国は平成 22 年 10 月に名古屋において「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催し、森林保全の分野においてリーダーシップを発揮した。この会合は、気候変動交渉への弾みとなった。また、途上国支援に関し、短期資金支援として平成 22 年 9 月末時点で 72 億米ドル以上の支援を実施することにより、地球規模での気候変動問題への取組に貢献した（82 か国 367 のプロジェクト）。

(3) 「兵庫行動枠組」の世界的な推進のため、国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) の活動を支援した。

今後の方針

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に関する議論の促進に努める。

防災については、我が国の東日本大震災の経験を国際社会と共有するとともに、国際的な防災協力や「兵庫行動枠組」の実施を引き続き推進する。

事務事業（施策の目標を達成するための主要な手段）

- ① 国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組
- ② 持続可能な開発に係わる重要課題に対する取組（含む生物多様性）
- ③ 気候変動の次期枠組作りにおける取組
- ④ 防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

高村ゆかり 名古屋大学大学院環境学研究科教授

平成 22 (2010) 年度に遂行された本分野の施策について、全体として、目標の達成に向けて相当な進展があったと考える。

国際的なルールの策定・実施などを通じて地球環境問題への国際的取組に貢献するという目標については、まず、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の機会に採択がめざされていた 3 つの文書、(i) 2020 年に向けた戦略計画 (愛知目標)、(ii) ABS 名古屋議定書、(iii) 名古屋・クアラルンプール議定書、のすべてが採択された。これらは長い間交渉が続けられてきたものであり、生物多様性の保全という国際社会の目標の前進に大きく貢献した。気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15 ; コペンハーゲン会議) で期待された合意ができず失われた国連の下での多数国間プロセスへの信頼の回復にも貢献し、後述するカンクン合意の成立を後押しすることともなったと考える。

第二に、気候変動分野においては、COP15 後の難しい交渉を経て、カンクン合意が採択され、日本が追求する「全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築」に向けて確実に一步を進めた。公式の交渉に加え、ブラジルとともに日本が主催する主要国による非公式協議や REDD+ パートナリーシップなどの公式の交渉外の外交努力も、国家間の対話と理解を促進した。京都議定書第一約束期間終了後の国際枠組みの「空白」が懸念されるが、気候変動問題への効果的対処、そして、日本国内にある気候変動対策に伴う国際競争上の懸念によりよく対処するには多数国間の国際枠組み構築が不可欠であり、交渉が難局を迎えているからこそ、引き続きこの分野での施策の強化が必要であり、それを強く期待したい。

その他にも、2013 年に日本での採択をめざす水銀条約交渉では、第二回の政府間会合を日本が主催し、アジアグループの調整役を務めるなど積極的な役割を果たしている。また、東アジア地域 13 カ国の環境協力の貴重な枠組みである、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の第 12 回政府間会合を新潟市で開催し、「EANET 強化文書」が採択されるのに中心的役割を果たした。

防災政策の普及を通じ、持続可能な発展を支援するという施策の目標については、とりわけ気候変動

の悪影響への適応策とその支援の統合的実施が、本分野の施策全体の底上げを図ることとなる。日本の科学技術研究が貢献できる主要分野の一つであり、継続した施策の実施が期待される。

2009年の内閣府の外交に関する世論調査では、日本が国際社会で主として果たすべき役割として、「国際平和への努力」(62.0%)に次いで、「環境・地球温暖化などの地球規模の課題解決への貢献」(59.7%)が挙がる。この分野の施策は、国際社会全体の課題の解決に貢献する日本外交への国民の期待と要求に直接応えるもので、こうした国民的要請に応えるに十分な人的、財政的体制が引き続き強化されることが望まれる。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

VII-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	473
VII-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	478
VII-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	482

Ⅶ 分担金・拠出金

評価担当課室名	業務内容
総合外交政策局 国際安全・治安対策協力室	テロ対策に関する国際協力に関する外交政策の企画・立案及び総括、国際的な組織犯罪に関する外交政策
欧州局 アジア欧州協力室	アジア欧州会合に関する外交上の総合政策
国際協力局 専門機関室	国連の専門機関などに関する外交政策

VII-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

国際安全・治安対策協力室長 岡島洋之

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>我が国の国際貢献を積極的に推進し、国際社会の平和と安定を確保するために、政治、軍備管理、エネルギー関連等様々な分野の国際貢献に関し分担金・拠出金を通じて貢献すること</p> <hr/> <p>【小目標】 途上国における以下の取組について能力強化を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 麻薬対策 2 腐敗対策・人身取引対策 3 テロ防止
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策） （主なもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 177 回国会所信表明演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「テロ対策や PKO を含む平和維持・平和構築にも、各国と連携して取り組めます。」 ・ 第 177 回国会外交演説（平成 23 年 1 月 24 日） 「米国における同時多発テロから 10 年目を迎える本年、テロ行為や組織犯罪の撲滅は引き続き国際社会全体の課題であり、我が国としても取組を継続します。」 ・ 人身取引対策行動計画 2009（犯罪対策閣僚会議）（平成 21 年 12 月 22 日） 「我が国における人身取引被害者の出身国となる可能性の高い東南アジアを中心とした途上国における教育の普及、被害者ケア、職業能力の強化、法執行力の強化等を図るため ODA による協力を推進するほか、国際協力の手段を活用し、人身取引の背景の一つである貧困の削減に取り組むとともに、各国における人身取引の防止と被害者の支援に資する協力を実現する。」
<p>施策の概要</p>	<p>（本年度については、国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）拠出金をとりあげて評価することとした。）</p> <p>本件は、テロ・国際組織犯罪対策などに専門に取り組む唯一の国連機関である UNODC に対して拠出し、同機関が実施する効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などの各種事業を支援することを通じて、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うもの。具体的には、我が国の拠出金を活用して以下のようなプロジェクトを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東南アジアから我が国に流入する合成薬物対策のため、東南アジア諸国の薬物取締機関の能力強化を支援し、原材料物質の規制・管理、薬物鑑定、薬物の分析データの収集・管理・共有などの諸活動を実施した。 ・ 人身取引や腐敗を始めとする国際組織犯罪及びテロに対処するため、東

南アジア各国において、被害者保護事業のほか、国際組織犯罪防止条約、国連腐敗防止条約（UNCAC）及びテロ防止関連条約の締結と国内法制度の整備、法執行機関の対応能力を強化するためのプロジェクトを実施した。

- ・アフガニスタン支援の一環として、国境を接する各国の薬物取締当局間の連携強化、捜査能力拡充支援、国内司法制度の整備、麻薬患者対策、代替作物開発支援により不正薬物栽培からの脱却を目指す薬物供給削減事業などを支援した。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

本件拠出を活用したこれまでの支援によって、麻薬対策分野ではミャンマーにおけるケシ栽培が減少したほか、人身取引対策分野ではタイにおいて被害者保護施設に対する事業を継続的に実施するなど、本事業は目に見える成果をあげてきた。また、テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果、同国政府は平成 18 年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19 年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名されるなど、東南アジア地域のテロ対策法制度整備に貢献してきており、この取組を引き続き進展させた。さらに、腐敗対策についても、本件拠出金を使った活動が東南アジア各国で行われ、現地で大きく報道されるなど、テロ・国際組織犯罪分野における我が国の支援を具体的にアピールするための効果的手段ともなっている。

課題

麻薬対策分野では、ミャンマーはじめ東南アジアにおけるケシ栽培の減少などの成果がみられたが、アフガニスタン産出のアヘン・ヘロインの国際社会に対する弊害については衰えをみせておらず、引き続き同地域において各国・国際機関とも協力しつつ継続した対応が求められている。人身取引対策分野では、タイにおける被害児童の保護啓発事業を継続して進めるとともに、他の東南アジアで同様な問題を抱えている地域での事業を推進していく必要がある。腐敗対策においても、カンボジア、ラオスなどでセミナーの実施等を通じて国連腐敗防止条約の普遍化に向けた努力を行っていくことを検討している。テロ分野においては、引き続き東南アジア地域はじめアジア各国での法制度整備等への貢献を続けていくことが求められている。

施策の必要性

テロ・国際組織犯罪対策は、我が国の平和と安全に直結する課題であり、国外においても、効果的な捜査・訴追のための法整備支援や技術協力、被害者保護などに取り組むことが重要である。例年、G 8 首脳宣言においても、テロ及び国際組織犯罪に対処するため UNODC 等と協力し、途上国に対するキャパシティ・ビルディング支援を行うことが明記されており、我が国も着実にそのフォローアップを行うことが必要である。

施策の有効性

本件の拠出先になっている UNODC は、テロ・国際組織犯罪対策分野を専門にした各種案件を形成・実施できる唯一の国連機関であるにもかかわらず、その財源の 90%以上を各国からの任意の拠出金に依存している。我が国は、UNODC に対し 10 番目に大きな拠出（平成 21 年度）を行い、その活動全体を支えている。これによって、上記に述べた具体的な案件の実施のみならず、UNODC の専門性を活かした諸活動が維持されることにつながり、国際的なテロ及び国際組織犯罪対策を進展させることに貢献している。

施策の効率性

途上国におけるテロ・国際組織犯罪対策分野のキャパシティ・ビルディングについては、この分野で専門的な知見を有する UNODC の活動を支援・活用することにより、我が国が独自に案件を形成・実施するのに比べ、各国・各地域にわたるニーズの把握、具体的案件の形成、進捗管理・フォローアップの各段階でより効率的に施策を実施できる。

また、本件拠出金は他の国際機関に対するものに比べて規模が大きくはない一方で、本件拠出を活用して実施される案件の一部は、我が国が独自に支援するプロジェクトとして形成された案件に対してイヤーマーク（使途を指定）されてきており、拠出金の規模に対しても我が国の顔が見えやすい事業である。

投入資源

UNODC 拠出金	平成 22 年度	平成 23 年度
	143	128

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	16	16

単位：人（本省職員）

外部要因

UNODC による組織犯罪・テロ対策は、これに参加する各国の立場によって影響される。特に関連安保理決議などで新たな基準が成立した場合には、これに従った対応が求められる。本件拠出は UNODC に対するものであるため、UNODC が国際社会による動向からの影響を受ければ、当然その対応は変化する。

また、UNODC による途上国に対する国際組織犯罪対策分野における能力向上支援は、例えば、専門家の途上国への派遣や、国内担保法の整備、取締りや被害者の保護等において関係省庁・機関等との連携協力が不可欠であり、外務省単独では行い得ないこともある。

目標の達成状況

評価の切り口 1：麻薬対策

麻薬対策では、黄金の三角地帯（タイ、ミャンマー、ラオスの国境地帯）におけるケシ栽培を 10 年間で約 8 割削減するのに貢献した。平成 20 年には、ミャンマー山岳少数民族の住む中国国境地帯でケシの不法栽培をほぼ撲滅するのに成功したのに続き、平成 22 年には、東南アジアの他、アフガニスタン、イラン、パキスタンや中央アジア各国における麻薬対策のプロジェクト（能力向上）を実施し成果を上げた。

評価の切り口 2 : 腐敗・人身取引対策

腐敗対策では、PCI（パシフィック・コンサルタンツ・インターナショナル）事件（ベトナム官憲に対する PCI からの贈賄事件）が起きたベトナムで、同国の UNCAC 締結直後の平成 21 年 10 月に腐敗防止セミナーを実施し、現地でも大きく報道された。このほか、東南アジア諸国における腐敗対策の取組を支援すべく、UNODC と調整を行った。また、人身取引対策でも、我が国における多くの人身取引被害者の出身国であるタイにおいて、パタヤ被害児童保護施設での設備強化、地域の意識啓発事業などを継続的に実施した。

評価の切り口 3 : テロ防止

テロ防止関連条約の履行が相対的に遅れていたインドネシアを中心に支援してきた結果、同国政府は、平成 18 年に 2 つの関連条約を批准し、平成 19 年 1 月には同国が主導する形で ASEAN テロ防止条約が署名された。さらに、我が国は、東南アジアを中心にこの取組を進展させた結果、平成 22 年にはラオスが新たにテロ防止関連条約一件を締結するに至った。

今後の方針

引き続き、本件拠出を通じて途上国のキャパシティ・ビルディングを支援し、世界的なテロ・国際組織犯罪対策を進展させるという国際社会の合意を実施していくとともに、UNODC の行財政改革及び各案件の進捗管理、フォローアップ等を通じて、一層効率的・効果的な支援を目指す。

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

板橋 功 財団法人公共政策調査会 第一研究室長

国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）は、国際的に重要な課題となっている薬物や国際組織犯罪、テロリズムなどの防止や対策に取り組んでおり、国際社会のみならず我が国の平和と安全にとっても重要な役割を果たしている。途上国、とりわけ我が国と経済的にも社会的にも関わりの深い東南アジア諸国に対して、これらの分野におけるキャパシティ・ビルディング支援を行うことは、まさに我が国の国益にも直結する問題である。

この拠出金によって実施された、東南アジア諸国における薬物取締機関の能力や原材料物質の規制・管理の強化、国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約、テロ防止関連条約などの関係条約の締結やそれに伴う国内法の整備、法執行機関の対応能力強化などのプロジェクトは、有効な国際貢献であると共に、我が国国内の安全はもとより海外在留邦人の安全にも寄与するものと考えられる。

麻薬などの薬物については、犯罪組織やテロ組織の資金源となっており、薬物対策は国際組織犯罪やテロの防止においても必要不可欠な問題であり、より一層の支援強化が期待される場所である。

このような国際テロ・国際組織犯罪対策においては、息の長い継続的な支援が重要であり、G8 の一角をなす我が国が今後も役割を果たしていくことが必要である。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成23年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた国際連合薬物犯罪事務所拠出金の他、国際連合分担金、国際連合平和維持活動分担金、国際原子力機関分担金・拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

	平成 22 年度	平成 23 年度
VII-1 の分担金・拠出金の予算総額	159,284	62,271

単位：百万円

VII-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

欧州局 政策課長兼アジア欧州協力室長 川村博司

平成 23 年 4 月

施策の概要

施策の目標	我が国の経済・社会分野での国益を保護するために国際機関に対して分担金・拠出金を供与すること ----- 【小目標】 我が国の拠出金支出により、アジア欧州財団 (ASEF) のより活発な活動を支援するとともに、ASEM における我が国の高いプレゼンスを確保し、アジア・欧州間の対話と協力の推進に資する。
施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）	特になし。
施策の概要	（本年度については、アジア欧州財団拠出金を取り上げて評価することとした。） アジア欧州財団 (ASEF) は、アジア及び欧州の 48 か国・機関が参加するアジア欧州会合 (ASEM) の唯一の常設機関であり、アジア・欧州間の相互理解の増進のため、知的・文化・人物交流及び広報の各分野における活動を組織・支援している。この ASEF の活動は、ASEM 参加国の拠出金（拠出が道義的・政治的義務である「事務局運営経費」及び任意拠出としての「プロジェクト経費」）により運営されており、我が国も ASEF 設立以来継続的に拠出している。

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

ASEF 事業「第9回 ASEFUAN (ASEF 大学同窓会ネットワーク) 年次会合」(平成 22 年 8 月、於：東京) の開催を支援した。本件事業を通じ、アジアと欧州の青年約 100 名が 3 日間集中的に会合し、両地域の共通関心事項である環境と持続可能性について議論を深める機会を提供し、両地域において将来有望な青年相互の交流と啓発に貢献した。

課題

我が国のプロジェクト経費への拠出金額が年々減少しており、我が国の国力にふさわしい貢献ができるよう拠出金額を継続的に確保することが重要である。

施策の必要性

事務局運営経費：平成 18 年の第 6 回 ASEM 首脳会合において、ASEF の事務局運営経費への拠出を各国の道義的・政治的義務とし、A～C の 3 段階から選択して拠出する拠出方式（通称「ヘルシンキ・フォーミュラ」）が承認された。我が国や欧州の主要国のみならず、中国、韓国、シンガポール等 13 か国・機関が最高のレベル A の拠出をしており、我が国も引き続きその国力にふさわしい貢献が求められている。

プロジェクト経費：ASEF のプロジェクト経費は ASEM 参加国・機関の任意拠出金で賄われていることから、我が国のイヤマーク事業（拠出を約束している事業）の実施を通じて ASEM プロセスにおける我が国の関与を示し、強い発言力を確保しつつ、アジア・欧州間の対話と協力を推進していくために、継続的な拠出が重要である。

施策の有効性

事務局運営経費：レベル A の拠出によって、ASEF に対する高いレベルの貢献を示すことができ、ASEM プロセスにおける我が国の立場を強化できる。特に、我が国と基本的価値を共有し、現在の国際社会で影響力を増大させている欧州が関与する ASEF に対して、我が国が積極的な貢献姿勢を示すことは、ASEM における我が国の政策推進上も重要である。

プロジェクト経費：ASEF 事業はアジア・欧州の交流促進に直接資するだけでなく、我が国に関係の深いテーマ（環境、青少年交流等）についての事業を我が国のイヤマーク事業として行うことは、アジア・欧州諸国に向けて、我が国の政策や文化・社会について広報する手段としても有効である。

施策の効率性

事務局運営経費：ヘルシンキ・フォーミュラ導入以来、ASEF の事務局運営経費に関するレベル別の国・機関数は、それぞれレベル A が 13、レベル B が 14、レベル C が 15、特別割引が 3 で一定している。平成 22 年の場合、事務局運営経費総額に占める 1 か国当たりの負担割合は最高のレベル A でも 3.6% であり、比較的低い拠出割合で高いプレゼンスを示すことができる。

プロジェクト経費：ASEF 事業は 50 近くある ASEM メンバー国からの参加者を一堂に集めて実施されるため、1 件の我が国のイヤマーク事業実施を通じて、多くの国の人々に我が国の事情や政策についての理解を深めさせることができる。

投入資源

アジア欧州財団 拠出金	平成 22 年度	平成 23 年度
	12	10

単位：百万円

人的投入資源	平成 22 年度	平成 23 年度
	1	1

単位：人（本省職員）

外部要因

国際社会における EU の拡大と影響力の増大、中国を始めとするアジアの経済成長を契機とする欧州のアジアに対する関心の高まり及び ASEM メンバー国の拡大による国際社会における ASEM の存在感の増

大。

目標の達成状況

評価の切り口 1 : ASEF の活動に対する我が国の財政的貢献

我が国が、主要貢献国の一つとして拠出金を供与することにより、ASEF における高いプレゼンスを示しつつ、ASEF によるアジア欧州間の文化、知的及び人的交流促進事業の実施に貢献できた。ASEF のこのような取組及び我が国による ASEF に対する貢献への評価は高く、ASEM プロセスにおいて日本の立場を強化することに役立っている。

今後の方針

引き続き国力にふさわしい貢献が求められていることから、ASEM プロセスにおける我が国の関与を示し、強い発言力を確保するためにも、事務局運営経費にレベル A の拠出を行うとともに、プロジェクト経費へも継続的な拠出を行う。

第三者の所見（学識経験を有する者の知見の活用）

中村英俊 早稲田大学政治経済学術院准教授

ASEM は、EU が世界各地域で展開している「地域間対話」の一種であると言える。EU は「地域間対話」を通じて、欧州統合のモデルを普及・伝播しようと試みているとも解釈でき、実際、当該地域全体の統合の促進を後押しすることもある。他方、EU は、当該地域の中で特定の国だけを選別して、例えば EPA を締結することもある。

東アジア地域において、日本は EU との間で最も長く政治対話を積み重ねており、ASEM プロセスにおいて、日本外交が主導的役割を果たしていても不思議ではない。しかし、実際には、2 年ごとに開催される首脳会合への首相の出席が危ぶまれるほど日本における ASEM の可視性は低い。平成 22 年 10 月にブリュッセルで開催された第 8 回 ASEM 首脳会合の前に、首脳が EU 数カ国を歴訪した中国とは対照的であった。EU は、韓国との間で EPA を締結したが、日本との間では正式交渉も開始していない。東アジアの地域協力（統合）の促進において、日本外交がリーダーシップを発揮するためにも、ASEM プロセスを重視する必要性は極めて高い。

こうした観点からも、ASEF（アジア欧州財団）の活動に対する日本の財政的貢献を積極的に続けるべきである。もちろん、費用対効果の観点からも、ASEF の活動内容それ自体への建設的な批判を怠るべきではない。しかし、ASEM プロセスに及ぼす中長期的な効果という観点から、ASEF の活動を日本外交にとって有効なものにしていくためにも、積極的な関与を続ける必要がある。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

外務省ホームページ（トップページ>各国・地域情勢>アジア>アジア欧州会合（ASEM））

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げたアジア欧州財団拠出金の他、国際連合食糧農業機関分担金、アジア太平洋経済協力拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

	平成 22 年度	平成 23 年度
VII-2の分担金・拠出金の予算総額	13,759	12,627

単位：百万円

VII-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

専門機関室長 三浦 潤

平成 23 年 4 月

施策の概要

<p>施策の目標</p>	<p>我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮するために、国際機関等に対して分担金・拠出金を供与すること。</p> <p>-----</p> <p>【小目標】</p> <p>地球規模の課題である三大感染症対策を推進し、ミレニアム開発目標（MDGs）6（「HIV／エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止」）の達成に向けた取組を強化すること。</p>
<p>施策の位置づけ（関係する施政方針演説等内閣の重要政策）（主なもの）</p>	<p>・ MDGs 国連首脳会合総理演説（平成 22 年 9 月 22 日）</p> <p>「来月開催される世界基金の第三次増資会合において、日本は当面最大 8 億ドルの拠出を表明することをここに約束します。（中略）日本は、保健関連 MDGs の達成に貢献するため、保健分野において、2011 年から 5 年間で 50 億ドルを支援します。68 万人の母親と 1,130 万人の子どもの命を救うための貢献です。特に、母子保健、三大感染症、新型インフルエンザを始めとする国際的脅威への対応、これらを三つの柱として集中的に支援をします。」</p>
<p>施策の概要</p>	<p>（本年度については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出金をとりあげて評価することとした。）</p> <p>世界基金は、G8九州・沖縄サミットを契機とし、ジェノバ・サミットを経て、平成 14（2002）年に設立された機関であり、開発途上国におけるエイズ、結核、マラリアの三大感染症対策に対して資金支援を行う。我が国は、国連の主要国かつ G8 のメンバー国の一つとして、MDG6 の達成に応分の貢献を果たすことが期待されている。我が国は、世界基金への拠出を通じて、我が国が単独で支援することが困難な地域・規模で、必要な三大感染症対策を実施・強化した。</p>

施策の評価

評価結果

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

我が国は世界基金に対する主要ドナー国の一つであり（平成 22（2010）年は第 5 位）、我が国の拠出により、アフリカ・サブサハラ地域、アジア太平洋地域を始めとする世界 150 各国において世界基金が資金支援を行うエイズ、結核、マラリア対策事業への資金供与が可能となっている。また、資金貢献を通じて、世界基金における我が国の立場を強化するのにも役立っている。

課題

世界基金は現在、新5か年戦略の策定、財政・監督体制の強化を含めた改革努力が進められており、資金がより効果的かつ説明責任を果たす形で活用されるよう、他の主要ドナー国と協調しつつ、かかる取組に積極的に関与していく必要がある。

施策の必要性

G8九州・沖縄サミットでは我が国が感染症対策を初めてサミットの主要議題の一つに含め、国際社会の取組を呼びかけ、これが契機となって世界基金の設立につながったことから、日本は世界基金の「生みの親」とも言える存在として世界基金にも認識されている。三大感染症対策に対する国際支援のうち、世界基金による支援額が占める割合は、HIV／エイズ 21%、結核 65%、マラリア 65%を占めており、世界基金に対する拠出は、三大感染症対策そのものへの貢献とも受け止められる。MDG6を始めとする保健関連 MDGs 達成に寄与していくためにも、世界基金への貢献は不可欠である。

施策の有効性

我が国は世界基金の主要ドナー国の一つであり（平成22（2010）年の拠出率は8.43%、第5位）、拠出を通じてアフリカ・サブサハラ地域、アジア太平洋地域を始めとする世界150か国における三大感染症の感染予防、治療、ケア等の対策促進に貢献している。世界基金の活動を支援することにより、我が国単独では実現が困難な規模で支援や広範囲の地域への支援が可能となった点で有効であった。

施策の効率性

実績に基いた支援を行うとの方針のもと、事務局が事業の進捗を確認した上で受益国の資金受入責任機関への送金が行われ、実績が芳しくない案件は次フェーズの支援更新が否認されたり是正措置の実施が求められる。さらに、実施事業は、成果を測定する指標に沿って評価されている。また、支援決定にあたっては、感染症や開発などの専門家からなる技術審査パネルにおいて申請案件の審査が行われ、成功する可能性が高いと判断された案件が理事会に推薦される。このように、限られた資金を効果的かつ効果的に活用する仕組みが事業の各段階において実施されており、現在、資金がより適切かつ有効に活用されるよう事業実施体制の見直しなども行われている。

投入資源

世界基金拠出金	平成22年度	平成23年度
	16,740	15,903（注）

（注）東日本大震災を受け、平成23年度第一次補正予算により削減。

単位：百万円

人的投入資源	平成22年度	平成23年度
	3	3

単位：人（本省職員）

外部要因

世界基金では、最高意思決定機関である理事会において、ドナーブロックと受益側ブロックに各10

議席配分され、各ブロックは政府、NGO、民間セクター等からなり、意思決定には各ブロックの3分の2以上の賛成が必要なため、資金使用、事業承認等においてこれらの立場から一定の影響を受ける。

目標の達成状況

評価の切り口：世界基金に対する拠出を通じた三大感染症対策の進展

世界基金に対する拠出を通じて、エイズ、結核、マラリアの三大感染症対策が進展した。世界基金設立以来平成22(2010)年末までに、同基金の支援により、300万人が抗HIV/エイズ治療を受け、770万人がWHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた。また、1.6億張りのマラリア予防用の長期残効型蚊帳が配布された。このような取組を通じ、我が国は、世界基金への拠出を通じてMDG6の達成に向けた進展に貢献した。

今後の方針

我が国は今後も世界基金を通じた三大感染症対策に貢献していくが、その際には、事業実施における財政・監督体制の強化が図られ、資金がより効果的かつ説明責任を果たす形で活用されるよう、理事会を通じて世界基金の運営、改革プロセスに積極的に関与していく。また、我が国の二国間支援との補完性強化を図り、国際的な保健分野の取組体制を強化する。

第三者の所見(学識経験を有する者の知見の活用)

樽井 正義 慶應義塾大学文学部教授

世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、2002年に創設されて以来、途上国における感染症対策の中核を担っている。

基金の運用では何より実績が重視される。需要に基づいて申請される案件は、基金内部の委員会によって、申請国の主体性、コミュニティの直接関与に留意しつつ、その実施可能性が審査される。成果の評価では、外部の第三者機関によって、各感染症対策における有効性と効率性、資金支出の健全性が監査される。こうして受益国における計画遅滞や不正経理をなくし、基金運営の透明性を保つことに努力が払われている。

発足から約10年の間に、世界基金は200億米ドル以上をもっとも必要性の高い20カ国を中心に130カ国に配分してきた。これにより三大感染症から650万人の命を救い、ミレニアム開発目標6の達成に向けて大きな貢献をしている。配分額の約半分は母子の健康の向上、すなわち目標4、5にも直接間接に寄与している。また、案件には保健システム強化も含まれ、これに約80億米ドルが提供されている。日本の貢献は金額にして7%以上を占め、50万人を救命してきたことになる。

このように世界基金は、エイズの5分の1、結核およびマラリアでは各3分の2の対策を担うとともに、途上国における予防と治療に質的な改革をもたらした。たとえばマラリアに関しては、殺虫剤浸潤蚊帳という新たな予防策を普及させ、アルテミシニンという新規治療薬を安価で供給するシステムを確立している。

感染症という地球規模課題で成果を挙げている世界基金にあって、米と並んで当初より理事会の議席を単独で占めている日本は、2000年九州沖縄サミットにおける基金創設の提唱以来、一貫してリーダーシップを示している。しかし2011年には前年の6割、エイズ治療薬にして年間100万人分の大幅な拠出減額を余儀なくされた。世界基金では、10年に予定していた新規案件募集を先送りしたため、次の募集には時間をかけて推敲された多くの案件が寄せられると見込まれる。こうしたなかで、わけても日本の減額が回復されることに、世界中の期待が集まっている。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

世界基金ホームページ (<http://www.theglobalfund.org/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

(参考) 本施策には、上記評価シートで取り上げた世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金) 拠出金の他、中央緊急対応基金拠出金、人口関係国際機関等拠出金なども含まれている。本施策の下で投入資源の総額は次の通りである。

投入資源

	平成 22 年度	平成 23 年度
VII-3の分担金・拠出金の予算総額	134,136	50,537

単位：百万円

政府開発援助に係る未着手・未了案件

(1) 未着手案件

カモジャン地熱発電所拡張計画 (E/S) 【インドネシア】	489
ビシャカパトナム港拡張計画 (E/S) 【インド】	491

政府開発援助に係る未着手案件

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 国別開発協力第一課	東アジア，東南アジア，大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定），国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア，東南アジア，大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等（例：アジア開発銀行（ADB）など）に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア，中南米，中央アジア・コーカサス，アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定），国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：米州開発銀行（IDB）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

カモジャン地熱発電所拡張計画(E/S)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	カモジャン地熱発電所拡張計画(E/S)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件 などを含む	<p>西ジャワ州において, 蒸気の開発及び地熱発電所を増設(60MW 級)することにより, ジャワ・バリ系統での電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り, もって投資環境の改善等を通じた経済発展に寄与するものである。また, 再生可能エネルギーの利用により地球環境負荷の軽減に寄与するものである。本事業は, 本体工事に先立つエンジニアリング・サービス(E/S)を対象とする。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 18 年3月 28 日 イ 供与限度額:9.95 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時(2003 年)における, ジャワ・バリ系統の発電設備容量は 18,658MW であったのに対し, ピーク時の電力需要は 14,053MW であった。また, 電力需要は年平均 5.6%で伸び, 2013 年には 24,319MW に達する見込みであった。</p> <p>同国では, 堅調な経済成長を続けており, 電力需要が引き続き高い伸びを示していることから, 新規電源開発の政策上の優先度は極めて高い。また, 地熱発電は, 同国の気候変動対策に係る施策の目標達成に貢献するもので</p>

	<p>あり、本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 探鉱を含む地熱開発を実施するために必要となる同国内での森林使用の許認可取得に大幅な遅延が生じ、事業が開始されていない。許認可については林業省が行っており、JICAをはじめインドネシア関連省庁や実施機関が、林業省に対し許認可取得に向けた働きかけを行っている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本事業は、インドネシア政府が早期の開発を目指す地熱発電事業であり、依然として優先度の高い案件であることから、実施機関を含め、先方政府内で問題解決に向けた協議が継続されている。この進捗を確認し、事業実施に向けた準備を進める。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ビシャカパトナム港拡張計画(E/S)【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ビシャカパトナム港拡張計画(E/S)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件 などを含む	<p>インド南部アンドラプラデシュ州のビシャカパトナム港(外港)において, 既存設備等の増強を行うことにより, 輸送能力の向上及び輸送効率の改善を図り, もって鉄鉱石の輸出拡大等を通じた同国の経済発展に寄与するもの。本事業は, 本体工事に先立つエンジニアリング・サービス(E/S)を対象とする。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 18 年3月 31 日 イ 供与限度額:1.61 億円 ウ 金利:1.30% エ 償還(据置)期間:30(10)年 オ 調達条件:一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時(2004 年度)には, 鉄鉱石取扱量は 14.2 百万トンであり, 2012 年度に鉄鉱石取扱量を 19.0 百万トンに引き上げることを計画していた。</p> <p>一方, 2009 年度の鉄鉱石取扱量は 12.5 百万トン, 2010 年度の鉄鉱石取扱量は 12.3 百万トンとほぼ横ばいであり, 鉄鉱石取扱量を 19.0 百万トンまで引き上げるためには, 本事業による輸送能力の向上および輸送効率の改善が引き続き必要であることから, 本件の社会的ニーズに関する大きな変化はないものと考えられる。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>コンサルタント入札不調により大きく遅延した。また、民間資金の活用が可能な港湾開発については、原則として民間資金を活用するとの先方政府の方針が示されたため、本事業についても民間資金にて実施したいとの意向が実施機関より示された。これを踏まえ、事業の円滑な実施および早期の効果発現のため、本事業の借入取止めに向けて先方政府と調整中である。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本事業は実施機関より借入取止めの意向が示されており、借入取止めに向けて先方政府と調整を行う。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

(2) 未了案件

スービック港湾開発計画【フィリピン】	495
地方都市上下水道整備計画（Ⅱ）【ペルー】	497
リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画【ペルー】	499
第7次バンコク上水道整備計画（Ⅱ）【タイ】	501
首都圏通勤線電化計画【チュニジア】	503
水資源開発セクターローン（Ⅱ）【インドネシア】	505
海事訓練学校整備計画【インドネシア】	507
ジャワ幹線鉄道電化・複々線化計画（第1期）【インドネシア】	509
地方道路網整備計画（Ⅲ）【フィリピン】	511
カトゥビッグ農業総合開発計画【フィリピン】	513
ホーチミン市水環境改善計画（Ⅰ）【ベトナム】	515
国道1号線バイパス道路整備計画【ベトナム】	517
クーロン（カントー）橋建設計画【ベトナム】	519
山東省泰安揚水発電所建設計画【中国】	521
瀋陽環境整備計画（2）【中国】	523
メラムチ給水計画【ネパール】	525

政府開発援助に係る未了案件

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 国別開発協力第一課	東アジア，東南アジア，大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定），国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア，東南アジア，大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等（例：アジア開発銀行（ADB）など）に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア，中南米，中央アジア・コーカサス，アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定），国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：米州開発銀行（IDB）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第三課	欧州，中東，アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定），国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：アフリカ開発銀行（AfDB），欧州復興開発銀行（EBRD）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

スービック港湾開発計画【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 8 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	スービック港湾開発計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>コンテナターミナルの新設および既存港湾施設のリハビリ等を行うことにより, スービック自由港の貨物取扱能力を増大させ, スービック地区を含む中部ルソン地域の物流の円滑化・促進, 地域経済の発展, マニラ港の混雑緩和を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年8月 25 日 イ 供与限度額:164.50 億円 ウ 金利:0.95%/0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:日本タイド/二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>同国の経済活動は海上輸送に大きく依存しているが, 港湾での貨物取扱量増加にも関わらず, 港湾設備の整備が十分でない。特にマニラ首都圏への経済活動の集中に伴い, マニラ港への負担増加は顕著となっており, 円滑な物流に支障をきたしている。</p> <p>マニラ首都圏の物流状況やマニラ港への大きな負担といった, 首都圏一極集中の状況は, 当初計画時と変わっておらず, 社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>先方政府側の要望により、借款額の範囲内での追加工事が検討され、実施スケジュールを1年間延長したため、貸付実行期間は当初予定の9年間から10年間に延長となり、2010年12月に貸付を完了する予定(2010年12月に貸付完了済)。一方、世界的な経済・金融危機の影響等により貨物の取扱量が低い水準にとどまっており、実施機関と共に更なる港の活性化に努めている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>追加工事分についても順調に進捗し、平成22(2010)年12月に貸付を完了する予定(平成22(2010)年12月に貸付完了済)。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

地方都市上下水道整備計画(Ⅱ)【ペルー】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 22 年 9 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ペルー
(2) 案件名	地方都市上下水道整備計画(Ⅱ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ペルー北東部ロレト州イキトス市, クスコ州クスコ市およびシクアニ市において, 既存の上下水道設備を修復・拡張することにより, 当該地区の衛生環境の改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年9月1日 イ 供与限度額:76.36 億円 ウ 金利:1.70%/0.75%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/部分アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画当初(2000 年)における上水道普及率は 68.2%(イキトス市), 下水道普及率は 54.1%(イキトス市)となっており, 1998 年時点のリマ首都圏における上水道普及率 84.1%, 下水道普及率 79.9%に比べ低い傾向にあった。また, 既存設備の老朽化も進んでいたことから, 地方都市における上下水道整備が重要な課題となっていた。</p> <p>ペルー政府は貧困対策の一環として, 「万人に水」プログラムに基づき上下水道整備を進めており, また, 地方都市の上下水道整備は依然として深刻であることから, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続や予算不足に伴う遅延，災害(地震)後の緊急対応を優先したことによる遅延および政治情勢等による遅延が発生したが，現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく，事業遅延の要因は解消され，また，事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから，引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画【ペルー】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 22 年 9 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ペルー
(2) 案件名	リマ首都圏周辺居住域衛生改善計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>新規浄水場建設および上下水道網の整備を行い, リマ首都圏周辺居住域における低所得者層の生活環境改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年9月1日 イ 供与限度額:248.54 億円 ウ 金利:1.70%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画当初(2004 年), 乾季の水需要は 29.1m³/秒である一方, 浄水能力は 27.3m³/秒であり, 需給ギャップが生じていたため, 浄水能力の強化が重要な課題であった。</p> <p>本事業を実施することで, 追加浄水が可能となり, また首都圏上下水道普及率が約3%向上することが見込まれる。</p> <p>同国政府は貧困対策の一環として, 「万人に水」プログラムに基づき上下水道整備を進めており, 本事業はリマ首都圏において深刻な課題である水不足を解消する事業となっているため, 社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続及び予算不足に伴う遅延が発生したが、現在、事業は順調に進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

第7次バンコク上水道整備計画(Ⅱ)【タイ】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 22 年 9 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	タイ
(2) 案件名	第7次バンコク上水道整備計画(Ⅱ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>バンコクにおける上水需要の増加に対応し, 効率性が高い送配水網を構築するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年9月 19 日 イ 供与限度額:96.01 億円 ウ 金利:1.70%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>本事業が計画された後の 2003 年にバンコク南東部での地下水の汲み上げ禁止の方針が出されたことから, 工場用水を含む同地域の上水需要がさらに高まっており, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本件円借款事業の対象である既存送水管の改修工事において, 施工中に一時的に用いる代替管としてバンコク南東部向けの送水管を併用することとしていたが, タイ政府の地下水汲み上げ禁止の方針等に伴いバンコク南東部での水需要が増大したため, 同送水管を併用すると工事中に十分な量の水を供給することができなくなることが判明した。そこで, 先方政府は自己資金によ</p>

	<p>リバンコク南東部向け送水管敷設工事を実施し、同工事の完成を待ってから本件円借款事業を進める必要が生じた。同工事は既に完了し、本事業は現在順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

首都圏通勤線電化計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 平成 22 年 12 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	首都圏通勤線電化計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>首都圏通勤線（チュニス～ボルジュセドリアの鉄道）23kmの電化を行うことにより，チュニス首都圏南部で増えつつける交通需要への対応，道路交通からのシフトによる渋滞緩和，および大気汚染の改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 12 年 12 月 19 日 イ 供与限度額:131.71 億円 ウ 金利:2.20%/0.75% エ 償還(据置)期間:25(7)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>経済や行政の中心であるチュニス首都圏は，1999 年時点で人口約 200 万人を有し，人口増加等によるラッシュ時の交通渋滞と，これに伴う環境悪化が深刻な問題となっていた。</p> <p>2008 年には，チュニス首都圏の人口は約 239 万人に達し，また，人口 1,000 人当たりの自家用車両台数も 60 台（1994 年）から 100 台（2002 年）に増加している。</p> <p>このため，交通渋滞および環境悪化の問題は深刻化しており，本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続きの遅延などにより事業の進捗に遅れが生じたが、着工後、事業は概ね順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

水資源開発セクターローン(Ⅱ)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	水資源開発セクターローン(Ⅱ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>中規模の灌漑案件等を各地で実施し, インドネシアの米自給達成に資することを目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:186.76 億円 ウ 金利:1.80%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>インドネシアにおける 2000 年のコメの生産量は約 5,100 万トンであったのに対し, 2018 年の需要予測量は約 6,600 万トンで, 約 1,500 万トンの需給ギャップが生じる見込みであった。2007 年のコメの生産量は約 5,700 万トンであり, 生産量は増加しているものの, 依然としてコメの増産が必要な状況であり, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>詳細設計の変更により, 一部事業の開始が遅延したが, 2011 年 12 月まで貸付実行期限の延長を行い, 現在事業は順調に進捗している。</p>

<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

海事訓練学校整備計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	海事訓練学校整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>教育プログラムの改善及び資機材の整備を通じてインドネシアの船員教育の近代化を支援し, 1995 年に改訂された STCW 条約 (1978 年に制定された船員の訓練, 資格証明や当直の基準に関する条約) の船員資格要求を同国船員が満たせるようにし, 海上における人命および財産の安全の向上並びに環境の保全を目指すもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:76.69 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>1995 年, STCW 条約が SCTW95 に改訂され, それ以降, STCW95 に準拠した訓練を受けていないと判断された船員の船員資格が失効するため, STCW95 の船員資格要件を満たすための支援を行う本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>資機材調達に関する入札において, プロポーザルを提出した</p>

	<p>のが1社のみであったため、インドネシア側の入札ルールに則して再入札となり遅延が生じた。また、バロンボンの商船学校において、生徒数が予測を上回ったため、当初予定していた教室の改修では十分に対応できなくなり、新校舎を建設することに計画変更を行ったため、実施に遅延が生じた。校舎を新築した商船学校も、2010年11月に竣工し、機材の搬入も完了しており、現在、事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ジャワ幹線鉄道電化・複々線化計画(第1期)【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	ジャワ幹線鉄道電化・複々線化計画(第1期)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ジャワ幹線鉄道の輸送力増強のために電化・複々線化を行うもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:410.34 億円 ウ 金利:0.95% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:日本タイド／二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画当初(2000年), プカシ県のプカシーチカラン間は, 新興住宅地として開発が進み人口増加が著しく, 乗車率は 256%を記録していた。</p> <p>一方で, ジャカルタ首都圏での車両登録台数は約 326 万台(2000年)から約 797 万台(2007年)に増加し, 道路の渋滞が顕著化しており, 更なる鉄道へのモーダルシフトが期待されていることから, 本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>用地取得の手続きに遅延が生じたが, 先方政府に用地取得の促進を働きかけた結果, 一部区間については用地取得が完了し, 現在建設業者の調達手続き中。他の区間についても用地取得は進捗しているため, 順調な事業進捗が見込まれる。</p>

<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

地方道路網整備計画(Ⅲ)【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	地方道路網整備計画(Ⅲ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>地方経済の発展を促し, 都市経済との格差是正に資するため, 2級国道および戦略的道路の改良を行い, 安全かつ効率的な地方道路網の確保を目的とするもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:62.05 億円 ウ 金利:2.20%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>幹線国道と地方市町村を結ぶ 2 級国道は, 1998 年時点で舗装率が 47%と低く, また簡易な仮設橋が多く残っているなど, 地方においては安全かつ効率的な道路網の確保が課題となっていた。また, 事業計画当初(2000 年), 対象地域における交通量は一日平均 2,620 台であったが, 事業完成 7 年後には 8,626 台に増加すると見込まれている。</p> <p>フィリピン政府は, 2010 年までに全国道の舗装率を 95%に引き上げる目標を立てたが, 2008 年時点の同舗装率は 73%となっており, 本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>建設工事開始に先立つ先方政府の内貨予算手当て等の必要手続きに時間を要したため、遅延が生じた。2012 年まで実施スケジュールの延長を行い、現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

カトゥビッグ農業総合開発計画【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン
(2) 案件名	カトゥビッグ農業総合開発計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>北サマール州カトゥビッグ・バレーで, 灌漑・排水路, 上水道, 国道・州道等の整備および営農指導を行い, 農業生産基盤の安定と農民の収入増大を図るとともに, 保健・衛生環境の改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:52.10 億円 ウ 金利:2.20%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>北サマール州は, フィリピンにおいて, 経済・社会開発の最も遅れた地域の一つであり, 一人当たりの所得水準が全国平均の5割未満となっている。同州は, 農業が主な収入源であるが, コメの生産性が低く, また, 排水状況が悪いため, 住民が住血吸虫に罹病するなど, 保健衛生状態の悪さも開発を妨げている。</p> <p>フィリピン政府の中期国家開発計画においても, 貧困削減や農業振興が優先政策として取り上げられており, 農地開発の促進, 農産物増産と農産物の適正な価格維持が目標に掲げられている。特に, 農地開発は農業セクターの第1目標に掲</p>

	<p>げられており、その手段として灌漑施設の充実がうたわれていることから、社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>記録的な豪雨、調達手続き、及びフィリピン政府の予算手当等に伴う遅延が発生したため、実施スケジュールの延長を行い、現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要員は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

ホーチミン市水環境改善計画(Ⅰ)【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	ホーチミン市水環境改善計画(Ⅰ)
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ホーチミン市の中心地区を対象に, 排水能力を強化し, 頻繁に生じている浸水等を防止・軽減するとともに, 下水の収集, 処理施設を建設し, 域内の運河の水質を改善することにより, 都市環境および衛生面を含む地域住民の生活環境を改善するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:82.00 億円 ウ 金利:1.30%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>1997 年の市内中心部の管網(合流式)整備率は, 人口比で 42%であった。ホーチミン市の排水・下水道施設はフランス植民地時代に整備されたものであり, 施設の老朽化が著しく, 処理能力が大幅に不足していることから, 運河・排水路の水質汚濁が著しく, 周辺住民の衛生・健康に対する影響も懸念されている。</p> <p>当初計画時と現状では状況は大きく変わらず, 社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続き及びコスト増額に伴うベトナム政府の承認手続きが遅延したため、2013年3月まで実施スケジュールを延長し、現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

国道1号線バイパス道路整備計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	国道1号線バイパス道路整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>国道1号線のうち同国最大の経済圏であるホーチミン市から南の区間において, 同国道からクーロン(カントー)橋につながるバイパス道路を建設することにより, 交通需要を満たし, メコン・デルタ地域の社会・経済の発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:83.93 億円 ウ 金利:1.80%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト/二国間タイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>カントー市は, メコン・デルタ地域におけるコメなどの農産物の集積地として重要な役割を担っている都市である。このカントー市に面するハウ川には橋梁が存在せず, 渡河にあたってはフェリーを利用しなければならない状況であり, 国道1号線の円滑な交通のボトルネックとなっている。</p> <p>このため, ハウ川を渡河するための橋梁およびその橋梁までの国道1号線からのバイパス道路を整備する必要性が生じている。</p> <p>ハウ川を渡河する日平均交通量は, 2020 年には 69,260 台に達する見込みであり, 当初計画時と現状では状況は大きく変わらず, 社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続き及び施工に伴う遅延が発生したが、2012年3月まで実施スケジュールを延長し、現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

クーロン(カントー)橋建設計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	クーロン(カントー)橋建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>国道1号線のうち同国最大の経済圏であるホーチミン市から南の区間において, メコン川の支流ハウ川を渡河する橋梁としてクーロン(カントー)橋及び付帯する道路を建設することにより, 交通需要を満たし, メコン・デルタ地域の社会・経済の発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:248.47 億円 ウ 金利:0.95% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:日本タイド(監査部分のみ一般アンタイト)</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>カントー市は, メコン・デルタ地域におけるコメなどの農産物の集積地として重要な役割を担っている都市である。このカントー市に面するハウ川には橋梁が存在せず, 渡河にあたってはフェリーを利用しなければならない状況であり, 国道1号線の円滑な交通のボトルネックとなっている。</p> <p>このため, ハウ川を渡河するための橋梁及びその橋梁にアクセスする国道1号線からのバイパス道路を整備する必要性が生じている。</p> <p>ハウ川を渡河する日平均交通量は, 2020 年には 69,260 台に達する見込みであり, 当初計画時と現状では状況は大きく変</p>

	<p>ならず，社会的ニーズは依然として大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 調達手続き及び崩落事故に伴う遅延が発生したが2010年4月，橋梁は開通。2012年3月まで実施スケジュールを延長し，現在付帯道路の建設工事が順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく，事業遅延の要因は解消され，また，事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから，引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

山東省泰安揚水発電所建設計画【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	山東省泰安揚水発電所建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>山東省の最低負荷と最高負荷間の出力調整能力を向上させることを目的として揚水発電所を建設するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:180.00 億円 ウ 金利:0.75% エ 償還(据置)期間:40(10)年 オ 調達条件:二国間タイド／一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>山東省における 2000 年の電力最大負荷は 13,300MW, 最小負荷は 8,300MW (5,000MW の差) であり, 火力発電所においては, DSS (Daily Start and Stop) 運用による出力調整が強いられ, 環境負荷の増大, 発電設備寿命の短命化, 発電効率の低下, 発電設備の計画外停止などの問題が発生していた。</p> <p>最大負荷と最小負荷の差によって生じる火力発電所の出力調整を解消するため, 本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>特段の遅延等は生じていない。(当初より閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)</p>

<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>事業進捗に特段の問題は生じておらず、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

瀋陽環境整備計画（２）【中国】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	中国
(2) 案件名	瀋陽環境整備計画（２）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日，供与条件などを含む	<p>遼寧省瀋陽市における大気汚染対策として工場の設備の更新，熱供給施設の建設等を行うもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 <p>ア 閣議決定日：平成 13 年 3 月 30 日 イ 供与限度額：61.96 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：二国間タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>瀋陽市では，エネルギー使用の 70%以上を石炭が占めており，煤塵，二酸化硫黄による大気汚染が問題となっている。1999 年の二酸化硫黄（SO₂）濃度は 0.072mg/m³ であり，国家環境 2 級の基準値である 0.06mg/m³ を上回っている状況であったが，本事業の実施により，</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄（SO₂）濃度が 0.056mg/m³ まで低下 ・ SO₂ 排出量を 2,200 トン/年まで削減 <p>などの効果が見込まれている。</p> <p>瀋陽市では，大気汚染対策の実施を通じた環境改善が引き続き望まれており，本事業に関する社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>自然災害，原材料価格高騰等に伴う調達手続き，一部計画変更等に伴い遅延が生じた。実施スケジュールを延長し，現在事業は順調に進捗している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく，事業遅延の要因は解消され，また，事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから，引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

メラムチ給水計画【ネパール】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 平成 23 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ネパール
(2) 案件名	メラムチ給水計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>カトマンズ盆地内都市部の人口増加に伴う給水事情の悪化に対応して, 新たな上水道の水源確保を行うことで, 逼迫する水需給を中長期的に緩和し, 対象地域住民の生活水準の向上を目指すもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 13 年3月 30 日 イ 供与限度額:54.94 億円 ウ 金利:1.00%/0.75% エ 償還(据置)期間:30(10)年/40(10)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>水の供給については, 1997 年時点で, 雨季で需要の 9 割, 乾季で需要の 6 割であり, 需給にギャップが生じている。また, 対象地域における上水道普及率については, 2001 年時点で 85%であった。</p> <p>事業完成後, 対象地域における上水道普及率は 98%と見込まれている。</p> <p>都市人口成長率は, 2000 年以降, 約 6%となっており, 需給のギャップは引き続き深刻であることから, 本事業の社会的ニーズは引き続き大きい。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>紛争や政治体制の変更等の不安定な政治状況により、調達手続きの開始が遅延したが、これらの要因は既に解決済みであり、今後は円滑な進捗を図っていく。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

[成果重視事業^(*)に関する政策評価]

○国際機関邦人職員の増強	529
（Ⅱ—1—5 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連の実現）	
○在外選挙人登録推進	531
（Ⅳ—1 領事サービスの充実）	
○領事業務の業務・システムの最適化事業	536
（Ⅳ—1 領事サービスの充実）	
○内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築	538
（Ⅴ—2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革）	
○在外経理システムの整備	540
（Ⅴ—2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革）	

(*) 成果重視事業

成果目標 (Plan) — 予算の効率的執行 (Do) — 厳格な評価 (Check) — 予算への反映 (Action) を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つ。平成 18 年度予算から創設された(当初は「モデル事業」として実施)。

【成果重視事業】国際機関邦人職員の増強

国連企画調整課長 久野和博

平成 23 年 4 月

事務事業名 国際機関邦人職員の増強

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること（平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とする）。

【目標設定の考え方】

国連等国際機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。旧事業目標（平成 16 年～平成 21 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数を 10%増加し 671 名とする）と比べ、今後更なる邦人職員増強に向けた取組を強化すべく、平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月までの 5 年間で、国連等国際機関における邦人職員数を 15%増加し 814 名とすることを事業目標として設定している。

【事業計画期間及び平成 22 年度予算額】

（期間）平成 21 年 1 月～平成 26 年 1 月

（予算額）13,704 千円

【手段と目標の因果関係】

国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国際機関勤務を希望する人材の裾野が拡大する。また、国際機関勤務希望者に対して必要な機会・経験を付与し、また、その採用に向けて国際機関へ働きかけを行うことは、国際機関に勤務する邦人職員数の増加に繋がるものである。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

A

（判定方法）

平成22年1月～平成23年1月までの1年間で、邦人職員数は約4%増加しており、目標達成に必要な1年当たり増加率（3%）を上回っていることから、目標を達成していると考えられる。外務省において毎年1月現在で調査している国連等国際機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
計	642	671	676	698	708	736	765
うち幹部職員	60	58	61	58	65	67	77

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性 (具体的成果)

成果重視事業としての目標達成に必要な水準を上回る成果を出しているが、今後とも国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけを継続する。近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり(平成14年:521人→平成23年:765人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

状況の変化に応じた予算執行を行うことが可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

成果重視事業としての目標達成に必要な水準を上回る成果を出しているが、今後とも、目標の達成に向け、更なる邦人職員数の増強を目指し取組を拡充強化していく。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

外務省国際機関人事センターホームページ (<http://www.mofa-irc.go.jp>)

【成果重視事業】在外選挙人名簿登録推進

領事局政策課長 鈴木光太郎

平成 23 年 4 月

成果重視事業名 在外選挙人名簿登録推進

成果重視事業の概要

【成果重視事業の目標】

- (1) 平成 20 年度末における在外選挙人名簿登録者数 (112,946 人) を基準とし、毎年 7% 程度の伸び率を維持することにより、登録者数を 14.5 万人とすることを平成 24 年度末における最終目標とする。
- (2) 各年度においては、年間の新規登録申請者数 (受付の件数) 2.2 万件を目標とする。

【目標設定の考え方】

(1) 在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、同登録は出頭義務を課した任意申請となっていることもあり、積極的に登録する傾向にないのが現状である。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて知ることが多く、本件制度の認知度が低い。本事業は在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであることから、今後とも制度普及や登録推進の広報を積極的に行うとともに、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図っていく。在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、領事サービスの改善・強化にも資するものである。

(2) 平成 16 年度から 18 年度において実施した第 1 期成果重視事業においては、平成 18 年度末における在外選挙人登録者数を推定有権者数の 20% 前後 (16 年度においては 15% 前後、17 年度においては 17% 前後) と設定したが、①在留邦人数が数量目標設定時における想定を大きく上回ったこと、②帰国等による登録抹消 (年間約 1 万件強) による相殺があるため、登録者の純増数は新規登録者数の約半分程度となり、定量的な政策目標としての登録率は、在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映するものではなかった。

(3) 平成 19 年度から 21 年度において実施した第 2 期成果重視事業においては、平成 17 年 10 月 1 日現在の在留邦人数 (101.3 万人) に基づく推定有権者数 (75.9 万人) の 20% (注) に相当する 15 万人を平成 21 年度末における登録者数の最終目標とし、前記の目標を達成するため毎年度約 1.6 万件の登録抹消及び非登録による登録者数の減少があること等を踏まえて、各年度 3 万件の新規登録申請を受け付けることを目標とした。登録者数は確実に増加しているものの、平成 20 年度は国政選挙が実施されなかったこと、また、世界的な経済不況の影響を受け、日系企業の海外支店の縮小等に伴う駐在員の減少により、申請者数が伸び悩んだ。

(4) このため、平成 22 年度から 24 年度における第 3 期成果重視事業においては、上記問題点及び第 2 期における登録者数の対前年度平均伸び率 (6.77%) を踏まえ、①平成 20 年度末における登録者数 (112,946 人) を基準に、毎年の伸び率を 7% 程度に設定し、平成 24 年度末における登録者数を 145,000 人とすることを最終目標とする。②前記①の目標を達成するためには年間の登録抹消数約 14,000 件を踏まえ、年間 22,000 人程度の新規登録申請を受け付ける必要がある。

(注：公職選挙法の一部改正による登録申請手続きの改善、対象選挙の拡大等が図られたことにより、平成 19 年度以降在外選挙への関心が更に高まることを想定。そのため登録率が大きく上昇した登録申請開始初期の平成 11 年から平成 14 年までの年平均上昇率が 2.8% であったことから制度改正による

利便性の向上等により、年平均3%前後上昇するものと期待し20%と想定した（平成17年度登録率：12.0%）。）

【事業計画期間及び平成22年度予算額】

（期間） 平成22年度～平成24年度

（予算額） 199.4百万円

【手段と目標の因果関係】

（1）登録受付出張サービス

在外選挙人登録は任意申請制であり、かつ、居住地を選挙管轄している在外公館に出頭して登録申請を行う必要があるが、遠隔地に居住する在留邦人が在外公館に出向くことは、時間的、経済的理由から、大きな負担となっている。このため、遠隔地に居住する在留邦人の選挙権行使の機会を確保するためにも、在外公館の職員が邦人の居住地に赴き登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し、申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の在外選挙人登録を推進する。

（2）日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間（平日の日中）に在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に登録受付のための企業訪問を行い、効率的な登録推進を図る。

（3）各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

国内においては、転入届出により自動的に選挙権行使の機会が与えられ、投票通知書が届く制度になっているのに対し、海外においては、在外選挙制度により国政選挙に参加できること、選挙権を行使するためには、在外選挙人名簿への登録を自ら申請しなければならないことを広報する必要がある。また、平成18年の公職選挙法の一部改正により、登録申請手続きの改善（3か月の住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受付）、対象選挙の拡大（比例代表選挙に加えて、（小）選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった）等が行われたことを踏まえ、新規渡航者及び未登録者に対し在外選挙制度につき積極的に周知を図ると同時に登録を働きかける。

（4）在外公館における登録業務等の適正執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員雇用経費を手当てし、領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付、広報、事務補助、各種照会に対応することにより、在外選挙人登録事務の円滑な執行を行う。また、選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し、登録・投票業務が適正かつ円滑に執行されるよう支援する。

（5）在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修、将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充し、領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより在外選挙事務の適正執行を図ると同時に、人材を育成し、専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

（6）予算配分等

管内に推定有権者を5千人以上擁する在外公館（全世界の推定有権者の8割が該当）を中心とした事業展開及び予算配分（全体の約8割）を行い、数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

B

(判定方法)

平成22年度においては、年間（平成22年4月～平成23年3月）の新規登録申請者件数に基づく判定と併せて登録者数の対前年比伸び率及び登録抹消者数等の要因を加味した上で判定を実施。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

平成22年度の登録申請件数は、年間目標の22,000件に達していないが、17,323件に上り、在外選挙人登録者数は対前年比で3.11%（116,521人→120,155人）増加した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
推定有権者数	797,771	814,253	837,745	848,855	848,855(注)
登録者数(外務省調べ)	99,173	108,887	112,946	116,521	120,155
対前年比伸び率(%)	+8.01	+9.80	+3.73	+3.17	+3.11
登録率(%)	12.43	13.37	13.48	13.73	14.15
新規登録申請者数(年間)	21,635	23,621	18,228	20,599	17,323
(対平成15年度申請者数増加率(%))	+56.66	+71.04	+31.99	+46.16	+25.44
登録抹消者数(年間)	11,345	13,855	13,036	15,852	13,805
成果重視事業目標達成率(%)					
対最終登録者数(14.5万人)	82.87				
対年間新規登録者件数(2.2万件)	78.74				

(注：推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。平成22年度の在留邦人数は確定していないため、21年度の推定有権者数を使用)

(1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスは、①他の領事サービス（旅券、証明、各種届出、領事相談等）と連携させる、②在外公館所在地の周辺地域においても日本人会各種行事の機会を利用する等事前広報や開催日時について在留邦人の利便性に配慮するなどし、3,213件の申請を受け付けた。また、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する個別訪問サービスにより、1,413件の申請を受け付け成果を上げた。上記2つのサービスは在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ている。なお、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は合計で4,626件と新規登録申請者数の27%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で有効な手段とな

っている。

(登録受付出張サービス)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施公館数	98	102	97	92	78
実施回数	711	651	465	450	409
登録申請等件数(A)	6,101	5,846	4,268	4,084	3,213
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数(件)	8.58	8.94	9.19	9.08	7.86
(日系企業等個別訪問サービス)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施公館数	33	31	30	29	28
訪問企業数	626	365	539	348	217
登録申請件数(B)	3,077	2,346	1,891	2,554	1,413
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数(件)	4.92	6.42	3.51	7.34	6.51
登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスによる登録申請件数合計(A)+(B)	9,178	8,192	6,159	6,638	4,626

(2) 在外選挙制度広報

年間約14,000人の在外選挙人が帰国等により登録抹消されている一方で、新たに約2万人の新規登録申請者がいることから、新規渡航者及び未登録者への広報を中心に効果を上げているものとする。

平成22年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の改正及び登録推進について広報を行った。

- ア 邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
- イ 日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
- ウ 現地邦系生活情報誌
- エ 現地日本語テレビ・ラジオ番組
- オ 在外公館のホームページ

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高い評価を得るとともに年々利用者が増加している。在外選挙制度の改正を踏まえた制度普及広報や登録推進広報を積極的に展開したが、平成22年度は住民票を日本に残しているため、登録申請を行えない在留邦人も多く、結果的に両サービスの1回(1社)あたりの登録申請者数が減少傾向にある。新規登録申請件数は、平成21年度を下回る結果となったものの、登録者数は堅実に伸びた。

平成22年度の新規登録申請件数は事業目標である年間22,000件を達成していないが、在外選挙人登録者数は、120,155人と対前年比3.11%の伸びを示しており、在外公館における登録推進事業として相応の成果を上げたものと評価される。については、今後も目標を達成するために本事業を一層拡充・強化して

いく必要がある。

[目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策]

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ(トップページ>渡航関連情報>在外選挙)

【成果重視事業】領事業務の業務・システムの最適化事業

領事局政策課長 鈴木光太郎

平成 23 年 4 月

成果重視事業名 領事業務の業務・システムの最適化事業

成果重視事業の概要

【成果重視事業の目標】

- 1 平成 21 年度中の各種端末・作成機の統合（査証・旅券統合作成機の 221 公館への展開（設置・据え付け調整））により、平成 22 年度より（平成 17 年度予算比較）年間 1.6 億円の運用経費削減を見込む。
- 2 改訂版の「領事業務の業務・システム最適化計画」に基づく、旅券システムの刷新を実施し、（同じく平成 17 年度予算比較）運用経費約 5.3 億円の削減を見込む。

【目標設定の考え方】

- 1 平成 21 年度中に上記統合作成機を 221 公館（駐在官事務所を含む）に展開したことにより、平成 22 年度に合理化・効率化を達成する。
- 2 平成 21 年度中に予定していた現行の「領事業務の業務・システム最適化計画」（領事業務全体で、年間運用経費約 5.5 億円削減→約 7 億円削減。年間業務処理時間 5.8 千時間短縮→10.7 千時間短縮。）の改訂について、平成 22 年度可能な限り早期に実現し、右改訂版最適化計画の主要事項である旅券システム（全体 7 億円の経費削減の内 5.3 億円を占める）の刷新に着手する（平成 24 年度まで）。

【事業計画期間及び平成 22 年度予算額】

- 1 平成 21 年度までに作業終了
- 2 （1）事業計画期間：平成 22 年 10 月から平成 25 年 3 月
（2）22 年度予算（平成 22 年 10 月から平成 23 年 3 月末まで）：578,243 千円

【手段と目標の因果関係】

1 各種端末・作成機の在外公館への展開

現在、査証作成機は予備を含め 1 公館あたり 2 台構成となっているが、旅券作成機は 1 台配備で故障の際の予備機がない。統合機を配備することによりスペースの確保、旅券作成の継続性を確保しつつ、旅券の高度な偽変造防止印刷技術を採用した新型査証シールを作成可能とする（ただし、査証又は旅券を大量に発給する公館においては、業務を行う執務室等が別々になっていることから、両作成機を統合することは、逆に作業効率、サービスの低下となるため、これまでどおり別々に運用・管理する）。

2 旅券システムの刷新

改訂後の最適化計画に基づき、以下の手段・方法により旅券システムの刷新を開始する。平成 22 年度においては、当該調達から、（平成 23 年度の詳細設計、24 年度のテスト・展開の基礎となる）システムの基本設計までを行う。

- ・旅券システムのオープン化への移行に併せ、ソフトウェアの部品化（SOA の導入）等を図る。
- ・定型処理は、将来他の領事業務の基盤となる統合プラットフォーム上の市販データ分析ソフト

等（BI ツール、ETL 機能等）を利用する。

- ・WEB ブラウザを用いたダウンロードによる旅券申請書の作成を実現する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

上記2つの構成要素それぞれの目標達成度合いは以下のとおりである。

- 1 A
- 2 A

（判定方法）

- 1 平成21年度の221公館への展開を経て、平成22年度には当初想定した効果が実現したか。
- 2 平成22年度中に最適化計画を改定し、旅券システム刷新に係る調達～システム基本設計までを終了したか。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

- 1 平成21年度の在外公館への展開及び平成22年度の運用により、平成22年度に年間運用経費が約2.47億円削減された。
- 2 最適化計画を平成22年4月に改訂し、同年10月には旅券システム刷新のための事業者を調達、平成23年3月までにシステムの基本設計を終了した。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

旅券システム刷新に係る複数年度のシステム開発契約（平成22～24年度）が締結可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成22年度改訂した「領事業務の業務・システム最適化計画」の効果を発動するため、今後右計画通りに作業を実施し、引き続き業務改善を推進する。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（トップページ）>省庁共通公開情報>電子政府>業務・システムの最適化計画>領事業務

【成果重視事業】 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

情報通信課長 中前隆博

平成 23 年 4 月

成果重視事業名

内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

成果重視事業の概要

【成果重視事業の目標】

- ・「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務システムをオープンなシステムに移行させることを前提として再構築を行うことにより、システム維持経費を年間3億円削減する。
- ・また、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間を年間1500時間削減する。

【目標設定の考え方】

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却する平成22年度において、システム維持経費の削減を実現する。

また、外務省の人事・給与等業務・システムについて、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

なお、最適化計画の実施が完了する時期を当初平成19年度末としていたが、「人給共通システム」の最適化計画改定により平成24年度に延期している（更に延期となる見込み）。

【事業計画期間及び平成22年度予算額】

（期間）平成17年度から平成24年度まで（更に延期となる見込み）

（予算額）302百万円

【手段と目標の因果関係】

IT技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務システムの再構築を行い、目標を達成する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

A

（判定方法）

- ・ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を実現した。
- ・なお、業務処理時間の削減目標の達成度合いは、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後、改めて判定する。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成

B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却したことにより、システム維持経費の削減を実現した。

〔予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果〕

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

ホストコンピュータ上で運用するすべての業務システムの再構築を完了することができた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「人給共通システム」の導入・移行を完了することにより、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。

〔目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策〕

評価をするにあたり使用した資料

電子政府構築計画（平成 16 年 6 月 14 日改訂 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省電子政府構築計画（平成 15 年 7 月 17 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成 18 年 3 月 30 日 外務省情報化推進委員会決定）

【成果重視事業】在外経理システムの整備

在外公館課長 鈴木量博

平成 23 年 4 月

成果重視事業名 在外経理システムの整備

成果重視事業の概要

【成果重視事業の目標】

平成 21 年 3 月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」を実施することにより、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

【目標設定の考え方】

月間勤務時間が 250 時間以上（サンプリング調査による推定値）となっている各在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づく次期在外経理システムを平成 24 年度以降運用開始することにより、月間で約 38 時間の時間削減（15.2%の削減率、いずれも試算値）が見込まれる。また経費については平成 24 年度以降、年間延べ約 5300 万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

【事業計画期間及び平成 22 年度予算額】

（期間）平成 18 年度～平成 23 年度

（予算額）261 百万円

【手段と目標の因果関係】

次期在外経理システムの設計・開発

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、サーバ本省集約化を実現し、平成 24 年度以降、次期在外経理システムを運用開始することにより業務の省力化を図る。このため、同システムの設計・開発を進めるとともに、本省集約サーバの調達を行い、環境を構築する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

B

（判定方法）

業務・システム再構築の完了比率

（「次期在外経理システムの設計・開発」については、平成22年度に予定していた主要機能部分である一次開発を完了し、ハードウェア・ソフトウェアの調達を行った。当初の工程よりも調達時期が若干遅れたことから、達成度合はBとする。

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未	達成はしていないが進展あり

D	25%以上 50 未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、次期在外経理システムの設計・開発を昨年度から引き続き継続し、またハードウェア機器等を調達して同システムの環境構築を行い、平成23年度末までに在外公館に設置しているサーバを本省に集約することとした。

〔予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果〕

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

平成19年度において、各在外公館の在外経理サーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、平成19年度から平成22年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。

平成21年度において、次期在外経理システム開発予算を国庫債務負担行為としたことにより、平成21年度から平成23年度末までの間のシステム開発を可能とし、サーバ本省集約化による業務の省力化等が実現することになった。

平成22年度において、次期在外経理システムのサーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、平成22年度から平成26年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

在外公館の会計担当者の業務は、経理手続き等の一層厳格な運用や予算執行改善のための追加的な調査が求められる等新たな業務が増えており、在外経理システムの一層の最適化を図る必要がある。そのため、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づいた次期在外経理システムの構築を引き続き推進する。

〔目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策〕

評価をするにあたり使用した資料

在外経理システムの業務・システム最適化計画（平成18年3月31日改訂外務省情報化推進委員会決定）

[事前評価]

- (1) 無償資金協力案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 545
- (2) 有償資金協力案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 547

(注) 本評価は、外務省ホームページ→政府開発援助（ODA）ホームページ→ODA 評価→評価結果→政策評価法に基づく事前・事後評価報告書（事前評価 2010 年度）に掲載されている。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

事前評価

評価担当課室名	業務内容
国際協力局 国別開発協力第一課	東アジア、東南アジア、大洋州についての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案及び実施。東アジア、東南アジア、大洋州地域についての経済協力に関する国際機関等（例：アジア開発銀行（ADB）など）に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第二課	南西アジア、中南米、中央アジア・コーカサス、アフガニスタンについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：米州開発銀行（IDB）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。
国別開発協力第三課	欧州、中東、アフリカについての国別及び地域別の経済協力に関する計画の作成（例：国別援助計画の策定）、国別及び地域別の無償資金協力・技術協力・有償資金協力に関する計画の立案および実施。これらの地域についての経済協力に関する国際機関（例：アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）など）等に関する業務。現地ベースの政策協議の実施を始めとする現地機能の強化。

2010年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1. 無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N（交換公文）供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償等について、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日
トンガ王国	バイオラ病院改善整備計画（第2次）	平成 22 年 5 月 11 日
エチオピア連邦民主共和国	ティグライ州地方給水計画	平成 22 年 5 月 14 日
イエメン共和国	地方給水整備計画	平成 22 年 5 月 17 日
コンゴ民主共和国	キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画（第二次）	平成 22 年 5 月 18 日
コンゴ民主共和国	ンガリエマ浄水場拡張計画	平成 22 年 5 月 18 日
ニカラグア共和国	サンタフェ橋建設計画（本体工事）	平成 22 年 5 月 27 日
タンザニア連合共和国	ニューバガモヨ道路拡幅計画	平成 22 年 5 月 31 日
ブルンジ共和国	ブジュンブラ市内交通網整備計画	平成 22 年 6 月 7 日
ラオス人民民主共和国	チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画	平成 22 年 6 月 15 日
ウガンダ共和国	中央ウガンダ医療施設改善計画	平成 22 年 6 月 17 日
マリ共和国	バマコ中央魚市場建設計画	平成 22 年 6 月 23 日
カンボジア王国	ネアックルン橋梁建設計画	平成 22 年 6 月 23 日
インドネシア共和国	マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画（2/2 期）	平成 22 年 6 月 25 日
ナイジェリア連邦共和国	第二次小学校建設計画	平成 22 年 6 月 29 日
ケニア共和国	エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画	平成 22 年 7 月 26 日
パキスタン・イスラム共和国	アボタバード市上水道整備計画	平成 22 年 7 月 27 日
マラウイ共和国	中等学校改善計画	平成 22 年 8 月 31 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール国際空港誘導路改修計画	平成 22 年 10 月 4 日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール県及びバーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画	平成 22 年 11 月 10 日
ケニア共和国	ナイロビ西部環状道路建設計画	平成 22 年 11 月 16 日
スリランカ民主社会主義共和国	東部州五橋架け替え計画	平成 22 年 11 月 25 日
アフガニスタン・イスラム共和国	感染症病院建設計画	平成 22 年 12 月 12 日
東ティモール民主共和国	オエクシ港緊急改修計画	平成 22 年 12 月 14 日
パレスチナ自治区	ジェリコ市水環境改善・有効活用計画	平成 23 年 2 月 28 日

国名	案件	交換公文署名日
セネガル共和国	ダカール州及びティエス州小中学校建設計画	平成 23 年 3 月 9 日
スワジランド王国	中等教育改善計画	平成 23 年 3 月 9 日
カンボジア王国	第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画	平成 23 年 3 月 15 日
カンボジア王国	地方州都における配水管改修及び拡張計画	平成 23 年 3 月 15 日
レソト王国	中等学校建設・施設改善計画	平成 23 年 3 月 16 日

2. 有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N(交換公文)供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日
ウズベキスタン共和国	タリマルジャン火力発電所増設計画	平成 22 年 5 月 1 日
インドネシア共和国	第三次気候変動対策プログラム・ローン	平成 22 年 6 月 23 日
ブラジル連邦共和国	サンパウロ州沿岸部衛生改善計画(Ⅱ)	平成 22 年 7 月 2 日
タイ王国	バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)	平成 22 年 9 月 28 日
トルコ共和国	ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)	平成 22 年 11 月 22 日
ベトナム社会主義共和国	ニャットン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)	平成 23 年 1 月 21 日
ベトナム社会主義共和国	ギソン火力発電所建設計画(第二期)	平成 23 年 1 月 21 日
フィリピン共和国	道路改良・保全計画	平成 23 年 1 月 28 日
インド	ヤムナ川流域諸都市下水道整備計画(Ⅲ)	平成 23 年 2 月 17 日
スリランカ民主社会主義共和国	大コロombo圏都市交通整備計画(フェーズ 2)(第二期)	平成 23 年 3 月 22 日

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>